

平成二十五年 課程博士学位請求論文

初期日興門流史の研究

立正大学大学院

文学研究科仏教学専攻

本間 俊文

目次

| | |
|----------------|----|
| 序章 | 1 |
| 第一節 問題の所在 | 3 |
| 第二節 研究史概観 | 7 |
| 第一項 史料集 | 7 |
| 第二項 著作・論文 | 9 |
| 第三項 その他 | 13 |
| 第三節 本論文の構成 | 17 |
| 第一章 日興門流史概観 | 21 |
| はじめに | 23 |
| 第一節 門祖日興の生涯 | 25 |
| 第一項 日蓮聖人在世中の日興 | 25 |
| 一、出生―入門 | 25 |

| | |
|---------------------|----|
| 二、佐渡と日興 | 29 |
| 三、四十九院からの追放 | 31 |
| 四、熱原法難 | 33 |
| 第二項 日蓮聖人滅後の日興 | 40 |
| 一、身延期 | 40 |
| 二、富士期 | 44 |
| 小結 | 48 |
| 第二節 日興滅後における門流の展開 | 55 |
| 第一項 日興の門弟 | 55 |
| 第二項 大石寺における門弟の動向 | 58 |
| 一、日道・日郷の論争と大石寺東坊地係争 | 58 |
| 二、日郷門下の動向 | 61 |
| 第三項 重須本門寺における門弟の動向 | 66 |
| 一、日妙・日代の対立 | 66 |
| 二、日仙・日代の対立 | 67 |
| 第四項 日尊とその門弟における京都布教 | 71 |

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 一、日尊の京都布教 | 71 |
| 二、日尊門下の動向 | 73 |
| 小結 | 74 |
| 第二章 日興門流における曼荼羅本尊の継承 | 81 |
| はじめに | 83 |
| 第一節 『白蓮弟子分与申御筆御本尊目録事』（『弟子分本尊目録』）について | 85 |
| 第一項 『弟子分本尊目録』記載の弟子檀越 | 86 |
| 一、僧弟子分について | 89 |
| 二、檀越弟子分（俗弟子分・女人弟子分・在家人弟子分）について | 94 |
| 三、日興違背の弟子檀越 | 96 |
| 第二項 現存する申し与えられた日蓮聖人曼荼羅本尊 | 99 |
| 第三項 その他の日興添書にみる日興の弟子檀越 | 109 |
| 小結 | 112 |
| 第二節 日興の曼荼羅本尊書写 | 119 |

| | | |
|-----|--------------------------|-----|
| 第一項 | 伊東市吉田光栄寺所蔵の新出日興曼茶羅本尊について | 120 |
| 第二項 | 日興曼茶羅本尊の特徴 | 135 |
| 第三項 | 日興曼茶羅本尊被授与者の考察 | 138 |
| 一、 | 陸奥国 | 139 |
| 二、 | 駿河国 | 144 |
| 三、 | 甲斐国 | 149 |
| 四、 | 佐渡国 | 154 |
| 五、 | その他 | 159 |
| 第四項 | 曼茶羅本尊授与の目的 | 165 |
| 一、 | 追善供養・年回忌供養 | 165 |
| 二、 | 諫曉活動実施の記念 | 169 |
| 三、 | 持仏堂安置 | 170 |
| 小結 | | 172 |
| 第三節 | 日興の門弟による曼茶羅本尊の受容と書写 | 180 |
| 第一項 | 日興曼茶羅本尊内加筆の門弟添書 | 180 |
| 第二項 | 門弟の曼茶羅本尊書写 | 193 |

| | |
|---------------------|-----|
| 一、 卿阿闍梨日目 | 204 |
| 二、 弁阿闍梨日道 | 208 |
| 三、 宮内卿日行 | 210 |
| 四、 宰相阿闍梨日郷 | 212 |
| 五、 撰津公日仙 | 214 |
| 六、 蔵人阿闍梨日代 | 216 |
| 小結 | 218 |
| 第三章 日興門流における諫暁活動の展開 | 225 |
| はじめに | 227 |
| 第一節 中世日蓮教団の諫暁活動 | 229 |
| 第一項 諫暁活動展開の概観 | 229 |
| 第二項 各門流の諫暁活動 | 243 |
| 一、 身延門流 | 243 |
| 二、 日什門流 | 246 |

| | |
|------------------------|-----|
| 三、中山門流 | 249 |
| 小結 | 252 |
| 第二節 日興在世中における日興門流の諫暁活動 | 256 |
| 第一項 日興在世中の諫暁活動 | 256 |
| 第二項 申状について | 260 |
| 一、書式と内容 | 260 |
| 二、副進書 | 270 |
| 第三項 代官派遣による諫暁活動 | 274 |
| 小結 | 279 |
| 第三節 日興滅後における日興門流の諫暁活動 | 284 |
| 第一項 日興滅後の諫暁活動 | 284 |
| 第二項 申状の書式と副進書の継承 | 287 |
| 第三項 門弟別にみた諫暁活動 | 290 |
| 一、卿阿闍梨日目 | 290 |
| 二、弁阿闍梨日道 | 295 |
| 三、大夫阿闍梨日尊 | 298 |

| | |
|-----------------------|------------|
| 四、式部阿闍梨日妙 | 302 |
| 五、藏人阿闍梨日代 | 305 |
| 六、宮内卿日行 | 308 |
| 七、宰相阿闍梨日郷 | 311 |
| 小結 | 315 |
| 第四章 日興と弟子檀越の交流 | 321 |
| はじめに | 323 |
| 第一節 日興と弟子檀越の往来 | 325 |
| 第一項 日興在世中における弟子檀越の分布 | 326 |
| 第二項 日興と弟子檀越の往来 | 328 |
| 一、使者派遣による往来 | 329 |
| 二、布教活動に関する往来 | 334 |
| 三、諫曉活動に関する往来 | 342 |
| 第三項 日興門流と他門流間における往来 | 344 |

| | |
|---|-----|
| 小結 | 346 |
| 第二節 日興門流における物品の授受について | 360 |
| 第一項 日興文書にみえる物品の数々 | 360 |
| 第二項 贈与者別にみた物品の授受 | 365 |
| 一、日興↓弟子檀越への物品贈与 | 369 |
| 二、弟子檀越↓日興への物品贈与 | 371 |
| 第三項 年中行事・仏事における物品の授受 | 376 |
| 小結 | 383 |
| 第五章 日興門流史における諸課題 | 389 |
| はじめに | 391 |
| 第一節 日興書状にみえる「六郎入道」について — 波木井実長との同異をめぐって — | 392 |
| 第一項 日興と波木井実長の関係について | 393 |
| 第二項 六郎入道宛日興書状の内容検討 | 397 |
| 第三項 六郎入道宛日興書状の年代検討 | 406 |

| | |
|----------------------------------|-----|
| 引用・参考文献一覧 | 451 |
| 終章 | 445 |
| 小結 | 439 |
| 三、関連史料の系年考 — 花押の相貌を中心に — | 436 |
| 二、「災難事」と徳治二年の法難 | 435 |
| 一、「入道」と徳治二年の法難 | 432 |
| 第三項 法難の関連史料 | 429 |
| 第二項 法難における門弟の動き — 日目・日乗・日盛を中心に — | 425 |
| 第一項 法難の本拠史料 | 423 |
| 第二節 徳治二年の法難について | 422 |
| 小結 | 415 |

序
章

第一節 問題の所在

周知の通り、日興（富士）門流とは六老僧の一人、白蓮阿闍梨日興を派祖として興された門流のことである。日蓮聖人滅後、日興は駿河国を自らの布教拠点に定めて大石寺・北山本門寺を建立し、この二箇寺を拠点に教化活動を展開した。日興滅後には、その門弟らによって新たに種々の寺院が各地に建立され、日興門流の教線は駿河だけに留まらず広域に伸張した。爾来、日興門流は日蓮教団の中でも一派をなす門流として大いなる発展を遂げ、その中心寺院は「富士五山」「興門八箇本山」とも総称されて、今日に至っている。

鎌倉時代、いわゆる「鎌倉新仏教」を興起させた僧侶の一人として登場した日蓮聖人は、建長五年（一二五三）に立教開宗を宣言し、それまでの既成教団からは独立した仏教者として新たなスタートをきった。その日蓮聖人の教説に惹かれて弟子となった日興は、師・日蓮聖人の教導に導かれながら求法の日々を過ごしていく。

弘安五年（一二八二）十月、日蓮聖人は一門の後事を六老僧に託して入滅するに至る。当時はまだ成立して日が浅い新宗派であった日蓮教団にとって、日蓮聖人という絶対的指導者を失ったことは痛恨の極みであると共に、聖人が築き上げた教団が今後歩むべき道を先導する役割を、初めて弟子が担うということでもあった。日蓮聖人の入滅直後の時期は、弟子の立場が「求法者」から「弘法者」へと変わる日蓮教団最初の大きな転換期であり、教団の今後を占う上でまさに真価が問われる重要な時期であったと言える。今日まで連綿と続く日興門流の長い歴史の中で、弘法者としての役割を託された六老僧の一人である日興が、駿河を中心に教線を拡張して門下を牽引した「初期日興門流」の動向は、日蓮教団における原初的狀況の一つとして刮目されるべきものである。

さて、過去における人物の具体的動向や歴史的事跡を探ろうとした時、その人物が書き残した文書が中心史料となることは言うまでもない。今日、わが国に弘まる諸宗派の開祖の中で、最も真蹟が多く伝わる僧侶は日蓮聖人であるとされる⁽¹⁾。日蓮聖人の真蹟は、曼荼羅本尊・著作・書状・要文集・図表・写本等、多種多様な内容と

形態のものが数多く現存している。これらの日蓮聖人真蹟が幾星霜を越えて現在まで伝来しているのは、紛れもなく先師による厳格なる恪護の賜物であって、その功績によって今日我々が日蓮聖人の行動と思想を直に窺い知ることができるのである。

日蓮聖人と同様に多くの自筆文書が伝来しているのが、直弟子日興である。今日確認することができる日興文書の具体的数字を挙げると、曼荼羅本尊三〇六幅⁽²⁾、著作・書状類一一一点⁽³⁾、日蓮聖人遺文の写本二五点⁽⁴⁾の存在が認められており、この数量は日蓮聖人の直弟子の中でも群を抜いている⁽⁵⁾。また日興の直弟子である卿阿闍梨日にも、比較的まとまった自筆文書が伝存している。これらの日興文書・日目文書は、日蓮教団初期の動向を伝えるだけに留まらず、鎌倉期における生活状況や文化・風習など、教団史以外の多種多様な歴史的情報をも今に伝える、極めて有益な史料群であると言えよう。そういった面で日興とその門弟の文書は、日蓮聖人真蹟同様に量・質共に非常に高い史料価値を有しているのである。

しかしその一方で、日興らの文書に関する研究は、日蓮聖人真蹟研究に比べて進捗しているとは言いがたく、文書毎の執筆年次や当時の動向について、未だ多くの不明点が存在しているのも事実である。日興門流史研究は、依然として研究の余地が多く残されている領域とも言えるのである。本研究の動機の一つがここにある。

また、日興門流の教義について論じる時、しばしば課題として取り上げられるのが、『二箇相承』を始めとする師資相承に関する問題と五一相對の問題である。

周知の通り、『二箇相承』は日蓮聖人が入滅にあたって日興に一切を付嘱したとする相承書で、今日の学説では日興門流の正統性を主張するために作成された後世の偽書とされるものであり、五一相對は日興と他の五老僧との対立を指す語句である。日蓮正宗や創価学会では特にこれらの事例を史実と捉え、日興が日蓮聖人から唯授一人の付法を受けた正嫡の弟子であることを肯定し、その系譜に連なる教団として自門の正統性を主張している。

しかし一般的に『二箇相承』が後世の偽書とされるように、これを元に日興ただ一人が日蓮聖人から仏法を付嘱されたとする主張は日興滅後の後世になって沸き上がったものであることは、歴史的観点から見て明白である。

にも関わらず、他宗の主張が影響してか、日興に対する印象として日興自身に日蓮聖人から唯受一人の付法を受けた意識があり、それによって天台に与同した他の五老僧を批判した「異端僧」とする見方が宗門内外に根強く残っているように思われる。

このような歴史的事実と現実の隔たりが存在する現状において、日蓮聖人から六老僧の一人として指名された日興が果たして本当に異端僧と捉えるべき弟子であったのか、日興の思想と行動は如何なるものであったのかということは、日興門流史を紐解く上で非常に重要な問題である。この点に疑問を抱いたことが、初期日興門流研究を志すそもそもものきっかけであった。そこで、門流意識に固執せず、日蓮聖人滅後における教団の原初的狀態を公平な視座に立って一つずつ確認していくことが、今改めて必要ではないかと考える。

以上のような教団史的課題を問題点として、本論文では日興から始まる初期日興門流における展開の様相を、布教・生活・交流など様々な歴史的観点から究明することを主たる研究課題とする。日興とその門弟が師・日蓮聖人の思想と行動をどのように捉え、実践・継承しつつ門流の教線を拡張していったのか、その過程を辿ってみたい。

なお、本論文中における語句の表記について少々説明しておきたい。まず「日興門流」という表記については、『日蓮教団全史(上)』に「日興を富士山・富士(『御伝土代』)と呼ぶ所から自派を富士門跡(『尊師実録』)といい富士方と称するようになった。のち富士門流・日興門流・興門派などという」と指摘されているように⁶⁾、日興とその門弟を指して日興(富士)門流との呼称が使用され始めたのは、日興滅後のことである。しかし、本論文においては便宜上、特に断りのない限りは日興在世中の日興とその門弟も含んで「日興門流」という呼称を用いることとする。また、本論文で考察対象とする「初期日興門流」とは、原則として日興在世中から日興の孫弟子までの期間を指すこととする。

以上の点を前提として、本論を進めていきたい。

- (1) 中尾堯・寺尾英智編『【図説】日蓮聖人と法華の至宝』二卷 真蹟遺文（同朋舎メディアプラン 二〇一二年）二七頁、中尾堯・赤尾栄慶編『【図説】日蓮聖人と法華の至宝』三卷 典籍・古文書（同朋舎メディアプラン 二〇一三年）八頁。
- (2) 日興上人御本尊集編纂委員会編『日興上人御本尊集』（興風談所 一九九六年）、本書正誤表、および本論文第二章第二節参照。
- (3) 日興上人全集編纂委員会編『日興上人全集』（興風談所 一九九六年）では、日興の自筆が現存する著作・書状として一一二点を収録しているが、大黒喜道編著『日興門流上代事典』（興風談所 二〇〇〇年）六四九頁によれば、『日興上人全集』一九九頁収録の日興書状『曾祢殿御返事』は撰津公日仙書状であることが指摘されている。よって本論では、日興自筆の著述・書状を一一一点と数えた。
- (4) 『日興上人全集』一四六頁には「日興書写御書一覽」として六二点の日興写本の存在が紹介されているが、坂井法暉稿「日興写本をめぐる諸問題について」（『興風』二一号（興風談所 二〇〇九年）所収）では『日興上人全集』収録「日興書写御書一覽」の増訂を行い、新加日興写本ならびに他筆写本と判断される日興写本について詳細に論じている。その中で坂井氏は、従来日興写本とされてきた大石寺所蔵の日蓮聖人遺文集『御筆集』が日興筆ではないことを指摘している。本論文では、坂井氏の考察に依拠して大石寺所蔵『御筆集』収録写本三一点を別人の筆と判断し、他の増訂と合わせて、現存日興写本を二五点と数えた。
- (5) 日興以外の直弟子五人の現存する曼荼羅本尊数は、日朗二一幅、日昭二幅、日向二幅で、日頂と日持は確認することはできない。また、日興以外の直弟子五人の著作・書状数は、立正大学日蓮教学研究編『日蓮宗宗学全書』一卷（山喜房佛書林 一九五九年）によれば、日朗二〇点、日昭六點、日向・日頂共に四點、日持一点が収録されている。
- (6) 立正大学日蓮教学研究編『日蓮教団全史（上）』（平楽寺書店 一九六四年）七八頁。

第二節 研究史概観

初期日興門流史の展開について論じるに先立ち、日興門流史に関連する主な先行研究を整理・概観しておく。

第一項 史料集

日興門流関連の史料集として挙げられる最も早いものは、日蓮宗宗学全書刊行会（会長風間随学氏、編集長富田海音、編集員稲田海素・浅井要麟・影山堯雄）によつて編集された『日蓮宗宗学全書』（以下『宗全』と略記）である。これは日蓮聖人聖誕七〇〇年を慶祝して、日蓮聖人門下各派に伝わる釈書・論策・史伝・旧記等五百数十巻を一同に活字化したものである。大正十年（一九二一）より順次刊行され、大正十五年（一九二六）に至つて全一八巻が刊行された。その後本書の再刊が企画され、望月歆厚氏を会長として第二次日蓮宗宗学全書刊行会が発足。昭和三十四年（一九五九）より初版本を写真版にして一八巻、新たに史伝旧記の史料を集めて新組版五巻を追加して、昭和三十七年（一九六二）に全二三巻の出版を完了した。『宗全』の編纂は日蓮教団第一の宝策として、内外の研究者から非常に高く評価されている。日興および初期日興門下の史料は第二巻興尊全集・興門集^①に収録されており、日興文書一一四点を始め多くの初期日興門流関連史料が周知のものとなった。また、収録される史料の時代は少々下るが、日興門流関連の史料として第三巻本門宗部には京都要法寺十三世広蔵院日辰の著述が、第四巻日蓮正宗部には大石寺二十六世堅樹院日寛の著作が収録されている。

『宗全』に次いで刊行されたのが、大石寺五十九世堀日亨氏が編集した『富士宗学要集』^②（以下『富要』と略記）である。本書は、堀氏が半生をかけて日蓮聖人滅後の諸門流の古書・問答記・文献史料を蒐集した『富士宗

学全集』の内より、大石寺・保田妙本寺・京都要法寺・西山北山両本門寺・下条妙蓮寺関係の中から重要なものを選び抽出・集録したもので、史料集一〇巻と索引一卷から成り、昭和十年（一九三五）より刊行された。『富要』の特徴としては、収録される史料がほぼすべて書き下し文で記載されている点である。堀氏は立正大学日蓮教学研究所編『昭和定本日蓮聖人遺文』⁽³⁾（以下『定遺』と略記）や『宗全』の編纂者にも名を連ねており、宗門の垣根を越えて先師の遺業を後世に伝え遺すことに尽力された学者の一人と言えよう。なお、『富要』は昭和三十年（一九五五）には山喜房佛書林から、昭和四十九年（一九七四）には創価学会から再版されている。

その後、昭和四十一年（一九六六）に刊行された『静岡縣史料』⁽⁴⁾や昭和四十六年（一九七一）から刊行が開始された『鎌倉遺文』⁽⁵⁾にも日興門流関連史料が多数収録された。そして昭和四十七年（一九七二）、日蓮聖人六九〇遠忌の慶讃事業として大石寺に正本堂が建立された。この落成を記念して、正本堂建立記念出版委員会から『日蓮正宗歴代法主全書』⁽⁶⁾が刊行された。本書は大石寺歴代法主の著作・記述・説法・書状等を集成したもので、三十余巻刊行予定とされている。その内今日までに七巻が刊行され、二十六世日寛までの著作がまとめられている。また、平成元年（一九八九）から刊行が開始された『静岡県史』⁽⁷⁾等をはじめとする自治体史にも、関連史料が多数収められている。

近年に至り、日興の史料については新たな集成本が出版されている。それは平成八年（一九九六）に、興風談所によって刊行された『日興上人全集』⁽⁸⁾（以下『興全』と略記）と『日興上人御本尊集』⁽⁹⁾（以下『興本』と略記）である。『興全』は日興生誕七五〇年を記念して、日興の著述・書状・記録等をまとめたものである。本書では刊行の経緯として、同種の既刊書である前掲諸書が刊行されて以来長い年月を経過し、その間に多くの誤読や表記に関わる不備等が指摘されているものの、その修正が未だ行われていないという現状の問題点を挙げています。そして、それらの誤記等を訂正した上で未収録の日興文書を追加し、さらに新たに多数の日興文書写真を掲載した史料集として刊行したのが本書である。『興全』では既刊書中最多の一四七点の日興文書を収録し、かつその内九二点の史料写真を掲載している。また『興本』については、『興全』同様日興生誕七五〇年を記念して刊行

されたもので、日興が書写した曼荼羅本尊の集成本である。『富要』八巻には日興曼荼羅本尊が一八八幅収録されているが、『興本』ではそれを大きく上回る二九九幅を収録し、さらに平成九年（一九九七）には本書正誤表⁽¹⁰⁾によって新たに増減が指摘され、計三〇二幅の日興曼荼羅本尊の存在が報告されている。『興全』と『興本』は、日興関連史料の集成本として現在最もまとまったものであると言える。

また平成十三年（二〇〇一）に刊行された『千葉県の歴史⁽¹¹⁾』では、昭和三十七年（一九六二）に刊行された『千葉縣史料⁽¹²⁾』収録の保田妙本寺文書に加え、新たに同寺所蔵の史料を翻刻し、五〇〇点を超す保田妙本寺文書が収録されている。いわゆる興門八箇本山の一つに数えられる保田妙本寺所蔵の史料が広く公開されたことは、研究者にとって極めて有益であると言えるよう。

第二項 著作・論文

日興門流史に関する代表的な著作・論文としては、大石寺堀日亨氏が遷化した六年後の昭和三十八年（一九六三）に、それまでの堀氏の論考を再編して刊行された『富士日興上人詳伝⁽¹³⁾』がまず挙げられる。本書は、堀氏が『富要』に収録した史料をはじめとする諸文献を精査して、日興の幼年時代、修行時代、導師時代、熱原法難、血脈付属、身延離山、大石寺と本門寺の建立、諸老の違背、国家諫暁、本六人新六人制度、述作・注記・書状、最後の遺誡等の項目を立て、日興を中心に歴史的・教学的両側面から研究・詳述したものである。さらに本書の後半部には、付録として日興の直弟子および孫弟子、主要な檀越についての略伝が収められており、初期日興門流の事跡について非常に詳しくまとめられている。『富士日興上人詳伝』は、初期日興門流研究の先駆的研究書であると言える。堀氏はこの他、『熱原法難史⁽¹⁴⁾』『日興上人身延離山史⁽¹⁵⁾』等、日興門流史上の重大事件に関する著作も残している。

『富士日興上人詳伝』発刊の翌年、昭和三十九年（一九六四）には、立正大学日蓮教学研究部によって『日蓮教団全史（上）』⁽¹⁶⁾が刊行された。『宗全』全二三巻の出版が完了した二年後のことである。本書の特長は、日蓮聖人から始まる日蓮教団史を、中世に終わり安土桃山期まで通史的に論述した点である。その中で日興門流の展開については、「日興の離山」「富士門下の展開」「富士門流の分裂」等の項目を設けて詳述されている。また昭和四十二年（一九六七）には、宮崎英修氏が「興門初期の分裂と方便品読不読論―五人所破抄の著者について―」⁽¹⁷⁾との論文を発表した。本稿は、日興滅後の日興門流において発生した方便品読不読論争を始めとする継承問題にスポットを当てて論述したものであり、それらの経緯を辿ると共に、方便品読不読論争に関連して『五人所破抄』の著者に関する考察も行っている。

次に挙げられるのが、昭和五十四年（一九七九）に高木豊氏が発表した論文「日興とその門弟」⁽¹⁸⁾である。高木氏は、日蓮聖人滅後の日蓮教団における原初的狀態を探るためには日興の活動と弟子檀越の存在が大きな手掛かりになるとの問題意識から、日興門流の展開を日蓮聖人在世中と滅後とに大きく二分して考察している。日蓮聖人在世中の日興門流については日興筆『白蓮弟子分与申御筆御本尊目録事』を中心に検討し、滅後の日興門流については『富要』八巻に収録される日興が書写した曼荼羅本尊および授与書を中心史料に据え、授与書に記される被授与者を国別に分けた上で被授与者についての検討を行っている。「日興とその門弟」は、曼荼羅本尊という史料を通して初期日興門流の展開を総合的かつ体系的に究明した、日興門流研究の代表的論文の一つである。高木氏のこの論文によって、日興門流の原初的狀態が明らかとなり、日興門流研究を大きく進展させた論考であると言える。

平成二年（一九九〇）には、日興の大石寺開山七〇〇年を記念して継命新聞社より『日興上人』⁽¹⁹⁾が刊行された。本書はその名の通り日興の生涯と弘経活動に着目して論述したものである。後半には日興書状約五〇通を収録し、それぞれの解説を加えると共に、巻末には年表も付している。また平成五年（一九九三）には、山口範道氏によって『日蓮正宗史の基礎的研究』⁽²⁰⁾が刊行された。本書は日興門流史に関する一五の論考と五つの史料目

録から構成されている。本書後半に掲載される史料目録の一つ、日興・日目の曼茶羅本尊目録では、現存曾存含めて述べ二六三幅の日興曼茶羅本尊と八幅の日目曼茶羅本尊を脇書と共に収録しており、『興本』発刊以前では最もまとまった日興曼茶羅本尊目録である。また日興の花押集として、曼茶羅本尊内花押八〇点・書状内花押三五点の臨写を掲載しており、史料集としても重要な成果を挙げている。

平成六年（一九九四）に刊行された富谷日震氏の『本宗史綱⁽²¹⁾』は、元々は京都要法寺中興の祖とされる十三世日辰の三五〇遠忌に際した記念事業として企画されたものであった。ところが出版が六〇年もの間遅滞し、開山日尊六五〇遠忌に当たる平成六年になってようやく刊行が実現した。本書は、日興門流の成立から現代に至るまでの日尊門流の変遷推移を体系的に網羅した大著であり、多くの関連史料が引用されている点が特徴的である。また、日興をはじめ多数の日興門下の事歴が解説されており、初期日興門流史研究を進める上で参考とすべき点は非常に多い。

そして平成十年（一九九八）には、継命新聞社より『日目上人⁽²²⁾』が刊行された。本書は同社出版の『日興上人』の姉妹篇として、大石寺三世日目の生涯と弘教活動に視点を置いて詳述されたものである。特に後半部において、日目文書と日目関連史料の翻刻と解説を行っている点は注目すべきである。また平成十四年（二〇〇二）には、高橋肅道氏によって『日蓮正宗史の研究⁽²³⁾』が刊行された。自序によれば、本書は宮崎英修氏による度々の大石寺批判の論文を受け、それに対する反論の書として刊行したものであると述べている。本書では、日蓮聖人在世中から現代に至るまでの日興門流史における様々な諸問題を取り上げて論述している。

以上、著作・論文における先行研究について紹介してきたが、近年、従来通説とされてきた教団史に対して新たな見解が提示されている。今それらを三つ取り上げておきたい。

まず一つ目は、日興入滅直後の大石寺にて勃発したとされる道郷論争と大石寺東坊地係争についてである。この件に対して一石を投じているのが、坂井法暉氏の「道郷論争と大石寺東坊地の係争⁽²⁴⁾」である。本稿において坂井氏は、両争論の発端とされる日道と日郷の間には直接争ったことを示す史料は見出せず、むしろ親交的關係

にあつたと述べた上で、今日通説とされる道郷論争は、大石寺東坊地係争の終結後に日道・日郷両門下の対立感情がより深化した結果作り上げられた、虚構の論争であると主張している。さらに、日道を大石寺の四世に連ねる歴代系譜は後世に作られたもので、日道本人に当時大石寺の継承者としての意識があつたかどうかについても疑問視している。この点については、第一章第二節の「日興滅後における門流の展開」以下で検討したい。

二つ目は、従来大石寺四世に連ねられる日道の著とされ、日蓮教団最古の日蓮聖人の伝記本と位置づけられてきた『御伝土代』についてである。この『御伝土代』の著者について新説を提示されているのが、池田令道氏の「大石寺蔵『御伝土代』の作者について」⁽²⁵⁾である。池田氏は本稿において、大石寺所蔵の『御伝土代』正本筆跡の綿密な照合と記述内容の検討を行い、従来の日道説を覆して大石寺六世日時の筆とする見解を示している。

そしてこの結論を受け、日蓮聖人の伝記としては『法華本門宗要鈔』が最古となり、『法華本門宗要鈔』を参照して『御伝土代』が成立した可能性を指摘している。この池田氏の説に対しては東佑介氏が反論を加えているが⁽²⁶⁾、池田氏はさらに東氏の批判に答えるべく「大石寺蔵『御伝土代』の作者について（補遺）」⁽²⁷⁾を發表し、『御伝土代』の筆者を日時に比定する自説を補完している。

三つ目は、日興書写の日蓮聖人遺文についてである。『興全』には「日興書写御書一覽」として、六二点の日興写本の存在が紹介されており、⁽²⁸⁾その多くは大石寺と北山本門寺にそれぞれ所蔵される日興が書写した日蓮聖人遺文の集成本『御筆集』に収録されるものである。日興筆とされてきた『御筆集』に関する研究には、寺尾英智氏の『日蓮聖人真蹟の形態と伝来』⁽²⁹⁾や池田令道氏の「大石寺蔵日興上人書写御書の考察」⁽³⁰⁾があり、両氏共に『御筆集』は初めから遺文集を集成する目的のもとに作成されたものであるとの見解を示している。また近年、小林正博氏は「大石寺蔵日興写本の研究」⁽³¹⁾において、日興筆である可能性を残しつつも大石寺蔵『御筆集』と宮城妙教寺蔵日目所持本『法華経題目抄』の本文の筆跡が一致することを指摘している。これらの研究を受けて坂井法暉氏は「日興写本をめぐる諸問題について」⁽³²⁾を發表し、筆者の特定には至らないものの、『御筆集』は日興筆ではなく日蓮聖人在世時に存在した別人の筆であり、また『御筆集』編纂は日興の指示のもとに成立したの

ではないかと推測している。この坂井氏の指摘に立脚すれば、『御筆集』は日興と同時代を生きた別人の写本というものであるので、その史料的価値は下がらないものの、従来日興写本とされてきた日蓮聖人遺文の数は大幅に減少することになるのである。

このように近年、従来の定説を覆すような刮目すべき新説が提唱されており、日興門流史研究は新たな展開を見せている。

第三項 その他

日興門流関係の事跡をまとめた年表として、『日蓮正宗富士年表⁽³⁾』がある。これは、日蓮聖人六八〇遠忌を記念して昭和三十五年（一九六〇）に企画されたもので、昭和三十九年（一九六四）に日蓮聖人誕生から慶応三年に至る上巻が刊行され、昭和四十四年（一九六九）に明治元年から昭和四十三年に至る下巻が刊行された。そして昭和五十六年（一九八一）には日蓮聖人七〇〇遠忌に際し、上下分冊であった本年表を一冊にまとめ、昭和四十四年以降の事跡も追加した改訂版が発行された。以来、さらなる改訂増補が行われ、平成二十年（二〇〇八）には増訂二版が刊行されて今日に至っている。本年表の刊行によって、日興門流の動向を時系列に沿って辿ることが容易となった。

平成十二年（二〇〇〇）、大黒喜道氏によって『日興門流上代事典』（以下『上代事典』と略記）が刊行された。本書は、日興門流の上代すなわち西暦一五〇〇年以前における事跡から項目を抽出して解説を加えた事典である。収録されている項目は膨大かつ詳細で、本書の刊行によって日興門流関連史料や事跡に関して格段に理解しやすくなった。『上代事典』は近年の日興門流研究における優れた研究成果の一つと言えよう。

また平成十四年（二〇〇二）には、日蓮聖人立教開宗七五〇年を記念して、興風談所より日蓮聖人遺文を多方

面からデータベース化した『御書システム』が公開された。その後、日興門流史料を網羅してシステム化した『史料システム』も公開され、日興門流関連史料ならびに『上代事典』がデジタルデータベースとして活用可能となった。そして今日では、『御書システム』と『史料システム』が統一化され、日蓮聖人遺文・日興門流をはじめとする各門流関連史料・天台典籍関連史料を収録したデータベースソフト『統合システム』として新たに公開され、日興門流研究者のみならず多方面の研究者に広く活用されている。

以上、日興門流史に関する研究史を概観してきた。本研究は、このような先学の築き上げてきた偉大な功績に依拠するところが大きい。これらの研究動向を踏まえ、本論文では新たな視点を加えながら初期日興門流の展開について考察を加えていきたい。

注

- (1) 『宗全』二巻（日蓮宗宗学全書刊行会 一九二二年）。
- (2) 『富要』全一一巻（雪山書房 一九三五年―）。
- (3) 立正大学日蓮教学研究所編『昭和定本日蓮聖人遺文』（身延山久遠寺 一九五二年初版）。
- (4) 静岡県編『静岡県史料』（角川書店 一九六六年）。
- (5) 竹内理三編『鎌倉遺文』（東京堂出版 一九七一年―）。
- (6) 正本堂建立記念出版委員会編『日蓮正宗歴代法主全書』（大石寺 一九七二年―）。
- (7) 静岡県編『静岡県史』（静岡県 一九八九年―）。
- (8) 日興上人全集編纂委員会編『日興上人全集』（興風談所 一九九六年）。
- (9) 日興上人御本尊集編纂委員会編『日興上人御本尊集』（興風談所 一九九六年）。
- (10) 編纂委員会編『日興上人全集・日興上人御本尊集正誤表』（興風談所 一九九七年）。

- (11) 千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史』資料編 中世3 県内文書2 (千葉県 二〇〇一年)。
- (12) 千葉県史編纂審議会編『千葉縣史料』中世篇 諸家文書 (千葉県 一九六二年)。
- (13) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』(創価学会 一九六三年)。
- (14) 堀慈琳著『熱原法難史』(雪山書房 一九二二年)。なお、本書は一九八九年に中国報編集室より復刻版が刊行されている。
- (15) 堀日亨著『日興上人身延離山史』(大日蓮社 一九三七年)。
- (16) 立正大学日蓮教学研究所編『日蓮教団全史(上)』(平楽寺書店 一九六四年)。
- (17) 宮崎英修稿「興門初期の分裂と方便品読不読論―五人所破抄の著者について―」(『大崎学報』一二二号〈立正大学仏教学会 一九六七年〉所収)。本稿は後に同著『日蓮教団史研究』(山喜房佛書林 二〇一一年)に再録。
- (18) 高木豊稿「日興とその門弟」(川添昭二・高木豊・藤井学・渡辺宝陽編『研究年報 日蓮とその教団』四集〈平楽寺書店 一九七九年〉所収)。本稿は後に同著『中世日蓮教団史攷』(山喜房佛書林 二〇〇八年)に再録。
- (19) 出版委員会編『日興上人』(継命新聞社 一九九〇年)。
- (20) 山口範道著『日蓮正宗史の基礎的研究』(山喜房佛書林 一九九三年)。
- (21) 富谷日震著『本宗史綱』(本山要法寺 一九九四年)。
- (22) 日目上人出版委員会編『日目上人』(継命新聞社 一九九八年)。
- (23) 高橋肅道著『日蓮正宗史の研究』(妙道寺事務所 二〇〇二年)。
- (24) 坂井法暉稿「道郷論争と大石寺東坊地の係争」(『興風』一三号〈興風談所 二〇〇〇年〉所収)。
- (25) 池田令道稿「大石寺蔵『御伝土代』の作者について」(『興風』一六号〈興風談所 二〇〇四年〉所収)。
- (26) 東佑介稿「富士大石寺所蔵『御伝土代』の成立と価値」(『法華仏教研究』八号〈法華仏教研究会 二〇一一年〉所収)。
- (27) 池田令道稿「大石寺蔵『御伝土代』の作者について(補遺)」(『興風』二三号〈興風談所 二〇一一年〉所収)。
- (28) 『興全』一四六頁。
- (29) 寺尾英智著『日蓮聖人真蹟の形態と伝来』(雄山閣出版 一九九七年)。

- (30) 池田令道稿 「大石寺蔵日興上人書写御書の考察」(『興風』一三号(興風談所 二〇〇〇年)所収)。
- (31) 小林正博稿 「大石寺蔵日興写本の研究」(『東洋哲学研究所紀要』二四号(東洋哲学研究所 二〇〇八年)所収)。
- (32) 坂井法擘稿 「日興写本をめぐる諸問題について」(『興風』二二号(興風談所 二〇〇九年)所収)。
- (33) 富士年表作成委員会編 『日蓮正宗富士年表』(富士学林 一九六四年)。

第三節 本論文の構成

本論文は、全体を五章で構成している。

第一章「日興門流史概観」では、本論文の導入部として、初期日興門流史の展開について概観する。日興門流史は、言うまでもなく建長五年（一二五三）に「南無妙法蓮華経」の題目を唱えて立教開宗を宣言された日蓮聖人に日興が出会い、入門したことを淵源とする。そして日興が日蓮聖人の弟子として直参した時期、日蓮聖人滅後、駿河を布教拠点として自らの門弟を先導して教化活動に励んだ時期を経て、日興滅後には門弟によってさらにその教線が拡張されていく。本章は、第一節「門祖日興の生涯」と第二節「日興滅後における門流の展開」の二節を設け、日興を門祖とする日興門流がどのように形成され、どのように発展・展開していくのか、その変遷を最新の研究成果を踏まえながら辿っていく。

第二章「日興門流における曼荼羅本尊の継承」では、日興とその門弟が曼荼羅本尊を書写するという行為を教化活動の中でどのように位置づけ、展開したかについて考察する。本章は全体を三節に分けて考察する。第一節「『白蓮弟子分与申御筆御本尊目録事』（『弟子分本尊目録』）について」では、日興が永仁六年（一二九八）にまとめた『白蓮弟子分与申御筆御本尊目録事』の記述に着目し、日興門流初期における日蓮聖人曼荼羅本尊の受容の在り方と、当時の弟子檀越の実態について検討する。第二節「日興の曼荼羅本尊書写」では、日興が生涯を通して書写した三〇〇幅超の曼荼羅本尊とその授与書等に着目し、日興における曼荼羅本尊書写の意義とそこから見てくる当時の門流の広がりについて検討する。第三節「門弟による曼荼羅本尊の受容と書写」では、日興の門弟による曼荼羅本尊書写の実態と日興が書写した曼荼羅本尊の継承の在り方について、授与書等を中心に検討する。本考察を通して、日蓮聖人が法華経の壮大な世界と真髓を具現化して揮毫した曼荼羅本尊の精神が、初期日興門流の中で継承されていく様子を探っていく。また本章では、調査によって新たに確認することができた新

出史料の検討を加え、それを収録した。

第三章「日興門流における諫曉活動の展開」では、宗祖日蓮聖人によってなされた、権力者に対して宗教者が信仰的な誤りを指摘して諭す行為である諫曉活動が、日興門流においてどのように継承・展開されていったか、その具体的様相を探る。特に各師が諫曉活動の際に権力者に提出した申状を中心史料として、考察を進めていく。本章は三節からなる。第一節「中世日蓮教団の諫曉活動」では、日興門流の諫曉活動を検討する前段階として、日蓮聖人滅後の中世日蓮教団における諫曉活動の全体像を確認し、諸門流による諫曉活動の実態と展開について考察する。第二節「日興在世中における日興門流の諫曉活動」では、日興在世中に行われた日興とその門弟による諫曉活動について考察する。日興が作成した申状の書式や申状に副えて提出した副進書に着目し、聖人の直弟である日興がどのような方法・主張をもって諫曉活動を果たしたのか、また門祖としての立場から、門弟に対して諫曉活動をどのように指揮したのか等を検討する。第三節「日興滅後における日興門流の諫曉活動」では、日興滅後の門弟による諫曉活動の展開について考察する。申状の内容や書式・副進書の継承の在り方を通して、門弟による諫曉活動の実態とその特色を検討する。本考察を通して、日蓮聖人が目指した立正安国の理想世界実現という遺志が、日興門流の中で受け継がれていく過程を辿っていく。

第四章「日興と弟子檀越の交流」では、日興在世中における日興と弟子檀越との関わり方について考察する。本章は、次の二つの視点から検討を試みる。第一節「日興とその門弟の往来」では、日興文書や門弟文書に散見される往来の記述に着目し、日興門流内でのどのような目的の往来が行われ、その往来が当時の生活や布教活動とどのように結びつき、門流の教線拡張へとつながっていったのかを考察する。第二節「日興門流における物品の授受について」では、往来の記述と同様に、日興文書に頻出する布施・供養品をはじめとする物品授受の記述に着目する。そして、贈与物と贈与者との関係や年中行事・仏事における物品授受の記録から、日興在世中の生活状況や文化の一端を探ると共に、日興と弟子檀越あるいは門弟と弟子檀越の間で互いどのような生活的サポートがなされていたのかを検討する。本考察によって、鎌倉期における日興と弟子檀越の具体的な行動の一端を追

究していく。

第五章「日興門流史における諸課題」では、初期日興門流史において史料不足等の理由から解明されていない課題点について考察を試みる。この本章においては、次の二つの課題点を取り上げる。第一節「日興書状にみえる「六郎入道」について―波木井実長との同異をめぐって―」では、日興から書状を三通賜っている「六郎入道」という檀越についてである。この六郎入道は従来波木井実長に比定されてきたが、それはあくまでも推測に留まり、両者を同人とする積極的な根拠は見出せない。本節では、果たして六郎入道が波木井実長と同人なのか、あるいは別人なのかを種々の視点から検討する。第二節「徳治二年の法難について」では、日興在世中の徳治二年（一三〇七）に日興門下の周辺において発生した「徳治二年の法難」についてである。当法難は宗教的弾圧事件としての性格を有する重大事件と想定されるものの、その全容は未だ解明されていない。ここでは法難に関連する史料を改めて整理分析し、法難に対する日興門下の対応と法難の動向について検討する。

以上、本論文では右の五章を立て、初期日興門流史の展開を教団史的視座から明らかにしようとするものである。

第一章

日興門流史概觀

はじめに

日本における仏教の伝来は、五三八年に百済の聖明王が日本の欽明天皇に仏像・仏具・経典を贈ったことが起源とされる。百済よりもたらされた仏教は、飛鳥時代には聖徳太子によって政治倫理の基盤に据えられて仏教興隆の礎が築かれ、奈良時代には鎮護国家思想が盛り上がりを見せて南都六宗が成立した。また平安時代には、最澄と空海が唐から多数の經典および法具等を請来すると共に、天台宗と真言宗を開宗した。両師の活躍によって、日本仏教の進むべき道が示されたといっても過言ではなからう。

平安時代中期以降になると、次第に仏教の終末的歴史観を説く末法思想が盛んとなる。その中で、極楽浄土への往生を説く浄土教信仰が流行し、空也・源信・良忍らの諸師によって全国的な展開を見せた。そして鎌倉時代に至っては、末法思想の影響が貴族から武士、民衆にまで及ぶようになり、奈良・平安仏教の鎮護国家的性格ではなく、末法における武士や民衆の救済を願う庶民帰属の仏法を主張する僧侶が次々と登場した。それは法然（浄土宗）・親鸞（浄土真宗）・一遍（時宗）・栄西（臨済宗）・道元（曹洞宗）らに代表され、これらの諸宗は鎌倉新仏教と総称される。鎌倉期は、末法意識と対決し、その超克を目指す仏教がまさに隆盛を極めた一時代であった。このような時代に日蓮聖人（一二二二—一二八二、以下「聖人」と略記）は生を受け、鎌倉新仏教を形成する僧侶の一人として、目覚ましい活躍を見せるのである。

聖人は建長五年（一二五三）、「南無妙法蓮華経」の題目のもとに立教開宗し、今日まで連綿と続く日蓮教団の礎がここに築かれた。そして、法華一乗こそが末法相応の正法と主張すると共に、諸宗、特に念仏・禅の二宗は邪法であるとして痛烈に批判・折伏した。これにより聖人は種々の迫害に遭遇するも、それに臆することなく伝道教化に邁進し、徐々に聖人の教学に賛同する弟子・檀越を獲得するに至る。そうして聖人の弟子となった一人が、白蓮阿闍梨日興（一二四六—一三三三）である。日興は元々天台宗寺院の住僧であったが、聖人に出会った

ことにより、今までの信仰を擲って聖人の弟子となることを選んだ。日興が聖人から教導を受けた際に感じた衝撃と、自らの信仰を捨てて聖人の門に身を投じた日興の覚悟は、相当なものであったに違いない。これ以降、聖人の弟子として直参し、聖人の思想や行動・教化活動に側で触れながら、布教活動に励んだ。

日興は聖人入滅に際し、六老僧の一人に指名され、滅後の法灯を託された。聖人滅後は自身の布教地である駿河に至り、大石寺と本門寺の基盤を築いて、ここを拠点に教化活動・門弟育成を展開していくのである。

本章は本論文の導入部として、聖人と同じく鎌倉時代に生を受けた日興がどのような生涯を送り、またその日興を門祖とする日興門流が時代の流れの中でどのように展開していくかを最新の研究成果を踏まえた上で改めて検討し、初期日興門流史を概観することから始めたい。

第一節 門祖日興の生涯

第一項 日蓮聖人在世中の日興

一、出生―入門

日興の出生時期について、『御伝土代』には「日興上人者八十八代一院御宇、寛元四ヒツへ御タニンシヤウ、ゾクシヤウハキウチ、甲州大井シヤウノ人ナリ」⁽¹⁾とあり、また大石寺十七世日精著『富士門家中見聞』には「御誕生は人王八十七代後嵯峨院の御宇寛元四年丙午三月八日の御誕生なり」⁽²⁾との記述が見られる。これらの記述から、日興誕生の日時を寛元四年（一二四六）三月八日とすることが通説となっている。ただし、『富士門家中見聞』は近世に成立した伝記本であるため、三月八日との日付には多少疑義が残るものの、寛元四年という年については間違いないと言える。それは日興が正中二年（一三二五）九月二十三日に書写した曼荼羅本尊に「満八十」⁽³⁾と自身の満年齢を記しており、ここから逆算すれば明らかである。出生地は、先に挙げた『御伝土代』の引用文中に「甲州大井シヤウノ人ナリ」とあることから、甲斐国大井荘が置かれた、現在の山梨県南巨摩郡鵜沢町の地と想定される。⁽⁴⁾ 現在鵜沢町に所在する蓮華寺境内が父親の館跡すなわち日興の出生地とも伝えられるが⁽⁵⁾、この点について堀日亨氏は否定的な見解を示している⁽⁶⁾。日興の両親については、日興の『白蓮弟子分与申御筆御本尊目録事』に次のような記述が見られる。

河合入道者日興祖父也。仍所ニ申与ニ如レ件。

遠江国前住甲斐国大井橋六三男橋三郎光房者日興舍弟也。仍所ニ申与ニ如レ件。⁽⁷⁾

つまり、遠江国前住の紀氏・大井橋六が日興の父であり、河合入道の女子が日興の母となる。また日興が元徳

三年（一一三三）二月二十四日に、母の一周忌に際して書写した曼荼羅本尊に「為悲母妙福一周忌之菩提書写之」⁽⁸⁾との授与書が記されることから、日興の母は妙福という法号であったことがわかる。この両者のもとに日興は生を受けたのである。しかし、父・大井橋六は建長年間、日興幼年期に早世したとされ、母・妙福はその後武蔵国の綱嶋九郎太郎のもとへ再嫁し、元徳二年（一一三〇）に至って逝去したことが伝えられている。また、大井橋六と妙福の間には三男として橋三郎光房という日興の弟がおり、母の再嫁先・綱嶋九郎太郎との間にも綱嶋九郎次郎時綱という子が生まれている。日興が長男であるか次男であるかは断定できないが、日興に兄弟が存在したことを知ることができる。

父が早世し母も再嫁した後、日興は母方の祖父である河合入道の元で育てられたようである。そして、日興の幼少期の事績について、『御伝土代』に次のような記述が見られる。

幼少期ヨウセウニシテ、駿州四十九院寺上へシユ学アリ、同国富士山フモト、須トノシヤウ良覚美作阿闍梨ニ謁シテ、外典ノアフキヲキハメ、ストノシヤウノ地トウ冷泉中将ニ謁シテ歌タウヲキハメ給⁽⁹⁾

この記述によれば、日興は幼い頃より勉学のために駿河国蒲原庄四十九院に上り、須津庄・良覚美作阿闍梨に外典を学び、同庄地頭・冷泉中将に歌道を学んだとされている。四十九院は現在では廃寺となっており、その正確な跡地を割り出すことは困難であるが、堀氏は駿河国岩本実相寺と富士川を挟んだ近隣にあったと推測している⁽¹⁰⁾。この岩本実相寺・四十九院の両寺は天台宗寺院であった。良覚美作阿闍梨の詳細については不明だが、冷泉中将について堀氏は、歌道の大家である万里小路隆茂を指すと述べている⁽¹¹⁾。日興が詠んだとされる詠歌は現在九首が伝わるが⁽¹²⁾、これらの詠歌が詠まれた背景には、冷泉中将による指導の影響があったであろう。

日興は、四十九院における初等教育を始め、これらの人物に就いて修学の日々を送った。そして四十九院にて出家得度し、弘安元年（一二七八）三月の『四十九院申状』の冒頭に「駿河国蒲原ノ庄四十九院ノ供僧積ノ日興等謹テ申⁽¹³⁾」とあるように、少なくとも弘安元年春頃まで四十九院の供僧⁽¹⁴⁾、すなわち本尊に香華を供えるなどの用

務に携わる供奉僧としての立場であったことが窺える。

天台宗僧侶として仏道を歩み出した日興であったが、間もなくして重大な転機が訪れる。それは、後に鎌倉新仏教を築いた僧侶の一人と称される聖人との出会いである。日興は聖人と出会い、その教学に心打たれ、それまでの信仰を擲って聖人に弟子入りするのである。その聖人と日興の出会い・入門については、次のように伝えられている。

建長八年（一二五六）二月頃から正嘉・正元年間（一二五七―一二五九）にかけて大雨・洪水・飢饉・疫病などが続発、正嘉元年（一二五七）八月二十三日には鎌倉を大地震が襲った。また一方では、寛元四年（一二四六）の名越光時・その弟時幸らによる執権北条時頼殺害の企てを筆頭に、権力闘争が勢いを増して内乱が度々起こった。これらの天災・内乱を受けて、幕府は種々の対策を試みるも、その事態は悪化の一途を辿っていった。

聖人はこのような現状を鑑み、無数の災難が勃発する原因と対策を經典に求めようと発起し、一切経蔵に入蔵して一切経を閲読した。聖人が入蔵した一切経蔵は、『法華本門宗要鈔』によれば岩本実相寺の一切経蔵と伝えられる⁽¹⁵⁾。そしてその成果を一書に認め、『立正安国論』と名付けて文応元年（一二六〇）七月十六日、宿屋左衛門尉入道最信の手を介して前執権北条時頼に上呈したのである。『立正安国論』述作の直接的動機は、正嘉元年（一二五七）八月二十三日に発生した鎌倉大地震であることは聖人遺文に明白であるから⁽¹⁶⁾、聖人が実相寺一切経蔵に入った時期は、正嘉・正元年間（一二五七―一二五九）の頃と想定されている。前述したように、日興が居住した四十九院と岩本実相寺は、富士川を挟んで程近い距離にあつたと考えられることから、日興は仏道研鑽のために經典を膨大に所蔵する実相寺に赴いて度々学んだことであろう。そんな中、日興は聖人が一切経蔵に入蔵するために岩本実相寺を訪れた際に聖人に出会い、その教えに感化されて弟子となり、日興の名を賜ったときれている。つまり、日興の入門を正嘉・正元年間（一二五七―一二五九）の頃とする説が、日興の入門時期における通説となっている。この時に聖人に入信したのであれば、日興一一―一三歳頃、かなり若年の頃の出来事と

なるう。

この通説に対して一石を投げかけたのが、高木豊氏である。高木氏は聖人と日興の師弟関係成立の時期について、次のような仮説を立てている。

日蓮の遺文には岩本入蔵についてふれたものはない。ただ一切経・諸経を勘えたという記事のみである。日蓮没（八二年）後七、八十年ごろのものといわれる『法華本門宗要鈔』にはじめて「容駿河国岩本経蔵」との叙述があらわれる。いっぽう、日蓮の遺文のなかで、かれと駿河との関係を示す最古のものは、文永元（六四）年十二月の南条兵衛七郎宛ての書状である。七郎はのちに富士郡最大の檀越となった時光の父で、恐らく鎌倉番役で上番した折、日蓮に帰依したと考えられる。しかし、右の書状によれば、その関係は必ずしもそれ以前の早くからのものであったとは考えられず、むしろ文永元年に近かった時期と思われる。しかも七郎はこの後幾何もなくして不帰の客となった。日蓮はのちに南条氏に与えた書状のなかで、七郎のことにふれ、当時かれは七郎との死別を悼んで、富士郡上野郷へ「わざとかまくらよりうちくだかり御はか」に詣でたという。佐渡流罪以前、日蓮が駿河に行っていることを証しうるのは、右の一事しかない。したがって、日蓮と日興との邂逅を従来のように、日蓮の来駿の時とすれば右の墓参しか考えられない。日蓮はこの時の往還に、自己と同じ叡山横川の流れを汲む岩本実相寺に立ち寄って、住僧と論談の機会をもった。その折、実相寺に場所も関係も近い、天台寺院蒲原四十九院住僧の伯耆房も日蓮にあり、その教説に惹かれてかれの弟子になったと想定する。両者の師弟関係成立の時期を、従来の子嘉文永年間説に対して、文永初年のころであるという仮説を提出したい。⁽¹⁷⁾

つまり高木氏は、岩本実相寺の一切経蔵に入蔵した旨は聖人自身は述べておらず、聖人滅後に成立した『法華本門宗要鈔』⁽¹⁸⁾の記述が初見であるという問題点を指摘している。その上で、聖人の檀越であった南条兵衛七郎が文永二年（一二六五）頃に逝去し、聖人が駿河まで南条兵衛七郎の墓参に赴いたことが『春之祝御書』⁽¹⁹⁾に記

されることを挙げ、確実な史料では佐渡流罪以前の聖人の駿河訪問はこの時の墓参しか確認できないことから、聖人の駿河訪問と日興の入門の時期を文永初年頃であると推測している。高木氏の推測に立脚すれば、聖人と日興の師弟関係成立は、日興一八歳頃のこととなる。この頃は年齢も青年期に差し掛かっており、世の中の成りゆきについて様々な疑問を感じ、新たな行動を起こそうと発起し得る年頃でもあるかと思う。このような時機に聖人と出会い、心打たれて弟子入りを決意したことは可能性として十分考えられよう。これ以降、日興は四十九院供奉僧としての立場に身を置きながらも、聖人の弟子として法華経の実践と布教の日々を送るのである。

二、佐渡と日興

聖人の弟子となった日興であるが、その後聖人在世中に日興の周辺で起こった大きな出来事の一つに、聖人の佐渡流罪が挙げられよう。周知の通り、文永八年（一二七一）九月十二日、侍所所司平頼綱の指揮のもとに聖人は捕縛され、同日深夜に龍口にて斬首されそうになる。しかし斬首が失敗に終わり、聖人は結局佐渡流罪の刑に処せられることとなった。この頃の日興の動向については、『御伝土代』には以下のような記述が見られる。

文永八年^{ハツシツ}九月十二日大聖人御^勘カ^氣ン^時キノトキ、サトノシマ^{佐渡島}へ御トモアリ御年二十六歳ナリ、御名ハ伯耆房配所^{給仕}四ヶ年ギウジアツテ、同十一年^侍イヌヘ二月十四日シヤメンアテ、三月二十六日カマクラエ聖人御トモシテ入^給⁽²⁰⁾

この記述によれば、日興二六歳の時より聖人が佐渡に配流され、日興もまた佐渡に渡り、聖人在島中の約二年半（足かけ四年）の間聖人に常随給仕したことが伝えられる。しかし、日興が佐渡へ渡島した時期を明確に示す史料は、残念ながら確認することはできない。したがって、聖人が佐渡配流のため文永八年十月十日に依智を發つて以降行動を共にしたのか、また後日聖人を慕って佐渡へ渡ったのかは不明と言わざるを得ない。『御伝土代』の記述をそのまま解釈すれば、足かけ四年間佐渡にて給仕したと記されているから、日興の佐渡渡島は文永八年

中の出来事となろう。

なお、日興の佐渡随伴に関しては様々な意見が提出されている。その一つが聖人遺文『夢想御書』の存在についてである。現在玉沢妙法華寺に所蔵される日興写本『立正安国論』の紙背には、聖人が文永九年（一二七二）十月二十四日の夜に見た夢を走り書きした『夢想御書』⁽²¹⁾と称される遺文が存在している。日興写本『立正安国論』の紙背に聖人が佐渡在島中の夢想を記したのであれば、日興が佐渡流罪中の聖人の傍にいたことの傍証にもなる。鈴木一成氏もこれに関連して日興の佐渡在島を述べている。⁽²²⁾ ただし高木豊氏は、日興写本『立正安国論』と紙背文書の先後関係について触れ、逆に聖人が記したものを料紙の一部として使用して、日興が『立正安国論』を書写した可能性を指摘している。⁽²³⁾ 高木氏の指摘が事実であれば、日興写本『立正安国論』と『夢想御書』の関係をもって日興佐渡在島の根拠とすることは困難となる。これに対し、近年菅原関道氏が日興写本『立正安国論』と紙背文書の先後関係について内容的・書誌学的検討を行い、日興写本『立正安国論』が先に成立し、その紙背に聖人が『夢想御書』を書き入れたという先後関係を論証している。⁽²⁴⁾

また、聖人遺文の日興写本の存在から、聖人の佐渡流罪に日興が随伴したと判断する説も出されている。池田令道氏によれば、日興写本『転重軽受法門』（小浜長源寺所蔵）と同『法華行者値難事』（讃岐本門寺所蔵）は、その筆跡から日興が聖人の傍らにあって現場で書写したものであると述べている。⁽²⁵⁾ さらに坂井法暉氏は、佐渡流罪直前、あるいは佐渡流罪期間中に記されたこれらの聖人遺文を日興が速記していることは、日興が佐渡流罪に随伴したことを示しており、この両写本の存在は日興随伴の貴重な文証となるであろうと主張している。⁽²⁶⁾

後述するが、今日佐渡寺院には日興が書写した曼荼羅本尊が三三幅も伝来しており、また佐渡には日興在世中の時点ですでに佐渡国法華講衆と呼ばれる程多数の弟子檀越が存在していた。日興が活動の拠点とした駿河からはるか遠方の地である佐渡において、これだけ多くの事跡が確認できるということは、それ以前に日興と佐渡との間に何かしらの縁があった可能性が非常に高いと思われる。そういったことを勘案すると、日興が聖人流罪時

に佐渡に渡島し、常随給仕の日々を送っていたことはほぼ間違いないであろう。日興の佐渡渡島が、日興と佐渡の弟子檀越との間に師弟関係が成立するきっかけとなったと考えられるのである。

文永八年（一二七一）に聖人の佐渡流罪が決定してから、文永十一年（一二七四）三月八日に鎌倉幕府からの赦免状が佐渡に届くまでの約二年半の間に、聖人は五大部に挙げられる『開目抄』『観心本尊抄』を述作し、我こそが本化上行菩薩の生まれ変わりであり、釈尊の使いとして末法の人々を救済するために正法・法華経を弘通しなければならぬという自覚を明らかにされた。この両書を通して人開顕・法開顕の法門を明確に示した佐渡期は、聖人にとって画期ともいえるべき重要な時期であり、そのような佐渡における聖人の姿を、日興は直参給仕しながら最も近くで見ていたのである。

三、四十九院からの追放

文永十一年春に佐渡流罪を赦免された聖人は、その後同年五月十二日に鎌倉を発ち、身延に入山した。聖人の身延入山後の日興は、『御伝土代』の通りとすれば、地縁のある甲斐・駿河・伊豆方面を中心に布教伝導に務め、多くの弟子檀越を獲得した。その一方で、前述した通り、聖人の弟子となった後も四十九院の供僧を務めていた。そして日興は、既成寺院の住僧という立場から既成寺院の他の住僧に対しても布教を展開するようになる。その結果、同じ四十九院供僧である日持・承賢・賢秀、岩本実相寺住僧の豊前公・筑前房・肥後公ら、熱原滝泉寺住僧の日秀・日弁らを天台から聖人門下へと転換させることに成功している。日興は、自身の最も近くにおいて、また同じ立場である既成寺院の住僧に対して、積極的な教化活動を推し進めたのである。

しかし、日興による積極的な住僧の転化は、当然のことながら既成寺院側からの反発を引き起こすこととなり、日興が供僧として身を置く四十九院と日興らの間に争い事が発生した。その様子は『四十九院申状』によって窺うことができる。『四十九院申状』とは日興撰とされる訴状だが、自筆本は伝来しておらず、大石寺十七世日精

の写本が現在大石寺に所蔵されており、その写本によれば弘安元年（一二七四）三月に承賢・賢秀・日持・日興の四師連名によつて提出されたものであることがわかる。本訴状の冒頭には次のような記述が見られる。

為^ニ寺務^ニ二位律師^ニ嚴^テ、以^テ日興^並日持[・]承賢[・]賢秀等^ノ所学^ノ法華宗^ヲ稱^シ外道^大邪教^ト、奪^ニ取^テ往古^ノ住坊^並田島^令追^出寺内^無レ謂^レ子細^ノ事。

（中略）而^ニ嚴^テ律師^ノ状^ニ云、四十九院^ノ内日蓮^カ弟子^等令^ニ居住^セ之由^有其聞^一。彼^ノ党類^乍学^ニ仏法^ヲ同^シ外道^之教^一令^下改^テ正^見住^中邪義^ノ旨^上、以^ノ外^ノ次第^也。大衆^等令^ニ評定^セ不^レ可^レ令^レ住^ニ寺内^一也云云。因^レ茲^ニ日興等^忽被^レ追^出年来^之住坊^ヲ、已^ニ失^フ御祈祷^{便宜}之学道^一。⁽²⁷⁾

すなわち四十九院寺務二位律師嚴が、供僧でありながら聖人の弟子となつた日興・日持・承賢・賢秀らが寺内に居住していることに不満を感じ、この者達の信仰は外道にも等しい大邪教であるとして、大衆をもつて評議した結果、その住坊・田畑を没収して寺から追放したことに對して、その不当を訴えるために作成したのが本訴状である。日興らが四十九院の供僧を継続しつつも、宗旨とは相違する信仰を保持していることに對して、ついに寺側から不服の念が示されたことがわかる。高木氏は嚴による日興ら追放の事実から、当時の状況を次のように分析している。第一に日興の弘通が効果をあげ、「党類」とみられるまで成長したこと、第二に聖人の教説が外道邪義との評価を受けていたこと、第三に弘安元年においても聖人の弟子の一部、それも聖人の高弟がまだ天台寺院に寄住していたこと、などを挙げている。⁽²⁸⁾

このような嚴の横暴な行動を受け、日興らは果たして聖人の仏法が外道であるか否か、嚴と公場対決を行つて真偽を糾明すべきであるとの要求を、本訴状後半部に強気に示している。日興らが『四十九院申状』を提出した後の動向については全くの不明であるが、『日興上人』によれば、四十九院の所在する駿河は北条時宗の直轄領であり、その一門が多く居住していることからみて、法華衆徒に勝ち目はなかったであろうと推測している。⁽²⁹⁾ 嚴による追放の事実、そしてこの後も日興らが聖人の弟子として活躍していることから考えると、『四十九

院申状』に見られた弘安元年三月の争い以降、最終的に日興らは嚴誉らの要求通り四十九院を追い出されたのである。本申状によって表面化した既成寺院による聖人門下への迫害は、翌弘安二年（一二七五）、熱原法難と成ってより具現化し、駿河の日興とその門弟に対して多大な被害を及ぼすのである。その背景には、高木氏が指摘しているように、日興の弘通が効果をあげて教勢が増してきたことが、大きく影響したものである。なお熱原法難については、次項にて詳述したい。

四、熱原法難

聖人の身延入山以降、駿河においては日興が中心となって聖人の教えを布教伝道し、着実に新たな弟子檀越を獲得していった。前項で述べた通り、日興は四十九院の住僧でありながら聖人の弟子となって聖人の教説を布教した。その教化は既成寺院住僧に対しても積極的に行われ、既成寺院の住僧を多く聖人の門弟へと取り込んだ。しかしそのような住僧の転化は、当然寺院内部における対立を招く要因となり、その対立は四十九院住僧間における訴訟によって表面化することとなる。駿河の日興とその門弟に対する迫害はこれだけでは留まらず、これに連動してついに殉教者を出すほどの大きな法難が勃発することとなる。それが熱原法難である。

熱原法難に関する主な先行研究としては、堀慈琳著『熱原法難史』⁽³⁰⁾、『富士日興上人詳伝』⁽³¹⁾、高木豊著『日蓮とその門弟』⁽³²⁾、『継命新聞社』日興上人⁽³³⁾、長谷川信達稿「熱原法難の周辺に関する一考―伝承再考に向けての試論的覚書―」⁽³⁴⁾等が挙げられる。今これらの先行研究を参照しつつ、当法難について考察していきたい。

熱原法難の発端となる対立は、まず熱原滝泉寺で起こる。その内容は、弘安二年（一二七九）十月に作成された『滝泉寺申状』によって知ることができる。『滝泉寺申状』は、滝泉寺院主代平左近入道行智が日興の弟子となった当寺住僧に対し、種々の迫害を加えた上で訴訟を起こし、その行智の訴状に住僧の下野公日秀・越後房日

弁の両師が陳弁した陳状である。本申状には、行智の行った主な三つの迫害が記載されている。その該当箇所を以下に挙げる。

① 行智^ハ乍^レ補^ニ当^シ寺靈地之院主代^ニ仰^ニ于^テ寺家三河房頼円・並^ニ少輔房日禪・日秀・日弁等^ニ行智於^ニ法華經^ニ者不信用之法也。速^ニ停^ニ止^シ法華經ノ誦誦^一一向^ニ誦^ニ阿弥陀經^一可^レ申^ニ念仏^一之由書^ニ起請文^一可^ニ安堵^一之旨令^ニ下^ル知^セ之間⁽³⁵⁾

② 勤^ニ下^ル方之政所代^ニ去^ヌ四月御神事之最中^ニ法華經信心之行人令^レ刃^ニ傷^セ四郎男^一去^ル八月令^レ切^ニ弥四郎男^一之頸^一⁽³⁶⁾

③ 訴状^ニ云^ク今月二十一日催^ニ数多ノ人勢^一帶^ニ弓箭^一打^ニ入^リ院主分之御坊内^ニ下野房^ハ乘馬相具^シ熱原ノ百姓紀ノ次郎男立^ニ点札^一苴^ニ取^テ作毛^一取^ニ入^レ日秀ノ住房^ニ畢^ヌ云云取意。此条無^ニ跡形^一虚誕也⁽³⁷⁾

本申状の記述によれば、建治二年（一二七六）頃に滝泉寺院主代行智が日蓮門下へと転化した下野房日秀・越後房日弁・少輔房日禪・三河房頼円ら住僧に対し、法華経誦誦を停止して阿弥陀経誦誦を行うよう強要し、さらに念仏を唱える旨の起請文の提出を求め、提出すれば今まで通り寺内に寄住することを認めると言い渡した。行智の強要に頼円は屈してやむなく起請文を提出したが、他の日秀・日弁・日禪の三師はこれを拒否した。その結果、日禪は住坊を奪い取られて富士郡河合に移り住み、日秀・日弁はなおも四年間滝泉寺に留まり続けたが、最終的には住坊を奪い取られた。起請文を提出しなかった日秀・日弁がその後四年間も滝泉寺に寄住できた理由については不明であるが、これが①に見られる行智による一回目の迫害である。

一方、建治四年（一二七八）正月十六日の『実相寺御書』によれば、この頃岩本実相寺内において、当寺住僧尾張阿闍梨が同住僧兼日蓮門下の豊前公に対して問答を仕掛けているし⁽³⁸⁾、さらに既述の通り、弘安元年（一二七八）三月頃には四十九院寺務二位律師嚴誉が日興・日持・承賢・賢秀らの住坊・田畑を奪い取り、寺内からの日蓮門下一掃を企てている。このように、滝泉寺のみならずその周辺寺院においても、この頃から寄住する日蓮

門下に対する圧力が強まりを見せていることが窺える。これは言うまでもなく、既成寺院内において聖人の法華至上主義に信奉する者が増加するにつれて、徐々に既成寺院内の秩序を乱す異質的かつ脅威的な存在として捉えられていたことを物語っている。このような駿河の門弟周辺に起こった不穏な情勢については、聖人も門弟より逐一報告を受けて把握しており、迫害への対処法を助言している様子が『滝泉寺申状』や『実相寺御書』から読み取ることができる。

滝泉寺内日蓮門下の追放を図った院主代行智による迫害の対象は寺内住僧だけに留まらず、これ以降寺外の聖人信奉者に対しても迫害が加えられるようになり、熱原法難はまさに拡大激化の一途を辿ることとなる。行智の第二の迫害は、先に挙げた『滝泉寺申状』の②の記述である。これによれば、行智は弘安二年（一二七九）四月に富士下方得宗政所と結託して浅間大社における神事の最中に四郎という駿河の檀越に刃傷を負わせ、さらに同年八月には、弥四郎という檀越の首を切って殺害したとされる。これにより、一連の法難における最初の殉死者が発生している。そして第三の迫害として先の③によれば、同年九月二十一日、行智の指示で彼に同調する者らが日秀らの檀越の田畑作毛を勝手に刈り取り、それを阻止しようと止めた百姓達との間で乱闘騒ぎが起った。この事実を行智は、弓矢を持った大勢が行智の坊内に立ち入り、日秀が熱原の百姓紀次郎に指示をして作毛を刈り取らせ、それを日秀の住坊に持ち帰ったという内容で苅田狼籍事件を捏造し、逆に日蓮門下の仕業として弥藤次入道をもって幕府に提訴させたのである。この結果、苅田狼籍事件の犯人として檀越の百姓二〇名が幕府に逮捕されて鎌倉へ連行された。聖人は百姓らが捕縛された五日後の同年九月二十六日、日興とその門弟に宛てて『伯耆殿並諸人御書』を送っている。現存の『伯耆殿並諸人御書』は、一〇紙中末尾一紙のみであり、残念ながらその本旨を窺うことはできないが、書状が記された年月日や宛所が日興であることから、この事件の対応に関する聖人の指示が記されていたものと想定されている⁽³⁹⁾。また聖人は同年十月一日に、四条金吾を介して鎌倉在住の弟子檀越一同に宛てて『聖人御難事』を送り、「彼のあつわら（熱原）の愚痴の者どもいゝはげま（言

励)してをどす事なかれ⁽⁴⁰⁾」と述べている。すなわち聖人は熱原法難の勃発により、混乱する門下一同を励まし、教示を發するためには當書状を記した様子が窺える。そして聖人は、行智の訴状による不当性を弁明して、百姓二〇名の釈放を求めするために提出する陳状として同年同月『滝泉寺申状』の草案を作成し、これに添えて熱原法難の渦中にある日興らに宛てて、同年十月十二日『伯耆殿御返事⁽⁴¹⁾』を送り、問注に関する具体的な指示を与えている。なお、『滝泉寺申状』の前半部は聖人筆であるが、後半部は他筆とされ、その中に聖人の添削が記されている。後半の他筆部分の筆者については、従来本申状の陳弁者である日秀筆とする説⁽⁴²⁾と日興筆とする説⁽⁴³⁾の二つの見解が示されていた。これに対し菅原関道氏は筆跡照合を行った結果、本申状の他筆部は富木常忍の筆であるとの見解を提示しており、富木常忍が鎌倉で日興らと相談して草案を認めて身延に送り、その前半を聖人が加筆・校閲した上で、鎌倉の日興らのもとへ送り返されたものであると推測している⁽⁴⁴⁾。菅原氏が主張する説の通りであるならば、熱原法難における一連の問注において富木常忍が極めて重要な役割を果たしており、当法難への対応を日興とその門弟だけではなく、挙党態勢で臨んでいる様子が窺えよう。

こうして聖人と日興らの手を介してまとめ上げられた『滝泉寺申状』の中で、この事件の直接的な原因となつた苅田狼籍事件について、

此条無^ニ跡形^一虚誕也。日秀等被^レ損^ニ亡^セ于行智^ニ不安堵之上^ハ者誰^ノ人^カ可^レ令^レ紮^ニ用^セ日秀等之点札^一。将^タ又^又厄弱^{ナル}土民之族被^レ雇^ニ越^サ于日秀等^一。如^シ然^ハ带^ニ弓箭^一於^レ企^ニ悪行^一者云^ニ行智^ト云^ニ近隣^ノ人々^ト争^カ奪^ニ取^リ弓箭^一召^ニ取^リテ其身^ヲ不^レ申^ニ子細^一哉。矯飾之至宜^レ足^ニ賢察^一矣⁽⁴⁵⁾

と述べ、日秀らは被害者であることは明白であり、行智らの訴訟は全くの虚偽であると主張している。さらに続けて、和泉房蓮海に申しつけ、わざと法華経を反故にして薄い紙板を作つて紺形を彫つたこと、修理用の葺樽一〇〇〇枚中八〇〇〇枚を私的に使用したこと、四月の神事の際に四郎を切らせ、八月に弥四郎をも殺害したと、盗人の兵部房静印から金銭を受け取り、偽つて滝泉寺供僧に採用したこと、百姓を促して動物を殺し、これ

を別当の坊で食していること、仏前の池の魚を捕獲して売り捌いていることなど、数々の行智の非法を挙げている。これによって、今回の苅田狼籍事件が行智の策略によるものであることを根拠付けようとしている。こうして百姓二〇名の身の潔白を必死に主張したにも関わらず、幕府はついにそれを受け入れず、捕らえられた百姓二〇名の内、神四郎・弥五郎・弥次郎の三名を斬首刑に処したのである。それに関する記述を日興の『白蓮弟子分与申御筆御本尊目録事』に見ることができる。その箇所を以下に挙げる。

一、富士下方熱原郷住人神四郎兄。

一、富士下方同郷住人弥五郎弟。

一、富士下方熱原郷住人弥次郎。

此三人者越後房下野房弟子二十人之内也。弘安元年奉_レ信始_レ處依_レ舎兄弥藤次入道訴_レ被_レ召_レ上鎌倉_レ終仁被_レ切_レ頸畢。平左衛門入道沙汰也。子息飯沼判官^{歳十三}ヒキメヲ以散々仁射天可_レ申_レ念仏_レ之旨再三雖_レ責_レ之、二十人更以不_レ申之間張本三人お召禁天所_レ令_レ断罪_レ也。枝葉十七人者雖_レ令_レ禁獄_レ終仁放畢。其後経_レ二十四年_レ平入道判官父子發_レ謀反_レ被_レ誅畢。父子コレタ_レ事ニアラス。法花経_レ現罰ヲ蒙_レレリ⁽⁴⁶⁾

この記述によれば、熱原郷の住人神四郎・弥五郎・弥次郎の三名は、弘安元年（一二七八）に日秀・日弁の弟子となったことがわかる。熱原法難が勃発したのが翌二年（一二七九）であるから、神四郎・弥五郎・弥次郎の三名は、入信後約一年程で当法難の中心的被害者と化してしまつたのである。今回の苅田狼籍事件の処理を司つたのは、聖人が行つた三度の諫曉中二度目・三度目の諫曉相手であり、聖人と常に対立関係にあつた鎌倉幕府侍所所司平左衛門尉頼綱であつた。平頼綱は当時一三歳の子息飯沼判官に指示を出し、百姓らに向かつて散々墓目の矢を射つて拷問にかけさせ、念仏を唱えよと再三責め立てた。しかし、百姓二〇名は平頼綱の權威を恐れず、このような拷問にも全く怯むところがなく、南無妙法蓮華経の題目を唱え続けたという⁽⁴⁷⁾。その結果、神四郎・弥五郎・弥次郎の三名は斬首の刑に処せられ、残りの一七名は禁獄という、極めて厳しい結末を迎えてしまつた

旨が記されている。三名が斬首された具体的な時期については、現時点では確定するには至っていない。堀氏はこの件について、弘安三年（一二八〇）四月八日と想定しているようであるが⁽⁴⁸⁾、『上代事典』は弘安二年（一二七九）十月十七日付『変毒為薬御書』の記述によって、同年十月十五日に斬首が執行されたものと推測している⁽⁴⁹⁾。聖人は捕らえられた百姓らが処刑されたとの報告を受けて『変毒為薬御書』を送り、日興らに再び問注を行うよう求め、さらに斬首を指示した平頼綱に対しては「平ノ金吾ニ可レキ申ス様ハ去文永之御勘氣之時乃聖人ノ仰セ忘レ給フ歟。其殃未レタ畢ラ。重テ招キ取ル十羅刹ノ罰ニ歟⁽⁵⁰⁾」との忠告を伝言するよう要請している。

滝泉寺院主代行智の策略によって引き起こされた熱原法難は、百姓三名の斬首と一七名の禁獄という悲惨な結末に至った。熱原法難後の動向については、先に挙げた『白蓮弟子分与申御筆御本尊目録事』に「枝葉十七人者雖レ令ニ禁獄ニ終仁放畢」とあり、禁獄された一七名は後に釈放された。これをもって熱原法難は一応の終局を迎えたものと見られるが、その後も法難の余波はしばらく続いた模様である。聖人は弘安二年（一二七九）十一月六日付の『上野殿御返事』の中で「此はあつわら（熱原）の事のありがたきに申ス御返事なり⁽⁵¹⁾」と記しており、熱原法難に際して南条時光の助勢があったことが窺える。それは弘安三年（一二八〇）七月二日付『上野殿御返事』に「さては、かうぬし（神主）等が事、いまゝでかゝへをかせ給とて候事⁽⁵²⁾」とあり、この頃においても熱原の信徒である神主らを南条家で匿っている。また同年十二月二十七日付『上野殿御返事』には「あつわら（熱原）のものどものかくをしませ給へる事は、承平の将門、天喜の貞任にやうに、此国のもものどもはおもひて候ぞ。これひとへに法華経に命をすつるゆへ也。（中略）其上わづかの小郷にをほくの公事せめにあてられて、わが身はのるべき馬なし、妻子はひきかくべき衣なし⁽⁵³⁾」とあって、南条时光は当時幕府からわずかな所領に多くの課税をかけられる境遇にあつたことがわかる。その要因には、熱原の神主らを匿ったことなどが影響したものと考えられている⁽⁵⁴⁾。南条時光の助勢は、熱原法難の渦中にある駿河の門弟らにとつて、どれほど大きな力になったかは想像に難くない。一方、行智によって滝泉寺の住坊を奪い取られた日秀と日弁については、同年十一月二十五

日の『富城殿女房尼御前御書』に「さてはえち（越）後房・しもつけ房と申^ス僧をいよどのにつけて候ぞ⁽⁵⁵⁾」とあり、聖人は六老僧日頂を同行させて下総の富木常忍のもとへと避難させている。日秀・日弁の両師は、熱原法難を引き起こす直接的要因である苅田狼籍事件の当事者であるので、行智らによってさらなる迫害が加えられることを危惧しての聖人の措置であったと想定されよう。

以上見てきたように、熱原法難は結果的に文永元年（一二六四）十一月の小松原法難に引き続き、殉死者が生じた日蓮門下にとって重大な法難となった。聖人は熱原法難の渦中であって混乱する駿河の弟子檀越に対して度々書状を送って激励すると共に法難の対応に関する指示を送り、法難の動向に細心の注意を払っていた。鎌倉で法難が推移する中、中心的役割を担って対応したのは日興であり、それは熱原法難を通して聖人から四通の書状を賜り、指示を受けていることから窺える。聖人が弟子檀越に対して度々指示を送った理由について高木氏は、当時の駿河は得宗領であり、北条氏の得宗政治の基盤として強固な政治権力が覆いかぶさっていたことを聖人は熟知しており、もし当地において対立が激化し抗争が生ずれば、その政治権力が当然介入すると考えたからであると指摘している⁽⁵⁶⁾。

このように聖人が熱原法難の動向を深く懸念した背景には、政治権力によって教団が壊滅状態にまで追い込まれた、文永八年（一二七一）の龍口法難における苦い経験があったと思われる。政治権力が絡んだ宗教的弾圧事件である熱原法難が勃発したことは、聖人にとってかつて体験した龍口法難の辛苦を思い起こさずにはいられなかったであろう。だからこそ聖人は、同じような法難を繰り返さぬようにと考え、駿河一地域に限った弾圧としてではなく門下全体に関わる重大な法難として捉え、門下に多くの激励や指示を送ったものと想定される。そのような面から熱原法難は、単に日興を中心とする駿河の弟子檀越に加えられた迫害ではなく、聖人そして門下全体に多大なる影響を及ぼした法難と位置づけられるのである。

第二項 日蓮聖人滅後の日興

一、身延期

弘安五年（一二八二）十月十三日、聖人は武蔵国千束郷の池上宗仲の館にて、六一歳の生涯を閉じた。入滅の五日前、臨終近きことを覚った聖人は、滅後の法灯として本弟子六人いわゆる六老僧を選定した。すなわち日昭・日朗・日興・日向・日頂・日持の六人であり、かつて天台宗寺院住僧から聖人の弟子へと転化して、駿河を中心に教線拡大に勤めた日興も六老僧の一人としての指名を受けた。聖人の入滅は六老僧にとつて当然のこと重大な転機であり、これにより求法者から弘法者へと立場を変え、各々が布教伝道の新たなスタートを切ることとなるのである。

聖人の遺骸は池上にて荼毘に付した後、遺骨は遺言により身延に移され、そこに廟所が設けられた。そして翌弘安六年（一二八三）正月二十三日には聖人の百ヶ日忌が営まれ、その折に六老僧とその他の諸師が月毎に交代で墓所の香花当番をする守塔輪番制が定められた。これにより、日興は九月の輪番にあたることとなった。これらの事実は日興が書き記した『宗祖御遷化記録』⁽⁵⁷⁾によつて知ることができ、本記録は聖人の葬送次第を伝えるだけでなく、その前後における初期教団の体制と動向をも窺い知ることができる。貴重な史料である。

さて、聖人百ヶ日忌の際に取り決められた守塔輪番制は、弘安六年中、すなわち聖人の一周忌過ぎまでは順調に実行されたと見られている⁽⁵⁸⁾。ところが翌弘安七年（一二八四）に入ると、鎌倉幕府が弘安の役以降諸宗・諸社に命じてきた敵国調伏・天下安全の祈禱を、日蓮教団に対しても執行するよう要求してきた。当時、鎌倉では六老僧の日昭・日朗が当地を布教の拠点とし、指導的立場として鎌倉在住諸師の統率にあたっていた。その鎌倉

日蓮教団に対して幕府は、要求する祈禱を行わなければ鎌倉教団を一掃するであろうと圧力をかけてきたのである。このような幕府の命令を受けて日昭・日朗は鎌倉教団の壊滅危機を憂い、申状を提出して陳弁諫曉すると共に、幕府の要求通り祈禱の巻数を捧げるという選択をした。この結果、鎌倉日蓮教団は壊滅の危機を脱し、事なきを得たのである。鎌倉日蓮教団の周辺では、弘安七年から九年頃にかけてこのような危機的事態が発生していた。

しかしこのような鎌倉教団周辺の情勢は、門弟諸師による守塔輪番制の継続実行を狂わすこととなる。つまり、鎌倉方面在住の門弟は幕府の弾圧への対応に追われ、当番月に輪番勤仕することが困難になったのである。この頃の様子について、日興は弘安七年十月十八日の書状『美作房御返事』に次のように述べている。

今年(斜)は聖人之第三年に成らせ給候つるに、身勞(斜)な(斜)のめに候はは何方へも参合せ進せて、御仏事をも諸共に相(嗔)たしなみ可進候つるに、所勞と申、又不一方御事と申、何方にも不参合進候つる事、恐入候上、歎き存候(中略)自何事身延沢之御墓之荒はて候て、鹿かせきの蹄に親子懸らせ給候事、目も当られぬ事に候(59)

本書状によれば、日興は諸方を訪ねて聖人の三回忌の仏事を門弟共々に営みたかったが、この頃体調が優れず、また鎌倉で一大事が起こっていたために、何方へも出かけることができず、遺憾であったと述べている。またこの頃の聖人の墓所の状況について、目もあてられないほど酷く荒廃した状態であるとも述べている。したがって、聖人百ヶ日忌の際に定めた守塔輪番制は、鎌倉における政治権力の圧力が大いに影響を及ぼし、三回忌さえも迎えることなく挫折せざるを得なくなったと見られるのである。なお『日蓮教団全史(上)』によれば、この輪番制は、そこに名を連ねる諸師の年齢から考えて、元々一周忌または三回忌頃までの継続を限度として制定されたもので、その後は輪番を廃して常住持制にするという聖人の内意か、あるいは長老僧たちの内談が行われたのではないかとの推測を立てている。(60)

ともあれ、結果的に守塔輪番制が早々に破綻したことにより、聖人の墓所は管理が行き届かず、荒れ果てた状態に陥ってしまったようである。そこで日興は、自身の布教拠点が駿河で身延に比較的近いということも関係し、

聖人の墓所を守るために自分が身延に常住すべきとの旨を、身延の地頭波木井実長に申し出た。これを波木井実長は快諾し、日興は身延住山を開始するのである。日興の身延住山の時期については、次に挙げる波木井実長書状の系年推定の相違から、異論が提出されている。

(1) 波木井実長書状『与白蓮阿闍梨御房書』 弘安八年(一二八五)正月四日

さてはくおんじに、ほくゑきやうの、ひろまらせをはしまして候よし、うけ給へり候事、めでたくよろこび入ッて候、さて御わたり候事、こしやう人の、御わたり候とこそ、思まいらせ候へ⁽⁶¹⁾

(2) 波木井実長書状『与白蓮阿闍梨御房書』 (年不明)二月十九日

さてわたらせ給候ことは、ひとへに、しやう人のわたらせ給候と思まいらせ候に候⁽⁶²⁾

弘安八年(一二八五)正月八日の(1)において、波木井実長が日興の身延住山をあたかも聖人の再来かと喜んでおり、さらに年次不明二月十九日の(2)においても同様に、実長が日興の身延住山に対する喜びを述べているものである。まず『日蓮教団全史(上)』によれば、(1)と(2)に記される実長側の経済状況から、両書を同年のものとするには疑義があり、(2)の系年は弘安九年(一二八六)二月十九日とすべきであるとする。そして日興は弘安七年末に身延住山を開始し、弘安八年正月四日に(1)を受け、その後一端駿河に下るものの、同年末には再び登山して常住し始め、弘安九年二月に(2)を受けたと推測している⁽⁶³⁾。

これに対し池田令道氏は、『日蓮教団全史(上)』が推測する弘安八年正月以降の身延下山や同八年末の再入山の事実は他の史料では見出せないことを指摘した上で、(2)の系年を弘安八年に推定し、さらに日興の身延常住を弘安七年末頃からの見解を提示している⁽⁶⁴⁾。なお、この点について『御伝土代』には、「身延山ニテ弘法ヲイタクケ^{公家}関東ノソウモンヲ^奏ナシテ、三ヶ年ガ間身延山ニ御住アリ⁽⁶⁵⁾」と、日興の身延常住は三年間とある。日興が後に身延離山を決意するのは正応元年(一二八八)十二月頃であるから、『御伝土代』の記述によってそこから

三年前と逆算すれば、弘安八年末頃の常住となる。

このように諸説あつて断定することは困難だが、いつ常住し始めたかは別として、少なくとも弘安七年末頃から日興が身延入山を開始したことは間違いないであろう。なお富士学林によれば、いわゆる『二箇相承』を賜つたことを根拠に弘安五年末の入山と断定している⁽⁶⁶⁾。しかし、今日では『二箇相承』自体が後世の偽作であることは学術的に明らかにされている。根拠とする史料が偽作であり、かつそれを実証する史料が他にない以上、この富士学林の説は不完全であるといえよう。

こうして日興は身延に住山して統轄を開始するが、程なくして同じく六老僧に任命された日向が身延に登山してくる。日向の身延入山時期に関連する史料として、前掲した弘安八年（一二八五）正月四日の波木井実長書状（1）『与白蓮阿闍梨御房書』に「みんなの阿闍梨の御房の、御はかへ御まいり候べきよしうけ給はり候事、ひとへに御ゆへとあひ存^ジ、又もよろこび入て候⁽⁶⁷⁾」とあり、弘安七年末か八年のはじめに、日向が聖人の墓参のために身延へ登山する意志を表明したことが読み取れる。また、正応元年（一二八八）十二月の書状と伝えられる日興書状『原殿御返事』には「民部阿闍梨世間の欲心深してへつらひ詔曲したる僧、聖人の御法門を立るまては不^三思^寄大に破らんする仁よと、此二三年見つめ候て⁽⁶⁸⁾」と記されていて、日興は身延に登山した日向の謗法を二、三年の間見てきたと述べている。この記述によれば、正応元年の三年前^{||}弘安九年（一二八六）の時点で日向の謗法が開始していると想定されることから、日向の身延住山は弘安九年以前には開始しているものと推測される。これらの史料の記述から、日向の身延住山は弘安八年中に始まったと考えられている⁽⁶⁹⁾。これ以降日向は学頭職として、門弟の育成に力を注いでいくのである。

ところが、身延を統轄する日興と学頭日向との間には教化方法をめぐって次第に確執が生じ、ついには日興が身延離山するまでの騒動に発展してしまふ。この件に関しては、正応元年（一二八八）十二月十六日に日興が波木井実長の子息・長義と推定される原殿に対して送った書状『原殿御返事』に、身延離山に至った詳細な経緯を見ることが出来る。本書状では、日向の教示指導の下に地頭波木井実長がいわゆる「三箇の謗法」を犯したとし、

それに対する日興の批判が記されている。実長が犯した謗法として挙げられるのは、次の三つである。

① 三島大社に参詣し、『立正安国論』に明示される神天上法門に背いたこと

② 本尊として始成無常の一体仏を造立したこと

③ 南部郷福士の塔供養の奉賀について謗施を行ったこと

これらの三箇の謗法を犯した実長について日興は、「此事共は入道殿の御失にては渡らせ玉ひ候はず。偏に詔曲したる法師の過にて候へ⁽⁷⁰⁾」と述べ、実長による謗法の原因は日向の邪義にあると明言している。先に挙げたように、これらの謗法は日興が「民部阿闍梨世間の欲心深してへつらひ詔曲したる僧、聖人の御法門を立るまては不_三思_寄大に破らんする仁よと、此二三年見つめ候て⁽⁷¹⁾」きた間に犯された謗法であった。日興は、このような度重なる地頭の謗法を許容してきた学頭日向に対して擯出することを決意し、出家の師である日興の教導に従うよう実長に改心をせまった。しかし実長は「我は民部阿闍梨を師匠にしたる也⁽⁷²⁾」と述べ、日向を師匠とすることを断言し、日興の教示を受け入れようとはしなかった。この騒動により、日興はこれ以上の身延常住は無益と判断し、「いつくにてても聖人の御義を相継進_セて、世に立て候はん事こそ詮にて候へ⁽⁷³⁾」と述べて身延下山を決意した。そして正応二年（一二八九）正月頃と推測されるこの時期に身延を離れ、富士へと下った。日興四三歳の時のことであつた。

二、富士期

身延を下山し、自身の布教地である駿河に赴いた直後の日興の動向について、中世後期から近世初頭にかけて成立した以下の史料に関連箇所を見出すことができる。

・保田妙本寺十四世日我著『申状見聞私』 天文十四年（一五四五）四月七日

正応元年十二月五日、身延^ヲ御離山、駿州^ニ御遷^リ先^ツ河合^ニ御休息、其^ノ後大石^ニ御遷^リ⁽⁷⁴⁾
・大石寺十七世日精著『富士門家中見聞』上巻 寛文二年（一六六二）十二月十八日

由比氏の請により正応二年春日興大井を御立ありて河合に移り給ふ。此^ノ所に御逗留の間南条殿の請により下の坊に移り住し給へり、爰に北にあたりて原あり大石^ヶ原と名く（中略）然る可き勝地なりと御覽して此に寺を建立し給ふ⁽⁷⁵⁾

堀氏によれば、『富士門家中見聞』の文中「正応二年春日興大井を御立ありて」は史実と異なる記述と想定しているが⁽⁷⁶⁾、これらの記録によれば、日興は駿河に下つてまずは母方の実家である河合由比家に赴き、ここにしばらく逗留した後、上野の地頭南条時光の招請によって南条氏の館または持仏堂に身を寄せたと伝えられる。この日興が身を寄せた南条氏の館または持仏堂が、右の『富士門家中見聞』の記述中に「下の坊」とあるように、今日の下条下之坊の濫觴であるとされている。さらに日興は、南条氏邸の北方に位置する大石ヶ原に御堂を建立し、ここに止住した。これが現在の大石寺の濫觴とされている。この件については『御伝土代』にも

興上ハ身延山出給テ、南条次郎サヘ^{左衛門時}モントキミツカリヤウ、駿州フジ^{富士}上野ノガウヘ^{郷越}コエ給、大聖人ヨリトキ^時
ミツガ給^光ハル御シヨ^書ニ云賢人殿云云、コレニヨリテコノ地^占ヲシメ寺ヲ^立タテ給⁽⁷⁷⁾

との記述が見られる。日興は正応三年（一二九〇）十月十三日に「日目授与之」との授与書を有する曼荼羅本尊を書写しているが⁽⁷⁸⁾、所伝では、これをもって大石寺創立の日と定め、同時に弟子日目へ伝法内附されたと想定している⁽⁷⁹⁾。

その後、日興は重須の地頭石河孫三郎能忠の招請によって上野から重須へと居を移すこととなる。『本門寺棟札』によれば、永仁六年（一二九八）二月十五日、重須地頭石河能忠・上野地頭南条時光・小泉法華衆・上野講衆の合力のもと、重須の地に日蓮聖人御影堂・本化垂迹天照大神宮・法華本門寺根源の三堂の基礎が築かれ⁽⁸⁰⁾、これが今日の北山本門寺の濫觴とされている。石河能忠と南条时光は甥と叔父の関係にあり、日興の上野から重

須への移住は、血縁関係にある両地頭の領解・協力のもとに行われていることがわかる。ただし井上博文氏によれば、永仁六年時点から本門寺と号していたのではなく、広宣流布達成後に戒壇としての本門寺が後に建立されることを期待して、日興が『本門寺棟札』を事前に作成したのではないかとの見解を示し、さらに日興が重須に移住して建立したのは、住坊の他には廟所か御影堂のみに留まると推測している⁽⁸¹⁾。また『本門寺棟札』の筆跡については、日興の常の書体と異なるとの指摘もなされており⁽⁸²⁾、これらの指摘から、『本門寺棟札』の記述そのままを史実として受け入れるには課題が多い。しかし、日興によって永仁六年に重須の地に寺基が築かれたことは間違いないであろう。この時日興五三歳、聖人が身延入山した年齢と同じ年齢をもって、上野から重須へと移住したのである。大石寺開創の所伝によって計算すれば、日興は上野に九年間居住したことになる。そして重須移住後の大石寺は、弟子日目が管領することとなった。

日興は重須に移住した同年、日興を仲介役として聖人から曼荼羅本尊を授与された日興門下を列記した『白蓮弟子分与申御筆御本尊目録事』を認めた。本目録の作成は、上野から重須への移住するにあたり、自身の門下を今一度整理・確認すべきとの目的のもとになされたと考えられる。本目録の冒頭には、次のような記述が確認できる。

- 一、甲斐国蓮花寺住僧寂日房者依_レ為_二日興第一弟子_一所_二申与_一如_レ件。
- 一、新田卿公日目者日興第一弟子也。仍所_二申与_一如_レ件。
- 一、富士下方市庭寺下野公日秀者日興弟子也。仍所_二申与_一如_レ件。
- 一、駿河国富士上方河合少輔公日禪者日興第一弟子也。仍所_二申与_一如_レ件。
- 一、甲斐国西郡小室撰津公日仙者日興第一弟子也。仍所_二申与_一如_レ件。
- 一、鎌倉住人了性房日乗者日興第一弟子也。聖人御遷化後間日興所_レ与_二書写_一如_レ件。

此六人者日興第一弟子也。⁽⁸³⁾

すなわち、寂日房日華・卿公日目・下野公日秀・少輔公日禪・撰津公日仙・了性房日乗の六名を挙げて、日興

第一の弟子と称している。これに関連して、三位阿闍梨日順が建武三年（一三三六）九月に著した『日順阿闍梨血脈』には、以下のような記述が見られる。

此師亦准ニ望シテ法主ノ佳例ニ授ニ与ス六人ノ名言一ヲ、頗ル上聖値遇ノ古老ナリ、仍テ過半先立テ逝去ス、往古所ニナルカカ治定一スル故ニ云フ本六人一ト、次ニ撰ニ量シテ一乗ノ大機ヲ重テ添ニ加ス六人ノ碩徳ヲ、是レ最後随逐ノ若徒ナリ、蓋シ可レ謂フ末世ノ龍象一ト、
近來預ニレハ賞翫ニ乃チ名ニク新六人一ト⁽⁸⁴⁾

本書によれば、日興は聖人が六老僧を選定したことに倣い、先に挙げた六人の弟子をいわゆる本六人として選定したという。『白蓮弟子分与申御筆御本尊目録事』の中には本六人という名称は見出せないが、六名を挙げてわざわざ「日興第一弟子也」と記していることから、おそらくは永仁六年時点で選定されたものであろう。本六人の選定は、日興が重須移住後に行った注目すべき事績の一つであるといえる。また『日順阿闍梨血脈』には、本六人の過半が日興より先に遷化したため、日興は新たに若手の弟子六名を選定して滅後の法灯とし、それを新六人と称したと記されている。新六人については、元徳四年（一三三二）二月十五日の『日興置状』に新六人として蔵人阿闍梨日代・寂仙房日澄・弁阿闍梨日道・式部阿闍梨日妙・宰相阿闍梨日豪（郷）・大進阿闍梨日助の六名が挙げられている⁽⁸⁵⁾。しかし、新六人について富谷日震氏は、その内の一人日澄が『日興置状』が記される二三年前に遷化していることを始め四箇の疑点を提示しているし⁽⁸⁶⁾、また新六人を収録する『日興置状』自体が今日の学説では偽書と判断されることから、新六人の顔触れに関しては不透明と言わざるを得ない。

日興の重須移住後の事績としても一つ注目すべきことが、門弟の教育機関として重須談所を開設したことがある。北山本門寺所蔵の日興写本『頼基陳状』の奥書には「正和五年閏十月二十日駿河国富士上方重須談所ニシテ以ニ再治本ニ書写了 白蓮七十一才⁽⁸⁷⁾」とあり、これが重須談所という名称が現れる初見である。したがって、少なくとも正和五年（一三一六）の段階で重須談所が存在していることが読み取れる。そして文保二年（一三一八）十一月二十四日の三位日順著『表白』によれば「於ニ重須ノ談所ニ一座致ニス論談一講師表白⁽⁸⁸⁾」とあり、重須談所において日順が講義を行う様子が窺える。重須談所の存在は、日蓮教団史上、檀林等の教育機関名が伝わるものの中

で最も早いものであり、そのような面から日興による重須談所の開設は、非常に重要な意義を有している。また日興は重須移住後、三〇〇幅に近い数の曼荼羅本尊を書写しており、これも日興の教化活動における特色の一つといえよう。この件については次章で述べることにする。

日興は重須移住以降上述した事績を残しつつ、正慶二年（一三三三）二月七日、八八歳の生涯を閉じた。重須には三六年もの長きにわたり居住し、門弟育成を始めとする布教伝道に尽力したのであった。

小結

以上、本節では門祖日興の生涯とその行動を辿ってきた。既述したように、日興は天台宗の僧侶として仏道の歩みを踏み出していたにも関わらず、聖人との出会いによって感化され、自らの信仰を擲って聖人の弟子へと身を投じた。そこには若年僧ながら相当の覚悟と決意があつたであろう。日興が聖人に入門して以降、甲斐・駿河を中心に布教活動に励み、着実に教線を伸張させると共に、自らも六老僧の一人に選定されるまでの高僧に成長を遂げた。そして、日興門流の二大中心寺院ともいべき大石寺と北山本門寺の礎を築き、鎌倉時代にはこの両寺を拠点として日興とその門弟らが教化活動を展開したのである。

伝承によると、日興の信仰態度は極めて純信・厳粛で、かつ弟子に対する指導も聖人に対して至心恭敬の給仕を行うよう専らに勧めたとされる。しかしその厳格な態度が原因となり、身延での日向との争いに代表されるように、時には対立に発展することもあつたようである。その一端を表しているのが、日興と弟子日尊に纏わるエピソードである。京都要法寺十三世日辰著『祖師伝』には、次のような記述がなされている。

日興説法の時深秋に値ひ堂を去つて戌亥に往くこと十五丈許り梨樹有り、秋風の為に吹かれて其葉乱落す日尊之^レを視玉ふ、日興之^レ呵責して曰く汝早く座を起つべし⁽⁸⁹⁾

つまり、日興が説法を行って最中に日尊が外の梨の木の葉が落ちたことに一瞬目を奪われた。この一瞬の気の緩みを日興は厳しく責め、ついには日尊は勘当されたという。『祖師伝』は中世後期成立の史料であり、実際にこのような原因によって日尊が日興から勘当を受けたかどうかの真相は不明と言わざるを得ないが、日興の性格や信仰態度を伝える史料として、このエピソードはあまりにも有名である。このように、日興は聖人の信念・流儀を信奉し尊崇する余り、少しも変えずにその教義を純粹に信受し、聖人に直参する一途な態度を終生貫こうとした。それは日興が曼荼羅本尊を揮毫する際、大半のものにわざわざ「書写之」と記して、あくまで聖人の曼荼羅本尊を書き写すものであるという態度で書写に臨んでいることから窺えよう。したがって、曼荼羅本尊書写の態度や重須談所開設の事実は、取りも直さず聖人の教えを正確に後世に伝え遺し、受持・弘伝しようとする日興の意志を表しているものと考えられる。

また前述した通り、日興が認めた曼荼羅本尊、著述・書状類、聖人遺文の写本の数は、聖人直弟の中でも群を抜いてその多くが今日まで伝来している。これらの日興文書群の存在は、初期日蓮教団の動向を伝えるだけでなく、鎌倉期における人々の生活状況や慣習、社会情勢などの多種多様な情報をも今日まで伝えているのである。そのような面から、日興が残した功績は極めて大なるものがあるといえよう。

注

- (1) 『宗全』二卷（山喜房佛書林 一九五九年）二四八頁。
- (2) 『富要』五卷（富士宗学要集刊行会 一九六一年）一四七頁。
- (3) 『興本』二五頁。
- (4) 角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典 19山梨県』（角川書店 一九八四年）一八六・二四二頁。
- (5) 『角川日本地名大辞典 19山梨県』一八七頁。

- (6) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』八頁。
- (7) 『興全』一二五頁、『宗全』二卷一一四・一一五頁。
- (8) 『興本』二九頁。
- (9) 『宗全』二卷二四八頁。
- (10) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』三二四頁。
- (11) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』一〇頁。
- (12) 『上代事典』五六三頁。
- (13) 『興全』三一五頁、『宗全』二卷九三頁。
- (14) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』四卷（吉川弘文館 一九八四年）七九五頁。
- (15) 『定遺』（身延山久遠寺 二〇〇〇年改訂増補第三刷）二二六〇頁。
- (16) 『安国論奥書』（『定遺』四四二頁）「去^ル見^テ正嘉元年^{十六}八月廿三日戊亥之^レ尅^ノ大地震^ヲ勘^レ之^ヲ」。
- (17) 高木豊著『日蓮とその門弟』（弘文堂 一九六五年）一九四頁。
- (18) 『定遺』二一六〇頁。
- (19) 『定遺』八五九頁。
- (20) 『宗全』二卷二四八頁。
- (21) 『定遺』六六〇頁。
- (22) 鈴木一成著『日蓮聖人遺文の文献学的研究』（山喜房佛書林 一九六五年）二七三頁。
- (23) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一一五頁。
- (24) 菅原関道稿「日興本『立正安国論』と紙背文書」（『興風』二〇号〈興風談所 二〇〇八年〉所収）。
- (25) 池田令道稿「日興筆『転重軽受法門』―依智における日興上人―」（『日蓮大聖人御書システム』〈<http://www.5f.biglobe.ne.jp/~gosyosys/>〉所収コラム「平成十九年五月」）。

- (26) 坂井法擘稿「日興写本をめぐる諸問題について」(『興風』二二号所収)二四二―二四四頁。
- (27) 『興全』三一五頁、『宗全』二卷九三頁。
- (28) 高木豊著『日蓮とその門弟』二〇六頁。
『日興上人』一一頁。
- (29) 堀慈琳著『熱原法難史』(中国報編集室 一九八九年復刻版)。
- (30) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』七三頁。
- (31) 高木豊著『日蓮とその門弟』一九三頁。
- (32) 『日興上人』五三頁。
- (33) 長谷川信達稿「熱原法難の周辺に関する一考―伝承再考に向けての試論的覚書―」(『富士学報』四四号〈富士学林 二〇一一年〉所収)。
- (34) 『定遺』一六八一頁。
- (35) 『定遺』一六八一頁。
- (36) 『定遺』一六八一頁。
- (37) 『定遺』一六八〇頁。
- (38) 『定遺』一四三三頁。
- (39) 立正大学日蓮教学研究部編『日蓮聖人遺文辞典 歴史篇』(身延山久遠寺 一九八五年)一〇〇五頁。
- (40) 『定遺』一六七四頁。
- (41) 『定遺』一六七六頁。
- (42) 加藤文雅編『日蓮聖人御遺文』(日宗社 一九〇四年)二〇五頁、『宗全』一巻六五頁等。
- (43) 『定遺』一六八〇頁、堀日亨著『富士日興上人詳伝』一三四頁等。
- (44) 菅原関道稿「中山法華経寺聖教に見える異筆文書の考察」(『興風』一六号〈興風談所 二〇〇四年〉所収)一二八頁。
- (45) 『定遺』一六八〇―一六八一頁。
- (46) 『興全』一二七頁、『宗全』二巻一一六頁。

- (47) 『変毒為薬御書』（『定遺』一六八三頁）。
- (48) 堀慈琳著『熱原法難史』二六―二七頁。
- (49) 『上代事典』二六頁。
- (50) 『定遺』一六八三頁。
- (51) 『定遺』一七〇九頁。
- (52) 『定遺』一七六六―一七六七頁。
- (53) 『定遺』一八二九―一八三〇頁。
- (54) 『日蓮聖人遺文辞典 歴史篇』八八頁。
- (55) 『定遺』一七一―一頁。なお、本書状の系年について『定遺』は弘安二年とし、また鈴木一成著『日蓮聖人遺文の文献学的研究』では弘安三年と推定している。
- (56) 高木豊著『日蓮とその門弟』二〇八頁。
- (57) 『興全』一一一頁、『宗全』二卷一〇一頁。
- (58) 『日蓮教団全史（上）』六二―六五頁。
- (59) 『興全』三四七頁、『宗全』二卷一四五頁。なお、本書状は京都要法寺十三世日辰写本によって伝わるものである。
- (60) 『日蓮教団全史（上）』五〇頁。
- (61) 『日蓮教団全史（上）』六九頁。
- (62) 『日蓮教団全史（上）』七一頁。
- (63) 『日蓮教団全史（上）』七二―七三頁。
- (64) 池田令道稿「無年号文書・波木井日円状の系年について」（『興風』一一号〈興風談所 一九九七年〉所収）二四三・二四五頁。
- (65) 『宗全』二卷二四九頁。
- (66) 富士学林研究科著『日興上人身延離山史』（大石寺 二〇〇六年）三八―三九頁。

- (67) 『日蓮教団全史(上)』七〇頁。
- (68) 『興全』三五三頁、『宗全』二卷一七二頁。
- (69) 『上代事典』六二六頁、富士学林研究科著『日興上人身延離山史』一一三頁。
- (70) 『興全』三五五頁、『宗全』二卷一七三頁。
- (71) 『興全』三五三頁、『宗全』二卷一七二頁。
- (72) 『興全』三五五頁、『宗全』二卷一七三頁。
- (73) 『興全』三五六頁、『宗全』二卷一七四頁。
- (74) 『富要』四卷(富士宗学要集刊行会 一九六一年)一一二頁。
- (75) 『富要』五卷一六四頁。
- (76) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』二四六頁。
- (77) 『宗全』二卷二四九頁。
- (78) 『興本』五頁。
- (79) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』二四三頁。
- (80) 『興全』一三七頁、『宗全』二卷一一一頁。
- (81) 井上博文稿「初期日蓮教団における寺院の成立と性格」(宮崎英修先生古稀記念論文集刊行会編『日蓮教団の諸問題』(平楽寺書店 一九八三年)所収)四六九―四七〇頁。
- (82) 『上代事典』七四〇頁。
- (83) 『興全』一一一頁、『宗全』二卷一一二頁。傍線は筆者による。
- (84) 『宗全』二卷三三五頁。
- (85) 『興全』三三二頁、『宗全』二卷一三八頁。なお、『宗全』二卷では本書を『日代置状』と表記している。
- (86) 富谷日震著『本宗史綱』四七頁。

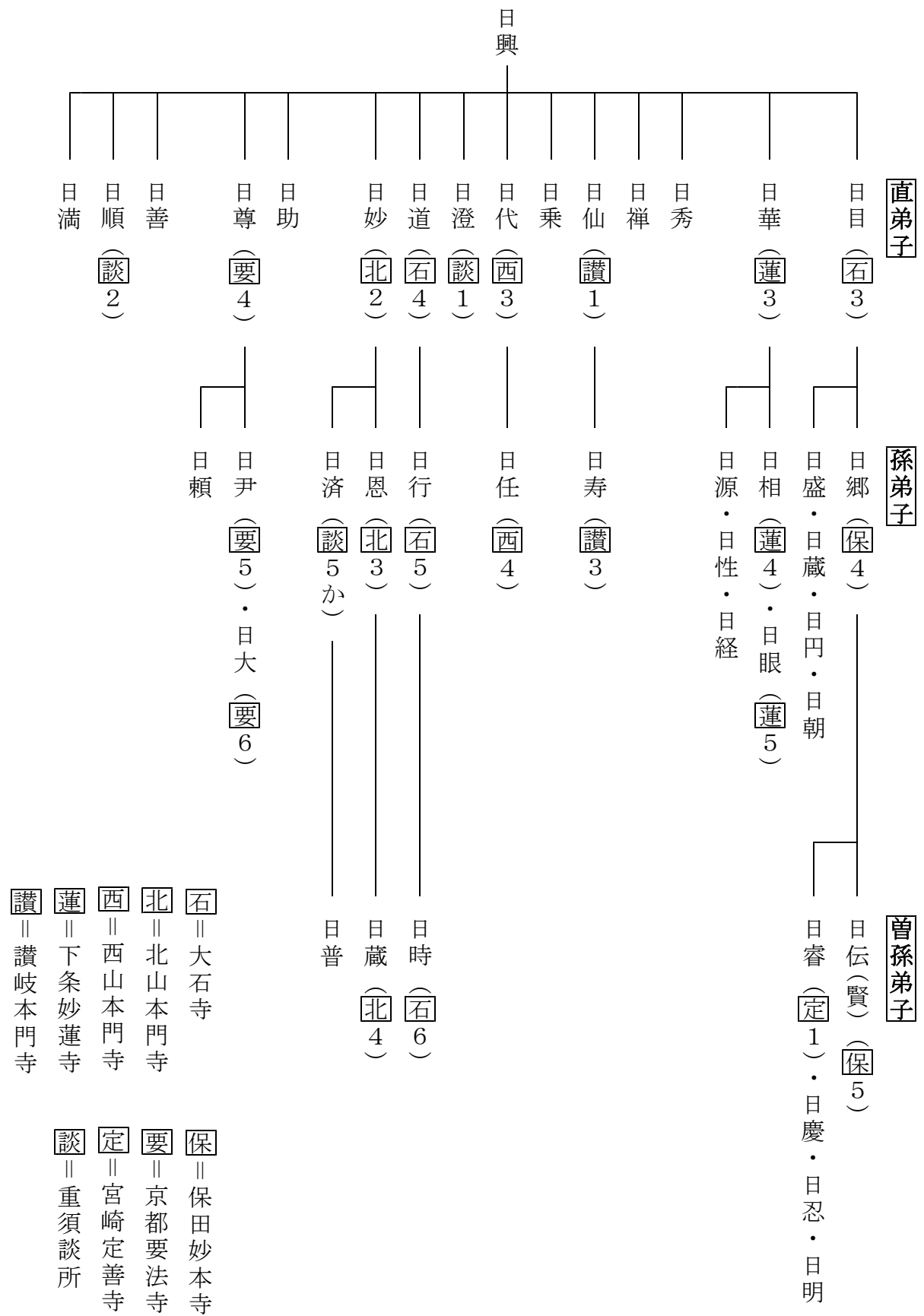
- (89) 『富要』五卷四〇頁。
- (88) 『宗全』二卷三一七頁。
- (87) 『興全』一四八頁。

第二節 日興滅後における門流の展開

前節においては、日興門流の祖・日興が、直参者としての求法期から先導者としての伝法期を通してどのような行動をし、聖人門下として動乱激しい鎌倉時代を生き抜いたか、その足跡の一端を辿ってきた。その生涯の中で、日興が数多くの弟子檀越を獲得していることは、初期日蓮教団における刮目すべき功績であるといえる。正慶二年（一三三三）の日興入滅以降、本六人を始めとする日興の直弟子を中心にする布教伝道がなされ、門流は新たな展開を見せていくのである。本節では、日興滅後の直弟子・孫弟子らによる門流の教線拡大の様相と門流内部の動向について、主要な事跡を中心に項目を挙げつつ、少しく概観したい。

第一項 日興の門弟

日興滅後の門流の展開を概観するにあたり、まずは日興とその門弟の師弟関係について確認しておきたい。日興の曾孫弟子までを下限とする主な門弟の師弟関係を諸史料をもとにまとめると、おおよそ左記の系譜図のようになる。ただし、門弟の師弟関係については、諸説あるものや時期によって師匠が変わるケースが見受けられる。また、寺院歴代譜と実際の法脈譜は必ずしも一致するものではない。したがって、左に示した系譜図が、先行研究において既出の法脈図または現今の諸山歴代譜と相違する箇所があることを注記しておく。なお、門弟名下の（ ）内は主要寺院の歴世を表している。



既に述べた通り、日興は永仁六年（一二九八）に上野から重須へと移住するにあたり、日目・日華・日秀・日禅・日仙・日乗の本弟子六人（本六人）を選定した。ところが、日興晩年の頃には本六人の内の過半がすでに遷化していたため、日興は新たに新進気鋭の弟子六名（新六人）を選定した。新六人は、日代・日澄・日道・日妙・日郷・日助と伝えられるが、この顔触れに関しては疑義が呈されている。しかし、右に示した系譜図を見てわかるように、本六人・新六人に挙げられる日興の門弟の多くが弟子を抱えると共に日興門流主要寺院の歴代にも名を連ねており、これらの門弟を中心に初期日興門流が展開している様子が窺える。この中でも特に日目や日華には多数の弟子の存在が確認でき、指導的役割を果たして多くの弟子を指揮していたことが想定される。また本六人・新六人どちらにも名を連ねていないが、日興の直弟子日尊とその弟子達の活躍も目覚ましいものであり、後に日尊門流とも称されるほどの展開を見せるようになる。

日興は在世中に大石寺と重須（北山）本門寺の礎を築いた。日興在世中ではこの二箇寺が中心寺院であり、門流の拠点でもあった。それが日興滅後になると、門弟らによってさらに教線が拡張される一方で、門弟同士の争い事が表面化するようになり、それに伴って門弟が分立し各地に新たな拠点寺院を建立していった。それら門弟開創寺院の内、寂日房日華を開山（寺院歴代譜では三世）とする下条妙蓮寺、藏人阿闍梨日代を開山（寺院歴代譜では三世）とする西山本門寺、宰相阿闍梨日郷を開山（寺院歴代譜では四世）とする小泉久遠寺・保田妙本寺、そして大夫阿闍梨日尊とその門弟によって建立された京都要法寺（前身は京都上行院・京都住本寺）・伊豆実成寺は、今日の日興門流においては「富士五山」（大石寺・北山本門寺・西山本門寺・小泉久遠寺・下条妙蓮寺の五箇寺）または「興門八箇本山」（富士五山十京都要法寺・保田妙本寺・伊豆実成寺の三箇寺）と通称されている。このように、日興門流は日蓮教団全体を通して大いに発展した門流の一つと言っても過言ではなく、これらの寺院は日興門流内における有力拠点寺院としてその立場を確立していくのである。しかし、その背景には日興滅後の門弟の分立があり、その分立が結果的に門流の展開を促したのである。

これらを踏まえた上で、次項以降では、日興の直弟子・孫弟子らが聖人―日興―弟子と相伝してきた教学をど

のように受け止め、寺院を継承または開創し、発展へとつなげていったのかにスポットをあて、その具体的な動向を探ってみたい。

第二項 大石寺における門弟の動向

日興は在世中に上野から重須に移住し、その地に三六年間留まり入滅するに至ったが、日興が重須に移住する際に大石寺管領を任ぜられた本六人の一人、卿阿闍梨日目（一二六〇—一三三三）もまた自身が入滅するまで長きに渡って大石寺を統轄した。それだけ日目は日興からの信頼も厚く、また指導的立場の僧侶として相応しい弟子であったことが窺える。日興が正慶二年（一三三三）二月七日に入滅した直後の大石寺の動向を語る上で中心的キーワードとなるのが、「道郷論争」と「大石寺東坊地係争」の二つである。ここではまず従来定説とされてきたこの二つの出来事について考察していきたい。

一、日道・日郷の論争と大石寺東坊地係争

まず日道・日郷の論争、いわゆる道郷論争とは、日目が日興入滅の九ヶ月後の元弘三年（一三三三）十一月に、日興の遺命を受けて上洛天奏に出発した後、大石寺後継者をめぐって弁阿闍梨日道（一二八三—一三四一）と宰相阿闍梨日郷（一二九三—一三五三）の間で勃発したとされる騒動のことである。『日蓮教団全史（上）』によれば、道郷論争について次のような解説がなされている。

日興寂し、日目遺命をうけて上洛天奏せんとするに及び、日道を大石寺の留守役とし、日尊・日郷を伴として上洛、途中病を得て濃州垂井宿で遷化した。日尊は日目の遺志をつぎ、日郷と共に上洛天奏の大任を果し

たのであるが、日尊はそのまま京都に止まり諸方に遊化し、日郷は富士に帰り日目の遷化と、上奏を終えた旨を報じ、更に日目入滅にのぞんで大石寺後董を付与せられたことを大衆に告げたので一山俄かに騒擾し、日道と日郷の間に継承の問題を回って確執を生ずるに至った。争うこと三年、延元元年（建武三年、一三三六）日道大石寺を継ぎ、日郷は逐われて房州に赴き吉浜中谷の法華寺に退いた。⁽¹⁾

つまり具体的には、富士に戻った日郷が日目の上洛途次での急逝と、その際に大石寺後継者に指名された旨を大衆に報告したが、留守居を勤めた日道らはこれを受け入れることはできず対立するに至り、その結果、地頭南条氏との血縁関係にある日道がその外護を受けて大石寺四世を継承したとされる。道郷論争は、『日蓮教団全史（上）』を始め現代の諸書にほぼ共通して解説されるものであり、日興入滅直後における日興門下の動向の一つとして定説と化している出来事である。そしてこの争論を契機として、大石寺においてはさらに日目の住坊たる蓮蔵坊をはじめとする境内東側の坊地（大石寺東坊地）の所有権をめぐって、日道と日郷の争いが発生したという。この件について、『富要』および『富士日興上人詳伝』では以下のように説明している。

日目上人天奏の途上垂井（美濃）の遷化は大石に多大の不祥を発し法運壅塞の原由となれり、時に大石の西大坊（本坊）に主職する日道と東坊蓮蔵坊に住する日郷との間に宗義の諍ひ起り東坊中の一二此に左祖したるより大衆の為に擯出せられ、房州の旧地に去るに至れり、此を以つて日郷は南条の宗家たりし時綱（時光の五男五郎左衛門尉）に乞ふて東坊地一帯の寄進を受け又其嬰兒牛玉丸を其後董として互に結托し、事を官憲に訴へて進出し東御堂を作りて西大坊と拮抗せり、此より以後或は地頭或は守護或は管領と官憲を煩して東坊地（多く蓮蔵坊）の出入諍論七十年に亘りて事遂に西大坊の理運に帰せり⁽²⁾

これがいわゆる大石寺東坊地係争と称される騒動である。『上代事典』によれば、史料的には建武五年（一三三八）五月五日に南条時綱が日郷に宛てた『寄進状』に始まり、応永十二年（一四〇五）四月十三日の法陽の『去状』をもって終息する約七〇年間続いた係争とされるが⁽³⁾、堀日亨氏は前述した通り、道郷論争の始まりか

ら数えて「蓮蔵坊（大石東坊）七十二年の係争」と位置づけている⁽⁴⁾。この大石寺東坊地係争は、日目入滅から五年後の建武五年に、南条時綱が『寄進状』を記して日郷に大石寺東方の地を寄進しているが、この日郷が寄進された東方の坊地をめぐって勃発した係争であり、その発端とされる日道や日郷の入滅後も、大石寺の日道門下（特に大石寺五世日行と六世日時）と保田妙本寺の日郷門下（特に妙本寺五世日伝）によって、長きにわたり継続して展開され、最終的には十五世紀初頭までその痕跡を確認することができるものである。その間、種々の文書が日道門下・日郷門下および官憲の間で取り交わされ、本係争関係文書は今日まで多数伝来している。そしてこの係争は、最終的には日道門下の勝利・日郷門下の敗北となり、大石寺東坊地は元々日郷が寄進されていたにも関わらず、日道門下が大石寺全体を手中に収めることとなった。このように、大石寺ではまず日道・日郷による継承争いが起こり、その延長線上に土地争いが発生したという、この二つの騒動が勃発したとするのが、日興・日目両師の入滅直後の大石寺における歴史的事実として、従来通説とされてきたのである。

この大石寺に関する歴史認識について一石を投じているのが、前掲した坂井法擘氏の論考「道郷論争と大石寺東坊地の係争⁽⁵⁾」である。本稿において坂井氏は、従来諸書において語り継がれてきた道郷論争が、決まって大石寺十七世日精著『富士門家中見聞』の記述を依拠としていることを問題視し、それがどのような過程において成立したかを考察することに主眼をおき、道郷論争および大石寺東坊地係争という二つの争論を正史料に基づいて再考している。その結果、両争論の発端とされる日道と日郷の間には直接争った形跡は見られず、むしろ親交的関係にあったこと、大石寺東坊地係争の痕跡が確認できる最初の現存文書は文和四年（一三五五）四月二十五日の『大石寺蓮蔵坊藹次事⁽⁶⁾』であり、この係争は南条氏の上野郷退出と日道・日郷の入滅以降に門下によって開始されていること、今日通説とされる道郷論争は、実際に日道・日郷の間に日目の後継者争いがあったのではなく、大石寺東坊地係争の終結後に日道・日郷両門下の対立感情がより深化し、互いに法脈の正当性を主張する中で、いつの間にか両師を対立関係に置いた正嫡論争へと発展していき、その結果『富士門家中見聞』によって

創作された偽りの論争であると指摘している。

坂井氏の説は、従来通説として一般化してきた歴史認識が実は錯覚によって成立したものであることを指摘するものであり、注目すべき論説であるといえよう。この坂井説に照らして大石寺周辺の動向を考えれば、日興・日目滅後直後には大石寺後継者争いがあった様子は見え、約二〇年を経過した頃になって大石寺の土地をめぐる争いが発生し、大石寺と保田妙本寺・小泉久遠寺の間で確執が生じていったということになる。

二、日郷門下の動向

また、ここまで度々名前が挙げられてきた日郷とその門弟の動向についても触れておきたい。周知の通り、日郷とその門弟によって建立された主要寺院として、いわゆる興門八箇本山に数えられる保田妙本寺と小泉久遠寺がある。保田妙本寺は日郷自身の布教によって開創されたものであり、小泉久遠寺は日郷滅後、その門弟によって建立された寺院である。

日郷とその門弟、および保田妙本寺・小泉久遠寺に関する先行研究は、近年では保田妙本寺所蔵の古文書・記録類の多くを翻刻収録した『千葉県の歴史⁽⁷⁾』や、事跡について論究した坂井法曄氏の前掲論文「道郷論争と大石寺東坊地の係争」や佐藤博信氏の著『中世東国日蓮宗寺院の研究⁽⁸⁾』等が挙げられる。またこの他、大谷吾道氏の「日睿筆「類集記」について⁽⁹⁾」、佐藤氏の「【史料紹介】安房妙本寺所蔵「宗祖一期略記 日我御記」⁽¹⁰⁾」、【史料紹介】安房妙本寺所蔵「富山一流草案」⁽¹¹⁾」、佐藤氏・坂井氏共同で発表した「安房妙本寺文書の古文書学的研究―特に無記名文書の筆者特定について―」⁽¹²⁾、「安房妙本寺蔵 日興写本『二代五時鶏図』・某筆『王代記並八幡菩薩事』」⁽¹³⁾等によって関連史料が広く公開・分析されており、日郷とその門弟周辺に関する研究は近年大きな進展を見せている。

さて、日目が晩年頃に認めたと推測される⁽¹⁴⁾日郷に宛てた書状『与宰相阿闍梨御房書』には、次のような記述

が見られる。

抑安房国者聖人御生国其上二親御墓候之間、我身も有度候へとも老体之間無其義候処、御辺居住候へハ喜悅無極候。相構々々法門強可被立候⁽¹⁵⁾

このように本書状には、聖人の生誕地安房における日郷の布教を日目が喜び、励ましている様子が記されている。したがって、日郷は日目生前中から安房への布教活動を行っていることがわかる。この安房における活動の事実が、今後の日郷と安房とを結びつける要因となったと考えられる。

そして日郷の事績に関して、後年には以下のような認識がなされている。

保田妙本寺十四世日我著『申状見聞私』 天文十四年（一五四五）四月七日

為^ニ目上ノ御代官ト房州へ御下着於^ニ磯村ニ御弘通あり、其ノ時目上ノ御文ニ曰ク何々抑^モ安房ノ国ハ者聖人ノ御生国、其ノ上二親ノ御はか候間我^カ身^モ有^リ度^ク候へ共老体ノ間御辺居住候へば喜悅無^レ極^リ候、乃至可^レ被^レ繼^ニカ法命^ニ候恐々謹言云云、爰^ニ佐々宇左衛門ノ尉ト云フ人本ハ摩^マ々門徒也、於^ニ磯村ニ歸伏申^シ致^シ御供^ニ自身ノ堀ノ内ヲ其ノ俣寺とす今ノ妙本寺ノ地形是^レ也、九十八代光明院ノ御宇尊氏將軍ノ時代建武ノ比妙本寺建立有^レ之^レ⁽¹⁶⁾

日我著『当門徒前後案内置文』 天正六年（一五七八）四月二十二日

磯村上行寺ノ事、日郷上人於^ニ彼所^ニ於弘通、其時ヨリ建立也⁽¹⁷⁾

これらの史料によれば、日郷は先に挙げたように師である日目の在世中から安房に布教を展開し、まず磯村に教化弘通、この地に最初の拠点（後の上行寺）を構えた。その磯村布教の折、日郷は甲斐源氏の末流とされる佐々宇左衛門尉と出会う。佐々宇氏は元々「摩々門徒」（真間門徒Ⅱ真間弘法寺門徒）であつたが、日郷の教化によつて入信し、吉浜の地に佐々宇氏が開基檀越となつて法華堂を創建したと伝承される。これが保田妙本寺の濫觴とされている。妙本寺の開創時期については、日郷の弟子で後に宮崎定善寺を開創する薩摩阿闍梨日睿（一三

○九一―一三六九)が、日郷から受学した法門を貞和五年(一三四九)に類集した『日睿類集記』に「建武二年十月一日安房国吉浜にして相伝す⁽¹⁸⁾」と記しており、『上代事典』はこれによって、建武二年(一三三五)には妙本寺の前身としての拠点が一応確立していたものと推測している⁽¹⁹⁾。一方、公文書では、建武五年(一三三八)三月十一日に某左衛門尉が日郷に対して『吉浜法華堂宛安堵状』を発給しており、『富要』ではこれを受けて建武五年が妙本寺の創立年であると位置づけている⁽²⁰⁾。このように、妙本寺の開創時期については現状二説存在していることが確認できる。

日郷は安房に布教して以来、磯村や吉浜に自身の弘通拠点となる寺院の基礎を築いた。そして『日睿類集記』によれば、建武二年十二月一日に吉浜において、同三年(一三三六)二月二十日・同年三月二日には磯村において、弟子日睿に法門を相承したことが記されているし⁽²¹⁾、また文安六年(一四四九)五月十八日成立の日穩編『日睿縁起』宮崎定善寺所蔵日承本にも暦応四年(一三四一)二月十二日に日睿が日郷より法門相承を受けたことはじめ、日睿が度々法門相承を受けた旨が記述されている⁽²²⁾。このように、安房の弘通拠点における日郷とその門弟の行動の一端が窺える。日睿は、日承本『日睿縁起』に「生年卅五才康永三年甲申十一月晦日、從_ニ日郷_一日州惣導師職ノ給_ニ補任状_一畢_ヌ⁽²³⁾」とあるように、康永三年(一三四四)十一月、三五歳の時に日郷より九州布教の惣導師職を命じられており、後に日向国を中心に教化活動を展開、領主伊東氏の外護を受けてこの地に現在における定善寺の寺基を築き、九州における布教拠点を確立している。

日郷は晩年の文和二年(一三五三)四月八日、『讓渡安房国北郡法華宗事⁽²⁴⁾』を認めて妙本寺を牛王丸(一三三九―一四一六、後の中納言阿闍梨日伝、保田妙本寺五世)に付属した。この時牛王丸はまだ幼少であったため、同月十七日に『讓渡安房国安西三富保内伊戸村法華宗事⁽²⁵⁾』・『日賢付属状⁽²⁶⁾』を認め、日明・日賢等の門弟に牛王丸の後見役を託して、同年四月二十五日、日郷は六一歳で遷化した。日郷は、師日目の命によって聖人の生誕地である安房国に布教して以降その地に寺基を築き、日興門流の教線を安房に伸張させると共に、駿河から遠く離

れた九州地方にも門流の教線を伸ばすことを意図したのである。

日郷入滅後の妙本寺は、度々公文書の発給を受けている。応永二年（一三九五）十一月二十八日に鎌倉府奉行人二階堂成喜より『妙本寺職地安堵事』⁽²⁷⁾が発給され、同年十二月十一日には二階堂成喜が加判した『安房吉浜妙本寺絵図』⁽²⁸⁾と、その子二階堂行孝によって『二階堂力行孝書状写（妙本寺職地事）』⁽²⁹⁾が発給されている。また同八年（一四〇一）十月二十七日には鶴岡八幡宮別当弘賢より『法印某奉弘賢力補任状写』⁽³⁰⁾、同宮僧衆と想定される賢成より『賢成奉安堵状』⁽³¹⁾が発給され、さらに同十七年（一四一〇）二月十八日には同宮別当尊賢より『栄快奉尊賢安堵状写』⁽³²⁾が発給されている。

妙本寺がこれら一連の公文書を発給されたことについて、佐藤博信氏が言及している。すなわち、妙本寺の支配権が二階堂氏から鶴岡八幡宮領へと推移したのは、室町幕府体制成立の中で鎌倉府によって妙本寺が祈願寺に位置づけられたことによるものであり、この妙本寺と鎌倉府との関係は、史料が示す通り十四世紀末期（応永年間初頭）に具体化したことを指摘している。そして、日郷の段階の妙本寺が御影堂・宝蔵・廟堂の三堂を備えるに過ぎなかったのに対し、先の『安房吉浜妙本寺絵図』に御影堂・宝蔵・天堂・本尊堂・鎮守堂等の堂舎（五宇）および大坊以下坊舎（八宇）等が描写されることに触れ、鎌倉公方足利氏満の安堵を受けて妙本寺が日蓮宗寺院として整備されていく表現に他ならないと述べている⁽³³⁾。妙本寺初期の段階において、妙本寺が政治権力の影響を大いに受けて発展していく様子の一端が窺えよう。なお、先に挙げた応永二年十一月二十八日の二階堂成喜『妙本寺職地安堵事』が、妙本寺寺号の初見史料と見られている。

日郷から後継に定められた牛王丸は、時を経て日賢・日伝と改名し、上述した妙本寺の展開の中で中心人物として奔走した。日伝は、応永二十三年（一四一六）四月八日に『下三人中讓状』⁽³⁴⁾を認め、以後妙本寺は日周・日了・日応の三人で一年毎に持ち回りで住持を務めることを定めた。そして同年十月十一日、日伝は七七歳をもって遷化した。

一方、小泉久遠寺に関しては、日郷滅後にその成立を見ることになる。既述した通り、日目入滅後の建武五年（一三三八）に、南条時綱より日郷が譲与された蓮蔵坊をはじめとする大石寺東坊地の所有権をめぐる係争が日郷門下と日郷門下の間で勃発し、最終的に保田妙本寺側すなわち日郷門下の敗北に終わり、日郷門下は日郷が元々譲られた大石寺東坊地を失う結果となった。この大石寺東坊地係争において、保田妙本寺側の中心的立場を務めたのは、日郷の後の保田妙本寺を継承した、先の中納言阿闍梨日伝であった。日伝は大石寺東坊地係争での敗北を受け、蓮蔵坊を駿河國小泉の地に移転して日郷門徒の本山と定めた。そして応永二十三年（一四一六）四月八日、先に挙げた『下三人中讓状』とは別に、その小泉道場を弟子の円乗坊日宣に讓渡する旨と、円乗坊日宣亡き後は法泉房日崇が住持を勤めるべきとの旨を『下法宣房日崇讓状』に認めて授与している。その讓状は左記の通りである。

駿河国ノ富士上方、并ニ上野精進町、北山下方ノ諸檀那道場之事、

右寺中ハ者、上野蓮蔵房彼ニ所移シ申之間、総シテ門徒ノ本山云云、然ル間、日伝依テ住持ノ弟子円乗坊日宣ニ讓与ス、円乗坊一期之後ハ者、法泉房日崇可ニ住持申ス、法泉房他家以後ハ者、如ク先規ニ可レシ為ニ総持ニ、雖レ然、可レキ随ニ時ノ宜ニ歟、仍テ為ニ後日亀鏡ノ所ニ讓リ与ル之状如レシ件ノ、

応永二十三年丙申卯月八日

日伝判

下ニ法泉房日崇一⁽³⁵⁾

これが小泉久遠寺の濫觴とされている。具体的な成立時期については特定するのは困難であるが、『富士年表』では大石寺大過去帳の記述から、応仁二年（一四六八）に保田妙本寺日安が久遠寺を開創したと伝えている⁽³⁶⁾。しかし、尼崎本興寺に所蔵される慶林坊日隆『四帖抄』第三・四帖の三河日要書写本には「于時寛正四年癸未九月七日聖於富士小泉久遠寺奉写」、寛正四年癸未九月七日 富士山小泉於久遠寺書写之畢 総持坊日要之」との記述が見られることが指摘されており、寛正四年（一四六三）の時点で既に小泉の地に久遠寺が存在している⁽³⁷⁾。

ことがわかる。したがって、久遠寺の成立は少なくとも『富士年表』の記述よりも遡ることになる。『上代事典』によれば、『四帖抄』第三・四帖の三河日要書写本に見られる「富士山小泉の久遠寺」との文が、小泉久遠寺の寺号の初見であるとしている⁽³⁸⁾。こうして日興門流の中心地である駿河の大石寺・北山本門寺にも程近い小泉の地に、久遠寺という日郷門下の拠点寺院が新たに開創され、保田妙本寺と共に日郷門下の本寺として以後展開していくのである。

第三項 重須本門寺における門弟の動向

一方、重須本門寺の周辺においても、日興滅後新たな展開を迎えることとなる。それは、教学解釈をめぐって門弟間における対立が早々に表面化してくるのである。その対立の中心となるのは、式部阿闍梨日妙（一二八五—一三六五）・撰津公日仙（一二六二—一三五七）・藏人阿闍梨日代（一二九七—一三九四）の三名である。本項ではこれらの日興門下の間に現れた対立の動向を中心に、考察していきたい。

一、日妙・日代の対立

まず第一の対立は、正慶二年（一三三三）十月、日興滅後約八ヶ月後にして日妙と日代の間において勃発したことが伝えられる。日興の弟子の如寂房日満が康永二年（一三四三）二月七日に認めた『日代上人重須離山事』という置文には、次のような記述が見られる。

正慶二癸酉十月石川式部三位実忠疫病煩_シ時、於_{ニテ}彼_ノ枕辺_ニ日妙隱密_{ニシテ}、而誦_{ニス}陀羅尼_ト与_{ニテ}普賢呪_ト、于時於_{ニテ}彼病者_ニ有_リ下女_ト、名_ラ号_ニ竹松女_ト也、是_レ由井氏外戚之裔也、即時此_ノ女詣_{ニテ}本御影_ニ此_ノ由_ラ奉_{レル}訴_ニ日代上人_ト、

故^ニ代師云、日興上人ノ背^キ御修行^ニ、日妙本迹一致之修行、令^ル得意迷乱^{一セ}之間、被^レ仰^{ニセ}大謗法^ト、於^{ニテ}日妙^ニ不^レ令^メ為^ニ連^レ經^一⁽³⁹⁾

この日満の置文によれば、正慶二年十月、地頭である石川実忠が病床にあった時、日妙は陀羅尼と普賢呪を誦して祈禱を行ったとされ、その旨を竹松女から報告を受けた日代は、日妙の行動を師日興の修行に背く本迹一致の謗法行為であると責め、それ以来日妙に連経させなかったことが記されている。この当時日妙四八歳、日代三六歳と、日代のほうが一二歳も年下であつて、年齢の面からいえば日代が日妙に戒告することは考えにくいと思われる。しかし、応安元年（一三六八）十月十三日の兵部大輔某『日代宛補任状』に「補任、駿河の国富士重須の法花堂並に坊地等の事、日代上人の所⁽⁴⁰⁾」とあり、また同年十一月の日代『目安』には「日興上人付法日代申^ス、当郡重須郷ノ坊職、并御影像ノ事、右ノ所者、日興上人三十余年弘通之旧跡也、雖^レ多^ニ法器^一以^テ日代^ヲ補^ル付^ル法^ト被^レ置^レ定^メ畢^ス⁽⁴¹⁾」とあつて、日代が日興から重須の坊職を譲られたとする記述を見ることが出来る。西山本門寺には、日興が日代に宛てて付属する旨を記したいわゆる八通の遺状と呼ばれる置文が存在するが、執行海秀氏らが指摘するようにこれらは古来より真偽の問題があるため⁽⁴²⁾、これをもって日代が日興より付属を受けたことを断定することはできない。しかし、今挙げた兵部大輔某『日代宛補任状』や日代『目安』等の記述から、日代は日興から滅後の本門寺の管理を委ねられていたことは、ほぼ間違いないと見られている⁽⁴³⁾。したがって、後輩である日代が先輩日妙の連経を禁止したということは、宮崎英修氏が指摘しているように、日代が本門寺を譲られたという立場からの指示であつたと考えられる⁽⁴⁴⁾。この事件がきっかけとなり、重須において日代と日妙・地頭石川実忠との間に確執が生じてしまったのである。

二、日仙・日代の対立

日妙が石川実忠の病床にて陀羅尼と普賢呪を誦したことを厳しく責めた日代であつたが、この対立発生の直

後、さらなる対立が表面化することとなる。それが建武元年（一三三四）正月七日、日仙と日代の間で発生した法華経方便品を誦すべきか否かをめぐる問答、いわゆる方便品誦不誦問答である。日妙と日代の対立からわずか三ヶ月後の出来事であった。方便品誦不誦問答に関しては、既に『富士日興上人詳伝』⁽⁴⁵⁾、『日蓮教団全史（上）』⁽⁴⁶⁾、宮崎英修稿「興門初期の分裂と方便品誦不誦論——五人所破抄の著者について——」⁽⁴⁷⁾、執行海秀著『興門教学の研究』⁽⁴⁸⁾、高橋肅道著『日蓮正宗史の研究』⁽⁴⁹⁾等によって考察がなされ、初期日興門流の分裂につながる事跡の一つとして諸書に取り上げられている。これらの先行研究を参照しつつ、本問答の経緯を辿ってみたい。

まず、本問答に関する最も中心的な史料としては、直接問答を見聞して記録したものとされる佐渡阿仏房妙宣寺二世を継承する日満の『方便品誦不之問答記録』⁽⁵⁰⁾と、日睿の『日仙日代問答』⁽⁵¹⁾の二つの記録が挙げられる。この両書は、方便品誦不誦問答の経緯を直接的に記したものである。これらの史料によると、本問答が行われたのは建武元年正月七日、場所は大石寺日仙坊であった。問答聴聞者については、『方便品誦不之問答記録』には「問答聴聞衆及三二十余人」とあり、また『日仙日代問答』には重須大衆すなわち日代側として「大輔阿闍梨日善・大進阿闍梨日助其外大衆」、大石寺大衆すなわち日仙側として「伊賀阿闍梨、下之坊御同宿、宮内卿阿闍梨其外十余人」が同席したとされる。このような状況にて問答が開始された。

問答の内容は、まず日満の『方便品誦不之問答記録』によれば、日仙と日代は三問三答を行い、日仙は『薬王品得意抄』等を用いて迹門無得道により方便品の不誦を主張し、対して日代は『月水御書』等を用い、迹門方便品は文上では得益なるも文底では無得益であり、真実の得益は本門寿量品の文底の因妙に限るとした上で、日蓮・日興両先師と同様に方便品を誦すべきと主張した。一方、『日仙日代問答』によれば、日仙は迹門方便品の不誦を主張したのに対し、日代は鎌倉方と同様に迹門に得益ありと主張したという。したがって、両書とも日仙の方便品不誦と日代の方便品誦を伝えており、この両者の立場は共通している。ところがこの問答の結果については、日満の記録と日睿の記録では異なる見解が示されている。『方便品誦不之問答記録』では、日代の主張を受けて日仙は言い返すことができなかつたとして日代の勝利を伝え、一方の『日仙日代問答』では、日代は本

迹迷乱の説を唱えた結果重須を擯出され、日仙が勝利したとしている。このように、両書は全く相反する結果を伝えていたのである。この他の史料によっても、本問答の結果日仙・日代どちらに軍配が上がったのか、その真相を知り得ることはできない。日満の記録と日睿の記録に記される本問答の勝敗が相違することについて、宮崎英修氏は次のように述べている。

両書の結論は異なるが、その内容は問答の後、門家の論点となったところであるから、この二本は共にそれぞれの立場で、筆者の意樂により、それも、論争が盛んになったところ、自身の立場にたって制作されたものとみるべきであろう⁽⁵²⁾

また、この件に関する堀日亨氏の見解は以下の通りである。

直聞といえども（中略）俗耳の聞くところをさらに時刻を経て筆にしたものであれば、いかに正直にしても多少の主観は加えられるものとみねばならぬに、あるいはなにがしかの故意が加わらんも計られぬので、両記の記が齟齬してではなからうか⁽⁵³⁾

このように、両記録の内容の相違に関しては、宮崎氏・堀氏共に両書が後年の成立である可能性を示唆し、その上で筆者それぞれの立場が影響し、主観が加えられた結果であろうと推測している。事実、現在両書共に自筆本は伝来しておらず、後世の写本によって知ることができるもので、さらに『方便品読不之問答記録』に関しては京都要法寺十三世広蔵院日辰（一五〇八—一五七六）以降に成立したものとする説も提示されている⁽⁵⁴⁾。したがって、宮崎・堀両氏が主張するように、この両記録における問答結果の解釈は、後世の代になってそれぞれの立場から作成されたものである可能性は高いと考えられる。

この方便品の読誦をめぐる日仙と日代の問答を受けて、日道は『遣日尊之状』に「日興上人御跡ノ人人面面法門立^テ違^ヘ候、或^ハ同^ニシテ天目^ニ方便品^ヲ不^ニ読誦^セ、或^ハ同^ニシテ鎌倉方^ニ迹門得道之旨^ヲ立^テ申^シ候⁽⁵⁵⁾」と述べ、また日妙は『玉野大夫阿闍梨御房へ状』に「撰津阿闍梨ノ御房ハ天目ノ義^ヲ立^テ河合ノ大輔阿闍梨御房、藏人阿闍梨御房ハ鎌倉方五人ノ与同大謗法、希代未曾有之次第^ニ候⁽⁵⁶⁾」と述べている。つまり、日仙は天目の方便品不読に影響された僧であり、

日代は文上得益・文底無得益で真実の得益は本門寿量品の文底に限ると述べたにも関わらず、迹門得道を主張して鎌倉方に与同した僧と見なされ、他の日興門下からは両者共に聖人・日興の教義とは異なる解釈を示す僧であると異端視されてしまう。しかし、本問答は二名の争いのみに留まらず、これを契機にその後本問答についての様々な評論や新たな議論が日興門下の中で盛んにかわされるようになったようである。迹門無得益による方便品不読を主張すれば、天目に同心して聖人・日興両先師に違う法門となり、逆に迹門得益を認めれば鎌倉方に与同する法門として批判される。日仙と日代の問答は、結果的に日興門下に法門解釈に関して大きな問題を投げ掛ける形となったのである。この様子は日満『日満抄』⁽⁵⁷⁾・京都住本寺開基日大『尊師実録』⁽⁵⁸⁾・日睿『日睿類集記』⁽⁵⁹⁾等をはじめとする諸史料に窺うことができ、中でも『日睿類集記』には、本迹勝劣義をめぐって日道と方便品読不読論争で日代に同心した日助との間で発生した問答を記録している。日興門下における方便品読誦に関する評論と議論については、特に堀氏が文献史料の整理を行っているのでそちらを参照されたい⁽⁶⁰⁾。堀氏の研究によれば、方便品読不読論争に関する評論・議論を記した史料は多数存在することが指摘されており、このことから日仙と日代の問答が、当時日興門下の間で大きな反響を呼んだことが窺えよう。

ともかく、先述したように日仙と日代は方便品読不読問答をきっかけに、この折に主張した教義解釈をめぐって他の日興門下から異端視された。そして問答の後、日仙は程なく讃岐へと移住して当地を布教拠点と定め、後の讃岐本門寺へとつながる寺基を整えたとされる。一方の日代も、元々日興から重須坊職の後継に指名されていたにも関わらず、『日仙日代問答』によれば重須大衆から本迹迷乱の僧とされて重須を擯出されたという。先にも挙げた康永二年（一三四三）二月七日の日満『日代上人重須離山事』や応安元年（一三六八）十一月の日代『目安』によれば、日代の重須退出に際して日妙と地頭石川実忠に寺領と寺宝の占拠等の謗法行為があったことが述べられている。すでに触れた日妙と日代との確執、そして日代が重須退出後に日妙と地頭に謗法行為があったことを指摘していることを勘案すると、結果的に日妙らと日代の対立によって生じた確執が方便品読不読問答の結果を受けてより決定的なものとなり、その圧力によって日代が重須から擯出されるに至ったものと見られるので

ある。日代が重須を退出した時期については、日仙との問答直後に擯出され、その後大石寺塔中寄住の一時期を過ぎたとする説⁽⁶¹⁾と、日満によつて『日代上人重須離山事』が記された康永二年（一三四三）二月七日をもつて重須退出に日とする説⁽⁶²⁾の二説が確認できるが、この後日代は西山の地に移住してこの地に寺基を築いた。これが西山本門寺の濫觴とされ、日興門流における新たな布教拠点がここにも成立していくのである。

第四項 日尊とその門弟における京都市教

一、日尊の京都市教

初期日興門流において京都に本格的に教線を伸張させたのは、大夫阿闍梨日尊（一二六五—一三四五）である。日尊は初め天台僧として仏道を歩み出したが、弘安六年（一二八三）一九歳の時に日目に出会い改衣入信、後に日興に對面して師事したと伝えられる。前掲した通り、日興と日尊に関するエピソードとして、日興が説法を行っている最中に日尊が外の梨の木の葉が落ちたことに一瞬目を奪われ、この一瞬の気の緩みを日興は厳しく責め、ついには日尊は勘当されたという伝承が、日辰の『祖師伝』に記述されている⁽⁶³⁾。落葉に目を奪われたことが要因で勘当を受けたかどうかは別として、日目が日代に宛てて送った書状『進上伊与公御房書』の中に「其後大夫房御不審ゆり候て後⁽⁶⁴⁾」と記されているから、日尊が日興より勘当されたことは間違いないものと見られる。

日尊が日興から勘当されて以降の行動について、『祖師伝』には次のような記述が見られる。

日尊東西に徘徊する十二年の中に三十六ヶ寺を建立し、亦重須本門寺に帰りて免許を請ふ、日興大いに喜んで一度に三十六鋪の本尊を日尊に賜ふ、開山一年正五九月、日尊祈禱の為に書写し玉ふ合して、三十六鋪是^レ也三十六ヶ所は雲州の安養寺（住本寺に附くなり）、丹波の上興寺（上行寺に附くなり）、伊豆の伊東六ヶ

寺（天文弘治の比実成寺・広宣寺・妙蓮寺等なり、血脈は日目・日尊・日譽・日眼・日典・日能云云西山と通ず）、下野の稗田石田の二ヶ寺（大石寺に附く）。奥州実成寺一円寺（上行寺に附く）⁽⁶⁵⁾

この記述によれば、日興から勘当されていた期間は一二年間⁽⁶⁶⁾に及び、その間、東は陸奥国から西は出雲国に至るまで各地で伝道布教の日々を送り、結果三六箇寺を建立したという。ただし、『祖師伝』に挙げられる開創寺院名は一二箇寺に留まり、また『日興上人日目上人正伝』では現存する日尊開創寺院を二八箇寺としているが⁽⁶⁷⁾、それでもなお二六箇寺には届かない。長い年月の経過の中で伝承さえも伝わらずに廃寺となった寺院もあるだろうが、この件について『日蓮教団全史（上）』では、日尊の行跡を後人が誇張したものとみている⁽⁶⁸⁾。このように、勘当を受けたことに奮起して各地にて多くの功績を残した日尊は、その後重須に帰って日興に勘当の許しを請い、それまでの活動が認められてようやく勘当を解かれた。そして、日興は日尊に計三六幅の曼茶羅本尊を授与したとされる。日尊が開創した寺院各々に掲げて、礼拝の対象とするために授与したものであろうか。ちなみに日尊に授与された日興曼茶羅本尊は、現在三幅が伝来している。

さて、日興が入滅した年の十一月、日目は日興の遺命を遂げるべく公家奏聞のために上洛を決意する。その際、日尊は随伴役として日目に同行したが、上洛の途次に日目は病により急死してしまふ。日尊はその後日目の遺志を引き継いで奏聞を果たし、そのまま関西地方の教化伝道に励むことを決意する。日尊の弟子日大が記した『尊師実録』には「自雲州播州一曆応元年戊寅四月十一日御京着、同二年己卯四月十三日上行院移住御在生七ヶ年云云⁽⁶⁹⁾」とあり、日尊は日目遷化後に出雲国・播磨国に布教した後、曆応元年（一三三八）四月十一日に再び京都に入り、翌二年（一三三九）四月十三日には六角油小路の地に上行院を建立したとされる。当時は、後醍醐天皇によって建武の新政が開始され、政治の中心地が鎌倉から京都へと移行し、また教団内の動向として妙頭寺日像による布教が実を結び、建武元年（一三三四）には妙頭寺が公家から勅願寺として認可されて間もない頃であった。妙頭寺が勅願寺となったことを受けて、関東諸門流の諸師もまた同様の功績をあげるべくこぞって京都を目指すようになるが、そのような情勢の中で、日興門流では日尊がいち早く京都を目指したわけであり、日尊によ

って京都に門流初の拠点寺院が設立されたのである。日尊は上行院建立後、晩年の七年間をここで過ごした。康永三年（一三四四）六月八日には、日尊は弟子の日印（一一三七三）に対して『日印讓状⁽⁷⁰⁾』を認め、付法の弟子と定めて日興曼茶羅本尊と聖人御影を授与し、上行院の後事を託した。そして翌年の貞和元年（一三四五）五月八日、日尊は八一歳をもつて入滅した。

二、日尊門下の動向

日尊より六角上行院を継承した日印は、後に日尹と名を改めるが、日尹と同様日尊の直弟子として日大（一三〇九—一三六九）という僧侶がいた。日大は本覚法印と号し、貞治二年（一三六三）には比叡山総探題円実坊法印権大僧都直兼と台当の立義について問答を行っており（日大著『日大直兼台当問答記⁽⁷¹⁾』）、優れた学僧として名を馳せた。日大は生涯を通じて多くの寺基を築いたことが、次の史料から読み取ることができる。

①日大著『即身成仏事』 貞和二年（一三四六）九月二十九日

貞和二年丙九月二十九日 於^{ニテ}京都冷泉西洞院法華道場^ニ記^シ録^シ之^ヲ畢 日大判⁽⁷²⁾

②日大著『日大直兼台当問答記』 貞治二年（一三六三）十二月二十三日

貞治二癸卯十二月二十三日 自^{ヨリ}一条猪熊ノ上行院^ニ罷^ニ向^フ山門^ニ⁽⁷³⁾

③日大曼茶羅本尊 貞治三年（一三六四）九月十二日

長安城木辻の法華堂、上行院と号するの本尊なり⁽⁷⁴⁾

これらの記述によれば、日大は日尊入滅の翌年頃には京都冷泉西洞院法華堂を、貞治二年までには一条猪熊上行院を、貞治三年までには長安城木辻法華堂（上行院）を建立していることがわかる。この他にも日大は、美作・備中・出雲方面に布教を展開し、真言密教寺院を十余ヶ寺改宗させた⁽⁷⁵⁾とされる。『日蓮教団全史（上）』では、日大が右に挙げた②③に見える開創寺院名を度々上行院と号していることに触れ、日大が開創した寺院は、初め

はすべて上行院と称したものと想定している⁽⁷⁶⁾。さらに続けて、日大が自身の開創寺院を上行院と号したのは、日尊建立の六角上行院が日大ではなく日尹に継承されたことに對する不満の表れであり、自身をもって上行院の正嫡である意識していたからではないかと推測している⁽⁷⁷⁾。日大が重須本門寺を擯出されて西山の地に建立した法華堂が、後に本門寺正嫡意識によって西山本門寺と号されることと同様に、日尹が継承した六角上行院に對して、日大が寺号をめぐって正嫡意識を有していたことは、諸状況から勘案して大いに考えられよう。そして『祖師伝』には、「日大の弟子日源一条猪熊に於て法華堂を建立し本実成寺と号す、其後二条堀河移て寺を立て住本寺と号す⁽⁷⁸⁾」とあり、日大が建立した一条猪熊上行院は、その後弟子の日源によって本実成寺と改められ、さらに二条堀川の地に移転して住本寺と再び改称するに至った。また久遠成院日親著『伝灯抄』によれば、日尹と日大の間で如来寿量品「心壞恋募 咸皆壞恋募」の「壞」の字の読み方について「エ」と読むか「クワイ」と読むかの争いが起こって上行院と門徒を引き分け、これにより日尊門下が二流になったことを伝えている⁽⁷⁹⁾。こうして日尊によって京都に日興門流の教線が広げられ、上行院という拠点寺院が建立されたが、直弟子の段階で日尊門下が二分したことが伝えられ、それによって後に住本寺と称される新たな寺院が生み出された。上行院と住本寺は共に京都日興門流の拠点寺院として存続していくものの、天文五年（一五三六）に勃発した天文法難によって両寺共破却される。しかし、広蔵院日辰の尽力によって両寺は合併して一寺となり、要法寺と号して再建され、復興の道を歩んでいくのである。

小結

以上、日興滅後における日興門流初期の展開について、主な門弟の動向を取り上げて考察した。日興は入滅に際し、かつて聖人が滅後の法灯として六人の本弟子を指名したことに倣い、自身もまた本六人・新六人を選定し

てこれらの弟子を中心に滅後の伝道教化を託し、正慶二年（一三三三）二月に八八歳の生涯を閉じた。しかしその後、日興滅後約八ヶ月後という早い段階で、教義解釈をめぐる対立が重須の日妙と日代の間に発生し、これを皮切りに方便品読不読問答・大石寺東坊地係争など門弟間の対立抗争が次々と表面化していった。そして、渦中の日興門下はそれぞれが自身の正統性を主張し、それが余計に確執を深化させる要因ともなった。またこれらの対立は、僧侶のみの争いではなく、地頭をはじめとする檀越をも含んだ権力闘争という一面も持ち合わせており、それによって日興が門流の布教拠点として基礎を築いた大石寺・本門寺から、擯出または退出に追い込まれる門弟を生み出す結果にも至ったのである。

しかし、これら日興入滅直後に見られた門弟間の争いは、単に門流を分散化させたわけではなかった。これらの争いによって本寺を離れた日興門下は、日郷は安房に、日代は西山に、日仙は讃岐に、日睿は日向にというように、それぞれが新たな土地に布教伝道を開始し、それによって各地に新たな布教拠点となる寺院の基礎が築かれていった。また京都に布教した日尊自身には争った形跡は見られないものの、その弟子の代に門下が二分しており、これによって新たな拠点寺院が成立している。つまり、対立抗争が生み出した門弟の分散が、結果的には日興門流全体の教線の広域な拡張へとつながっていったと見ることができるのである。ただし、こうして各地に門流の拠点寺院が開創されるも、それらが成立する背景には諸々の対立感情があるが故にその遺恨は晴れず、諸山同士の対立は以後も継続していくのである。

注

- (1) 『日蓮教団全史（上）』一七六頁。
- (2) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』八三四頁。本箇所は『富要』九卷（富士宗学要集刊行会 一九五七年）三五―三六頁からの引用文。
- (3) 『上代事典』二二七頁。

- (4) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』八三四頁。
- (5) 坂井法暉稿「道郷論争と大石寺東坊地の係争」(『興風』一三号所収)。
- (6) 『宗全』二卷二八三頁。
- (7) 『千葉県の歴史』資料編 中世3 県内文書2。
- (8) 佐藤博信著『中世東国日蓮宗寺院の研究』(東京大学出版会 二〇〇三年)。
- (9) 『興風』一八号(興風談所 二〇〇六年) 所収。
- (10) 『千葉大学人文社会科学研究所』一五号(千葉大学大学院人文社会科学研究所 二〇〇七年) 所収。
- (11) 『千葉大学人文社会科学研究所』一六号(千葉大学大学院人文社会科学研究所 二〇〇八年) 所収。
- (12) 『千葉大学人文社会科学研究所』二三号(千葉大学大学院人文社会科学研究所 二〇一一年) 所収。
- (13) 『千葉大学人文社会科学研究所』二四号(千葉大学大学院人文社会科学研究所 二〇一二年) 所収。
- (14) 『日目上人』二〇四頁。
- (15) 『日目上人』三八七頁。
- (16) 『富要』四卷九八頁。
- (17) 宮崎県編『宮崎県史』史料編 中世1(宮崎県 一九九〇年) 五七六頁。
- (18) 『富要』八卷(富士宗学要集刊行会 一九五七年) 二六〇頁。
- (19) 『上代事典』七六六頁。
- (20) 『富要』八卷六九頁。
- (21) 『富要』八卷二六〇・二六一頁。
- (22) 『上代事典』三四四頁。
- (23) 『上代事典』三四七頁。
- (24) 『宗全』二卷二八〇頁。『上代事典』三七九頁では本書を『牛王丸付属状』と題す。

- (25) 『宗全』二卷二八三頁。『上代事典』三八三頁では本書を『日明付属状』と題す。
- (26) 『上代事典』三八三頁。
- (27) 『千葉県歴史』資料編 中世3 県内文書2 一七六頁。本書の年代は推定。
- (28) 『千葉県歴史』資料編 中世3 県内文書2 一七七頁。本書の年代は推定。
- (29) 『千葉県歴史』資料編 中世3 県内文書2 一七八頁。本書の年代は推定。
- (30) 『千葉県歴史』資料編 中世3 県内文書2 二〇三頁。
- (31) 『千葉県歴史』資料編 中世3 県内文書2 二〇三頁。
- (32) 『千葉県の歴史』資料編 中世3 県内文書2 二〇四頁。
- (33) 佐藤博信著『中世東国日蓮宗寺院の研究』三〇―三四頁。
- (34) 『宗全』二卷四九九頁。
- (35) 『宗全』二卷五〇〇頁。
- (36) 富士年表増補改訂出版委員会編『日蓮正宗富士年表』(富士学林 二〇〇八年) 一四七頁。
- (37) 大平宏龍稿「日隆聖人と東国法華宗」(『興隆学林紀要』創刊号〈興隆学林専門学校 一九八六年〉所収) 一一三・一一四頁。
- (38) 『上代事典』一二七頁。
- (39) 『宗全』二卷三九六頁。
- (40) 『富要』八卷一六八頁。
- (41) 『宗全』二卷二二二頁。
- (42) 執行海秀著『興門教学の研究』(海秀社 一九八四年) 一一九頁、堀日亨著『富士日興上人詳伝』五九四頁。
- (43) 『上代事典』四三九頁、執行海秀著『興門教学の研究』一一九頁、宮崎英修著『日蓮教団史研究』一二〇頁。
- (44) 宮崎英修著『日蓮教団史研究』一二〇頁。
- (45) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』八一六頁。

- (46) 『日蓮教団全史（上）』一七八頁。
- (47) 宮崎英修稿「興門初期の分裂と方便品読不読論―五人所破抄の著者について―」（『大崎学報』一二二号所収）。本稿は後に同著『日蓮教団史研究』に再録。
- (48) 執行海秀著『興門教学の研究』一二二頁。
- (49) 高橋肅道著『日蓮正宗史の研究』三二〇頁。
- (50) 『宗全』二卷三九四頁。
- (51) 『宗全』二卷四四五頁。
- (52) 宮崎英修著『日蓮教団史研究』一二二頁。
- (53) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』八一七頁。
- (54) 『統合システム』二〇一三年度版（興風談所 二〇一三年）所収『上代事典』「日満『方便品読不問答記録』」項。
- (55) 『宗全』二卷二六二頁。
- (56) 『宗全』二卷二六九頁。
- (57) 『宗全』二卷四〇〇頁。
- (58) 『宗全』二卷四一三頁。
- (59) 『富要』九卷五頁。
- (60) 『富要』九卷二頁、堀日亨著『富士日興上人詳伝』八一六頁。
- (61) 『富士門家中見聞』（『富要』五卷二〇四頁）、『宗全』二卷七頁。
- (62) 『日蓮教団全史（上）』一八四頁。
- (63) 『富要』五卷四〇頁。
- (64) 『日目上人』三七九頁、『宗全』二卷二〇四頁。
- (65) 『富要』五卷四二頁。

- (66) なお、大石寺九世日有『物語聴聞抄佳跡』（『富要』一卷〈富士宗学要集刊行会 一九五七年〉一九〇頁）によれば、日尊の勘当年数を二五年間としている。
- (67) 『日興上人日目上人正伝』（大石寺 一九八二年）三九四頁。
- (68) 『日蓮教団全史（上）』一八六頁。
- (69) 『宗全』二卷四一一頁。
- (70) 『宗全』二卷二九三頁。
- (71) 『宗全』二卷四二二頁。
- (72) 『宗全』二卷四三七頁。
- (73) 『宗全』二卷四二二頁。
- (74) 『富要』八卷二一〇頁。
- (75) 富谷日震著『本宗史綱』二〇五頁。
- (76) 『日蓮教団全史（上）』一八八頁。
- (77) 『日蓮教団全史（上）』一八九頁。
- (78) 『富要』五卷五二頁。
- (79) 『宗全』一八卷（山喜房佛書林 一九六八年）四八頁。

第二章

日興門流における曼荼羅本尊の継承

はじめに

日蓮聖人の教化活動における特色の一つとして、曼荼羅本尊の図頭が挙げられる。聖人は、釈尊が究極の教えを説き表した末法相應の經典である法華経への絶対的帰依を表明し、その広大な世界と真髓を「南無妙法蓮華経」の七字を中心とする曼荼羅本尊として揮毫し、具現化された。

聖人による曼荼羅本尊は、聖人が相模国依智から佐渡へと配流される前日、文永八年（一二七一）十月九日にいわゆる「楊枝御本尊⁽¹⁾」を揮毫したことにはじまる。以来、その相貌を少しづつ変化させながら、入滅年の弘安五年（一二八二）六月⁽²⁾に至るまで、約一〇年間の内に数多くの曼荼羅本尊を揮毫している。その数は『図説』日蓮聖人と法華の至宝』によれば、現存数だけでも一二五幅にのぼることが指摘されている⁽³⁾。聖人は揮毫したこれらの曼荼羅本尊を、法華経信仰の証として弟子檀越に度々授与し、聖人の曼荼羅本尊は弟子檀越によって代々伝承されていった。

また聖人滅後には、その門弟らによって曼荼羅本尊の揮毫が行われるようになり、法を伝える重要法門として門流を問わず定着化し展開していった。そして、時代の変遷と共にその様式や願意が多様化しながら、門弟の曼荼羅本尊もまた弟子檀越へと授与されていった。曼荼羅本尊の揮毫は、まさしく日蓮教団における代表的な信仰活動の一つであり、今日まで絶え間なく受け継がれているのである。

そこで本章では、日蓮教団における信仰活動の特色である曼荼羅本尊継承の一端を探るため、日興門流、特にその初期の段階における曼荼羅本尊の継承について着目したい。そして、聖人在世中から聖人滅後と時代が変遷する中で、日興とその門弟がどのように聖人曼荼羅本尊を位置づけて受容し、また曼荼羅本尊の揮毫を継承・展開していったかについて、考察していきたい。

注

- (1) 日蓮聖人真蹟集成法蔵館編集部編『日蓮聖人真蹟集成』一〇卷（法蔵館 一九七七年）一番。
- (2) 『日蓮聖人真蹟集成』一〇卷一二二・一二三番。
- (3) 中尾堯・寺尾英智編『【函説】日蓮聖人と法華の至宝』一卷 曼荼羅本尊（同朋舎メディアプラン 二〇一二年）。なお寺尾英智氏によれば、現存数はさらに多く約一三〇幅現存することが指摘されている。寺尾英智稿「諸門流先師の曼荼羅本尊について」（日蓮宗勸学院 講座発表レジュメ 平成二十五年二月十八日発表）。

第一節 『白蓮弟子分与申御筆御本尊目録事』（『弟子分本尊目録』）について

永仁六年（一二九八）、日興は『白蓮弟子分与申御筆御本尊目録事』を記した。本書は、白蓮Ⅱ日興の弟子分に「与_レ申」（申し与え）られた「御筆御本尊」の目録、つまり日興が自己の弟子檀越に対する曼荼羅本尊の授与を聖人に依頼し、それが叶って聖人から自筆の曼荼羅本尊を授与された弟子檀越の氏名を列記してまとめた目録である。本目録には曼荼羅本尊を授与された弟子檀越の氏名の他、その居住地や師弟関係、また日興に違背した者の氏名までも見ることができる。さらに、富木日常が永仁七年（一二九九）三月六日に自らが蒐集した聖人眞蹟遺文および聖教類を記録した『常修院本尊聖教事⁽¹⁾』と同様に、聖人曼荼羅本尊の伝来の様子も窺うことができ、日蓮教団初期の実態を詳細に伝える重要史料の一つと位置づけられよう。

『白蓮弟子分与申御筆御本尊目録事』に関する先行研究としては、高木豊稿「日興とその門弟⁽²⁾」、同稿「日蓮とその門弟⁽³⁾」、継命新聞社発行『日興上人⁽⁴⁾』等が挙げられる。特に高木氏の論考は本目録に記される弟子檀越と申し与えられた聖人曼荼羅本尊に関して総合的かつ精細な分析を行っている。これらの先行研究を踏まえた上で、本論では日興門流における曼荼羅本尊の意義を探るため、それを伝える門流の初期段階の史料である本目録について、改めて考察を加えてみたい。

なお、本目録の略称について、高木氏前掲論文や『日蓮宗事典⁽⁵⁾』、『宗全』二巻⁽⁶⁾等では『本尊分与帳』との略称を用いて表記している。これに対し、『上代事典⁽⁷⁾』等では『弟子分本尊目録』と略している。本目録の内容を見ると、「俗弟子分」「女人弟子分」「在家人弟子分」というように「弟子分」という表記が見られ、また曼荼羅本尊授与の表記を「所_ニ申与_レ如_レ件」「申_ニ与之_一」と記していることが窺える。これらの事柄を考慮すると、本目録は曼荼羅本尊を「分与」された人の目録ではなく、日興の「弟子分」に「申与」られた曼荼羅本尊の目録と解釈するのが妥当であろう。京都要法寺十三世広蔵院日辰もその著『祖師伝』において、本書を「弟子分_之帳⁽⁸⁾」

と表記していることは見逃せない事実である。したがって、本論では『本尊分与帳』ではなく『弟子分本尊目録』と略記して論を進めていく。

第一項 『弟子分本尊目録』記載の弟子檀越

『弟子分本尊目録』は日興自筆本が現在北山本門寺に所蔵されており、また寛文四年（一六六四）五月十五日の日付を有する同寺十四世日優写本も所蔵されている。正本は経年による損傷が激しく判読不能な箇所が多々見られるが、その箇所は写本によって補完され、現在ではほぼ全文が判明している。前述の通り、『弟子分本尊目録』には日興の仲介により聖人曼荼羅本尊を申し与えられた日興の弟子檀越に関する様々な情報が収録されており、日興門流初期の実態を今に伝える史料としてその価値は非常に高い。まずは『弟子分本尊目録』に記載される弟子檀越について考察してみたい。

『弟子分本尊目録』に見える弟子檀越は、僧弟子分・俗弟子分・女人弟子分・在家人弟子分の四グループに分けて記載されている。ただし、「僧弟子分」という明確な記述は本目録中にはなく、俗弟子分の前に僧弟子および波木井南部氏一族が列記されている。何故僧弟子と波木井南部氏が同列に並べられているのかという問題は残るが、本論文では目録の順列に従って、ここに列記される僧弟子および波木井南部氏をまとめて僧弟子分として扱った。

これらの弟子檀越を国別・弟子分別に分類すると表一のようになる。

【表一】『弟子分本尊目録』記載の日興の弟子檀越

| 国名 | 僧弟子分(南部氏含む) | 俗弟子分 | 女人弟子分 | 在家人弟子分 | 計 | |
|----|---|---|---|---|--|----|
| 駿河 | 下野公日秀 少輔公日禪 甲斐公日持 越後房日弁 肥後公 楠王児 大夫房 治部房日位 筑前房 | 南条時光 高橋六郎兵衛入道 石河新兵衛入道道念 河合入道 由比甚五郎 河合四郎光家 河合又次郎入道 松野次郎三郎 | 石河新兵衛入道後家尼 高橋六兵衛入道後家尼 松野左衛門次郎後家尼 南条平七郎母尼 豊前房妻 | 神四郎 弥五郎 弥次郎 小四郎次郎 中里四郎太郎 最妙尼 新福地神主 江美弥次郎 太郎太夫入道 | 弥四郎入道 弥三郎重光 新五郎 六郎吉守 三郎太郎 弥太郎 又次郎 田中弥三郎 | 39 |
| 甲斐 | 寂日房日華 撰津公日仙 因幡房日永 肥前房日伝 遇俣志入道 南部六郎三郎 イホメノ宿ノ尼 弥六郎 弥次郎入道 弥三郎兵衛入道 | 越前房 南部六郎入道 藤兵衛入道 播磨公 南部六郎次郎 大井橋三郎光房 大井庄司入道 下山左衛門四郎 | 曾祢五郎後家尼 大井庄司入道後家尼 | | 20 | |

| 計 | 相模 | 武蔵 | 伊豆 |
|----|-------|----------------------|-------------|
| 28 | 了性房日乗 | 泉出房 | 卿公日目 土佐房 |
| 14 | | 綱島九郎太郎入道 綱島九郎次郎時綱 | 新田四郎信綱 |
| 7 | | | |
| 17 | | | |
| 66 | 1 | 3 | 3 |

『弟子分本尊目録』には僧弟子分として僧弟子および波木井南部氏が二八名、俗弟子分として一四名、女人弟子分として七名、在家人弟子分として一七名、計六六名の弟子檀越の名前を確認できる。僧侶と檀越とで分ければ二八名と三八名で、僧侶と檀越分け隔てなく曼荼羅本尊が授与されていることがわかる。また『弟子分本尊目録』記載の弟子檀越の所在地は、日興の教化活動の中心地である駿河と甲斐にほぼ集中しており、伊豆・武蔵・相模の三国にも少数ながら弟子檀越を確認することができる。

『弟子分本尊目録』には了性房日乗への授与に関して「聖人御遷化後間日興所_レ与_ニ書写_一如_レ件⁽⁹⁾」と記されている。つまり日乗授与の曼荼羅本尊は申し与えたものではなく、聖人入滅後に日興が自ら聖人曼荼羅本尊を書写して授与したものであることがわかる。これについて高木氏は「日乗についてわざわざ日蓮没後のこととし、日蓮の本尊を書写して与えた」と記していることは、日乗を除く残りの弟子分が在世中の日蓮から本尊を授与されたことを意味すると考えてよいであろう⁽¹⁰⁾と推測している。高木氏が推測するように、日乗を除く六五名の弟子檀越に対して授与された曼荼羅本尊は、在世中の聖人から日興の申請により申し与えられた聖人筆の曼荼羅本尊であると考えられる。このことから、日興門下の間で聖人の曼荼羅本尊を申し与えるという行為が当時頻繁に行われており、その結果、六五名もの大勢の日興門下が授与されるに至っていたことが窺える。

一、僧弟子分について

『弟子分本尊目録』には、まず「日興第一ノ弟子」として寂日房日華・卿公日目・下野公日秀・少輔公日禪・撰津公日仙・了性房日乗の六名いわゆる本六人が列記され、次いで六老僧の一人甲斐公日持が「日興最初ノ弟子」として挙げられている。周知の通り、本六人は日興門下中の高僧であるし、日持は日興の弟子となつて後に日興と同じ六老僧に指名された弟子である。このような高僧に対して聖人の曼荼羅本尊が申し与えられることはごく自然な流れである。今触れたように、日乗が聖人曼荼羅本尊を申し与えられていないにも関わらず『弟子分本尊目録』に加えられたのは、本六人に数えられる日興の高弟であつたためと考えられよう。『弟子分本尊目録』には今挙げた七名の弟子を筆頭に、僧弟子分二八名が列挙されている。

その僧弟子に関する記述の中には注目すべき点が見られる。まず、所在地として既成寺院の名前が記されている弟子が存在する点である。それらを次に挙げる。

- ・蓮花寺 ——— 寂日房日華
- ・岩本寺 ——— 肥後公・筑前房・豊前公（※豊前公には曼荼羅本尊授与の記述なし）
- ・四十九院 ——— 治部房日位

ここでは、蓮花寺・岩本寺・四十九院の三箇寺の名前を確認することができる。日興自身、弘安元年（一二七八）三月頃までは四十九院の住僧でありながら聖人に師事し、布教活動を展開していたこと⁽¹¹⁾が知られる。それと同様に、既成寺院名の記載はその寺院に寄住しながらも日興の弟子となつた者がいたということを表している。

四十九院の治部房日位は『弟子分本尊目録』によれば日持の弟子とされるが、日持もまた四十九院の住僧であ

ったことが日興の『四十九院申状』の記述から窺い知ることができる⁽¹²⁾。このことから、日興も寄住した四十九院での僧院生活の中で日位は日持の弟子となり、日位は日持師事後も四十九院に留まり続け、そこを布教の拠点としていたということが推測される。

岩本寺とは岩本実相寺を指すと考えられるが、岩本寺寄住の弟子は三名確認できる。肥後公には楠王児という弟子がおり、共に聖人曼荼羅本尊を申し与えられている。しかし『弟子分本尊目録』によれば、肥後公は弘安年中に、楠王児は弘安二年（一二七九）十二月二十五日に一七才の若さで死去したことが記されている。そして、両者に申し与えられた曼荼羅本尊は共に楠王母尼が相伝したことが記されている。よって楠王母尼は二幅の聖人曼荼羅本尊を伝持していたことが伝えられるが、楠王児・楠王母尼については詳細は不明である。肥後公に申し与えられた曼荼羅本尊の相伝については、元徳四年（一三三二）十二月十七日の日興『日盛本尊相伝証文⁽¹³⁾』に関連する記載が見られるが、その点については後述する。

豊前公については、『弟子分本尊目録』には曼荼羅本尊を申し与えられた旨は記されていないが、筑前房と同宿と記されており、筑前房同様岩本寺の住僧であったと考えられる。また『弟子分本尊目録』女人弟子分には「高橋筑前房女子豊前房妻⁽¹⁴⁾」が挙げられていて、豊前房の妻は日興から曼荼羅本尊を申し与えられている。この記述から、岩本寺の住僧である豊前公および筑前房が妻帯僧であり、かつ両者が親戚関係にあったということが看取できる。さらに筑前房の女子が豊前房に嫁いでいるので、筑前房のほうが年長であると考えるのが自然であろう。

なお、高木氏は「高橋筑前房」との表記から、筑前房が日興の叔父・叔母にあたる高橋六郎兵衛入道とその後家尼らと同族である可能性を示唆し、日興と筑前房も親戚関係にあると想定している⁽¹⁵⁾。

次に、師弟関係にある弟子檀越の存在を確認することができる点が挙げられる。師弟関係が明記される弟子檀越を以下に列記する。

- ・越後房日弁の弟子（八名）・・・・・・・・・泉出房・南条平七郎母尼・江美弥次郎・太郎太夫入道・弥太郎・又次郎・弥四郎入道・田中弥三郎
- ・寂日房日華の弟子（四名）・・・・・・・・・肥前房日伝・大井庄司入道・大井庄司入道後家尼・曾祢五郎後家尼
- ・日持の弟子（三名）・・・・・・・・・治部房日位、大夫房、松野次郎三郎
- ・日弁・日秀両師の弟子（三名）・・・・・・・・・神四郎、弥五郎、弥次郎
- ・肥後房の弟子（一名）・・・・・・・・・楠王児
- ・南部六郎入道の弟子（一名）・・・・・・・・・遇俣志入道
- ・播磨公の弟子（一名）・・・・・・・・・イホメノ宿ノ尼
- ・因幡房日永の弟子（一名）・・・・・・・・・下山左衛門四郎
- ・下野公日秀の弟子（一名）・・・・・・・・・六郎吉守、新福地神主、三郎太郎

これを見ると、越後房日弁の弟子が八名と最も多く、次いで寂日房日華の四名、甲斐公日持の三名、下野公日秀・越後房日弁両師の弟子の三名と続く。また日弁・日華・日持に関しては、僧侶と檀越の両方の弟子を獲得していることがわかる。

日興と同じ六老僧に数えられる日持は、前述したように治部房日位を、そして自身の出身地である駿河国松野の大夫房と松野次郎三郎を弟子としている。『弟子分本尊目録』に見える松野左衛門次郎後家尼について、高木氏および『上代事典』では松野殿後家尼に比定され、また松野次郎三郎の母である可能性をも示唆している⁽¹⁶⁾。松野在住の弟子は、日持の教化に依るところが大きいと考えられる。また南部六郎入道は遇俣志入道を、播磨公

はイホメノ宿ノ尼を、因幡房日永は下山左衛門四郎を弟子としているが、ここに同族内での師弟関係を確認することができる。

なお、蓮花寺の住僧であった寂日房日華の弟子の一人、曾祢五郎後家尼について少々触れておきたい。『弟子分本尊目録』には「甲斐国曾祢五郎後家尼者寂日房弟子也。仍日興申_ニ与_之」。但聖人御滅後背畢⁽¹⁷⁾」と記されるのに対し、京都本満寺に所蔵される弘安四年（一二八一）四月二十五日凶頭の聖人曼茶羅本尊内日興添書には「甲斐国大井庄々司入道女子同国曾弥小五郎後家尼者日興弟子也⁽¹⁸⁾」と記されており、「曾祢五郎」と「曾祢小五郎」が同人であるかどうか問題となる。堀日亨氏は、曾祢五郎の子が曾祢小五郎であると推測している⁽¹⁹⁾。しかし『興全』正誤表では、『弟子分本尊目録』の曾祢五郎後家尼の項を「甲斐国曾祢五郎後家尼者寂日房弟子也大井庄司入道女子也_・」⁽²⁰⁾と加筆訂正しており、これによれば『弟子分本尊目録』と前掲の日興添書共に大井庄司入道の女子であると伝えていることで一致している。したがって「曾祢五郎」＝「曾祢小五郎」であると考えられる。

下野公日秀と越後房日弁はそれぞれ弟子檀越を抱え、さらに日秀日弁両師を師とする檀越がいたことが記されている。日秀と日弁は弘安二年（一二七九）に勃発した熱原法難の後、その余波を避けるため下総国の富木常忍のもとに赴いている⁽²¹⁾。この両師の弟子とされる熱原郷の住人神四郎・弥五郎・弥次郎の三名は、その熱原法難で殉死した檀越であり、『弟子分本尊目録』では三名の名の下に法難の次第を注記し、さらに「コレタ_ト事ニアラス。法花経ノ現罰ヲ蒙レリ⁽²²⁾」と、熱原法難の重大性と殉教者の正統性を語っている。また日秀の弟子、六郎吉守・新福地神主の二名も熱原の住人と記されている。新福地神主については、弘安三年（一二八〇）七月二日の『上野殿御返事』に「さては、かうぬし（神主）等が事、いま_トでか_トへをかせ給_トて候事ありがたくをばへ候⁽²³⁾」との記述があり、熱原法難後に南条時光の館で匿われていたこの神主と同人であると考えられる。新福地神主の存在は、当時の日興門下に神主がいたことを表しており、さらに聖人の曼茶羅本尊まで申し与えられている事実

が窺える。

一方、日弁の檀越、太郎太夫入道・弥太郎・又次郎・弥四郎入道・田中弥三郎の五名については、富士下方市庭寺の住人と記されている。市庭寺については『御伝土代』に「日秀日弁ハ市庭滝泉寺ヲシンシユツセラレ給⁽²⁴⁾」との記述があつて、滝泉寺の所在地が市庭寺と呼ばれていた可能性が考えられる。これに対し堀氏は、「熱原郷の中に市庭寺と呼ぶ寺があつて、その跡がそのまま市庭寺と呼ばれた。それはたぶん、現今の三日市場辺であろう。この付近に滝泉寺が建った⁽²⁵⁾」と述べ、元々市庭寺という寺院が存在したことを主張している。これに対し『上代事典』では、実相寺が岩本寺（岩本に在る寺）と呼ばれたように、市庭寺が滝泉寺の異称（市庭に在る寺の意）である可能性を提示している⁽²⁶⁾。以上の諸説を勘案して推測するに、日秀日弁両師が滝泉寺に寄住していたことは『滝泉寺申状⁽²⁷⁾』の記述によつて明らかであるから、日興が『弟子分本尊目録』に記した「市庭寺」とは、特定の寺名ではなくその所在地を指した名称であろうか。

市庭寺の太郎太夫入道・弥太郎・又次郎・弥四郎入道・田中弥三郎については、僧侶ではなく在家であることから、この場合の「市庭寺」は市庭寺寄住ではなく地名として、その地域の住人という意味合いで使用された可能性が高いと考えられる。したがつて、今挙げた日秀日弁の檀越は滝泉寺の近辺の住人と想定される。また市庭寺とは記されていないものの、富士下方の住人とされる三郎太郎・江美弥次郎の二名もまた同域に居住する檀越である可能性が高いと推測される。

これらの檀越は、日秀日弁が師であること、そして滝泉寺近辺の住人と考えられることから、熱原法難の被害を受けた檀越である可能性が高く、また捕らえられて禁獄された一七名の内に該当する者がいたことも想定されるのである。

このように、自身の弟子檀越を抱える日興門下の存在は、各門下が在地において展開した布教活動が実を結び、聖人と日興の教えを信奉する自身の弟子檀越（日興からすれば孫弟子にあたる）を獲得したことを端的に表して

おり、この行動が日興門流初期の伸張に大きな影響を与えたことは言うまでもない。日興の弟子による新たな弟子檀越獲得の動きは、聖人滅後さらに顕著になって現れてくるのである。この点については後述する。

二、檀越弟子分（俗弟子分・女人弟子分・在家人弟子分）について

『弟子分本尊目録』には僧弟子分に引き続き、俗弟子分一四名、女人弟子分七名、在家人弟子分一七名、計三八名の檀越弟子分が列記される。その檀越弟子に関して注目すべき点の一つは、血縁関係・族縁関係の一端が記されている点である。

『弟子分本尊目録』記載の弟子檀越の中で日興の血縁・族縁関係者を挙げると、祖父河合入道・弟大井橋三郎光房・叔父河合又次郎入道・叔母高橋六（郎）兵衛入道後家尼（持妙尼）・その夫高橋六郎兵衛入道・義父綱島九郎太郎入道・その子綱島九郎次郎時綱の七名が挙げられる。河合四郎光家は河合入道の血縁であろうか。そうであれば光家もまた日興の血縁の一人に数えられる。また僧弟子分に含まれて表記されている波木井南部氏では、南部六郎入道（波木井実長）を始め南部六郎次郎・南部六郎三郎・遇俣志入道・藤兵衛入道・イホメノ宿の尼・弥六郎・弥次郎入道・弥三郎兵衛入道・越前房・播磨公の一名が挙げられている。

このように多くの血縁・族縁関係者に対し聖人曼荼羅本尊を申し与えている事実は、当時の日興の教化活動が特に血縁関係を通して行われていたことを物語っており、日興にとって血縁・族縁関係者は、教団を拡張する上での基盤として、重要かつ有効な教化対象の一つとして捉えていたと考えられる。

他にも石河新兵衛入道道念夫妻や日目とその兄新田信綱にも聖人曼荼羅本尊が申し与えられているが、『弟子分本尊目録』にはこれらの一族の他の者への授与は見られない。しかし、石河氏や新田氏一族の中には後に日興から曼荼羅本尊を授与される弟子檀越が多数存在しており、ここにも血縁・族縁関係を通しての教化の一端が確認できるのである。また石河新兵衛入道後家尼は南条兵衛七郎の女子であって、石河氏と南条氏が親戚関係にあ

ることが知られる。このような檀越同士の親戚関係の事実もまた、日興の教化がその一族により深く浸透する要因の一つとなったと考えられる。

なお、高橋六(郎)兵衛入道後家尼について、『弟子分本尊目録』には「高橋六兵衛入道後家尼者日興叔母也。仍所_ニ申与_一如_レ件⁽²⁸⁾」と、また建治二年(一二七六)二月凶頭の聖人曼茶羅本尊内日興添書には「富士西山河合入道女子高橋六郎兵衛入道後家持妙尼仁日興申与之⁽²⁹⁾」とあり、持妙尼と称されている。この持妙尼については、旧来より聖人から書状を賜っている妙心尼または窪尼との異同が論じられており、近時の研究では持妙尼_ニ妙心尼_ニ窪尼とする説が提示されている⁽³⁰⁾。これらの尼の異同に関してはこちらでは割愛するが、少なくとも日興がこの添書を記した時点では、日興は叔母である高橋六郎兵衛入道後家尼を持妙尼と称していたことが窺える。

またこの他では、富士上野在住の檀越として上野郷の地頭である南条時光を筆頭に小四郎次郎⁽³¹⁾・弥三郎重光⁽³²⁾・中里四郎太郎⁽³²⁾・新五郎⁽³²⁾・太郎大夫後家最妙尼の六名が曼茶羅本尊を申し与えられている。周知の通り、南条时光は上野殿とも称された聖人在世中からの有力檀越で、聖人入滅後日興を上野に招いて現在の太石寺の基礎を築いた人物である。小四郎次郎については『弟子分本尊目録』に「弘安五年十月聖人御滅_□死了⁽³³⁾」と記されている。日興『宗祖御遷化記録』の参列者には駿河国富士上野住人として「四郎次郎⁽³⁴⁾」の名が見えるが、これが小四郎次郎と同人であるならば、小四郎次郎は聖人の葬儀後間もなく死去したということになる。

弥三郎重光と中里四郎太郎の二名については「上野殿家人」すなわち南条家につかえる家人であると記されている。弥三郎重光が申し与えられたと想定される弘安三年(一二八〇)九月三日凶頭の聖人曼茶羅本尊には「正和元年出家三郎左近入道也」との日興添書があり、弥三郎重光は正和元年(一一三一二)に出家して三郎左近入道と称したことがわかる。日興の弟子檀越に聖人曼茶羅本尊が申し与えられたのは聖人在世中の出来事とされることは既に述べたが、この日興添書は当然正和元年以降の筆となるため、聖人在世中に弥三郎重光に申し与えた曼茶羅本尊に、後年になって日興が加筆したということになるのか。また新五郎は百姓であることが記され、最妙

尼は太郎大夫の後家尼と記されるが、それ以外のことは現時点では不明である。

なお、『弟子分本尊目録』の末には「南条七郎次郎後出家沙彌大行親父給也」との一文が記された別紙が同綴されている。この件について堀氏は、この一文が日興筆であるが故に散失せぬよう同綴したのみであろうと述べている。⁽³⁵⁾南条七郎次郎の親父、すなわち南条兵衛七郎は文永二年（一二六五）に死去しており、また現存する聖人曼茶羅本尊の初見は文永八年（一二七一）十月九日であることから、南条兵衛七郎が聖人曼茶羅本尊を申し与えられたことはまず考えられない。また先の一文の書式も『弟子分本尊目録』の通例とは異なっている。したがってこの一文は、堀氏が推測するように『弟子分本尊目録』とは関係のないものと考えるのが自然であろう。

三、日興違背の弟子檀越

『弟子分本尊目録』の記述からは、日興に違背した弟子檀越の存在をも知ることができる。日興違背の弟子檀越は僧侶八名、檀越四名の計一二名を数える。以下、その弟子檀越の名前と違背を伝える記述を『興全』から抜粋して挙げる。

《僧侶》

甲斐公日持「聖人御滅後背ニ白蓮ニ五人一同天台門徒也トナノレリ」

越後房日弁「弘安年中背ニ白蓮ニ了」

泉出房「越後房逆罪時同時背了」

因幡房日永「今背了」

肥前房日伝「今背了」

大夫房「聖人御滅後背了」

治部房日位「聖人御滅後背了」

筑前房「聖人御滅後背了」

《檀越》

松野次郎三郎「聖人御滅後背畢」

下山左衛門四郎「聖人御滅後背畢」

松野左衛門次郎後家尼「聖人御滅後背了」

曾祢五郎後家尼「聖人御滅後背畢」

前述したように、六老僧の一人日持は四十九院での勉強中に日興と出会って入信した、日興の最初の弟子とされている。しかし『弟子分本尊目録』では、日持が聖人滅後に違背したことを伝えている。日持は駿河国松野の出身で、聖人在世中の松野の檀越といえれば日持の父の松野六郎左衛門入道・その妻の松野殿後家尼・その子の松野六郎左衛門尉・その妻の松野殿女房がいる。松野一族が聖人に帰依するようになったのは日持の教化によるところが大きく、『弟子分本尊目録』にも松野次郎三郎と松野左衛門次郎後家尼の名前が挙げられている。高木氏および『上代事典』では松野左衛門次郎後家尼を松野殿後家尼に比定し、また松野次郎三郎の母である可能性を示唆している⁽³⁶⁾。その松野次郎三郎と松野左衛門次郎後家尼も聖人滅後日興に違背している。さらに日持の弟子の大夫房・治部房日位も同様に聖人滅後の違背が伝えられる。『弟子分本尊目録』記載の日持関係者全員が聖人滅後に違背していることから考えると、日持が日興のもとを離れたことがきっかけでその弟子檀越もまた日持と道を同じくしたものと推察される。

日持と同様のケースは、越後房日弁と因幡房日永の関係者にも見られる。『弟子分本尊目録』によれば、越後房日弁は弘安年中に違背し、その弟子檀越である泉出房も日弁と同時に違背したと伝えられる。この違背につい

て堀氏は、日弁が熱原法難後に下総に赴いた時に関東方の法義に与同されたためではなからうかと推測している。⁽³⁷⁾ さらに違背の時期について『日蓮教団全史（上）』は、日興の身延離山時に日弁は身延に残留し、その弟子泉出房も師匠と同じく行動して日興と訣別したとしている。⁽³⁸⁾ したがって、日弁らの違背は正応元年（一二八八）頃の出来事となるうか。また因幡房日永については、聖人が日永の代筆で著した『下山御消息』の受取人、下山兵庫五郎との関係が想起されるが、日永の檀越でその兵庫五郎と同族と思われる下山左衛門四郎もまた日興違背の旨が記されている。日永らの違背について堀氏は「五一の不和のために下山殿が五人方の民部日向に転向した時が因幡房の背反破門であり」⁽³⁹⁾と想定している。これは『富士一跡門徒存知事』の「甲斐国下山郷、地頭左衛門四郎光長（聖人）御弟子、遷化之後、民部阿闍梨為^レ師」⁽⁴⁰⁾との記述を受けてのことであろうか。ともあれ日永と下山左衛門四郎の両者が同時期に違背したのであれば、その時期は聖人滅後ということになる。筑前房の違背については『弟子分本尊目録』の記述しなく、その詳細は不明である。ただし『日蓮教団全史（上）』によれば筑前房は日弁同様日興の身延離山時に身延に残留し、日興と訣別したとしている。⁽⁴¹⁾

一方、師僧については違背が記されずにその弟子檀越の違背が伝えられるケースも確認できる。寂日房日華の弟子である肥前房日伝と曾祢五郎後家尼は日興から違背しているが、日華については違背が記されていない。『富士一跡門徒存知事』には日伝について

甲斐国^ニ有^リ肥前房日伝^ト云者^一寂日坊後背弟子也盗^ミ取^リ日興^カ義^ヲ於^テ甲斐国^ニ盛^ニ弘^ニ通^ス此義^ヲ云云、是又造^リ副^フ四脇士^ヲ、彼菩薩^ノ像^ハ身皆金色剃髮比丘形也、又神詣^ヲ留^{ムル}之由聞^レ之^ヲ。⁽⁴²⁾

とあり、師の日華に対しても違背したと記している。堀氏はこの文を挙げ、日伝の背反の動機は不明ながらも神天上・安国論・本迹問題等のための軟派であったと推測している。⁽⁴³⁾ 『富士一跡門徒存知事』は古来より日興筆とすることに疑義が呈されているが、⁽⁴⁴⁾日華の師である日興に違背している事実から、日伝は『富士一跡門徒存知事』に記述されるように、日華に対しても違背したものと思われる。曾祢五郎後家尼もまた日伝同様日華に対し

でも違背したのであろう。なお前述した通り、弘安四年（一二八一）四月二十五日凶頭の聖人曼茶羅本尊内日興添書に記される「曾祢小五郎後家尼」とこの「曾祢五郎後家尼」は同人と考えられるが、乾元二年（一三〇三）八月二十八日の日興曼茶羅本尊授与書にも「 女子曾祢五郎後家尼 ⁽⁴⁵⁾」とある。この日興曼茶羅本尊が曾祢五郎後家尼に授与されたものであるならば、曾祢五郎後家尼は聖人滅後の違背と、日興による違背後の曼茶羅本尊授与の事実が確認されることになる。この点については後述したい。

以上、一二名の違背が『弟子分本尊目録』に記されるが、違背した理由については既述したように『富士一跡門徒存知事』にこれらの違背弟子が日興の義を盗み取って弘通したこと、菩薩像造立のことなどの理由が記されている。しかし、先述の通り『富士一跡門徒存知事』には真偽問題が存在しており、すべての内容を真と為すことには課題が残る。ただし、日興と日向が弟子の化導方法や教義を巡って対立し日興が身延離山するに至ったことは、以後多数の弟子檀越が違背する一つの契機となったことは確実であると思われる。

第二項 現存する申し与えられた日蓮聖人曼茶羅本尊

では『弟子分本尊目録』に挙げられた六六名に申し与えられた聖人曼茶羅本尊の内、現存することが確認できる曼茶羅本尊は何幅あるのだろうか。ここでいう申し与えられた曼茶羅本尊とは、日興添書（以下「添書」と略記）、もしくは聖人授与書（以下「授与書」と略称）と添書の両方によって『弟子分本尊目録』記載の弟子檀越に授与された曼茶羅本尊と判断できるものを指す。添書が加筆されている聖人曼茶羅本尊を一覧にしたのが、次の表二である。なお、表二の『弟子分本尊目録』項は、授与書・添書に記される曼茶羅本尊被授与者が『弟子分本尊目録』に挙げられる六六名の内に含まれているかどうかを表している。

【表二】日興添書が加筆される聖人曼荼羅本尊一覽

| ⑧ | ⑦ | ⑥ | ⑤ | ④ | ③ | ② | ① | 系年 | 所蔵 | 聖人授与書 | 日興添書 | 『弟子分 本尊目録』 | 出典 |
|-------|--------|----------|-------------------------------|-----------|----------------------|---------------------|-------------------|----|---------|-------|---|---------------|-----------------|
| 年月日不明 | 弘安元年八月 | 建治二年二月五日 | 建治二年二月 | 建治元年十月 | 文永十一年十一月 | 年月日不明 | 年月日不明 (文永九年頃か) | | 京都妙覚寺 | なし | 尼弘〔安〕三年九月申与之 | × | 『御本尊集目録』 五五番 |
| | 村松海長寺 | 西山本門寺 | 尼崎本興寺 | 戸田妙顕寺 | 身延山久遠寺 (曾存) | 佐渡妙宣寺 | 小泉久遠寺 | | 日頂上人授与之 | なし | 因幡国富城五郎入道息伊与阿闍梨日頂舍弟寂仙房付嘱之 | × | 『御本尊集目録』 五三番 |
| | | なし | なし | 平時光授与之 | なし | なし | なし | | なし | なし | 懸本門寺可為万年重宝也 入道孫由比五郎入道女所讓得也 大宅氏女嫡子大法師讓与也 日興祖父河合入道申与之 | ○ | 『門下歴代』 九番 |
| | | | 富士西山河合入道女子高橋六郎兵衛入道後家持妙尼仁日興申与之 | 第一弟子所申与如件 | 南條平衡七郎子息七郎次郎平時光者依為日興 | 佐渡国法花棟梁阿仏房彦如寂房日満相伝之 | 甲斐国波木井法寂房授与之 | | | | 因幡国富城五郎入道日常息寂仙房申与之 但可為大本門寺重宝也 | × | 『御本尊集目録』 二六番 |
| | | | | | | | | | | | | × | 『御本尊集目録』 一一頁 |
| | | | | | | | | | | | | × | 『御本尊集目録』 一二番 |
| | | | | | | | | | | | | × | 『御本尊集目録』 四番 |

| ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯ | ⑰ | ⑱ | ⑲ | ⑳ | ㉑ |
|-----------------|------------------------------------|--------------|------------------------|----------------|-----------------|-----------------------------|---|--------------------------------|
| 弘安三年五月九日 | 弘安三年五月八日 | 弘安三年三月 | 弘安三年二月 | 弘安二年十一月 | 弘安二年二月 | 弘安三年十一月 | 弘安三年九月三日 | 弘安三年十一月 |
| 桑名壽量寺 | 京都本能寺 | 京都本法寺 | 京都妙覚寺 | 大石寺 | 桑名壽量寺 | 京都妙覚寺 | 京都妙蓮寺 | 大石寺 |
| 積子日目授与之 | 沙門日華授与之 | 沙弥日載授与之 | 優婆塞日安 | 俗日増に之を授与す | 積子日目授与之 | 俗日大授与之 | 俗日目授与之 | 俗日増に之を授与す |
| 「日興」 | 大本門寺重宝也 甲斐国蓮華寺住僧寂日房者依為日興第一弟子所申与之如件 | 大式房日正授与 | 富士下方熱原六郎吉守者依為日興弟子所申立如件 | 本門寺重宝たるべきなり | 「日興」 | 懸本門寺可為末代重宝也 富士上野顯妙新五郎仁日興申与之 | 紀伊国切目刑部左衛門入道相伝之 (以下「富要」八巻収録の文) 子息沙弥日然に之を譲り与ふ | 富士上方上野弥三郎重満与之 日興 正和元年出家三郎左近入道也 |
| ○ | ○ | × | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × |
| 『御本尊集目録』 六〇番 | 『御本尊集目録』 九二番 | 『真蹟』 二九二回 | 『御本尊集目録』 七六番 | 『富要』 八巻一七七頁 | 『御本尊集目録』 九二番 | 『御本尊集目録』 一〇四番 | 『御本尊集目録』 九八番 | 『富要』 八巻一七八頁 |

| ⑲ | ⑳ | ㉑ |
|----------------------------|------------------|------------------|
| 弘安四年四月二五日 | 弘安四年十月 | 弘安四年十二月 |
| 東京常泉寺 | 千葉随喜文庫 | 不明 (大石寺蔵か) |
| なし | □□□□授与□ (削損) | 優婆夷一妙授与之 |
| 摂津公日仙は日興第一の弟子なり仍て与へ申す所件の如し | (削損) | 遠江サカラノ小尼給本尊也 |
| ○ | × | × |
| 『富要』 八卷一七八頁 | 『御本尊集目録』 一一二番 | 『御本尊集目録』 一一六番 |

《表二出典略称一覧》

『御本尊集目録』 山中喜八編 『御本尊集目録』 (立正安国会 一九七四年)

『御本尊鑑』 藤井教公編 『御本尊鑑』 遠沾院日亨上人 (身延別院内 『御本尊鑑』 再版刊行会 一九九九年)

『門下歴代』 日蓮聖人門下歴代大曼茶羅本尊集成刊行会編 『日蓮聖人門下歴代大曼茶羅本尊集成』 (日蓮聖人門下歴代大曼茶羅本尊集成刊行会 一九八六年)

「(真蹟)」 中尾堯稿 「(真蹟に触れる)」 (日蓮宗新聞社発行 『日蓮宗新聞』 連載)

※⑭の所蔵について金原明彦著 『日蓮と本尊伝承―大石寺戒壇板本尊の真実』 (水声社 二〇〇七年) 五〇頁によれば、『法道院百年史』に当曼茶羅本尊は昭和四十五年三月十九日に大石寺に奉納されたとの記載があるとしている。また『富要』では授与書等が書き下し文で表記されているため、ここでもその記述に依った。

表二に挙げたように、添書が加筆される聖人曼荼羅本尊は二一幅確認することができる。この内、まず曼荼羅本尊⑫⑬の添書にみえる「大弐房(公)日正」について触れておきたい。『御本尊集目録』によれば、⑬には「可為本門寺重宝也 甲斐国大井庄々司入道女子同国曾弥小五郎後家尼者 日興弟子也 仍申与之 孫大弐公日正相伝之」⁽⁴⁶⁾との日興添書が見られることが提示されている(写真1)。

この中の「大弐公日正」という弟子名について、高木氏および『興全』は「大弐公日二」⁽⁴⁷⁾と判読しており、『御本尊集目録』との判読に相違が見られる。そこで⑬に加筆される日興添書の筆跡を他の日興文書の筆跡と改めて比較検討したところ、「日二」ではなく『御本尊集目録』の表記の通り「日正」と判読すべきであるとの結論に至った。

この判読を支える史料として、平成二十一年十一月二十日号『日蓮宗新聞』連載の中尾堯稿「ご真蹟に触れる」第二九二回にて、京都本法寺に所蔵される弘安三年(一二八〇)三月に凶顕された新加の聖人曼荼羅本尊(⑫)に、聖人の筆で「沙弥日載授与之」と授与書がなされていること、また右下部に他筆で「大弐房日正授与」との添書が存在していることが紹介されている(写真2)。この他筆とされる添書「大弐房日正授与」を、先述の⑬における日興添書「大弐公日正」の筆跡と比較すると、両者の筆跡は近似していることがわかる。このことから⑫内の他筆添書は日興筆であると考えられるため、⑫を表二に収録した。

以上の検討の結果、日号に漢数字を使うことは不自然である点や、同時期の曼荼羅本尊(⑫ || 弘安三年、⑬ || 弘安四年)に日興が「大弐房(公)日正」と記している点などを考慮すると、⑬に記される大弐公はやはり「日二」ではなく「日正」とすべきであることが指摘できるのである。⁽⁴⁸⁾ただし⑫に記される沙弥日載と大弐房日正との関係など不明な点もあるが、少なくとも⑫と⑬の記述から、日正は聖人曼荼羅本尊を二幅伝持していたことが読み取れる。

写真1 ⑱加筆の日興添書「大式公日正」



(『真蹟集成』一〇巻より転載)

写真2 ⑫加筆の日興添書「大式房日正」



(立正大学日蓮教学研究研究所所蔵写真)

さて、表二に挙げた中で『弟子分本尊目録』記載の日興の弟子檀越に申し与えられた聖人曼荼羅本尊と判断されるものは、④⑤⑥⑨⑪⑬⑭⑮⑰⑱の一一幅である。この内、『御本尊集目録』および『日蓮聖人真蹟集成』、『日蓮聖人門下歴代大曼荼羅本尊集成』によって写真で現存が確認できる曼荼羅本尊は④⑤⑥⑨⑪⑬⑮⑰⑱の九幅、また『富要』によって確認できる曼荼羅本尊は⑭⑱の二幅である。⑨と添書に「与レ之」と記されている⑮を除き、それ以外の添書には「申与」「与申」「申立」の文字が見え、これらの曼荼羅本尊が申し与えられたものであるということ物語っている。

了性房日乗に申し与えられた曼荼羅本尊については、前述の通り聖人滅後日興が曼荼羅本尊を書写して授与し

たとされるが、永仁四年（一二九六）卯月八日の日興曼茶羅本尊には「僧日乗授与之、大覚了性房者雖為卿公子成日興弟子□□仍所□□」⁽⁴⁹⁾との授与書を見ることが出来る。山上弘道氏は、これが『弟子分本尊目録』に記載される日乗に授与された曼茶羅本尊ではないかと推測している⁽⁵⁰⁾。この曼茶羅本尊が日乗に申し与えられたものとする理由として、次の三点を掲示したい。

- 1, 「僧日乗授与之」とあり、日興が日乗に書き与えた曼茶羅本尊である点。
- 2, 書写年代が、聖人滅後から『弟子分本尊目録』作成の永仁六年（一二九八）までの間である点。
- 3, 「大覚了性房者雖為卿公子成日興弟子」とあり、日乗を日興弟子としている点。

以上の点から、この日興曼茶羅本尊は『弟子分本尊目録』の日乗の項目と一致するため、山上氏が推測するよう聖人滅後に日興によって書写され授与された曼茶羅本尊であると考えられる。したがって、『弟子分本尊目録』記載の六六名に授与された曼茶羅本尊の内、先の一々幅に日興曼茶羅本尊一幅を加え、現在一二幅の現存を確認することができる。

表二の中で、日興が弟子檀越に申し与えたことが判明する聖人曼茶羅本尊一幅を見ると、④⑨⑪⑬⑭⑮⑰⑱の八幅において授与書が見られる。この内④⑬⑭の三幅で授与書と添書に記される被授与者名が一致し、⑪⑮⑰⑱の四幅では授与書と添書の被授与者名が異なっている。ここで問題となるのは、授与書と添書の被授与者名が異なる⑪⑮⑰⑱において、これらは果たして同一人物を指しているのかということである。

まず⑮の授与書「俗日目」について、聖人は卿公日目に授与した⑨の曼茶羅本尊に「釈子日目」と記しているにも関わらず、⑮では「俗日目」と記している。これに関連するものとして、弘安四年（一二八一）九月凶頭の聖人曼茶羅本尊に「俗日常授与之」⁽⁵¹⁾の授与書が記されるが、『日蓮教団全史（上）』によれば、既に『忘持経事』に「非レ俗非レ道秀居士」といわれ、さらに行為を賞美して「常忍上人」といわれた富木常忍をその後五年の弘安四年に「俗日常」と、しかも厳粛な曼茶羅本尊に書くことは考えにくく、「俗日常」と常忍は別人であるとして

いる。⁽⁵²⁾ ⑮の場合もこれと同様のケースであり、「釈子」と記した日目に対してその約一年半後に「俗」と称することは不自然であるため、俗日目と卿公日目とは別人の可能性が高い。別人であるならば、当時日目という日号を有する檀越が卿公日目の他にもう一人いたということになる。

なお、寺尾英智氏によれば、聖人が出家者たる弟子に対して曼荼羅本尊を授与する際、授与書には弟子の日号を用い、日号の上または下に弟子に対する認識の仕方を示す呼称をつけるとし、その呼称には「沙門」「比丘」「釈子」「大日本沙門」「釈」「上人」「法師」「僧」の八種類が確認できることを指摘している。⁽⁵³⁾ この寺尾氏の指摘も、弟子か檀越かを判断する上での指標となり得よう。

⑪の授与書「優婆塞日安」、⑰の授与書「俗日大」に関しても、同じ日号の僧として保田妙本寺九世按察阿闍梨日安と京都住本寺開基本覚法印日大が確認できるが、共に聖人滅後の僧であって年代が合わず、また寺尾氏の見解も勘案すると、これらも上述した日常・日目同様に別人であろう。また⑪⑱に関しては、授与書の「優婆塞」「比丘尼」の表記が添書の被授与者の性別と一致していることがわかる。『上代事典』によれば、⑪⑮⑰の授与書「日安」「日目」「日大」は添書に書かれている被授与者の日号であり、⁽⁵⁴⁾ また高木氏によれば⑱の授与書「持円」は添書「曾称小五郎後家尼」の法号であって、同一人物だと判断している。⁽⁵⁵⁾

⑪⑮⑰⑱は弘安三―四年に図顕されているから、これらと同時期に図顕された他の曼荼羅本尊を『御本尊集目錄』で確認すると、以下の授与書を見ることができ。なお、【】内の数字は『御本尊集目錄』収録の曼荼羅本尊番号を示している。

- | | | | |
|------|---------|---------|----------|
| 【70】 | 弘安二年十一月 | 千葉随喜文庫蔵 | 「優婆塞日久」 |
| 【71】 | 弘安三年二月一 | 堺妙國寺蔵 | 「俗日頼授与之」 |
| 【94】 | 弘安三年六月 | 小浜長源寺蔵 | 「俗日円授与之」 |

- 【95】 弘安三年六月 京都本法寺蔵 「俗藤原国貞法名日十授与之」
- 【96】 弘安三年六月 甚目寺実成寺蔵 「俗日肝授与之」
- 【97】 弘安三年八月 岡宮光長寺蔵 「俗日重授与之」
- 【99】 弘安三年九月八日 横浜市某家蔵 「優婆夷源日教授与之」
- 【102】 弘安四年二月二日 池上本門寺蔵 「優婆塞藤原日生授与之」

これらを見ると、檀越の被授与者に対して「俗」「優婆塞」等の呼称と共に日号で表記している授与書を他にも多く確認することができる。このように、檀越に対する曼荼羅本尊授与の場合にも、聖人は被授与者の日号を用いて授与書を記していた例が多々確認できるため、⑪⑬⑮⑱においても被授与者の日号・法号を用いて授与書を記した可能性は大いに有り得る。したがって、⑪⑬⑮⑱の授与書と添書に記される被授与者は同一人物と考えてよいであろう。ただし、同一人物であることを証明する他の確実な史料が見当たらないことは、今後の課題である。授与書と添書が共に同一人物への授与を伝えているこれらの曼荼羅本尊の存在は、日興が在世中の聖人に曼荼羅本尊授与を申請し、それを聖人が了承の上、日興の弟子檀越に授与されたことの証左の一つとなり得るのではないだろうか。ただし⑤⑥⑱のように、添書から『弟子分本尊目録』で申し与えられた曼荼羅本尊と判断できても、授与書が見られないものも存在している。聖人が授与書を記さなかったとも考えられるが、長い年月を経て今日まで伝来する過程において授与書部分が欠失した可能性も大いに想定される。この点については今後検討を要する。

また、『弟子分本尊目録』に記載される弟子檀越への授与書があるにも関わらず、添書が見られない曼荼羅本尊も確認できる。同様に『御本尊集目録』より抜粋して以下に挙げる。

- 【63】 弘安二年四月 千葉妙興寺藏 「比丘日弁授与之」 日興添書なし
- 【68】 弘安二年十一月 沼津妙海寺藏 「優婆塞日安授与之」 日興添書なし
- 【69】 弘安二年十一月 京都立本寺藏 「沙門日永授与之」 日興添書なし

授与書によれば、【63】は越後房日弁に、【69】は因幡房日永に授与されたものと考えられ、共に『弟子分本尊目録』記載の弟子である。これらの曼荼羅本尊には添書がないため【63】【69】が申し与えられた曼荼羅本尊であるかどうかは現時点では断定できない。表二で挙げた聖人曼荼羅本尊にはすべて日興が添書を加筆しているが、もし『弟子分本尊目録』記載の弟子檀越に対して、日興が添書を加筆しなくても曼荼羅本尊が申し与えられていた場合があったとすると、これらの曼荼羅本尊もまた申し与えられたものである可能性が高くなる。

【68】は優婆塞日安に授与された曼荼羅本尊だが、表二⑩も同じく優婆塞日安に授与された曼荼羅本尊である。⑩には添書が確認できるので、日興が申し与えたものは⑩であると想定される。しかし、もし【68】も⑩の優婆塞日安その人に授与されたものであるならば、優婆塞日安は聖人曼荼羅本尊を二幅授与されたことになる。聖人曼荼羅本尊を複数幅授与されている弟子檀越としては、先述した大式房日正の他、六老僧の日昭・日向、後に重須談所初代学頭に就任する寂仙房日澄が挙げられる⁽⁵⁶⁾。つまり、聖人曼荼羅本尊を二幅授与されたことが確認できる弟子檀越はごく少数であることがわかる。果たして【68】と⑩の優婆塞日安が同一人物であるかどうか、現時点では決定的な根拠を見出すことはできない。しかし、【68】は弘安二年十一月、⑩は弘安三年二月のものであって、その時差は三ヶ月しかない。すでに日蓮門下として聖人から曼荼羅本尊の授与を賜った優婆塞日安に対し、そのわずか三ヶ月後に敢えて日興が弟子の証として聖人曼荼羅本尊を申し与えようと企図し、聖人に授与を申請するであろうか。それは不自然と言わざるを得ない。したがって、【68】と⑩に見える優婆塞日安については、おそらく別人ではないかと思う。

また、日興が添書を加筆しなくても聖人曼茶羅本尊が申し与えられていたのであれば、聖人曼茶羅本尊の中で授与書が削損または截落されて判読不可能なものの中にも『弟子分本尊目録』記載の弟子檀越に申し与えられた曼茶羅本尊が含まれている可能性が出てくる。授与書が削損等の理由により判読不可能な曼茶羅本尊は、『御本尊集目録』によれば【51】【54】【75】【78】【82】【84】【85】【87】【93】の九幅が挙げられる。ただし前述の通り、授与書が判読不可能な曼茶羅本尊については、日興が添書を加筆しなくても曼茶羅本尊が申し与えられていたという前提の上での推測であるため、現時点では断定することは不可能である。だがこれらの聖人曼茶羅本尊の中にも『弟子分本尊目録』記載の弟子檀越に申し与えられたものが存在するのではないかという可能性を指摘しておきたい。

第三項 その他の日興添書にみえる日興の弟子檀越

前項で考察した『弟子分本尊目録』の記述と一致する曼茶羅本尊の現存分一二幅の他にも、日興の添書を有する聖人曼茶羅本尊がいくつか見られる。それらは表二の①②③⑦⑧⑩⑫⑯⑰⑱の幅である。添書が見られることから、これらの中にも申し与えられた曼茶羅本尊の可能性があるものも含まれているのではないかと考える。これらについて検討してみたい。

まず法寂房に授与された①について、添書から法寂房は波木井の人ということがわかる。『弟子分本尊目録』で曼茶羅本尊を授与された波木井南部氏は一一名を数えるが、問題は法寂房が波木井一族の中の誰であり、かつこの一一名の中に該当するかどうかということである。堀氏によれば、法寂房Ⅱ波木井実長で、当曼茶羅本尊は波木井実長に授与したものであると推測している⁽⁵⁷⁾。これに対し高木氏は、房号を名乗るのは僧であって在家ではなく、文永年間における実長の出家は到底考えられないと否定した上で、波木井法寂房とは甲斐国波木井住も

しくは出身の僧であると主張している。⁽⁵⁸⁾ いずれにせよ、法寂房が『弟子分本尊目録』記載の波木井一族に該当するかどうかについては現時点では不明である。ただし、①の添書には「授与之」とあり、日興が申し与えた曼茶羅本尊には日興が通例的に「申与」「与申」と添書していることを考慮すると、①は『弟子分本尊目録』記載の弟子檀越に申し与えられたものではないと考える方が自然かと思われる。また②も同様である。

②の如寂房日満は阿仏房日得の曾孫にあたり、佐渡における日興門流の発展に大きく関わった弟子である。この日満に授与された②には「相伝之」と記されており、日興から日満へと相伝された曼茶羅本尊かと想定される。

⑬の授与書に見える比丘日法は、中老僧の一人である和泉公日法であろうか。当曼茶羅本尊は授与書と添書から判断して、日法が聖人より授与された曼茶羅本尊を切目刑部左衛門入道が相伝し、それを子の日然に譲与したということになる。ここで問題なのは、切目刑部左衛門入道が相伝し、それを子の日然に譲与した理由である。ここでの日法が和泉公日法であるならば、その没年は暦応四年（一三四一）で日興のそれよりも後年のことであり、日興の添書があることから、少なくとも相伝と譲与は日興入滅の正慶二年（一三三三）以前の出来事となる。すなわち、日法の遷化による曼茶羅本尊の相伝ではなく、日法在世中に切目刑部左衛門入道への相伝、そして日然への譲与が行われたということになる。在世中の日法から切目刑部左衛門入道が曼茶羅本尊を相伝した背景には何があったのか、またその曼茶羅本尊を日然が譲与された時の状況はどのようなものであったのかなどについては現時点では不明である。無論、和泉公日法ではない可能性も考えられよう。いずれにせよ⑬の添書から、相伝されそして譲与された曼茶羅本尊であることが読み取れる。

⑭については授与書の「一妙」と添書のサカラノ小尼とでは名前が異なるが、「優婆夷」と「小尼」の性別が一致するため、同一人物で「一妙」は法号であると考えられる。高木氏によれば、日興が申し与えたことを示すというよりは、相良の小尼所持の曼茶羅本尊が聖人からの授与であることを確認するための添書であると解釈している。⁽⁵⁹⁾ 高木氏の解釈の通りならば日興が当曼茶羅本尊を『弟子分本尊目録』に加えなかったことも理解できる。

今挙げた②⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿と同様に、日興が申し与えた曼荼羅本尊と判断することは難しい。『弟子分本尊目録』にこれらの弟子檀越の名前が記載されていないこともまた、これを裏付けていると言えよう。

寂仙房日澄とその母尼に授与された③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿について、この二幅の添書には「申与之」の文字が見え、文字通り解釈すれば日興から申し与えられた曼荼羅本尊であると考えられる。また⑧には「弘安三年九月申与之」と記されており、申し与えるという行為が聖人在世中に行われていたことを伝えている。ただし当曼荼羅本尊は、揮毫された年月日は未詳ながらも弘安元年（一二七八）筆と推定されており、その推定に立脚すれば、聖人の揮毫から二年後に日興が申し与えていることになる。この理由については高木氏も未詳としているが⁽⁶⁰⁾、『上代事典』では、弘安三年（一二八〇）十一月二十五日と推定される『富城殿女房尼御前御書』において、聖人は富木常忍とその尼に対して熱原法難の余波を避けるために日秀・日弁両者の保護を依頼しているが、⑧の曼荼羅本尊はこの件に関連した授与であったのではないかと推測している⁽⁶¹⁾。

またここで問題となるのは、日澄もその母尼も聖人曼荼羅本尊を申し与えられているにも関わらず、『弟子分本尊目録』にもれていない点である。何故『弟子分本尊目録』に記載されなかったのかについては現時点では未詳と言わざるを得ないが、③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿によって日澄とその母尼に対する聖人曼荼羅本尊授与の事実と、弘安三年時点における日澄母尼と日興との関係の一端を窺い知ることができる。また⑦の曼荼羅本尊には、授与書に「日頂上人」、添書に「寂仙房」とあり、被授与者が異なっている。この⑦に関しても、申し与えられた曼荼羅本尊ではないと想定される。この曼荼羅本尊の被授与者は授与書にある通り当然六老僧日頂であり、添書に「付嘱之」とあることから、後になって日澄が当曼荼羅本尊を付嘱されたものと考えられる。

日興が日頂授与の曼荼羅本尊を日澄に付嘱した理由として高木氏は、日頂が父の富木日常に疎んじられて富士の日興の許にいたこと、その弟日澄も日興に師事していたこと、そして恐らく日頂が死去するや日頂所持の曼荼羅本尊をその弟でもありかつ日興の弟子であった日澄に付嘱させたのではないかと推測している。さらに付嘱の

時期に関して高木氏は、日頂の死去は伝承によれば嘉暦三年（一三二八）で、付嘱は日頂死後間もない頃であつたらうと推測している⁽⁶²⁾。しかし、日頂の事績については史料に乏しく、寂年をはじめ不明な点が多い⁽⁶³⁾。

⑩は授与書・添書共に確認できるが、添書に被授与者の名前がないため「俗日増」が誰であるか特定することはできない。しかし、現存する申し与えられた曼荼羅本尊に加筆された添書とよく似た「本門寺重宝たるべきなり」との文言が記されている。『上代事典』ではこの曼荼羅本尊の添書を「□□九郎次郎時□日興 可レ為ニ本門寺ノ重宝也⁽⁶⁴⁾」と判読しており、もし『上代事典』の表記が正しいのであれば、⑩は『弟子分本尊目録』記載の綱島九郎次郎時綱に申し与えられた曼荼羅本尊である可能性が非常に高くなる。

⑳の曼荼羅本尊は授与書・添書共に削損があり、残念ながら「授与」の二文字以外は読み取ることができない。当曼荼羅本尊の模本によれば、授与書に「俗平太郎授与□」、添書に「紀伊国切目形部左衛門入道息少輔房日然相伝之」とあり⁽⁶⁵⁾、また別筆にて「稻守六郎に之を授与す⁽⁶⁶⁾」とあるとされている。この模本によれば、平太郎が聖人より曼荼羅本尊を授与され、それを⑩に見える「沙弥日然」と同人と思われる少輔房日然が相伝されているから、日然は聖人曼荼羅本尊を二幅授与されていたということになる。ただし『御本尊集目録』・『富要』共に添書を日興筆ではなく他筆としており、添書の内容は信憑性に欠ける。また表二には収録していないが、『富要』によれば、茨城県永井藤蔵氏蔵の弘安三年二月凶頭の聖人曼荼羅本尊に日興の加筆と思われる添書が見られるとされているが、現時点では判読不可能であるという⁽⁶⁷⁾。今後調査が必要である。

小結

以上、『弟子分本尊目録』に記載される日興の弟子檀越と、申し与えられた聖人曼荼羅本尊を中心に考察を進めてきた。日興が弟子檀越に対してこれほど多くの聖人曼荼羅本尊を申し与えた行動は、現存する史料の中では

他の五老僧を始め聖人の直弟子の間において確認することのできないものであり、日興の教化活動を探る上で特筆すべき事柄である。

日興が自身の弟子檀越に対し聖人曼荼羅本尊を申し与えるという行動を度々行った理由は、第一には礼拝の対象とするためであったと考えられる。既述の通り、日興が弟子檀越に申し与えたのは聖人曼荼羅本尊であり、また日興自身後に三〇〇幅超の曼荼羅本尊を「書写」している事実から、日興は聖人が壮大な法華経の世界を独自の観点をもって開顕した大曼荼羅本尊が聖人の悟りの根幹をなすものであると捉えていた。そしてその曼荼羅本尊こそ、弟子檀越それぞれが礼拝すべき本尊であるとの思いを抱いていたものと想定される。日興が弟子檀越に対して自身の曼荼羅本尊ではなくわざわざ聖人の曼荼羅本尊を申し与えている事実は、当時曼荼羅本尊を揮毫できる立場にあったのは当然聖人のみであったことを物語っている。第二には、日興門下としての証とするためであったと推測される。申し与えられたのが多数の弟子檀越に及んでいること、そして夫婦の弟子檀越に対しても一家に一幅授与するのではなく、夫と妻それぞれに申し与えている事実からも、弟子となった証としての意味合いが強かったのではないだろうか。また『富士一跡門徒存知事』には、次のような記述が見られる。

於^{ニテ}日興弟子分ノ本尊^ニ者一^一皆奉^ル書^キ付^ケ事、誠^ニ以^テ凡筆^ヲ直^ニ黷^ス聖筆^ヲ事尤雖^レ有^ニ其恐^レ、或^ハ親^ハ以^テ強盛之信心^ヲ雖^レ賜^レ之^ヲ子孫等捨^レ之^ヲ、或^ハ師^ハ酬^ニ常隨給仕之功^ニ雖^レ授^ニ与^{スト}之^ヲ弟子等捨^レ之^ヲ、依^レ之^ニ或^ハ以^テ交易シ、或^ハ以^テ為^レ他^ノ被^ル盜^マ、如^レキ^ノ此之類其数多也。故^ニ書^キ付^{クル}ハ所賜之本主ノ交名^ヲ為^ニ後代ノ高名也^也。⁽⁶⁸⁾

すなわち、日興が自身の弟子に申し与えた聖人曼荼羅本尊に加筆することは恐れ多いことだが、曼荼羅本尊が子孫や弟子の代に捨てられたり盗まれたりして紛失するのを防ぎ、賜った弟子の後代の高名のために添書を書き留めておくのであるとしている。本書の記述が果たして日興の本意であるかどうかは断定し難いが、仮に本書が門弟の著作だとしても、日興が聖人曼荼羅本尊を申し与えることについて、当時このような認識がなされていたものと想定される。

『弟子分本尊目録』が作成された永仁六年（一二一九）は、『本門寺棟札』によれば重須の地に御影堂・天照大神宮・法華本門寺根源の三堂が建立され⁽⁶⁹⁾、日興が大石寺から重須の本門寺へと移住したことが伝えられる年である。このような年に日興は聖人曼茶羅本尊の紛失防止と、多数の違背者発生を受けての弟子檀越の整理・明確化を意図して『弟子分本尊目録』を作成した。『弟子分本尊目録』の作成は、重須移住を期しての行動であることは明らかであり、高木氏が指摘するように、永仁六年は日興が自身の教化活動において新たなスタートを切った画期の年と位置づけられよう⁽⁷⁰⁾。『弟子分本尊目録』を作成して以降、日興による三〇〇幅を超す曼茶羅本尊の書写が本格的に始まっていくのである。

注

- (1) 『宗全』一巻一八三頁。
- (2) 高木豊稿「日興とその門弟」（川添昭二・高木豊・藤井学・渡辺宝陽編『研究年報 日蓮とその教団』四集二五頁所収）。なお、本稿はのち同著『中世日蓮教団史攷』に再録。
- (3) 静岡県編『静岡県史』通史編2 中世（静岡県 一九九七年）二二六―二二九頁。
- (4) 『日興上人』一一三―一四四頁。
- (5) 『日蓮宗事典』三七七頁。
- (6) 『宗全』二巻目次二頁。
- (7) 『上代事典』二五四頁。
- (8) 日蓮宗全書『日蓮上人伝記集』（本山本満寺 一九七四年）五九五頁。
- (9) 『興全』一一二頁、『宗全』二巻一一二頁。
- (10) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一一九頁。

- (11) 『四十九院申状』（『興全』三二五頁、『宗全』二卷九三頁）。
- (12) 『興全』三一七頁、『宗全』二卷九四頁。
- (13) 『興全』一三五頁、『宗全』二卷一四一頁。なお、『宗全』二卷では本書の名称を『与了性房書』と表記している。
- (14) 『興全』一二七頁、『宗全』二卷一一六頁。
- (15) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一二九頁。
- (16) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一三二頁、『上代事典』七四九頁。
- (17) 『興全』一二七頁、『宗全』二卷一一六頁。傍線は筆者による。
- (18) 『御本尊集目録』一五〇頁。傍線は筆者による。
- (19) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』七八五頁。
- (20) 『日興上人全集・日興上人御本尊集正誤表』一頁。
- (21) 『富城殿女房尼御前御書』（『定遺』一七一頁）。
- (22) 『興全』一二八頁、『宗全』二卷一一六頁。
- (23) 『上野殿御返事』（『定遺』一七六頁）。
- (24) 『宗全』二卷二四九頁。
- (25) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』七七頁。
- (26) 『上代事典』四八頁。
- (27) 『定遺』一六七頁。
- (28) 『興全』一二六頁、『宗全』二卷一一五頁。
- (29) 『御本尊集目録』四六頁。
- (30) 鈴木一成稿「高橋入道と妙心尼」（『大崎学報』一〇一号〈立正大学仏教学会 一九五四年〉所収）、片岡邦雄稿「窪尼御前について―持妙尼・高橋入道・妙心尼―」（日蓮宗研究刊行同人会編『日蓮宗研究』1〈法華ジャーナル 一九八四年〉所収）、池田令道稿「大石寺

- 蔵日興上人書写御書の考察」（『興風』一三号所収）等。
- (31) 『宗全』二卷一一六頁では「四郎次郎」と表記している。
- (32) 『宗全』二卷一一七頁では「中里具太郎」と表記している。
- (33) 『興全』一二八頁、『宗全』二卷一一六頁。
- (34) 『興全』一一三頁、『宗全』二卷一〇二頁。
- (35) 山口範道著『日蓮正宗史の基礎的研究』一一〇頁。
- (36) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一三二頁、『上代事典』七四九頁。
- (37) 堀慈琳著『熱原法難史』一一九頁。
- (38) 『日蓮教団全史（上）』七七頁。
- (39) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』七〇一頁。
- (40) 『宗全』二卷一二七頁。
- (41) 『日蓮教団全史（上）』七七頁。
- (42) 『宗全』二卷一二八頁。
- (43) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』三二八頁。
- (44) 近年では、山上弘道稿『富士一跡門徒存知事』について（『興風』一九号〈興風談所 二〇〇七年〉所収）によって、改めて日興撰述とする説が主張されている。
- (45) 『興本』八頁、『統合システム』二〇一三年度版所収『上代事典』「曾祢五郎の後家尼」項。
- (46) 『御本尊集目録』一五一頁。
- (47) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一二〇・一四三頁、『興全』一四二頁。
- (48) なお、『図説』日蓮聖人と法華の至宝』一巻一〇五頁もまた⑩の該当箇所を「日正」と判読している。
- (49) 『興本』六頁。

- (50) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」(『興風』一一号(興風談所 一九九七年)所収)二四頁。
- (51) 『御本尊集目録』一五五頁。
- (52) 『日蓮教団全史(上)』三二頁。
- (53) 寺尾英智著『日蓮聖人真蹟の形態と伝来』四五―四七頁。
- (54) 『上代事典』一三六・七七七・八一六頁。
- (55) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一四三頁。
- (56) 『御本尊集目録』八一頁。
- (57) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』七九五頁。
- (58) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一二六頁。
- (59) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一二四頁。
- (60) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一二三頁。
- (61) 『上代事典』六五六・六五七頁。なお、『富城殿女房尼御前御書』の系年については弘安二年説と弘安三年説がある。
- (62) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一二三頁。
- (63) 日頂の寂年については、『本化別頭仏祖統紀』によれば文保元年(一二二七)三月八日のこととしており、また『新編日蓮宗年表』・『富士年表』も「正林寺寺伝」等に依って同年に配置している。日蓮宗全書『本化別頭仏祖統紀』(本山本満寺 一九七三年)二二六頁、影山堯雄編『新編日蓮宗年表』(日蓮宗宗務院 一九八九年)五四頁、『日蓮正宗富士年表』七〇頁。
- (64) 『上代事典』四三〇頁。
- (65) 『御本尊集目録』一五七頁。なお、模本の所蔵については駿河国某寺となっている。
- (66) 『富要』八卷二一六頁。
- (67) 『富要』八卷一七八頁。なお、金原明彦著『日蓮と本尊伝承―大石寺戒壇板本尊の真実』五〇頁によれば、『法道院百年史』に当曼荼羅本尊は昭和四十五年四月一日に大石寺に奉納されたとの記載があるとしている。

- (68) 『興全』三〇九頁、『宗全』二卷一二四頁。
(69) 『興全』一三七頁、『宗全』二卷一一一頁。
(70) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一三七頁。

第二節 日興の曼荼羅本尊書写

前節で考察した『弟子分本尊目録』によって、聖人在世中の日興は自己の弟子檀越に対して聖人曼荼羅本尊を度々申し与えたことが窺えたが、聖人入滅後、日興は曼荼羅本尊の書写を活発に行っていくようになる。現在確認されている日興の曼荼羅本尊数は、実に三〇〇幅を超す。他の五老僧の現存する曼荼羅本尊数は、日朗が二幅⁽¹⁾、日昭が二幅⁽²⁾、日向が二幅で⁽³⁾、日頂と日持に関しては確認することができない。また妙頭寺日像の曼荼羅本尊を集成した『龍華御本尊集』⁽⁴⁾によれば八二幅収録されているが、それでさえも日興の曼荼羅本尊数の三分の一にも満たない。各師によって寿命や生活環境の違いがあるため、もちろんこれらの数字を単純に比較することはできないが、数量だけで見れば教団初期の門弟の中で日興の曼荼羅本尊数は群を抜いていることがわかる。多数の曼荼羅本尊を書写していることは、日興の弘通活動における特色の一つであるといえよう。

現存最古の日興曼荼羅本尊は弘安十年（一二八七）十月十三日のものであり、それから日興が入滅する正慶二年（一三三三）に至るまで、ほぼ毎年にもわたって継続的に書写している。これらの日興曼荼羅本尊には、授与書が記されているものが多く存在しており、『興本』および正誤表に収録される曼荼羅本尊の内、一七一幅に見ることがができる。授与書には『弟子分本尊目録』と同様に、被授与者の氏名やその居住地、血縁関係、曼荼羅本尊授与の目的等の様々な情報が記されているため、授与書は弘安十年から日興入滅に至る四七年間における日興門流の広がりや曼荼羅本尊授与の意義を直接的に示す好史料であるといえる。

日興の曼荼羅本尊に関する先行研究は、早くに高木豊氏によって「日興とその門弟」⁽⁵⁾が発表された。高木氏は、前節で考察した『弟子分本尊目録』に引き続いて日興曼荼羅本尊の授与書・書写年月日等に重点を置いて分析を行い、日興門流初期の動向について総合的かつ体系的な考察をされている。ただし高木氏は『富要』八巻によつて日興曼荼羅本尊の抽出を行っているため、考察対象にし得た曼荼羅本尊数は今日確認されているそれより

も少ないものであった。その後、日興曼茶羅本尊を網羅した集成本として『興本』が出版された。本書は日興曼茶羅本尊二九九幅について、授与書を始めとする様々な情報ならびに多数の写真や釈文を収録し、日興曼茶羅本尊の特徴や変化の有様についての詳細な解説もなされている。さらに『興本』正誤表によって日興曼茶羅本尊の新たな増減が指摘され、三〇二幅の現存が指摘された。これを受けて山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」⁽⁶⁾が発表され、山上氏は授与書に見える日興門下を地域別に整理した上で、一人一人の事績についてより詳細な分析を試みている。そして今日では、興風談所が作成した日蓮遺文・各門下・天台典籍関連史料データベースソフト『統合システム』二〇一三年度版によって、より手軽に日興門流関連史料に触れることが可能となった。この中で現在確認されている日興曼茶羅本尊の授与書等の表記について、若干の修正が施されて収録されている。なお、その後の調査で新たな増加が認められたので、それについては後述する。

こうした先行研究を踏まえつつ、本節では現在確認されている三〇〇幅超の日興曼茶羅本尊に焦点をおきたい。そして、そこに記される授与書等について『統合システム』を始めとする最新の研究成果を反映させた上で改めて分析を行い、先学の説と比較検討を行いながら、日興在世中における日興門流の広がりや日興による曼茶羅本尊授与の意義について考察してみたい。

なお、本論中のへ内の数字は、『興本』収録の日興の曼茶羅本尊番号を表している。

第一項 伊東市吉田光栄寺所蔵の新出日興曼茶羅本尊について

静岡県伊東市吉田に所在する光栄寺は、日興の弟子で新六人の一人に挙げられる大進阿闍梨日助（一一三八七）によって開創された、日興門流に属する寺院である。日精著『富士門家中見聞』の記述によれば、開山の日助は由比氏の出身で、同じ日興弟子の大輔阿闍梨日善・藏人阿闍梨日代の甥にあたるとされる⁽⁷⁾。建武元年（一三三

四）正月七日に行われた撰津公日仙と日代による方便品読不読問答の際には、重須大衆として日代・日善と共に問答に参加し⁽⁸⁾、日代の重須擯出後は日善・日代と共に一時的に大石寺住坊に居住し、その後伊豆国吉田に一字を建立、これが現在の光栄寺と伝えられる。そして暦応三年（一三四〇）八月には日善・日代と三師連名で公家に対する申状⁽⁹⁾を作成している。これらの史料から、日助は日善・日代と血縁関係にあるだけでなく、教義的にも両師と近い存在であったことが窺える。また日助は、元亨元年（一三二一）八月十日に日目から書状『与大進公御房書⁽¹⁰⁾』を送られ、本書状の内容を日興に披露するよう依頼されており、この頃日助が日興の側近として仕えていたことが想定される。さらに日興が元徳二年（一三三〇）二月二十四日に書写した曼荼羅本尊の授与書には「為悲母一周忌書写如件、公家奏聞代官丸大進房日助授与之⁽¹¹⁾」とあり、日助が日興の代官となつて公家へ奏聞を行ったことも伝えられる。このように、日助は日興の弟子として師と非常に親密な関係にあったことが窺えるのである。

その日助によって開創された光栄寺は、山号を靈場山と号し、西山本門寺の末寺として栄えた古刹である。光栄寺所蔵の古文書で、寛文十年（一六七〇）七月に記された『柳瀬村従実成寺之訴状⁽¹²⁾』等には、光栄寺は「光永寺」とも表記されており、当時は両方の表記が使用されていたことがわかる。近現代に至っては、明治九年（一八七六）二月の日蓮宗興門派独立、同三十二年（一八九九）の日蓮宗興門派から本門宗への改称、昭和十六年（一九四一）三月の三派合同等、激しく移り変わる宗門体制の中で、常に本寺西山本門寺と行動を共にしている。そして同三十二年（一九五七）三月には、西山本門寺と共に日蓮宗から離脱し、単立寺院として今日に至っている。また、光栄寺歴世の中で二十四世大弐阿闍梨日明・二十八世一如阿闍梨日省・二十九世恵妙坊日敬はそれぞれ西山本門寺四十六世・四十八世・五十一世も歴任しており、光栄寺が西山本門寺末の中でも格式高い寺院であることが知られる。

さて、光栄寺には、聖人遺文の断簡をはじめとして曼荼羅本尊や古文書・記録類等、多数の寺宝史料が所蔵さ

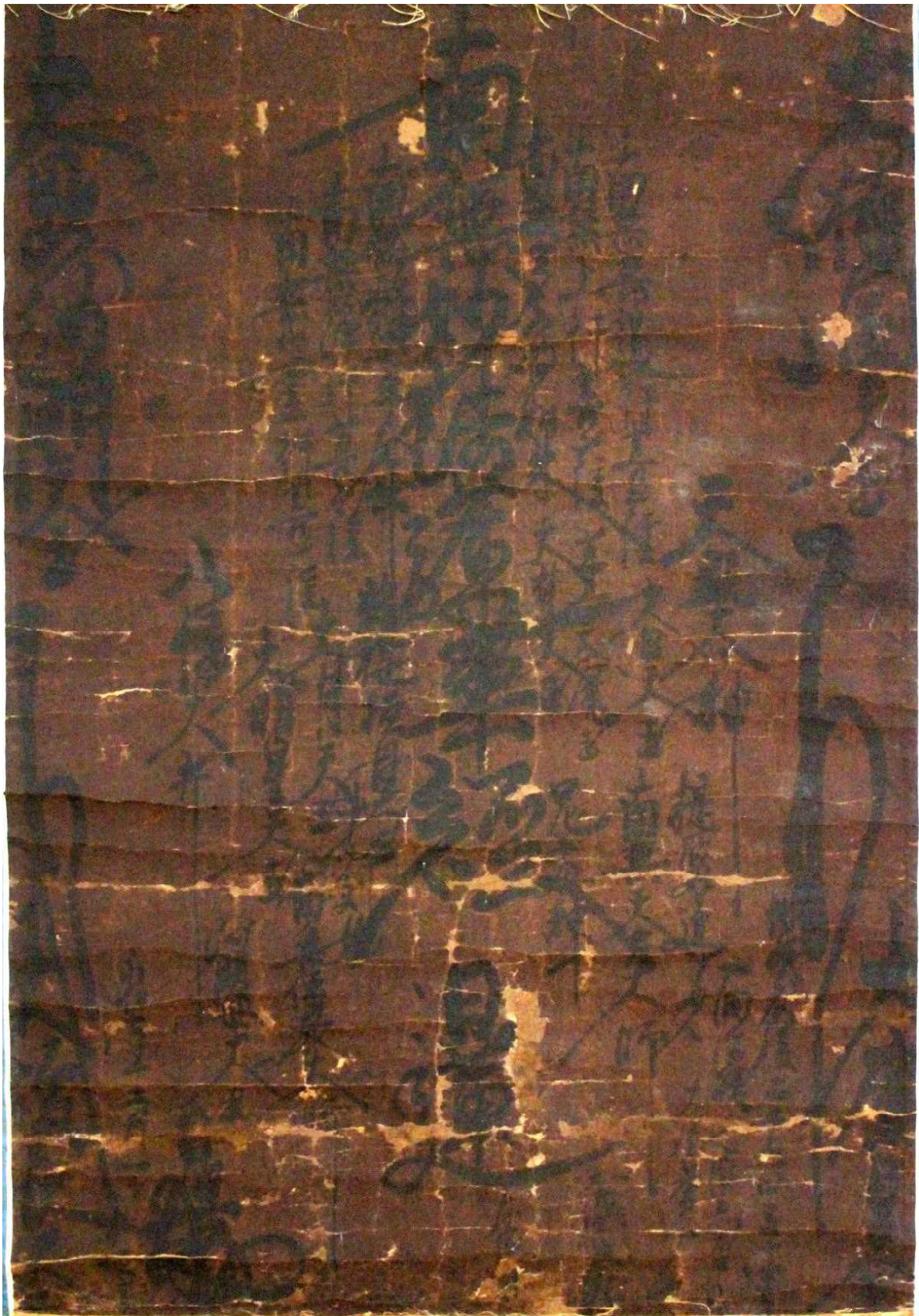
れている。光栄寺所蔵の聖人遺文断簡については、延宝六年（一六七八）十一月十三日に吉田村名主村野伝兵衛の親・太郎左衛門によって光栄寺に奉納されたものと伝えられ⁽¹³⁾、既に『定遺』⁽¹⁴⁾や『伊東市史』⁽¹⁵⁾に全文が収録されて周知のものとなっている。この聖人遺文断簡と並び、重要な寺宝として当寺に所蔵されるのが、門祖日興が揮毫した曼茶羅本尊である。光栄寺には日興曼茶羅本尊が四幅所蔵されており、書写年月日の順に掲げると、左記の通りとなる。

- ① 永仁七年（一二九九）二月一日
- ② 元応三年（一三二一）正月十八日
- ③ 元亨二年（一三二二）正月十五日
- ④ 元亨二年（一三二二）正月□五□

これらの日興曼茶羅本尊については、『興本』および本書正誤表や『伊東市史』にも収録されておらず、またその後の調査による報告もなされていない聖人直弟文書である。そこで本項では、日興の曼茶羅本尊書写に関する考察を行うに先立ち、まず光栄寺所蔵の寺宝の中から日興曼茶羅本尊を取り上げて紹介したい。なお、日興曼茶羅本尊の筆跡に関しては、すでに『興本』によって詳細な研究がなされているので、その成果に依拠しながら考察を進めていく。

① 永仁七年（一二九九）二月一日書写の曼茶羅本尊

当曼茶羅本尊は、光栄寺所蔵の日興曼茶羅本尊の中で最も古いもので、永仁七年（一二九九）二月一日の日付を有するものである。体裁は軸装紙本で、一紙に記されている。本紙の寸法は縦三七・五cm×横二八・二cm。上巻に「日興上人漫茶羅 第一号」と他筆で記されている。本紙は全体的に褐色化し、また所々剥落している箇所も見られるが、左下に「日興（花押）書写之」と記されると共に、首題下「日蓮在御判」の右に墨痕が確認でき



①永仁七年（一二九九）二月一日書写の日興曼荼羅本尊

大持国天王

(不動明王)

大廣目天王

天照太神

佛滅度後二千二百三十余年

一閻浮提之内未會有

大漫荼羅也

南無無邊行菩薩

大日天王

提婆達多

南無上行菩薩

第六天魔王

南無天台大師

南無多寶如來

大梵天王

鬼子母神

沙門

南無妙法蓮華經

日蓮

在御判

南無釋迦牟尼佛

釋提桓因大王

十羅刹女

南無淨行菩薩

大月天王

南無傳教大師

南無安立行菩薩

大明星天王

阿闍世大王

八幡大菩薩

日興(花押)

永仁七年二月一日 書寫之

大毘沙門天王

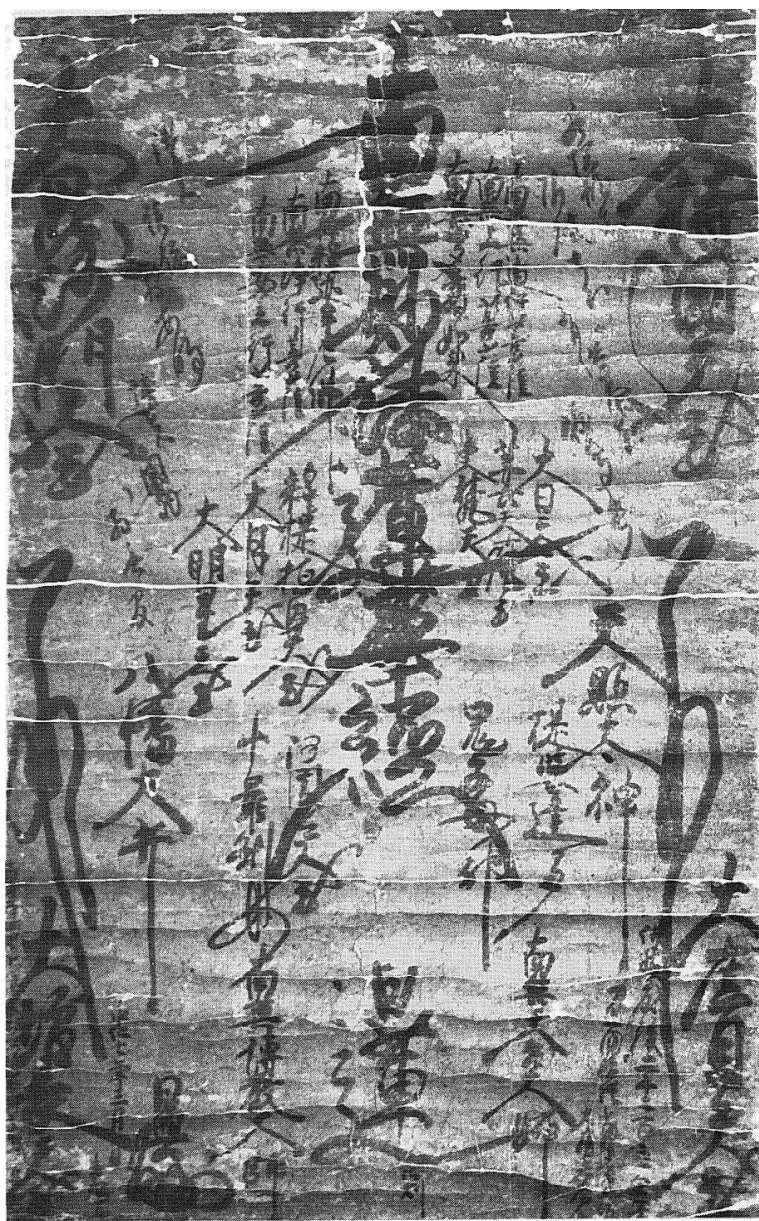
(愛染明王)

大增長天王

る。おそらく「沙門□□」書いてあるものと思われる。これが授与書であれば、弟子某に授与した曼荼羅本尊ということになる。

『興本』では、日興曼荼羅本尊の相貌を首題・列衆・四天王・不動愛染・凶頭讚文・署名花押の六項目に分類して、その特徴と変遷について詳細な分析を行っている⁽¹⁶⁾。その分析に照らし合わせて当曼荼羅本尊を見ると、相貌の各特徴は同時期の曼荼羅本尊とほぼ一致し、①と書写年月日が最も近い山梨県本照寺所蔵の永仁七年三月日に書写された曼荼羅本尊（写真A）とも全体的に酷似している。『興本』によれば、この頃の曼荼羅本尊は比較的線が細く流麗な筆跡であることが指摘されているが⁽¹⁷⁾、特に首題の運筆がその特徴をよく表現しており、当曼荼羅本尊が日興筆であることは間違いない。


当曼荼羅本尊は日興五四歳の時、上野から重須に移住した翌年に揮毫されたものである。書写年月日で見れば現在確認されている日興曼荼羅本尊約三〇〇幅の中で、古いほうから数えて一四番目に位置するものである。したがって、日興最初期の曼荼羅本尊の一幅である。永仁年間に書写された曼荼羅本尊は、当曼荼羅



写真A 永仁7年（1299）3月日書写の曼荼羅本尊
（『興本』61頁より転載）

本尊を含めて五幅しか確認されておらず、日興が居所を移すという転換期とも言うべき時期に書写されたものとして、刮目すべき史料である。

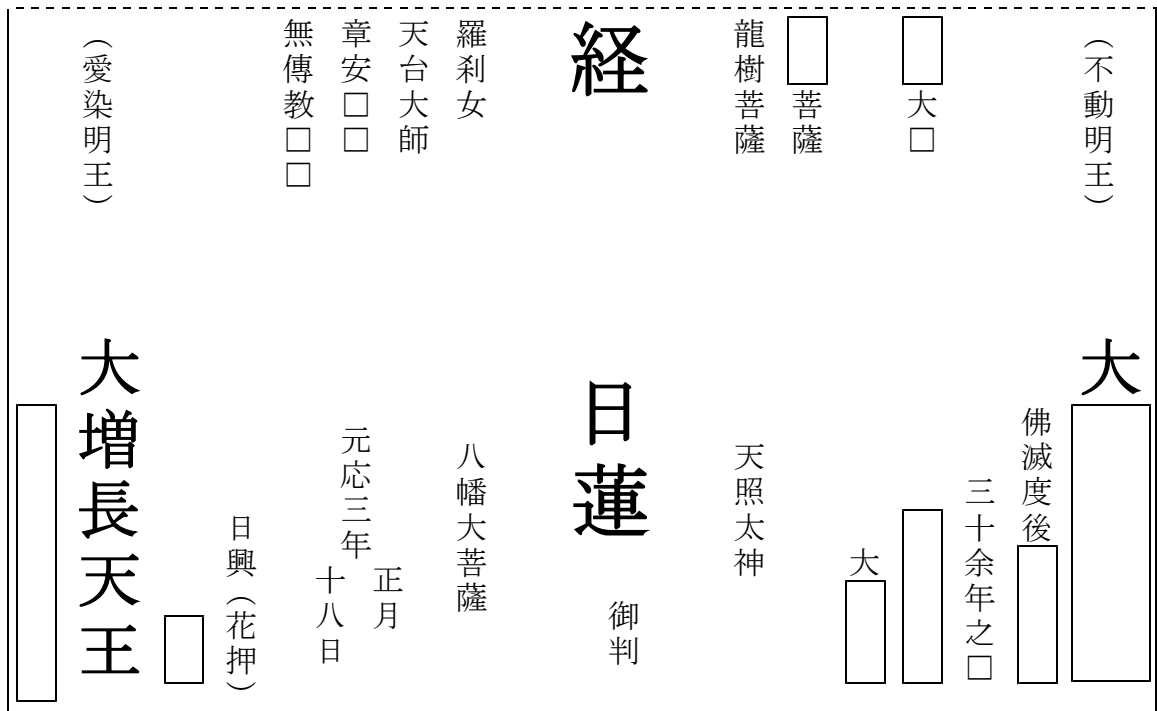
②元応三年（一三二一）正月十八日書写の曼荼羅本尊

当曼荼羅本尊は、首題の「経」字以下の一紙が表装されているものである。体裁は軸装紙本、本紙の寸法は縦二九・八cm×横五〇・〇cm。本紙の大きさから、本来は三枚継のものであったが、何らかの原因により上部二紙を紛失し、一紙のみが伝来して現在の状態になったものと推測される。全体的な筆跡は日興筆と判断されるが、本紙全体に渡って摩滅・剥落しており、それが文字にまでかかってしまっている箇所が多い。書写年月日についても文字が摩滅している箇所があり、年号を「元応」と読むのか「元徳」と読むのか判断が非常に難しい。ただし、当曼荼羅本尊内に勧請される天照太神と八幡大菩薩の文字を見ると、天照太神の「太」字と八幡大菩薩の「大」字の三画目が外に伸びるように記されていることがわかる。この筆跡は、元応年間に書写された他の曼荼羅本尊（写真B）には類似した書体を見ることができ、元徳年間に書写されたものの多くは三画目を書いた後左側にはねる運筆で記されており（写真C）、当曼荼羅本尊の書体とは相違している。したがって、当曼荼羅本尊の書写年月日は元応三年（一三二一）正月十八日と読むべきであろうと判断した。また、本紙左下にはかろうじて「日興（花押）」の文字が確認でき、さらに大増長天王の左側に授与書と思われる墨書が認められるが、本紙の状態が悪く判読は困難である。なお「日興」の署名二字に関しては摩滅により見えづらいが、日興の常の筆跡とは異なるように見えることから、摩滅した日興の署名の上に後人が加筆したものではないかと思われる。

元応三年（元亨元年）は日興七六歳の年であり、この年に書写された曼荼羅本尊は現在一三幅が確認されている。したがって、当曼荼羅本尊が一四幅目のものとなる。書写数を年代別に見れば、正和三年（一三一四）の一九幅、元亨四年（一三二四）の一五幅に次いで多く書写された年にあたる。また日興は、元応三年正月には十三



②元応三年（一三二一）正月十八日書写の曼荼羅本尊



②釈文

日、十五日⁽¹⁸⁾と曼荼羅本尊を書写しており、当曼荼羅本尊はそれに続くものであって、この頃数日おきに曼荼羅本尊を書写している様子が窺える。どのような理由から元応三年の書写数が多くなったのかは定かではないが、少なくともこの年に日興が精力的に曼荼羅本尊を書写しており、そのような活動の中で書写されたのが当曼荼羅本尊である。

③ 元亨二年（一一三二）正月十五日書写の曼荼羅本尊

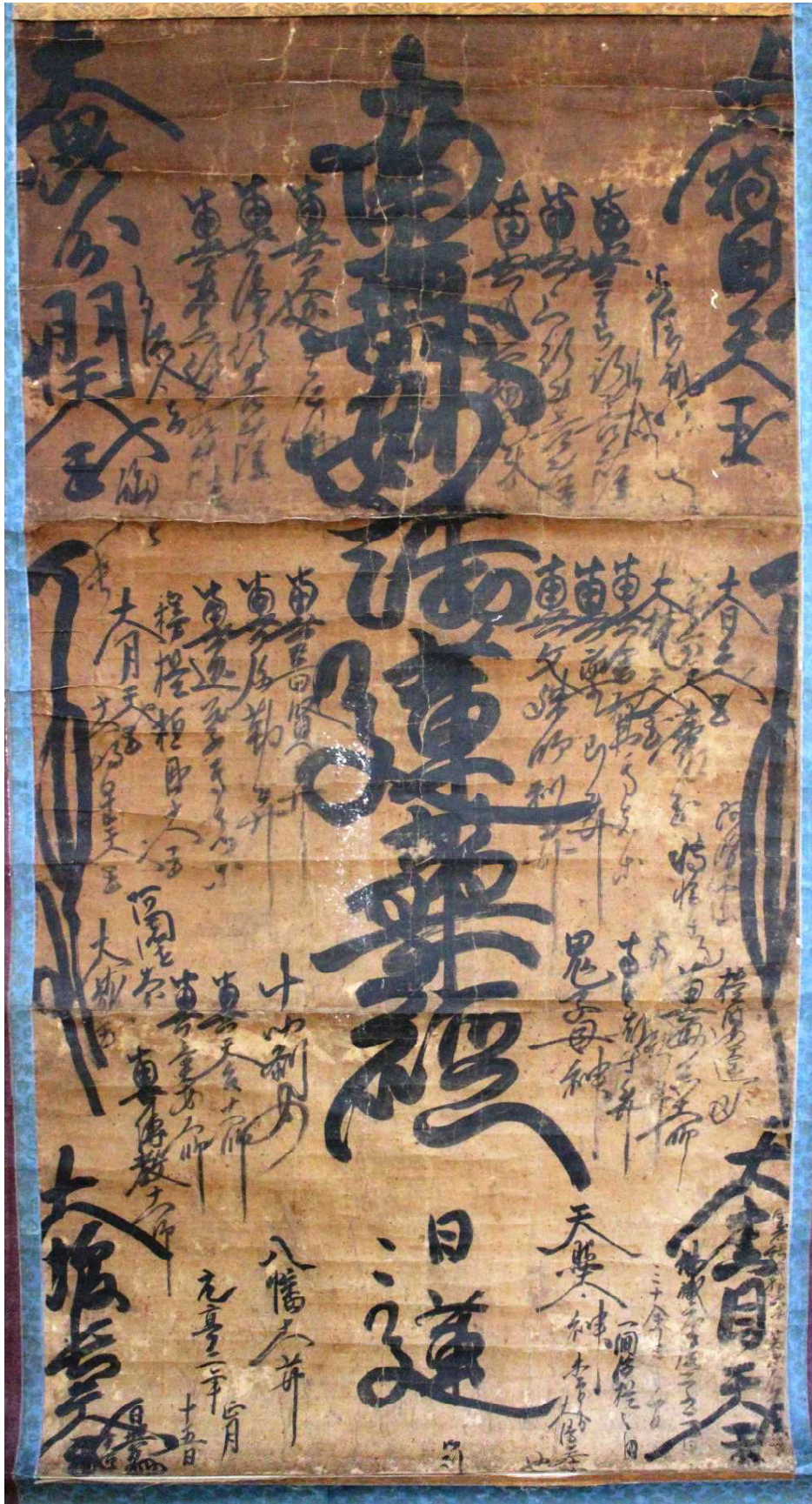
当曼荼羅本尊は、元亨二年（一一三二）正月十五日に書写されたものである。年月日の左に「日興（花押）書写□」と記されている。体裁は軸装紙本三枚継で、本紙全体の寸法は縦九七・七cm×横五一・〇cmである。上巻に「日興上人漫荼羅 第二号」と記される。比較的本紙の状態がよく、はっきりと相貌を確認することができる。



写真B
元応3年（1321）2月15日書写の
曼荼羅本尊内「天照太神」「八幡大菩薩」
（『興本』251頁より転載）



写真C
元徳3年（1331）2月15日書写の
曼荼羅本尊内「天照太神」「八幡大菩薩」
（『興本』341頁より転載）



③元亨二年（一三二二）正月十五日書写の曼荼羅本尊

大持国天王

(不動明王)

奥州新田卿公弟子□□□□□□□□岐

大廣目天王

阿脩羅王

若惱乱者

大日天王

轉輪聖王

佛滅度後二千二百

頭破七分

第六天魔王

提婆達多

三十余年之間

大梵天王

南無妙樂大師

一閻浮提之内

南無々邊行菩薩

南無舍利弗尊者等

南□□親菩薩

未曾有

南無上行菩薩

南無藥王菩薩

南無龍樹菩薩

天照太神

大漫荼羅

南無多寶如来

南無文殊師利菩薩

鬼子母神

也

南無妙法蓮華經

日蓮

御判

南無尺迦牟尼佛

南無普賢菩薩

十羅刹女

南無淨行菩薩

南無弥勒菩薩

南無天台大師

八幡大菩薩

南無安立行菩薩

南無迦葉尊者等

南無章安大師

釋提桓因大王

南無傳教大師

元亨二年

正月

十五日

有供養者

大月天王

阿闍世大王

福過十号

大明星天王

大龍王

日興(花押)

書写□

大毘沙門天王

(愛染明王)

大增長天王

③釈文

ただし本紙右部が少々摩滅しており、それが文字にかかってしまっている箇所が所々見受けられる。右下に授与書と思われる「奥州新田卿公弟子□□□□□□岐□□」との墨書が認められるものの、判読困難な箇所が多い。ただこの授与書から、当曼茶羅本尊は陸奥国に居住する日目弟子某か、もしくはその関係者に授与されたものであると想定される。国別に見ると、陸奥は日興から曼茶羅本尊を授与された弟子檀越が最も多く確認できる国であり、当曼茶羅本尊の授与書の内容によっては未確認の陸奥在住の弟子檀越に授与されたものである可能性も考えられる。

また、日興の曼茶羅本尊における相貌の特徴について、初期は比較的線が細く、中期には首題が大きく字体も丸みを帯び、後期に至ってはごつごつとした感じになることが既に指摘されている⁽²⁰⁾。当曼茶羅本尊は年代的に後期のものにあたり、その相貌はまさしくこの頃に書写された日興曼茶羅本尊の特徴をはっきりと表していると言える。例として、同時期である元亨二年（一三二二）六月十五日に書写された、佐渡世尊寺所蔵の日興曼茶羅本尊の写真を掲示した（写真D）。三枚継で、かつこの寸法というのも注目すべき点で、③に類似した体裁と大きさのものを他の日興曼茶羅本尊の中に多数見出すことができる。

元亨二年は②が書写された翌年で、日興七七歳の年であり、この年に書写された曼茶羅本尊は現在一〇幅



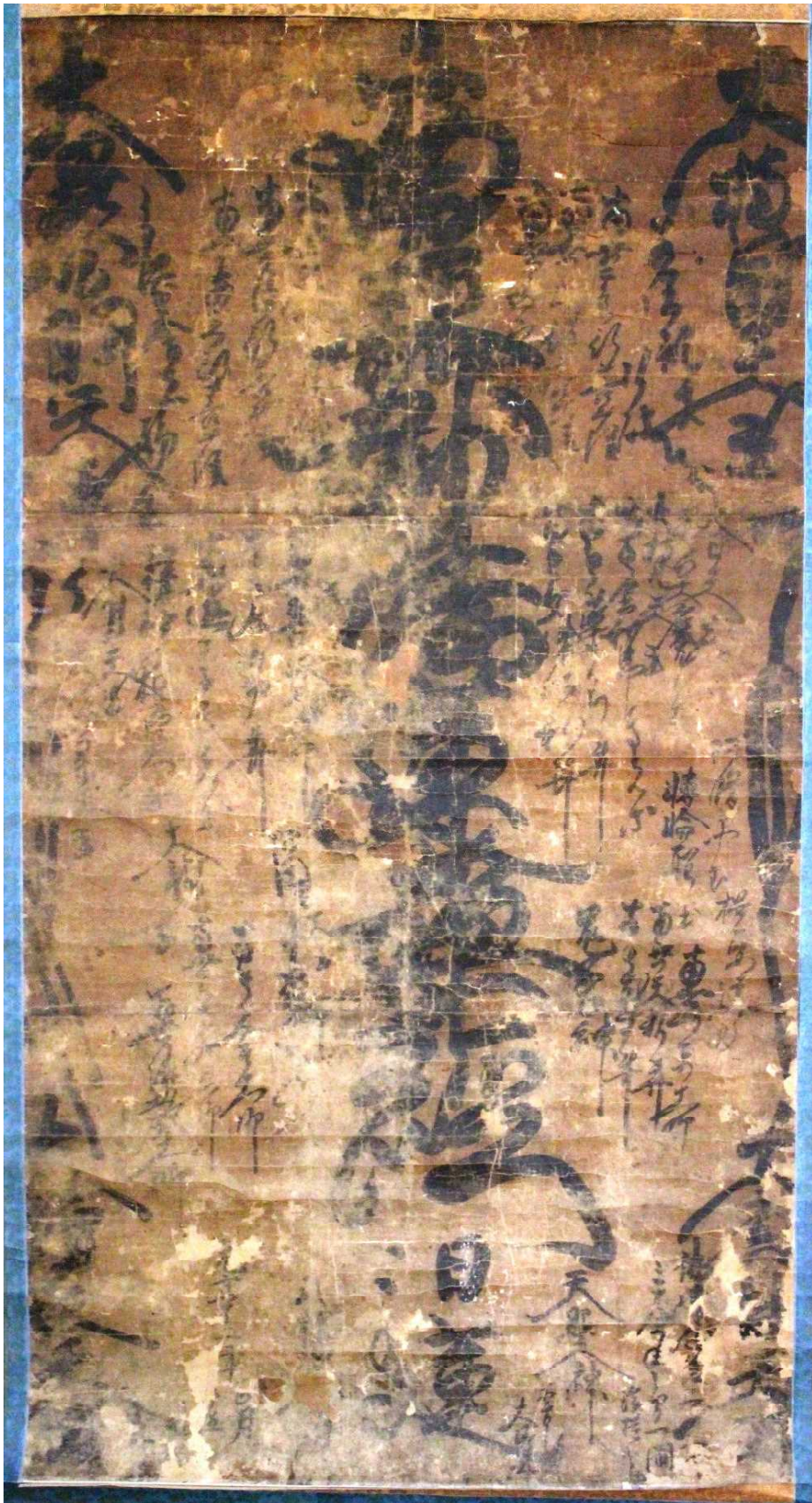
写真D 元亨2年（1322）6月15日
書写の曼茶羅本尊
（『興本』261頁より転載）

が確認されており、ここに③と次に紹介する④の二幅を含めて計一二幅となる。前年に引き続き元亨二年もまた日興が積極的に曼荼羅本尊書写を行っていた様子が窺えよう。

④ 元亨二年（一一三二）正月□五□書写の曼荼羅本尊

当曼荼羅本尊は全体的に摩滅が激しく剥落している箇所もあり、それによって文字が判読しづらい箇所が多く見受けられる。書写年月日については、「元亨二年（一一三二）正月□五□」と記されているが、「□五□」の部分は剥落により判読できない。十五日あるいは廿五日かと想定される。書写年月日の左には、日興の署名と花押と思われる墨書が確認できるが、ここも剥落している。体裁は軸装紙本三枚継で、本紙全体の寸法は縦九四・七cm×横五〇・二cm。上巻には「日興上人筆漫荼羅 第三号」と記されている。当曼荼羅本尊は、③とほぼ同時期に書写されたものであり、かつ③の曼荼羅本尊とほぼ同サイズである。

④が③と同時期に書写されたものであるため、その筆跡や勸請の諸尊に多くの共通点が見出せる。この時期の日興曼荼羅本尊に見られる特徴の、ごつごつとした感じで書写された相貌であることが看取できる。なお『興本』によれば、日興の曼荼羅本尊は元応年間後期から元亨二年の頃に至り、首題の光明点が短くなることが指摘されている⁽²¹⁾。ちょうど②③④がその時期に該当しており、これらもまたその特徴に当てはまるものといえよう。



④元亨二年（一三二二）正月口五口書写の曼荼羅本尊

大持国天王

(不動明王)

大廣目天王

若悩乱者

大日天王

阿脩羅王 提婆達多

佛滅度後二〇二百年

頭破七分

第六天魔〇

轉輪聖王

三十余年之間一閻

大梵天王

南無妙樂大師

南無々邊行菩薩

南無舍利弗尊者等

南無天親菩薩

未曾〇

南無上行菩薩

南無藥王菩薩

南無龍樹菩薩

天照太神

大漫荼羅

南無多寶如来

南無文殊師利菩薩

鬼子母神

〇

南無妙法蓮華經

日蓮

南 尼佛

〇無普〇菩薩

阿闍世大王

南無淨行菩薩

〇〇彌勒菩薩

十羅〇女

八幡

南無安立行菩薩

南無迦葉尊者等

南無天台大師

釋提桓因大王

南無〇安大師

元亨二年

正月

〇五〇

有供養者

大月天王

大龍王

南無傳教大師

福過十号

大〇星天王

日

大毘沙門天王

(愛染明王)

大增長天王

④釈文

以上、光栄寺に所蔵される新出の日興曼茶羅本尊四幅について紹介と考察を行った。これらはすべて、日興が書写した曼茶羅本尊と判断するに相応しい相貌を具えたものである。これらはいずれも開山日助が日興から授与されたものではなく、光栄寺に伝来した経緯については、現時点では不明と言わざるを得ない。ただし、授与書と思われる墨痕の判読がさらに進めば何らかの手掛かりが掴める可能性はあるため、その点は今後の研究課題としたい。

今回の報告によって、従来確認されていた日興曼茶羅本尊三〇二幅に新たにこの四幅を追加することができ、これによって現在確認されている日興曼茶羅本尊は計三〇六幅となった。今回の報告は、聖人直弟の日興による曼茶羅本尊書写の実態解明をさらに進展させるものであり、そのような面から、光栄寺所蔵の日興曼茶羅本尊が公開されたことは非常に重要な意義を有していると言えよう。この報告を踏まえ、次項以降考察を進めていきたい。

第二項 日興曼茶羅本尊の特徴

既述の通り、日興の曼茶羅本尊は現在三〇六幅の存在が確認されている。これらの曼茶羅本尊を通覧すると、日興が曼茶羅本尊書写を行う上でのいくつかの特徴点を見出すことができる。ここではその特徴点について考察してみたい。

まずは曼茶羅本尊の形態についての特徴である。日興は曼茶羅本尊中の首題下に「日蓮在御判」または「御判」と記し、さらに「〇年〇月〇日書写之」と記している。この記述は三〇六幅中数幅を除いてほとんどの日興曼茶羅本尊に見られる特徴である。寺尾英智氏によれば聖人直弟の曼茶羅本尊の形態について、首題の下に「日蓮在御判」と記し首題の左右下に「書写之」と自署を小さく記す「書写型」と、自署は首題の直下に記し聖人を先師

と共に勧請する「勧請型」の二種類に分類できると指摘している⁽²²⁾。日興曼茶羅本尊はその「書写型」の典型的代表例である。日興は自らが揮毫した曼茶羅本尊といえども、あくまで聖人が図頭した曼茶羅本尊を「書き写し」たものであるという意識のもとに書写を行っていたことがこれらの記述から窺える。菅原関道氏によれば、日興が聖人の曼茶羅本尊を書写する形態をとっている理由について、第一に弟子としての立場で聖人こそが上行菩薩の垂迹であることを鮮明にするため、第二に聖人滅後も聖人の魂魄を常住させるためであると主張している⁽²³⁾。日興の曼茶羅本尊書写におけるこのような態度は、聖人の教義を純粹に信受し、寸分も変えることなく正確に後世に伝え遺し、受持、弘伝しようとする意志の表れであつたのではないかと考えられる。

次に、日興の曼茶羅本尊の書写年月日に関する特徴である。先述した通り、日興曼茶羅本尊の初見は弘安十年（一二八七）十月十三日で、それから正慶二年（一三三三）の日興入滅に至るまで、ほぼ毎年にもわたり継続的に書写している。これらの曼茶羅本尊を年代別に分類してみると、まず十四世紀（一三〇〇年以降）に入ってから書写頻度が急激に増していることが看取できる。この件について高木氏は、日興の曼茶羅本尊書写の画期となるのは、永仁六年（一二九八）に聖人の本尊聖教の整理と確認の意図のもと『弟子分本尊目録』を作成したことでないかと主張している⁽²⁴⁾。日興による『弟子分本尊目録』作成と重須移住が同年のことであり、かつその後の曼茶羅本尊の書写頻度が急激に増加していることを勘案すると、これらの行動における関連性は大いに想定される。したがって、高木氏の主張は妥当であると思われる。

また、日興が最も多く曼茶羅本尊を書写している年は正和三年（一一三四）で、一九幅確認できる。正和三年は聖人の三十三回忌にあたる年であり、正和三年書写の一九幅の内、聖人正忌日の十月十三日の日付で書写されている曼茶羅本尊は九幅を数える。その内、¹²⁹と¹³⁰の授与書には「奉為三十三年⁽²⁵⁾」と明記されており、少なくともこの二幅に関しては聖人の三十三回忌供養の目的で書写された曼茶羅本尊であることがわかる。正和三年に書写された曼茶羅本尊の中には弟子檀越に授与しているものも見受けられるため、すべてが聖人の三十三回

忌供養の目的で書写されたものとは言い難い。しかし十月十三日の日付を有する曼荼羅本尊は正和三年が最も多いことから、日興は正和三年が聖人の三十三回忌の年であるということを意識して曼荼羅本尊を書写したということは間違いないであろう。正和三年に次いで書写数が多いのは、元亨四年（正中元年）の一五幅であり、乾元二（嘉元元）年（一四幅）、嘉元三年（一四幅）、元応三（元亨元）年（一四幅）、嘉元四（徳治元）年（一三幅）なども書写数の多い年である。これらの年に多く書写された理由については現時点では不明であり、今後の研究課題である。

さらに書写数を日付別に分類してみると、最も多いのは聖人正忌日である十月十三日で、四四幅確認できる。月を問わずに十三日の日付のものを数えると七四幅にも上り、書写数全体の約四分の一を占めている。次に多いのは釈尊降誕日である四月八日で、一八幅確認できる。これも月を問わずに数えてみると二九幅となる。また釈尊涅槃日である二月十五日の日付のものは六幅と少なめだが、月を問わず十五日に書写されたものは三四幅を数える。これらの日付と曼荼羅本尊書写の関係について『興本』によれば、書写の日付が十三日と八日で書写数全体の三分の一を占め、かつ書写の目的が聖人の年忌や仏生日と関係のない場合が多い⁽²⁶⁾ということは、この両日を日興が曼荼羅本尊書写の日と定めていたのではないかと推測している⁽²⁷⁾。これほど同日付の曼荼羅本尊が多いという事実から考えれば『興本』が推測するように、日興は曼荼羅本尊を書写する場合に聖人の正忌日や釈尊の降誕日・涅槃日を重視し、その日を選んでまたはその日付で書写していた可能性が非常に高いと考えられる。

また『興本』によれば、年月日未詳かつ授与書の確認できないものが一二幅確認できる。曼荼羅本尊の多くに授与書を記し、また正中二年（一三二五）以降は自身の年齢まで曼荼羅本尊に加筆している日興であるにも関わらず、書写年月日も授与書も加筆していないのは少々不自然に感じられる。高木氏が実際の聖人の曼荼羅本尊図頭数を二〇〇幅以上と推測し⁽²⁸⁾、また菅原氏が実際の日興の曼荼羅本尊書写数を約九三〇幅と推測しているように⁽²⁹⁾、日興曼荼羅本尊数三〇六幅もあくまで現在確認できる数であり、実際はこの数よりも当然多く書写されて

いたものと予想される。したがって、日興は先に曼茶羅本尊を書き貯めておき、授与する機会に応じてそれに書写年月日と授与書を加筆したケースがあつたことが想定されるのである。それは実際の書写数が多ければ多いほどさらにその可能性は高くなるであろう。あくまで推測ではあるが、可能性としてここに提示しておきたい。

第三項 日興曼茶羅本尊被授与者の考察

現存する日興曼茶羅本尊三〇六幅の内、日興による授与書が記されているものは一七四幅⁽³⁰⁾確認することができる。これらの曼茶羅本尊は授与書が示す通り、日興の弟子檀越に対して授与されたものである。日興から曼茶羅本尊を授与された弟子檀越の考察を行うに先立ち、曼茶羅本尊被授与者の数とその分布について確認しておきたい。授与書に見える被授与者を所在地別（国別）に分類したものが次の表三である。表における（）内の数字は、授与書が摩滅等の理由により被授与者名は判読できないものの、被授与者の所在地は辛うじて読み取れる曼茶羅本尊数を足した数である。

表三に挙げた通り、計一一五名の被授与者の存在が確認できる。国別の被授与者数は、大石寺日目および日道を輩出した新田氏一族の本貫地である陸奥が最も多い。

| | 僧侶 | 檀越 | 計 |
|----|----|----|--------|
| 陸奥 | 5 | 28 | 33(35) |
| 駿河 | 6 | 19 | 25(27) |
| 甲斐 | 7 | 13 | 20(21) |
| 佐渡 | 2 | 13 | 15 |
| 下野 | 2 | 1 | 3(4) |
| 常陸 | 0 | 2 | 2 |
| 相模 | 0 | 1 | 1 |
| 遠江 | 0 | 1 | 1 |
| 美作 | 0 | 1 | 1 |
| 近江 | 0 | 1 | 1 |
| 武蔵 | 0 | 1 | 1(2) |
| 讃岐 | 0 | 0 | (2) |
| 不明 | 4 | 8 | 12(23) |
| 計 | 26 | 89 | 115 |

表三 国別の被授与者数

次いで日興門流の中心寺院である大石寺と本門寺が所在し、日興の活動の拠点となった駿河、そして甲斐はもちろんのこと、聖人が流罪の刑に処せられた遠国・佐渡にも被授与者が多く見られる。また下野・常陸・相模・遠江・美作・近江・武蔵・讃岐にも、日興から曼荼羅本尊を授与された弟子檀越が存在したことが確認できる。『弟子分本尊目録』記載の弟子檀越の分布は駿河・甲斐・伊豆・武蔵・相模の五ヶ国であったが、ここでは一二ヶ国に弟子檀越の存在を確認することができる。『弟子分本尊目録』を作成して以降日興門流の教線は広域に伸張し、着実に弟子檀越を獲得していたことが、日興曼荼羅本尊の被授与者によつて窺い知ることができる。

このように、日興の教説が広域にわたつて伸張した理由として高木氏は、この時期に新田氏や秋山氏をはじめとする檀越の分出自立が現れてきたことと、血縁・族縁関係を通して日興の教化活動が行われ、弟子の出身氏族の人々の帰依を獲得していったことが深く関わり合い、結果的に日興の教えの地方伝播をもたらし、教線の拡大につながつていったのだと主張している⁽³¹⁾。授与書を見ると、新田氏・秋山氏・南条氏・石河氏などの有力檀越一族に対して曼荼羅本尊授与がなされ、また弟子檀越の父・母・孫などの血縁関係者に対する授与も頻繁に行われていることが確認できる。

以下、日興から曼荼羅本尊を授与された弟子檀越について、国別に分類して考察をしていく。

一、陸奥国

陸奥における曼荼羅本尊被授与者とその授与書をまとめたものが表四である。これによると、僧侶五名、檀越二八名の計三三名が確認できる。陸奥は日興から曼荼羅本尊を授与された弟子檀越が最も多く所在している国である。その理由は前述の通り、新田氏の存在が大きく関わっているものと考えられる。新田殿ならびに女房御方からの供養に対し聖人が礼状として弘安三年（一二八〇）五月二十九日に『新田殿御書』を書き送っていることからわかるように、新田氏は聖人在世中からの檀越でかつ日目・日道の出身氏族でもある。さらに、日目とそ

| | 被授与者 | 僧俗 | 数 | 授与書 |
|------|-------------|----|---|---|
| 1 | 卿阿闍梨日目 | 僧侶 | 5 | <3>正応1(1288)/8/17「上奏新田卿阿日目授与之一中一弟子、日道相伝之」 <5>正応3(1290)/10/13「日目授与之」 <216>元亨4(1324)/12/29「最前上奏之仁卿阿闍梨日目」 <282>正慶1(1332)/11/3「最前上奏仁新田卿阿闍梨日目授与之一中一弟子也」 <286>年月日不明「奥州新田卿授与之」 |
| 2 | 了性房日乘 | 僧侶 | 4 | <11>永仁4(1296)/4/8「僧日乘授与之、大覚了性房者雖為卿公弟子成日興弟子口口仍所口口」 <18>正安3(1301)/10/13「奥州新田卿公弟子了性房日乘授与之」 <40>嘉元2(1304)/8/15「大学了性房日乘授[与之]」 <54>嘉元3(1305)/8/13「大学了性房日乘授与之」 |
| 3 | 大夫阿闍梨日尊 | 僧侶 | 3 | <185>元亨1(1321)/9/28「奥州新田卿公弟子大夫公[]」 <202>元亨4(1324)/1/8「奥州新田蓮蔵阿闍梨弟子日尊」 <229>嘉暦1(1326)/12/13「大夫阿闍梨日尊授与之」 |
| 4 | 越前房 | 僧侶 | 1 | <27>乾元2(1303)/3/13「奥州三迫上新田越前房授与之」 |
| 5 | 宮内卿日行 | 僧侶 | 1 | <262>元徳2(1330)/10/13「加賀野宮内卿[日行]下与[之]」 |
| 6 | 新田三郎(二郎)頼綱 | 檀越 | 1 | <19>正安3(1301)/10/13「新田三郎頼綱日善授与之」 |
| 7 | 新田三郎 | 檀越 | 1 | <142>正和4(1315)/2/25「新田三郎口口口口」 |
| 8 | 新田四郎信綱後家 | 檀越 | 1 | <98>延慶3(1310)/2/25「奥州新田四郎信綱後家者南条[]左衛門尉時光姉[]日目所口如件」 |
| 9 | 新田四郎重秀 | 檀越 | 1 | <新加>嘉元2(1304)「新田四郎重秀」 |
| 10 | 新田五郎道意 | 檀越 | 1 | <274>元徳3(1331)/12/5「奥州口田五郎道意口口口」 |
| 11 | 新田孫太郎重行 | 檀越 | 1 | <66>嘉元4(1306)/4/23「奥州新田太郎入道息孫太郎重行授与之」 |
| 12 | 新田孫三郎国道 | 檀越 | 1 | <56>嘉元3(1305)/8/彼岸「奥州新田孫三郎国道授与之」 |
| 13 | 新田孫五郎通章 | 檀越 | 1 | <214>元亨4(1324)/12/5「奥州御家人新田孫五郎通章授与之」 |
| 14 | 新田三郎五郎行道 | 檀越 | 1 | <212>元亨4(1324)/12/5「奥州御家人新田三郎五郎行道授与之」 |
| 15 | 新田金吾 | 檀越 | 1 | <284>正慶1(1332)/11/3「一迫新田金吾授与之」 |
| 16 | 蓮阿尼(日目母) | 檀越 | 1 | <143>正和4(1315)/2/25「為奥州新田卿公母[尼]第三年忌菩提也」 |
| 17 | 小次郎 | 檀越 | 1 | <34>乾元2(1303)/5/13「奥州新田五郎家人小次郎口口口口」 |
| 18 | 十郎入道後家日惠 | 檀越 | 1 | <235>嘉暦3(1328)/2/5時正第一「三迫十郎入道後家日惠」 |
| 19 | 加賀野三郎次郎 | 檀越 | 1 | <43>嘉元2(1304)/10/13「奥州三迫加賀野三郎次郎授与之」 |
| 20 | 加賀野彦三郎行重 | 檀越 | 1 | <91>延慶2(1309)/3/15「奥州三迫加賀野彦三郎行重者新田卿公之弟子也」 |
| 21 | 河東左衛門五郎 | 檀越 | 1 | <263>元徳2(1330)/11/5「河東左衛門五郎[]」 |
| 22 | 河東口口口口口 | 檀越 | 1 | <264>元徳2(1330)/11/5「河東口口口口口」 |
| 23 | 宮野左衛門五郎行房口女 | 檀越 | 1 | <253>元徳1(1329)/12/24「宮野さゝもん五郎行房口女」 |
| 24 | 平四郎 | 檀越 | 1 | <251>元徳1(1329)/10/13「奥州法華徒平四郎」 |
| 25 | 平五郎入道 | 檀越 | 1 | <252>元徳1(1329)/10/27「授与平五郎入道」 |
| 26 | 平五郎入道母 | 檀越 | 1 | <272>元徳3(1331)/9/6「平五郎入道母第三年」 |
| 27 | 平六国守 | 檀越 | 1 | <90>延慶2(1309)/3/15「奥州三迫住人平六国守新田卿公弟子分」 |
| 28 | 平秀安 | 檀越 | 1 | <6>正応4(1291)/10/13「平秀安授与之」 |
| 29 | 土与松麻呂 | 檀越 | 1 | <26>乾元2(1303)/2/13「土与松麻呂授与之、卿公弟子」 |
| 30 | 妙円比丘尼 | 檀越 | 1 | <236>嘉暦3(1328)/2/20「為妙円比丘尼慈父悲母子息犬楠也」 |
| 31 | 妙性比丘尼 | 檀越 | 1 | <246>嘉暦4(1329)/2/20時正第一「妙性比丘尼[]」 |
| 32 | 小野寺虎王麿 | 檀越 | 1 | <250>嘉暦4(1329)/7/27「小野寺虎王麿卿公弟子也」 |
| 33 | 武庫又次郎母御前 | 檀越 | 1 | <195>元亨2(1322)/10/15「奥州荻曾祢武庫又次郎母御前」 |
| (34) | 某 | 不明 | 1 | <79>徳治2(1307)/12/7「陸奥国六丁目住[]新田卿公弟子」 |
| (35) | 某 | 不明 | 1 | 本節第1項③ 元亨2(1322)1/15「奥州新田卿公弟子口口口口口口岐[]」 |

表四 陸奥における曼荼羅本尊被授与者

の兄新田信綱に関しては、『弟子分本尊目録』にあるように日興第一の弟子として日興より聖人の曼荼羅本尊を申し与えられており、外護者として聖人・日興両者との密接な関係の一端を窺い知ることができる。

新田氏関係で日興曼荼羅本尊を授与された者を挙げると、1日目、6新田三郎(二郎)頼綱(日目兄)、7新田三郎、8新田四郎信綱(日目兄)の女房、9新田四郎重秀、10新田五郎道意(日目叔父か)、11新田孫太郎重行・12新田孫三郎国道・13新田孫五郎通章・14新田三郎五郎行道(以上四名日目甥か)、15新田金吾、17小次郎、18十郎入道後家尼日恵、三回忌供養の曼荼羅本尊として授与された16蓮阿尼(日目母)を含めて一四名を数え、曼荼羅本尊を授与された檀越の一族の中では最多である。新田氏に対する日興の曼荼羅本尊授与は、日目の母や兄弟を始めとする血縁関係者に多く見られ、さらには新田五郎の家人である小次郎に対しても行われている。その内、13新田通章と14新田行道への授与に関しては同じ年月日に行われていることがわかる。両者が日興のもとを訪れた際にその記念として曼荼羅本尊を授与されたのか、また両者の入信の砌に同日付で曼荼羅本尊を写したのかは定かではないが、どちらにせよ通章と行道の両者に何らかの動きがあり、その結果として曼荼羅本尊が授与されたことが推測できる。

これほど大勢の新田氏一族に対して曼荼羅本尊を授与している事実は、新田氏一族やその縁者の多くが日興に帰依し、日興もしくはその弟子との師弟関係を深めていたことを表しているよう。ここに日興の教化活動が弟子檀越の血縁・族縁関係を通じて行われていた事実の一例を見ることができる。

その新田氏と日興が結びつきを深めていった要因には、日目の存在が大きく影響している。日目は聖人入滅後の弘安六年(一二八三)に新田氏の本貫地である陸奥に布教の志を立てて下向し、陸奥布教の拠点とすべく上新田坊(後の本源寺)を建立した。さらに柏木法華堂(後の上行寺)・柳目法華堂(後の妙教寺)を建立し、陸奥における布教活動に尽力したことが伝えられる。日目による拠点道場建立とその指導が、血縁・族縁関係にある新田氏一族の入信に大きくつながったと考えられる。永仁六年(一二九八)に日興が重須に移住して以降、日目

は大石寺の運営と諸務が中心となったためか、後年日目は陸奥の所領を甥の弁阿闍梨日道に譲り、陸奥教化を委ねた。それを伝える史料として、嘉暦二年（一三二七）十一月十日の日目『譲状』には、次のような記述が見られる。

譲渡弁阿闍梨所

奥州三迫加賀野村之内^ニ田弑反、加賀野太郎三郎殿日目^ニ永代たひたる間弁阿闍梨日道^ニ限永代所譲与也（中略）又上新田坊并坊地弁阿闍梨^ニ譲与畢。又上新田講師たるへし⁽³²⁾

本状によれば、日道は加賀野太郎三郎が寄進した田二反と上新田坊、そしてその坊地を日目から譲り与えられ、同時に上新田の講師に任ぜられている。後に日道は日目から譲与された加賀野の土地に法華堂（後の本道寺、現在は廃寺）を建立し、日目の意志を受け継いで陸奥教化の中心的役割を担った。

その加賀野では、田二反を寄進した加賀野太郎三郎の子孫と考えられる19加賀野三郎次郎・20加賀野彦三郎行重と5宮内卿日行が日興から曼荼羅本尊を授与されている。日行は正中二年（一三二五）九月二十三日書写の日興曼荼羅本尊²²³に「卿公日行日道第一弟子也、申与之」との日道の加筆があつて日道の弟子とされ、後に大石寺五世を継承する僧侶である。日行は出身地である陸奥で師の日道と共に布教活動に励み、日目の開創した本源寺の三世にも連ねられている。

また宮野には日道によって法華堂（後の妙円寺⁽³³⁾）が建立されたことが伝えられるが、その宮野では23宮野左衛門五郎行房□女、日と同じくして21河東左衛門五郎・22河東□□□□の三名が授与されている。なお、河東左衛門五郎が授与された²⁶³は二六枚継（縦一六二・〇cm×横九七・四cm）の曼荼羅本尊であつて、現時点で寸法が判明している日興曼荼羅本尊の中では最も大幅なものである。これについては後述する。河東氏に関連して、表四には収録していないが、²⁸³の日興曼荼羅本尊には日目の筆で「奥州一迫河東五郎左衛門尉妙順与申日目」との添書が加筆されている。この添書から河東五郎左衛門尉妙順という檀越の存在が知られると共に、かつて日

興が聖人の曼荼羅本尊を弟子檀越に申し与えたように、日目もまた自身の弟子檀越に対して日興の曼荼羅本尊を申し与えるという行為を行っていたことがわかる。

この他の被授与者では、24 平四郎・25 平五郎入道母・26 平五郎入道母・27 平六国守・28 平秀安の五名に関する事績は不明だが、山上氏が推測しているように同族であろうか⁽³⁴⁾。平五郎入道母授与の曼荼羅本尊は三回忌供養のためのものであるため、平五郎入道母は元徳元年（一三二九）に死去したということになる。また尼として30 妙円比丘尼・31 妙性比丘尼の二名が確認できる。妙円比丘尼の授与された曼荼羅本尊の授与書には「慈父悲母子息犬楠也」とあって、妙円比丘尼が授与された曼荼羅本尊はこの三名の供養のためのものであると想定される。その他29 土与松麻呂、そして32 小野寺虎王麿・33 武庫又次郎母御前については未詳なる点が多く、詳細は明らかではない。

次に授与された曼荼羅本尊数を見ると、1 日目が五幅、2 日乗が四幅、3 日尊が三幅授与されている。前述の通り、日目は陸奥における弟子檀越の指導的役割を果たし、本六人にも選定され、なおかつ日興から大石寺を委ねられた高僧であるから、日興の信頼が弟子檀越の中で最も厚かったといっても過言ではなからう。日目に授与された曼荼羅本尊の内、権力者への諫暁を果たした功績を讃えて授与されたものが三幅見られることから、当時日目によって度々諫暁活動が実行されていたことが窺える。また日目授与の²¹⁶には「日道相伝之日郷宰相阿闍梨授与之」と、²⁸²には「日道相伝之」と他筆で加筆されている。この他筆は日道の筆とされており、この二幅を日道が相伝し、さらに²¹⁶に関しては後に保田妙本寺を開創する宰相阿闍梨日郷に日道が授与していることがわかる。

日目とならび本六人の一人とされる了性房日乗も日興から四幅の曼荼羅本尊を授与されている。日乗は日目の弟子で、日目の陸奥教化の際に入信したとされる。また『弟子分本尊目録』には「鎌倉住人了性房日乗者日興第一弟子也⁽³⁵⁾」とあって、日乗には鎌倉に居住していた時期があり、鎌倉に常在寺を建立したことが伝えられる弟

子である。日乗の鎌倉在住を伝える記述は、日興書状や日目書状に散見されるところである。日乗に授与されたへ11に關しては、その年月日と授与書から『弟子分本尊目録』記載の日乗授与の曼荼羅本尊である可能性が非常に高い。日興は日乗に曼荼羅本尊だけでなく、現存するだけでも一四通もの書状も書き送っており、両者の信頼関係は日目同様かなり厚かったことが予想される。また日尊が授与された三幅の曼荼羅本尊の授与書からは、日目の弟子という情報の他は知ることはできない。しかし京都要法寺十三世広藏院日辰著『祖師伝』によれば、日尊は日興から一二年間もの間勘当を受け、その間大いに発奮して東西に教化活動を展開したことが伝えられる⁽³⁶⁾。日興はその功を讃えて曼荼羅本尊を授与したのであるうか。

このように陸奥における弟子檀越の獲得は、日目の弘安六年以降の陸奥教化によるところが大きく、その布教によって自身の血縁である新田一族を中心に多くの弟子檀越を獲得した。結果的に日目が日興と陸奥信徒との橋渡しの役割を担っていたものと考えられる。またその教化は日道によって受け継がれ、さらなる弟子檀越の獲得へとつながっていった。陸奥に日興から曼荼羅本尊を授与される弟子檀越が多いのは、陸奥の門弟が強い信仰心を持ち、それが認められて曼荼羅本尊を授与されるに至ったものと考えられる。

二、駿河国

駿河における曼荼羅本尊被授与者は表五の通りである。僧侶六名、檀越一九名の計二五名がおり、陸奥に次いで多くの被授与者が確認できる。駿河は大石寺と北山本門寺が所在する、いわゆる日興門流の中心地域であるため、被授与者の数が多いのも頷けよう。

まず檀越では、南条氏と石河氏の存在が目立つ。南条氏は聖人在世中からの有力檀越で、その中でも大石寺開基檀越および北山本門寺開創の大施主である南条時光は、『弟子分本尊目録』に記載されて日興から聖人曼荼羅本尊を申し与えられている。南条氏で日興曼荼羅本尊を授与された者は、その時光の子である12南条左衛門次郎

| | 被授与者 | 僧俗 | 数 | 授与書 |
|----|------------|----|---|--|
| 1 | 寂仙房日澄 | 僧侶 | 4 | <17>正安3(1301)/10/[10]「寂仙房[]」 <21>正安3(1301)/10「僧日澄授与之」 <25>乾元1(1302)/12/28「富城寂仙房日澄授与之」 <68>嘉元4(1306)/4/23「富城寂仙房日澄授与之」 |
| 2 | 大輔阿闍梨日善(前) | 僧侶 | 3 | <107>応長1(1311)/11/13「駿河国由比大輔房日前」 <177>元応3(1321)/2/28「[由比]大輔阿闍梨日善授与之」 <215>元亨4(1324)/12/29「駿河国由比大輔阿闍梨日前」 |
| 3 | 石河孫三郎能忠 | 檀越 | 3 | <28>乾元2(1303)/4/8「口河新兵衛入道息孫三郎者[]」 <50>嘉元3(1305)/6/8か「…為朝敵上者石河孫三郎源義忠雖懸手打取之於後生令成仏者也、仍為三十五日書写如件」 <新加>嘉暦3(1328)/3/2「石川孫三郎入道妙源授与之」 |
| 4 | 和泉又三郎本安 | 檀越 | 2 | <160>文保2(1318)/3/6「駿河国加島庄和泉口口口口」 <184>元亨1(1321)/8/15「[]与之 駿河国賀嶋庄和泉又三郎本安」 |
| 5 | 大進房日助 | 僧侶 | 1 | <256>元徳2(1330)/2/24「為悲母一周忌書写如件、公家奏聞代官丸大進房日助授与之」 |
| 6 | 蔵人阿闍梨日代 | 僧侶 | 1 | <207>元亨4(1324)/8/29「大石持仏堂本尊日代闍梨」 |
| 7 | 嶋倉卿房日濟 | 僧侶 | 1 | <247>嘉暦4(1329)/2/20時正第一「日濟授与之」 |
| 8 | 円乗房 | 僧侶 | 1 | <93>延慶2(1309)/6/29「駿河国岩本実相寺前住円乗房六月廿九日遠忌日也」 |
| 9 | 石河新兵衛入道後家尼 | 檀越 | 1 | <14>永仁7(1299)/3「南条兵衛七郎[女子]石河新兵衛入道[後家尼]」 |
| 10 | 妙円 | 檀越 | 1 | <145>正和4(1315)/10/13「石河孫三郎能忠女口妙円」 |
| 11 | 千寿 | 檀越 | 1 | <268>元徳3(1331)/6/26「源氏女千寿口口」 |
| 12 | 南条左衛門次郎時忠 | 檀越 | 1 | <158>文保1(1317)/10/13「[南条大行]子息左衛門次郎所[]」 |
| 13 | 南条口口五郎時綱 | 檀越 | 1 | <225>正中2(1325)/12/30「南条口口五郎[時綱]授与之」 |
| 14 | 伊豆左藤太口口 | 檀越 | 1 | <9>永仁2(1294)/2/15「富士下方厚原口口郎妹伊豆左藤太口口授与之」 |
| 15 | 十郎入道明蓮 | 檀越 | 1 | <23>乾元1(1302)/3「口河国富士上方上野郷住人十郎入道明蓮授与之」 |
| 16 | 由比大口口郎 | 檀越 | 1 | <24>正安4(1302)/4/8「駿河国由比大五郎入道二男大口口郎授与也」 |
| 17 | 神四郎 | 檀越 | 1 | <81>徳治3(1308)/4/8「駿河国富士下方熱原郷住人神四郎号法華衆…」 |
| 18 | 金藤次 | 檀越 | 1 | <87>徳治3(1308)/10/13「駿河国富士下方前住人金藤次[]」 |
| 19 | 弥次郎 | 檀越 | 1 | <148>正和5(1316)/7/2「駿河国富士上方北山郷二日[市]庭弥次郎」 |
| 20 | 口口守[妻] | 檀越 | 1 | <178>元応3(1321)/[]/15「[]上野郷[住人]口口守[妻]」 |
| 21 | 嶋倉卿房日濟祖父 | 檀越 | 1 | <248>嘉暦4(1329)/3/18「為嶋倉卿房日濟祖父也」 |
| 22 | 妙福 | 檀越 | 1 | <266>元徳3(1331)/2/24「為悲母妙福一周忌之菩提書写之」 |
| 23 | 讃岐公日源父 | 檀越 | 1 | <155>文保1(1317)/4/13「甲斐国寂日房弟子讃岐公慈父十三年」 |
| 24 | 讃岐公日源母 | 檀越 | 1 | <163>文保3(1319)/4/8「讃岐公母尼為[]追善也」 |
| 25 | 蔵人阿闍梨日代母 | 檀越 | 1 | <275>[]/6/廿[]「蔵人阿闍梨悲母[]」 |
| 26 | 某① | 不明 | 1 | <39>嘉元1(1303)/10/13「駿河国富士上方庄[]」 |
| 27 | 某② | 不明 | 1 | <92>延慶2(1309)/6/29「駿河国岩本実相寺前住口口口口」 |

表五 駿河における曼荼羅本尊被授与者

時忠と13南条□□五郎時綱の二名が確認できる。石河氏では3石河孫三郎能忠、9石河新兵衛入道後家尼、10石河能忠女□妙円、11石河実忠の娘千寿の四名への授与が確認できる。石河孫三郎能忠は北山本門寺の開基檀越であって、当然日興との関係も深かったことが想定でき、三幅の曼荼羅本尊を授与されている。その中でも⁵⁰の授与書には「伴野出羽三郎大野弥六者嘉元三年五月四日駿河守謀叛之大将也、但無実云云、為朝敵上者石河孫三郎源義忠雖懸手打取之於後生令成仏者也、仍為三十五日書写如件」とあり、これによれば北条駿河守に謀反した伴野出羽三郎と大野弥六の大將二名を石河能忠が討ち取り、その後生成仏のため、三十五日供養のために日興に曼荼羅本尊書写を依頼して授与されたものであることがわかる。その能忠の母である石河新兵衛入道後家尼に授与された¹⁴には「南条兵衛七郎^{女子}石河新兵衛入道後家尼」との授与書があり、石河新兵衛入道後家尼が南条兵衛七郎の女子であることが読み取れる。この授与書は、駿河を代表する檀越の南条氏と石河氏が親戚関係にあることを示している。石河能忠女□妙円は、能忠の女子であろうか。千寿は石河実忠の娘であり、能忠の孫にあたる。石河氏では能忠の孫の代まで、すなわち三代にわたって日興から曼荼羅本尊の授与がなされており、石河氏においても血縁関係を通しての教化活動が行われていたことが推測される。駿河の有力檀越である南条氏と石河氏が親戚関係にある事実もまた、一族の日興帰依を促したことであろう。

次に、僧侶で注目すべきなのは1寂仙房日澄である。日澄は重須談所の初代学頭を務め、かつ日興の新六人の一人に数えられる弟子である。日澄については『富士一跡門徒存知事』に「正安二年民部阿闍梨彼ノ新堂并ニ一休^仏開眼供養ス。爰ニ日澄与ニ本師民部阿闍梨ト永ク令ニ義絶セ、帰ニ伏シテ日興ニ為ニ弟子ト³⁷」と記されており、元々六老僧日向や日頂に師事していたが、正安二年（一三〇〇）に日向と義絶して日興に師事するに至ったことが伝えられる。ただし既述した通り『富士一跡門徒存知事』の筆者については諸説あってその内容の信憑性には多少疑義が残るが、『日蓮教団全史（上）』では、日澄の弟子三位日順が建武三年（一三三六）に著した『日順阿闍梨血脈』に見られる日澄の記述と合致するから、この点に関してはほぼ真実を伝えていると考えてよいであろうとしている。

る。⁽³⁸⁾そして高木氏によれば日興と日澄の師弟関係について、日興が曼茶羅本尊を授与した正安三年（一三〇一）頃から日興師事が始まったのではなからうかと推測している。⁽³⁹⁾高木氏の推測に立脚すれば、時期的に考えて日澄授与の¹⁷と²¹の曼茶羅本尊どちらかが弟子の証として日澄に授与されたものではないだろうか。また日澄は延慶三年（一三一〇）に四九歳の若さで入滅するが、日澄への曼茶羅本尊授与は正安三年（一三〇一）―嘉元四年（一三〇六）のわずか六年間の間に四幅の曼茶羅本尊を授与されている。これほどの短期間に複数の曼茶羅本尊を授与されている事実は特筆すべき点であり、日興と日澄の関係の深さを表している。しかし、日澄に授与された曼茶羅本尊の授与書には、単に日澄に授与するとの旨しか記されていないため、日興がこれら四幅を授与したそれぞれの理由については詳らかではない。

22 妙福は日興の母である。²⁶⁶に「為悲母妙福一周忌之菩提書写之」と記していることから、日興は自身の母妙福の一周忌追善菩提のために²⁶⁶を書写したことがわかる。²⁶⁶の書写年は元徳三年（一三三二）であるから、妙福の没年は元徳二年（一三三〇）ということになる。しかし、元徳二年に5大進房日助に授与された²⁵⁶の授与書には「為悲母一周忌書写如件、公家奏聞代官丸大進房日助授与之」とあり、この²⁵⁶の授与書に見える「悲母」が妙福を指すのであれば、²⁶⁶の授与書から判断される妙福の没年とは一年の誤差がある。『富士年表』によれば、大石寺過去帳の記載を受けて妙福を元徳二年逝去としている。⁴⁰²⁶⁶には「妙福」の名前が明記されていることから、この場合は元徳二年説の方が妥当であると思われる。今日、²⁵⁶と²⁶⁶は共に曾存のため実物を確認することは不可能であるが、元徳三年を元徳二年と誤読した可能性や、山上氏が指摘するように²⁵⁶の「悲母」は日助の母を指すことも考えられる。⁴¹

日興滅後、西山本門寺を開創する6藏人阿闍梨日代は、大石持仏堂に安置するための曼茶羅本尊を授与されている。この大石持仏堂の実体については不明だが、当曼茶羅本尊は大石持仏堂に安置するために授与したものであるから、やはり持仏堂に掲げて礼拝の対象とするための授与であったと考えられる。その責任者として日代に

授与されたのであろう。その日代の25母に対しては、授与書に「藏人阿闍梨悲母□□」とあることからすでに死去していることがわかり、追善供養のための曼荼羅本尊授与がなされている。

由比では、2大輔阿闍梨日善(前)と5大進房日助、16由比大五郎入道二男大□□郎の三名が授与されている。日善は日代の兄と言われ、また日善・日代の甥が日助と伝えられるが、それを裏付ける明確な史料はなく不明である。日善は三幅の曼荼羅本尊を授与されていることから、日興との関係は深かったと推測される。日助は今触れたように母の一周忌供養のために²⁵⁶を授与されている。この曼荼羅本尊によって、日助が日興の代官として公家に奏聞した事がわかる。由比大五郎入道については、『日興上人御遷化次第』に「由比大五郎⁽⁴²⁾」の名が見える。堀氏は、不完全と断りながらも由比大五郎を河合入道の子としているが⁽⁴³⁾、これに対し山上氏は「由比大五郎」と同人と判断することに疑問を抱いているようである⁽⁴⁴⁾。その由比大五郎入道の二男が日興より曼荼羅本尊授与を受けている。

8円乗房は、⁹³の授与書に「駿河国岩本実相寺前住円乗房六月廿九日遠忌日也」とあり、岩本実相寺前住の弟子であるとされる。ここでも既成寺院の住僧から日興門下へと改宗したケースを確認することができる。『弟子分本尊目録』にも岩本実相寺住僧の肥後公・筑前房・豊前公らの名前が見えるが、これらの僧との関わりはあったのだろうか。重須談所の五代学頭とされる7嶋倉卿房日濟は²⁴⁷を授与され、同年にその21祖父に対しても²⁴⁸が授与されている。また¹⁵⁵と¹⁶³は讃岐公日源の23父24母の追善供養のために書写された曼荼羅本尊だが、¹⁵⁵には他筆で「日興上人門跡日濟阿闍梨依為同法日源授与之⁽⁴⁵⁾」との授与書が見える。この授与書から、日濟と日源が同法関係にあることが窺える。

また⁸¹には、熱原法難で殉死した17神四郎の名前が見える。『弟子分本尊目録』に神四郎が熱原法難にて斬首された檀越の一人であることが記されるが、⁸¹の授与書にも「駿河国富士下方熱原郷住人神四郎号法華衆、為平左衛門尉被切頭三人之内也左衛門入道切法華衆頭之後經十四年企謀反間被誅畢、其子孫無跡形滅亡畢」と、

『弟子分本尊目録』同様の記述が見られる。〈81〉が書写された徳治三年（一三〇八）は、熱原法難からちようど三〇年であることから、熱原法難で殉死した神四郎の追善供養のために書写された曼荼羅本尊であると考えられる。授与書の後半では熱原法難にて神四郎始め三名の首を切った平左衛門入道とその子孫が熱原法難の一四年後に誅せられたことを記している。19 二日市庭の弥次郎に關しては詳細は不明であるが、山上氏は〈148〉の授与書の「北山郷」に注目し、従来北山郷の地名は康永四年（一三四五）三月十日の『富士直時讓状』が初見とされてきたが、〈148〉でも「北山郷」の文字が確認できることから、当授与書が初見となることを主張している。⁽⁴⁶⁾

この他、賀嶋庄の4 和泉又三郎本安、熱原の14 伊豆左藤太□□、上野の15 十郎入道明蓮・20 □□守妻、富士下方前住の18 金藤次にも曼荼羅本尊の授与が確認できるが、未詳な点が多く、詳細については今後さらなる検討を要する。

三、甲斐国

甲斐における曼荼羅本尊被授与者は表六の通りである。甲斐は日興の出身地であり、僧侶七名、檀越一三名の計二〇名と、多くの被授与者が確認できる。

甲斐の有力檀越には秋山氏がおり、その被授与者には2 秋山与一信綱、10 秋山孫次郎泰忠、11 泰忠の子聖丸の三名が挙げられる。秋山与一信綱については『御伝土代』に「日興上人ニ帰伏申テ富山ニ居住ス、ダンナ弟子等皆富士マイリ給、下山三位房日順秋山与一入道大妙コレナリ」との記述がある。⁽⁴⁷⁾ 周知の通り『御伝土代』は聖人・日興・日目三師の伝記本であり、従来大石寺四世に連ねられる日道の著とされてきた。しかし近年の研究ではそれを覆し、大石寺六世日時の著とする説が提示されている。⁽⁴⁸⁾ また三位日順『日順阿闍梨血脈』には、「大妙」の名の下に「柔和忍辱弘法越ニ諸人ニ道心堅固富山大檀那也、仍雖居在家ニ血脈列之」との記述が見られる。⁽⁴⁹⁾ これらのことから堀氏は大妙ニ秋山信綱と推測している。⁽⁵⁰⁾ 重須談所十七代学頭日然が貞享元年（一六八四）に

| | 被授与者 | 僧俗 | 数 | 授与書 |
|------|-------------|----|---|--|
| 1 | 式部阿闍梨日妙 | 僧侶 | 6 | <99>延慶3(1310)/6/13「甲斐国寂日房弟子式部公口口」 <144>正和4(1315)/7/15「甲斐国鯉沢蓮華寺前住寂日房弟子式部公口口」 <149>正和5(1316)/8/時正初日「甲斐国蓮花寺前住僧[弟子式部公日妙]」 <174>元応2(1320)/[]「甲斐国西郡蓮華寺前住侶寂日房弟子式部公日妙授与之」 <265>元徳3(1331)/2/15「奏聞御代式部阿闍梨日妙武家三度公家一度」 <267>元徳3(1331)/6/21「口口式部阿闍梨口口口」 |
| 2 | 秋山与一信綱 | 檀越 | 5 | <30>乾元2(1303)/4/8「甲斐国秋山与一源信綱授与之」 <35>乾元2(1303)/8/13「甲斐国秋山与一源信綱授与之」 <106>応長1(1311)/9/23「甲斐国秋山余一源信綱」 <165>元応1(1319)/6/23「甲斐国西郡蓮華寺前住侶寂日闍梨口口入道」 <199>元亨3(1323)/8/15「寂日阿闍梨父入道」 |
| 3 | 源交(日妙父) | 檀越 | 3 | <136>正和3(1314)/10/13「甲斐国蓮花寺[前]住僧寂日房弟子式部房父口口口」 <137>正和3(1314)/10/13「甲斐国蓮花寺前住僧寂日房弟子式部房父口口口」 <232>嘉暦2(1327)/5/13「甲斐国蓮花寺式部房口口源交十三年」 |
| 4 | 撰津公日仙 | 僧侶 | 1 | <4>正応3(1290)/10/8「僧日仙授与之 日仙百貫房者賜聖人異名也、日興上奏代也」 |
| 5 | 明石房 | 僧侶 | 1 | <49>嘉元3(1305)/4/8「甲斐国住人盲者明石房授与之」 |
| 6 | 治部房日延 | 僧侶 | 1 | <55>嘉元3(1305)/8/15「甲斐国青沼治部房授与之、甲斐国符寺治部日延」 |
| 7 | 東観坊 | 僧侶 | 1 | <78>徳治2(1307)/5/13「甲斐国西郡小室東観坊 撰津公」 |
| 8 | 甲斐公蓮長 | 僧侶 | 1 | <125>正和3(1314)/7/1「甲斐国柏尾寺前住僧甲斐公蓮長」 |
| 9 | 大式房日寿 | 僧侶 | 1 | <258>元徳2(1330)/閏6/朔日「曾祢大式房」 |
| 10 | 秋山孫次郎泰忠 | 檀越 | 1 | <186>元亨1(1321)/10/13「甲斐国秋山孫次郎口口口口」 |
| 11 | 聖丸 | 檀越 | 1 | <271>元徳3(1331)/8/15「秋山孫次郎子息聖丸授与之、為一周忌也」 |
| 12 | 下山兵庫五郎後家尼 | 檀越 | 1 | <76>徳治2(1307)/4/8「甲斐国市河宮堅入道息女兵庫五郎後家尼授与之」 |
| 13 | 下山又四郎光宗 | 檀越 | 1 | <224>正中2(1325)/10/13「為甲斐国下山兵庫五郎卅三年、子息又四郎光宗授与之 正忌日十一月十一日」 |
| 14 | 下山五郎妙口 | 檀越 | 1 | <204>元亨4(1324)/4/8「下山五郎法名妙口三十三年」 |
| 15 | 曾祢五郎後家尼 | 檀越 | 1 | <36>乾元2(1303)/8/28「[]女子曾祢五郎後家尼[]」 |
| 16 | 大妙比丘尼 | 檀越 | 1 | <51>嘉元3(1305)/6/21「[]曾根介入道孫[]大妙比丘尼授与之、相当十三年、仍遂供養」 |
| 17 | 平泉寺尼 | 檀越 | 1 | <77>徳治2(1307)/4/8「甲斐国下山平泉寺為尼一周忌」 |
| 18 | 三位房父 | 檀越 | 1 | <110>正和1(1312)/5/4「五月十九日甲斐国市河三郎兵衛口口三位房父口口」 |
| 19 | たいふ房の尼 | 檀越 | 1 | <122>正和2(1313)/11/5「下山のたいふ房口口のあま口口」 |
| 20 | 久富五郎三郎入道蓮実妻 | 檀越 | 1 | <164>文保3(1319)/4/8「甲斐国下山車師尼十三年 女子久富五郎三郎入道蓮実妻也」 |
| (21) | 某 | 不明 | 1 | <2>正応1(1288)/6/23「甲斐国西房蓮華寺前住口口口口」 |

表六 甲斐における曼荼羅本尊被授与者

北山本門寺に造立した学頭歴代墓碑に刻まれる銘文によると、三世に大妙と記されており⁽⁵¹⁾、堀氏が推測するよう到大妙は信綱であるならば、檀越である秋山信綱が日澄・日順に引き続き重須談所の三代学頭に就任したことになる。大妙について丹治智義氏は、『日順阿闍梨血脉』は日順が両眼を失明した建武三年（一三三六）九月十五日に、自分が継承してきた日興教学の相伝正当性を訴え、次に誰に伝えるかを記したものであるから、そこに僧侶ではない大妙の名前を残したのは、大妙がいかに優れた人材であったかを物語っているのではないだろうか⁽⁵²⁾と述べている。しかし、大妙という檀越が僧侶の教育機関である重須談所の学頭に補任したということが事実であるならば、それは極めて特殊な事例である。当時様々な事情や状況の変化があったとしても、果たしてそのようなことが有り得たのだろうか。ましてや日興が『弟子分本尊目録』に僧弟子分・俗弟子分・女人弟子分・在家人弟子分と、弟子檀越を明確に区別して表記しているにも関わらず、それを継承した門下が日興の意志に背くことがあるのか。そもそも大妙は信綱とする説は、『御伝土代』に記述に依拠したものであるため、この記述自体が事実を伝えているかどうか現時点では断定できない。重須談所に関する史料は非常に少なく、大妙の件を含め不明な点が多い。

その秋山信綱は日興から五幅もの曼荼羅本尊を授与されている。秋山信綱に授与された曼荼羅本尊の内、¹⁹⁹の授与書には「寂日阿闍梨父入道」とあり、また¹⁶⁵にもこれと同人と想定される「甲斐国西郡蓮華寺前住侶寂日闍梨□□入道」との授与書が見える。この寂日房日華の父入道について、執行海秀氏・高木豊氏は秋山信綱と断定している⁽⁵³⁾。これに対して『上代事典』では別人である可能性も指摘されており⁽⁵⁴⁾、現時点では即断し難いが、本論においては執行・高木両氏の主張に依って同人と判断し、詳細については今後の研究課題としたい。他の秋山氏では、讃岐本門寺の開基檀越で後に入道して沙弥日高と称した秋山孫次郎泰忠⁽⁵⁵⁾、またその子聖丸も曼荼羅本尊を授与されるに至っている。

既成寺院に寄住しながらも日興の弟子になった者もいる。鯉沢蓮華寺の1式部阿闍梨日妙、国符寺の6治部房

日延、柏尾寺の8甲斐公蓮長の三名が挙げられる。『弟子分本尊目録』には本六人の寂日房日華が蓮華寺の住僧であったことが記されているが、これらも日華と同様のケースである。蓮華寺寄住が伝えられる日華と日妙に関して次の記述を挙げる。

・聖人曼荼羅本尊内日興添書 弘安三年(一二八〇)五月八日

大本門寺重宝也 甲斐国蓮華寺住僧寂日房者依為日興第一弟子所申与之如件⁽⁵⁶⁾

・日興曼荼羅本尊¹³⁶授与書 正和三年(一三二四)十月十三日

甲斐国蓮花寺^前住僧寂日房弟子式部房父□□

・日興曼荼羅本尊²³²授与書 嘉暦二年(一三二七)五月十三日

甲斐国蓮花寺式部房□□源交十三年

これらの記述から、日華は弘安三年の時点では蓮華寺の住僧であったが、正和三年までには蓮華寺を退出していること、日妙は日華の弟子であること、そして日妙もまた嘉暦二年の時点で蓮華寺に寄住していることなどが窺える。嘉暦二年まで日妙が蓮華寺に寄住していたのであれば、後に北山本門寺二世を継承するほど高僧の日妙が大石寺・本門寺の両拠点寺院建立後、日興の晩年近くまで既成寺院に居住していたことになる。その日妙は六幅の曼荼羅本尊を授与されたと考えられ、その数は日興から曼荼羅本尊を授与された弟子檀越の中で最多である。その内²⁶⁵は、日興の代官として武家と公家に諫暁活動を度々果たしたことを記念して授与されたものである。3日妙の父源交は、²³²の授与書から嘉暦二年(一三二七)が十三回忌の年であると考えられる。そうすると正和三年(一三二四)十月十三日に源交に授与された¹³⁶と¹³⁷は、源交が亡くなる前年に授与されたことになる。⁽⁵⁷⁾同日に一人の弟子檀越に対して二幅も授与されるのは少々不自然だが、『興本』によれば¹³⁶と¹³⁷は同一の曼荼羅本尊である可能性が指摘されているため⁽⁵⁸⁾、実際に授与されたのは一幅であった可能性がある。日妙とそ

の父源交に授与された曼荼羅本尊は父子合わせて九幅とかなり多く、日興との関係の深さを物語っている。

治部房日延が住したとされる国符寺について、高木氏は国分寺ではないかと推測し、また甲斐公蓮長がかつて住した柏尾寺については天台寺院であったことを指摘し、さらにこれらのことから聖人や日興がそれ以前から存在していた別所や往生院の聖あるいは持経者を吸収していったのではないかと主張している⁽⁵⁹⁾。

今見たように、日興の曼荼羅本尊に見られる授与書からも『弟子分本尊目録』に見られた既成寺院の住僧から日興門下へというケースを確認することができ、当時既成寺院の住僧への教化活動が行われていた事実の一つとして注目されよう。

下山氏では、下山兵庫五郎の三十三回忌供養のためにその子息13又四郎光宗が曼荼羅本尊を授与され、また12下山兵庫五郎後家尼も授与されている。14の下山五郎妙口も三十三回忌供養のために授与されているが、²²⁴と²⁰⁴では系年が異なるため、下山五郎と下山兵庫五郎とは別人であると考えられ、山上氏は同族で同世代の人であろうと推測している⁽⁶⁰⁾。また17平泉寺尼のいた平泉寺は日順著『摧邪立正抄』に「甲州下山若嶋内^ニ建^テ一宇^ノ堂^ヲ号^ス平泉寺^ト、干時下山兵庫五郎光基^ノ所領也⁽⁶¹⁾」とあり、また『富士一跡門徒存知事』に「甲斐国下山郷兵庫五郎光基氏寺平泉寺⁽⁶²⁾」とあつて、下山兵庫五郎の所領地に建立された下山氏の氏寺であつたと考えられる。そこに住した尼の一周忌供養のために⁷⁷が授与されている。他、詳細不明であるが19下山のたいふ房の尼に、また下山の車師（＝車大工）尼の十三回忌供養のためにその女子である20久富五郎入道蓮実の妻に、曼荼羅本尊が授与されたことが確認できる。

4撰津公日仙は日興の代理で諫暁活動を行った功績を讃えられ⁴を授与されている。これは日目が同様に諫暁活動を果たした記念として授与された³と並び、初期日興門流における代奏の史実を伝えるものである。日仙は本六人の一人で、『弟子分本尊目録』にあるように聖人の曼荼羅本尊も申し与えられており、後に讃岐に赴き讃岐本門寺の開基となった弟子である。²⁵⁸の授与書に見える9曾祢大弑房について、曾祢氏出身の大弑房に

は大式房日寿と大式房日正の二名がおり、高木氏は曾祢大式房日二(正)と断定している⁽⁶³⁾。しかし、日仙の弟子の日寿が後に讃岐に渡って日仙滅後に讃岐本門寺を継いでおり、その讃岐本門寺に²⁵⁸が伝来していることを考慮すると、曾祢大式房は日寿である可能性が高いと思われる。

日寿の出た曾祢氏では、他に15曾祢五郎後家尼と16大妙比丘尼の二名が確認できる。曾祢五郎後家尼については前節で考察したように、『弟子分本尊目録』に「甲斐国曾祢五郎後家尼者、寂日房ノ弟子也、仍テ日興申ニ与之^ラ、但シ聖人御滅後背^キ了^ス(64)」と記載されるその人で、聖人滅後から永仁六年(一二九八)までの間における違背が伝えられている。そうなると、日興が乾元二年(一三〇三)に授与した³⁶「女子曾祢五郎後家尼」は、一度日興に違背した檀越に対して日興が改めて曼荼羅本尊を授与したということになる。『弟子分本尊目録』で違背が伝えられる弟子檀越の中で、日興曼荼羅本尊を授与された者は曾祢五郎後家尼のみであるが、違背を記したのは日興であるから曾祢五郎後家尼の違背は確実である。弟子檀越でなければ曼荼羅本尊授与もあり得ないので、乾元二年の時点で日興門下であったということは確実であろう。一度違背した後再び入信したのか、それとも他の理由があったのか、非常に興味深い点である。もつとも³⁶の授与書には判読不能な箇所が多く、その内容によつては曾祢五郎後家尼本人への授与ではない場合も十分想定されるため、その点は今後の研究課題である。この他では5盲者の明石房、7東観坊、18三位房父⁽⁶⁵⁾等についても詳細不明であり、ここでは授与された事実のみしか分からない。

四、佐渡国

佐渡における曼荼羅本尊被授与者は表七の通りである。僧侶二名、檀越一三名の計一五名が確認できる。佐渡の被授与者について注目すべき点は、日興がいた駿河から地域的に離れているにも関わらず、曼荼羅本尊被授与

者が数多く確認できる点である。この事実は、遠方の地である佐渡にまで日興の教線が着実に伸張し、そして根付いていたことを如実に物語っている。

佐渡に日興門流の教線が広がる契機となったのは、まぎれもなく聖人の佐渡流罪であるう。『御伝土代』には「大聖人御カ^勘ン^気キノ^時トキ、サト^{佐渡}ノシマ^島ヘ御トモアリ⁽⁶⁶⁾」とあり、この記述が事実を伝えるているのであれば日興は聖人流罪時に佐渡へ渡っており、この時から日興と佐渡の信徒と

| | 被授与者 | 僧俗 | 数 | 授与書 |
|----|----------------|----|---|---|
| 1 | 大和房日性 (昇) | 僧侶 | 3 | <100>延慶3(1310)/6/13「佐渡国住侶大和[房]日[昇]者寂日房弟子也」 <111>正和1(1312)/7/15「佐渡国住為平十郎安重一周忌舎兄大和房」 <新加>正和3(1314)/8「大和房日性与之」 |
| 2 | 日行房 | 僧侶 | 3 | <15>正安2(1300)/9「沙弥日行授与口」 <183>元亨1(1321)/6/24「日行坊」 <239>嘉暦3(1328)/6/21「佐渡国日行房」 |
| 3 | 又三郎 | 檀越 | 3 | <233>嘉暦2(1327)/7/朔日「佐土国又三郎授与之」 <238>嘉暦3(1328)/6/21「佐渡国又三郎口口き口」 <270>元徳3(1331)/6/27「又三郎[]」 |
| 4 | 遠藤九郎太郎 | 檀越 | 2 | <57>嘉元3(1305)/9/1「遠藤九郎太郎」 <121>正和2(1313)/7/13「佐土国藤九郎入道息九郎太郎[]」 |
| 5 | 和泉五郎入道 | 檀越 | 2 | <86>徳治3(1308)/10/13「佐渡[国住人]和泉口口口」 <102>延慶3(1310)/10/13「佐渡国住人泉五郎入道口口」 |
| 6 | 源太入道妙円 | 檀越 | 1 | <52>嘉元3(1305)/7/12「佐渡国住人源太入道妙[円]口口」 |
| 7 | 一谷入道孫 心口 | 檀越 | 1 | <127>正和3(1314)/7/15「佐土国一ノ谷入道孫心口寺仏也」 |
| 8 | 源右衛門 | 檀越 | 1 | <166>元応1(1319)/7/1「佐渡国三郎口口入道子息源[右衛門]」 |
| 9 | 藤五郎 | 檀越 | 1 | <172>元応2(1320)/6/12「佐渡国住藤五郎」 |
| 10 | こうとのはは | 檀越 | 1 | <182>元亨1(1321)/6/24「こうとのははの百ヶ日」 |
| 11 | 蓮持尼 | 檀越 | 1 | <190>元亨2(1322)/6/15「聖人御弟子蓮持尼七年 日行房相伝之」 |
| 12 | とう大夫の 妻女の母 | 檀越 | 1 | <255>元徳2(1330)/2/13「さとの国とう大夫のさい女乃はのすいきのために」 |
| 13 | 右馬入道母 | 檀越 | 1 | <260>元徳2(1330)/8/17「為右馬入道悲母一周忌也」 |
| 14 | 遠藤右馬太郎 藤原守安 | 檀越 | 1 | <269>元徳3(1331)/6/27「遠藤右馬太郎藤原守安」 |
| 15 | 鬼一丸 | 檀越 | 1 | <280>正慶1(1331)/6/26「渡部遠藤馬太郎守安子息為鬼一丸卅五日也」 |

表七 佐渡における曼荼羅本尊被授与者

の関係が始まったと考えられる。

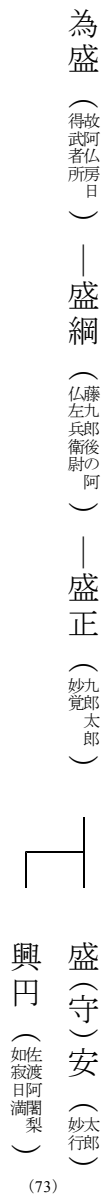
1 大和房日性と2 日行房は、共に三幅の曼荼羅本尊を授与されている。大和房日性については¹⁰⁰のように「日昇」と記される場合もあるが、山上氏によれば「日性」と「日昇」は音で通用させていたのではないかと指摘しており、⁶⁷⁾ 同人と判断すべきであろう。¹⁰⁰の授与書からは寂日房日華と日性の師弟関係が窺え、また¹¹¹の「佐渡国住為平十郎安重一周忌舎兄大和房」との授与書から、日性には平十郎安重という弟がおり、その一周忌供養の目的で¹¹¹が授与されたことがわかる。

日華と日性の師弟関係の始まりについて、高木氏は日興が佐渡の法華衆に宛てて送った書状である『佐渡国法花講衆御返事』の「さいしやうとの御事しきふのきみのほんしやくのほうもんを申をきこしめいて⁶⁸⁾」の文を挙げ、本書状に見える「さいしやうとの」を宰相阿闍梨日郷、「しきふのきみ」を式部阿闍梨日妙に比定し、日郷と日妙が佐渡へと派遣されて法華講衆に法門を説いた時期があったことを想定している。そして日性が日華の弟子であるということは、日郷・日妙の佐渡派遣から考えれば日華についても佐渡教化の一時期を想定でき、そうした時期に日性の日華師事が始まったのではないかと主張している。⁶⁹⁾ このような佐渡への弟子派遣による教化活動が当時行われていたのであれば、その教化によつて日興門流の教説がより佐渡に浸透し、佐渡に多くの弟子檀越を獲得できた要因の一つとなつたのであろう。

また日行房については、佐渡における被授与者の中で最も早くに曼荼羅本尊を授与された弟子であつて、佐渡における初期からの日興の弟子と思われる。¹¹蓮持尼の七回忌供養のために授与された¹⁹⁰には「聖人御弟子蓮持尼七年 日行房相伝之」との授与書があつて当曼荼羅本尊を日行が相伝しており、蓮持尼と日行の近い関係さには親子関係も想定できる。この授与書には「相伝之」とあることから、元々蓮持尼に授与してあつた曼荼羅本尊に、蓮持尼の七回忌に際して日行が相伝することになつたため、日興が授与書を新たに書き加えた可能性も考えられる。この日行については、朗門九鳳の一人で佐渡日朗山本光寺開基の妙音阿闍梨日行と同人とする説が

ある。しかしこの説に対して山上氏は否定的で、佐渡に伝わる曼荼羅本尊の授与書において明らかに佐渡以外の人とわかるものは一例もなく、また日行授与の曼荼羅本尊がすべて佐渡に伝わることから日行が佐渡の住人であった可能性が高く、日行と蓮持尼授与の $\wedge 15 \times 183 \times 190 \times 239 \vee$ に見える日行はすべて同人であると主張している⁽⁷⁰⁾。佐渡にいる日性・日行両師が日興より三幅の曼荼羅本尊を授与されていることは、当然日興との関係が親密であったと考えられ、また曼荼羅本尊授与の年次から考えれば、佐渡から日興のいた駿河に赴き、その際に授与されたのであろう。

檀越では3又三郎、4遠藤九郎太郎、5和泉五郎入道の三名が曼荼羅本尊を複数幅授与されている。又三郎の事績は未詳であり、また前述の通り駿河に和泉又三郎本安という檀越がいるため、 $\wedge 270 \vee$ に見える又三郎が佐渡国又三郎なのか和泉又三郎本安なのか判断し難い。しかし山上氏によれば、同日に佐渡の檀越である14遠藤右馬太郎藤原守安への授与が確認できることから、 $\wedge 270 \vee$ も佐渡の檀越又三郎への授与である可能性が高いとしている⁽⁷¹⁾。元徳三年（一三三一）六月二十七日に二人で日興のもとを訪れた際に授与されたのであろうか。和泉五郎入道については現時点では詳細不明である。佐渡の遠藤氏といえ、聖人の弟子の阿仏房やその曾孫の佐渡阿闍梨日満がいるが、その遠藤氏ではまず遠藤九郎太郎が $\wedge 57 \times 121 \vee$ の二幅を授与されている。この二幅の授与書は、従来判読不可能な箇所が多く「九郎太郎」の四字しか判読されていなかったが、堀氏は左図の遠藤氏系図を挙げ、九郎太郎を盛正と推測した⁽⁷²⁾。



『上代事典』によれば、後の実地調査で表七に記載した授与書の通り判読し直されたようである⁽⁷⁴⁾。その調査による判読で九郎太郎が遠藤氏であり、藤九郎の子ということが明らかになったため、堀氏の推測の通り九郎太

郎は遠藤九郎太郎盛正であることが確定した。また次に挙げる日満曼茶羅本尊の授与書と聖人曼茶羅本尊内日興添書には、日満と九郎太郎盛正妙覚との親子関係、阿仏房と日満との関係が記されており、これらも遠藤氏系図の記載と合致する。

・日満曼茶羅本尊授与書 延文二年（一三五七）十二月九日 佐渡妙宣寺所蔵

右志者為迎慈父妙覺聖靈遠忌成仏得道乃至法界平等利益⁽⁷⁵⁾

・聖人曼茶羅本尊内日興添書 年月日不明 佐渡妙宣寺所蔵

佐渡国法花棟梁阿仏房彦如寂房日満相伝之⁽⁷⁶⁾

その遠藤九郎太郎盛正の子で日満の兄とされる14遠藤右馬太郎藤原守（盛）安も曼茶羅本尊を授与され、さらに守安の子である15鬼一丸の三十五日供養のために²⁸⁰が授与されている。ただし、高木氏は遠藤右馬太郎藤原守安の「右馬太郎」に注目し、文永八年（一二七一）九月十五日の聖人遺文『土木殿御返事』に見える「えちの六郎左衛門尉殿ノ代官右馬太郎⁽⁷⁷⁾」が佐渡流罪の折に本間氏の代官として聖人を依智へ連行し、やがて佐渡への護送の役職となったことを想定し、この右馬太郎が右馬太郎守安の父または祖父にあたるのではないかと推測しており、遠藤氏系図内の藤九郎盛綱から守安への単線的系譜ではなく複線的系譜がある可能性を示唆している⁽⁷⁸⁾。また13右馬入道母に授与された²⁶⁰に見える右馬入道は、右馬太郎守安の関係者である可能性も想定されるが、詳細は不明である。12とう大夫の妻女の母に授与された²⁵⁵の「とう大夫」については、高木・山上両氏とも「藤大夫」の字を充てて遠藤氏の人であろうかと推測している⁽⁷⁹⁾。9藤五郎についても山上氏が遠藤家系図に見える遠藤九郎太郎盛正の弟の「藤五郎宣綱」ではなからうかと推測しているが、それ以外は不明である。

このように、聖人の佐渡流罪中に帰依した阿仏房の法灯は、聖人滅後もその子孫が日興との師弟関係を保ちながら、曾孫の代に至っても途絶えることなく受け継ぎ、聖人と日興の教えは日満によってさらに佐渡の中で拡張

されていったものと考えられる。日満が幼少期に日興のもとで行学に励んだことが伝えられるが、それも日興に帰依していた父盛正の勧めがあったからではなからうか。

また阿仏房とならび聖人の佐渡流罪中に帰依した檀越である一谷入道の孫7心□も「佐土国一ノ谷入道孫心□寺仏也」の授与書を有する¹²⁷を授与されている。阿仏房と同様に一谷入道の一族においても、聖人の教えはその子孫によって継続して信仰されていたことがわかる。授与書後半の「寺仏」とは、法華経を誦する御堂に礼拝の対象として掲げるための曼荼羅本尊という意味であろうか。詳しくは不明である。10 ころとのははの百箇日忌供養のために授与された¹⁸²に見える「ころとの」について、山上氏は「国府殿」の字を充て、国府入道の子孫もまた国府殿と呼ばれていたのではないかと推測している⁸⁰。6 源太入道妙円、8 源右衛門については未詳である。

上述の通り、日興門流が佐渡に多くの弟子檀越を獲得するに至ったのは聖人の佐渡流罪がきっかけであり、その際に聖人に帰依した阿仏房や一谷入道、国府入道に代表される弟子檀越が聖人滅後にも日興と信仰的關係を持ち、世代が変わっても血縁關係を通してその法灯は受け継がれていった。その背景には、日興の弟子の佐渡派遣による布教活動や日満の存在が大きく関わっていたものと思われる。そして日興が『佐渡国法花講衆御返事』の宛書に「さとの国の法花かうしう⁸¹」と記したように、元亨三年（一一三三）の時点で法華講衆と呼べるほど多くの日興門下が佐渡にいた。そのような佐渡の弟子檀越に対して日興は信仰心の厚さを認め、逐次曼荼羅本尊を授与したのであろう。今日、佐渡寺院に伝わる日興曼荼羅本尊は三三幅を数える。この事実もまた、日興と佐渡の強い結びつき的一端を示しているのではないだろうか。

五、その他

これまで挙げてきた地域以外における日興曼荼羅本尊を授与された弟子檀越についてまとめたのが表八であ

る。表を一見してわかるように、それぞれの国における被授与者の数は、これまで考察してきた国と比べて極めて少数である。

まず下野では、曼荼羅本尊被授与者が三名確認できる。その内の1民部阿闍梨日盛については、元徳四年（一三三二）二月十七日の日興『日盛本尊相伝証文』に「日乗相伝之⁽⁸²⁾」とあり、また元弘三年（一三三三）十月十三日の日目曼荼羅本尊授与書に「日目弟子⁽⁸³⁾大学民部阿闍梨日城授之」とあって、日盛は日

| | 被授与者 | 僧俗 | 数 | 授与書 |
|-----------|---------------------|----|---|--|
| 下野 | | | | |
| 1 | 民部阿闍梨日盛 | 僧侶 | 1 | <205>元亨4(1324)/4/20「大学民部阿闍梨日城(盛)授与之」 |
| 2 | 乗忍房 | 僧侶 | 1 | <227>嘉暦1(1326)/8/28「下野国民部阿闍梨弟子乗忍房授与之」 |
| 3 | 民部阿闍梨日盛 外祖父 | 檀越 | 1 | <101>延慶3(1310)/7/13「民部房外祖父為三十三年也」 |
| (4) | 某 | 不明 | 1 | <138>正和3(1314)10/15「下野国□□阿闍梨弟子[]」 |
| 常陸 | | | | |
| 5 | 行形大口経二郎 入道蓮性 | 檀越 | 2 | <118>正和2(1313)/4/8「常陸国行形大口経二郎入道蓮性者伊豆国河野三郎□□□□悲母第三年書写之五月廿五日遠忌日也」 <119>正和2(1313)/5/5「□□□□八郎入道□[沙弥蓮]□」 |
| 6 | 三村入道日運 | 檀越 | 1 | <128>正和3(1314)/8/20「常陸国三村入道日運授与」 |
| 相模 | | | | |
| 7 | 帥房母 | 檀越 | 1 | <48>嘉元3(1305)/4/8「白蓮弟子箱根帥房母授与之」 |
| 遠江 | | | | |
| 8 | 紀新大夫の□□□□ 五郎太夫□子 | 檀越 | 1 | <257>元徳2(1330)/5/1「きしんのたいふの□□□□五郎太夫□子にさつけたふほんそんなり」 |
| 美作 | | | | |
| 9 | 関清左衛門尉 | 檀越 | 1 | <175>元応3(1321)/1/15「美作国関清左衛門尉大夫阿闍梨弟子□□」 |
| 近江 | | | | |
| 10 | 源玉一丸 | 檀越 | 1 | <176>元応3(1321)/2/15「近江国坂田源内兵衛尉子息源玉一丸」 |
| 武蔵 | | | | |
| 11 | 綱嶋某 | 檀越 | 1 | <84>徳治3(1308)/10/8「[綱]嶋[]日[興]」 |
| (12) | 某 | 不明 | 1 | <277>元徳4(1332)/1/29「むさしの国めうけんしの[]」 |
| 讃岐 | | | | |
| (13) | 某① | 不明 | 1 | <203>元亨4(1324)/1/13「讃岐国三之郡高瀬□□□」 |
| (14) | 某② | 不明 | 1 | <242>嘉暦3(1328)/10/13「讃岐国□□□上蓮阿闍梨弟子也」 |

表八 その他の国における曼荼羅本尊被授与者

乗の弟子であり、かつ日目の弟子とされている。これは日乗授与の曼荼羅本尊に日興が「僧日乗授与之、大覚了性房者雖為卿公弟子成日興弟子□□仍所□□」(表四の¹¹)と記して、日乗は日目弟子といえども日興の弟子であると位置づけたことと同様に、日目もまた自身の弟子である日乗の弟子の日盛に対しても、日目弟子と表記したものと考えられる。その日盛の母方の祖父にあたる3外祖父の三十三回忌供養のために¹⁰¹が授与されているが、大石寺十四世日主著『日目弟子』には「日盛大学民部阿は日乗俗人の時の子息の故にこれを結す」⁽⁸⁴⁾との記述があつて、これによれば日盛は日乗の子息であると伝えられる。もしこれが事実であるならば、日盛外祖父は日乗の義父ということになる。しかし山上氏はこの説に対して疑義を呈している⁽⁸⁵⁾。また日盛の弟子の2乗忍房も曼荼羅本尊を授与されている。乗忍房については事績不明であるが、少なくとも日盛によって下野布教が展開され、その結果弟子を獲得するに至ったことが読み取れる。

次に常陸では、二名の被授与者が確認できる。高木氏は6三村入道日運に対して授与された「常陸国三村入道日運授与」の授与書を有する¹²⁸について、日興曼荼羅本尊に檀越で日号が記されているのは他に「新田三郎頼綱日善」(表四の¹⁹)と「十郎入道後家尼日恵」(表四の²³⁵)の二名のみであり、日興が檀越に対する授与書に多くの場合俗名を記していることから考えれば、この曼荼羅本尊は日号授与のためのものではなからうかと推測している。また5行形大□経二郎入道蓮性についても、在家男性の法号を曼荼羅本尊に記したのは「新田三郎頼綱日善」(表四の¹⁹)とこの蓮性のみであり、特徴的なことであるとしている。さらに続けて、常陸の檀越に対する曼荼羅本尊授与が正和二、三年と続いていることから、この頃あるいはこれ以前から恐らく日興の弟子によって日興門流の教線が常陸に伸張していったことの証としてよいのではなからうかと推測している⁽⁸⁶⁾。この点について山上氏は、常陸が陸奥に向かう道のりの途中に位置していることや、日目・日郷の足跡が常陸に確認できることを勘案して、常陸における檀越獲得は両師の教化による可能性を示唆している⁽⁸⁷⁾。断定するには至らないが、現時点では山上氏の推測は事実である可能性が高いと思われる。

相模では7帥房母に対する曼茶羅本尊の授与が確認できる。箱根は伊豆走湯山権現と共に二所権現の一つとされてきた地であり、『御伝土代』には「文永九年サシノ十三歳ニテ走湯山円蔵坊ニ御登山、同十一年キヌ日興上人ニ奉リテ値ヒ聴ニ聞シ法華一」⁽⁸⁸⁾とあつて、かつて走湯山にて日目が日興に会い教化されたことを伝えている。高木氏によれば、日目が日興に帰依したことから走湯山権現における日興の教化が箱根権現にまで及び、帥房の帰依に至つたと推測している。⁽⁸⁹⁾ 授与書に「白蓮弟子」とわざわざ記されていることから、日興と直接師弟関係を結んだことは大いに考えられるし、そうであれば日興が走湯山に赴いた時に入信したとも考えられる。また⁴⁸は帥房の母に対する授与であるから、親子揃つて日興に帰依していることが窺える。

遠江では、8きしんたいふの□□□□五郎太夫□子に対して²⁵⁷が授与されている。遠江は日興の父大井橋六がかつて居住した地であることが『弟子分本尊目録』に記されており、また前節で挙げた通り日興はサカラノ小尼と称する檀越に対して聖人曼茶羅本尊を授与している。²⁵⁷が書写されたのが元徳二年（一三三〇）であるから、日興の晩年の頃も遠江における日興門流の法灯がきしんたいふの□□□□五郎太夫□子によって保たれていたことがわかる。高木氏は「きしんたいふ」に「紀新大夫」との漢字を充て、日興の父の一族と推測する遠江紀氏の系図に見える「遠定」に比定できる可能性を示している。⁽⁹⁰⁾ 具体的にどのようなにして遠江に日興門流の教線が伸張したかは定かではないが、高木氏が推測する通りであるならば、日興の父がかつて在住した遠江において日興らによる布教活動が行われ、その際にサカラノ小尼や父の一族が日興に帰依し、サカラノ小尼は後に聖人曼茶羅本尊を申し与えられるに至つた。また父の一族においても法灯は継承され、紀新大夫の□□□□五郎太夫□子が日興から曼茶羅本尊を授与されるに至つたと推測できる。これはあくまで推測の域を出ないが、少なくとも遠江に日興門流の教線が伸張したことと、遠江が日興の父大井橋六がかつて居住した地であるということは無関係ではないと思われる。

美作の9関清左衛門尉は、「美作国関清左衛門尉大夫阿闍梨弟子□□」との授与書から分かる通り大夫阿闍梨

日尊の弟子である。日尊は先述したように、日興より一二年間の勘当を受けたと伝えられるが、その後大いに発奮して東西に奔走し多数の寺院を建立した。その日尊が出雲布教の折に関清左衛門尉と出会い、日尊に帰依したものと考えられている。山上氏は、日目書状『進上伊与公御房書』の「如仰関左衛門か奉公ありかたく候へハ、ゆめく不和義不可存候。大夫房このち参て候ハ」⁽⁹¹⁾との記述から、本書状中の関左衛門という名前が関清左衛門尉と近似することと、内容から関左衛門が日尊の関係者のようであることを挙げ、両者の関連性を述べている。⁽⁹²⁾

近江では、坂田郡坂田庄に住した武士と思われる坂田源内兵衛尉の子息10源玉一丸への授与が見られる。山上氏は『日興上人御遷化次第』に見える「源内」の名を挙げ、同人であろうかと推測している。⁽⁹³⁾ また、地理的な関係から日目が奏聞諫暁の途上にあつて寄宿等のたよりにしていた檀越の一人であろうかという説もある。⁽⁹⁴⁾ そう考えると、源内兵衛尉の入信は日目の教化によるものであるうか。もしくは関西地方に自己の教化活動の域を広げ、日目の奏聞諫暁の際にも同行した日尊が教化した檀越であるかもしれない。

また授与書に判読不可能な箇所が多く、現時点では被授与者の特定ができないが、武蔵と讃岐の二国にも弟子檀越の存在が確認できる。武蔵の檀越11綱嶋某に対する授与と考えられる⁸⁴は判読不可能な部分が多く、表に記したように辛うじて「綱嶋」「日興」の四字が見える程度である。綱嶋といえは『弟子分本尊目録』に挙げられる、日興の母が再婚した綱嶋氏一族が想起される。⁸⁴はその一族の誰かに対する授与であろうか。また²⁷⁷の授与書に見える「めうけんし」とは、戸田妙頭寺のことであろうか。そうであれば、妙頭寺の関係者に対する授与である可能性が高い。讃岐に弟子を持つ²⁴²の上蓮阿闍梨について、京都住本寺日大著『日尊上人仰云』によれば「一（讃岐国住）浄蓮阿闍梨（撰津阿闍梨御房御事也）日仙云」⁽⁹⁵⁾とあつて、本六人の一人である撰津公日仙のことを指す。日仙は甲斐の人で後に讃岐本門寺の開基となり、日仙自身も日興から曼荼羅本尊を授与されている。高木氏は、甲斐国秋山孫次郎泰忠が讃岐に移住したこと、泰忠が源誓から高瀬郷を譲られたこと、『日

高置状』に「御そう(僧)(仙師)より御のち(後)はだい(大)に(式)の御そう(僧)一ぶん(分)ものこ(残)さず御あと(跡)は御ち(知)ぎやう(行)あるべきあいだ(間)：：⁽⁹⁶⁾」とあること等を挙げ、下向の時期は不明ながらも、日仙および弟子の大式房日寿の讃岐国高瀬移住は確実だとしている⁽⁹⁷⁾。〈203〉や〈242〉を授与された弟子檀越は、秋山泰忠と関係のある人物の可能性もあると思われる。ともあれ、元亨四年(二三二四)の時点には讃岐に日興から曼茶羅本尊を授与される弟子檀越がおり、嘉暦三年(一三二八)の時点で讃岐に日仙の弟子がいたことが看取できる。

なお、曼茶羅本尊被授与者

| | 被授与者 | 僧俗 | 数 | 授与書 |
|----|----------|----|---|--|
| 1 | 大泉房日伝 | 僧侶 | 1 | <12>永仁6(1298)/1/15「大泉房日伝授与」 |
| 2 | 信僧房 | 僧侶 | 1 | <61>嘉元4(1306)/3/1「信僧房授与之」 |
| 3 | 亀石房 | 僧侶 | 1 | <123>正和3(1314)/2/13「盲者亀石房」 |
| 4 | 渋谷寧相公日口 | 僧侶 | 1 | <273>元弘1(1331)/9/13「渋谷寧相公日口口」 |
| 5 | 日妙比丘尼 | 檀越 | 1 | <10>永仁2(1294)/10/13「日妙比丘尼授与」 |
| 6 | 真妙 | 檀越 | 1 | <47>嘉元3(1305)/2「沙門真妙授与之」 |
| 7 | 遠藤左衛門[] | 檀越 | 1 | <188>元亨2(1322)/3/13「花山院中納言家侍遠藤左衛門[]」 |
| 8 | 余三太郎 | 檀越 | 1 | <192>元亨2(1322)/9/12「余三太郎」 |
| 9 | 妙巖比丘尼 | 檀越 | 1 | <194>元亨2(1322)/9/13「妙巖比丘尼授与之」 |
| 10 | 比丘日口藤原国口 | 檀越 | 1 | <197>元亨2(1322)/12/18「日興弟子比丘日口藤原国口」 |
| 11 | 口谷口比丘尼 | 檀越 | 1 | <237>嘉暦3(1328)/2/20「口谷口比丘尼十三年並三十三年」 |
| 12 | 半次郎国長 | 檀越 | 1 | <279>正慶1(1332)/6/26「半次郎国長」 |
| 13 | 某① | 不明 | 1 | <82>徳治3(1308)/8/彼岸「聖人奉[遇]口口[人]御房御口者[十三]口口」 |
| 14 | 某② | 不明 | 1 | <108>応長2(1312)/2/12「口口口口為一周忌口口」 |
| 15 | 某③ | 不明 | 1 | <113>正和1(1312)/10/13「[]郎次[]与之」 |
| 16 | 某④ | 不明 | 1 | <120>正和2(1313)/7/13「[]授与之」 |
| 17 | 某⑤ | 不明 | 1 | <130>正和3(1314)/10/13「奉為三十三年 口口国口口口弟子[]」 |
| 18 | 某⑥ | 不明 | 1 | <156>文保1(1317)/5/8「授与之口口口口」 |
| 19 | 某⑦ | 不明 | 1 | <162>文保2(1318)/9/26「為大学三口口口口三年口口」 |
| 20 | 某⑧ | 不明 | 1 | <167>元応2(1320)/1/18「授与也」 |
| 21 | 某⑨ | 不明 | 1 | <196>元亨2(1322)/12/18「源氏口口口」 |
| 22 | 某⑩ | 不明 | 1 | <200>元亨3(1323)/11/10「[]妙[]」 |
| 23 | 某⑪ | 不明 | 1 | <278>元徳4(1332)/4/1「口口[卿宮]口口口[授]与之」 |

表九 国不明の曼茶羅本尊被授与者

で所在地が不明な弟子檀越は一二人確認できる。また被授与者名もその所在地も不明だが、弟子檀越某に対して授与された曼荼羅本尊であると判断できるものは一一幅確認できる。この一一幅の被授与者は、今まで考察してきた弟子檀越に該当する可能性を有している。これらをまとめたのが表九である。

この内、佐渡寺院に所蔵される曼荼羅本尊の授与書に見える3亀石房、8余三太郎、12半次郎国長の三名については、山上氏が佐渡に伝わる日興曼荼羅本尊で明らかに佐渡以外の人に授与されたものは一例もないことから佐渡の住人と推測しているが⁽⁹⁸⁾、この推測以外に佐渡の住人であることを示す史料が見つからないため、今回は表九に収めた。2信僧房については、山上氏が『大石寺蓮藏坊臆事』等に見える「信増房⁽⁹⁹⁾」との関連性を示している⁽¹⁰⁰⁾。10比丘日□藤原国□は、授与書に判読不可能な箇所があつて被授与者名自体明らかではないが、「比丘日□」と日号が記されていると考えられる。前述した通り、常陸の三村入道日運への曼荼羅本尊授与は日号授与のためのものではないかという高木氏の推測に立脚すれば、これも日号授与のためのものであろうか。今挙げたもの以外の授与者については未詳であり、今後検討を要する。

第四項 曼荼羅本尊授与の目的

それでは日興による曼荼羅本尊の書写と授与は、どのような時に、どのような意図でなされたのであろうか。以下、曼荼羅本尊授与の目的が授与書から読み取れるものを中心にして、目的別に考察していく。

一、追善供養・年回忌供養

日興曼荼羅本尊の授与書から、故人の追善供養・年回忌供養のために書写・授与されたものが確認できる。該

当する曼荼羅本尊とその授与書を以下に挙げる。

①三十五日

〈50〉嘉元三年（一三〇五）六月八日（推定） 「……仍為三十五日書写如件」

〈280〉正慶元年（一三三二）六月二十六日 「……子息為鬼一丸卅五日也」

②百箇日

〈182〉元亨元年（一三二一）六月二十四日 「こうとのはゝの百ヶ日」

③一周忌

〈77〉徳治二年（一三〇七）卯月八日 「甲斐国下山平泉寺為尼一周忌」

〈108〉応長二年（一三一二）二月十二日 「□□□□為一周忌□□」

〈111〉正和元年（一三一二）七月十五日 「佐渡国住為平十郎安重一周忌舎兄大和房」

〈255〉元徳二年（一三三〇）二月十三日 「……とう太夫のさい女乃はゝの一すいき……」

〈256〉元徳二年（一三三〇）二月二十四日 「為悲母一周忌書写如件……」

〈260〉元徳二年（一三三〇）八月十七日 「為右馬入道悲母一周忌也」

〈266〉元徳三年（一三三一）二月二十四日 「為悲母妙福一周忌之菩提書写之」

〈271〉元徳三年（一三三一）八月十五日 「秋山孫次郎子息聖丸授与之、為一周忌也」

④三回忌

〈118〉正和二年（一三一二）卯月八日 「……河野三郎□□□□悲母第三年書写之……」

〈143〉正和四年（一三一五）二月二十五日 「為奥州新田卿公母^尼第三年忌菩提也」

〈162〉文保二年（一三一八）九月二十六日 「為大学三□□□三年□□」※十三回忌の可能性もあり

272 元徳三年（一三三一）九月六日 「平五郎入道母第三年」

⑤ 七回忌

190 元亨二年（一三二二）六月十五日 「聖人御弟子蓮持尼七年 日行房相伝之」

⑥ 十三回忌

51 嘉元三年（一三〇五）六月二十一日 「……大妙比丘尼授与之、相当十三年、仍遂供養」

82 徳治三年（一三〇八）八月彼岸 「聖人奉遇□□人御房御□者十三□□」

155 文保元年（一三一七）卯月十三日 「甲斐国寂日房弟子讃岐公慈父十三年」

164 文保三年（一三一九）卯月十五日 「甲斐国下山車師尼十三年……」

232 嘉暦二年（一三二七）五月十三日 「甲斐国蓮花寺式部房□□源交十三年」

237 嘉暦三年（一三二八）二月二十日 「□谷□比丘尼□□十三年並三十三年」

⑦ 三十三回忌

101 延慶三年（一三一〇）七月十三日 「民部房外祖父為三十三年也」

129 正和三年（一三一四）十月十三日 「奉為三十三年」

130 正和三年（一三一四）十月十三日 「奉為三十三年 □□国□□弟子□□」

204 元亨四年（一三二四）卯月八日 「下山五郎法名妙□三十三年」

224 正中二年（一三二五）十月十三日 「……下山兵庫五郎卅三年、子息又四郎光宗……」

237 嘉暦三年（一三二八）二月二十日 「□谷□比丘尼□□十三年並三十三年」

⑧ 遠忌

93 延慶二年（一三〇九）六月二十九日 「岩本実相寺前住円乘房六月廿九日遠忌日也」

⑨ 年回忌の明記なし

〔110〕正和元年（一一三一二）五月四日 「五月十九日甲斐国市河三郎兵衛□□三位房父□□」

〔163〕文保三年（一一三一九）卯月八日 「讚岐公母尼為□□追善也」

〔236〕嘉曆三年（一一三二八）二月二十日 「為妙円比丘尼慈父悲母子息犬楠也」

〔275〕年六月二□□ 「藏人阿闍梨悲母□□」

⑩熱原法難から三〇年

〔81〕徳治三年（一一三〇八）卯月八日

「駿河国富士下方熱原郷住人神四郎号法華衆、為平左衛門尉被切頸三人之内也左衛門入道切法華衆頸之後
経十四年企謀反間被誅畢、其子孫無跡形滅亡畢」

年回忌を明記してあるか、もしくは授与書から故人の追善供養のために書写したと考えられる曼荼羅本尊は、三四幅（内一幅重複）を数える。その内一周忌供養のための曼荼羅本尊が八幅と最も多く、次いで十三回忌と十三回忌が六幅見られる。これらの曼荼羅本尊の存在は、当然中には弟子檀越からの依頼もあっただろうが、日興が故人の年回忌等の際して追善供養の意味合いをもつて曼荼羅本尊を書写、授与したことを表している。これは聖人の三十三回忌にあたる正和三年十月十三日に曼荼羅本尊を九幅も書写していることや、聖人の正忌日と釈尊の生誕日に多くの曼荼羅本尊を書写していることなどもまた、追善供養の意味合いが強かったのではないかと考えられる。特に熱原法難からちようど三〇年にあたる年に書写された〔81〕の存在は、三〇年が経過してもなお日興の脳裏に法難の記憶が色濃く残っていることを表しており、熱原法難が日興門流に与えた影響の大きさを物語っている。

またこれらの曼荼羅本尊の中で、十七回忌供養のために書写されたと判断できるものは管見の限り確認することはできない。しかし日興が『弟子分本尊目録』を作成し、なおかつ上野から重須へと拠点を移した永仁六年（一

二九八) という年は聖人の十七回忌にあたる年であり、日興が聖人の十七回忌を意識して作成・移住したのかどうかは現時点では断定できないが、そういった意味合いも少なからず含んでいるのではないかと考える。

以上のことから、曼荼羅本尊授与の目的の一つとして、故人の年回忌等に際してその追善供養のために曼荼羅本尊が授与されていたことを確認できる。

二、諫暁活動実施の記念

次に、政治権力者に対する諫暁活動を行い、その功績を日興が賞賛して授与したと判断される曼荼羅本尊が見られる。それに該当するのは以下の六幅である。

- 〈3〉正応元年(一二八八) 八月十七日 「上奏新田卿阿日目授与之一中一弟子、日道相伝之」
- 〈4〉正応三年(一二九〇) 十月八日 「…日仙百貫房者賜聖人異名也、日興上奏代也」
- 〈216〉元亨四年(一二二四) 十二月二十九日 「最前上奏之仁卿阿闍梨日目」
- 〈256〉元徳二年(一二三〇) 二月二十四日 「…公家奏聞代官丸大進房日助授与之」
- 〈265〉元徳三年(一二三二) 二月十五日 「奏聞御代式部阿闍梨日妙武家三度公家一度」
- 〈282〉正慶元年(一二三三) 十一月三日 「最前上奏仁新田卿阿闍梨日目授与之…」

これら六幅の曼荼羅本尊に見られる授与書は、日興の弟子が権力者すなわち公家・武家に対して諫暁活動を実行し、その諫暁を果たした功績を讃えて、日興が記念として授与したことを表している。これらの曼荼羅本尊の存在は、日興門流において権力者に対する諫暁活動が頻繁に行われていたことを物語っている。また〈4〉には「日興上奏代也」、〈256〉には「公家奏聞代官丸」、〈265〉には「奏聞御代」と記されており、日仙・日助・日妙の三

師による諫暁活動は、日興の代官として実行されたものであることが読み取れる。そして³216²⁸²の三幅は日目に授与されたものである。日目の諫暁活動については、日眼著『五人所破鈔見聞』に「日目上人四十二度ノ天奏ニ依テ」¹⁰¹とあって、日目が実に四二度も諫暁を行ったと伝えている。しかし残念ながらその全貌を窺うことのできる史料は残っていないが、日目が日興から度々諫暁達成の記念として曼茶羅本尊を授与されている事実から、日目による諫暁活動は度々行われていたものと推察される。

諫暁活動の実績を伝える史料としては、これらの曼茶羅本尊の他、日興やその弟子による申状が多数存在している。その申状を見ると、諫暁を行う際には権力者に対して申状と共にほぼ決まって『立正安国論』が提出されていることに気づく。このことから日興とその門弟による諫暁活動は、聖人の遺志を引き継ぎ、聖人が『立正安国論』に記した立正安国の理想実現を達成したいという志のもとに展開されたものと考えられる。今挙げた曼茶羅本尊のように諫暁活動を実行した痕跡が散見されることから、諫暁活動が日興門流の教化活動における一つの大きな目標であったことがわかる。

日興門流における諫暁活動の詳細については第三章にて論じることとし、ここでは日興による曼茶羅本尊授与の目的の一つに、諫暁活動実施の記念としての授与があった事実を確認した。

三、持仏堂安置

授与書に持仏堂の名前が記される曼茶羅本尊が二幅見られる。それらの授与書を以下に挙げる。

〈65〉嘉元四年（一二〇六）卯月八日 「徳治二年□□ 白蓮持仏堂**安置也**」

〈207〉元亨四年（一二三四）八月二十九日 「大石持仏堂本尊日代闍梨」

〈65〉と〈207〉には、「白蓮持仏堂」「大石持仏堂」と記されており、当時このような持仏堂が存在したことを知ることが出来る。これらの持仏堂について、堀氏によればこの二つは同じものを指していると想定している⁽¹⁰²⁾。また山上氏は〈207〉の大石持仏堂について、これは日興が大石寺在住時に住んでいた持仏堂を指し、〈207〉を授与された日代はこの時期その持仏堂の坊主を務めていたため、持仏堂安置の曼荼羅本尊を授与されたのではないかと推測している⁽¹⁰³⁾。しかし、これらの持仏堂が具体的にどこを指すのかについては現時点では不明である。

これに関連して、中尾堯氏によれば、聖人が揮毫した曼荼羅本尊は「守護の曼荼羅本尊」と「礼拝の曼荼羅本尊」の二種に大きく分類されることが指摘されている⁽¹⁰⁴⁾。守護の曼荼羅本尊は、いわゆる「佐渡百幅」のように一紙に染筆されて勸請される諸尊も少ないもので、守護の印として小さく折りたたんで携帯されていたものと考えられている。それに対して礼拝の曼荼羅本尊は「佐渡始頭曼荼羅本尊」に代表されるように、題目を唱える信仰の場に本尊として掲げるためのもので、何枚かの紙を継ぎ、その場に相応しい大型の料紙に揮毫されているものであるとしている。日興曼荼羅本尊を通覧してみると、大型の曼荼羅本尊として、表四の21河東左衛門五郎に授与された〈263〉（二六枚継、縦一六二・〇cm×横九七・四cm）や表九の7遠藤左衛門□□に授与された〈188〉（三枚継、縦一二〇・五cm×横六二・〇cm）が挙げられる⁽¹⁰⁵⁾。『興本』によれば、曼荼羅本尊の上部が黒ずんでいないものは、堂宇または持仏堂に永く安置され香の煙によって煤けたのであろうと指摘しているが⁽¹⁰⁶⁾、〈263〉はそうではないものの〈188〉は上部が黒く煤けている。中尾氏や『興本』の指摘を考慮すると、授与書には明記されないものの〈263〉と〈188〉もまた持仏堂などの御堂に掲げ安置するための曼荼羅本尊であった可能性が考えられよう。ただし、両曼荼羅本尊とも授与書から檀越個人に授与されたものと考えられることには留意する必要がある。なお〈263〉について菅野慈俊氏は、宮野妙円寺創建の際、その本堂に安置するために下附した曼荼羅本尊であると断定している⁽¹⁰⁷⁾。

ちなみに日興曼荼羅本尊の中で、中尾氏が指摘する守護曼荼羅本尊の特徴を有するものは、一五幅（〈1〉、〈

14、131、146、166、190、233、235、238、239、246、260、270、279、280）確認できる。ただし『興本』に収録される日興曼茶羅本尊は、寸法が記載されていないものや写真が不鮮明・不掲載のものがあり、他にも該当する曼茶羅本尊および除外される曼茶羅本尊があると思われる。しかし中尾氏の指摘に立脚すれば、今挙げた一五幅の中に守護の曼茶羅本尊として弟子檀越が携行したものがあつた可能性が指摘できる。

65と207の授与書から、日興曼茶羅本尊の中に持仏堂に安置する目的で書写された曼茶羅本尊が存在するという事実が確認できる。

小結

以上、日興の曼茶羅本尊について、授与書や被授与者を中心に考察してきた。日興による曼茶羅本尊授与を通して見えてきた、日興門流展開上の注目すべき点を挙げたい。

まず第一に、陸奥における新田氏、駿河における石河氏・南条氏らに代表されるように、血縁関係者・族縁関係者に対する曼茶羅本尊授与が多々確認できることである。それは『弟子分本尊目録』に、日興が多く血縁関係者に対して聖人曼茶羅本尊を申し与えた事実が記されていることと同様で、弟子檀越の血縁・族縁関係者が日興にとって重要な教化対象ルートであつたことを物語っている。血縁・族縁関係者を通じての教化は、今まで全く接点のなかつた人物に対する教化に比べれば比較的スムーズに帰依を得ることができたと予想され、またそのことが門弟の増加を促したのであろう。

第二に、日興から曼茶羅本尊を授与された弟子檀越の中にも、既成寺院の住僧を見出せることである。それは当時の日興らの教化活動が既成寺院の住僧に対しても行われており、それらの僧を転化・吸収していったことを表している。また聖人在世中の日興がかつてそうであつたように、日興門下となつた後日興から曼茶羅本尊を授

与される段階においてもなお既成寺院に寄住し続けたと考えられる弟子檀越が確認できることは特徴的である。そして第三に高木氏が指摘しているように、日興から曼茶羅本尊を授与された弟子檀越が陸奥や佐渡、美作や讃岐など、日興門流の拠点となった駿河からは遠く離れた地にまで広域に亘って存在していることである⁽¹⁰⁸⁾。特に遠方地であるにも関わらず多くの弟子檀越・曼茶羅本尊被授与者が存在している陸奥や佐渡などにおいては、日目に代表されるように当然日興と現地の弟子檀越とをつなぐ指導者的役割の門弟が存在したものとと思われる。そして新田氏や秋山氏といった檀越が分出自立した地において、日興だけでなくその門弟らもまた血縁・族縁関係者を教化し、新たな弟子檀越の獲得へとつなげていったことが、初期日興門流における広域化と定着化を促進させたと考えられる。

このような日興の教化活動において、日興が最も重視したものの一つが曼茶羅本尊であった。それは日興が三〇〇幅を超える曼茶羅本尊を書写し、自身の弟子檀越に対して授与し続けてきたことが如実に示している。日興が曼茶羅本尊を重視した理由は、聖人独自の法華経観を開顕した大曼茶羅本尊こそが、まさに聖人の悟りの心を伝える最も重要なものであると捉えていたからではないだろうか。日興が大半の曼茶羅本尊に「日蓮在御判」「書写之」と記し、あくまで聖人の曼茶羅本尊を書写しているという形態をとっていることは、日興の、聖人の悟りの心を正確に伝え遺したいという意志の表れであり、そして書写した曼茶羅本尊を弟子檀越一人一人が礼拝の対象とするために授与したと考えられる。また、日興が『弟子分本尊目録』を記して師弟関係と聖人曼茶羅本尊の授与を明確にしたことと、日興が自身の曼茶羅本尊一幅一幅に授与書を書いて授与していることは、弟子の証としての曼茶羅本尊授与の事実を証明するためのものであり、言い換えれば、日興門下であることを明確にし、自門の独自性と確立化を目指すという意識があったことを示しているのではないだろうか。

聖人の入滅により、求法者から弘法者へと立場が変化した日興にとって、聖人の教えを忠実に受容し、法華本門の思想を末代に弘め遺すことが使命であり、それを達成するための教化活動の一つが曼茶羅本尊の授与であっ

たと考えるのである。

注

- (1) 大田区史編さん委員会編『大田区史』資料編 寺社2 (大田区 一九八三年) 一二六七―一二七二頁、妙頭寺文書編纂会編『妙頭寺文書一』(妙頭寺 一九九一年) 一九―二〇頁、『日蓮聖人門下歴代大曼荼羅本尊集成』二三―二七番、山中喜八編『日蓮大聖人御真蹟 御門下御本尊集』(立正安国会 一九五七年) 四―七番。なお、菅原関道稿「日興上人本尊の拝考と『日興上人御本尊集』補足」(『興風』一一号〈興風談所 一九九七年〉所収) 三七五頁において、菅原氏は坂井法暉氏の教示により二二幅現存としている。
- (2) 『日蓮大聖人御真蹟 御門下御本尊集』一・二番。
- (3) 『日蓮大聖人御真蹟 御門下御本尊集』一二・一三番。
- (4) 永岡淳正編『龍華御本尊集』(便利堂 一九八四年)。
- (5) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一三六頁。
- (6) 『興風』一一号所収。
- (7) 『富要』五卷二二二頁。
- (8) 日睿『日仙日代問答』(『宗全』二卷四四五頁)。
- (9) 日代『申状』(『宗全』二卷二三〇頁)。
- (10) 『日目上人』三八九頁。
- (11) 『興本』二八頁。
- (12) 伊東市史編纂委員会編『伊東市史』史料編 近世Ⅱ (伊東市 二〇一一年) 六二九頁。
- (13) 『伊東市史』史料編 近世Ⅱ 六五二頁。
- (14) 『断簡二一一』(『定遺』二九二九頁)。

- (15) 伊東市史編集委員会・伊東市教育委員会編『伊東市史』史料編 古代・中世(伊東市 二〇〇七年)。
- (16) 『興本』三八―四一、三七三―三九五頁。
- (17) 『興本』三六九頁。
- (18) 『興本』正誤表一三頁。
- (19) 『興本』二一頁¹⁷⁵。
- (20) 『興本』三六九頁。
- (21) 『興本』二六四頁。
- (22) 寺尾英智稿「諸門流先師の曼茶羅本尊について」(日蓮宗勸学院講座発表レジュメ 平成二十五年二月十八日発表)。
- (23) 菅原関道稿「日興上人本尊の拝考と『日興上人御本尊集』補足」(『興風』一一号所収) 三五八頁。
- (24) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一三七頁。
- (25) 『興本』一七頁。
- (26) 例えば、正中二年(一二二五)十月十三日に書写された「為甲斐国下山兵庫五郎卅三年、子息又四郎光宗授与之 正忌日十一月十一日」
との授与書を有する日興曼茶羅本尊²²⁴が挙げられる。
- (27) 『興本』三七二頁。
- (28) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一二二頁。
- (29) 菅原関道稿「日興上人本尊の拝考と『日興上人御本尊集』補足」(『興風』一一号所収) 三三三頁。
- (30) 『興本』および正誤表では一七一幅だが、前々項で報告した授与書を有する新出日興曼茶羅本尊三幅を追加して一七四幅とした。
- (31) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一六三頁。
- (32) 『日目上人』三七八頁、『宗全』二卷二〇三・二〇四頁。なお『宗全』二卷では、本状を『譲渡弁阿闍梨所』、『与日道書』の二つの別文
書として収録している。
- (33) ここまでに挙げた新田本源寺・森上行寺・柳目妙教寺・宮野妙円寺の四箇寺を、日蓮正宗では日目建立の「奥四箇寺」と称している。『日

目上人』七一頁。

- (34) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」(『興風』一一号所収) 一七、二〇―二二頁。
- (35) 『興全』一一一頁、『宗全』二卷一一二頁。
- (36) 『富要』五卷四〇―四二頁。
- (37) 『興全』三一二頁、『宗全』二卷一二七頁。
- (38) 『日蓮教団全史(上)』八八頁。
- (39) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一四六頁。
- (40) 『富士年表』七七頁。
- (41) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」(『興風』一一号所収) 五〇頁。
- (42) 『宗全』二卷二七一頁。
- (43) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』七五三頁。
- (44) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」(『興風』一一号所収) 五〇頁。
- (45) 『興本』一九頁。
- (46) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」(『興風』一一号所収) 五四頁。
- (47) 『宗全』二卷二五二頁。
- (48) 池田令道稿「大石寺蔵『御伝土代』の作者について」(『興風』一六号所収)。
- (49) 『宗全』二卷三三八頁。
- (50) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』七七〇頁。
- (51) 『富要』八卷二五二頁。
- (52) 丹治智義稿「重須談所の教育史的考察」(高木豊・冠賢一編『日蓮とその教団』(吉川弘文館 一九九九年)所収) 二七七頁。
- (53) 執行海秀著『日蓮宗教学史』(平楽寺書店 一九七六年) 三五頁、高木豊著『中世日蓮教団史攷』一四二頁。

- (54) 『上代事典』五、五五〇頁。
- (55) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一四三頁は秋山孫次郎泰忠を日華の兄弟としているが、堀日亨著『富士日興上人詳伝』七七〇頁では信綱と泰忠の親子関係を否定している。
- (56) 『御本尊集目録』一三二頁。
- (57) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一四三頁は、正和三年授与の曼荼羅本尊は源交の三年忌追善のためのものであるとしている。
- (58) 『興本』一七頁。
- (59) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一四四頁。
- (60) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」(『興風』一一号所収) 六六頁。
- (61) 『宗全』二卷三五〇頁。
- (62) 『興全』三〇七頁、『宗全』二卷一一三頁。
- (63) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一四三頁は「大式公日二」と表記しているが、前節で指摘したように「日二」ではなく「日正」と表記するのが正しいと考えられる。前節参照。
- (64) 『興全』一二七頁、『宗全』二卷一一六頁。
- (65) 『上代事典』一七四頁、山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」(『興風』一一号所収) 六七頁において、大黒喜道・山上弘道両氏は三位日順の父と推測している。
- (66) 『宗全』二卷二四八頁。
- (67) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」(『興風』一一号所収) 三一頁。
- (68) 『興全』二二〇頁、『宗全』二卷一七七頁。
- (69) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一五六頁。
- (70) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」(『興風』一一号所収) 三三頁。
- (71) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」(『興風』一一号所収) 三九頁。

- (72) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』六八九頁。
- (73) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』六八二頁。
- (74) 『上代事典』七一頁。
- (75) 『上代事典』四八一頁。
- (76) 『御本尊集目録』一七頁。
- (77) 『定遺』五〇三頁。
- (78) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一五四頁。
- (79) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一五四頁、山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」(『興風』一一号所収) 三六頁。
- (80) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」(『興風』一一号所収) 三八頁。
- (81) 『興全』二二二頁、『宗全』二卷一七九頁。
- (82) 『興全』一三五頁、『宗全』二卷一四一頁。なお『宗全』二卷では、本書を『与了性房書』と表記している。
- (83) 『日目上人』三九六頁。
- (84) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』四七五頁。
- (85) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」(『興風』一一号所収) 二五頁。
- (86) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一五八、一五九頁。
- (87) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」(『興風』一一号所収) 三〇頁。
- (88) 『宗全』二卷二五七頁。
- (89) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一六〇頁。
- (90) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一二五頁。
- (91) 『日目上人』三七九頁、『宗全』二卷二〇五頁。
- (92) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」(『興風』一一号所収) 七〇頁。

- (93) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」(『興風』一一号所収) 六九頁。
- (94) 『日目上人』一一〇頁。
- (95) 『宗全』二卷四一四頁。
- (96) 『富要』八卷一三〇頁。
- (97) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一六一頁。
- (98) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」(『興風』一一号所収) 三三・三八・三九頁。
- (99) 『宗全』二卷二八四頁。
- (100) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」(『興風』一一号所収) 七一頁。
- (101) 『宗全』二卷五一八頁。
- (102) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』六二〇頁。
- (103) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」(『興風』一一号所収) 四八頁。
- (104) 【図説】日蓮聖人と法華の至宝』一卷一九六―二〇四頁。
- (105) 『興本』三七〇頁によれば大幅の日興曼荼羅本尊として、寸法が記載されていないものの大石寺所蔵の一六枚継も挙げている。
- (106) 『興本』三七二頁。
- (107) 菅野慈俊稿「日道上人御開創「三迫本道寺」及「一迫妙円寺」について(一)」(和党編集室編『小倉山房遺稿集』(和党編集室 一九七六年)所収) 一四五頁。
- (108) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一六三頁。

(付記) 本節執筆にあたり、伊東市吉田光栄寺住職村田彰俊上人には、貴重な史料の調査、並びに写真掲載の御許可を頂いた。
末筆ながら記して感謝の意を表します。

第三節 日興の門弟による曼荼羅本尊の受容と書写

前節では、日興の曼荼羅本尊とその授与書に着目して考察したが、日興の門弟もまた曼荼羅本尊を書写していることが確認できる。日興が生涯を通じて多数の曼荼羅本尊を書写したことを、日興の門弟らがどのように受け止め継承したかについては、日興門流における曼荼羅本尊の意義を紐解く上での重要な問題点である。

門弟による曼荼羅本尊の受容を伝える史料は、大きく二種類に分けられる。一つは日興曼荼羅本尊内に加筆される門弟添書、もう一つは門弟の曼荼羅本尊とそこに記される授与書である。前者は、かつて日興が聖人曼荼羅本尊に添書を加筆して自身の弟子檀越に申し与えたことと同様に、門弟における日興曼荼羅本尊の位置づけを伝えるものである。そして後者は、日興の門弟における曼荼羅本尊書写の継承と、弟子檀越に対する授与の事実を伝えるものである。またこれらの二種類の史料には、日興曼荼羅本尊の授与書には見ることのできなかつた当時の新たな弟子檀越の存在をも確認することができる。したがって門弟の添書と曼荼羅本尊授与書は、日興の門弟における曼荼羅本尊受容の有様を伝えると共に、日興在世中から滅後にかけての初期日興門流における実態を補完しつつ、さらに深く掘り下げるための重要な史料であるといえよう。

そこで本節では、日興曼荼羅本尊に加筆される門弟添書および門弟書写の曼荼羅本尊とその授与書について着目したい。そしてこれらの史料を整理分析して、日興門流初期における日興の直弟子・孫弟子らによる曼荼羅本尊の受容と書写の実態、また弟子檀越の動向の一端について少しく考察してみたい。

第一項 日興曼荼羅本尊内加筆の門弟添書

前述の通り、日興が書写した曼荼羅本尊には、他筆添書が加筆されているものが多々散見される。ここではそ

の他筆添書について考察していきたい。『興本』および本書正誤表を参照し、他筆添書が確認される日興曼茶羅本尊を抽出して一覧にまとめたものが次の表一〇である。

【表一〇】日興曼茶羅本尊内加筆の他筆添書一覧

| 日興曼茶羅本尊 書写年月日 | | 日興授与書 | | 他筆添書 | | 出典・備考 | |
|------------------|----------------------|------------------------|--|----------------------------|--|----------|--|
| 1 | 乾元二年（一三〇三） 五月十三日 | | | 日有師云々 | | 『興本』三三番 | |
| 2 | 嘉元四年（一三〇六） 十二月十三日 | | | 富士大石寺門徒土州吉奈大乘坊住持中将阿闍梨日位授与之 | | 『興本』七二番 | |
| 3 | 徳治二年（一三〇七） 四月八日 | 甲斐国下山平泉寺為尼一周忌 | | 法円妻延文二年十月十三日水口日源孫作五郎授与之 | | 『興本』七七番 | |
| 4 | 徳治三年（一三〇八） 十月八日 | 綱嶋 □ 日興 □ | | □ 授与之 □ | | 『興本』八四番 | |
| 5 | 延慶二年（一三〇九） 三月十五日 | 奥州三迫住人平六国守新田卿公弟子分 | | 平六雖給之無可相伝仁間河口孫三郎政行授与之 | | 『興本』九〇番 | |
| 6 | 延慶二年（一三〇九） 十月十三日 | | | 【日目筆】越後国孫太郎妻女申与 | | 『興本』九五番 | |
| 7 | 正和元年（一三一二） 七月十五日 | 房 佐渡国住為平十郎安重一周忌舎兄大和 | | 所申与 | | 『興本』一一一番 | |
| 8 | 正和二年（一三一一） | 常陸国行形大口経二郎入道蓮性者伊豆 | | 【蓮性筆】筑後国奴田宮内左衛門入道道意 | | 『興本』一一八番 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----------------------|-------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 18 | 元亨四年（一三二四） 十月六日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | 元亨四年（一三二四） 十月六日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 元亨二年（一三二二） 九月十二日 | 余三太郎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | 文保元年（一三一七） 四月十三日 | 甲斐国寂日房弟子讚岐公慈父十三年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | 正和五年（一三二六） 八月二十七日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 正和五年（一三二六） 七月二日 | 駿河国富士上方北山郷二日市庭弥次郎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 正和五年（一三二六） 六月十五日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 正和四年（一三一五） 二月二十五日 | 為奥州新田卿公母尼第三年忌菩提也 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 正和三年（一三一四） 十月十五日 | 下野国□□阿闍梨弟子□□ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 正和三年（一三一四） 八月二十日 | 常陸国三村入道日運授与 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 国河野三郎□□□悲母第三年書写之 五月廿五日遠忌日也 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|----|-------------------------|-----------------------------------|----------------------------|----------|
| 28 | 元徳二年（一三三〇） 十月十三日 | 加賀野宮内卿日行下与之 | （右）大□□阿□□公日善授与之 （左）□□日教 | 『興本』二六二番 |
| 27 | 元徳二年（一三三〇） 五月一日 | きしんのたいふの□□□□五郎太夫□ 子にさつたふほんそんなり | 土州幡太吉奈法華堂住侶□□□以四事功授 与□□ | 『興本』二五七番 |
| 26 | 嘉暦四年（一三二九） 五月十三日 | | 【日目筆】岩沢左衛門二郎貞行日目申与之 | 『興本』二四九番 |
| 25 | 嘉暦四年（一三二九） 二月二十日時正第一 | 日濟授与之 | 為後生菩提本□を届候、妙因敬白 | 『興本』二四七番 |
| 24 | 嘉暦三年（一三二八） 六月二十一日 | 佐渡国日行房 | 日光相伝之 | 『興本』二三九番 |
| 23 | 正中二年（一三二五） 九月二十三日 | | 【日道筆】卿公日行日道第一弟子也、申与 之 | 『興本』二三三番 |
| 22 | 正中二年（一三二五） 九月二十三日 | | 【日目筆】奥州新田信乃房申与之 | 『興本』二二三番 |
| 21 | 正中二年（一三二五） 二月八日 | | 【日目筆か】窪田彦三郎□□申与之 | 『興本』二一七番 |
| 20 | 元亨四年（一三二四） 十二月二十九日 | 最前上奏之仁卿阿闍梨日目 | 【日道筆】日道相伝之日郷宰相阿闍梨授与 之 | 『興本』二一六番 |
| 19 | 元亨四年（一三二四） 十一月二十七日 | | 【日目筆】柳目比丘尼妙性申与之 | 『興本』二一一番 |
| | 十一月二十七日 | | | |

| | | | | |
|----|---------------------|-----------------------------|---------------------------------------|----------|
| 29 | 元徳三年（一一三三） 九月六日 | 平五郎入道母第三年 | 日行房授与之 | 『興本』二七二番 |
| 30 | 元徳四年（一一三三） 四月一日 | □□卿宮□□□授与之 | 桜町中納言末葉三郎衛門善常法名駿河公日 法為十三廻授与之、日誓授与之 | 『興本』二七八番 |
| 31 | 正慶元年（一一三三） 十一月三日 | 最前上奏仁新田卿阿闍梨日目授与之、 一中一弟子也 | 日道相伝之 | 『興本』二八二番 |
| 32 | 正慶元年（一一三三） 十一月三日 | | 与申 日目 【日目筆】奥州一迫河東五郎左衛門尉妙順 | 『興本』二八三番 |

表一〇に示した通り、他筆添書が加筆される日興曼茶羅本尊は三二幅確認することができる。当然ここに挙げた他筆添書すべてが、日興門流初期の弟子の筆によるものではない。したがって、添書の記述から日興門流初期の段階で加筆されたものなのか、または後世の加筆なのかを峻別した上で考察を行う必要がある。

まず、本節での考察対象期間に該当しない日興の直弟子・孫弟子以降の加筆であることが確実なものとして、1・10・13の三幅が確認できる。この内1と13の添書に見える日有に関しては、大石寺九世日有（一四〇二―一四八二）と考えられるため、日有もしくはその時代の弟子による加筆と想定されよう。また10の添書については、明治三十年（一八九七）に大石寺五十六世日應が加筆したとの旨が明記されているため、後世の加筆であることが明白である。

続いて、加筆された添書が直弟子・孫弟子の頃の内容かどうか即断できないものとして、2・11・14・16・24・25・27・28の八幅が確認できる。2に見える中将阿闍梨日位は、その添書から大石寺門徒で土佐国吉奈に所在する大乗坊の住持であることが窺える。これに関連して、長享二年（一四八八）十二月七日書写の大石寺十二世

日鎮曼茶羅本尊に「大石寺門弟土州吉奈大乘坊衆三位阿闍梨日芸に之を授与す⁽¹⁾」との授与書が見え、この記述から、土佐国吉奈に大乘坊という坊があつて、その住持を務めた中将阿闍梨日位と住僧の三位阿闍梨日芸の存在を知ることができる。当然これらの記述だけでは同時期のものである確証は得られないが、『上代事典』では同時期の住僧であつた可能性が示されている⁽²⁾。また、27には「土州幡太吉奈法華堂」との記述が見られ、2や日鎮曼茶羅本尊授与書との関連が予想される。

28の添書は判読不可能な箇所が多く、今一つ被授与者を特定することが困難である。当曼茶羅本尊は元々日興が後に大石寺五世となる宮内卿日行（一一三六九）に授与したものであるが、辛うじて判読される曼茶羅本尊右側にある添書「大□□阿□□公日善」の記述と日行の没年から、添書による被授与者が西山本門寺開基藏人阿闍梨日代の舎兄とされる大輔阿闍梨日善（一二九二—一三八四）である可能性も考えられる。その場合、日行滅後に日善が日行授与の曼茶羅本尊を相伝する形で授与されたことなるうか。ただし、曼茶羅本尊左側に見られる添書「□□日教」の四字の取り扱い方によっては再検討が必要となる。もしこの左右に記される添書が一筆であるならば、日教が当曼茶羅本尊を日善へと授与したことも考えられようが、現時点では日善と同時代に日教という弟子の存在を見出すことはできない。また左右の添書が別筆であるならば、日善と日教とが無関係であることも想定される。どちらにせよ判読不可能な箇所が多いことと、「□□日教」の四字の解釈を断定できない以上、推測の域を出ない。

14の三村六郎入道円連は父の十三回忌供養のために曼茶羅本尊を授与され、また25の妙因に關しても追善菩提のために授与されている様子が窺える。25は元々重須談所學頭を務めた嶋倉卿房日濟に対して授与された曼茶羅本尊であるが、その日濟と妙因との關係は不明である。また11の須藤孫七、16の妙順尼公、24の日光については現時点では未詳であり、添書の年代特定を断念せざるを得ない。

そして、加筆された添書が概ね直弟子・孫弟子の頃の内容と判断されるものとして、3・5・6・8・9・12

・ 15・ 17・ 18・ 19・ 20・ 21・ 22・ 23・ 26・ 29・ 30・ 31・ 32の一九幅が確認できる。これらの中でまず、日目と日道による加筆と考えられる添書は次の一〇幅である。なお、上の数字は表一〇の収録番号を示している。

- 6 【日目筆】越後国孫太郎妻女申与
- 17 【日目筆】越後国宰相房日郷日目申与之
- 18 【日目筆】□□□申与之
- 19 【日目筆】柳目比丘尼妙性申与之
- 20 【日道筆】日道相伝之日郷宰相阿闍梨授与之
- 21 【日目筆か】窪田彦三郎□□申与之
- 22 【日目筆】奥州新田信乃房申与之
- 23 【日道筆】卿公日行日道第一弟子也、申与之
- 26 【日目筆】岩沢左衛門二郎貞行日目申与之
- 32 【日目筆】奥州一迫河東五郎左衛門尉妙順与申 日目

日目の添書が加筆されるものが八幅、日道の添書が加筆されるものが二幅確認できる。これらの添書を通覧してまず気付くことは、「申与」との文字が記されているものが多いということであり、それは一〇幅中九幅に確認することができる。これはすなわち『弟子分本尊目録』に見られたように、かつて日興が自身の弟子檀越に対する曼荼羅本尊の授与を聖人に申請し、それが叶って聖人から曼荼羅本尊を授与されたが、この一連の流れを日興は「申し与える」と称した。したがって日興が行ったことと同様に、その弟子の日目・日道が自身の弟子檀越に対する曼荼羅本尊授与を日興に依頼し、それが叶って日興から曼荼羅本尊を授与されたことを表しており、日興の弟子もまた申し与えるという行為を継承して行っていた事実がこれらの添書から看取できる。この場合の曼

茶羅本尊授与はやはり日興在世中で、曼茶羅本尊に記された年月日かもしくはそう遠くない頃に授与されたのであろう。

ここで日興曼茶羅本尊を申し与えられた弟子檀越にスポットを当ててみると、弟子としては日郷と日行の二名、檀越としては孫太郎妻女・比丘尼妙性・窪田彦三郎・信乃房・岩沢左衛門二郎貞行・河東五郎左衛門尉妙順の六名が確認できる。この内日道は日行に対して曼茶羅本尊を申し与えており、その他の弟子檀越へは日目が授与している。大石寺五世に連ねられる日行に関しては、23の他にも元徳二年（一三三〇）十月十三日書写の曼茶羅本尊を日興から授与されている。23は正中二年（一三二五）九月二十三日書写の日興曼茶羅本尊に加筆される添書であり、23の曼茶羅本尊は申し与えるために日興が書写したものと想定されることから、日行は日道から第一の弟子の証明として23を申し与えられたその五年後に再度日興から曼茶羅本尊を下賜されていることになる。

越後では6孫太郎妻女と17日郷の二名が確認できる。『弟子分本尊目録』や日興曼茶羅本尊授与書には越後における弟子檀越の存在を確認することはできなかったが、これらの添書から当時越後に弟子檀越が存在したことが窺える。孫太郎妻女については、応永年間成立と考えられる『大石記』に次のような記述が見られる。

越後ノ国の法華宗平孫太郎助時は法すきの者なりしが、伊賀の阿闍梨を教化して日目上人へ参らす。

其ノ後又安房の宰相日郷を教化して先づ甲斐ノ国に遣はす。日花の弟子紙漉新太夫と云ふ者の許に逗留す。此ノ男も法すきの者なりし程に、かしこに落_チ付きしなり。地体は伊賀の阿闍梨の方へ当家の学文のために登_ホせしなり⁽³⁾。

この記述によれば、越後の平孫太郎助時という人物が伊賀阿闍梨を教化して日目の弟子と成し、その後日郷も教化して伊賀阿闍梨のもとへ学問のために送ったことを伝えている。伊賀阿闍梨は日世と号し、日郷の最初の師とされている⁽⁴⁾。孫太郎妻女は、その日世と日郷を入信させた平孫太郎助時の妻と考えられ⁽⁵⁾、妻もまた日目に帰依して日興曼茶羅本尊を申し与えられるに至ったと想定される。

また日郷に関しては、日興から直接授与された曼荼羅本尊は現存していないが、添書から17と20の二幅の日興曼荼羅本尊を伝持していることがわかる。17は師である日目が弟子の日郷に対して申し与えた日興曼荼羅本尊であることがわかるが、20は元亨四年（一三二四）十二月二十九日に「最前上奏之仁卿阿闍梨日目」との授与書をもって日興が日目に授与したものを日道が相伝し、日道がそれをさらに日郷へと授与したものである。よってこれは申し与えられた曼荼羅本尊ではないことがわかる。堀日亨氏によれば、この日興曼荼羅本尊は日目晩年の奏聞に日郷が法兄日尊と共に随伴し、日目遷化の後富士に戻った日郷の法労をねぎらって留守役を務めた日道が日郷に授与したものと解釈している⁽⁶⁾。ただし、文明十四年（一四八二）九月の記録である本乗寺日会著『大石寺久遠寺問答事』には「日目上人御奏聞御上洛之時節、宰相阿闍梨日郷上人御留守役ニ被_レ仰_セ付_ケ」⁽⁷⁾とあり、日目晩年の奏聞の際に留守役を務めたのは日郷であると記録している。この記述が事実であるならば、堀氏の解釈とは矛盾する。従来、日道と日郷の間には日目遷化後の大石寺継承をめぐる確執、いわゆる「道郷論争」が生じ、その延長線上に大石寺東坊地をめぐる係争が展開したということが定説化されてきた。この定説に対しては既述した通り坂井法暉氏が、道郷論争は大石寺東坊地係争の結果を受けて創作されたものであり、日道と日郷の間に直接争った形跡は見られないとの新たな見解を示している⁽⁸⁾。20に見られる添書が具体的にいつの段階で加筆されたかは断定するのが困難であるが、添書が記された時点では、日道と日郷の間で曼荼羅本尊授与が行われる程良好な関係にあったことは明白である。

陸奥では19比丘尼妙性、22信乃房、26岩沢左衛門二郎貞行、32河東五郎左衛門尉妙順の四名がいる。比丘尼妙性については、嘉暦四年（一三二九）二月二十日の日興曼荼羅本尊に「妙性比丘尼」との授与書があり、かなり類似した名が見られる。両者が同一人物を指すならば、比丘尼妙性は二幅の日興曼荼羅本尊を伝持していることになるが、山上氏によれば別人である可能性が示唆されている⁽¹⁰⁾。河東五郎左衛門尉妙順は陸奥国一迫在住の武士であり、この他、河東氏一族で日興から曼荼羅本尊を拝受した者は前節で考察したように河東左衛門五

郎と河東□□□□の二名がいる。その内河東□□□□が授与された日興曼茶羅本尊に関しては、授与書に判読不可能な箇所があるため、授与書次第では河東五郎左衛門尉妙順への授与であった可能性も考えられる。しかし、河東□□□□が拝受した日興曼茶羅本尊は元徳二年（一三三〇）十一月五日の書写であり、河東五郎左衛門尉妙順が申し与えられた32の曼茶羅本尊は正慶元年（一三三二）十一月三日の書写である。つまり、申し与えられた32の方が後年の授与なのである。河東□□□□□□□□河東五郎左衛門尉妙順と仮定した場合、すでに日興から曼茶羅本尊を授与された檀越に対して、改めて弟子の証として礼拝の対象と為すために曼茶羅本尊を申し与えるということが、果たして有り得たのであろうか。逆のケースであれば確認できるが、日興から曼茶羅本尊を授与された後に再び申し与えられるという例は他に確認することはできず、やはり河東□□□□□□と河東五郎左衛門尉妙順は別人と考えるのが妥当であろう。

また21窪田彦三郎については、常陸国菊田庄に窪田という地名があり、日目がその菊田庄在住の檀越に宛てて送った書状『与菊田の四郎兵衛殿書』が伝わることから、窪田彦三郎も菊田庄在住の檀越の一人と考えられている。⁽¹⁾

なお、7にも「所申与」と三字のみの添書があり、先に挙げたものと同様に申し与えられた曼茶羅本尊であることが読み取れるが、添書からは被授与者名を確認することはできない。7には「佐渡国住為平十郎安重一周忌舎兄大和房」との日興授与書が記されていて、佐渡の弟子大和房日性の舎弟平十郎安重の一周忌供養のために授与された曼茶羅本尊であることがわかる。この一周忌供養のための授与が「所申与」であったのかどうか問題となるが、ここに挙げた申し与えられた曼茶羅本尊九幅にはどれも日興による授与書は記されておらず、また日興が申し与えた聖人曼茶羅本尊に記される聖人授与書は、どれも授与する旨以外は伝えていない。したがって、通例に従えば一周忌のために曼茶羅本尊が申し与えられたことは考えにくく、7における日興授与書と他筆添書は無関係なものと判断するのが自然であろう。ただし、いつ、どのような経緯で「所申与」の添書が記され、当

曼茶羅本尊が申し与えられたのかについては明確にすることはできない。

この他、残りの3・5・8・9・12・15・29・30・31の曼茶羅本尊は申し与えられたものではないが、その添書から日興門流初期における日興曼茶羅本尊授与の一端を垣間見ることができ、3は徳治二年（一三〇七）四月七日に書写され、「甲斐国下山平泉寺為尼一周忌」との日興授与書と「法円妻延文二年十月十三日水口日源孫作五郎授与之」との他筆添書を有している。この事から、徳治二年に平泉寺尼の一周忌供養のために日興が当曼茶羅本尊を授与し、それが五〇年後の延文二年（一三五七）に讃岐公（水口）日源の孫の作五郎が伝持したことが読み取れる。また日源に孫がいることから、日源が妻帯僧であったこともわかる。ただ、他筆添書の読み取り方、特に法円妻をどのように解釈するかが問題点である。法円妻が作五郎に授与したという意味なのか、それとも法円妻が授与された曼茶羅本尊を延文二年に作五郎に授与するという意味なのか。『上代事典』は平泉寺尼Ⅱ法円妻かと推測しており⁽¹²⁾、どちらかといえば後者の意味で解釈しているが、果たしてそうであろうか。法円妻が別人を指す可能性も考えられよう。日源は15の添書にもその名が見られる。15には「日興上人門跡日濟阿闍梨依為同法日源授与之」とあり、日源の父の十三回忌供養のために授与された日興曼茶羅本尊を、後年になって日源が同法関係の証として重須談所の学頭を務める嶋倉卿房日濟に譲与している。日濟は応安元年（一三六八）に遷化しているため、日源からの譲与はそれ以前のことであろう。この記述から、日源と日濟両師が非常に近い存在であったことが想定される。

8と12の添書には、共に蓮性の名を確認することができる。8は正和二年（一三一三）四月八日に書写された曼茶羅本尊で、日興授与書に「常陸国行形大□経二郎入道蓮性者伊豆国河野三郎□□□悲母第三年書写之 五月廿五日遠忌日也」、他筆添書に「筑後国奴田宮内左衛門入道道意女子藤原氏授与之建武二年三月廿二日 沙弥蓮性（花押）」とある。この他筆添書は花押が記されていることから、蓮性の筆と考えられる。これらの記述から、蓮性は正和二年時点では常陸の住人として日興から曼茶羅本尊を授与され、それを建武二年（一三三五）に

筑後の宮内左衛門入道道意女子藤原氏に伝授していることが知られる。

ところで福岡県編『史蹟名勝天然紀念物調査報告書』一二輯には、福岡県浮羽郡水繩村石垣観音寺に「駿河国富士山日興上人、華、一周忌御忌景三月七日也、元弘四年二月二十日沙弥蓮性敬白」との銘文を有する日興供養塔がかつて存在したことが指摘されている⁽¹³⁾。この銘文によれば、蓮性は元弘四年（一二三三）二月の時点では筑後に在住して日興門流の教義を当地に流伝している様子が窺える。山上氏はこれに加えて『九州の石塔』所収の福岡県浮羽郡吉井町の塩塚家自然石題目板碑に刻まれる「嘉元二季九月七日、施主平連正」との銘文を挙げ、この「連正」と「蓮性」が同人である可能性を提示している。さらにこれらの記録を勘案して、蓮性は常陸と筑後を行き来していたか、もしくは筑後に常住していたと推測している⁽¹⁴⁾。九州における日蓮教団の展開は、中山門流日嚴が正和二年（一一三三）に肥前に渡り弘通したのが先駆けで、以後日興門流や八品派を中心に当地に教線が伸張した。しかし塩塚家自然石題目板碑の銘文に見える連正が蓮性であり、かつその板碑が日興門流の信仰のもと建立されたとするならば、嘉元二年（一一三〇）時点での九州における日興門流流伝の可能性も想定される。そうであれば、塩塚家自然石題目板碑が九州における日蓮教団の展開を伝える初見史料となる可能性もあろうが、現時点では断定することはできない。12の添書には「**□**入道蓮性悲母**□** 相伝日憲」とあり、蓮性の母が既に逝去していることと当曼荼羅本尊を日憲なる僧が相伝していることが読み取れる。『上代事典』では日憲を蓮性その人か、その非母に近い出家と想定しているが⁽¹⁵⁾、現状では不明と言わざるを得ない。ただ蓮性の名が見えることから、日憲は蓮性とそう遠くない関係者であることは間違いないであろう。

9の添書に見える遠江阿闍梨日性については、至徳四年（一一三八）七月書写の大石寺六世日時の曼荼羅本尊授与書に「遠江阿闍梨弟子遠江公ニ与レテ之ヲ」とあり、ここに見える遠江阿闍梨か弟子遠江公のどちらかが日性である可能性が指摘されている⁽¹⁶⁾。しかし、9は日興授与書からわかるように元々常陸国三村入道日運に授与されたものであり、それを日性が伝持している。その経緯は不明だが、年代的に見れば三村入道日運の逝去などの理

由から、日性が相伝したものであろうか。

29では、平五郎入道母の三回忌供養のために授与された曼茶羅本尊を、後年日行房が伝授していることがわかる。平五郎入道については事績不明ながらも陸奥の檀越と想定され⁽¹⁷⁾、また日行については日興から複数幅曼茶羅本尊を授与されている佐渡国日行房や大石寺五世日行が挙げられる。平五郎入道が陸奥の檀越であるならば、29の日行は同郷出身である大石寺日行を指す可能性も考えられようが、山上氏が指摘するように、大石寺日行を「日行房」と記した史料は管見の限り見出すことはできない⁽¹⁸⁾。逆に日興から授与された曼茶羅本尊に日行房と明記されるのは佐渡国日行房であるが、今度は平五郎入道との関連性が見つかからない。この二名とは別の日行に対する授与なのか、判然としない。

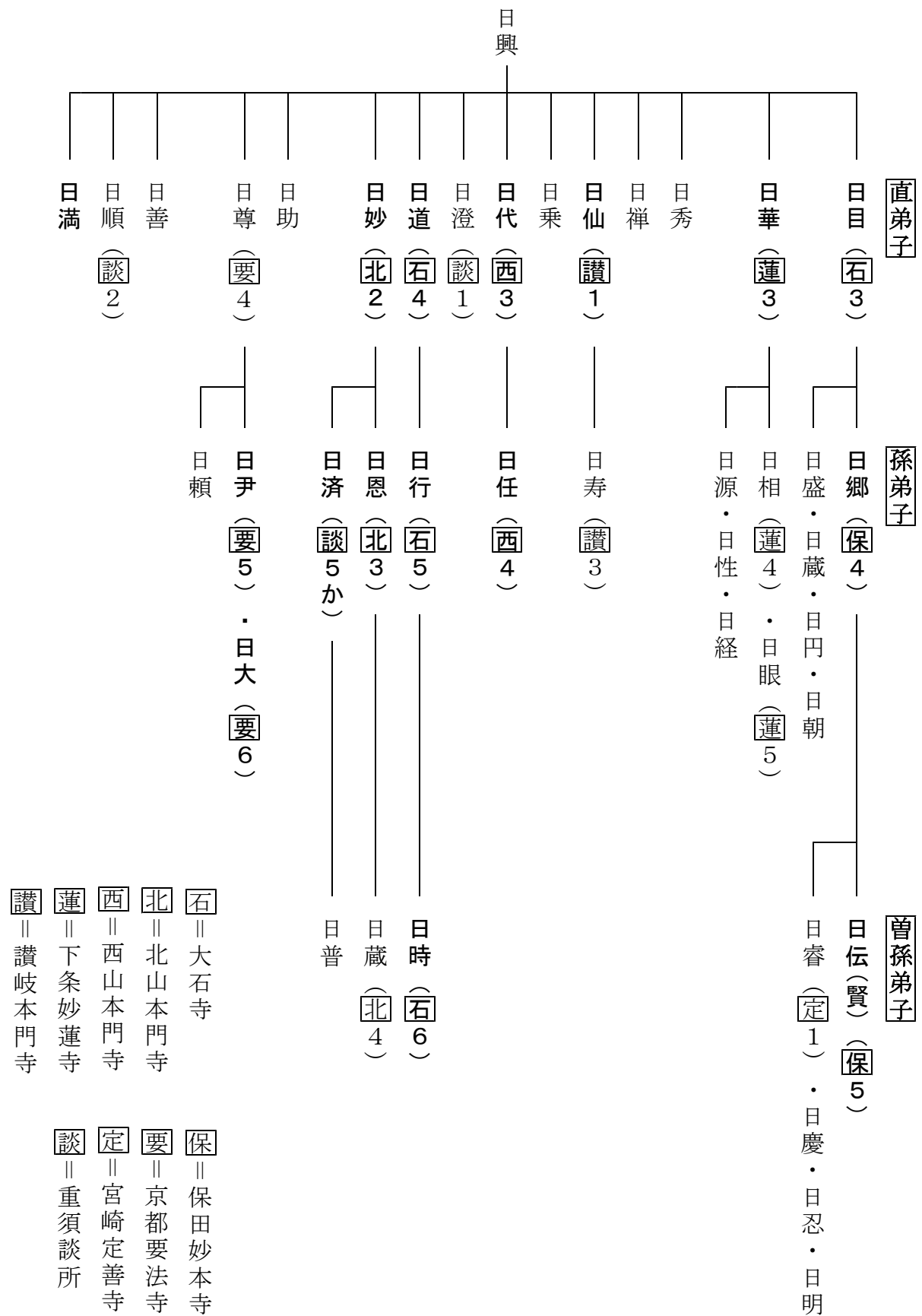
31には「最前上奏仁新田卿阿闍梨日目授与之、一中一弟子也」との日興授与書が見られ、日目の諫曉活動の実績を讃えて授与された曼茶羅本尊であることがわかる。それを添書にあるように、後に日道が相伝している。先に述べたように、20の曼茶羅本尊もまた添書から日道が相伝していることがわかり、日目が日興から諫曉活動の功績を讃えて授与された曼茶羅本尊を日道は二幅相伝していることが窺える。菅野慈俊氏は、31と32が同日付であることを勘案して、日道が日目の代官として陸奥国一迫妙円寺の基礎を築くために下奥の際、31を日目より相伝し、同時に河東五郎左衛門尉妙順に申し与えるための32を奉持して同人に授与したものと推測している⁽¹⁹⁾。しかし、31と32が書写されたのは正慶元年（一三三二）十一月であり、日目が遷化するわずか一年前のことである。日目は上洛奏聞の途次でにわか発病し急死ともいうべき入滅を迎えるが、その際当然奏聞による迫害のリスクは想定していたとしても、死までを覚悟の上で奏聞に向かったであろうか。もしそうであれば、大石寺の後継について上洛前により明確な形で示したはずである。そのような中、日興が「一中一弟子也」と記し、弟子として最大級の評価をされて授与された曼茶羅本尊を、自らの死後を想定して、上洛までの一年の間に前もって相伝しようとする準備が果たして日目にあったであろうか。あくまでも推測の域を出ないが、日目授与曼茶羅本尊の

日道相伝は、日目滅後に行われたものと考ええる。

このように、日興曼茶羅本尊に加筆される他筆添書によって、かつて日興が行った曼茶羅本尊を申し与えるという行為を門弟もまた継承して行っている事実と、門弟によって日興曼茶羅本尊が相伝または伝持される様子の一端を知ることができる。また日興曼茶羅本尊授与書には確認できなかった日興門流初期の門弟として、水口日源孫作五郎、河口孫三郎政行、孫太郎妻女、宮内左衛門入道道意女子藤原氏、遠江阿闍梨日性、日憲、窪田彦三郎、信乃房、岩沢左衛門二郎貞行、駿河公日法、日誓、河東五郎左衛門尉妙順の一二名の存在を新たに見出すことができる。

第二項 門弟の曼茶羅本尊書写

次に、日興門流初期における門弟の曼茶羅本尊書写に着目したい。門弟曼茶羅本尊については、『日蓮大聖人御真蹟 御門下御本尊集⁽²⁰⁾』、『奉藏於奥法宝⁽²¹⁾』、『日蓮聖人門下歴代大曼茶羅本尊集成』などに写真版が多数収録され、またその系年や授与書等は『富要』八巻や自治体史などによってすでに翻刻されて周知のものとなっている。これらの諸文献を参照し、日興の直弟子・孫弟子の曼茶羅本尊および十四世紀中に書写されたその他の弟子の曼茶羅本尊を、授与書等と共にまとめたものが表一である。日興とその門弟の師弟関係については、すでに第一章第二節において系譜図を提示したため、ここではその系譜図によって直弟子・孫弟子等を判断した。参考までに今一度系譜図を左に挙げておく。この図中、ゴシック体で表記したのが表一一収録の門弟である。



【表一】門弟の曼荼羅本尊一覽

| 名 | 歴世 | 年月日 | 所蔵 | 授与書・添書等 | 出典・備考 |
|----|---------|----------------------|-------|-----------------|---------------------|
| 日華 | 下条妙蓮寺開基 | 徳治二年（一三〇七） 五月四日 | 下条妙蓮寺 | 秋山玄首に授与す | 『詳伝』五七五頁 真偽未決。 |
| 日華 | 下条妙蓮寺開基 | 徳治二年（一三〇七） 六月十一日 | 下条妙蓮寺 | 宗信へ授与す | 『詳伝』五七五頁 真偽未決。 |
| 日華 | 下条妙蓮寺開基 | 延慶元年（一三〇八） 九月六日 | 下条妙蓮寺 | 蓮寂坊へ授与す | 『詳伝』五七五頁 真偽未決。 |
| 日華 | 下条妙蓮寺開基 | 延慶三年（一三一〇） 四月十二日 | 下条妙蓮寺 | 当国秋山清太夫へ授与す | 『詳伝』五七五頁 真偽未決。 |
| 日華 | 下条妙蓮寺開基 | 応長元年（一三一） 五月九日 | 下条妙蓮寺 | 当村秋山伝吉へ授与す | 『詳伝』五七五頁 真偽未決。 |
| 日華 | 下条妙蓮寺開基 | 元亨二年（一三二二） 四月十九日 | 下条妙蓮寺 | 甲州鰍沢秋山伝内へこれを授与す | 『詳伝』五七五頁 真偽未決。 |
| 日目 | 大石寺三世 | 元亨四年（一三二四） 十一月十九日 | 保田妙本寺 | | 『千葉』一〇五〇頁。 一遍首題。 |
| 日華 | 下条妙蓮寺開基 | 正中二年（一三二五） 六月三日 | 下条妙蓮寺 | 授与之武田友胤法名曰了□ | 『御門下』二三番 真偽未決。 |
| 日目 | 大石寺三世 | 正中三年（一三二六） 四月 | 小泉久遠寺 | 宰相阿闍梨日郷授与之 為守也 | 『日目』三九六頁 |
| 日仙 | 讚岐本門寺開基 | 元徳二年（一三三〇） | 讚岐本門寺 | | 『上代事典』六四七頁 |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------------|------------------------------|-------------------|-------------------|---------------------|----------------------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------|
| 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | |
| 日道 | 日目 | 日目 | 日目 | 日目 | 日目 | 日濟 | 日仙 | 日目 | 日目 | 日目 |
| 大石寺四世 | 大石寺三世 | 大石寺三世 | 大石寺三世 | 大石寺三世 | 大石寺三世 | 御殿場久成寺 開基 | 讚岐本門寺開基 | 大石寺三世 | 大石寺三世 | 大石寺三世 |
| 建武元年（一一三三四） 正月二十一日 | 元弘三年（一一三三三） 十月十三日 | 正慶二年（一一三三三） 三月 | 正慶二年（一一三三三） 三月 | 正慶二年（一一三三三） 二月彼岸 | 正慶二年（一一三三三） 正月十三日 | 正慶元年（一一三三二） 十月十三日 | 元德四年（一一三三二） 二月彼岸 | 正慶元年（一一三三二） 正月二日 | 元德三年（一一三三一） 十二月 | 五月 |
| 大石寺 | 宮城妙教寺 | 大石寺 | 京都要法寺 | 島根妙興寺 | 大石寺 | 御殿場久成寺 | 讚岐中之坊 | 宮崎定善寺 | 保田妙本寺 | |
| 日目上人一百箇日□□□□ | 日目弟子大学民 _β 阿闍梨日城授之 | 為新田十郎女房姉書写之 | 奥州新田太夫四郎母儀与之 | 奥州一迫河田美濃房丸授与之 | 奥州三迫上新田太夫四郎妻女授与之 | 授与之 日普弟子日脉母 | □□成授与之 | | 越後国宰相阿闍梨日郷授与之 日目弟子也 | |
| 『富要』八卷一八八頁 | 『日目』三九六頁 | 『日目』三九六頁 | 『日目』三九六頁 | 『日目』三九六頁 | 『日目』三九六頁 | 『久成寺縁起誌』 五〇頁 | 『上代事典』六四七頁 | 『日目』三九六頁 | 『日目』三九六頁 | |

| 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 |
|-----------------------|--|---------------------------|---------------------|---------------------|------------------|------------------|------------------|--|--------------------|
| 日濟 | 日道 | 日道 | 日道 | 日道 | 日仙 | 日仙 | 日仙 | 日道 | 日華 |
| 御殿場久成寺 開基 | 大石寺四世 | 大石寺四世 | 大石寺四世 | 大石寺四世 | 讚岐本門寺開基 | 讚岐本門寺開基 | 讚岐本門寺開基 | 大石寺四世 | 下条妙蓮寺開基 |
| 康永元年（一三四二） 十二月二十二日 | 曆応二年（一三三九） 六月十五日 | 曆応元年（一三三八） 十月十三日 | 曆応元年（一三三八） 十月十三日 | 曆応元年（一三三八） 十月十三日 | 建武五年（一三三八） 六月 | 建武四年（一三三七） 五月 | 建武四年（一三三七） 五月 | 建武三年（一三三六） 二月十五日 | 建武元年（一三三四） 四月六日 |
| 御殿場久成寺 | 大石寺 | 宮城妙円寺 | 宮城妙教寺 | 東京常泉寺 | 讚岐中之坊 | 讚岐本門寺 | 讚岐本門寺 | 大石寺 | 下条妙蓮寺 |
| 成当寺久成寺小富士山号ス一山一寺開 | 駿河国須流河郡相沢庄齊後邑山尾山普 両庵改名シテ本山本門寺日妙聖人末弟 | 奥州一迫三浦河東左近將監為行にこれ を授与す | 奥州一迫多々次郎為重に之を授与す | 奥州一迫多々次郎為重に之を授与す | 七十七、□□房第三年の仏 | 御房丸授与之 | 伝僧日像、七十六 | 為日賢比丘菩提□□□□ （他筆）久成坊常住御本尊大納言阿日 誉授与之 | 之を授与す富士常八郎 |
| 五〇頁 『久成寺縁起誌』 | 『上代事典』三六八頁 | 『統上代事典』「三浦 河東左近將監為行」項 | 『富要』八卷一八九頁 | 『富要』八卷一八九頁 | 『上代事典』六四七頁 | 『上代事典』一五四頁 | 『上代事典』四三〇頁 | 『上代事典』五五四頁 | 『詳伝』五七五頁 真偽未決。 |

| | | | | | | | | | | |
|------------|----------------------------|------------------|-------------------|----------------------|---------------------|--------------------|--------------------|---------------------|----------------------|------------------------|
| 40 | 39 | 38 | 37 | 36 | 35 | 34 | 33 | 32 | 31 | |
| 日郷 | 日郷 | 日郷 | 日郷 | 日郷 | 日郷 | 日郷 | 日郷 | 日妙 | 日郷 | |
| 保田妙本寺四世 | 保田妙本寺四世 | 保田妙本寺四世 | 保田妙本寺四世 | 保田妙本寺四世 | 保田妙本寺四世 | 保田妙本寺四世 | 保田妙本寺四世 | 北山本門寺二世 | 保田妙本寺四世 | |
| 康永四年（一三四五） | 六月十三日 康永四年（一三四五） | 正月 康永四年（一三四五） | 十二月 康永三年（一三四四） | 十二月十三日 康永三年（一三四四） | 八月十五日 康永三年（一三四四） | 八月五日 康永三年（一三四四） | 八月一日 康永三年（一三四四） | 三月十三日 康永三年（一三四四） | 二月二十八日 康永二年（一三四三） | |
| 保田妙本寺 | 宮崎本東寺 | 小泉久遠寺 | 保田妙本寺 | 保田妙本寺 | 保田妙本寺 | 保田妙本寺 | 保田妙本寺 | 北山本門寺 | 宮崎妙国寺 | |
| | 高松授与之 （他筆）理俊阿闍梨授与之 安房日慶 | | | （他筆か）円命授与之 | | | 龍玉丸授与之 | | 女夜叉授与之 | 村 為万代之此大本尊残置者也云云 齊後 |
| 『千葉』一〇五〇頁 | 『上代事典』五五三頁 | 『富要』八卷二〇六頁 | 『千葉』一〇五〇頁 | 『千葉』一〇五〇頁 | 『千葉』一〇五〇頁 | 『富要』八卷二〇六頁 | 『千葉』一〇五〇頁 | 『門下歴代』四九番 | 『上代事典』七七四頁 | |

| | | | | | | | | | | | |
|------------|--------------------|----------------------|----------------------|------------------|------------------|------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 51 | 50 | 49 | 48 | 47 | 46 | 45 | 44 | 43 | 42 | 41 | |
| 日郷 | 日郷 | 日郷 | 日郷 | 日郷 | 日郷 | 日大 | 日満 | 日満 | 日行 | 日郷 | |
| 保田妙本寺四世 | 保田妙本寺四世 | 保田妙本寺四世 | 保田妙本寺四世 | 保田妙本寺四世 | 保田妙本寺四世 | 京都要法寺六世 | 佐渡妙宣寺二世 | 佐渡妙宣寺二世 | 大石寺五世 | 保田妙本寺四世 | |
| 観応元年（一三五〇） | 七月五日 観応元年（一三五〇） | 九月二十一日 貞和五年（一三四九） | 六月二十八日 貞和五年（一三四九） | 正月 貞和五年（一三四九） | 正月 貞和五年（一三四九） | 貞和四年（一三四八） | 四月十八日 正平二年（一三四七） | 十二月九日 貞和二年（一三四六） | 十一月七日 貞和二年（一三四六） | 正月二十三日 貞和二年（一三四六） | 六月十五日 貞和二年（一三四六） |
| 不明 | 保田妙本寺 | 宮崎定善寺 | 保田妙本寺 | 不明 | 宮崎定善寺 | 出雲妙伝寺 | 佐渡妙満寺 | 佐渡妙宣寺 | 京都住本寺 | 保田妙本寺 | |
| | | (他筆) 本承坊日承授与之 日慶 | | | 睿祐授与之 | 四十才 | | 為慈父妙覚 | 武庫源内四郎頼行に之を授与す | | |
| 『興一三』一六三頁 | 『千葉』一〇五〇頁 | 『上代事典』四二七頁 | 『千葉』一〇五〇頁 | 『興一三』一六二頁 | 『上代事典』六六頁 | 『上代事典』四五二頁 | 『佐渡越後』七七頁 | 『上代事典』四八一頁 | 『富要』八卷一八九頁 | 『千葉』一〇五〇頁 | |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------|---------------------|--------------------|--------------------|------------------------------------|---------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|----------|-----------|------|
| 62 | 61 | 60 | 59 | 58 | 57 | 56 | 55 | 54 | 53 | 52 | |
| 日大 | 日大 | 日行 | 日行 | 日大 | 日満 | 日妙 | 日行 | 日満 | 日郷 | 日郷 | |
| 京都要法寺六世 | 京都要法寺六世 | 大石寺五世 | 大石寺五世 | 京都要法寺六世 | 佐渡妙宣寺二世 | 北山本門寺二世 | 大石寺五世 | 佐渡妙宣寺二世 | 保田妙本寺四世 | 保田妙本寺四世 | |
| 貞治三年（一三六四） | 九月十二日 貞治三年（一三六四） | 三月十日 延文四年（一三五九） | 三月八日 延文四年（一三五九） | 延文二年（一三五七） | 十二月九日 延文二年（一三五七） | 二月十五日 文和四年（一三五五） | 三月十二日 文和二年（一三五三） | 四月十一日 観応三年（一三五二） | （年月日未詳） | 十二月二十一日 | 七月七日 |
| 京都要法寺 | 京都要法寺 | 東京常泉寺 | 宮城妙教寺 | 京都要法寺 | 佐渡妙宣寺 | 北山本門寺 | 宮城妙教寺 | 佐渡妙宣寺 | | 保田妙本寺 | |
| 平安城五条坊門烏丸左近五郎紀国安与本尊也 | 五十六才、長安城木辻法華堂上行院 | 武庫法師丸に之を授与す | 頼行女房授与之 | 備中国新見三郎左衛門尉藤原重直為二十五才大厄祈禱書之授与之 四十九才 | 右志者為迎慈父妙覺聖靈遠忌成仏得道乃至法界平等利益 | 七十歳 | 奥州一迫柳目法花衆武庫掃部□□□ | 右志者為姬女法名日仏三十五日也 | | 石見房授与之 | |
| 『上代事典』四五一頁 | 『上代事典』四五一頁 | 『富要』八卷一九〇頁 | 『上代事典』七七三頁 | 『上代事典』四五一頁 | 『御門下』二六番 | 立正大学日蓮教学研究 所架蔵写真帳 | 『富要』八卷一八九頁 | 『上代事典』四八一頁 | 『御門下』二二番 | 『千葉』一〇五〇頁 | |

| | | | | | | | | | | |
|--------------|---------------------|----------------------|-----------------------|--------------------|---------------------|--------------------|------------------------------------|----------------------|---------------------|-------|
| 72 | 71 | 70 | 69 | 68 | 67 | 66 | 65 | 64 | 63 | |
| 日時 | 日代 | 日伝 | 日代 | 日伝 | 日尹 | 日行 | 日行 | 日行 | 日行 | 日行 |
| 大石寺六世 | 西山本門寺三世 | 保田妙本寺五世 | 西山本門寺三世 | 保田妙本寺五世 | 京都要法寺五世 | 大石寺五世 | 大石寺五世 | 大石寺五世 | 大石寺五世 | 大石寺五世 |
| 至徳四年（一三三七） | 正月 至徳三年（一三八六） | 十月二十五日 至徳二年（一三八五） | 十月 至徳元年（一三八四） | 四月八日 永和五年（一三七九） | 十月十三日 応安三年（一三七〇） | 八月時正 応安元年（一三六八） | 二月十五日 貞治七年（一三六八） | 二月二十六日 貞治四年（一三六五） | 二月十五日 貞治四年（一三六五） | 十月十三日 |
| 宮城妙円寺 | 西山本門寺 | 保田妙本寺 | 西山本門寺 | 保田妙本寺 | 京都要法寺 | 岩代本法寺 | 大石寺 | 宮城妙円寺 | 大石寺 | |
| 遠江阿闍梨弟子遠江公与之 | 満九十歳 | 清次男授与之 | 八十八才書写之 駿河□□授与之 | 慶松丸授与之 | 沙弥尼妙義授与之 | 日慶 | 上野郷町屋権守授与之 (他筆) 森大養坊衆安芸阿闍梨日伝授与之 | 一迫下宮柳目助八郎正明 | 南条卿阿闍梨日時に之を授与す | 之 |
| 『上代事典』二六三頁 | 『御大事』三八番 (付箋三九番) | 『千葉』一〇五一頁 | 『興統二』一六頁及び 写真より判読。 | 『千葉』一〇五一頁 | 一遍首題。 『上代事典』三一八頁 | 『富要』八卷一九〇頁 | 『上代事典』七四七頁 | 『富要』八卷一九〇頁 | 『富要』八卷一九〇頁 | |

| 82 | 81 | 80 | 79 | 78 | 77 | 76 | 75 | 74 | 73 |
|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|---------|----------|-------------------------|----------------------------|------------------|-------------------|
| 日任 | 日任 | 日恩 | 日時 | 日代 | 日代 | 日代 | 日代 | 日代 | 日代 |
| 西山本門寺四世 | 西山本門寺四世 | 北山本門寺三世 | 大石寺六世 | 西山本門寺三世 | 西山本門寺三世 | 西山本門寺三世 | 西山本門寺三世 | 西山本門寺三世 | 西山本門寺三世 |
| 六月十七日 応永十九年(一四二二) | 二月十五日 応永十五年(一四〇八) | 十一月二十日 応永七年(一四〇〇) | 四月十三日 明德三年(一三九二) | (年月日未詳) | (年月日未詳) | 六月八日 康応三年(一三九二) | 六月七日 康応三年(一三九二) | 十月 康応元年(一三八九) | 八月 嘉慶二年(一三八八) |
| 西山本門寺 | 西山本門寺 | 北山本門寺 | 宮城妙円寺 | 西山本門寺 | 西山本門寺 | 西山本門寺 | 西山本門寺 | 西山本門寺 | 西山本門寺 |
| □□阿闍梨授与之 行年七十 | | | 奥州一迫宮野住伊与公授与之 | | | 写之 日代一弟子日任授与之 行年九十四書 | 十四書写之 日代一弟子阿闍梨日任授与之 行年九 | 九十三才 読不可能) | (左下に授与書らしき墨痕があるが判 |
| 『門下歴代』八三番 | 『門下歴代』八二番 | 立正大学日蓮教学研究 所架蔵写真帳 | 『上代事典』六〇頁 | (付箋四三番) | 『御大事』四二番 | 絹本。 『静岡』五七二頁 | 『門下歴代』六三番 | 絹本。 『興統二』一六頁 | 『門下歴代』六二番 |

※表中の出典の略称については以下の通りである。

- 『詳伝』 堀日亨著 『富士日興上人詳伝』（創価学会 一九六三年）
- 『千葉』 千葉県史料研究財団編 『千葉県の歴史』資料編 中世3 県内文書2（千葉県 二〇〇一年）
- 『御門下』 山中喜八編 『日蓮大聖人御真蹟 御門下御本尊集』（立正安国会 一九五七年）
- 『日目』 日目上人出版委員会編 『日目上人』（継命新聞社 一九九八年）
- 『統上代事典』 、『統合システム』二〇一三年度版（興風談所 二〇一三年）所収『上代事典』
- 『久成寺縁起誌』 、『実成山久成寺縁起誌編集委員会編』『実成山久成寺縁起誌』（実成山久成寺 一九九八年）
- 『本綱』 、『富谷日震著』『本宗史綱』（本山要法寺 一九九四年）
- 『門下歴代』 、『日蓮聖人門下歴代大曼荼羅本尊集成刊行会編』『日蓮聖人門下歴代大曼荼羅本尊集成』（日蓮聖人門下歴代大曼荼羅本尊集成刊行会 一九八六年）
- 『佐渡越後』 、『本間守拙著』『日蓮の佐渡越後』（新潟日報事業社出版部 一九九四年）
- 『興一三』 、『坂井法暉稿「道郷論争と大石寺東坊地の係争」』（『興風』一三号〈興風談所 二〇〇〇年〉所収）
- 『静岡』 、『静岡県編』『静岡県史』資料編6 中世二（静岡県 一九九二年）
- 『興統二』 、『西山本門寺重宝調帖—日省上人調』（『興統』二号〈日蓮宗興統法縁会 一九八一年〉所収）
- 『御大事』 、『西山本門寺三十七世日帝』『御大事目録』（西山本門寺所蔵）

表一一に示した通り、計一六名八二幅の門弟曼荼羅本尊の存在が確認できる。ただし、寂日房日華の曼荼羅本尊八幅（1—6・8・21）については、堀氏によれば今後筆跡の異同の精査が重要としており、日蓮正宗の宗門内においても日華筆と断定されていないようである。よって表一一には収録したが、現時点では参考史料扱いとせざるを得ない。

ここに挙げた内、写真で確認することが可能な門弟曼荼羅本尊を見ると、ほぼすべての曼荼羅本尊において首

題直下に「日蓮」「日蓮聖人」＋「在御判」と記し、自署を首題の左右下に小さく記す、いわゆる書写型の相貌を確認することができる。寺尾英智氏によれば、既述した日興曼茶羅本尊をはじめ、日興門流における曼茶羅本尊の特徴として書写型であることが指摘されている⁽²²⁾。日興が門弟に直接伝授したか、あるいは日興が書写する場面を門弟が近くで見っていたかは定かではないが、結果として門弟らに日興の曼茶羅本尊書写の方法が受け継がれている様子が窺える。

また門弟曼茶羅本尊の書写年月日を見ると、日目と同じく本六人の日仙、そして後に重須談所學頭に就任する日済には、正慶二年（一三三三）の日興入滅以前に書写した曼茶羅本尊が存在していることに気付く。日興には師である聖人の在世中に書写した曼茶羅本尊は伝来していない。しかし、これらの門弟曼茶羅本尊の存在は、師である日興の在世中において既に弟子らによって曼茶羅本尊の書写が行われていたことを表している。以下、書写数が多い門弟を中心にその曼茶羅本尊を挙げ、考察していきたい。

一、卿阿闍梨日目（大石寺三世）

- | | | |
|----|------------------|---------------------|
| 7 | 元亨四年（一三二四）十一月十九日 | （授与書なし） |
| 9 | 正中三年（一三二六）四月 | 宰相阿闍梨日郷授与之 為守也 |
| 11 | 元徳三年（一三三一）十二月 | 越後国宰相阿闍梨日郷授与之 日目弟子也 |
| 12 | 正慶元年（一三三二）正月二日 | （授与書なし） |
| 15 | 正慶二年（一三三三）正月十三日 | 奥州三迫上新田太夫四郎妻女授与之 |
| 16 | 正慶二年（一三三三）二月彼岸 | 奥州一迫河田美濃房丸授与之 |
| 17 | 正慶二年（一三三三）三月 | 奥州新田太夫四郎母儀与之 |

18 正慶二年（一三三三）三月

為新田十郎女房姉書写之

19 元弘三年（一三三三）十月十三日

日目弟子大学民^{（ママ）}阿闍梨日城授之

日興の重須移住後の大石寺を管領した日目（一二六〇—一三三三）の曼茶羅本尊は現在九幅確認され、その内七幅に授与書が認められる。なお、上の数字は表一一の収録番号を示している。

これらの書写年月日を見ると、元亨四年（一三二四）に始まり、以降日目の最晩年にかけて集中して書写されていることがわかる。日目による曼茶羅本尊書写と日興曼茶羅本尊の「申与」について、『日目上人』は次のように解説している。

《日目の曼茶羅本尊書写について》

日興上人の書写された御本尊は三百余幅現存するが、それに比較すると日目上人書写の御本尊はあまり伝わっていない。おそらく書写数も多くはなかっただろう。その理由としては、次項に挙げたとおり、日興上人に御本尊の授与を申請されたことなどが考えられる。⁽²³⁾

《日興曼茶羅本尊の「申与」について》

前節（日目書写御本尊）と同様に、「申し与う」の記載が晩年の、特に元亨四年（一三二四）以降に集中している。この前年、日興上人は『佐渡国法華講衆御返事』（『興全』二二〇頁）において「この法門は師弟子をただして仏になる法門にて候なり」を門弟へくり返し説かれている。その中で日目上人の弟子だった日郷師へ「自分は誰の弟子であるという事をはっきりと述べるように」と仰せになっており、あるいはこうしたことの影響があるかもしれない。⁽²⁴⁾

これによれば、日興が『佐渡国法華講衆御返事』で師弟子の関係を明確にせよと述べたことが、日目による曼茶羅本尊の授与に影響しているとし、また日目の曼茶羅本尊書写数は、日興曼茶羅本尊を申し与えたことが影響

して、元々そう多くはなかったと推測している。日目の曼茶羅本尊授与が元亨四年以降に集中している事実から考えれば、『日目上人』が指摘するように、確かに書写数はそう多くないであろう。

日目曼茶羅本尊の被授与者は、僧侶では9・11の日郷・16美濃房丸・19日盛（城）の三名、檀越では15太夫四郎妻女と17母、18十郎女房の姉の三名が確認される。太夫四郎については、『弟子分本尊目録』に「新田四郎信綱者日興第一弟子也。仍所_ニ申与_一如_レ件⁽²⁵⁾」と記されて日興から聖人曼茶羅本尊を申し与えられた日目兄の新田四郎信綱か、もしくは嘉元二年（一三〇四）に日興から曼茶羅本尊を授与されている⁽²⁶⁾新田四郎重秀かと考えられている⁽²⁷⁾。ただし、信綱の母は正和二年（一二三二）に逝去しているため⁽²⁸⁾、17の曼茶羅本尊が信綱の母に授与されることは年代的に不可能である。17の授与書に年回忌供養のための授与とも記されないことから、15・17に見える太夫四郎_ニ信綱ではないと想定されるものの、逆に太夫四郎_ニ重秀と断定できる根拠も現時点では見つからない。しかし日目が曼茶羅本尊を授与した弟子檀越を見ると、19を授与された日盛を除いて、すべて日興から曼茶羅本尊を授与されていない弟子檀越である。したがって日目が曼茶羅本尊を授与する対象としたのは、基本的には日興から曼茶羅本尊を授与されていない弟子檀越であったのではないだろうか。仮に太夫四郎_ニ重秀と考えた場合、先述したように新田四郎重秀は嘉元二年に、また18に見える新田十郎（重道、日目の兄）の女房は嘉暦三年（一三二八）に日興から曼茶羅本尊を授与されている⁽²⁹⁾。そしてその妻や母、姉に対して日目が右の曼茶羅本尊を授与したということになる。この推測の通りであれば、太夫四郎_ニ重秀の可能性も幾分高くなるが、残念ながら断定することはできない。

日郷と日盛の二名は、授与書に日目弟子ということが明記された曼茶羅本尊を日目から授与されている。したがって、日目がこの両者に授与した11と19の曼茶羅本尊は、弟子の証としての意味合いが強かったものと考えられる。また正中三年（一三二六）に書写され、「宰相阿闍梨日郷授与之 為守也」との授与書を有する9については、守護の曼茶羅本尊として日郷に授与されたものと思われる⁽³⁰⁾。内容から日目の晩年頃の書状と想定される

『与宰相阿闍梨御房書』⁽³¹⁾によれば、日郷はこの頃安房へと布教に赴いていることが読み取れる。9の授与は、日目が弟子日郷の安房布教成満を願い、その守護のために授与したものであるうか。

この両者の内、日盛は元亨四年（一三二四）にすでに日興から曼茶羅本尊を授与されており、⁽³²⁾それに引き続いて日目より19を授与されたことがわかる。また日郷に関しては、日興から直接的に曼茶羅本尊授与を受けてはいないものの、日目から日興曼茶羅本尊を申し与えられており（表一〇の17）、さらに9・11の二幅の日目曼茶羅本尊を授与されている。日郷は正慶二年（一三三三）十一月の日目最晩年の上洛奏聞にも随伴したことが伝えられ、日目の弟子として日目との信頼関係の厚さが窺えよう。

日目から曼茶羅本尊を授与された弟子檀越は、日郷と日盛以外は皆陸奥の人と記され⁽³³⁾、また前述した日興曼茶羅本尊内日目添書も含め、日目が曼茶羅本尊を授与または申し与えた弟子檀越の大半が陸奥の人であることがわかる。それは聖人滅後、日目が族縁新田氏の本貫地である陸奥に赴いて布教を展開して以来、最晩年の正慶二年（一三三三）に至っても当地の弟子檀越に対して曼茶羅本尊を授与している事実からしても、日目が常に陸奥の弟子檀越との深いつながりを保っていたことの表れであるといえよう。

日興の入滅は正慶二年（一三三三）二月七日で、日目の入滅は同年十一月のことであるから、日目の授与書や添書に見える弟子檀越は、日興在世中の入信と考えてほぼよいであろう。すでに日興曼茶羅本尊の被授与者が陸奥に三三名確認できたが、⁽³⁴⁾今回の考察で日目曼茶羅本尊の被授与者として美濃房丸・太夫四郎妻女と母・十郎重道女房姉の四名、また日興曼茶羅本尊内加筆の日目添書から信乃房・岩沢左衛門二郎貞行・河東五郎左衛門尉妙順の三名を新たに陸奥の弟子檀越として加えることができよう。他にも被授与者名不明など、課題の残る弟子檀越も見られるが、少なくとも日興在世中、曼茶羅本尊を授与された弟子檀越が陸奥に四〇名も存在したという事実を確認することができる。

二、弁阿闍梨日道（大石寺四世）

- 20 建武元年（一三三四）正月二十一日 日目上人一百箇日□□□□
- 22 建武三年（一三三六）二月十五日 為日賢比丘菩提□□□□
- 26 曆応元年（一三三八）十月十三日 奥州一迫多々次郎為重に之を授与す
（他筆）久成坊常住御本尊大納言阿日誉授与之
- 27 曆応元年（一三三八）十月十三日 （授与書なし）
- 28 曆応元年（一三三八）十月十三日 奥州一迫三浦河東左近将監為行にこれを授与す
- 29 曆応二年（一三三九）六月十五日 奥州加賀野卿阿闍梨日行授与之、上奏代日行日道弟子一之中一也

現今の大石寺歴代譜において四世に連ねられる日道⁽³⁵⁾（二二八三―一三四一）の曼荼羅本尊は右の通り六幅確認でき、その内五幅に授与書が認められる。日道の曼荼羅本尊書写数は少ないものの、現存するものは日興滅後から日道晩年にかけての五年間の内に書写されている。日道が曼荼羅本尊を授与した弟子檀越として、22日賢比丘・26多々次郎為重・28三浦河東左近将監為行・29卿阿闍梨日行の四名が見られる。また授与書から、20は日目の百箇日に際してその供養のために書写したものであることが読み取れ、同様に23も日賢比丘の追善菩提を祈って書写されたものと想定される。

日道から曼荼羅本尊を授与された弟子檀越四名の内、多々次郎為重・三浦河東左近将監為行・日行の三名は授与書から陸奥の人であることがわかる。日道は嘉暦二年（一三二七）十一月十日に日目から『讓状』を受け、加賀野太郎三郎が寄進した田二反と上新田坊そしてその坊地を讓与され、同時に上新田の講師に任ぜられている⁽³⁶⁾。つまり、日目から陸奥における布教活動を命じられたわけであり、このことが日道と陸奥とを結びつける大きな要因の一つとなったのである。

多々次郎為重と三浦河東左近將監為行は、授与書に奥州一迫の人と記されている。大石寺十七世日精著『富士門家中見聞』の「日道伝」には「奥州に下向し一迫に一字を建立す宮野村の内、高北山妙円寺是なり」⁽³⁷⁾とあり、日道によって一迫にいわゆる奥四箇寺の一つである妙円寺の寺基が築かれたことが伝えられている。妙円寺建立の時期は不明であるが、多々次郎為重と三浦河東左近將監為行はこの妙円寺近辺に居住し、日道に帰依した檀越であろうか。菅野氏によれば、多々次郎為重は八幡に住む石川氏の一人、藏人次郎為重と同人かと推測し、⁽³⁸⁾また三浦河東左近將監為行は三浦河東左近將監頼行と判読した上で河東氏Ⅱ三浦氏とし、頼行を正慶元年（一三三二）十一月三日書写の日興曼茶羅本尊内日目添書「奥州一迫河東五郎左衛門尉妙順与申 日目」（表一〇の32）に見える河東五郎左衛門尉妙順の子と推測している⁽³⁹⁾。この両者は曼茶羅本尊を暦応元年（一二三三）十月十三日の同日に授与されている。この日は聖人の祥月命日であるから当然大石寺や北山本門寺においても法要が営まれ、その法要に際して陸奥から日道のもとを訪れて、その時に授与された可能性も考えられる。

また日目から加賀野の土地を譲与された日道であったが、その加賀野出身の日行が日道の弟子となっている。既述の通り、正中二年（一三二五）九月二十三日書写の日興曼茶羅本尊内には「卿公日行日道第一弟子也、申与之」との日道添書（表一〇の23）が見られる。したがって、日興や日目と同様に、日道もまた自身の弟子の日行に対する曼茶羅本尊授与を日興に願い出て、それが認められて日興曼茶羅本尊が日行に授与されたことが看取できる。また添書に「第一弟子也」とあることから、日道が日行に対し日興曼茶羅本尊を申し与えたのは、入門の証・弟子の証としての授与であった可能性が高い。こうして日興曼茶羅本尊を申し与えられた日行は、さらに暦応二年（一三三九）六月十五日に日道より「奥州加賀野卿阿闍梨日行授与之、上奏代日行日道弟子一之中一也」との授与書を有する29を授与されている。授与書に「上奏代日行」とあることから、29は日行が日道の代官として諫曉活動を行った功績を讃えて授与されたものであると考えられる。したがって、暦応二年近辺で日行による諫曉が行われた可能性が高いと思われる。また「日道弟子一之中一也」との文言も授与書に見ることができる。

これに関連して、正慶元年（一三三二）十一月三日の日興曼茶羅本尊には「最前上奏仁新田卿阿闍梨日目授与之、一中一弟子也（以下日道筆）日道相伝之」と記されている。これは日興が諫暁を果たした日目に対し、「一中一弟子」と賞賛して授与した曼茶羅本尊である。この日興曼茶羅本尊は、日道添書から後に日道が相伝したことが知られる。したがって、日道の代官となり諫暁を果たした日行に対し、日道もまた自身が相伝した日興曼茶羅本尊の授与書に倣って同様の授与書を記し、授与したものと想定されるのである。後述するが、この29の存在によって、日興滅後の直弟子らの代に諫暁活動が継続して実行されていた事実と、その諫暁活動の実行を賞賛する手段の一つとして曼茶羅本尊の授与が行われていた事実を知ることができる。

三、宮内卿日行（大石寺五世）

- | | | |
|----|------------------|-----------------------------------|
| 42 | 貞和二年（一三四六）十一月七日 | 武庫源内四郎頼行に之を授与す |
| 55 | 文和二年（一三五三）三月十二日 | 奥州一迫柳目法花衆武庫掃部□□□ |
| 59 | 延文四年（一三五九）三月八日 | 頼行女房授与之 |
| 60 | 延文四年（一三五九）三月十日 | 武庫法師丸に之を授与す |
| 63 | 貞治四年（一三六五）二月十五日 | 南条卿阿闍梨日時に之を授与す |
| 64 | 貞治四年（一三六五）二月二十六日 | 一迫下宮柳目助八郎正明 |
| 65 | 貞治七年（一三六八）二月十五日 | 上野郷町屋権守授与之 （他筆）森大養坊衆安芸阿闍梨日伝授与之 |
| 66 | 応安元年（一三六八）八月時正 | 日慶 |

陸奥国加賀野出身で日道の弟子、そして大石寺五世となる日行（一一三六九）の曼茶羅本尊は右の八幅が確認

され、そのすべてに授与書が認められる。したがって、すべて授与する目的で書写したことがわかる。

日行曼茶羅本尊の授与書で注目すべき点は、被授与者に武庫氏が多いことである。日行から曼茶羅本尊を授与された武庫氏を挙げると、42 武庫源内四郎頼行・55 武庫掃部□□□、59 武庫源内四郎頼行女房・60 武庫法師丸の四名を数える。日興門流関係の史料で武庫氏の名が見えるのは、元亨二年（一三二二）十月十五日書写の日興曼茶羅本尊の授与書に「奥州荻曾根武庫又次郎母御前」⁽⁴⁰⁾とあるのが初見で、日興在世中からの武庫氏の入信が確認される。59の頼行女房は、42の武庫源内四郎頼行の妻と想定され、また菅野氏によれば、武庫源内四郎頼行は今挙げた日興曼茶羅本尊に見える武庫又次郎と兄弟と推測している⁽⁴¹⁾。さらに菅野氏は55の武庫掃部□□□と60の武庫法師丸の二名は頼行の子息で、かつ兄弟とも推測しているが⁽⁴²⁾、現状では定かでない。しかし、日興や日目から曼茶羅本尊を授与された弟子檀越が陸奥に大勢確認できることは既に述べた通りで、武庫氏もまた陸奥法華衆の一部を成す一族であったことを窺い知ることができる。

また、武庫掃部□□□に授与された55の授与書には「柳目法花衆」との文言が見える。柳目には、既に日目が建立したとされる法華堂（現・妙教寺）があったため、そこを中心に法華経を信奉する集団が形成されたものと考えられる。柳目の僧俗には、日目書状『進上伊与公御房書』⁽⁴³⁾に見える「柳目三郎」、同『大石寺坊主事』⁽⁴⁴⁾に見える「柳目の泉房」、同『柳目殿御消息』⁽⁴⁵⁾に見える「柳目殿」が挙げられ、また64を授与された助八郎正明も柳目の人と記されている。柳目殿については、柳目の地頭で柳目法華堂開基檀越の三浦氏を指すと想定されている⁽⁴⁶⁾。また前述したように、元亨四年（一二二四）十一月二十七日書写の日興曼茶羅本尊内日目添書に「柳目比丘尼妙性申与之」と記されていて、比丘尼妙性が日目から日興曼茶羅本尊を申し与えられている。これらの弟子檀越もまた柳目法花衆に数えられる人であろう。武庫掃部□□□はその柳目法花衆と呼ばれる檀越衆の一人であるが、菅野氏が推測するように授与書に記される武庫氏が皆血縁関係にあるとすれば、血縁関係を通して入信の勧めもあったであろうから、武庫掃部□□□以外の武庫氏もまた柳目法花衆に属していたことも考えられる。

日行が武庫氏一族に対して曼荼羅本尊を授与している事実から、当時の日行と武庫氏との関係の一端を窺い知ることが出来る。

このように、現在の大石寺歴代譜に連ねられる日目・日道・日行の三師は皆陸奥有縁の門弟であり、初期日興門流における陸奥教化は、この三師が中心となって布教伝道に尽力した。また後に述べるが、日興門流初期における大石寺は陸奥の信徒とのつながりが特に強く、外護も一際厚かったようである。そのような陸奥信徒と日興の直弟子・孫弟子との関係の一端を、曼荼羅本尊授与の側面からも垣間見ることが出来る。

四、宰相阿闍梨日郷（保田妙本寺四世）

- 31 康永二年（一三四三）二月二十八日 女夜叉授与之
- 33 康永三年（一三四四）八月一日 龍玉丸授与之
- 34 康永三年（一三四四）八月五日 （授与書なし）
- 35 康永三年（一三四四）八月十五日 （授与書なし）
- 36 康永三年（一三四四）十二月十三日 （他筆か）円命授与之
- 37 康永三年（一三四四）十二月 （授与書なし）
- 38 康永四年（一三四五）正月 （授与書なし）
- 39 康永四年（一三四五）六月十三日 高松授与之 （他筆）理俊阿闍梨授与之 安房日慶
- 40 康永四年（一三四五）六月十五日 （授与書なし）
- 41 貞和二年（一三四六）正月二十三日 （授与書なし）
- 46 貞和五年（一三四九）正月 睿祐授与之
- 47 貞和五年（一三四九）正月 （授与書なし）

- 48 貞和五年（一三四九）六月二十八日（授与書なし）
- 49 貞和五年（一三四九）九月二十一日（他筆）本承坊日承授与之 日慶
- 50 観応元年（一三五〇）七月五日（授与書なし）
- 51 観応元年（一三五〇）七月七日（授与書なし）
- 52 （年未詳）十二月二十一日 石見房授与之
- 53 （年月日未詳）（授与書なし）

日郷（一二九三—一三五三）は日興滅後に保田妙本寺を開創した弟子であり、歴代譜では日蓮・日興・日目に続き四世に連ねられている。日郷の曼荼羅本尊はその保田妙本寺を中心に一八幅確認でき、初期日興門下の中で日郷の曼荼羅本尊が最も多く現存している。また日郷の曼荼羅本尊は、康永二年（一三四三）—観応元年（一三五〇）の八年間の間に書写されており、その日付も比較的近寄っている傾向にある。

日郷は日興・日目在世中から聖人の生誕地である安房での布教を志して赴き、まず磯村の地に法華堂（後の上行寺）を建立して最初の拠点とした。その後建武二年（一三三五）頃には吉浜の地に法華堂（後の妙本寺）が建立され、日郷の活動拠点もまた吉浜へと移行していったことが伝えられる⁽⁴⁷⁾。したがって、これらの日郷曼荼羅本尊は、すべて保田妙本寺の濫觴である吉浜法華堂が建立された後の書写であり、日郷が当地を活動の拠点として以降の実績と考えられるのである。

ただ一八幅の日郷曼荼羅本尊の内、肝心の授与書が確認できるものは五幅しかない。しかも授与書に見える31女夜叉・33龍玉丸・39高松・46睿祐・52石見房の五名に関しても不明な点が多く、当時の状況が今一つはつきりしない。

女夜叉授与の31と睿祐授与の46は、共に宮崎県の寺院（31Ⅱ妙国寺、46Ⅱ定善寺）に所蔵されている。『上代

事典』によれば、女夜又は名称の類似と地域的な近さから、宮崎定善寺開基檀越である法心の幼名である土用夜又御前を指すと推測し、⁽⁴⁸⁾ また睿祐は当時日向国を支配していた伊東氏の縁者と想定している。⁽⁴⁹⁾ 日向には日郷弟子の薩摩阿闍梨日睿が弘通し、その拠点として法華堂（後の宮崎定善寺）を構え、九州における教線の拡大に尽力したことが伝えられる。したがって、女夜又と睿祐が日向の住人であるならば、日睿の日向布教をきっかけとして入信した檀越に対して、師の日郷が曼荼羅本尊を授与したことになる。

次に39の高松については、保田妙本寺五世日伝が応永十四年（一四〇七）一月八日に書写した曼荼羅本尊の授与書に「女弟子高松授与之⁽⁵⁰⁾」と見える。しかしこの日伝曼荼羅本尊は、39が書写されてから六〇年も後のものであるから、年代的に同一人物とは考えにくい。ただし、同じ寺の檀越で同じ名前でもあることから、日郷と日伝の曼荼羅本尊に見える高松が親子である可能性も考えられよう。

また52石見房については、文和四年（一三五五）四月二十五日の某著『大石寺蓮蔵坊臈次事』と同日某著『大石寺蓮蔵坊三月宛番帳事』に「石見公日順⁽⁵¹⁾」との名が見える。両書はいわゆる大石寺東坊地系争関連文書で、弟子の名を列挙し大石寺東坊地を守ることを記したものである。これらの史料に見える石見公と52の石見房が同一人であるならば、石見房の日号は日順であり、かつ日郷の弟子として曼荼羅本尊を授与されたことがわかる。しかし、それ以外の点は現時点では他の被授与者同様判明していない。

五、撰津公日仙（讚岐本門寺開基）

- | | | |
|----|----------------|----------|
| 10 | 元徳二年（一三三〇）五月 | （授与書なし） |
| 13 | 元徳四年（一三三二）二月彼岸 | □□成授与之 |
| 23 | 建武四年（一三三七）五月 | 伝僧日像、七十六 |
| 24 | 建武四年（一三三七） | 御房丸授与之 |

25 建武五年（一三三八）六月 七十七、□□房第三年の仏

日仙（一二六二—一三五七）は日興本六人の一人で、日興入滅後に讃岐の地に移住伝道し、讃岐本門寺の開基となったと伝えられる。その日仙曼荼羅本尊は五幅確認でき、その内四幅に授与書が認められる。

日仙の讃岐移住の時期については、建武元年（一三三四）正月七日に大石寺上蓮坊において行われた日代との方便品読不読の問答から、暦応三年（一三四〇）五月の記録とされる京都住本寺日大著『尊師実録』に見える

「一（讃岐国住）浄蓮阿闍梨日仙（摂津阿闍梨御房御事也）云」⁽⁵²⁾との記録まで、すなわち建武元年から暦応三年までの間の出来事と考えられている。また嘉暦三年（一三二八）十月十三日書写の日興曼荼羅本尊授与書に

「讃岐国□□上蓮阿闍梨弟子也」⁽⁵³⁾とあって、日仙が讃岐に移住する前の嘉暦三年の段階ですでに讃岐に日仙の弟子がいたことが伝えられる。その弟子が誰であるかはこの授与書からは読み取れないが、『上代事典』は讃岐本門寺開基檀越の秋山泰忠である可能性を示唆している。⁽⁵⁴⁾

このように周辺の状況が変化する中で、日仙は日興在世中の頃から讃岐移住前後の頃にかけて曼荼羅本尊を書写している。さらには日目らと同様に、日興在世中から曼荼羅本尊を書写したことが確認できる数少ない門弟の一人にも挙げることができる。

日仙曼荼羅本尊の被授与者としては、13 □□成・23 日像・24 御房丸・25 □□房の四名が確認できる。この内、□□成と三回忌供養のための授与と想定される□□房については、名前部分が判読不可能なため、未詳である。

23 の日像について、堀氏によれば三位阿闍梨日順著『摧邪立正抄』に見られる貞和四年（一三四八）五月頃に行われた日仙の弟子日寿と京都日像門流の僧日学との法論の記録を挙げ、日像Ⅱ京都妙頭寺開山日像を指す可能性を示している。⁽⁵⁵⁾しかし、日仙の弟子でもない日像に対して曼荼羅本尊を授与することは不自然に感じる。ましてや朝廷から勅願寺としての公許を得、京都において絶対的地位を築いた妙頭寺の住職であった日像に対し、授

与書に房号・阿闍梨号も付けず単に「僧日像」として扱っていることからしても、23の日像は妙頭寺日像とは別人と考えたほうが妥当であると思う。その場合、当時日仙の弟子に日像という名の僧がいたことになる。

24の御房丸については、讃岐本門寺開基檀越である秋山氏の縁者との推測もあるが、⁽⁵⁶⁾詳細はわかっていない。名前に「丸」と付されていることから、若年僧であろうか。24の他に、文和四年（一三五五）四月二十五日『大石寺蓮藏坊藤次事』⁽⁵⁷⁾と同日付『大石寺蓮藏坊三月宛番帳事』⁽⁵⁸⁾にも御房丸の名が見えるが、同異については定かでない。しかし、仮に24の御房丸と『大石寺蓮藏坊藤次事』『大石寺蓮藏坊三月宛番帳事』の御房丸を同人と考えた場合、24とこの二書との執筆年には約一八年の差がある。つまり文和四年に記された『大石寺蓮藏坊藤次事』等に見える御房丸は、この時点で少なくとも一八歳以上の年齢ということになる。それにも関わらず名前に「丸」が付くのは少々不自然であって、他に手掛かりとなり得る文献が見当たらず断定はできないが、当時の通例からすれば、この場合は24の御房丸とは別人と判断すべきであろう。ただし、これ以外の詳細については現時点では不明であり、今後さらなる検討を要する。

六、藏人阿闍梨日代（西山本門寺三世）

- | | | | |
|----|----------------|------------------------|----------|
| 69 | 至徳元年（一三八四）十月 | 八十八才書写之 | 駿河□□授与之 |
| 71 | 至徳三年（一三八六）正月 | 満九十歳 | |
| 73 | 嘉慶二年（一三八八）八月 | （左下に授与書らしき墨痕があるが判読不可能） | |
| 74 | 康応元年（一三八九）十月 | 九十三才 | |
| 75 | 康応三年（一三九一）六月七日 | 日代一弟子阿闍梨日任授与之 | 行年九十四書写之 |
| 76 | 康応三年（一三九一）六月八日 | 日代一弟子日任授与之 | 行年九十四書写之 |

77 (年月日未詳)

(授与書なし)

78 (年月日未詳)

(授与書なし)

日代(一二九七―一三九四)の曼荼羅本尊は右の八幅⁽⁵⁹⁾が確認でき、その内三幅に授与書が認められる。日代は本来日興より重須の坊職を委ねられていたようであるが、日興滅後の建武元年(一三三四)正月七日に本六人の日仙との間に方便品読不読の問答が勃発し、その結果重須を擯出され、康永二年(一三四三)頃西山の地に本門寺を建立したことが伝えられる。また曼荼羅本尊を書写した時の日代自身の年齢が加筆されているものを見ると、かなりの高齢にあつて書写していることがわかる。

日代曼荼羅本尊の被授与者としては、69の駿河□□と75・76の日任がいる。駿河□□に関しては、授与書に不明な箇所が多く、現状では被授与者を特定することが困難である。もう一人の日任に関しては、日代の後西山本門寺四世を継承する日代の弟子である。日任は康応三年(一三九一)六月七日・八日と、二日連続でほぼ同じ内容の授与書を有した曼荼羅本尊を日代から授与されている。日代がほぼ同じ授与書の曼荼羅本尊を二日続けて日任に授与した理由については全くの不明であるが、75の授与をもつて西山本門寺坊職を日代から譲与された、いわゆる補任の曼荼羅本尊と考えられている。その日任にも81応永十五年(一四〇八)二月十五日と82応永十九年(一四一二)六月十七日書写の曼荼羅本尊二幅を確認することができる。しかし、日任曼荼羅本尊の授与書もまた判読できない箇所が多く、その被授与者を知ることができない。

日代の曼荼羅本尊を見ると、署名部分に「日興上人伝灯法師日代(花押)」(73・75)または「日興上人伝灯日代(花押)」(69・76)と記されている。これは日代が日興から法灯を継承した弟子であるという、自身の法脈の正統性を強調するための表記であると想定される。日代以前の日蓮門下の中で曼荼羅本尊の署名に「伝灯」という語句を用いて記したケースは管見の限り他には見当たらず、日代の曼荼羅本尊書写における特徴の一つに

挙げられよう。そして日代弟子の日任も自身の曼荼羅本尊に「伝灯日任（花押）」（81・82）と記していることが見受けられ、日代が自身を日興の「伝灯」と表記したことを、日任もまた継承して表記していることが窺える。この「伝灯」の文字は、日任以降しばらくは西山歴世の曼荼羅本尊に現れないものの、十六世日映の曼荼羅本尊に再び見られるようになる。そして、以後の歴世の曼荼羅本尊には門祖日興・開山日代を「付法日興上人」「伝灯日代上人」と並列表記して勧請することが徐々に定型化し、西山本門寺歴世の曼荼羅本尊書写における特色の一つとなっていくのである。

小結

以上、日興曼荼羅本尊に加筆される門弟添書と門弟書写の曼荼羅本尊に着目し、日興の直弟子・孫弟子らによる曼荼羅本尊の受容について考察した。

本考察から明らかになったことは、まず日興の門弟らによって主体的に日興の書写した曼荼羅本尊が受け継がれていったことである。日興在世中において、かつて日興が聖人の曼荼羅本尊を自己の弟子檀越に申し与えたように、門弟もまた日興の曼荼羅本尊を自身の弟子檀越に申し与えており、先師の曼荼羅本尊を申し与えるという行為が門弟によって継承されて行われていた。また申し与える行為だけでなく、日興がある弟子檀越に授与した曼荼羅本尊が別の弟子檀越によって相伝または伝持されており、日興曼荼羅本尊そのものが二次的・三次的に継承されていく様子も窺える。これはすなわち門弟らが聖人の曼荼羅本尊同様、師である日興の曼荼羅本尊も法華経の真髓を具現化した重要法門として捉え、弟子の証・礼拝の対象とするために重要視していたことを表している。

また日興の曼荼羅本尊を受け継ぐだけでなく、門弟それぞれが曼荼羅本尊を書写している。すでに日興在世中

から曼茶羅本尊を書写している門弟も見られるものの、その大半は日興滅後に書写している。そして陸奥と日目・日道・日行に代表されるように、門弟それぞれの布教地または移住地など、有縁の地における弟子檀越に対して書写した曼茶羅本尊を授与している。門弟が曼茶羅本尊書写を行った背景には、間違ひなく師の日興による曼茶羅本尊書写、さらには聖人による曼茶羅本尊の凶頭があつたはずである。そして、その姿を見て育つた弟子達が法を伝える立場になり、先師の行動に倣つて曼茶羅本尊の書写と授与を行ったものと想定される。また曼茶羅本尊書写の形式についても、日興が首題下に「日蓮在御判」、そして「書写之」等と記して、あくまで聖人の曼茶羅本尊を書写しているという姿勢を明確にしたように、門弟らもまた日興と同様の形式で書写しており、このこともまた日興の曼茶羅本尊書写を門弟が継承していたことの表れであろう。

しかし、現存する門弟個々の曼茶羅本尊の数量は、日興のそれと比較すると極端に少ない。現存数から考えれば、実際の書写数も日興ほど多くはなかつたと思われる。その理由については前述した通り、門弟らが弟子檀越に対する曼茶羅本尊授与を日興に申請していたことが指摘されている⁽⁶⁰⁾。あるいは日興による度々の曼茶羅本尊授与によつて、ある程度の弟子檀越に曼茶羅本尊がすでに行き渡つていたことも考えられる。この点について現時点では明確な結論には到らないが、門弟による曼茶羅本尊の受容と書写の事実から、日興門流初期において曼茶羅本尊が聖人↓日興↓日興の門弟へと伝承されていく様子の一端を垣間見ることができる。

注

- (1) 『富要』八卷一九七頁。
- (2) 『上代事典』三一六頁。
- (3) 『上代事典』七七頁。
- (4) 日我『申状見聞私』「最初は伊賀、阿闍梨日世ト云フ人、弟子也」(『富要』四卷九七頁)。

- (5) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』五三三―五三四頁では、6に記される他筆添書「孫太郎妻女」を「孫左衛門妻」と判読し、孫左衛門妻を孫太郎の近縁の人と推測している。
- (6) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』五三〇頁。
- (7) 『上代事典』二二三頁。
- (8) 坂井法暉稿「道郷論争と大石寺東坊地の係争」（『興風』一三号所収）。
- (9) 坂井法暉稿「道郷論争と大石寺東坊地の係争」（『興風』一三号所収）一二三頁。この点について坂井氏は堀氏同様日目滅後の授与と推測している。
- (10) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」（『興風』一一号所収）一八頁。
- (11) 『上代事典』一三〇頁。
- (12) 『上代事典』七〇四頁。
- (13) 『史蹟名勝天然紀念物調査報告書』一二輯（福岡県 一九三七年）四七頁。なお、当供養塔の存在は川添昭二稿「九州日蓮教団の展開」（影山堯雄編『中世法華仏教の展開』（平楽寺書店 一九七四年）所収）五二二頁においても指摘されている。山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」（『興風』一一号所収）二九頁によれば、観音寺日興供養塔は現在行方不明とされている。
- (14) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」（『興風』一一号所収）二九頁、多田隅豊秋著『九州の石塔』下巻（西日本文化協会 一九七五年）四七一頁。
- (15) 『統合システム』二〇一三年度版所収『上代事典』「日憲」の項。
- (16) 『上代事典』六四二頁。
- (17) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』七五八頁。
- (18) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」（『興風』一一号所収）二二頁。
- (19) 菅野慈俊稿「日道上人御開創「三迫本道寺」及「一迫妙円寺」について（一）」（和党編集室編『小倉山房遺稿集』所収）一四四頁。
- (20) 山中喜八編『日蓮大聖人御真蹟 御門下御本尊集』。

- (21) 菅野慈俊監修『奉藏於奥法宝』（一九六七年）。
- (22) 寺尾英智稿「諸門流先師の曼荼羅本尊について」（日蓮宗勸学院講座発表レジュメ 平成二十五年二月十八日発表）。
- (23) 『日目上人』二六八頁。
- (24) 『日目上人』二七三頁。《》内は筆者による。
- (25) 『興全』一二六頁、『宗全』二卷一一五頁。
- (26) 『興本』正誤表一三頁。
- (27) 『上代事典』二九九頁。
- (28) 『興本』一八頁。正和四年（一一三一五）二月二十五日書写の日興曼荼羅本尊授与書に「為奥州新田卿公母第三年忌菩提也」とある。
- (29) 『興本』二六頁。
- (30) この点については、坂井法暉稿「道郷論争と大石寺東坊地の係争」（『興風』一三号所収）一二七頁、佐藤博信著『中世東国日蓮宗寺院の研究』も指摘している。
- (31) 『日目上人』三八七頁。
- (32) 『興本』二三頁。
- (33) 民部阿闍梨日盛に関しては、下野国出身説と陸奥国出説の二説が存在する。『上代事典』四二三頁。
- (34) 前節参照のこと。
- (35) 既述した通り、坂井法暉稿「道郷論争と大石寺東坊地の係争」（『興風』一三号所収）において坂井氏は、日道を大石寺四世に連ねることに対して否定的な見解を示している。
- (36) 『日目上人』三七八頁、『宗全』二卷二〇三、二〇四頁。なお『宗全』二卷では、本讓状を『讓渡弁阿闍梨所』、『与日道書』の二つの別文書として収録している。
- (37) 『富要』五卷二一二頁。
- (38) 菅野慈俊稿「建武元年新田孫五郎国宣執達状をめぐる奥法華衆の考察（その三）」（『仙台郷土研究』二三卷一号〈仙台郷土研究会

- 一九六三年〈所収〉一一頁。
- (39) 菅野慈俊稿「建武元年新田孫五郎国宣執達状をめぐる奥法華衆の考察(その二)」(『仙台郷土研究』二二卷三号〈仙台郷土研究会一九六二年〉所収) 三頁。
- (40) 『興本』二二頁。
- (41) 菅野慈俊稿「建武元年新田孫五郎国宣執達状をめぐる奥法華衆の考察(その三)」(『仙台郷土研究』二三卷一号所収) 一五頁。
- (42) 菅野慈俊稿「建武元年新田孫五郎国宣執達状をめぐる奥法華衆の考察(その三)」(『仙台郷土研究』二三卷一号所収) 一五頁。
- (43) 『日目上人』三七九頁、『宗全』二卷二〇五頁。『宗全』二卷では本書状を『与伊与公書』と表記する。
- (44) 『日目上人』三九一頁、『宗全』二卷二二三頁。『宗全』二卷では本書状を『消息』と表記する。
- (45) 『日目上人』三九四頁、『宗全』二卷二二七頁。『宗全』二卷では本書状を『消息』と表記する。
- (46) 『日目上人』六九頁。
- (47) 佐藤博信著『中世東国日蓮宗寺院の研究』一七一—二〇頁。
- (48) 『統合システム』二〇—三年度版所収『上代事典』「女夜叉」の項。
- (49) 『上代事典』六六頁。
- (50) 『千葉県の歴史』資料編 中世3 県内文書2 一〇五一頁。
- (51) 『宗全』二卷二八四、二八五頁。
- (52) 『宗全』二卷四一四頁。
- (53) 『興本』二七頁。
- (54) 『上代事典』六四六頁。
- (55) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』五八八頁。
- (56) 『上代事典』一五四頁。
- (57) 『宗全』二卷二八四頁。

(58) 『宗全』二卷二八五頁。

(59) 『統合システム』二〇一三年度版所収『上代事典』「日代」の項によれば、この他に下条妙蓮寺と伊豆上行院にも日代曼荼羅本尊が一幅ずつ所蔵されることが指摘されている。

(60) 『日目上人』二六八頁。

(付記) 本章執筆にあたり、興風談所所員坂井法暉氏より資料提供を賜った。

末筆ながら厚く御礼申し上げます。

第三章

日興門流における諫曉活動の展開

はじめに

諫暁とは「いさめさとす」⁽¹⁾こと、つまり宗教者が信仰的な誤りを指摘して諭すことを意味する言葉である。日蓮教団における諫暁活動の歴史は、いうまでもなく文応元年（一二六〇）七月十六日、宿屋左衛門入道最信を仲介として前執権・北条時頼に聖人が『立正安国論』を上呈したことを淵源とする。

当時の鎌倉時代は、正嘉元年（一二五七）八月二十三日に襲った大地震以後、飢饉・疫病などの天災が慢性的に発生し、多くの人々が死に至る悲惨な状況下にあった。このような現状を聖人は憂い、その原因を求めて、駿河国岩本実相寺のものと伝えられる一切経蔵に入って一切経を閲読した。そして災難頻発の原因を、謗法すなわち間違った法（悪法）が日本国中に充満していることにあるとの確信に至ったのである。このような立場から、国家権力である幕府に対して速やかに謗法を放棄し、釈尊の正しい教えである法華経への帰依を求め、立正安国の理想実現を目指そうと意図したのが『立正安国論』の上呈であった。

しかし、結果的に『立正安国論』上呈に対する幕府の反応はなく、またこの上呈が引き金となって、以来聖人は数々の迫害を加えられるようになる。だが聖人は迫害にも屈せず、さらに文永八年（一二七一）九月十二日、文永十一年（一二七四）四月八日と続けて鎌倉幕府侍所司平左衛門尉頼綱を諫めており、先の『立正安国論』上呈と合わせて生涯に計三度、幕府へ諫暁を果たしたことを『撰時抄』において自負されている⁽²⁾。後に鎌倉新仏教と称されるほど仏教が隆盛を極めた鎌倉仏教史において、幕府の宗教政策のあり方に対して諫暁した僧侶は聖人ただ一人である。権力者に対する前代未聞ともいうべき聖人の諫暁が、いかに突出した行動であったかが窺い知れよう。

このリスクを顧みない聖人の諫暁活動は、聖人滅後、六老僧をはじめとする日蓮門下諸師によって再び展開されていく。特に中世日蓮教団における諫暁活動は顕著である。その諫暁活動は、主に「申状」の提出によるもの

であった。申状とは、諫暁者が権力者を諫め諭すための主張を記した上申文書の一種であり⁽³⁾、また申状が日蓮門下諸師によって度々権力者に提出されている事実から、教学・教団史両面において重要な意義を有する史料といえる。日蓮門下諸師が申状提出を中心とした諫暁活動を展開した背景には、聖人が命がけで目指した立正安国の理想世界実現のため、国家権力者を教化対象の第一として強く意識し、諫暁活動を継承して実行すべきとの共通認識が教団内にあつたものと考えられる。前章で考察した曼荼羅本尊の授与が内的教化の性格を有するのに対し、諫暁活動は外的教化の代表的事例であるといえよう。

そこで本章では、中世日蓮教団における諫暁活動の実態を探ると共に、その中で日興門流諸師がどのように諫暁活動を継承しながら展開していったかを根本課題とし、諫暁活動の際に提出した申状を中心に考察を加えてみたい。

なお、諫暁の類義語として、諸文献に「奏聞」「天奏」「上奏」等の語句が使用されている。これらは、一般的に天子すなわち天皇（公家）に自らの意見を申し上げることをいう語句である⁽⁴⁾。したがって本章においては、公家に対する進言の場合は「奏聞」を、武家および身分不明者に対する進言の場合は「諫暁」を用い、さらにそれらを総称して「諫暁活動」と称することとする。

注

(1) 『日蓮聖人遺文辞典 歴史篇』二〇一頁。

(2) 『定遺』一〇五三頁。

(3) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』一三卷（吉川弘文館 一九九二年）七九三頁。

(4) 日本国語大辞典第二版編集委員会編『日本国語大辞典 第二版』八卷（小学館 二〇〇一年）三三〇頁。なお、『日蓮聖人遺文辞典 歴史篇』六五二頁によれば、聖人は奏聞という文言を公武共に共通して使用していたことが指摘されている。

第一節 中世日蓮教団の諫暁活動

第一項 諫暁活動展開の概観

日蓮教団の諫暁活動に関する先行研究は、代表的なものとして高木豊稿「日蓮と日蓮宗教団の形成」⁽¹⁾、宮崎英修稿「江戸中期における諫暁活動」⁽²⁾、渡辺宝陽著『日蓮宗信仰論の研究』⁽³⁾等が挙げられる。また堀日亨著『富士日興上人詳伝』では、日興門流の諫暁活動を中心に考察が加えられている。特に渡辺氏の研究では、六老僧から京都妙覚寺二十一世仏性院日興（一五六五—一六三〇）に至るまでの日蓮門下における諫暁活動の事例四三件を整理し、その一覽を提示されている。これらの先行研究によって、聖人滅後の中世から近世にかけて、六老僧をはじめとする各門流諸師が国家権力者に対して邪法信仰を改め法華信仰に帰することを要請する申状を作成し、その申状提出による諫暁活動を活発に展開したことが指摘されている。その申状の存在によって、当時の日蓮門下がいつ、どのような主張のもと諫暁活動を行ったのかを窺うことができるのである。また、これらの申状には副進書、すなわち先師の諫暁書等を添えて提出する旨が多く、副進書に記されている。副進書の添付が申状提出における一つの形式となっていたものと推測されよう。

そこで、日興門流における諫暁活動の展開を考察する前段階として、本節ではまず聖人滅後の中世日蓮門下における諫暁活動の全体像を、改めて確認することから始めたい。各師の申状を中心とした諸史料から、中世日蓮門下による諫暁活動の事例をまとめたものが次の表一二である。表には、諫暁活動の事例を伝える史料とその諫暁先、および申状に添えて提出した副進書も併せて記載した。史料項の●は、申状・訴状・目安などの諫暁書自体が確認できるもの、△は記録として諫暁活動の事跡が伝えられるものを表している。また△の史料に関して是国家権力者、すなわち公家では天皇・関白、武家では将軍・管領・公方に対して行われた諫暁活動を伝えるも

のに限定して表に収録した。なお、諫曉者の歴世と門流については『日蓮宗事典』所収の「歴代譜」⁽⁴⁾及び「日蓮宗諸門流系図」⁽⁵⁾を参照した。

【表一二】中世日蓮門下諫曉活動関連史料一覽

| | 諫曉者 | 門流 | 史料 | 年月日 | 諫曉先 | 申状の副進書 | 出典・備考 | 時代 |
|---|-----------------|-----|---------|------------------|-----|-----------------|-------------------|-----|
| 1 | 日昭(六老僧) | 浜 | ●申状 | 弘安八年(一二八五)四月 | 武家 | | 『宗全一』七頁 | 鎌倉期 |
| 2 | 日朗(六老僧) | 比企谷 | ●申状 | 弘安八年(一二八五) | 武家 | | 『宗全一』二二頁 | |
| 3 | 日興(六老僧) | 富士 | ●申状 | 正応二年(一二八九)正月 | 武家 | 立正安国論 文永八年申状 | 『興全』三一八頁 | |
| 4 | 日頂(六老僧) | 中山 | ●申状 | 正応四年(一二九二)三月 | 武家 | 立正安国論 | 『宗全一』四〇頁 | |
| 5 | 日弁(中老僧) | その他 | ●訴状 | 永仁元年(一二九三)五月十六日 | 武家 | 立正安国論 | 『宗全一』八八頁 | |
| 6 | 日高(中山二世) | 中山 | ●申状 | 正安四年(一三〇二)三月 | 武家か | 立正安国論 | 『中山史料』二八頁 | |
| 7 | 日弁 | その他 | △仁和寺諸記抄 | 徳治二年(一三〇七)三月十三日 | 公家 | 立正安国論 | 『続群類』三一輯下 四一七頁 | |
| 8 | 日像 (京都妙顕寺三世) | 四条 | ●訴状 | 延慶三年(一三一〇)六月二十三日 | 公家 | | 『宗全一』二四七頁 | |
| 9 | 日順 (重須談所学頭) | 富士 | ●申状 | 嘉暦二年(一三二七)八月二十五日 | 公家か | | 『千歴』三四三頁 | |

| | | | | | | | | |
|-------------------|---|----------------------|------------------|---------------------------------------|--------------------------|---------|----------------------|------------------|
| 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 |
| 日尊 (京都要法寺四世) | 日道 (大石寺四世) | 日祐(中山三世) 日樹(真間三世) | 日進(身延三世) | 日目(大石寺三世) | 日興 | 日向 | 日向(六老僧) | 日興 |
| 富士 | 富士 | 中山 | 身延 | 富士 | 富士 | 身延 | 身延 | 富士 |
| ●申状 | ●申状 | ●申状 | ●申状 | ●申状 | ●申状 | ●申状 | ●申状 | ●申状 |
| 十一月 暦応元年(一一三三) | 二月 延元元年(一一三六) | 八月三日か 建武元年(一一三四) | 七月 建武元年(一一三四) | 十一月 元弘三年(一一三三) | 三月 元徳二年(一一三〇) | 年月日未詳 | 正月二十九日 嘉暦四年(一一三九) | 八月 嘉暦二年(一一三七) |
| 公家 | 公家 | 公家 | 公家 | 公家 | 武家 | 武家 | 武家 | 公家 |
| 立正安国論 | 立正安国論 先師日興上人申状案 日目上人申状案 三時弘経次第 | | | 立正安国論 先師日興上人申状 (元徳二年) 三時弘経次第 | 所造書籍等 同八年申状 文永五年申状 | | 立正安国論 | 立正安国論 三時弘経図等 |
| 『宗全二』二八九頁 | 『宗全二』二五九頁 | 『中山史料』四三頁 | 『所報』四八頁 | 『日目』三七七頁。 日興入滅の年。 | 『興全』三二三頁 | 『所報』四七頁 | 『宗全一』三六頁 | 『興全』三二一頁 |
| 南北朝期 | | | | | 鎌倉期 | | | |

| | | | | | | |
|------------|---------------------------------|--|--------------------------------|--------------------------------|--|---------------------------------------|
| 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 |
| 日郷 | 日郷 (保田四世) | 日行 (大石寺五世) | 日祐 | 日祐 | 日代 (西山三世) 日善 日助 | 日妙 (北山二世) |
| 富士 | 富士 | 富士 | 中山 | 中山 | 富士 | 富士 |
| △申状見聞 | ●申状 | ●申状 | △一期所修善根 記録 | △一期所修善根 記録 | ●申状 | ●申状 |
| 貞和五年(一三四九) | 三月 康永四年(一三四五) | 三月 暦応五年(一三四二) | 三月七日 暦応四年(一三四一) | 十月三十日 暦応三年(一三四〇) | 八月 暦応三年(一三四〇) | 十月二十五日 暦応二年(一三三九) |
| 公家 | 公家 | 公家 | 武家 | 武家 | 公家 | 公家 |
| | | 立正安国論 祖師日興上人申状案 日目上人申状案 日道上人申状案 三時弘経次第 | | | 立正安国論 三時弘経図並和漢両 朝弘通次第及先師 書釈要句 | 立正安国論 先師日興上人申状案 日目申状案 三時弘経次第 |
| 『富要四』九八頁。 | 忌の年。 『宗全二』二七八頁。 日興・日目の十三回 | 頁。日道入滅の翌年。 『上代事典』三六九 | 諫暁。 『宗全一』四四七頁。 二代將軍足利義詮に | 諫暁。 『宗全一』四四七頁。 二代將軍足利義詮に | 『宗全二』二三〇頁。 三師連名の申状。 | 『宗全二』二六七頁。 日興・日目の七回忌 の年。 |

南北朝期

| | | | | | | | | | |
|------------------------|------------------|-----|--------------|---------------------|-------------------------|------------------|------------------------|------------------------|------------------------------------|
| 34 | 日什 | 日什 | 日伝 (保田五世) | 日什 | 日什 | 日什 | 日什 | 日什 | 日什 (京都妙満寺開山) |
| 日什 | 日什 | 富士 | 日什 | 日什 | 日什 | 日什 | 日什 | 日什 | 日什 |
| △門徒古事 | △門徒古事 | ●申状 | △門徒古事 | △門徒古事 | △門徒古事 (日運記) | △日什御奏聞記 録 | △日什御奏聞記 録 | △日什御奏聞記 録(日穆記) | △日什御奏聞記 録 |
| 三月七日 | 明徳二年(一三九一) 正月 | 三月 | 至徳二年(一三八五) | 永徳三年(一三八三) | 永徳二年(一三八二) | 永徳二年(一三八二) | 六月二十三日 | 永徳元年(一三八一) 六月二十一日 | 永徳元年(一三八一) 六月十八日 |
| 武家 | 武家 | 武家 | 公家 | 公家 | 武家 | 公家 | 武家 | 公家 | 公家 |
| 立正安国論 | | 案 | 先師日郷上人申状の | | | | 立正安国論 | | |
| 三代將軍足利義満に 『宗全五』四七頁。 | 三代將軍足利義満に 諫暁。 | | 『富要八』三七三頁 | 関白に奏聞。 『宗全五』四二頁。 | 関白二条師嗣に奏聞。 『宗全五』四二頁。 | 関東管領足利氏満に 諫暁。 | 白二条師嗣に奏聞。 『宗全五』八頁。関 | 領斯波義將に諫暁。 『宗全五』八頁。管 | 二条師嗣に奏聞。 人百回忌の年。関白 『宗全五』八頁。聖 |

南北朝期

| | | | | | | | |
|------------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|---|-------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 42 | 41 | 40 | 39 | 38 | 37 | 36 | 35 |
| 日延 | 日仁・日運 | 某 | 日運 | 日仁・日実 | 日実 | 日仁・日実・日圓 | 日仁・日実・日行 |
| 四条 | 日什 | 中山 | 日什 | 日什 | 日什 | 日什 | 日什 |
| △門徒古事 | △門徒古事 | △門徒古事 | △門徒古事 | △門徒古事 | △門徒古事 | △門徒古事 | △門徒古事 |
| 年月日未詳 | 五月二十一日 応永十五年(一四〇八) | 五月二十一日 応永十三年(一四〇六) | 五月二十一日 応永十二年(一四〇五) | 五月一日 応永十年(一四〇三) | 七月二十三日 応永七年(一四〇〇) | 以前 応永五年(一三九八) | 六月五日 応永五年(一三九八) |
| 武家 | 武家 | 武家 | 公家 | 公家 | 公家 | 武家 | 武家 |
| | | | 安国論副記 | 立正安国論 | | | |
| 『宗全五』一〇二頁 直訴。 | 『宗全五』九九頁。 四代將軍足利義持に 直訴。 | 鎌倉管領へ諫暁。 『宗全五』九九頁。 | 『宗全五』九八頁 | 内裏清涼殿に『立正 安国論』を、後小松 天皇に申状を進覧す る。 | 関白一条経嗣に奏聞。 『宗全五』九六頁。 | 関東管領足利氏満に 諫暁。 『宗全五』九七頁。 | 三代將軍足利義満に 直訴。 『宗全五』七三頁。 |
| 室 町 期 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------------------------|------------------|------------------|-----------------------------------|--------------------------------|---|------------------|-----------------|
| 50 | 49 | 48 | 47 | 46 | 45 | 44 | 43 |
| 日出 (三島・鎌倉両本) | 日迅 | 日住(京都妙覚寺 十三世) | 日親 (京都本法寺開山) | 玉泉房日伝 | 日有(大石寺九世) | 日学(身延九世) | 日聡 (京都本圀寺八世) |
| 身延 | 身延 | 四條 | 中山 | 身延 | 富士 | 身延 | 六條 |
| ●申状 | ●申状 | | △埴谷抄 | △与中山浄光院 書 | ●申状 | ●申状 | △門徒古事 |
| 六月十日 享徳二年(一四五三) | 二月 宝徳三年(一四五二) | 文安元年(一四四四) | 五月六日 永享十一年(一四三九) | 永享四年(一四三二) | 三月 永享四年(一四三二) | 九月 正長元年(一四二八) | 年月日未詳 |
| 武家 | 不明 | 武家 | 武家 | 武家 | 公家 | 公家 | 武家 |
| | | | | | 立正安国論 日興上人申状案 日目上人申状案 日道上人申状案 日行上人申状案 三時弘経次第 | | |
| 延十世日延の代官と 『所報』五〇頁。身 | 『所報』五四頁。 | 『全史』二七三頁 | 『紀要』「史料紹介」 四頁。六代將軍足利 義教に諫暁。 | 『宗全一八』八四頁。 六代將軍足利義教に 諫暁。 | 忌の年。 『上代事典』三三七 頁。日興・日目百回 | 『所報』四九頁 | 『宗全五』一〇二頁 |

室 町 期

| | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------------------|--------------|-----------------|--------------------------------|------------------|------------------|----------------------|---------------------------------|---------------------------------|-------|
| | 59 | 58 | 57 | 56 | 55 | 54 | 53 | 52 | 51 | |
| | 日雄 | 日意 (平賀九世) | 日延 (身延十世) | 日顕 | 日朝 | 日朝 (身延十一世) | 日学 | 日雄 | 日眼 | 覚寺開山) |
| | 身延 | 比企谷 | 身延 | 身延 | 身延 | 身延 | 身延 | 身延 | 中山 | |
| | ●申状 | | △日学曼荼羅 本尊授与書 | ●申状 | ●申状 | ●申状 | ●申状 | ●申状 | | |
| | 寛正五年(一四六四) 六月二十九日 | 寛正元年(一四六〇)頃 | 長祿三年(一四五九) | 年月日未詳 | 八月 長祿三年(一四五九) | 八月 長祿三年(一四五九) | 三月二十八日 長祿三年(一四五九) | 四月十一日 長祿二年(一四五八) | 享徳二年(一四五三) | |
| | 武家 | 不明 | 公家 | 公家 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 武家か | |
| | 河公方足利成氏に上 蔵人太夫に付して古 河御陣において野田 | 『概説』六〇頁 | 『身史』六〇頁 | 『所報』五三頁。本 申状は身延十一世日 朝の作。 | 『所報』五二頁 | 『所報』五二頁 | 『所報』四九頁 | 『所報』五一頁。身 延十世日延の代官と して諫暁。 | 『概説』六〇頁。中 山八世日院の代官と して諫暁。 | して諫暁。 |

室 町 期

| | | | | | |
|-------------------|---|------------------|------------------|-----------------------------|-------------------------|
| | 64 | 63 | 62 | 61 | 60 |
| | 日我(保田十四世) 日侃(保田十五世) | 日意(身延十二世) | 日要(保田十一世) | 左京日教 日耀(日教の師) | 日住 |
| | 富士 | 身延 | 富士 | 富士 | 四条 |
| | ●申状 | | ●申状 | ●諫状 | ●目安 |
| | 九月 元龜四年(一五七三) | 三月 明応八年(一四九九) | 三月 明応八年(一四九九) | 文明元年(一四六九)か | 寛正六年(一四六五) 十月十五日 |
| | 武家か | 武家 | 公家 | 武家 | 武家 |
| 血脈師資相承の次第 (四通) | 立正安国論 文永五年諫諍の状 同八年重陳の状 代々先師の申状 | | 先師日目上人の申状 | 応時得益集 | 妙法治世集 |
| | 『富要八』三七九頁 | 『日年表』一四〇頁 | 『富要八』三七五頁 | 『本綱』二五九頁。 上行院日広の代官として諫暁。 | 『宗全一九』二〇五頁。八代將軍足利義政に諫暁。 |
| | 戦国期 | | | 室町期 | |

※出典の略称は以下の通りである。

- 『宗全一』 〓 『宗全』 一卷 (山喜房佛書林 一九五九年)
『宗全二』 〓 『宗全』 二卷 (山喜房佛書林 一九五九年)
『宗全五』 〓 『宗全』 五卷 (山喜房佛書林 一九六八年)
『宗全一八』 〓 『宗全』 一八卷 (山喜房佛書林 一九六八年)

- 『宗全一九』 〓 『宗全』 一九卷（山喜房佛書林 一九七四年）
- 『中山史料』 〓 中尾堯編『中山法華経寺史料』（吉川弘文館 一九九四年）
- 『千歴』 〓 財団法人千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史』資料編 中世3 県内文書2（千葉県 二〇〇一年）
- 『所報』 〓 都守基一稿『立正安国論』の再確認（『身延山大学東洋文化研究所所報』一六号〈身延山大学東洋文化研究所 二〇一二年〉所収）
- 『日目』 〓 日目上人出版委員会編『日目上人』（継命新聞社 一九九八年）
- 『続群類』 〓 塙保己一、補・太田藤四郎編『続群書類従』（続群書類従完成会 一九八九年）
- 『紀要』 〓 『日蓮教学研究紀要』一号（立正大学日蓮教学研究 一九七四年）
- 『全史』 〓 立正大学日蓮教学研究編『日蓮教団全史（上）』（平楽寺書店 一九六四年）
- 『概説』 〓 影山堯雄著『日蓮教団史概説』（平楽寺書店 一九五九年）
- 『身史』 〓 身延山久遠寺編『身延山史』（身延教報出版部 一九二三年）
- 『本綱』 〓 富谷日震著『本宗史綱』（本山要法寺 一九九四年）
- 『富要四』 〓 『富要』四卷（富士宗学要集刊行会 一九六一年）
- 『富要八』 〓 『富要』八卷（富士宗学要集刊行会 一九五七年）
- 『日年表』 〓 影山堯雄編『新編日蓮宗年表』（日蓮宗新聞社 一九八九年）

前述した先行研究以降、新たに発見された史料等を加えて表一二を作成したところ、弘安八年（一二八五）の日昭・日朗による申状提出にはじまり、元龜四年（一五七三）九月の日我・日侃による申状提出に至るまでの約三〇〇年の間に、六四度も諫暁活動の事例が確認できる。その時代的内訳は、鎌倉期一三度、南北朝期二二度、室町期二七度、戦国期三度であり、戦国期における事例は少ないものの、それ以前ほどの時代でも頻繁に諫暁活動が展開されていることがわかる。また門流別に見ると、多い順に日興（富士）門流一七度、身延門流一五度、

日什門流一四度、中山門流八度、四條門流四度、比企谷門流二度、浜・六條門流一度の諫曉活動の事例が確認でき、各門流によって諫曉活動が展開されている様子が窺える。もちろん時代背景や居住地等の相違から、これらの回数をもって各門流における諫曉活動の度合いを単純に比較することはできないが、現時点では日興門流の諫曉活動を伝える史料が最も多く、また身延・日什両門流にもその史料を多数確認することができる。

ところで、これらの諫曉活動の事例の内、上申文書である申状・目安等の史料によって知ることのできる事例は三六度と、過半数に及ぶ。しかしこれらの申状の中で、権力者に提出した正文は現在一点も伝来していない。その原因は申状が上位者へ差し出す上申文書という史料的性格にあると考えられる。

鎌倉幕府における裁判の際に提出された訴陳状の正文は奉行所に集積され、判決と同時に事切文書とよばれて幕府の文倉と呼ばれる文書収納庫に送られるのが定めとなっていたため、訴陳状正文はほぼすべて幕府側に残ることが指摘されている⁶⁾。したがって、日蓮門下が提出した申状の正文も同様に提出先に保管され、諫曉者の元に戻ってくるのがなかったために、今日申状の正文を確認することができないのであろう。

ただし当時の通例として、これらの上申文書作成の際には、原文書である正文そのものの効力に即した案文と呼ばれる写しが正文と共に作成された⁷⁾。つまり、申状の正文は諫曉活動の対象先に渡るものの、諫曉者の手元にはその案文が残るわけである。この先師申状の案文を元に、その門弟らが新たな申状を作成したのであろう。またその案文は、門弟による諫曉活動の際に申状に添えて提出され、自己の主張を正当づける証拠文書としての役割も担っていくようになった。このことは表一二に記載した副進書項に「申状案」との文字を確認できることによって明らかである。

しかし、その案文もまた今日まで伝来しているものは、保田妙本寺に所蔵される日目申状案⁸⁾ただ一点のみである。その理由は今述べた通り、案文自体が副進書として諫曉先に提出されたことによると考えられる。したがって、今日我々が確認することのできる日蓮門下の申状は、ほぼすべて申状の案文あるいはその転写本というこ

とにならざるを得ない。現在伝わるこれらの写本が申状正文の文言をどれだけ正確に伝えているかが当然問題となるが、申状の内容を伝える現存史料は日目申状案の他は写本のみという現状にあるため、本論では今日まで伝来している申状の案文および写本の内容によって論を進めていくこととする。

さて、既に述べたように、聖人による三度の国家諫暁はすべて鎌倉武家政権に対して行われたものであり、高木氏によれば聖人自身には公家奏聞・王城弘通の意図はなかったと想定している⁹⁾。しかし日蓮門下による諫暁活動は、聖人滅後には武家のみでなく公家に対しても積極的に行われるようになる。武家中心の諫暁活動から公家をも含んだ諫暁活動へと変化していく分岐点となるのは、間違いなく鎌倉時代の終焉と南北朝時代の到来であろう。

表一二を参照すると、鎌倉幕府の存続中は主に武家に対する諫暁の事例が多く見られるが、正慶二年（一三三三）五月に鎌倉幕府が崩壊し、隠岐に配流されていた後醍醐天皇が同年六月より京都に戻り、建武の新政と称される天皇親政を開始した。ちなみにこの年に日興は入滅している。政治の中心地が東国鎌倉から西国京都へと移行したことがきっかけとなり、日蓮門下はそれを追いかけるようにして京都を目指し、公家への奏聞を度々行ったのである。特に日興門流に限って見てみると、南北朝時代以降の諫暁活動は一三度を数えるが、その内公家に対する奏聞は一〇度、武家に対する諫暁は三度である。またこれらの諫暁活動の大半は日興滅後一〇数年の間に集中して行われているが、その対象はすべて公家であって、明らかに諫暁活動が公家に偏っている傾向が見られる。ただ日興は在世中の嘉暦二年（一二三二）八月にはすでに公家に対する申状（表一二の10）を作成しており、さらに日興が弟子を遣わせて公家へ奏聞させた記録も見られることから¹⁰⁾、日興は在世中すなわち政治権力の京都移行以前から武家だけでなく公家への奏聞の志を持っていたと考えられる。したがって、日興滅後の日興門流において度々公家奏聞が行われたのは、政権の京都移行によるところだけでなく、日興の生前からの公家奏聞の遺志を果たすためでもあったと推測される。

ただし、日蓮門下による公家への諫暁活動が集中したのは南北朝時代初期の頃で、その後は公武両権力に対して平均的に展開されるようになる。この時代の武家政権の動向を見てみると、建武三年（一三三六）に足利尊氏によって京都に室町幕府が開かれ、南北朝時代後期には幕府の機構がほぼ整えられ、三代將軍足利義満の頃に最盛期を迎えた。室町幕府では細川・斯波・畠山の有力守護大名三氏が交替で管領に就任し、將軍の補佐役として政務を総轄した。また鎌倉には関東を統轄する政庁として鎌倉府が配置され、その首長である鎌倉公方には足利氏一族が、鎌倉公方の補佐役の関東管領には斯波氏・上杉氏・高氏・畠山氏らが就任した。このように武家権力が公家同様京都を拠点に政治権力を発揮したこと、さらに鎌倉にも幕府の統治機関が設置されたことが、南北朝以降の日蓮門下による諫暁活動のための上洛と武家への諫暁を促したと考えられる。

南北朝期以降、日蓮門下がこぞって京都を目指した要因として、政治権力が京都に移行したことその他にもう一点挙げられる。それは肥後阿闍梨日像（一二六九—一三四二）の京都布教により、妙顕寺が日蓮教団初の勅願寺として公許されたことである。

周知の通り、日像は聖人から京都弘通を委嘱され、永仁二年（一二九四）四月より京都にて布教を開始する。京都における日像の教勢が盛んになるにつれて他宗の迫害は厳しさを増し、その結果朝廷から三度の流罪を受けるもそれを乗り越え、元亨元年（一三二一）十一月八日には京都弘通の勅許⁽¹¹⁾を得て妙顕寺を開いた。そして建武元年（一三三四）四月十四日、日像は後醍醐天皇から「妙顕寺^ハ為^ニ勅願寺^ト、殊^ニ弘^メ一乗^ト頓^之宗^旨、宜^レ凝^ス四海泰平之精祈^ヲ者^ハ、天氣如^レ此、悉^レ之^ヲ、以^テ状^ス」⁽¹²⁾との綸旨を賜り、これによって妙顕寺が日蓮教団初の勅願寺として中央政権から公に認められたのである。日像の京都弘通以来四一年目の快挙であった。さらに妙顕寺は建武三年（一三三六）八月に室町足利將軍家の祈禱所⁽¹³⁾に、建武四年（一三三七）四月には北朝光厳上皇の祈願所⁽¹⁴⁾になることを命じられており、南北朝期初期において妙顕寺は公武の間に揺るぎない地位を確立するに至ったのである。

日像の活躍により妙頭寺が公武の勅願寺・祈禱所になったという知らせを受けた他の日蓮門下は、妙頭寺同様の公許を得るべく次々と京都へ諫暁活動に赴いたと伝えられる。その時の様子が暦応三年（一三四〇）八月五日の日像書状『与大覚僧都書』に次のように記されている。

自_二何事_一モ当御治世ヨリ妙頭寺ヲ御祈願所ニ被_レ成候テ院宣ヲ給候又、武家ノ御教書ト申、院宣ト申、存分施_三面目_一候又、可_レ賜_二御祈禱所_一之由普聞候、自_三諸方_一法華宗トナノリ候テ院宣御教書望申候ヘドモ、皆被_レ捨候テ、剩_ヘ妙頭寺ノ不_レ帯_ニ挙状申状_一不_レ可_レ有_二御用_一之由、公家武家一同ノ御沙汰_三候也_一⁽¹⁵⁾

つまり、諸方より法華宗と名乗って院宣・御教書の下賜を求めて諫暁活動に来る者が多々いるが、その際に妙頭寺の挙状・申状を帯びていなければ公武共に受け付けられないという状況が暦応三年の時点で出来上がっていたことを物語っている。このことは『日什御奏聞記録』において、日什が永徳元年（一三八一）に公家奏聞を企てた際、妙頭寺日霽の元を訪れて奏聞実行の許可を申請していることから窺えよう⁽¹⁶⁾。これらの記録から、改めて当時の妙頭寺が京都において絶対的地位に君臨する様子が知られると共に、南北朝期の始まりから暦応三年の頃にかけて行われた諫暁活動の背景にはこのような状況が発生しており、妙頭寺以外の他門流による諫暁活動の妨げとなっていた様子が窺える。妙頭寺の許可なしには諫暁活動が実行できないという特殊な状況が発生したことから考えると、南北朝初期には各門流諸師が表一二に収録した事例よりもはるかに多くの諫暁活動をこぞって展開したのではないだろうか。その結果、歯止めをきかすために公武よりこのような指示が出されたと推測される。ともかく、日像門下の布教が公武の公認を得たことは他の門下にとって大きな刺激となり、諫暁活動のための京道上洛を促す要因の一つとなったと考えられる。

また日蓮門下の諫暁活動では、申状と共に『立正安国論』を副進書の一つとして提出しているケースが多々見られる。表一二を参照すると、『立正安国論』を副進したことが明記される諫暁活動は、門流多岐に渡って一度も確認することができない。渡辺氏も指摘しているように、この事実は諫暁活動の目的が聖人の『立正安国論』

の趣旨を改めて献策することにあつたことを如実に物語っている⁽¹⁷⁾。このような共通認識のもと、各門流諸師は申状の提出と『立正安国論』の副進を相次いで行い、その結果『立正安国論』の副進が奏聞・諫暁の手段の一つとして伝統化していったものと想定される。日蓮門下が度々『立正安国論』を副進している事実から、当時門下によって『立正安国論』が頻繁に書写されたであろうことは想像に難くなく、当時相当数の写本が作成されていたものと推測される。日蓮門下の諫暁活動は、まさに『立正安国論』の精神のもとに実行され、脈々と受け継がれていったことがわかる。

第二項 各門流の諫暁活動

次に、門流別に諫暁活動の展開を考察してみたい。日興門流に関しては次節以降に検討するため、ここではその他特に多くの事例が確認される身延・日什・中山の三門流を取り上げることとする。

一、身延門流

表一二を参照すると、身延門流による諫暁活動の事例は一五度確認することができる。今その事例と事例を伝える史料を抜粋して挙げると左記の通りである。なお、上に付した番号は表一二の収録番号を示している。

- | | | | |
|----|----------|------------------|----|
| 11 | 日向（身延二世） | 嘉暦四年（一三二九）正月二十九日 | 申状 |
| 12 | 日向（身延二世） | （年月日未詳） | 申状 |
| 15 | 日進（身延三世） | 建武元年（一三三四）七月 | 申状 |

| | | | |
|----|-----------|------------------|------------|
| 44 | 日学（身延九世） | 正長元年（一四二八）九月 | 申状 |
| 46 | 日伝 | 永享四年（一四三二） | 与中山浄光院書 |
| 49 | 日迅 | 宝徳三年（一四五二）二月 | 申状 |
| 50 | 日出（本覚寺開山） | 享徳二年（一四五三）六月十日 | 申状 |
| 52 | 日雄 | 長禄二年（一四五八）四月十一日 | 申状 |
| 53 | 日学（身延九世） | 長禄三年（一四五九）三月二十八日 | 申状 |
| 54 | 日朝（身延十一世） | 長禄三年（一四五九）八月 | 申状 |
| 55 | 日朝（身延十一世） | 長禄三年（一四五九）八月 | 申状 |
| 56 | 日顕（茂原住僧） | （年月日未詳） | 申状 |
| 57 | 日延（身延十世） | 長禄三年（一四五九） | 日学曼茶羅本尊授与書 |
| 59 | 日雄 | 寛正五年（一四六四）六月二十九日 | 申状 |
| 63 | 日意（身延十一世） | 明応八年（一四九九）三月 | 『日年表』による |

身延門流による諫曉活動の事例は、その大半が申状の存在によるものである。これらの申状の内、12・15・44・49・50・52・53・54・55・56・59の一通の申状は、岡山県和気郡和気町の法泉寺（日蓮宗不受不施派）に所蔵される文書『日奥聖人御修行次第』に「先聖目安」として付載されているものであり、近年都守基一氏によつてその存在が明らかされた、諫曉活動関連の新出史料である⁽¹⁸⁾。本書の筆者は積日正（一八二九—一九〇八）で、収録される申状は近代の写本ということになるが、都守氏によれば、不受不施派が身延を攻撃するためにこれだけのものを偽作することは考えにくく、本書の内容は信用できるものであると述べている⁽¹⁹⁾。

身延門流の諫曉活動を伝える初見史料は、11の嘉暦四年（一三二九）正月二十九日の日付を有する六老僧日向

の申状である。しかし日向は正和三年（一一三一四）九月三日に六二歳をもって入寂しており、11は日向滅後一五年後のものとなる。したがって、本申状は日向自身の手で提出されたものではなく、日向申状を日向の門弟が書き写し、嘉暦四年の諫暁活動の際に提出する申状または副進書として使用したものである可能性が考えられる。他の事例を見ると、長祿二、三年（一一四五八、五九）頃に集中している傾向が見られ、この時期に身延門流の僧によって活発に諫暁活動が展開された様子が窺える。特に身延十一世日朝が長祿三年に行つた二度の諫暁活動は、同年に師の一乗坊日出が入滅しており、この悲報を受けての行動であつたかもしれない。56の日頭申状の末には「私云、此日頭之目安朝師ノ御作云云⁽²⁰⁾」との注があり、この注によれば本申状も日朝が作成したものとされている。年月日を欠くため提出の時期を知ることができないが、日朝自身諫暁活動に多く関わつていたことが読み取れる。また、13の日向申状中に「重テ所レ申也⁽²¹⁾」、49の日迅申状中に「重言上⁽²²⁾」との記述が見られる。これがどの言上を指しているのかは不明ではあるが、この記述から、右に挙げた以外にも日向・日迅によって諫暁活動が行われていた可能性も指摘できよう。

日蓮門下が諫暁活動を行う際に提出する申状には、聖人の『立正安国論』を副進することが通例であつたことは既に述べた。ただ身延門流による諫暁活動の場合、申状は多数確認できるものの、『立正安国論』を副進する旨が申状に明記されているものは11の日向申状一つのみであつて、その他の申状にはその事実が認められない。しかし各師の申状本文には、世の中に邪法が蔓延しているために善神が国を擁護することを放棄し、その結果災難が興起するという、いわゆる神天法門が共通して説かれている。そして国家安泰のために、早く謗法を禁じて正法に帰依せよと主張されている。すなわち身延門流諸師の申状は、実際に『立正安国論』が副進されなくとも、申状の内容自体に『立正安国論』の精神を読み取ることができ、この形式が代々受け継がれていったことが窺えるのである。

二、日什門流

次に、日什門流による諫曉活動について見てみたい。表一二を見ると、日什門流の事例は一四度確認することができる。それらを以下に挙げる。

| | | | | |
|----|-----------|-------------|--------|---------|
| 26 | 日什（妙満寺開山） | 永徳元年（一三八一） | 六月十八日 | 日什御奏聞記録 |
| 27 | 日什（妙満寺開山） | 永徳元年（一三八一） | 六月二十一日 | 日什御奏聞記録 |
| 28 | 日什（妙満寺開山） | 永徳元年（一三八一） | 六月二十三日 | 日什御奏聞記録 |
| 29 | 日什（妙満寺開山） | 永徳二年（一三八二） | | 門徒古事 |
| 30 | 日什（妙満寺開山） | 永徳二年（一三八二） | | 門徒古事 |
| 31 | 日什（妙満寺開山） | 永徳三年（一三八三） | | 門徒古事 |
| 33 | 日什（妙満寺開山） | 明德二年（一三九一） | 正月 | 門徒古事 |
| 34 | 日什（妙満寺開山） | 明德二年（一三九一） | 三月七日 | 門徒古事 |
| 35 | 日仁・日実・日行 | 応永五年（一三九八） | 六月五日 | 門徒古事 |
| 36 | 日仁・日実・日圓 | 応永五年（一三九八） | 以前 | 門徒古事 |
| 37 | 日実 | 応永七年（一四〇〇） | 七月二十三日 | 門徒古事 |
| 38 | 日仁・日実 | 応永十年（一四〇三） | 五月一日 | 門徒古事 |
| 39 | 日運 | 応永十二年（一四〇五） | 五月二十一日 | 門徒古事 |
| 41 | 日仁・日運 | 応永十五年（一四〇八） | 五月二十一日 | 門徒古事 |

右に挙げた日什門流の諫曉活動の事跡は、すべて日穆著『日什御奏聞記録』と日運著『門徒古事』という日什

門下が記した二文書によって伝えられるものであって、日什門下が上申した申状は残念ながら伝来していない。しかし『日什御奏聞記録』と『門徒古事』には、日什とその門下による国家諫暁の始終が事細かに記録されており、申状だけでは知り得ることのできない当時の具体的な状況を今に伝える貴重な史料である。また、両書が右記の諫暁活動にほど近い時期に著された中世文書（『日什御奏聞記録』Ⅱ永徳元年・一三八一年、『門徒古事』Ⅱ応永三十二年・一四二五年）であることが、その史料価値をさらに高めている。

さて、日什（一三一四—一三九二）は『門徒古事』に「先ッ三和尚富士山ノ大石寺日興ノ余流日目日尊次日尹ト中人ニ初メ御同心候テ⁽²³⁾」とあり、はじめ日興門流日尊の弟子、日尹に同心したことが伝えられる。しかしその後、康暦二年（一三七九）三月二十三日には『真間帰伏状⁽²⁴⁾』を記し、学匠を求めて日興門流を離れ、中山門流真間弘法寺に帰入している。中山門流に帰伏した日什はこの頃から諫暁活動を志し、永徳元年に第一回目（26・27・28）、永徳二年に第二回目（29・30）、永徳三年に第三回目（31）の上洛をし、公武両権力に対して立て続けに諫暁活動を展開した。特に永徳元年は聖人の百回忌にあたる年であり、聖人への報恩謝徳の意のもとに諫暁活動を志したものと推測される。

これらの日什の諫暁活動に関して、久遠成院日親の『伝灯抄』は「第二度ノ目安マデハ中山本妙寺日尊ノ代ト被^レ書進^セタリケルガ、何トカ思ハレケン第三度目ノ訴状ヨリ日尊代ト云文字ヲ略シテ自訴ノ分ニ令^ニ披露^セ」と記し、また合掌阿闍梨日受の『本迹自鏡編』も「始^テ対^ニ三^{スル}殿^下之^ニ時^ニ曰^ク下^ニ総^ニ中山ノ僧日什^ト」と記している。したがって、永徳二年の第二回目の上洛までは中山門徒としての立場のもとに諫暁活動を実行していたようである。日什はこの第二回目の上洛時に関白二条師嗣に奏聞し、その結果「洛中ニ一字ヲ構^テ御弘通候ハゞ、主上モ予モ自然^ト可^レ奉^レ帰^シ」⁽²⁷⁾と賞賛されている。諫暁活動の成果の一例をここに見ることができる。しかし、日什は諫暁活動を行うための費用をめぐって中山日尊との間に確執が生じ、その結果第三回目の上洛の際には「関東鎌倉埋橋本興寺ノ住^ニ二位ノ僧都日什^ト申法華宗之僧ニテ候^ト」⁽²⁸⁾と、自身が建立した本興寺の住僧と名乗って諫暁活動を行

っている。

なお、第三回目の上洛奏聞の時の様子を『門徒古事』は「関白殿大聖人之御自筆ノ本尊ヲイタゞキ題目御唱候テ、余ハ法華宗也ト被レ仰シカバ」⁽²⁹⁾と記している。つまり、関白に對面して奏聞する際、日什は聖人自筆の曼荼羅本尊を掲げたことを伝えている。すべての諫曉活動において日什が曼荼羅本尊を掲げたかどうかは不明だが、少なくともこの時は曼荼羅本尊を携行して諫曉活動に向かったことがわかり、諫曉活動の際の具体的行動を伝える貴重な記述である。これ以後日什は中山門流からも離れ、独自路線を歩んでいくこととなる。

この後、日什は明德二年（一三九一）に二度（33・34）三代將軍足利義満に諫曉を果たすが、この時義満より「將ヲ追奏セン時ハ侍所ニ申付ケ可レ為ニ罪過」⁽³⁰⁾と、再び諫曉を行えば刑に処することを申し付けられた。これが日什による諫曉活動の最後の事例である。日什の諫曉活動は中世日蓮門下の中で最多の八度を数え、極めて目覚ましいものであった。

翌明德三年（一三九二）二月二十八日、日什は七九歳をもって入滅するが、日什入滅後もその門弟らによって度々諫曉活動が行われており、その事例は六度（35・36・37・38・39・41）確認することができる。その中でも注目すべきは、応永五年（一三九八）六月五日に日仁・日実・日行が足利義満に対して行った35の諫曉である。先述した通り、義満は明德二年（一三九一）の日什の諫曉の際に再び言上することを禁じていたが、日仁らはそれに背いて諫曉を強行したのである。これに義満は怒り、日仁らを捕らえた上で法華を捨てて念仏を唱えよと求め、頭へ茶湯をかけたり杵で足の骨を砕いたり種々の拷問を加えた⁽³¹⁾。ところが日仁らはこれに耐えて主義主張を曲げることがなかったため、満身創痍になりながらもついに釈放されるに至った。これがいわゆる応永法難と称されるものである。この応永法難は、日蓮門下による諫曉活動に対する権力者の反応と、諫曉活動を行うこととのリスクを如実に物語っている。しかし35の結果を受けて、日什門下は諫曉活動を躊躇するどころか大いに発奮し、さらに五度も諫曉活動を展開している様子が窺える。

既に述べたように、日什門流によって提出された申状そのものは伝来しないものの、『日什御奏聞記録』と『門徒古事』の二文書によって諫曉活動の具体的な方法やその後の権力者の反応など、当時の状況が詳細に伝えられている。このような面から、当時の日蓮門下における諫曉活動の動向を探る上で、これらの史料の存在意義は極めて大なるものであるといえよう。日什門下が命に関わるリスクも顧みず諫曉活動を繰り返した事実と不惜身命の精神を、ここに読み取ることができる。

三、中山門流

身延・日什門流に次いで多い中山門流では、八度の諫曉活動の事例が確認できる。それらを以下に挙げる。

| | | | |
|----|-------------------|-----------------|----------|
| 4 | 日頂（六老僧） | 正応四年（一二九一）三月 | 申状 |
| 6 | 日高（中山二世） | 正安四年（一三〇二）三月 | 申状 |
| 16 | 日祐（中山三世）・日樹（真間三世） | 建武元年（一三三四）八月三日か | 申状 |
| 21 | 日祐（中山三世） | 暦応三年（一三四〇）十月三十日 | 一期所修善根記録 |
| 22 | 日祐（中山三世） | 暦応四年（一三四一）三月七日 | 一期所修善根記録 |
| 40 | 某 | 応永十三年（一四〇六） | 門徒古事 |
| 47 | 日親（本法寺開山） | 永享十一年（一四三九）五月六日 | 埴谷抄 |
| 51 | 日眼 | 享徳二年（一四五三） | 『概説』による |

これを見ると中山門流の場合、正応四年（一二九一）の日頂・正安四年（一三〇二）の日高のように、比較的

早い段階から諫暁活動が行われていたことがわかる。特に4の申状は、日頂が真間弘法寺を拠点として活躍していた時期に提出されたものであり、下総教団の主力として門流の先陣を切って諫暁を果たしている。日頂と共に下総教団の中心的存在であった富木日常には諫暁活動の痕跡を見出すことはできないものの、その日常の弟子の日高と孫弟子の日祐は諫暁活動を行っており、中山門流初期の段階では諫暁活動が継続して展開されていた様子が知られる。特に中山三世日祐には16・21・22と三度の諫暁活動の事跡が伝わっており、諫暁活動に対する積極的な姿勢が窺える。

日祐の第一回目の諫暁活動は、建武元年（一三三四）八月に天皇に対して行った16の奏聞である。この時の申状は日祐と同門流の真間弘法寺三世日樹が連名で作成しており、両者で奏聞に臨んでいる⁽³²⁾。当時は鎌倉幕府が崩壊し、京都にて天皇を中心とした建武の新政が開始されて間もない頃であり、かつ妙顕寺が勅願寺の公許を得てから約四ヶ月後のことであった。このような時代の転換を受けて、日祐と日樹は諫暁活動を企図したのである。しかしこの申状提出の結果、日祐・日樹は捕らえられて壱岐守に預けられたものの、三日後の八月五日には赦免となった。日祐らが短期間で赦免となった理由について『日蓮教団全史（上）』は、後醍醐天皇による新政が開始されたこの年の六月に護良親王と足利尊氏の対立が表面化し、七月には九州北部に乱が起るなど、再び世の中が騒然となっていたために、千葉氏の斡旋によって日祐の赦免が円滑に進んだものと推測している⁽³³⁾。なお、身延三世日進も同時期に公家への奏聞（15）を果たしている。

『一期所修善根記録』によれば、日祐は暦応三年（一三四〇）に第二回目（21）、暦応四年（一三四一）に第三回目（22）の諫暁活動を室町幕府二代將軍足利義詮に対して行っている⁽³⁴⁾。しかし、これらの諫暁に対する幕府の反応はなく、その理由を中尾堯氏は北畠親房をはじめとする南朝側の圧力が激しく、幕府も日祐の諫暁に関わっている余裕はなかったと述べている⁽³⁵⁾。日蓮教団の諫暁活動は、この頃すでに公武から勅願寺・祈禱所として公認されている妙顕寺の挙状・申状を帯びていなければ受け付けないという状況が発生していた。日祐が果た

して妙顕寺の許可を得ていたかは定かではないが、このような公武の姿勢に日祐の諫暁もまた抹殺された可能性も考えられる。

右に挙げた通り、日祐以降は中山門徒某によって40の諫暁活動が行われているが、諫暁者の名前は伝わっていない。またその後、京都本法寺開山日親（一四〇七―一四八八）によって47の諫暁が実行されるが、日祐の最後の諫暁活動から数えて約一〇〇年もの間、中山法華経寺歴世による諫暁活動の事例を確認することはできない。日親はその著『折伏正義抄』に「天下ヲ諫メテ身命ヲ捨ン事久シカルマジ⁽³⁶⁾」と記しており、中山門流において諫暁活動が行われない現状を打破すべく、不惜身命の覚悟で諫暁活動を実行しなければならぬとの使命感を持っていた。その使命感のもとに日親は永享十一年（一四三九）五月六日、室町幕府六代將軍足利義教に対して47の諫暁を果たしたのである。この諫暁は義教に受け入れられず、逆に「重而不^レ可^レ言上^一、若押て言上之時者堅可^レ有^レ御罪過^一⁽³⁷⁾」と再度の諫暁を禁じられた。しかし日親はこれに屈せず、三代將軍足利義満の三十三回忌にあたる永享十二年（一四四〇）五月六日に再び諫暁を企図した。日親は二度目の諫暁に向けて、聖人の諫暁書である『立正安国論』にならない、自身の諫暁書として『立正治国論』を提出しようとその執筆に取りかかった。日親はその時の心境を『埴谷抄』に「身命をハ捨るといふとも法理をハ可^レ残置^一所存にて立正治国といへる一卷の書を製作⁽³⁸⁾」すると綴っており、日親の諫暁に対する並々ならぬ決意が窺えよう。

ところが日親のこの行動が幕府に伝わり、同年二月六日に日親は捕らえられ禁獄されてしまう。禁獄中、日親は激しい拷問を加えられたようで、竹串を陰茎に突き刺される、熱した鍋を頭に被せられる、舌を切られる等の刑に処せられたことが本法寺二十世日匠著『日親上人徳行記⁽³⁹⁾』に記されている。これが日親が後世「なべかむり日親」と称される所以である。この身の毛も弥立つような拷問に耐えた日親はついに釈放され、以来さらなる伝道の日々を送るのである。

日親に対するこれらの迫害は、先述した日什門下に加えられた迫害同様に、日蓮門下の諫暁活動に対する権力

者の反応を伝えるものとして刮目すべき記録である。

小結

以上、中世日蓮門下における諫暁活動の展開を概観してきた。考察の結果、聖人滅後に各門流諸師が時代の変遷に同調しながら、公武両権力に対する諫暁活動を継続的に展開していく様子を確認することができた。

その中でも特に日興門流・身延門流・日什門流・中山門流等に数多くの諫暁活動の事例を見ることができ、聖人の行動を継承して諫暁活動を展開すべきとの認識が門流の枠を超えて共通して存在していたことが窺える。その一方で、教団初期から存続する浜門流・比企谷門流の活動はほとんど見ることができない。この理由を示す確実な史料は見当たらないが、日昭・日朗を中心とする鎌倉日蓮教団は、聖人入滅後に幕府から教団存続が危ぶまれるほどの圧力をかけられた苦い経験があり、諫暁活動を行うことよって再び権力者の怒りを買うことを恐れ、活動を躊躇せざるを得なかったのかもしれない。

各門流諸師は諫暁活動を行う度に申状を作成して副進書と共に権力者に提出し、謗法信仰を改めて正法に帰依することを求めた。これらの日蓮門下による諫暁活動は必ずしも大きな成果に結びついたわけではなく、むしろ結果的に権力者の反感を買い、時に日什門下や日親のように極めて厳しい対応を受けたケースもあった。

しかしそのようなリスクが想定されるにも関わらず、日蓮門下は仏教者としての立場から諫暁活動を脈々と受け継いで実行し、諫暁活動が日蓮教団における代表的な教化活動の一つとして定番化していったのである。その背景には聖人の『立正安国論』上呈に始まる三度の諫暁があり、日蓮門下の諫暁活動は、まさに『立正安国論』の精神のもとに聖人の追体験をするべく展開されたものであるといえよう。

注

- (1) 高木豊稿「日蓮と日蓮宗教団の形成」(中村元、笠原一男、金岡秀友監修・編集『アジア仏教史 日本編V 鎌倉仏教3』(佼成出版社 一九七二年)所収)。のちに同著『中世日蓮教団史攷』に再録。
- (2) 宮崎英修稿「江戸中期における諫暁活動」(『棲神』四八号(身延山短期大学学会 一九七五年)所収)。のちに同著『日蓮教団史研究』に再録。
- (3) 渡辺宝陽著『日蓮宗信行論の研究』(平楽寺書店 一九七六年)。
- (4) 日蓮宗事典刊行委員会編『日蓮宗事典』(日蓮宗宗務院 一九八一年) 一二四—一三二六頁。
- (5) 『日蓮宗事典』巻末貼付。
- (6) 日本歴史学会編『概説古文書学 古代・中世編』(吉川弘文館 一九八三年) 一五四頁。
- (7) 佐藤進一著『「新版」古文書学入門』(法政大学出版社 二〇〇三年) 一六頁。
- (8) 『日日上人』巻頭写真および三七七頁。
- (9) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一一一頁。
- (10) 元徳二年(一一三〇)二月二十四日書写の日興曼茶羅本尊授与書「為悲母一周忌書写如件、公家奏聞代官丸大進房日助授与之」(『興本』二八頁)等。
- (11) 『龍華秘書』(『宗全』一九卷一三四頁)。
- (12) 『龍華秘書』(『宗全』一九卷一三五頁)。
- (13) 『龍華秘書』(『宗全』一九卷一五六頁)。
- (14) 『龍華秘書』(『宗全』一九卷一三六頁)。
- (15) 『宗全』一巻二六五頁、同一九卷三八頁。
- (16) 『宗全』五巻八頁。

- (17) 渡辺宝陽著『日蓮宗信行論の研究』一三六頁。
- (18) 都守基一稿『立正安国論』の再確認」(『身延山大学東洋文化研究所所報』一六号〈身延山大学東洋文化研究所 二〇一二年〉所収) 四六頁。
- (19) 都守基一稿『立正安国論』の再確認」(『身延山大学東洋文化研究所所報』一六号所収) 五八頁。
- (20) 都守基一稿『立正安国論』の再確認」(『身延山大学東洋文化研究所所報』一六号所収) 五四頁。
- (21) 都守基一稿『立正安国論』の再確認」(『身延山大学東洋文化研究所所報』一六号所収) 四七頁。
- (22) 都守基一稿『立正安国論』の再確認」(『身延山大学東洋文化研究所所報』一六号所収) 五四頁。
- (23) 『宗全』五卷三八頁。
- (24) 『宗全』五卷三頁。
- (25) 『宗全』一八卷五四頁。
- (26) 『宗全』六卷(山喜房佛書林 一九六一年) 六頁。
- (27) 『門徒古事』(『宗全』五卷四二頁)。
- (28) 『門徒古事』(『宗全』五卷四三頁)。
- (29) 『門徒古事』(『宗全』五卷四二頁)。
- (30) 『門徒古事』(『宗全』五卷四八頁)。
- (31) 『門徒古事』(『宗全』五卷八四頁以下)。
- (32) 『一期所修善根記録』(『宗全』一卷四四七頁)に「真間同道」とあり。
- (33) 『日蓮教団全史(上)』一六七頁。
- (34) 『一期所修善根記録』(『宗全』一卷四四七頁)。
- (35) 中尾堯著『日蓮宗の成立と展開―中山法華経寺を中心として―』(吉川弘文館 一九七三年) 一二八頁。
- (36) 山口照子監修『日親上人全集』(日親上人第五百遠忌報恩奉行会 一九八五年) 二四五頁。

- (37) 『埴谷抄』(『日蓮教学研究所紀要』 一号〈立正大学日蓮教学研究 所 一九七四年〉所収「史料紹介」 四頁、本法寺文書編纂会編『本法寺文書一』(大塚巧藝社 一九八七年) 一二二頁。
- (38) 『埴谷抄』(『日蓮教学研究所紀要』 一号所収「史料紹介」 四頁、『本法寺文書一』 一二三頁。
- (39) 『日親上人全集』 六五頁以下。

第二節 日興在世中における日興門流の諫暁活動

第一項 日興在世中の諫暁活動

前節においては、日興門流における諫暁活動の展開を探るための前段階として、中世日蓮教団が国家権力者に対する諫暁活動をどのように展開したのか、その全体像について概観した。本節以降は、日興門流の諫暁活動について考察していく。

日興門流諸師の申状については、すでに『宗全』二巻・『富要』八巻・『日蓮正宗歴代法主全書』一卷⁽¹⁾・『日興上人』・『日目上人』・『興門資料』⁽²⁾および自治体史等に翻刻文が収録されており、周知のものとなっている。しかし、日興門流の諫暁活動に関する先行研究は、『富士日興上人詳伝』・『日興上人』・『日目上人』等に見られるものの、それらはあくまで断片的なものであり、中世日興門下の諫暁活動について全体的かつ総合的に考察を行ったものは、管見の限り見出すことはできない。そのような現状を踏まえ、本節以降では日興門流における諫暁活動の継承と展開のあり方に焦点を合わせ、考察を進めていきたい。

本節では、特に日興在世中の諫暁活動について着目したい。日興は正慶二年（一三三三）に八八歳をもって入滅するが、正慶二年といえば鎌倉幕府が滅亡した年でもある。したがって、日興が生きた時代はそのすべてが鎌倉時代であり、本節での考察は、言い換えれば鎌倉時代における日興門流の諫暁活動ということにもなる。日興在世中の諫暁活動は、その後連綿と受け継がれていく日興門流による諫暁活動の原点に位置するものであり、門流の諫暁活動展開の基盤を成していることは言うまでもない。既に述べた通り、聖人は在世中に幕府に対して三度諫暁を行った。身命を惜しまず諫暁を繰り返した聖人の果敢な姿を、直弟子の一人として最も近くで見えてきた日興らがその遺志を受け継ぎ、聖人滅後どのようにして諫暁活動を展開したのか、これを明らかにすることが

本節における中心課題である。

まず前節に提示した、中世日蓮教団による諫暁活動の事例一覧である表一二の中から、日興在世中における日興および弟子の諫暁活動の事例をピックアップし、以下に挙げる。なお、≒内の数字は表一二の収録番号を表している。

- ① ≒3 ≒ 日興 正応二年（一二八九）正月
申状 ↓ 武家 【副進】立正安国論・文永八年申状
- ② ≒9 ≒ 日順 嘉暦二年（一三二七）八月二十五日
申状 ↓ 公家か 【副進】なし
- ③ ≒10 ≒ 日興 嘉暦二年（一三二七）八月
申状 ↓ 公家 【副進】立正安国論・三時弘経図等
- ④ ≒13 ≒ 日興 元徳二年（一三三〇）三月
申状 ↓ 武家 【副進】立正安国論・文永五年申状・同八年申状・所造書籍等

右記の通り、日興在世中には四度の諫暁活動の事例を確認することができる。その内訳は、日興が三度、重須談所二代学頭の三位阿闍梨日順が一度であり、そのすべてが申状の写本の存在によって知ることができる。

日興の諫暁活動については、『御伝土代』に「大聖人御滅ハ五十二年之間公家関東奏聞了テ⁽³⁾」とあり、聖人滅後から自身の入滅に至る五二年間、公武への諫暁活動を展開した旨が記されている。その諫暁活動の事跡を伝える日興申状の初見は①の正応二年（一二八九）正月状であるが、その申状の冒頭に「日蓮聖人ノ弟子日興重^{ネテ}申^ス」⁽⁴⁾と、末には「重^{ネテ}言^フ如上^レ件^ノ」⁽⁵⁾との記述が見られる。この記述によれば、日興が正応二年以前にすでに諫暁を行っていた可能性が考えられる。もちろん聖人による諫暁を受けて日興が「重^{ネテ}申^ス」と記したことも想定さ

れようが、これに関連して、天文十四年（一五四五）の保田妙本寺十四世日我著『申状見聞私』には、以下のような記述を見ることが出来る。

御一代ノ御天奏及ニ五六度ニ申状何レモ有レ之レ可レ見レル後ニ、文底ハ五人所破抄の如し、此ノ四ノ申状は嘉暦二年十一月十七日の奏聞也四度目の奏状也、興上ノ本懷殊に依レテ有ニルニ御許容一日中ニ是レヲ讀ミ申ス也、正和二年七月日ト書キタル本モ有レ之レ、元徳二年ノ申状ハ目上天奏ノ時雖レモ被ニルト副ヘ進ニ於テ樽井ニ御円寂ノ間無ニキ奏聞ニ歟（中略）此ノ外数通ノ申状有レ之レ可ニキ見合ニス也、弘安八年ノ状正応二年ノ状同三年ノ状嘉暦二年ノ状等也⁽⁶⁾

この記述によれば、日興は在世中に五、六度諫曉活動を行ったとし、日興の申状として右に挙げた三通の他に弘安八年（一二八五）状・正応三年（一二九〇）状・正和二年（一二三三）七月状が存在したことを伝えている。したがって堀日亨氏が指摘するように⁽⁷⁾、正応二年正月状①に記された「日興重^{ネテ}申ス」の文は、『申状見聞私』が挙げる弘安八年状の提出を受けての記述であろうか。弘安八年といえば、鎌倉日蓮教団が幕府から敵国降伏・天下安全を願う祈禱を強要され、もし祈禱を行わなければ鎌倉日蓮教団を一掃すると脅された事件が起こった年であった。この時鎌倉日蓮教団を率いていた六老僧の日昭・日朗は、教団護持のためにやむなく祈禱を行い、申状を提出して陳弁諫曉している（表一・二の1・2）。これが日蓮門下における諫曉活動の初見であるが、『申状見聞私』が伝える日興の弘安八年の申状が存在したのであれば、日昭・日朗と同様に日興もまた弘安八年の時点で諫曉を行っていたということになる。なお、右に引用した『申状見聞私』中の「此ノ四ノ申状は嘉暦二年十一月十七日の奏聞也四度目の奏状也」との文によれば、日興が嘉暦二年十一月十七日に諫曉活動を行ったことを記録している。しかし、日興の嘉暦二年における諫曉活動の事跡は、八月に提出された③の申状しか伝来しておらず、現時点では十一月十七日の事跡を見出すことはできない。この点について堀氏は、日我の誤記ではないかと指摘している⁽⁸⁾。

また④の元徳二年三月状について、『宗全』二巻に収録される本申状の頭注には「元徳等七字一本作正和二年

七月「続集作」正安元年九月日「今依諫国書」⁽⁹⁾との記述が見られる。これによれば、④の元徳二年三月状とほぼ同文の正和二年七月状、正安元年（一二九九）九月状の二通が存在したことが読み取れる。さらに京都要法寺に所蔵される同寺十三世日辰写本⁽¹⁰⁾、そして山梨常在寺所蔵の『日興上人言上書写（一）』⁽¹¹⁾には、共に徳治三年（一三〇八）九月の年月日を見ることができ、この日辰写本と『日興上人言上書写（一）』は④の元徳二年三月状とほぼ同文であり、同系統の写本であろう。特に『宗全』二巻の頭注に挙げられる正和二年七月状は、保田日我の『申状見聞私』にもその存在が記されているため、実際に存在した可能性はより高いと思われる。これらのほぼ同文でありながら異なる年月日を有する申状が存在するということは、日興が先に提出した申状の内容をそのまま書き写し、それを後の諫暁活動の際に提出する申状となしていた可能性が考えられるのである。

これらの諸記録を勘案すると、日興申状は『興全』等に挙げられる①の正応二年（一二八九）正月状・③の嘉暦二年（一三二七）八月状・④の元徳二年（一三三〇）三月状の三通の他に、弘安八年（一二八五）状・正応三年（一二九〇）状・正安元年（一二九九）九月状・徳治三年（一三〇八）九月状・正和二年（一三一三）七月状の五通が作成された可能性が想定される。なお『日興上人』では、この内正安元年九月状を挙げずに嘉暦二年十一月状というものを挙げている⁽¹²⁾。嘉暦二年十一月状とは、堀氏が日我の誤記かと指摘した『申状見聞私』の「此正安元年九月状を挙げていないのは単なる見落としてであろうか。

これらの申状が実際に日興によつて権力者に提出されていたとすると、日興の諫暁活動の事例は計八度を数え、鎌倉期における日蓮門下の中で際立って多い諫暁活動の実績を残したことになる。また①③④の諫暁活動の事例だけを見ると、①と③④の間が約四〇年も開いているが、右に挙げた八度の事例をもつて見ると時代的な偏りも比較的少なく、日興在世中を通して諫暁活動が展開されているといえる。『御伝土代』に「大聖人御滅ハ五十二年之間公家関東奏聞了テ」⁽¹³⁾と、敢えて五十二年と記されるのは、このような諫暁活動の実績を受けての表現で

あつたとも考えられる。これらの事跡から、日興が諫曉活動に強い意欲を持っていた様子が窺えよう。

第二項 申状について

一、書式と内容

日興在世中における諫曉活動の事例を伝える史料として、日興申状三通と日順申状一通が確認されるが、ここではその書式と内容について考察していく。まずは以下に四通の申状の全文を挙げる。なお、傍線は筆者によるものである。

① 日興『申状』 正応二年（一二八九）正月

日蓮聖人ノ弟子日興重_{ネテ}申ス。

請_下早_ク破_ニ却_{シテ}真言・念仏・禅・律等ノ邪法興行ノ僧徒_一被_レ崇_ニ敬_セ妙法蓮華經ノ首題_一ヲ、資_中天下泰平・国土安穩・異国降伏ノ祈_上リニ状。

副_へ進_ス

一卷 立正安国論 文応元年勸_レフ之ヲ。

一卷 文永八年ノ申状。

件ノ条_ハ先度具_サ言_シ上_シ畢_ヌ。而_ル于_レ今不_レ達_ニ早_ニ聴_ニ之間重_{ネテ}所_レ申_ス也。先師聖人_ハ積_ニ雪_行ヲ於_レ床頭_ニ潤_シ欲_ス教源_ノ乾_ノ懸_ケテ_一蚩_ノ幌_ヲ於_レ窓前_ニ挑_ケレ_レ欲_ス法燈_ノ滅_セン_ト、稽古雖_モ淺_キト偏_ヘ抑_ニ是_ノ淹_リヲ。爰_ニ勸_ニ見_ル諸_ノ經_ノ說_相ヲ、妙法蓮華經ノ首題者一乗之肝要_ニシテ、諸_ノ仏之本懷也。以_レ之_ヲ為_ニ正_法ト。真言・念仏・禅・律等者爾前之權說_ニシテ、專_ラ背_ク聖旨_ニ也。以_レ之_ヲ為_ニ邪_法ト也。世_ハ及_ニ澆_季ニ而捨_ニ離_シ正_法ヲ、人_ハ歸_シ惡_心ニ而賞_ニ翫_ス邪_法ヲ。因_レ茲

守護ノ善神ハ避ケテ國ヲ、怨敵之悪鬼得レ便リテ、異賊ハ襲来シテ攻メ國ヲ、疫病ハ充滿シテ成ス災ヒヲ。国土之垂弊、人民
 之滅亡、当ニス時矣。嗚呼悲シイ哉、国者依テ邪法之興行ニ忽チシテ欲レ亡ヒント、人者依テ悪心ノ熾盛ニ將ニ逢レ難ニ。聖人
 独リ歎テ而明カシ夜ヲ思ヒテ而涉レ日ヲ。鑒ニ此ノ瑞相一為ニ国土安全ノ去ル文応年中ニ作リ立正安国論一雖モ備ニ上覽ニ、不
 シテ相待御裁断ヲ聖人ハ入滅シ已ヌ。今ノ見ニ国体ヲ併ラ符ニ合ス彼ノ勘文ニ。争カラン被レ賞セテ之ヲ哉。勁松ハ彰ハレ歳寒ニ
 忠臣ハ見ル国危ニ。仍テ遺弟等且ツハ為レ散ニ先師ノ鬱憤ヲ、且ツハ為レ遂ケンカ。仏法ノ興隆一重ネテ所レ経ル上裁ヲ也。是レ為
 レ法ノ為ニ国雖申スト之ヲ、為レ身ノ為ニ利不レ申サ之ヲ。凡ソ先代以来弘ムル法華一之類未レ流ニ布セ題目ヲ。期スル法滅
 之時一故也。而ルニ日蓮聖人ハ為ニ仏使一受ケテ生ヲ於末世ニ弘メ正法ヲ、寄セテ思ヒテ於求法一悟ニ円意ヲ。尤モ崇ニ敬
 シタマハ正法一者、離散ノ仏神モ帰来テ守護シ国土ヲ可シ禦ク妖孽ヲ。抑モ伝教大師ノ所レ弘ムル法華者猶以テ迹門也。先師
 聖人ノ所レ弘ムル法華者併ラ以テ本門也。浅深炳焉也。採ニ扱スル之ヲ処用捨宜レ為ニ顯然一。所詮被レテ召シ合ハセテ邪法
 興行ノ僧徒一遂ケ問答ヲ、被レテ糾明セテ法之邪正一、破却シテ邪法ヲ被レ崇ニ敬セテ正法一者、彼ノ異賊滅亡シ、此ノ国土ハ興
 復セン耳。仍テ重ネテ言上如レシ件ノ。
 正応二年正月 日⁽¹⁴⁾

② 『日淳授日順申状土代案』 嘉暦二年（一二二七）八月二十五日

申シ定ム土代案

相¹当^{タリ} 明王聖主ノ御代ニ、不レ扱ニ貴賤一蒙リ御免許一、直チニ致ス庭中一之由承リ及ヒ候之間、駿河国富士山居住仕
 候日蓮聖人ノ弟子日興房ノ代官トシテ依ニ仏法ノ事ニ申シ上^ケ候。

釈尊説法之内、一代五時之間、立テテ前後ヲ弁ス權実一。前四十余年ノ説教ヲ以テ号ニ方便一ト、後八ヶ年ノ法華ヲ以テ
 称ニ真実一ト事、私ノ新儀ニ候ハス。源ト如来ノ金言ニ候。所謂序分ノ無量義経ニハ、四十余年未顕真実、正宗ノ妙経ニハ正
 直捨方便・但説無上道ト説キテ、諸仏ノ本懐此ノ經ニ極マリ、衆生ノ皆成無ニ異論一事ニ候。既ニ如我昔所願・今者

已満足云へ共、尚憐愍ニ 未来ノ衆機一 故ニ分ニ 世一 於三時ニ 付シ 法ヲ 於四依ノ大士ニ 給ヒ 候。先ツ 正法千年之内、解二 脫堅固ノ五百年一 迦葉・阿難・尚那和修・優婆鞠多等ノ諸聖者ハ 以ニ 小乘一 度ニ 衆生一 禪定堅固ノ五百年ニ 龍樹・天親・馬鳴・提婆等ノ大論師ハ 破レ 小弘大ヲ、付法ノ次第ハ 不違ニ 仏説一、釣鎖相連シテ 如レ 此ノ 候キ。

次三 像法ノ代ニ 藥王菩薩受ケ 佛勅一 陳代ニ 天台大師再誕シ、自二 後漢明帝一 至ル 陳朝ニ 七代五百余年御帰依ノ二 法ハ 異見雖多シト、不レ 過ニ 南三北七十師所立ノ教部一、前後・頓漸・權實・大小・龜妙・寬狹・進否ノ二 難ニ 破シ 之ヲ、天台一 宗ヲ 被レ 弘通セ 了ヌ。本朝ニ 三十三代欽明天王ノ御宇ニ 仏法始メ 渡リ テ、桓武御宇ニ 伝教大師出世シ 代々御帰依ノ六宗ヲ 号ス 謗法ト 剋ニ、七大寺一 同ニ 蜂起シ 智顛之詔狂・最澄ノ過去ハ 誰カ 信セント 之ヲ 嘲リ 候之間、六宗御帰依甚深之上者、伝教所立ノ法花実儀ハ 隱没シ 徒ラ 送リ 年序一 候キ。雖レ 然リト、伝教大師ハ 以ニ 不退心一 彌ヨ 仏法之邪正ハ 必ス 可キ 依ル 国土理乱一 之由、被レ 陳シ 申サ □。兼日ノ言ハ 即チ 符合シ テ 東夷並頭・北蛮来朝之刻、皇帝驚キ 思シ 食シ 災□ 起ラ 諸門ニ 御訪ヒ 之時、弘世・国道ノ両臣ハ 依ニ □ 伝教所立ノ法花ノ実儀一、南都六宗謗法之由ヲ 具サ 奏ス 達之間、皇帝御幸ナリ 延曆二十一年正月十九日ニ 於ニ 高雄寺一 六宗ノ龍象十四人誓出シ テ、伝教大師与宗論之時、四十余年ノ説教ハ 皆是レ 法花ノ啣引方便之条、理非顕然之間、同ニ 二十九日一 六宗一同ニ 捧ケ 忽ク 状ヲ 云ク、三論・法相久年ノ諍ヒ 早ク 乘リ 妙ノ 船ニ 得レ 渡ラ 彼岸ニ 云ク。既ニ 諸宗一 法花ニ 帰伏之上者、皇帝ハ 以ニ 伝教一 御崇敬異レ 他ニ 候シ 候シ 候ハ、国中ノ災難忽チ 留マリ 候之条、世ニ 所ニ 知ル 候。以上、藥王菩薩後身ト 和漢両朝ニ 天台・伝教再ニ 誕シ 候キ、像法之時ニ 法花迹門ヲ 弘通シ 給フ 次第如 此ノ 候キ。

今、入ニ 末法一 上行菩薩出現シ 可レ 流ニ 布ス 法花本門一 之由、經文解釈明鏡ニ 候。所謂宝塔ノ三ヶ諫曉・勸持ノ二万勅答・涌出ノ召出大士・神力ノ結要付属ハ 只此ノ事ニ 候。随ヒ 而レ 藥王品ニ 後五（百） 才広宣流布於閻浮提無令断絶ト 説キ、伝教大師ハ 正像稍過已末法ニ 有レ 近・ 法華一乘機今正是其時等ト 積シ 候。既ニ 法花弘通之高祖ト 末法ニ 有レ 近・ 法華一乘機今正是其時等ト 積シ 給フ 事ハ、本門流布ヲ 指ス 候ハ 又上行菩薩ノ出世ヲ 積ス 候ハ、語代則像終末始・尋地則唐東羯西・尋人則五濁之障闕諍之時・經云猶多怨嫉況滅度後・此言良所以哉ト 治定ノ積ハ、

日蓮聖人カ出世候ハスハ、誰人ヲ上行菩薩ト定メ候ヘキ。今、入テ末法ニ雖モ下及ヒ二百余年ニ候ト、念仏・真言・禪・律等ノ下剋上ノ邪法カ國中ニ充滿シ、像法稍過キ候迹門等ヲ盛シニ御帰依ノ間、自界叛逆之災・東夷西戎之難動モスレハ蜂起シ候。此レ偏ヘニ世間ノ事ニ及ハス、依ニ仏法ニ天怪ニ候。所詮、時節到来ノ上者、任セテ神力品付嘱ニ上行菩薩ノ再誕・日蓮聖人ヲ為シ國師ト、并ヒニ法華本門ノ經王ヲ以テ日域并ヒニ一閻浮提ニ広宣流布候ハハ、四方ノ衆國ハ仕ヘ我カ國ノ朝廷ニ、百王御願者与ニ天壤一無窮ナルヘキ由、令メ言上セ候。但シ如此ノ申上候共、今ハ非レ預ニ御裁許ニ。如ニ傳教奏聞ノ先規ニ申上スルヤ否哉、為ニ向後ノ言上シ候。

抑モ日像・日寿ト一両之異類称シテ法華宗ト洛中經廻之由、承リ及ヒ候。彼等ハ都テ先師ノ所立ニ迷惑スルノミニモ候ハス。還ツテ失ニ法華宗ノ体ヲ大狂惑ノ族ニ候由、年来日興房專ラ所ニ破シ申上候。全ク以テ宗ノ同名ヲ法ノ異体ヲ御混乱不レ可カラ有之由、同シク以テ申上ケ候。

御本ニ云ク、奏聞ハ八月二十五日也。日順在判
嘉曆二年八月中旬之比ニ奏聞之由企ツル也。

私ニ云ク、以テ重須ノ御本ヲ書ニ写ス之ヲ。

日要上人在御判。

直ニ授ス日杲ニ。

伝ニ授ス日淳ニ（花押）

(15)

③日興『申状』 嘉曆二年（一二三二七）八月

日蓮聖人ノ弟子、駿河国富士山ノ住日興、誠惶誠恐庭中言上。

請下殊蒙ニ天恩一且任ニ三時弘教ノ次第一且依ニ後五百歳ノ金言一永ク停止シ爾前迹門一被上レ尊ニ敬セ法華本門一子細ノ状。

副へ進ス

一卷 立正安国論 文応元年ノ勸文并ヒニ

三時弘経ノ図等

右、謹^ニ檢^ル案^内ヲ、²仏法者依^テ王法之崇重^ニ而増^シ威^ヲ、王法者依^テ仏法之擁護^ニ關^ク基^ヲ。是^ヲ以^テ大覺世尊^ハ鑑^ニテ未来ノ時機^ヲ分^ニ世^ヲ於^ニ三時^ニ付^ニ法^ヲ於^ニ四依^ニ以來、³正法千年之内、迦葉・阿難等ノ聖者^ハ先^ニ弘^メ小^略大^ヲ、竜樹・天親等ノ論師^ハ次^ニ破^シ小^立大^ヲ。像法千年之間、⁴異域^ニ則^チ陳隋兩主之明時^ニ智者^カ破^シ二十師之邪義^ヲ、本朝^ニ亦桓武天皇之聖代^ニ伝教^カ改^ム六宗之僻論^ヲ。今入^ニ末法^ニ者、上行出世之境^ニ本門流布之時也。正像^ハ已^ニ過^キ。何^ソ以^テ爾前迹門^ヲ強^チ可^ク有^ル御帰依^一哉。料^リ知^ンヌ^ハ讒佞^ハ隔^テ叡聞^ヲ邪義^ハ妨^ク正法^ヲ。如来得道之昔^ニ尚^有魔障^一。何^ニ況^ヤ末代^ヲ哉。然^ルニ而聖主御宇之今也。時機已^ニ又^至レリ。弘通ノ期^ハ幾日^ソヤ。就中天台・伝教者^ニ當^テ像法之時^ニ而演説^シ、日蓮聖人^ハ迎^ニ末法之代^ヲ而恢弘^ス。彼^レ者藥王之後身、此^レ者上行之再誕^{ナリ}矣。經文^ノ所載^ニ解釈炳焉^{タル}者也。凡^ソ一代教迹之濫觴^ハ為^レ説^ニ法華之中道^一也。三國伝持之流布^ハ盍^先ト^セ真実之本門^一哉。若^シ貴^ニ瓦礫^ヲ棄^テ珠玉^ヲ捧^ケ燭影^ヲ弄^ハ日光^者、只^テ風俗之迷妄^ニ似^{タル}謗^ニ世尊之化導^一歟。華^ノ中^ニ有^ル優曇^一木^ノ中^ニ有^ル梅檀^一。凡^レ慮難^ク覃^ニ併^ラ任^ニ冥鑑^ニ。偏^ヘ嗜^ミ堯舜之道^一不^レ立^テ楊墨之門^一焉。今適逢^ニ聖代^一、早^ク達^シ下情^ニ將^ニ驚^カ上聽^ヲ。望^ニ請^ヒ天裁^一且^ツ被^レ察^セ。仏意^一且^ツ被^レ施^ニ皇徳^一、速^カ退^ニ爾前迹門之邪義^一、被^レ弘^メ法華本門之妙理^一者、海内静謐^ニ天下泰平^{ナラン}矣。日興誠惶誠恐謹^シ言^ス。

嘉曆二年八月 日⁽¹⁶⁾

④日興『申状』 元徳二年（一二三〇）三月

日蓮聖人ノ弟子日興重^ネ言^上ス。

欲^下早^ク对^シ治^シ爾前迹門ノ謗法^一被^レ立^テ法華本門ノ正法^一者、可^レ為^ニ天下泰平・国土安穩^一事^上ヲ。

副へ進ス

先師之申状等。

一卷 立正安国論 文応元年ノ勘文。

一通 文永五年ノ申状。

一通 同八年ノ申状。

一卷 所造ノ書籍等。

右、度度具言上畢。^[2]抑対治^[2]謗法弘通^[2]正法^[2]者、治国^[2]秘術^[2]聖代^[2]佳例也。所謂漢土^[3]則隋ノ

皇帝・天台大師破^[2]十師^[2]邪義^[2]治^[2]乱国^[2]、倭国^[2]亦桓武天皇・伝教大師止^[2]六宗^[2]之謗法^[2]退^[2]異賊^[2]。凡^[2]付^[2]内^[2]付^[2]外^[2]、捨^[2]惡^[2]持^[2]善^[2]者如来^[2]之金言^[2]明王^[2]之善政也。爰^[2]近代^[2]天地^[2]之災難^[2]・国土^[2]之衰乱^[2]逐年^[2]強盛也。

然^[2]者当世^[2]御帰依^[2]ノ仏法^[2]為^[2]レ世^[2]為^[2]レ人^[2]無益^[2]事誰^[2]可^[2]ケン論^[2]之^[2]哉。凡^[2]傳教^[2]大師^[2]ノ像法^[2]所弘^[2]法華^[2]迹門也。日蓮^[4]

聖人^[2]ノ末法^[2]弘通^[2]之法華^[2]本門也。是^[2]則^[2]如来^[2]付属^[2]之次第也。大師^[2]ノ解釈^[2]明証也。為^[2]レ仏法^[2]為^[2]レ王法^[2]ノ早^[2]被^[2]尋^[2]

聞^[2]食^[2]急^[2]可有^[2]御沙汰^[2]者歟。所詮^[2]入^[2]末法^[2]不^[2]建^[2]法華^[2]本門^[2]之間、国土^[2]ノ災難^[2]随^[2]日^[2]增長^[2]、自他^[2]ノ叛逆^[2]ハ

逐年^[2]蜂起^[2]。是^[2]等^[2]子細^[2]ハ先師^[2]所造^[2]之安国論^[2]并^[2]書籍^[2]等^[2]所^[2]勘^[2]申^[2]皆^[2]以^[2]令^[2]符合^[2]。然^[2]者早^[2]対^[2]治^[2]爾前^[2]

迹門^[2]之謗法^[2]被^[2]立^[2]法華^[2]本門^[2]之正法^[2]者、可^[2]為^[2]天下^[2]泰平^[2]・国土^[2]安全^[2]。仍^[2]為^[2]世^[2]為^[2]法^[2]ノ重^[2]而言^[2]上^[2]如^[2]件^[2]。

元徳二年三月 日

日興在判⁽¹⁷⁾

申状は、下位の者が上位に向かって差し出す上申文書であり、その様式は公式様文書における解状の様式を踏襲しているものが多いとされる⁽¹⁸⁾。すなわち、冒頭に「何某申何々事」「何某請何々状」等という申状の要旨を示す事書に始まり、副進書、本文、そして年月日という構成となっており、宛名は書かれない。これが当時の日蓮門下の申状に共通して見られる基本的な様式である。

①③④の日興申状を見ると、その書き出しには「日蓮聖人ノ弟子日興」「日蓮聖人ノ弟子、駿河国富士山ノ住日興」

「日蓮聖人ノ弟子日興」とあり、日興は聖人の弟子という立場を明確に示した上で諫曉活動を行っていることがわかる。これに関して、日興は永仁六年（一一二九）の『弟子分本尊目録』において、他の五老僧が聖人の弟子であるにも関わらず天台の弟子と名乗って申状を提出していることを嘆いている様子を記している。

聖人御弟子六人中五人者一同改_ニ聖人御姓名_一号_ニ天台弟子_一。爰欲_レ被_レ破_ニ却住坊_一之刻行_ニ天台宗_一而致_ニ御祈禱_一之由、各々依_レ捧_ニ申状_一免_ニ破却難_一了。具見_ニ彼状文_一。(19)

日興を除く五老僧の申状を冒頭部分を見てみると、日昭申状は「天台沙門日昭謹言上」(20)、日朗申状は「天台沙門日朗謹言上」(21)、日向申状は「日蓮聖人遺弟日向申」(22)、「日蓮聖人弟子僧日向申」(23)、日頂申状は「天台法華宗沙門日頂謹言上」(24)と記されている。つまり、日昭・日朗・日頂の三師が天台沙門と名乗って申状を作成していることが看取できる。ただ、日向に関しては申状に天台の弟子と名乗ってはいないが、日向と日興は身延にて波木井実長の教導を巡って対立し、その結果日興が身延を離山するに至っている。また申状が伝来していない日持については『弟子分本尊目録』に「松野甲斐公日持者日興最初弟子也（中略）聖人御滅後背_ニ白蓮_一五人一同天台門徒也_トナノレリ」(25)とあり、元々日興の弟子であったが聖人滅後に日興の元を離れ、他の五老僧と同じく天台門徒と名乗ったとされている。おそらくこれらのことを総合して、日興は「聖人御弟子六人中五人者一同改_ニ聖人御姓名_一号_ニ天台弟子_一」と表記したのであろう。この背景には既に述べた通り、弘安七―八年（一一八四―八五）頃の幕府による鎌倉日蓮教団に対する蒙古調伏の祈禱の強要があった。鎌倉の日昭・日朗は教団護持のためにやむなく祈禱の巻数を捧げ、鎌倉教団破却の危難を免れるのである。しかし日興は、当世末法において妙法五字を弘めるべき本化上行自覚を明らかにされた聖人の弟子であるにも関わらず、なぜ迹化の人師である天台の弟子と名乗るのかということに遺憾の念を抱き、それが先の『弟子分本尊目録』の文となつて表れたと考えられる。ただし、日興は日昭・日朗が天台沙門と号して申状を提出した当初からこのような批判的態度を表明していたかという点、そうではない。この点について高木豊氏は次のように述べている。

日興は、後年に五人のとした態度を激しく非難するが、当時はやむを得ずと受けとったのではないか。それは、この事件のころの日興書状は、かえって、鎌倉の動静についての気づかいを述べているからであるし、既述のように、この事件のあとと思われるころ、身延に登った日向の学頭職を委任しているからで、もし、後年のような非難を当時抱いたとすれば、その一人である日向への学頭職委任のような重用はあり得なかつたと考えられるからである。⁽²⁶⁾

高木氏が推測するように、日昭・日朗らが申状に天台沙門と号して祈禱の巻数を捧げたのは、当時の情勢からして致し方ないことであり、日昭・日朗らも鎌倉日蓮教団の護持に必死だったであろう。その状況を日興も当然理解していたのである。それが後年になって、他の五老僧全員が天台宗に傾倒するような行動を起こしたことを受け、日興の不満も徐々に募り、結果的に永仁六年の『弟子分本尊目録』における五老僧に対する非難表明へとつながっていったと思われるのである。具体的にいつから日興が五老僧に対して不満を感じ始めていたのか特定することは困難であるが、日興は日昭・日朗と同じく幕府に提出した①の正応二年（一二八九）正月の申状には「日蓮聖人弟子日興」と名乗っており、「天台」とは記していない。したがって、当時から表面には表れなくとも、正応二年の頃には既に日昭・日朗が天台沙門と号したことについて、内心不服の意を抱き始めていたのではないだろうか。

ただし、日興が非難したこのような呼称は、その後の諫暁活動において見られるものではない。日蓮門下の申状を見ると、日興門流諸師は日興に倣い、ほぼすべての申状において聖人弟子または日興弟子と記している。また他門流諸師の申状においても、永仁元年（一二九三）の日弁訴状（表一二の五）は「日蓮聖人弟子日弁」⁽²⁷⁾、正安四年（一三〇二）の中山日高申状（表一二の六）は「日蓮聖人遺弟日高」⁽²⁸⁾、建武元年（一三三四）の身延日進申状（表一二の15）は「日蓮聖人遺跡並法門相伝日進」⁽²⁹⁾、同年の中山日祐・日樹申状（表一二の16）は「日蓮聖人門弟日祐日樹」⁽³⁰⁾と記している。つまり、日蓮門下全体を通して申状には日蓮聖人弟子等と記するのが一般的で

あったようで、このことから日昭・日朗らが申状に天台沙門と号したことは政治権力の影響を受けた、極めて特殊なケースであったことがわかる。

次に、申状に記される具体的な内容について見ていきたい。まず武家宛と考えられる①の日興申状である。その事書には天下泰平・国土安穩・異国降伏のために真言・念仏・禅・律等の邪法を破却して妙法蓮華経の首題に帰依すべきとの要請が記されている(【1】)。これが本諫暁活動における最も根本的な要求である。続けて本文には、世の人々が正法を捨離し、爾前の権法をもてはやしていることよって、国を守護する善神は国を離れ、悪鬼が乱行している。そのために他国侵逼難や天災疫病が発生している現状が述べられる(【2】)。それを憂い、聖人が文応年中に『立正安国論』を幕府に上呈するも、その主張が採用される前に聖人は入滅するに至ったため(【3】)、その遺弟として聖人の鬱憤を晴らすため、仏法興隆のために再び諫暁すると述べている(【4】)。そして、正法を崇敬すれば守護の善神は再び来臨し、国を守るであろう(【5】)。諸宗の僧侶と公場対決を行って邪正を糾明した上で、邪法を破却して正法に帰依すれば、国土安穩となるであろうと主張している(【6】)。①の申状で述べられる主張はまさに『立正安国論』に記される神天上法門であり、①が『立正安国論』に立脚した諫暁であることがわかる。この主張は他門流諸師の申状にもしばしば見られるものであり、日蓮門下の申状における最も典型的な内容といえよう。

②の『日淳授日順申状土代案』は、日順が申状を認めるために作成した土代すなわち草稿本で、それを書き写した写本である。本状では冒頭に日興の代官として日順が奏聞するとの旨が記されている(【1】)。続けて正像末三時の仏法流布の次第に触れ、正法における小乗・大乘の展開(【2】)、像法における天台・伝教の法華迹門の弘通(【3】)、そして末法に至り、上行菩薩の再誕である聖人を国師となして帰依し、法華本門の教法を広宣流布すれば、国家安泰となるであろうと主張している(【4】【5】)。しかし【6】の文には、本奏聞は裁可を仰ぐために行うのではなく、今後のために言上するものであるとしており、また【7】にあるように、帝都弘通

する日像・日寿の名を挙げ、「失_二法華宗ノ体_一大狂惑ノ族」と日興が痛烈に批判していることを記している。このように②の日順申状は、諫曉書である申状に教団内の争いを述べており、その点他の日興門流諸師の申状とは大きく性格が異なっている。内容についてさらなる検討が必要であろう。また後述するが、日順は嘉暦二年八月に日興の代官として奏聞を果たしたと考えられている。日興には次に見る③の嘉暦二年八月状が伝来し、また②はその奥書から嘉暦二年八月二十五日の奏聞の際の申状とされている。したがって日順が代官を務めた嘉暦二年の奏聞では、③の日興申状と②の日順申状の両方を持参して提出したのであろうか。ただし②の奥書に記される年月日はすべて他筆と考えられるため、奥書の信憑性によっては②の申状が嘉暦二年の奏聞とは無関係である可能性も否定できない。

③の日興申状は、本文中に「天恩」「天裁」等との文言が見られることから、公家宛の申状と考えられる。本申状では、まず事書に三時弘経の次第に示される通り、爾前迹門を停止して法華本門の教法を尊崇すべきとの要請が記される(【1】)。本文では、仏法は国家の帰依によってその威力を増し、国家は仏法の擁護によってその基盤をなすとの一文に始まり(【2】)、続けて正法・像法・末法の三時における具体的な仏法流布の次第を挙げ(【3】【4】【5】)、末法は法華本門流布の時であるとす。そして事書同様に、速やかに爾前迹門の邪教を対治し、末法相応の法華本門の妙理を信仰するとの勅裁を求め、これによって国土安穩・天下泰平となるであろうとの主張が記されている(【6】)。過去に日興が作成した武家宛申状の①と比べ、③には善神捨国思想を見出すことはできず、三時における仏法流布の次第を中心に申状が作成されている。

武家宛と考えられる④の日興申状は、③と同様に爾前迹門の謗法を対治して法華本門の正法を建立せよとの旨の要求が記される(【1】)。本文では、謗法を対治して正法を弘通することは国を治める秘術であり、かつ優れた天子が治めた時代の良き前例であると述べ(【2】)、像法において天台・伝教が弘通したのは法華迹門であることに對し(【3】)、末法において聖人が弘通したのは法華本門であることが述べられる(【4】)。そして、末

法において国土の災難や自他の叛逆が頻発するのは法華本門の教法に帰依していないからであり、これは先師が『立正安国論』等の書籍に勘え申した内容に合致するとした上で（【5】）、早く爾前迹門の謗法を対治して法華本門の正法に帰することが、天下泰平・国土安全を達成する方法であるとの文で締めくくっている（【6】）。

このように、申状毎に表記の相違、また諫曉先によって内容に相違が認められるものの、主に天下泰平国土安穩実現のために爾前迹門の謗法を対治して末法相応の法華経本門の教法を信奉することを要請する内容がほぼ共通して記されている。すなわち、末法意識の必要性とそれに相応する正法たる法華経への帰依の重要性を説いており、日興らはこの旨を権力者から裁可を得るための主張としたことが窺える。

二、副進書

ここでは、申状に添えて提出された副進書について触れてみたい。前節で述べた通り、中世日蓮門下が諫曉活動の際に提出した申状の多くには、『立正安国論』をはじめとする先師の諫曉書等を副進書として添えて提出する旨が記載されており、副進書を添えることが申状提出における一つの形式となっていた。日順申状に関しては副進書は添えられていないが、日興申状にはいくつかの副進書を確認することができる。その内、先に挙げた三通の日興申状すべてに共通して『立正安国論』が副進されている。聖人は『立正安国論』に「天下泰平国土安穩ハ君臣ノ所レ樂フ土民ノ所レ思フ也。夫国ハ依レテ法ニ而昌ヘ法ハ因レテ人ニ而貴シ。国亡ヒ人滅セハ仏ヲ誰カ可レキ崇ム。法ヲ誰カ可レキ信ス哉⁽³¹⁾」と記して、国土安穩のために国家の帰依の重要性を説き、権力者に対して邪法停止と正法法華経への帰依を求めた。日興もまた諫曉活動をすることによって権力者に求めたものは邪法停止と正法建立であった。つまり、日興が申状に『立正安国論』を必ず副進した理由は、聖人の遺志を受け継いで立正安国の理想実現を目指すという自身の立場を明確化すると共に、『立正安国論』の主張を今一度権力者に知らしめ、提出した自身の申状の内容を強調させるためであったと考えられる。このような理由から、『立正安国論』の副進が通例化したものと想定さ

れる。

次に、日興は①の正応二年（一二八九）正月状に「文永八年申状」を、④の元徳二年（一三三〇）三月状に「文永五年申状」と「同八年申状」を副進している。この文永五年申状と文永八年申状について、『申状見聞私』には次のような記述が見られる。

文永五年ノ申状

一此ノ御申状ノ縁由ハ文応元年ノ安国論ノ勘文ノ九年後、文永五年ニ四方賊来ノ牒状有レ之レ間、重テ勘文符合ノ旨ヲ驚シ御申シある也、是レハ王位ヘ天奏ノ状にあらざ鎌倉殿ヘノ目安也。⁽³²⁾

文永八年御申状

一此ノ御状モ目安也、天庭ノ奏聞にあらざ、両度雖レ訴ヘ玉フト無ニ許容ニ間、安国論ヲ挙ゲ玉フ時此ノ状副文也。⁽³³⁾

この記述によれば、文永五年申状とは同年（一二六八）閏正月の蒙古の使節来朝により『立正安国論』に述べた他国侵逼難が現実化しつつあることを受け、聖人が再び執権への内奏を求めて八月二十一日に宿屋入道最信に送った『宿屋入道許御状』⁽³⁴⁾を指している。また文永八年申状とは、同年（一二七一）九月十二日、執権に次ぐ立場にあつた鎌倉幕府侍所司平左衛門尉頼綱に対して聖人が再び『立正安国論』を進覧するべくそれに添えた書状の『一昨日御書』⁽³⁵⁾を指している。『申状見聞私』では、この比定のもとに『宿屋入道許御状』と『一昨日御書』について解説を加えている。また、京都要法寺十三世日辰が永禄元年（一五五八）十一月六日に重須で書写した諸先師申状の中には、「御申状」として右の二遺文も含まれており、⁽³⁶⁾このことも文永五年申状Ⅱ『宿屋入道許御状』、文永八年申状Ⅱ『一昨日御書』であることを裏付けていよう。

この両遺文は、いわば聖人が『立正安国論』を上呈した際の副進書であり、かつ内容から諫暁書としての性格を帯びた書状であるといえる。これを聖人は武家に宛てて差し出した。その後、日興は武家に対する諫暁である①と④に際し、これらの聖人遺文を『立正安国論』と共に申状に副進したのである。したがって、『立正安国論』

における主義主張をより具現化し、過去に聖人が幕府に対して果たした諫暁を再度武家に回想させる意味合いをもつて、日興はこれらの聖人遺文を自身の申状に改めて副進したものと考えられる。この事実からも、日興が師である聖人の諫暁活動を做って行動していること、そして日興の諫暁が聖人の諫暁に連なるものであるという態度を明確に表明している様子が窺える。中世日蓮門下の諫暁活動において、申状に『立正安国論』以外の聖人遺文を副進したのは日興のみであり、日興の諫暁活動における特徴の一つといえよう。

また、公家に対して提出された③の嘉暦二年（一三二七）八月状には「一卷 立正安国論 文応元年ノ勘文并ヒ三時弘経ノ函」を副進すると記されている。ここに見える「三時弘経ノ函」と類似するもので、日興門下の申状に付された副進書には「三時弘経次第」との書名も見ることができ、この両書は同一のものと見てよいであろう。この書について康正二年（一四五六）の成立と推定されている大石寺九世日有著『連陽房雜聞書』には、「三時弘経ノ面ヲ遊ハシテ御聞セ有ケル只紙三枚御書ニテ御入候、奥ノ御書キ止ニハ孝経ノ詩ヲ遊ハシ候⁽³⁷⁾」と説明されている。日興にはこの日有の記述と合致する『三時弘経次第』という文書が伝わるため、以下にその全文を挙げる。

一 仏法流布之次第。

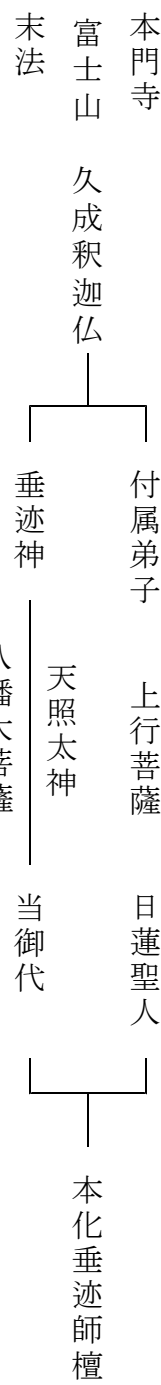
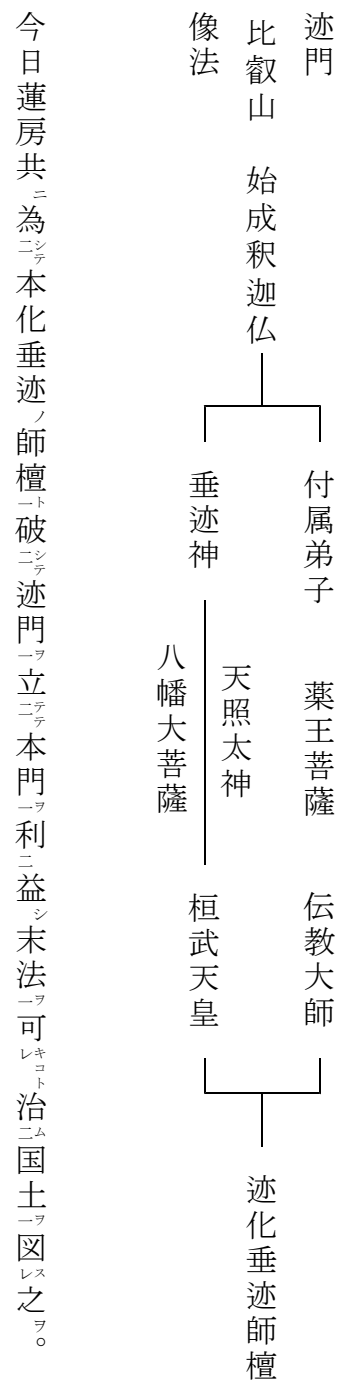
一 正法千年 流布 小乗 権大乘

一 像法千年 流布 法華迹門

一 末法万年 流布 法華本門

一 今入^{ニテ}末法^ニ立^{ニテ}法華本門^ヲ可^レ治^{ニム}国土^ヲ次第。

桓武天皇^ト伝教大師^ト共^ニ為^{ニシテ}迹化付属^ノ師檀^ト破^{ニシテ}爾前^ヲ立^{ニテ}迹門^ヲ利^ニ益^シ像法^ヲ護^ニ持^{スルコト}国土^ヲ函^レ之^ヲ。



葦原ノ千五百秋之瑞穂ノ国ハ、是吾子孫ノ可王キミ之クニ地也。宜爾イマシ就ユイテ而治シ焉。行サキ矣。宝祚アマツヒノキ之ヲ隆マサンコト当ニ与ニ天壤アメツチ無レカルヘシキハヤリ窮キ文。

孝経ニ云ク、

先王行フ正直ノ之徳一則ンハ四方之衆国皆順ニ従ル法則一也(38)

この日興著とされる『三時弘経次第』は現在真筆は伝来しておらず、某による写本が大石寺に所蔵されている。『日蓮正宗歴代法主全書』によれば、本書の系年を嘉暦二年（一二三二）頃と推定している⁽³⁹⁾。これは恐らく③の嘉暦二年八月状の中に、初めてその名を確認できることによるものかと思われる。日興自身の真筆が現存して

いないため、史料的な信憑性には若干欠けるものの、その写本によれば本書は天皇に対する教化の次第が記されたものであることがわかる。冒頭に正像末の三時における仏法流布の次第を示した上で、時・弘通・教主・付属の相違を図示して台当異目を明確に示し、末法において流布すべき教法は法華本門であると述べている。そして像法において桓武天皇が迹仏の化導を受けた伝教大師に帰依したことに対し、「今日蓮房共^ニ為^ニ本化垂迹ノ師檀^ト破^ニ迹門^ト立^ニ本門^ト利^ニ益^シ末法^ヲ可^レ治^ム国土^ト」と、末法において時の天皇は本仏の化導を受けた聖人に帰依し、国土統治のために本化垂迹の師檀となるべきことが主張されている。さらに続けて『日本書記』の文と『孝経』の文を引用し、終わっている。したがって、日興は特に公家に対する奏聞の際には先代の事例を挙げ、聖人が説いた末法相応の正法法華経への帰依の必要性をよりわかりやすく示す目的をもって、『三時弘経次第』を副進書として用いたと考えられる。『三時弘経次第』は、その後日興の門弟らも各自の申状に度々副進しており、文永五年申状・文永八年申状の副進同様に日興門流の諫曉活動における特色の一つとして注目されよう。

このように、日興は申状の内容同様、諫曉活動を行う対象に応じて『立正安国論』以外の副進書を変更している事実を確認することができる。当然諫曉活動によって成果を得るためには、権力者に対して主張を如何に伝え、如何に領解を得るかが肝心であり、そのためにより有効な手段を採用しようとする日興の姿勢がこれらの事実から見えてくる。

第三項 代官派遣による諫曉活動

日興による諫曉活動は、毎回日興自身が権力者のもとに赴いて実行したわけではなく、時には日興が弟子を自身の代官として諫曉活動に向かわせたケースがあった。その事実は以下の〈1〉―〈5〉の史料によって知ることができる。なお、傍線は筆者によるものである。

〈1〉日興曼茶羅本尊授与書 正応三年（一二九〇）十月八日

僧日仙授与之日仙百貫房者賜聖人異名也、日興上奏代也⁽⁴⁰⁾

〈2〉『日淳授日順申状土代案』 嘉暦二年（一三二七）八月二十五日

日蓮聖人ノ弟子日興房ノ代官トシテ依ニ佛法ノ事ニ申シ上ケ候（中略）御本ニ云ク、奏聞ハ八月二十五日也。日順在判。嘉暦二年八月中旬之比ニ奏聞之由企ツル也⁽⁴¹⁾

〈3〉日興『日興覚書』 嘉暦二年九月十八日

当聖主御宇奏聞嘉暦二年八月二十二日、以ニ延遠帥ニ右入ニ目録ニ。於ニ記録所ニ被ニ庭中ニ雖レ不ニ巨細上聞ニ、志ノ之所謹テ抽ニ下情ニ畢。奏聞代官使者阿闍梨日代為ニ向後ニ記録如レ件ノ。嘉暦二年九月十八日
日興判⁽⁴²⁾

〈4〉日興曼茶羅本尊授与書 元徳二年（一三三〇）二月二十四日

為悲母一周忌書写如件、公家奏聞代官丸大進房日助授与之⁽⁴³⁾

〈5〉日興曼茶羅本尊授与書 元徳三年（一三三一）二月十五日

奏聞御代式部阿闍梨日妙武家三度公家一度⁽⁴⁴⁾

これらの史料によれば、日興の代官として諫曉活動を果たしたことが伝えられるのは撰津公日仙・三位阿闍梨日順・藏人阿闍梨日代・大進公日助・式部阿闍梨日妙の五名である。日興の代官としての諫曉活動であるから、当然日興の申状を持参したものと推測される。そうであれば、先述の諸記録によつて存在したことが伝えられる日興申状八通の中に、これらの代官が諫曉活動の際に持参して提出したものが含まれている可能性が考えられる。代官派遣による諫曉活動の記録と日興申状との関連性を探ってみよう。

まず、史料の系年が比較的近いものとして、(へ1)の日仙への曼荼羅本尊授与(正応三年十月八日)と①の正応二年正月の申状、または日我の『申状見聞私』に記される正応三年の申状が挙げられる。高木氏によれば、日興の正応二年正月状を日仙が師に代わり提出したと推測しているが⁽⁴⁵⁾、その場合、日仙が代官を務めてから日仙に代官遂行を讃える曼荼羅本尊が授与されるまでに約一年十ヶ月も経過していることになり、少々不自然に感じられる。曼荼羅本尊授与の目的が諫暁活動の功を讃えるためだけのものであるならば、諫暁活動は教団にとって重要な教化活動でありかつ特別な功績であるから、日興も代官派遣からそう遠くない時期に曼荼羅本尊を書写して授与するのではないだろうか。そう考えると、日仙が日興の代官として正応二年正月状を幕府に提出し、それを讃えて(へ1)の曼荼羅本尊を授与されたと考えるのは難しいのではないだろうか。また、もう一つの正応三年状に関しては現存していないため、現時点ではどちらの申状も日仙が日興の代官を務めた時に持参した申状であるという結論には至らない。しかし、年次的に見れば(へ1)に対応する申状はどちらかと言えば正応三年状のほうが可能性は高いと思われる。

同様に、(へ5)の日妙への曼荼羅本尊授与(元徳三年二月十五日)と元徳二年三月状も比較的系年は近寄ってはいるものの、この場合も代官派遣から曼荼羅本尊授与に至るまでに約一年も経過しており、両者が相互関係にあるものかどうかは現時点では断定することはできない。ただし、(へ5)には元徳三年時点での日妙の武家へ一度、公家へ一度の諫暁活動の実績が記されているので、あるいは元徳二年状の提出がこれらの日妙の実績の中に含まれている可能性もないとは言いきれない。

また日興には、③の嘉暦二年(一一三二七)八月の申状があるが、(へ2)の『日淳授日順申状土代案』には「日蓮聖人ノ弟子日興房ノ代官^{トシテ}依^{ニテ}仏法ノ事ニ申^シ上^ケ候(中略)御本^ニ云^ク、奏聞ハ八月二十五日也。日順在判。」とある。さらに日順著『日順阿闍梨血脈』には「嘉暦第一ノ暮秋^{ニハ}凌^ニ嶮難^ニ遂^ニ本尊紛失ノ使節^ニ同号二年八月^{ニハ}捨^ニ身命^ニ致^ニ禁裏最初ノ奏聞^ニ」⁽⁴⁶⁾とあって、これらを勘案すると日順が嘉暦二年八月二十五日に日興の代官として公家

への奏聞を果たしたということになり、日興の③嘉暦二年八月状との関連が予想される。この件について、富谷日震氏は『本宗史綱』において、嘉暦二年八月二十五日に日順が日興の代官として申状を携行して奏聞を遂げたとし、それに対するものとして次の同年十一月二十日の後醍醐天皇『勅宣』を挙げている⁽⁴⁷⁾。

被綸言□覆無外載無棄明君至德也濟不_レ洩利不飽仏陀慈悲也、默則自欽明疇泪当帝今漢家将来之仏法権実尽義利生玉玲々本朝弘通之竜象顕密論理日赫々、王臣之尊崇年旧貴賤之帰依日新矣、爰_ニ爾前迹門者正像過時法華本門者末法流布時機相応之的旨日蓮聖人弟子白蓮房日興之訴状太以所驚 叡聞也、雖為前代未聞之事而経釈明鏡宛有所信用愚狐疑氷執不解誠文仍為君為仏為世為人弘正法行正理宜俟帰宗之時刻 浴詔勅之後□者依 天氣執達如件、

嘉暦二年卯十一月二十日

奉 左少弁俊基

謹上 日野中納言殿⁽⁴⁸⁾

この後醍醐天皇の『勅宣』は、現在保田妙本寺に写本が所蔵されている。宛所の日野中納言とは、後醍醐天皇の側近で正中元年（一三二四）に企てた正中の変の失敗によって佐渡に配流された日野資朝であろう。日野資朝は、この勅宣を賜った時は佐渡に配流中で、後醍醐天皇が元弘元年（一三三一）に企てた元弘の乱を受けて、佐渡にて斬罪に処せられている。今日佐渡の阿仏房妙宣寺には、日野資朝の墓所と共に日野資朝筆『細字法華経』が安置されており、⁽⁴⁹⁾佐渡における資朝の法華信仰の一端が垣間見える。日野資朝が法華信者となったのは、後醍醐天皇の『勅宣』によるところが大きかったのではないだろうか。この『勅宣』が下賜される六年前の元亨元年（一三二一）十一月八日には、妙顕寺日像が後醍醐天皇より京都弘通を許可されている。そのような日蓮教団の宗旨容認の流れの中で、日興らもまた後醍醐天皇より『勅宣』を賜ったのである。現在写本しか伝来していないという問題も残るが、この『勅宣』が事実を伝えているのであれば、少なくとも今回の奏聞の主旨が公家に受

け入れられたということが言えよう。

しかし、ここで問題となるのは日興筆とされる〈3〉『日興覚書』の記述である。本書には、嘉暦二年八月二十二日に日代が日興の代官として公家に奏聞を果たした旨が記されており、この時期の日順・日代による代官遂行の事実関係に疑問点が浮上する。それは、嘉暦二年の日順と日代による代官遂行は共に公家に対して行われたものと見られるが、これらの史料が示す通り解釈すれば、日興が八月二十二日に日代を代官として派遣したその三日後に、日興は再び日順を代官として公家のもとに派遣したことになる。これらの諸記録の通り、実際に日順・日代両師が立て続けに公家へ奏聞したことも考えられなくもないが、あまりにも直後過ぎると思う。ましてや直後のことならば同門流であるから何らかの関連性が想定され、今挙げた史料の中に互いの奏聞に関する記述が見られてもよさそうであるが、それも見られないことは不自然ではないだろうか。ただ、注意すべき点は『日興覚書』には日興の真筆が伝わらず、また本書が記された嘉暦二年九月十八日という年月日は、古来真偽問題が論じられるいわゆる日代宛八通遺状の内の一通が記された日と同じ日付であって、内容もその遺状と同様、日代の高名のために記されたものである。堀氏は本書を正文書としてみるべきと推測しているが、⁽⁵⁰⁾『日興覚書』自体の信憑性に問題がある可能性は否定できず、史料の扱いに注意が必要である。したがって、『日興覚書』に見える日代の嘉暦二年八月二十二日の奏聞については疑義が残るものの、日順申状や『日順阿闍梨血脈』に見える日順の同年八月二十五日の奏聞は、日興の代官として実際に行われたと考えるよいであろう。

既に前章でも述べたことだが、日興は聖人が独自の法華経観を開顕した曼荼羅本尊を聖人の悟りの世界の根幹として捉え、生涯に三〇〇幅以上の曼荼羅本尊を書写し、度々門弟に授与している。日興の代官を務めた弟子に對しても、諫曉活動という重大な教化活動を果たしたその業績を讃えるべく、〈1〉〈4〉〈5〉のようにその旨を加筆した曼荼羅本尊を授与しているのである。また後述するが、暦応二年（一三三九）には日興の弟子日道がその弟子日行に對して、代官として諫曉活動を果たしたことを讃える曼荼羅本尊を授与しており、代官を務めた

弟子へ曼荼羅本尊を授与するという行為が、日興滅後、弟子の間でも行われていたことが確認できる。このような代官の功績を讃えての曼荼羅本尊授与は他門流の間では確認することができず、日興門流の諫暁活動における特徴の一つであるといえよう。

また、日興書状に『与大衆御中書』⁽⁵¹⁾というものがある。本書は前欠であるが、その内容から公家奏聞を行う際の具体的な指示・心得を記したものと考えられる。本書に示される指示をいくつか挙げると、出仕した時の儀式は常の礼法を守ること。言葉は礼儀正しく振る舞い、法門の義は強い気持ちで述べること。他宗僧との問答を求められても、一往の返事をした上で興味がないように振る舞うこと。今回の奏聞を公家へ進達するようこちらから進言すること、などである。本書は『御伝土代』に記される、正安元年（一二九九）に日目が京都六波羅探題にて道智房（十宗房）との法論を行った際の指示であるとする説が提示されている⁽⁵²⁾。日興のこのような指示は『与大衆御中書』が記された時だけでなく、他の弟子が日興の代官となって諫暁活動を行う際にも当然種々出されたであろう。『与大衆御中書』は、当時の代官派遣による諫暁活動の際のより詳細な動向を窺い知ることができる史料として、注目すべきものである。

小結

以上、本節では日興在世中における日興門流の諫暁活動の実態について考察を行ってきた。本考察のまとめとして、次の点を指摘したい。

第一に、日興自身に数多くの諫暁活動の事例が伝えられることである。それは今日確認することのできる申状三通の他に、諫暁活動の事例を五度も確認することができるのであつて、鎌倉期における日蓮門下の中で、日興は頻繁に諫暁活動を実行した直弟の一人と見られる。

第二に、日興在世中に作成された申状は、現在日興申状三通と日順申状一通が写本で伝来しており、そこには主に爾前迹門の謗法を対治して速やかに正法・法華経本門の教法を信奉せよとの要請がほぼ共通して記されていることである。この要請こそが日興らの諫暁活動における根本的主張であった。そして、その主張を国家権力者によりわかりやすく伝え、より確実に裁可を得るために、諫暁活動の対象に応じて申状の内容を変えたり、また副進書を変更したりする様子が窺える。しかし、これらの諫暁活動は聖人の遺弟として、聖人が目指した立正安国の理想実現を改めて目指すという立場は何ら変えるところがなかった。

第三に、時には日興の弟子らが日興の代官として、権力者の元に派遣されて諫暁活動を行ったケースがあったことである。そして日興門流における諫暁活動の特色の一つとして、日興は代官を務めた弟子の功績を讃え、諫暁達成記念の曼荼羅本尊を授与していた事実も確認することができる。

これらの日興らによる諫暁活動の事例は、日興滅後の門下による諫暁活動の基盤となったことは言うまでもない。日興らの諫暁活動の精神と手段は継承されながら、これ以降日興門下の諫暁活動はさらなる展開を見ることがなるのである。

注

- (1) 正本堂建立記念出版委員会編『日蓮正宗歴代法主全書』一巻（大石寺 一九七二年）。
- (2) 高橋肅道編著『興門資料』（妙道寺事務所 二〇一〇年）。
- (3) 『宗全』二巻二五一頁。
- (4) 『興全』三一八頁、『宗全』二巻九五頁。
- (5) 『興全』三二〇頁、『宗全』二巻九六頁。
- (6) 『富要』四巻一一三頁。

- (7) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』三五〇頁。
- (8) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』三五六頁。
- (9) 『宗全』二卷一〇〇頁頭注。
- (10) 日蓮宗全書『日蓮上人伝記集』七〇〇頁。
- (11) 荻野三七彦・柴辻俊六編『新編甲州古文書』三卷（角川書店 一九七〇年）二二頁。
- (12) 『日興上人』二三一頁。
- (13) 『宗全』二卷二五一頁。
- (14) 『興全』三一八頁、『宗全』二卷九五頁。
- (15) 『千葉県の歴史』資料編 中世³ 県内文書² 三四三頁。
- (16) 『興全』三二二頁、『宗全』二卷九七頁。
- (17) 『興全』三二三頁、『宗全』二卷九九頁。
- (18) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』五卷（吉川弘文館 一九八五年）九二頁「解状」の項、同一三卷七九三頁「申状」の項。
- (19) 『興全』一二二頁、『宗全』二卷一一二頁。
- (20) 『宗全』一卷七頁。
- (21) 『宗全』一卷二二頁。
- (22) 『宗全』一卷三六頁。
- (23) 都守基一稿「『立正安国論』の再確認」（『身延山大学東洋文化研究所所報』一六号所収）四七頁。
- (24) 『宗全』一卷四〇頁。
- (25) 『興全』一二二頁、『宗全』二卷一一二頁。
- (26) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一〇二頁。
- (27) 『宗全』一卷八八頁。

- (28) 中尾堯編『中山法華經寺史料』二八頁。
- (29) 都守基一稿『立正安国論』の再確認」(『身延山大学東洋文化研究所所報』一六号所収) 四八頁。
- (30) 中尾堯編『中山法華經寺史料』四三頁。
- (31) 『定遺』二二〇頁。
- (32) 『富要』四卷一一五頁。
- (33) 『富要』四卷一二〇頁。
- (34) 『定遺』四二四頁。
- (35) 『定遺』五〇一頁。
- (36) 日蓮宗全書『日蓮上人伝記集』六九四、六九五頁。
- (37) 『日蓮正宗歴代法主全書』一卷三八三頁。
- (38) 『興全』二八六頁、『宗全』二卷五二頁。
- (39) 『日蓮正宗歴代法主全書』一卷四二頁。
- (40) 『興本』五頁。
- (41) 『千葉県の歴史』資料編 中世3 県内文書2 三四三頁。
- (42) 『興全』三三五頁、『宗全』二卷一四〇頁。なお、『宗全』二卷では『与日代書』という書名で収録されている。
- (43) 『興本』二八頁。
- (44) 『興本』二九頁。
- (45) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一六一頁。
- (46) 『宗全』二卷三三六頁。
- (47) 富谷日震著『本宗史綱』八三頁。
- (48) 富谷日震著『本宗史綱』八四頁。

- (49) 本間守拙著『日蓮の佐渡越後』五〇―五九頁。
(50) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』三四八頁。
(51) 『興全』二一八頁、『宗全』二卷一九一頁。
(52) 『日興上人日目上人正伝』三四三頁。

第三節 日興滅後における日興門流の諫暁活動

第一項 日興滅後の諫暁活動

次に、日興滅後における門弟の諫暁活動の展開について注目してみたい。前節で考察した日興らの諫暁活動が、日興滅後にその門弟らによってどのように受け継がれ、どのように展開していくのか、その動向を明らかにすることが本考察の中心課題である。

まず、第一節に提示した表一二の中から、日興滅後に日興門流諸師が行った諫暁活動の事例を抜粋し、以下に挙げる。なお、《》内の数字は表一二の収録番号を示している。

① 《14》 日目 元弘三年（一三三三）十一月

申状 ↓ 公家 【副進】立正安国論・先師日興上人申状（元徳三年）・三時弘経次第

② 《17》 日道 延元元年（一三三六）二月

申状 ↓ 公家 【副進】立正安国論・先師日興上人申状案・日目上人申状案・三時弘経

次第

③ 《18》 日尊 暦応元年（一三三八）十一月

申状 ↓ 公家 【副進】立正安国論

④ 《19》 日妙 暦応二年（一三三九）十月二十五日

申状 ↓ 公家 【副進】立正安国論・先師日興上人申状案・日目申状案・三時弘経次第

- ⑤ ≪20≫ 日代・日善・日助 曆応三年（一三四〇）八月
 申状↓公家 【副進】立正安国論・三時弘経凶並和漢兩朝弘通次第及先師書積要句
- ⑥ ≪23≫ 日行 曆応五年（一三四二）三月
 申状↓公家 【副進】立正安国論・祖師日興上人申状案・日目上人申状案・日道上人申状案・三時弘経次第
- ⑦ ≪24≫ 日郷 康永四年（一三四五）三月
 申状↓公家 【副進】なし
- ⑧ ≪25≫ 日郷 貞和五年（一三四九）
 ↓公家 【副進】不明 ※『申状見聞私』の記述による
- ⑨ ≪32≫ 日伝 至徳二年（一三八五）三月
 申状↓武家 【副進】先師日郷上人申状案
- ⑩ ≪45≫ 日有 永享四年（一四三二）三月
 申状↓公家 【副進】立正安国論・日興上人申状案・日目上人申状案・日道上人申状案・日行上人申状案・三時弘経次第
- ⑪ ≪61≫ 日教・日耀 文明元年（一四六九）か
 諫状↓武家 【副進】応時得益集
- ⑫ ≪62≫ 日要 明応八年（一四九九）三月
 申状↓公家 【副進】先師日目上人申状
- ⑬ ≪64≫ 日我・日侃 元龜四年（一五七三）九月
 申状↓武家か 【副進】立正安国論・文永五年諫諍の状・同八年重陳の状・代々先師

以上、日興滅後の中世において、日興門流諸師が果たした諫暁活動の事例は一三度確認することができ、その内一二度の事例において申状等の諫暁書が伝来している。この内、①―⑧の八度の諫暁活動は、元弘三年（一三三三）―貞和五年（一三四九）に至る一六年間の内に行われており、右に挙げた日興門流諸師の諫暁活動の過半数がこの期間に集中している傾向が見られる。しかもそのすべてが公家に対して行われたものであることがわかる。

上述した通り、日興が入滅した正慶二年（一三三三）には鎌倉幕府が崩壊し、京都にて天皇主権の政治、いわゆる建武の新政が開始された。建武三年（一三三六）には足利尊氏が上洛して室町幕府を開き、時代は南北両朝が存在する南北朝時代へと突入していく。これによって公武両権力の中心地はまぎれもなく京都となった。

この頃、いち早く京都弘通を志して上洛していた妙顕寺日像は、後醍醐天皇から元亨元年（一三二一）に京都弘通の勅許を、建武元年（一三三四）に妙顕寺を勅願寺と認める綸旨を賜り、中央政権である公家から日蓮教団が公認されるといって、大きな成果を上げた。このような日像の活躍は他の日蓮門下にとって大いに刺激となり、日興門流においても妙顕寺同様の公許を得たいとの思いから、公家への諫暁活動を行うべく次々と京都へ赴いたものと思われる。政治権力の京都移行と日像の京都での活躍が、この時期における日興門流の公家に対する諫暁活動を促した主な外的要因として挙げることができる。

また、日興は嘉暦二年（一三二七）八月に公家宛の申状を作成しており、かつ日興が弟子を自身の代官となして公家へ奏聞させた事実も確認できることから⁽¹⁾、日興自身政権が京都へ移行する前から公家への奏聞の志を抱いていたことは確実であろう。したがって、そのような日興の行動を間近で見てきた弟子らにとって、日興の生前から遺志である公家奏聞を継承して果たしたいとの思いも当然あったのではないだろうか。この点を内的要因

として挙げることができよう。

この日興滅後一六年間の内に諫曉活動を行った日興門下は七名を数える。つまり、この時期に特定の弟子が度々行ったのではなく、多くの弟子が諫曉活動に関わっていることがわかる。この事實は、師である日興と同様に諫曉活動を果たすべきという志が結果的に門流内に共有されていたことを物語っている。さらにその志を門弟諸師がこの時期に相次いで実行に移したという事實は刮目すべきことであり、当時の日興門流において諫曉活動に対する意気込みは相当なものであったと考えられる。

また、日興門流諸師による右記の諫曉活動は、先師の年回忌にあたる年に行われているケースが多々見られる。今それを挙げると、④の日妙申状（暦応二年〳日興・日目の七回忌）、⑦の日郷申状（康永四年〳日興・日目の十三回忌）、⑧の日郷の奏聞（貞和五年〳日興・日目の十七回忌）、⑩の日有申状（永享四年〳日興・日目の百回忌）が該当する。これらについては、先師の年回忌を意識し、その報恩追善のために諫曉活動を実行したものと考えるのが妥当であろう。この他にも直接的には年回忌にあたってはいないものの、日興が入滅した数ヶ月後に作成された①の日目申状や、師である日道が入滅した翌年に提出した⑥の日行申状も見ることができ、これらもまた先師に対する報恩追善の意味合いを有すると共に、おそらく亡き師の跡を受け継いで弘法者として積極的に弘通活動を展開するという決意表明の意味合いもあつたと想定される。

第二項 申状の書式と副進書の継承

日興門流諸師の申状には、先師日興の申状の書式を継承して作成していると思われる箇所をいくつか見出すことができる。

まず一つめは、申状の事書に記される諫曉者の立場に関する表記である。前述した通り、日興は自己の申状に

「日蓮聖人弟子日興」等と記し、聖人の弟子という立場を明確に示して申状を提出した一方で、日昭・日朗をはじめとする他の五老僧が天台の弟子と名乗って権力者に申状を提出したことを日興は憤り、それに対する強い批判が『弟子分本尊目録』に記されている。日興滅後、その門弟によって作成された申状を通覧すると、すべての申状において「日蓮聖人／弟子〇〇」（①②③④⑥⑦⑨⑩⑪⑫⑬）または「日興／遺弟〇〇」（⑤）と記されており、諫曉者が日蓮門下であるという旨が明記されている。他門流でも、南北朝期以降は「日蓮聖人弟子〇〇」等と記すのが一般的であったようであるが、特に日興在世中からの日興門下においては、日興が『弟子分本尊目録』に露わにした、他の五老僧に対する批判を目や耳にしたであろうし、日興から申状の記し方について直接指導を受けたことも十分想定される。そのような面から、特に日興在世中からの門弟の申状①―⑦に関しては、日興の意向を直接受けての表記であった可能性が考えられるのである。

二つめは、日蓮門下が諫曉活動において権力者に共通して求めた「謗法を対治して正法に帰せよ」との主意に關する表記である。この主意中の「正法」の表記について、他門流諸師の申状を確認すると、六老僧日昭・中山日高・日祐は「妙法蓮華經簡要」⁽²⁾、六老僧日朗は「妙法蓮華經／五字」⁽³⁾、六老僧日向・日弁は「妙法蓮華經／首題」⁽⁴⁾、身延日進は「平等大会／妙法」⁽⁵⁾「法華／正法」等と記している。申状毎に多少表現が異なるものの、どれも正法＝法華經という意味で表記している。これに対し日興門流諸師の申状では、「法華本門／正法」（②④⑤⑥⑦⑨⑩⑫⑬）、「法華本門／妙法蓮華經」（③）、「法華本門之首題」（⑪）と表記されており、正法＝法華經本門とする表現を一貫して採用している。つまり日興門流における諫曉活動では、単に法華經への帰依を求めるだけではなく、その中でも特に末法相應の法華經本門の教法への帰依でなければならぬことを強調している様子がこれらの記述から窺える。日興が書き記した申状には、すでに「法華本門」との文言が使用されているが、門弟らもまたその日興申状に倣って「法華本門」の文言を使用し、それが継承されていったのであろう。この表記は日興門流諸師の申状のみに見ることができるとはならず、日興門流の諫曉活動における特徴の一つといえることができよう。

う。門弟各々の申状における特徴については後述したい。

次に、副進書の継承についてである。日興門流諸師の申状に添えられる副進書は、『立正安国論』・『先師申状』・『三時弘経次第』の三種類が目立つ。『立正安国論』については上述したように、日蓮教団における諫曉活動展開の起源ともいえるべき諫曉書であるから、日蓮門下の多くが申状と共に提出する、最も代表的な副進書である。日興門流においても『立正安国論』の副進は顕著で、日興滅後の諫曉活動一三度中八度（①②③④⑤⑥⑩⑬）において副進されている。

『三時弘経次第』については前節で考察した通り、正像末の三時における仏法流布の次第が図示されたものである。日興は本書を公家への奏聞の際に申状の副進書として提出している。日興滅後では、六度の諫曉活動（①②④⑤⑥⑩）において『三時弘経次第』または『三時弘経図』の副進が確認でき、そのすべてが公家に対する奏聞である。したがって、日興が公家に申状の主張をよりわかりやすく伝えるために取り入れた『三時弘経次第』の副進を、その門弟らも継承して度々副進しているのであり、日興門流において『三時弘経次第』が申状に添える具書の一つとして定番化した様子が窺える。

そして「先師申状」の副進については、日興滅後の諫曉活動八度（①②④⑥⑨⑩⑬）において見ることができ。それは日目が元弘三年（一一三三）の奏聞の際に「先師日興上人申状」を副進したのを皮切りに、それ以降の門弟らもまた「日目上人申状案」「日道上人申状案」をはじめとする既に提出された先師申状を相次いで副進するようになり、それは後世の諫曉活動になるにつれて付される先師申状が種類が増していく。先師申状の副進は、日興門流が過去に行った諫曉活動を改めて思い起こさせ、その系譜に連なって自らも諫曉活動を実行するのであるということを増幅させる目的があったと想定される。先師の申状を副進するという形式は、日蓮教団の中でも日興門流においてのみ見ることができ慣習である。

なお、日興が武家に対する諫曉の申状に副進した、『宿屋入道許御状』と見られる文永五年申状と『一昨日御

書』と見られる文永八年申状は、日興入滅以降の門弟申状にはしばらく副進されることはなく、その名が見えるのは⑬の元龜四年（一五七三）九月の日我・日侃連名による申状まで下ることになる。その理由は、日興滅後の諫暁活動が公家中心に展開されたためであると考えられる。『立正安国論』と『先師申状』の副進は公武関係なくなされているが、文永五年申状・文永八年申状の二書は必ず武家への諫暁の際の申状に副進され、また『三時弘経次第』の副進は必ず公家への奏聞の際の申状に副進されている。

このことから、かつて日興が諫暁活動の対象に応じて副進書を変更したように、その門弟らも日興同様に対象に応じて副進書を意識的に変更していたと推測される。日興在世中には、申状の提出に関して日興からの教示があったであろうし、その中で副進書についても説かれたであろう。仮にそのような教示がなかったとしても、日興の行動を門弟が継承し、結果的に公武に応じてそれ相応の副進書を添えることが副進書における決まり事と化していたことは間違いないであろう。

第三項 門弟別にみた諫暁活動

これ以降、日興滅後の門弟による諫暁活動のより具体的な動向と特色を探るため、各門弟毎に申状の全文を挙げた上で諫暁活動の事例を考察していきたい。なお、ここでは日興の直弟子・孫弟子によって日興滅後一六年の間に集中的に展開された①―⑧の諫暁活動を考察対象とする。

一、卿阿闍梨日目

① 日目『申状』 元弘三年（一一三三）十一月

日蓮聖人ノ弟子日目、誠惶誠恐謹言ス。

請_下殊_レ蒙_リ天恩_ヲ、且_ハ任_ニ一代説教ノ前後_ニ、且_ハ准_ニ三時弘經ノ次第_ニ、退_ニ治_シ正像所弘ノ爾前迹門ノ謗法_ヲ、被_レ崇_中末法当季ノ妙法蓮花經ノ正法_上ヲ狀_ト。

副へ進ス

一卷 立正安国論 祖師日蓮聖人文応元年ノ勘文。

一通 先師日興上人ノ申狀 元徳二年。

一通 三時弘經ノ次第。

右、謹_ン檢_ニ案内_一ヲ、一代ノ説教ハ独_リ積尊ノ遺訓也。取捨_ハ宜_レ任_ニ仏意_ニ。三時ノ弘經則_チ如来ノ告勅也。進

退_ハ全_ク非_ス人力_ニ。抑_モ建_ニ立_{シテ}一万余宇ノ寺塔_ヲ、恒例ノ講經不_レ致_ニ陵夷_一ヲ。崇_ニ三万余ノ社壇_一ヲ、如在ノ礼奠_ハ無_レ

令_ニ令_二怠懈_一。雖_モ然_{リト}頭教密教ノ護持不_レ叶_ハ而、国土災難随_レ日_ニ增長_シ、大法秘法ノ祈祷無_レ驗、自他ノ

反逆_ハ逐年_ヲ強盛_{ナリ}。神慮_ハ不_レ測_レ、仏意_ハ難_シ思_ヒ。倩_ラ傾_ニ微管_一ヲ聊_カ披_レ經_ヲ、仏滅後_ニ二千余年ノ間正像末ノ

三時流通ノ程、迦葉・竜樹・天台・伝教ノ所_ノ殘_{シタ}マフ秘法有_レ三ツ。所謂法花本門ノ本尊_ト与_ニ戒壇_一与_ニ妙法蓮花

經_ノ五字_一也。被_レ信_ニ敬_セ之_ヲ者、致_ニ天下ノ安全_一ヲ、鎮_ニ國中ノ逆徒_一ヲ。此ノ条如来ノ金言_ハ分明也。大師ノ解尺_ハ炳

焉_{タリ}。就中我朝_ハ神州也。神者不_レ受_ニ非礼_一ヲ。三界_ハ皆_ニ仏国_一也。仏_ハ則_チ誠_ニ謗法_一ヲ。然_レ則_チ退_ニ治_一爾前迹

門ノ謗法_ヲ、仏慶_ヒ神慶_ヒマフ。被_レ立_ニ法花本門ノ正法_一ヲ、人榮_ニ国榮_一ヲ。望_ミ請_フ、殊_ニ蒙_リ天恩_一ヲ被_レ棄_ニ捐_一諸

宗ノ悪法_ヲ、被_レ崇_ニ敬_一一乗妙典_ヲ、金言_ハ不_レ愆_タ、妙法ノ唱_ハ閻浮_ニ不_レ絶_エ、玉体無_レ匿_レ宝祚ノ境_ハ天地_ト無_レ疆_リ。

日目為_レ遂_ニ先師ノ地望_一ヲ令_ム達_ニ後日ノ天奏_一。誠惶誠恐謹言ス。

元弘三年十一月 日

日目 (花押) (6)

日興滅後における諫曉活動の事例が最も早く確認できる門弟は大石寺三世日目であり、右に挙げた元弘三年(一

三三三)十一月の申状が現存している。前述した通り、申状はその史料的性格から自筆本が伝来するものはほとんどない中、この日目申状は自筆本が現在保田妙本寺に所蔵されている⁷⁾。保田妙本寺所蔵の日目申状には日目の花押が記されているため、提出する申状の案文として作成されたものと思われる。この日目申状は、当時の日蓮門下による申状の内容や様式を直接今に伝える貴重な史料であるといえよう。

本申状は、正慶二年(一三三三)二月の日興入滅から九ヶ月後、日目が日興の遺志を受け継いで天皇に奏聞するため上洛した際に持参したものと考えられる。日目申状の内容は、まず釈尊一代説教の前後、三時弘経の次第に沿って、正法・像法相応の爾前迹門の謗法を対治して、当世末法相応の正法・妙法蓮華経を信仰すべしとの旨が事書に述べられる(【1】)。そして正像の二時を経て末法に至り、迦葉・龍樹・天台・伝教の説き残した秘法として本門の本尊・本門の戒壇・本門の題目のいわゆる三大秘法を挙げ、これを信敬することで天下安全・国土安穩が訪れるとする(【2】)。続けて、爾前迹門の謗法を対治すれば諸仏諸尊は大いに慶び、法華本門の正法を建立すれば国民も国家も大いに栄えるであろう、そのために諸宗の悪法をいち早く破棄し、正法・法華経を信奉せよとの主張が述べられる(【3】)。そして、先師である聖人と日興の遺志を果たすために奏聞を行うのであるという日目の決意を示して申状を締めくくっている(【4】)。日目申状の最大の特徴は、末法相応の正法として三大秘法が説かれている点である。日興門流諸師の申状においては、正法||法華本門と主張されることは既に述べたが、日目申状ではその法華本門の教法をさらに具体的に三大秘法で示しているのである。権力者に対し、三大秘法への帰依を要請する申状は他の門弟諸師の申状には見出すことはできず、日興の申状にも見られない。この点は、日目申状独自の記述といえることができよう。

また大石寺十七世日精著『富士門家中見聞』中巻には、この度の日目の奏聞に関して、次のような記述が見られる。

日目上人正慶二癸酉十一月の初めに富士を御立あつて奏聞の為に御上洛なり、若し帝都に於て御尋もやあらん

とて大聖人の御自筆本尊十八幅、其ノ中万年救護の本尊並に日目授与の本尊時光授与の本尊天王鎮守の神ヒ等あり⁽⁸⁾

この記述によれば、日目が正慶二年の奏聞に向かう際、万年救護本尊や日目授与本尊をはじめとする聖人曼荼羅本尊を一八幅も携行したことを伝えている。これは公家に対して法門を申し上げる際に掲げる本尊とするため、また要求に応じて聖人曼荼羅本尊を披露して、聖人独自の法華経観を端的に指し示すための持参であったと想定される。先述した通り、『門徒古事』に「関白殿大聖人之御自筆ノ本尊ヲイタゞキ題目御唱候テ、余ハ法華宗也ト被レ仰シカバ⁽⁹⁾」とあり、日什門流の門祖日什が奏聞の際に聖人自筆の曼荼羅本尊を掲げていたことが知られる。

『富士門家中見聞』は近世の伝記本であり、実際に日目が奏聞のために聖人曼荼羅本尊を持参したかどうかは即断できないが、他門流においても曼荼羅本尊を携行して諫暁活動を行っている事例が確認できるため、その可能性は十分考えられよう。日興門流諸師が諫暁活動の際に曼荼羅本尊を持参し提示したという記録は他には見当たらないが、仮にこの『富士門家中見聞』の記述が事実であるならば、副進書をはじめとする門弟申状の書式・内容にも多々共通点が見られることから、日目以外にも諫暁活動の際に曼荼羅本尊を持参した門弟がいたことも自然と想定され、さらには申状・副進書の他に曼荼羅本尊を携行することが諫暁活動における一つの形式であった可能性までも生じてこよう。

ところで、現在伝来している日目申状は右に挙げた元弘三年状ただ一通のみであるが、日目の諫暁活動については以下の二文書に次のような記述が見られる。

・日眼著『五人所破鈔見聞』

日目上人四十二度ノ天奏に依テ⁽¹⁰⁾

・日教著『五段荒量』

殊には日目上人は四十二度の御天奏⁽¹¹⁾

すなわち、日目は生涯に四二度も諫暁活動を果たしたと伝えているのである。しかし、これらの史料に記される日目による四二度の諫暁活動の全体像を把握することができる史料はなく、果たして日目が四二度も諫暁活動を展開したかどうかさえも不透明である。おそらく、四二度は実数ではなく、後人による誇張した数であろう。ただし、日興が日目に授与した曼荼羅本尊の中には、日目の諫暁活動の事実を知ることができる授与書を確認することができる。以下にそれらの曼荼羅本尊に加筆される日興授与書を挙げる。なお、〈 〉内の数字は『興本』収録の曼荼羅本尊番号を表している。

〈3〉正応元年（一二八八）八月十七日

上奏新田卿阿日目授与之一カ中ノ一弟子、日道相伝之⁽¹²⁾

〈216〉元亨四年（一三二四）十二月二十九日

最前上奏之仁卿阿闍梨日目⁽¹³⁾

〈282〉正慶元年（一三三二）十一月三日

最前上奏仁新田卿阿闍梨日目授与之、一中一弟子也⁽¹⁴⁾

これらの授与書から、右の三幅の曼荼羅本尊が日目の諫暁活動に関連して授与されていることが読み取れ、日興在世中における日目の諫暁活動の一端を窺い知ることができる。またそれは〈3〉の授与書から、正応元年（一二八八）時点ですで行われていたことがわかる。この〈3〉の日興曼荼羅本尊は、日興の門弟による諫暁活動の事実を伝える初見史料であり、日興門下の中で日目が最初に諫暁活動を行った弟子であると考えられる。このことは〈216〉〈282〉の授与書に、日興が日目を「最前上奏」の人と称していることから裏付けられよう。ちなみに「最前」の語意に関しては、「最も先」と「先ほど」の二種類が存在する。日興が諫暁活動実行の功績を讃えて授与した曼荼羅本尊の授与書に「最前」との語句を使用しているのは日目に對してのみである。その点を考慮すると、この場合は「最も先」に諫暁活動を行った弟子という意味で付されたと解釈するのが妥当であると考えら

れる⁽¹⁵⁾。

また正応元年は、聖人七回忌の年にあたっている。先述したように、日興門流諸師が先師の年回忌に際して諫暁活動を行っているケースが多数確認できることから、日興が〈3〉を授与する要因となった日目の諫暁活動は、聖人の七回忌を期して正応元年に行われた可能性が高いのではないかと推測される。そして日目に授与された右の三幅は、授与書にわざわざ諫暁活動を果たした旨を記し、なおかつ曼荼羅本尊毎の書写年月日が離れている。このことを考慮すると、これらの日興曼荼羅本尊は、日目が諫暁活動を実行して帰山した際にその都度一幅ずつ授与されたものと考えるのが自然であろうか。そう考えると、四二度と伝えられる日目の諫暁活動のほんの一端でしかないが、日目申状が存在する元弘三年の奏聞上洛と合わせて四度、日目の諫暁活動の記録を確認することができよう。ただし〈3〉と〈282〉について、『興本』正誤表によれば、〈3〉の注記に「〈282〉と同本尊か」との文が追加されており、この二幅が同じ曼荼羅本尊である可能性も指摘されている⁽¹⁶⁾。この点については今後さらに検討を要する。

二、弁阿闍梨日道

②日道『申状』 延元元年（一一三三六）二月

日蓮聖人ノ弟子日興ノ遺弟日道、誠惶誠恐謹言^ス。

請^フ下^ニ殊^ニ蒙^リ天恩^一对^ニ治^シ爾前迹門ノ謗法^一被^レ立^テ法華本門ノ正法^一、天下泰平・国土安穩^{ナラント}之状。

副^ヘ進^ス。

一卷、立正安国論 日蓮聖人文応元年ノ勘文。

一通、先師日興上人申状案。

一通、日目上人申状案。

一、三時弘経次第。

右、遮那覺王之濟度^{シタマフヤ}衆生也捨^テ權教^ヲ說^キ實教^ヲ、日蓮聖人之弘^ニ通^{シタマフヤ}一乘也破^{シテ}謗法^ヲ立^ツ正法^ヲ。
謹^{シテ}檢^ニ故実^ヲ、釈迦善逝^ノ演^ニ說^{シタマフニハ}本懷^ヲ則^チ設^ケ四十余年^ノ善巧^ヲ、日蓮聖人^ノ利益^ニ末世^ヲ則^チ依^ニ後五百歳^ノ明文^ニ也。凡^ソ一代^ノ施化^ハ赴^ニ機情^ニ而判^ニ權実^ヲ、三時^ノ弘経^ハ随^ニ仏意^ニ而分^ニ本迹^ヲ。誠^ニ是^レ從^レ淺^キ至^リ深^キ、捨^テ權^ヲ入^レ実^ニ者歟。是^ヲ以^テ陳^レ朝^ノ聖主^ハ捨^テ累葉^ノ崇敬^ノ之邪法^ヲ帰^シ法華^ノ眞実^ノ正法^ニ、延曆^ノ天子^ハ改^メ六宗七寺^ノ慢幢^ヲ立^ツ一乘四明^ノ寺塔^ヲ也。天台智者^ハ弘^メ三說^ノ超過^ノ之大法^ヲ普^ク退^ニ四海^ノ夷賊^ヲ、伝教大師^ハ用^ニ諸經中王之妙文^ヲ鎮^ニ祈^ル一天^ノ安全^ヲ。是^レ則^チ以^ニ仏法^ヲ守^ル王法^ヲ之根源[、]以^ニ王法^ヲ弘^ム仏法^ヲ之濫觴^{也。經}曰^ク、正法治国邪法乱国等云云。抑^モ知^ル未萌^一六正之聖人^{也。蓋}了^ニ法華^ヲ諸仏之御使^{也。然}先師^{日蓮}聖人^者生知^ノ妙悟[、]深^ク究^ニ法華^ノ淵底^ヲ、天真^ノ独朗[、]玄^{カニ}鑑^ニ未萌^ノ災孽^一矣。如^ク經文^ノ上行菩薩^ノ後身[、]遣使還告^ノ薩埵^{也。若}爾^{レハ}所弘^ノ法門^ハ寧^ロ非^ニ塔中^ノ伝付^ノ秘要[、]末法適時^ノ大法^ニ乎。然^{ラハ}則^チ早^ク棄^ニ捐^シ權迹^淺近^ノ謗法^ヲ、被^レ信^ニ敬^セ本地甚深^ノ妙法^ヲ、自他^ノ怨敵^ハ自^ラ摧滅^{シ、}上下^ノ黎民^ハ遊^ニ快樂^ニ而已。仍^テ為^レ世^ノ為^レ法^ノ、誠惶誠恐、謹^{シテ}言^{ス。}

延元元年二月

日道⁽¹⁷⁾

日道申状は『宗全』二巻に二通収録されている。その一通は、右に挙げた延元元年（一三三六）二月の日付で作成された申状である。その内容や副進書から公家に対する奏聞を企てたものと判断される。『上代事典』によれば、本申状の「延元」は南朝年号であり、同元年は南北両朝の角逐激しく、暮れの十二月には後醍醐天皇が吉野に遷幸して、いわゆる南北朝時代が開始していることに触れ、日道出身の奥州新田氏は当時南朝方にあり、それが延元年号の使用につながっているのかも知れないとの見解を示している⁽¹⁸⁾。つまり日道は、公武による権力闘争が依然として勃発してはいるものの、鎌倉時代が終焉を迎え、新たな時代への転換期となるこの時期を国家

諫曉を果たす好機として捉え、朝廷への奏聞を志したものと想定される。また建武元年（一三三四）四月には妙頭寺が醍醐天皇から勅願寺となす綸旨を賜っており、このことも日道の奏聞を促したのであろう。

本申状の内容について、まず事書の冒頭に「日蓮聖人、弟子日興、遺弟日道」と、はじめて日興の弟子という表現が使用されている（【1】）。そして像法において天台大師・伝教大師の化導に君主が帰依したよき先例を挙げ、これが仏法によって国家が守護され、国家によって仏法が弘められる濫觴であるとする（【2】）。師である聖人は、末法の世に法華経を弘めるべき使命を付嘱された仏使上行菩薩の生まれ変わりであるとした上で（【3】）、現在弘まるところの法門は末法適時の教法ではないから、種々の災難を振り払うためには、早く権迹浅近の謗法を破棄して本地甚深の正法を信敬せよと述べられている（【4】）。内容および『三時弘経次第』の副進からわかるように、日道申状では時に相応する仏法帰依の必要性が主旨として説かれている。

もう一通は、応永十年（一四〇三）九月二十二日の日付を有する申状である。日道は暦応四年（一三四一）に入滅しているので、応永十年は日道滅後六二年にあたる。本申状について『宗全』二巻には「延元元年申状と殆ど同一にして末段及び二三の文字異なるのみ。或は前文を少しく修正して後年更に上申せるものか否か⁽¹⁹⁾」との指摘がなされている。また『上代事典』によれば、『宗全』二巻に収録される本申状は、大石寺所蔵『御伝土代』の奥に続けて記されているものを翻刻したものと想定し、さらに本申状と②延元元年状の字句の異なりが非常に少ないことから、本申状を延元元年状の草案本と位置づけている⁽²⁰⁾。前述した通り、『御伝土代』の筆者については、池田令道氏が従来の日道説を覆して大石寺六世日時とする説を提示している⁽²¹⁾。この応永十年状はその『御伝土代』の奥に記されるものと想定されているが、池田氏によれば、その『御伝土代』に続けて記される応永十年状もまた日時の筆と判断している。したがってこれらを勘案すれば、『宗全』二巻が収録した応永十年状は日時写本ということになる。

ただここで問題となるのは、『宗全』二巻が本申状の識語として記載する「于時応永十年癸未九月二十二日」

の扱いについてである。そもそも『御伝土代』および続けて収録される日道申状は、大石寺二十世日典の代に卷子本に装幀し直されて現在に至るが、元々は冊子本の形態であった。池田氏論文に口絵として掲載される当該箇所⁽²²⁾の写真図版を見ると、本申状の末三行が丁表に記され、その左に恐らく七―八行は書ける程の広いスペースが空いているにも関わらず、「于時応永十年癸未九月二十一日」の識語は丁裏に記されている。つまり、「于時応永十年癸未九月二十一日」が本申状の年月日であるならば、丁表の末三行に続けて記されるのが自然であろうが、あえてスペースを空けて丁裏に記されることを考慮すると、識語と本申状は無関係なものと考えるのが妥当かと思われる。したがって、池田氏や『統合システム』所収『上代事典』が位置づけているように、「于時応永十年癸未九月二十一日」は『御伝土代』自体を作成した時の識語であって、日道申状が作成された年月日ではないと考えられるのである。以上のことから、本申状をもって応永十年九月に諫曉活動が行われたと判断することはできない。

また、日道が暦応二年（一三三九）六月十五日に書写した曼荼羅本尊には「奥州加賀野卿阿闍梨日行授与之、上奏代日行日道弟子一中一也⁽²³⁾」との授与書が見られる。この授与書によれば、暦応二年以前に日行が日道の代官として諫曉活動を行った事実を知ることができ、当曼荼羅本尊は代官の任務を遂行した日行の功績を讃えて、日道が認めて授与したものと判断される。かつて日興が自身の代官となり諫曉活動を果たした弟子に対して曼荼羅本尊を書写して授与したが、日道もまた師の行為に倣い、代官を務めた弟子に曼荼羅本尊の授与を行ったのである。日興の直弟子・孫弟子が認めた曼荼羅本尊で、このような授与書を有するものはただこの一幅のみであるが、この曼荼羅本尊の存在から、日興滅後においても弟子による代官遂行の事実と、それを讃えての曼荼羅本尊授与が行われていたことが確認できる。

三、大夫阿闍梨日尊

③日尊『申状』 曆応元年（一二三三八）十一月

日蓮聖人ノ門弟日尊、誠惶誠恐謹言。

請下殊蒙鴻慈被破却爾前迹門謗法、被興行法華本門妙法蓮華經之五字、改貴賤ノ妄論ヲ退ト下
ト上
華夷ノ災難上上状。

副進、

一卷 立正安國論 文応元年先師日蓮ノ勘文。

右¹仏法者依²王臣之帰敬一威光増長シ、王法者依²仏法之擁護一治國吏民云云。抑³釈迦一代之説教ハ正像末
之三時五箇五百歳之間、有²流布ノ次第一。於²爾前迹門一者已²過²時ヲ訖ヌ。至²今時一者更²不²可²カラ有²仏法一
而²諸宗ノ学者ハ不²知²此ノ旨ヲ。所以者何²。仏閣²如²稻麻一、僧侶²如²竹葦一。雖²祈²リ之ヲ行²レ²スト之ヲ敢²ヘ²テ無²シ其
ノ効驗一。弥²四海讎敵ノ浪高ク、倍²國土衰弊ノ風繁シ。嗚呼²悲²シイ哉、國²依²有²ルニ邪法ノ興行一天下令²擾乱一。仍²
衆人墮惡²。世乱²則²聖哲馳騫²シテ不²叶²規ニ。國収²マレハ則²雇²夫高クシテ枕²有²余²リ矣。國土ノ衰乱・人民ノ滅亡、
先規更²無²シ比類一。争²無²キヤ驚²キテ御沙汰一。早ク廻²ラシ²叡慮²速²ヤカニ欲²ス棄²置²カレント謗法一。彼ノ太公ノ入²殷國一依²西
伯之礼²、張良ノ量²秦朝一也感²漢王之誠²矣。皆當²于時²得²賞²。而²御帰依之²仏法²、為²レ世²為²レ人²無²キ
其²益²之条²顕然²也。所詮、不²如²自²致²彼ノ万²祈²留²中²此²一凶²。經²曰²ク、仏法²付²王臣²一可²弘²ム。更²
非²所²及²僧衆ノ力²、故²政道乱²則²諸²天作²瞋²リヲ、仏法乱²則²仏²使出²世²ニ文²。他²國²且²置²ク之ヲ。於²倭
國²一者有²四箇²聖人²、雖²諫²申²之²不²被²許²容²之ヲ。剩²見²処²流罪²。直²繩²枉²木²所²憎²ム也。正²務²姦
人²所²愁²フル也。是²其²謂²敷²。爰²如²來滅²度²之後²後²五百歳²中之御使²召²出²上²行²等²四菩薩²、為²レ末²法利
益²弘²通²。壽²量²長²遠²ノ妙²法²蓮²華²經²ノ五²字²、可²濟²度²一切²衆²生²現²當²二²世²之²由²、付²屬²之²。仍²日²蓮²聖²人
受²生²於²末²世²、粗²令²觸²此²名²題²、貴²賤²猥²成²邪²論²、緇²素²頻²令²怨²嫉²之間²、終²不²達²早²

應^一空^二 歲霜^ニ畢^ス。所謂威音王仏ノ像法之不輕菩薩者當^ニ杖木瓦石之難^ニ、今、積尊滅後ノ於^テ末法ノ中^ニ涌出^ルノ菩薩令^レ弘^ニ通^セ正法^ヲ者、可^レ有^ニ三類ノ強敵^一之由、經文^ニ分明也。如來現在猶多怨嫉況滅度後ト云云。倩^ラ思^フ此等ノ說相^ヲ、先師聖人^ハ一^ニ相^ニ応^シタマヘリ此^ノ文^ニ。然^レ者上行菩薩ノ再誕^{ナル}コト、誰^カ成^レ疑^ヒ乎。夫^レ知^ル未萌^ニ者^ハ六正之聖臣也。弘^ニ法華^一者^ハ諸仏之使者也。隨^ツテ而見^ルニ當世之風体^一、捨^テテ正^ヲ仰^ク邪^ヲ之故^ニ、上^ハ梵積^ニ天、下^ハ堅牢地神、極^メテ大小守護ノ善神等^ハ不^レ嘗^ニ無^ニ三之法味^一、失^ヒテ勢力^ヲ成^ニ瞋恚^ヲ無^ニ国土之加護^一。仍^テ三災七難並^ヒ起^リテ四海不^レ靜^{カナ}ラ。併^ラ依^ニ謗法ノ御帰依^一者也。内外典俱^ニ以^テ所^レ被^ニ定^置カ、悉^ク令^ニ符合^一者哉。然^レ者早^ク被^レ棄^ニ捐^セ爾前迹門之謗法^ヲ、被^レ崇^ニ敬^セテ法華本門之正法^一者、諸災^ハ退散^シテ国土興復^{セン}而已。然^レ則^チ仲尼^ハ施^シテ化^ヲ於^ニ万民^一、聿^ニ彰^ス鳳毛五字之徳化^一。積尊^ハ説^ニ法^ヲ於^ニ衆生^一、盍^ソ信^セ麟角一実之妙法^ヲ。今、日尊^ハ稟^ケテ師命^ヲ、争^カ不^レラン悲^マ天下ノ乱惡^一哉。且^ラ顧^ミテ仏法中怨之難^一、雖^モ勒^{スト}九牛之一毛^一未^ニ奏達^一。年齢已^ニ逮^ニ鳩杖^一、難^キ期^シ旦暮^一之間、泣^キ捧^ク短状^ヲ。是^レ更^ニ不^レ存^レ私^ヲ、只併^ラ為^レ世^ノ為^レ君^ノ為^レ一切衆生^ノ也。仍^テ日尊、誠惶誠恐謹^シテ白^ス。

曆応元年十一月⁽²⁴⁾

先述した元弘三年（一一三三）十一月の日目による奏聞上洛の際、日尊と日郷は共に日目に随従したことが伝えられている。⁽²⁵⁾ 随従者の一人であった日尊には、五年後の曆応元年（一一三八）十一月の年月日を有する申状が伝わっており、日目滅後再び諫暁活動を行ったことが知られる。

本申状の大凡の内容は以下の通りである。まず、そもそも仏法は国家の帰依を得て利益が増幅し、国家は仏法の擁護によつて治国が達成される。その仏法には正像末の三時・五箇五百歳の流布の次第があつて、今時は既に正法像法を超え末法に突入していると説く【一】。にも関わらず、今の国家は末法不相応の邪法を信奉しているがために天下が乱れているのであつて、信仰する法が国家にとって無利益であることは明白であるとす

【2】【3】。末法の世には、法華經の要法を仏に代わって弘通することを付嘱された本化上行等四菩薩が出現するとされるが、聖人はまさに上行菩薩の再誕であり、そのことは経文に明白であって疑いの余地はない。しかし、上行菩薩の再誕である聖人の諫言は結局裁可を得るには及ばなかった【4】。現在の国家を顧みると、正法を捨てて邪法に帰するが故に、国を守護する善神は国を離れ、本来の役目である守護を放棄してしまっている。そのため三災七難が発生するのであると述べる【5】。したがって、一刻も早く爾前迹門の謗法を破棄して法華本門の正法を信仰せよ、そうすれば諸災は退散し国土復興なるであろうと主張する【6】。

この日尊申状は、謗法対治・正法建立という根幹の主張は他の諸師と同一であるが、申状全体の構成・文章表現はそれまでの諸師の申状と比べると、かなり日尊の独自性に富んだものとなっている。特に、正像末三時における仏法流布の次第を述べる文と、日興や他門流諸師の申状に見られた善神捨国思想を述べる文をどちらも申状に採用している点や、経証を多々挙げている点の特徴的である。また、他の諸師の多くが公家に申状を提出する際『三時弘経次第』を副進しているのに対し、日尊は『三時弘経次第』を副進していない。このこともまた日尊申状が他の申状と比べて若干性格が異なることを物語っている。

京都住本寺開基日大著『尊師実録』には「自雲州播州一曆応元年戊寅四月十一日御京着 同二年己卯四月十三日上行院移住御在生七ヶ年云云⁽²⁶⁾」との記述があり、元弘三年の奏聞後、日尊は出雲・播磨の教導に務め、その後曆応元年（一三三八）四月十一日に再び京都に入ったことが伝えられる。この記述に従えば、日尊は再び京都に入ってから七ヶ月後の曆応元年十一月に申状を提出しようと企てたことになる。ただし、『宗全』二巻収録の本申状に「曆応元年十一月」との系年が記されていること、及び「正本京都要法寺に在り」との記述があることについて、堀日亨氏は以下のような疑義を呈している。

この尊師の国諫については、日蓮宗宗学全書本には、この「曆応元年」の日付があり。また「編者云」として「正本京都要法寺に在り」としてあるが、本全書の過半は予の手になれども、この分は手をつけたことが

なく、現在同山の目録にもまったたくなく、祖師伝にも家中抄にも紀年月はない。いわんや同山の学僧より一般の人が、尊師の筆跡は模刻本尊の脇書の字態と、鳥辺山の碑字とのほかには、まったく尊師の筆蹟を偲ぶことが不可能として、予が発表した富久成寺の「大夫日尊」とある御書の写真を、大いに珍重したことがあった。また予も再々同山の靈宝を拝閲したるも尊師の真書どころでなく、日辰祖師伝以上の古写本すら見ることができなかった⁽²⁷⁾。

つまり、『宗全』二巻に記載される「暦応元年十一月」との系年の典拠を見出すことができず、また「正本京都要法寺に在り」との文自体にも疑義を呈している。さらに堀氏は『日宗年表』の建武元年の項に「春日尊先師の遺命を奉じ奏聞天皇之を嘉賞し二位法印に叙し洛中止住の地を賜ふ（六角油ノ小路）」⁽²⁸⁾との記述に触れ、日尊の奏聞は後醍醐天皇に対するものであり、それは暦応元年より遡る可能性も示唆している⁽²⁹⁾。しかし、日尊の諫曉活動に関する史料は乏しく、堀氏の指摘を明確にする根拠を見つけることは難しい現状にある。

四、式部阿闍梨日妙

④日妙『申状』 暦応二年（一三三九）十月二十五日

日蓮聖人ノ弟子日興ノ遺弟等、謹言上ス。

欲^{スル}早^ク任^セ如来出世ノ化儀^ニ依^テ聖代明時ノ佳例^ニ、被^レ棄^ニ捐^セ爾前迹門ノ謗法^ヲ被^レ信^ニ仰^セ法華本門ノ正法^ヲ者、
令^上致^ニ国土静謐^ヲ護持子細ノ事。

副へ進ス、

一卷 立正安国論 文応元年日蓮聖人ノ勘文。

一通 先師日興上人申状案。

一通 日目申状案。

一通 三時弘經次第。

右、釈尊ノ説教者捨テテ四十余年ノ權法ヲ用ヒ但八年ノ実教ヲ、隨ツテ而分ニ時機ヲ於三時ニ付ニ教法ヲ於四依ニ。所謂正法⁽¹⁾千年ニハ月氏ノ龍樹・天親等破シテ唯小乘ニ立テ權大乘一、像法千年ニハ漢土ニハ則陳隋兩主ノ明時ニ天台大師破シテ十師ノ邪義ヲ弘ニ述門一。本朝ニハ又桓武天皇ノ聖代ニ傳教大師破ニ失シテ六宗之謗法一退ニ異賊一治ニ乱国一。今、入⁽²⁾テ末法一者迹門ノ機縁時過キテ本門ノ弘通、其ノ時也。而ルニ念仏・真言・禪・律等ノ邪法⁽³⁾以テ外ニ蜂起之間、日蓮聖人ハ為⁽⁴⁾テ上行菩薩後身一任ニ如来ノ金言一、不被⁽⁵⁾対ニ治セ彼ノ惡法等一者七難并ヒ起リ異賊可ニ競⁽⁶⁾来一タル之由、專⁽⁷⁾ラトシ經說一引⁽⁸⁾ニ和漢兩朝ノ証跡一勒⁽⁹⁾シ勸文一、再往雖⁽¹⁰⁾モ獻⁽¹¹⁾ニ諷諫⁽¹²⁾ヲ無⁽¹³⁾ニ信用一之間、成⁽¹⁴⁾リテ關東朝敵一滅亡⁽¹⁵⁾訖⁽¹⁶⁾ヌ。重⁽¹⁷⁾ネテ又一統之御宇⁽¹⁸⁾雖⁽¹⁹⁾モ捧⁽²⁰⁾クト同篇ノ奏狀一、無⁽²¹⁾ニ勅裁一之間、弥⁽²²⁾ヨ依⁽²³⁾ル惡法ノ御帰依⁽²⁴⁾ニ故⁽²⁵⁾ニ、於⁽²⁶⁾ニ洛外⁽²⁷⁾ニ御崩御⁽²⁸⁾。是⁽²⁹⁾レ則⁽³⁰⁾ニ云⁽³¹⁾ヒ如来ノ金言⁽³²⁾一云⁽³³⁾ヒ日蓮聖人ノ勸文一悉⁽³⁴⁾ク以⁽³⁵⁾テ符合⁽³⁶⁾セリ。誰⁽³⁷⁾カ不⁽³⁸⁾ラン信⁽³⁹⁾之⁽⁴⁰⁾乎。爰⁽⁴¹⁾ニ當時ノ御政道、返⁽⁴²⁾ニ淳素⁽⁴³⁾ニ之旨令⁽⁴⁴⁾ニ風聞⁽⁴⁵⁾之間、自⁽⁴⁶⁾ニ駿河国富士山一⁽⁴⁷⁾日興ノ遺弟等令⁽⁴⁸⁾ニ上⁽⁴⁹⁾洛⁽⁵⁰⁾セ、所⁽⁵¹⁾ニ諫⁽⁵²⁾メ申⁽⁵³⁾ス也。早⁽⁵⁴⁾ク被⁽⁵⁵⁾レ却⁽⁵⁶⁾ニ爾前迹門ノ諸宗⁽⁵⁷⁾ヲ、被⁽⁵⁸⁾レ立⁽⁵⁹⁾ニ法華本門ノ如来ノ肝要⁽⁶⁰⁾タル妙法蓮華經ノ五字⁽⁶¹⁾ヲ者、可⁽⁶²⁾レ為⁽⁶³⁾ニ国家福祚之大本⁽⁶⁴⁾・華夷和樂ノ洪基⁽⁶⁵⁾一。仍⁽⁶⁶⁾テ恐恐粗⁽⁶⁷⁾言⁽⁶⁸⁾上⁽⁶⁹⁾スルコト、如⁽⁷⁰⁾レ件⁽⁷¹⁾ノ。

曆応二年十月二十五日

日妙判⁽³⁰⁾

日興のあと、本門寺二世を継承した日妙の申状は、日興・日目の七回忌の年にあたる曆応二年（一三三九）十月二十五日のものが確認できる。日興は元徳三年（一三三一）二月十五日に「奏聞御代式部阿闍梨日妙武家三度公家一度⁽³¹⁾」との授与書を有する曼荼羅本尊を日妙に授与しており、この授与書から日妙は元徳三年以前に日興の代官として武家へ四度、公家へ一度、計五度の諫暁活動を果たしたことが伝えられている。したがって、日興門流初期の門弟の中でも日目と並び、諫暁活動を頻繁に実行した弟子であることが知られる。日妙はこのような代官を務めた経験を生かし、日興滅後に至っても諫暁活動を実行したのであろう。

本申状の要旨は、まず正像二時における天台・伝教の教導とそれに対する君主の帰依の例を挙げ、今末法に至

りて迹門弘通の時は過ぎ、本門弘通の時であると説く【1】。次に、聖人が鎌倉幕府に対して『立正安国論』を上呈して諫暁したものの、その旨は肯定されず、結局幕府は朝廷と対立し滅亡した。その後、京都にて建武の親政が開始された際に再び奏聞したが、それも勅裁を得ることはできず、天皇は洛外にて崩御するに至ったとし、これらの権力者の結末は釈尊の金言および『立正安国論』の主張に悉く合致するものであると述べている【2】。このように、聖人以来の諫暁活動による要請が権力者に容認されていない現状が記されている。【2】の傍線中、「重^{ネテ}又一統之御宇^ニ雖^レ捧^{クト}同篇^ノ奏状^ヲ」の文が指しているものは、元弘三年の日目申状に関わる奏聞であろうか。日妙が日目申状を副進しているのは、この文と連動させるためであった可能性が考えられる。また「於^ニ洛外^ニ御崩御^ス」の文は、建武三年（一一三三）十二月に後醍醐天皇が吉野に遷幸したことを指しているものと思われる。このような聖人以来続く諫暁活動の主張と政治権力の結末の関係を述べた上で、国家安全のために早く爾前迹門の諸宗を破却し、法華本門の妙法蓮華経を信仰すべしと主張している【3】。日妙申状には「自^リ駿河国富士山^一日興^ノ遺弟等^令上洛^セ」と、日興遺弟の所在地として駿河国富士山との具体的名称が始めて示されていることも注目すべきである。

この日妙申状の提出について、富谷日震氏によれば、日妙自身が上洛して奏聞を行ったとの見解を示している⁽³²⁾。これに関連して、暦応二年（一一三三）十二月四日の日妙書状『玉野大夫阿闍梨御房へ状』の冒頭には、次のような記述が見られる。

日興上人御門跡為^ニ奏聞^ノ令^ニ上洛^セ候之便宜^ニ、御札委細承^リ候（中略）十二月四日 僧日妙判
〔奥書〕 暦応二年十二月十七日到来⁽³³⁾

『上代事典』によれば、本書状を「申状上呈のために日妙が代官僧を上洛させた際に、日尊から送られた書状に対する返状」と解説しており、⁽³⁴⁾日妙申状は代官による提出であったと述べている。このように富谷氏の記述と『上代事典』の解説に相違が見られる。『玉野大夫阿闍梨御房へ状』に記される奏聞が、暦応二年十月二十五

日の日妙申状による奏聞を指すかどうかが問題であるが、兩状の年月日が一ヶ月強ばかりしか離れていないことから、その可能性は高いであろう。また当時、日妙が二世として本門寺を管領していたことも勘案すると、『上代事典』が指摘するように日妙申状は代官を遣わせて公家に提出したものと考えられる。

五、藏人阿闍梨日代

⑤日代・日善・日助『申状』 曆応三年（一二三四〇）八月

駿河国富士山ノ隱侶日興ノ遺弟、日善日代日助等、誠惶誠恐、謹言。欲早被_レ經_ニ奏聞_一、且任_ニ積尊_一出世ノ化儀並_ニ聖代明時ノ佳規_一、且依_ニ祖師日蓮聖人ノ素意_一、對_ニ治_{シテ}爾前迹門ノ謗法_一被_レ立_ニ法華本門ノ正法_一、令_{上レ}致_ニ國家ノ靜謐護持_一子細ノ事。

副進ス、

一卷 立正安国論 日蓮聖人ノ勘文、文応元年。

一卷 三時弘経図 並_ニ和漢兩朝弘通次第及_ニ先師書釈要句_一。

右、釈迦文仏者説_ニ一代_一ヲ調_ニ機根_一於_ニ十二分経_一焉、顯_ニ妙法経王_一於_ニ二門_一約_ニ弘通_一於_ニ四大菩薩_一矣。随_ニ而分_ニ時機_一於_ニ三時_一附_ニ教法_一於_ニ四依_一。以来正法_ニ千年之間_一、迦葉・阿難者弘_ニ小乘_一龍樹・天親者立_ニ大乘_一。

像法千年之中、漢土_ニ則_ニ陳隋二代ノ明時_一、天台智者破_ニ十師之邪義_一於_ニ法華迹門_一、一天_ニ芙蓉_一四海靜謐ナリ。本朝_ニ桓武天皇ノ聖代_一、伝教大師退_ニ六宗ノ權法_一以_ニ弘_ニ天台ノ円宗_一、四夷請降_ニ万民歛娛_一。入_ニ末法_一者迹門ノ機縁_ニ時既_ニ過_一、本門ノ弘通_ニ今其ノ時也_一。而_ニ念仏・真言・禪・律等ノ盛_一ナル世之間、日蓮聖人_ニ為_ニ法華本門ノ行者_一・上行菩薩_ニ再誕_一、專_ニ開_ニ經說_一引_ニ倭漢兩朝ノ証跡_一、為_ニ國ノ為_ニ君ノ不_レ被_レ對_ニ治_一彼ノ邪法_一者、國亡_ニ民費_一、兵革競_ニ起_一異賊襲_ニ来_一、善神止_レ擁_ニ邪鬼_一可_レ成_ニ忿怒_一之由、勤_ニ認_ニ勘文_一、多年

雖_レ獻_ニ直諫_一、理途猶_ニ塞_一愁眉無_レ開。天下之擾乱・関東之滅亡_ニ職_一而由_ニ茲_一。後醍醐院ノ御宇、建

武一統之時、重ネテ又雖モ捧クト同篇之奏狀ヲ、皋鶴ノ声ハ徒ラニ疲レテ蒼天ノ聽ニ不レ達セ。將然ノ翠華ハ遂ニ出テ禮儀之郷ヲ、
 叡心久シク苦シム。無智之俗不レ弁ヘ仏法之邪正ヲ、不レ調ヘ衆生ノ機根間、難シ致シ國家之泰平ヲ。是則チ以テ仏法ヲ、
 護リ王法ヲ、以テ王法ヲ扶クル仏法ヲ故也。測リ知ル、仏法ハ体ニ、王法ハ影ナルコトヲ也。⁶爰ニ富士山ハ者閻浮無双之名山、
 日域第一之神峯ナリ。而幸ヒ逢ヒ聖主治國・武將崇法之世ニ、早ク以テ法華本門之極説ヲ被レ弘メ吾國第一之靈峰ニ、
 者、可シ為ル國家福祚之大本、華夷華洛之洪基一矣。誠惶誠恐、謹シテ言ス。

曆応三年八月日

日代判⁽³⁵⁾

日妙が公家に申状を提出した翌年の曆応三年（一三四〇）八月には、後に西山本門寺を開創する日代と日善・日助の三名が連名によって申状を作成している。本年は重須退出の六年後、また西山創建の三年前にあたり、この頃の日代は一時的に大石寺塔中藤木坊に寄住していたとされる。そのような一時的な寄住の立場にある中での諫曉活動であったためか、日代は本申状に自身の立場を「隱侶」と記している。この申状に名を連ねた三師は、同じ由比家の出身とされ、所伝では日善の弟が日代、日代の甥が日助と伝えられている。建武元年（一三三四）正月七日に行われた方便品読不の論争の際、その問答内容を記録した日睿著『日仙日代問答』によれば、この三師は重須大衆として問答に参加したことが伝えられ⁽³⁶⁾、三師が血縁関係はもとより教学面においても近い関係にあったことが窺える。

本申状の内容は、事書に「駿河国富士山ノ隱侶日興ノ遺弟、日善日代日助等」と、まず三師連名による諫曉活動である旨を述べ（【1】）、謗法を破して法華本門の正法を建立すべき要求が記される。本文では、正法像法における仏法流布の先例を挙げ、今時は既に末法に至り法華本門弘通の時であると説く（【2】）。聖人はその法華本門の教法を弘通する行者・上行菩薩の再誕であり、邪法の充滿するこの国の行く末を危惧して『立正安国論』を献じて諫曉したものの、裁可を得ることはできなかった（【3】）。また後醍醐帝建武一統の御時に再び『立正安

『国論』の旨を奏聞したが、それも明瞭な勅許を得るには至らなかつたと述べられる〔4〕。仏法は国家を守り、国家は仏法流布を扶ける、仏法と国家はいわば表裏一体の関係にあるとする〔5〕。そして、富士山こそ閻浮無双の名山、日域第一の神峰であるとし、早く法華本門の極説を日本第一の霊峰である富士山を中心に流布せられ、国家安泰を祈る基盤となされよと主張している〔6〕。本申状には、〔6〕の傍線中に「富士山、者閻浮無双之名山、日域第一之神峯ナリ」。(中略) 早ク以テ法華本門之極説ヲ被レ弘ニ吾国第一之霊峰ニ者」とあるように、富士山を日本第一の霊峰として崇敬する文が確認できる。これは自門である日興門流の優位性を述べているものであるが、このような表記は他の日興門流諸師の申状には見ることはできない。日代らの申状独特の表現であり、特色の一つといえよう。

ところで、日妙の申状と日代らの申状には、文章表記にいくつかの類似箇所が見られ、さらには両申状にしか見られない表記も確認できる。その箇所を以下に挙げる。

●類似箇所

日妙の申状 「任ニ如来出世ノ化儀ニ依リ聖代明時ノ佳例ニ」
 日代らの申状 「任ニ釈尊出世ノ化儀、並ニ聖代明時ノ佳規ニ」

日妙の申状 「重又一統之御宇雖レ捧ト同篇奏状ノ」
 日代らの申状 「建武一統之時、重テ又雖レ捧ト同篇之奏状ノ」

●両申状にしか見られない表記箇所

日妙の申状 「引ニ和漢両朝ノ証跡ノ」
 日代らの申状 「引ニ倭漢両朝ノ証跡ノ」

これら一部の表記の共通点だけでなく、両申状は内容的にも酷似しているといえる。これらの点から考え得ることは、この二通の申状が作成される際、日妙と日代らが同じ手本を使用した可能性があること、もしくは先に作成された日妙申状を日代が参照して作成した可能性があることであり、両申状の関連性が想定される。この関連性が明確になれば、申状の作成段階における継承の一端が明らかになるのだが、申状自体の史料的人格としてほぼ写本でしか伝来していない点を考慮すると断定はできず、あくまで推測の域を出ない。一応の可能性として、ここに提示しておきたい。この点については今後さらに検討を要する。

六、宮内卿日行

⑥ 日行『申状』 暦応五年（一三四二）三月

日蓮聖人ノ弟子日興ノ遺弟等、謹言上ス。

欲^{スル}早^ク任^セ如来出世ノ化儀^ニ、依^テ聖代明時ノ佳例^ニ、棄^テ捐^シ爾前迹門ノ謗法^ヲ信^ニ仰^{セラレ}ハ法華本門ノ正法^ヲ、令^メ致^シ四海ノ静謐^ヲ成^ス衆國ノ安寧^ヲ子細ノ事。

副進^ス。

一卷、立正安国論 文応元年日蓮聖人ノ勘文。

一通、祖師日興上人申状案。

一通、先師日目上人申状案。

一通、日道上人申状案。

一、三時弘経次第。

右、八万四千ノ聖教ハ不^レ出^テ五時ノ説教^ヲ、五千七千ノ経卷ハ不^レ勝^レ八軸ノ妙文^ニ。此^レ則^チ积^ム尊^ニ一代五十年ノ説法之

間、立^レ前後^一弁^ニ權^ス実^ヲ。所以^ニ先^ニ四十二年ノ説^ハ先判ノ權教也。後八年ノ法華^ハ後判ノ実教也。而^ル諸宗ノ輩^ハ附^レ
 權^ニ捨^テ実^ヲ、依^レ前^ニ忘^レ後^ヲ、執^シテ小^ヲ破^ス大^ヲ。未^レ得^ニ仏法ノ淵底^ヲ者也。由^レ何^ニ成^{セン}現^ニ當^ニ二世ノ利益^ヲ乎。經^ニ云
 く、正法^ニ治^ル國^ニ邪法^ニ乱^ル國^トイヘリ矣。世上^ニ若^シ不^ニ静謐^一者、御^ニ歸^レ依^レ佛^ノ法^ハ豈^ニ非^ニ邪法^ニ耶。是法^ニ住^ル法位^ニ世間^ニ相^ニ常^ト住^ト
 行^トイヘリ矣。被^レ愛^ニ敬^セ謗^法ノ惡人^ニ被^レ治^ニ罰^セ正法^ノ行者^ノ之^レ條、何^ソ疑^ハン之^ヲ乎。凡^ソ捨^テ惡^ヲ持^テ善^ヲ、破^レ權^ヲ立^レ
 ツル^レ實^ヲ之^レ旨^ハ、如^レ來^レ化^レ儀^ノ次第^也也。大士^ニ弘^レ經^ノ先^ニ蹤^也也。又^レ則^チ聖代^ノ明^ノ時^ノ佳^ノ例^也也。最^モ可^キ被^レ糾^レ明^セ之^レ耶。於^テ是^コ
 ニ正像^ノ末^ノ之^レ三^ノ時^ノ之間[、]有^ニ四依^ノ大士^ニ弘^レ通^ノ次^ノ第^一。所謂^ル正法^ノ千^ノ年^ノ之^レ古^へ、月氏^ニ先^ツ迦^ノ葉[・]阿^ノ難^等ノ大^ノ羅^漢雖^レ
 弘^ムト小^乗ヲ、後^ニ龍^樹・天^ノ親^等ノ大^ノ論^師破^シテ小^乗ヲ弘^ムト通^ス權^大乘^ヲ。像^法千^ノ年^ノ之間[、]漢^土則^チ始^メ後^漢ヨリ以^テ來[、]
 雖^レ崇^ニ敬^ス南^ニ北^ニ七^ノ十^ノ師^ノ諸^ノ宗^ヲ、陳^隋兩^ノ帝^ノ御^ノ宇^ニ南^岳・天^ノ台^出世^シテ、破^シテ失^シテ七^ノ十^ノ代^ノ五^ノ百^ノ年^ノ御^ノ歸^レ依^レ佛^ノ法^ヲ
 而^レ弘^メ法^華迹^門ヲ、治^シテ乱^ル國^ノ度^ニ衆^生ヲ。倭^國亦^自欽^明天^ノ皇^一以^テ來^ニ二^百余^ノ年^ノ二^十代^ノ之間[、]南^都七^大寺^ノ雖^レ被^レ
 崇^ニ諸^ノ宗^ヲ、五^十代^ノ桓^武天^ノ皇^ノ御^ノ宇^ニ傳^レ教^大師[、]破^シテ失^シテ諸^ノ宗^ノ謗^法ヲ叡^山被^レ崇^ニ敬^セ天^ノ台^法華^宗ヲ、退^ニ夷^ノ敵^ノ難^ヲ
 治^ステ乱^ル國^ヲ。是^コニ又^レ末^ノ法^ノ今^ニ上^レ行^レ菩^薩出^世シ^テ、法^華會^上之^レ砌^リ、虛^空會^ノ時^ニ自^リ教^主積^尊親^リ承^ニ多^ノ寶^ノ塔^中ノ付^屬
 一^ヲ、法^華本^門ノ肝^要妙^法蓮^華經^ノ五^ノ字^並本^門ノ大^曼荼^羅與^ニ戒^壇、今^ノ時^可弘^レ通^ス時^剋也。所謂^ル日^蓮聖^人
 是^レ也。而^ル諸^ノ宗^ノ族^ハ非^ニ只^一不^レ信^セ、剩^ヘ成^ニ誹^謗惡^口之^レ間[、]引^ニ和^漢証^跡錄^ノ勘^文、仰^ニ明^ノ時^ノ聖^談
 雖^レ捧^ク奏^状ヲ、于^レ今^無御^ノ信^用一^條難^キ堪^ヘ次^ノ第^也也。所^レ詮[、]被^レ停^止諸^ノ宗^ノ謗^法ヲ、被^レ崇^ニ敬^セ當^ニ機^ノ益^ノ物^ノ法^華
 本^門ノ正^法者[、]四^海ノ夷^敵傾^レ頭^合掌^ヲ、一^朝ノ庶^民順^ニ從^セ法^則一^ニ。此^レ乃^チ為^レ身^ノ不^レ言^之ヲ、為^レ國^ノ為^レ
 君^ノ為^レ世^ノ為^レ法^ノ、恐^レ恐^レ言^上、如^レ件^ノ。

曆^レ應^レ五^ノ年^ノ三^ノ月

日^レ行⁽³⁷⁾

大石寺五世に連ねられる日行には、曆^レ應^レ五^ノ年^ノ（一三^四二）三月の日付を有する申状が伝来しており、この年に
 公家へ本申状を提出したものと考えられる。日行は本申状に『立^レ正^安國^論』・『三^時弘^經次^第』・先^師申^状三^通、

計五通もの副進書を添えており、公家に対して代々継続的に訴えているという事実を明確に打ち出している。

本申状の概要は次の通りである。まず、釈尊一代五〇年の説法で、先の四二年間に説かれた諸経は権教すなわち真実の法へ導くための仮の教えであり、後の八年間に説かれた法華経は実教すなわち真実の教えであるとする、いわゆる開権顕実の法門の提示から始まる。そして、他宗の僧侶は権教を信奉し実教を破棄する、仏法の淵底を知らぬ者であるとする〔1〕。権を破して実を立てることは、釈尊が衆生を導くための方法であり、また先代国主のよき先例にも明らかであるとして〔2〕、正像二時における仏法流布と君主帰依の先例を明示している〔3〕。末法においては、釈尊より法華本門の肝要たる三大秘法の弘通を付嘱された上行菩薩が出現し、その使命を果たすとされる。それがまさに聖人であると述べる〔4〕。聖人は世の中の乱れを案じ、勘文を認めて時の君主に上呈するも、結局その主張は受け入れられるには至らなかった〔5〕。以上のことから、速やかに諸宗の謗法を停止して、当世末法の人々に利益を与えてくれる法華本門の正法を信仰するべきである。そうすれば国家安泰となるであろう、と説かれている〔6〕。

ところで、大石寺九世日有の仰せを聴聞筆記した『有師物語聴聞抄佳跡』には、日行の奏聞について以下のような記述が見られる。

一、第廿五段 本書又云 天奏の儀式 公界にては先づ袈裟を脱いで同宿にもたせて両のひぎをつきて申状をばのつと音に読むべきなり、されば日行上人の暦応年中の御天奏の時、白砂にひざまづき御申状を讀給しかば、紫宸殿の御簾の内に帝王御遷有^{スミ}て、揃々と日行を御覽じけるが少し打ちそばむき給ひける程に、日行上人は如何なる御気色なる覽と在りければ、奏者御袈裟を脱ぎ給へと有りける程に、其時白砂の上に扇を開き其上に袈裟を置いて御申状を遊しければ、又打向ひ給いて聞^カせ給ひけるとなり、是も我は九善の位にて而^モ高き所に御座す、又出家は十善の位にて白砂にあれば其恐れかと覺^ユと云云⁽³⁸⁾

この記述によれば奏聞を行う際の手順として、まず袈裟を脱いで隨身に持たせ、地面に跪いた上で申状を讀み

上げるべきである、とされている。続けて「日行上人の暦応年中の御天奏」すなわち日行が右に挙げた暦応五年三月の申状提出を企てた奏聞の際の様子について触れ、先の手順に則って申状を読み上げる日行の姿が記されている。仏教者としての立場から権力者に対して奏聞を行うにも関わらず、なぜ僧侶のシンボルともいべき袈裟を外した上で申状を読み上げるのか、些か疑問に感じる。もともと『有師物語聴聞抄佳跡』は寛正三年（一四六二）七月十一日以降の成立のため、日行の奏聞からは一二〇年も後に作成されたものである。したがって、内容的に事実を伝えているかどうかは即断し難いが、このような諫暁活動当日における具体的な様子を伝える史料は非常に少なく、そういった面から貴重な史料であるといえよう。

七、宰相阿闍梨日郷

⑦ 日郷『申状』 康永四年（一二四五）三月

日蓮聖人ノ遺弟日郷、誠惶誠恐謹言ス。

請^レ且^ハ任^ニ釈尊出世之本懐^ニ、且^ハ准^ニ曩聖護法之先蹤^ニ、正像二千歳去^リ、末法一万年来^タ、早^ク被^レ对^ニ治^シ爾

前迹門ノ謗法^ヲ建^中立^セ法華本門ノ正法^ヲ、天下静謐海内安全^{ナラント}状。

右、謹^シ校^{スル}案内^ヲ、法自^ラ不^レ弘^ママ、必^ス依^ル君子之感^ニ。国独^リ不^レ治^ママ、定^シ憑^ニ仏陀之応^ヲ。然^レ則^チ

永平ノ明帝^ハ移^ニ捨邪帰正之徳風^ヲ於震旦^ニ、延曆ノ聖主^ハ耀^{カス}廢権立実之威光^ヲ於日域^ニ。夫^レ世尊之化儀^ハ在世滅

後雖^モ異^{ナリト}、捨劣得勝惟^レ同^シ。故^ニ捨^テ四十余年之方便^ヲ演^ヘ開示悟入ノ知見^ヲ、廢^シ三千塵劫之権迹^ヲ顯^ハ如来

秘密ノ遠本^ヲ。分^ケ滅後^ヲ於正像末之三時^ニ補^シ付属^ヲ於小権迹本^ニ四依^ニ。爾来正法千年^ニ也、初^メ迦葉・阿

難等之尊者^ハ弘^ニ単^ニ小乗^ヲ、後^ニ龍樹・天親等之論師^ハ宣^フ権大乘^ヲ。像法千年^ニ也、先^ツ摩騰・竺蘭等之比丘^ハ談

爾前ノ方便ノ教^ヲ、次^ニ天台・伝教等之大師^ハ説^ク法華迹門ノ理^ヲ。正像之後^ニ爾前迹門者隱^ニ化度利生ノ方便^ヲ、末

法之初^メ法華本門者顯^ハ広宣流布之誠諦^ヲ。是^レ則^チ去^レ浅^キ就^ク深^キ故^也。

先師日蓮聖人者弘^ニメテ妙法蓮華經^一示^ニ本門秘要之道^一ヲ、造^{リテ}立正安国論^一專^ニ末法和平之理^一ヲ。雖^モ然^{リト}凡聖不
 弁^ノ人^ハ邪正^ヲ無^シ撰^フコト。乱^ニシテ大覺世尊之鳳詔^一而崇^ニ時節相違之權迹^一ヲ、背^ニイテ妙法經王之鴻恩^一而抛^ニ機縁順熟之
 実本^一ヲ。誠^ニ破仏破法之大本^一、亡家亡国之先兆也。就中不^レ對^ニ治^一念仏・真言・禪宗等ノ謗法^一者、可^レ興^ニ起^ス飢
 饉・疫癘・兵革等ノ災難^一焉。自^リ高祖日蓮^一已來、至^ニ于祖師日興・日目^一奏^スレトモ公家^一不^レ被^ニ許容^一、訴^フルモ
 武家^一被^ニ処^セ罪科^一。然^{シテ}後、元弘^ノ時^ニ武威破^レ、建武^ノ年^ニ帝德滅^フ。良^ニ知^ンヌ、正法^ハ治^メ国^ヲ謗法^ハ乱^レ国^ヲ者^{ナル}コ
 也。伝^ヘ聞^ク、与^ニ覆車^一同^シクスル軌^ヲ者^ハ傾^キ、与^ニ亡国^一同^シクスル事^ヲ者^ハ滅^フ。若^シ爾^ラハ、先難既^ニ明^キラケシ、後災可^レキ
 恐^ル耳。且^ハ為^レ脱^レカ^ニカ^ニ仏法中怨之誠^一、且^ハ為^レ頭^ニ仁義諫諍之礼^一、粗^ホ述^ニ下情^一將^ニ驚^カサント上聞^一。望^ミ請^フラ
 速^カニ對^ニ治^一爾前迹門^一被^レ建^ニ立^セ法華本門^一者、天下^ハ靡^ニ義農之風^一、地上^ハ沢^ニ唐虞之雨^一矣。
 康永四年三月日
 駿河国富士山隱侶日郷、誠惶誠恐謹^ニ言^ス。(39)

元弘三年（一三三三）の日目奏聞の際、日尊と共に随従したことが伝えられる保田妙本寺開山の日郷には、康
 永四年（一三四五）三月の申状が伝わっている。

本申状の概略は以下の通りである。まず事書に、正像二時は過ぎ去り、今時は既に末法時であるから、早く謗
 法を対治して法華本門の正法を建立せよとの主旨が述べられる【1】。続けて、他の申状に度々見られたよう
 に、正像二時における仏法流布と先帝の帰依の先例を挙げ、末法に至りては法華本門の教法が流布する旨が説か
 れている【2】【3】。かつて師である聖人は、末法の和平を願い『立正安国論』を認めて幕府に上呈した【4】。
 しかし聖人以来、日興・日目に至る先師が公武に対して諫暁活動を展開したものの、その主張は受容されるには
 至らず、刑に処せられることもあった【5】。その後、これらの主張を容認しなかった鎌倉幕府は滅亡し、後
 醍醐天皇は追われて吉野に遷幸した。正法の信仰こそがまさに国家を治め、謗法が国を混乱させることは明らか
 である【6】。以上のことから、改めて速やかに爾前迹門の謗法を破棄して、法華本門の正法に帰依すること

を求めるものである。そうすれば必ず天下安全国土安穩が達成されるであろう、と主張している（【7】）。申状中、【5】の傍線部に「自^ニ高祖日蓮^一已来、至^ニルマテ^一于祖師日興・日目^ニ奏^ニストモ^一公家^一不^レ被^ニ許容^一、訴^ニフルモ^一武家^一被^レ処^ニ罪科^一」と、先師による諫暁活動の結果が述べられている。他の日興門流諸師の申状にも、諫暁活動の結果に関する記述は見られるが、それらは比較的簡素な文体であり、日郷申状にはより具体的な公武の対応が記されているのが特徴である。先師の諫暁活動が公武に受容されなかったことが、門弟らをさらなる諫暁活動へと突き動かす原動力となったのであろう。

この申状の他にも、日郷の諫暁活動に関連する史料を数点見出すことができる。それらを以下に挙げる。

《1》宮崎定善寺開山日睿著『類集記』

日睿此御法門日郷上人ヨリ相続ハ貞和元 三 七日午時^{京都七条坊門ニシテ相伝。御奏聞之時ナリ。}

(40)

《2》保田妙本寺十四世日我著『申状見聞私』

此ノ申状ハ仁王九十八代光明院ノ御宇康永四年三月十四日薩摩阿闍梨日叡一人大裏ノ御供也、時ノ執^リ成^シ上杉ノ伊豆守殿也当于時ノ管領也（中略）初メノ天奏ノ時ノ御供薩摩阿闍梨日叡一人也、貞和五年奏聞ノ時ハ太輔阿闍梨日賢御供也、依^レ之^レニ^レ京都案内ノ故自身^モ有^ニ天奏^一也⁽⁴¹⁾

《3》宮崎妙円寺日穩著『日睿縁起』

貞和元年乙酉二月七日（中略）同九日、日郷上人為^ニ奏聞^一立^ニテ^一富士^一御上洛。日睿老人供奉^シ給^フ。同年三月十四日京都寺社管領（申状見聞ニ上杉^{トアリ}）村上相伊豆守御奏聞^ヲ被^レ進覽^一給^フ。（中略）又貞和五年己丑日郷上人有^ニ御在京^一可^レ有^ニ奏聞^一。其ノ次^ニ霜月十五日京都^ニテ^一日目上人ノ御仏事^ト云云。日睿^モ自^ニ筑紫^一在^ニ上洛^一被^ニ仰^セ下^一。日郷無^ニ相違^一在^ニ上洛^一被^レ遂^ニ奏聞^一⁽⁴²⁾

《4》光明天皇『繪旨』

檢教法流布之次第、録捨劣得勝之諫牒、被備万機照照之上聞、盍恤一心冥々之下情乎、然則為仏法、為王法、弥勵積功累徳之修行、須期緇素貴賤之帰依之由、天氣所候也、仍執達如件

康永四年乙酉三月十五日

日郷上人御房⁽⁴³⁾

頭左中弁宗光奉

《1》《2》《3》の記述をまとめると、日郷は康永四年（貞和元年、一三四五）二月七日に日興十三回忌の仏事を富士で行った後、九日に薩摩阿闍梨日睿を従えて富士を出発、上洛して同年三月十四日に京都寺社管領上杉伊豆守を介して申状を進覧したとされる。この上杉伊豆守とは、はじめ足利尊氏に従い室町幕府成立後はその弟・足利直義を支持した、宅間上杉家の祖である武将・上杉重能のことである。この時上杉重能に提出したのが右に挙げた日郷申状であろう。その結果、光明天皇から翌十五日に《4》の綸旨を賜ったとされる⁽⁴⁴⁾。よって、本奏聞は北朝に対して行われたことになる。天皇から綸旨の下賜され帰依を受けたのであるから、本奏聞は日興門流にとって大きな成果を得たことになる。ところが、その後の日郷と公家との関係については現時点では不明である。なお光明天皇は、奏聞から三年後の貞和四年（一三四八）には子・崇光天皇に譲位し、院政を行うようになる。これが日郷の第一回目の諫暁活動である。

また日郷は、第一回目の奏聞から四年後の貞和五年（一三四九）に第二回目の諫暁活動を果たしたが、《2》《3》の史料に記されている。この時の随伴役は大輔阿闍梨日賢であった。貞和五年は、北朝に崇光天皇が即位した一年後であり、新たな天皇の即位を契機として、再び奏聞を志したのである。さらにこれらの史料には、同年十一月十五日に師・日目の十七回忌の仏事を京都にて行った旨も記されている。

日郷の二度にわたる奏聞は、共に日興と日目の年回忌に当たる年（第一回目日興・日目十三回忌、第二回目日興・日目十七回忌）に行われており、このことが奏聞の実行を決意させた最も大きな要因と考えられる。

なお、日郷申状には、他の日蓮門下諸師の申状に通例的に副進された『立正安国論』の副進を見ることができない。それは日郷の後、保田妙本寺を継承する日伝（日賢）の申状（⑨）も同様であり、日郷申状のみを副進するに留まっております。日興門流初期の門弟の中で異彩を放っている。何故日郷とその弟子が『立正安国論』を申状に副進しなかったのか、現時点では明確な結論を得るには至っていない。また、日行や日郷による諫曉活動が行われた頃は、前述した通り、妙顕寺の許可を得た諫曉活動でなければ公武共に受け入れないという状況が発生していた。にも関わらず、その後日興門流が諫曉活動を行った事跡が確認でき、しかも日郷に至っては天皇より綸旨を賜ったとされている。日郷らは妙顕寺の挙状・申状を得た上で、奏聞を行ったのであろうか。その背景については未だ不透明である。これらは今後の課題としたい。

小結

以上、本節では、日興滅後の日興門流諸師による諫曉活動の事例について、考察を進めてきた。その結果、門弟らによる諫曉活動の継承と展開の一端を窺うことができた。

日興の門弟らによる諫曉活動は、日興入滅直後から早々に開始され、また時代の移り変わりや政権移行の影響を大いに受け、日興滅後一六年頃までに非常に集中して展開した。そして諫曉活動の際に提出する申状の内容や副進書は、門弟各々が先師日興の申状提出に倣いながら継承し、そこに各師の個性を交えて少しずつ形態を変え、独自の申状を作り上げている様子が窺える。これらの門弟申状にほぼ共通して説かれる項目は、主に次の三項目が挙げられよう。

- 1, 正像二時における先聖の仏法流布と先帝の仏法帰依の例
- 2, 当世末法における法華本門の正法帰依の必要性

3、国家安泰のために、速やかに爾前迹門の謗法を破棄し、法華本門の正法を信奉することの要請

日興門流諸師は諫曉活動によって、国土安穩達成のために經文に説かれる仏法流布の次第に符合する信仰を権力者に求め、しかもその信仰すべき正法は法華本門の教法とする。このような本勝迹劣義の明示こそ、日興門流の諫曉活動における最たる特色といえよう。日興門流諸師がこれ程にまで再三諫曉活動を展開した背景には、末法において法華經を弘通する使命を託された上行菩薩の再誕である聖人、そしてその法脈に連なる先師日興に引き続き、我もその系譜に連なる門弟であるという自負心と使命感が存在したことが、門弟申状から読み取ることができる。

しかし現存する諸史料から見れば、日興門流における諫曉活動は、前述した通り日興滅後一〇数年間は活発に実行されたものの、その後は次第に活動の頻度が鈍くなったようである。この件について堀氏は以下のように述べている。

乱世に在りては其主権の所すら判然せず悪吏間を距て容易に願書の受理すら行はれず、此を以て公家武家共に其目途を成すまでには巨額の資材を以て運動し必死の覚悟を以つて猛進せざるべからず、(中略)自門にして日郷日要の如く準備に大苦勞を為して所得少く、況や戦国時代は上下自他共に疲弊の極に達し国諫の大望よりも大金を費して不入の訴訟に成功せざるべからず⁽⁴⁵⁾

つまり堀氏は当時の状況について、世の中が乱れ国の主権の在所が判然とせず、戦国時代に至ってはその状況はさらに悪化し、金銭的にも負担の大きい国家諫曉よりも寺門護持にシフトせざるを得ない状況であったとの見解を示している。堀氏が指摘するように、このような社会的情勢が日興門流の諫曉活動を減縮させる要因の一つとなったと考えられる。

日興門流の諫曉活動では、結果的に妙顕寺日像の勅願寺公許のような目覚ましい成果を得るには至らなかったものの、数々の事例から日興の門弟の諫曉活動に対する強い意志を看取することができる。そしてこれらの諫曉

活動の史実は、国主教化が日興門流の教化活動における一つの大きな目標であったことを如実に物語っており、それはまた日興門流のみならず、日蓮門下全体における目標でもあったと見ることができよう。

注

- (1) 前節参照。
- (2) 『宗全』一卷七頁、中尾堯編『中山法華経寺史料』二八・四三頁。
- (3) 『宗全』一卷二一頁。
- (4) 『宗全』一卷三六・八八頁。
- (5) 都守基一稿『立正安国論』の再確認」(『身延山大学東洋文化研究所所報』一六号所収) 四八頁。
- (6) 『日目上人』三七七頁、『宗全』二卷二〇一頁。
- (7) 『日目上人』巻頭写真。
- (8) 『富要』五卷一九一頁。
- (9) 『宗全』五卷四二頁。
- (10) 『宗全』二卷五一八頁。筆者日眼については下条妙蓮寺五世日眼説・西山本門寺八世日眼説が存在する。宮崎英修稿「富士戒壇論について」(仏教史学会編著『仏教の歴史と文化』(同朋舎出版 一九八〇年)所収)によれば、宮崎氏は西山日眼のものであると断定している。
- (11) 『富要』二卷(富士宗学要集刊行会 一九六一年)二九六頁。
- (12) 『興本』正誤表六頁。
- (13) 『興本』二八六頁。
- (14) 『興本』三六二頁。

- (15) 『日本国語大辞典』八卷五七七頁「最前」の項。
- (16) 『興本』正誤表六頁。また『興本』五頁によれば、〈3〉は大石寺所蔵とされる曼荼羅本尊で、注記に「典拠は妙道日霑『大石寺明細誌』（明治二十年五月十日記）」とある。
- (17) 『宗全』二卷二五九頁。
- (18) 『上代事典』四七一頁。
- (19) 『宗全』二卷二六二頁。
- (20) 『上代事典』四七一頁。
- (21) 池田令道稿「大石寺蔵『御伝土代』の作者について」（『興風』一六号所収）。
- (22) 池田令道稿「大石寺蔵『御伝土代』の作者について」（『興風』一六号所収）四三五頁。
- (23) 『上代事典』三六八頁。
- (24) 『宗全』二卷二八九頁。
- (25) 日辰『祖師伝』（『富要』五卷三二頁）。なお、本乗寺日会『大石寺久遠寺問答事』（『上代事典』二三三頁）によれば、日目の奏聞上洛の際の大石寺留守居役は日郷が務めたと記している。
- (26) 『宗全』二卷四一一頁。
- (27) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』五一七頁。
- (28) 富谷日震編『日宗年表』復刻版（本山要法寺 一九八五年）四八頁。
- (29) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』五一八頁。
- (30) 『宗全』二卷二六七頁。
- (31) 『興本』二九頁。
- (32) 富谷日震著『本宗史綱』九四頁。
- (33) 『宗全』二卷二六九頁。

- (34) 『上代事典』 四八八頁。
- (35) 『宗全』 二卷二三〇頁。
- (36) 『宗全』 二卷四四五頁。
- (37) 『上代事典』 三六九頁。
- (38) 『富要』 一卷二二五頁。
- (39) 『宗全』 二卷二七八頁。
- (40) 大谷吾道稿「日睿筆「類集記」について」(『興風』一八号所収) 三九〇頁。
- (41) 『富要』 四卷九八頁。
- (42) 『上代事典』 三四五頁。『上代事典』によれば、本書には二本の内容を異にする写本がそれぞれ保田妙本寺と宮崎定善寺に所蔵(計四本の写本が現存)されており、その内、定善寺蔵日承本と妙本寺蔵日元文久本(以上二本を①)が同内容、妙本寺蔵日祐本と定善寺蔵日元文政本(以上二本を②)が同内容とされる。①と②については、①の方がより信頼できる史料であることが指摘されているため、本論では『上代事典』所収の①の文を引用した。
- (43) 『千葉県の歴史』資料編 中世3 県内文書2 四八五頁。
- (44) この時の様子を『日蓮正宗富士年表』は「保田日郷 天奏により光明院より繪旨並びに嵯峨帝宸翰の法華經十卷を拝領す」と記載している。『日蓮正宗富士年表』 八六頁。
- (45) 『富要』 八卷三二八頁。

(付記) 本章執筆にあたり、常田寺日蓮仏教研究所都守基一氏・興風談所所員坂井法暉氏より資料提供および御教示を賜った。
末筆ながら厚く御礼申し上げます。

第四章

日興と弟子檀越の交流

はじめに

上述したように、日興門流の祖・日興が書き記した自筆文書は、今日まで数多くのものが伝来している。具体的数字を挙げると、最新の研究成果によれば曼荼羅本尊三〇六幅⁽¹⁾、著述・書状類二二点⁽²⁾、日蓮聖人遺文の写本二五点⁽³⁾の存在が認められており、この数量は他の聖人直弟子をはるかに凌駕している⁽⁴⁾。これらの日興文書は、上代日蓮教団の動向を伝えるだけに留まらず、鎌倉期における生活状況や当時の文化・風習など、多種多様な歴史的情報を知り得ることができ、極めて有益な史料群であると言えよう。

しかしその一方で、これらの日興文書に関する研究は、様々な研究者によつて日々なされてはいるものの、未だ解明するには至らない多くの問題点を抱えているのも事実である。例を挙げるとすれば、日興文書の系年について、『興全』に収録される著述・書状二二点の内、執筆年が判明しているもの（推定も含む）は一九点のみで、現時点では八割以上の著述・書状の執筆年が不明と言わざるを得ない。また、それらの著述・書状の内容についても、今一つ判然としないものや他の文書との関連性を見出せないものも散在している。

このような点から日興文書は、その史料価値は高いものの、依然として研究の余地が多く残っている史料とも言えるのである。

そこで本章では、日興文書研究の一視点として、従来あまり取り上げられることのなかった二つの問題をピックアップしたい。その一つは、日興とその門弟の往来についてであり、日興門流諸師の間でどのような人の行き来があつて、それが教団初期の展開へとつながっていったのかを探ってみたい。そしてもう一つは、日興と弟子檀越との間における物品の授受についてであり、布施や供養品のやりとりの様子から、日興門流初期における日興と弟子檀越の関わり方の一端を検討したい。どちらの問題も先行研究は少ないが、初期日興門流全体の展開に直結する重要な課題であると位置づけられるものである。

これらのテーマを中心に、本章では初期日興門流における日興と弟子檀越の交流について、より詳細な視点から考察していきたい。

注

(1) 『興本』および本書正誤表、本論第二章第二節第一項参照。

(2) 『興全』は、日興の自筆が現存する著述・書状として一・二点を収録しているが、『上代事典』六四九頁によれば、『興全』一九九頁所収の書状『曾祢殿御返事』は摂津公日仙書状であることが指摘されている。よって本論では、日興自筆の著述・書状数を一一一点と数えた。

(3) 『興全』一四六頁には「日興書写御書一覽」として六二点の日興写本の存在が紹介されているが、坂井法暉稿「日興写本をめぐる諸問題について」（『興風』二二号所収）では『興全』収録「日興書写御書一覽」の増訂を行い、新加日興写本ならびに他筆写本と判断される日興写本について詳細に論じている。その中で坂井氏は、従来日興写本とされてきた大石寺所蔵の聖人遺文集『御筆集』が日興筆ではないことを指摘している。本論では、坂井氏の考察をもとにして大石寺所蔵『御筆集』収録写本三一点を別人の筆と判断し、他の増訂と合わせて、日興写本を二五点と数えた。

(4) 日興以外の直弟子五人の現存する曼荼羅本尊数は、日朗二一幅、日昭二幅、日向二幅で、日頂と日持は確認することはできない。また日興以外の直弟子五人の著述・書状数は、『宗全』一巻によれば日朗二〇点、日昭六点、日向・日頂共に四点、日持一点が収録されている。

第一節 日興と弟子檀越の往来

繰り返すことになるが、日興には文書群とも呼べるほど数多くの自筆文書が伝来しており、それが聖人の直弟中における日興の特長の一つであることは既に述べた通りである。特に、著述・書状が一〇〇点超も伝来していることは非常に貴重で、これらの存在によって日興とその門弟における当時の情報伝達のやりとりやその内容を直接窺い知ることができるのである。

さて、そのような日興文書とその門弟の文書を通覧すると、人の往来に関する記述が多々散見されることに気が付かされる。日興と弟子檀越が書状を介して連絡を取り合う際には、当然両者の間を情報伝達のために人が往復したのであろうし、また、教団が新たに教線を拡張するに至った地域には、それ以前に僧侶や檀越による現地での布教活動があったことは当然予想される。したがって往来の記述は、そのような当時の人々の交流や日興門流における具体的な活動状況を紐解くための手掛かりの一つといえよう。

往来に関する先行研究としては、高森大乘氏が「日蓮遺文にみる門弟の往来」において、聖人遺文に見られる門弟と書簡の往来に着目して考察を加え、初期日蓮教団の動向と実態について詳細に論じている⁽¹⁾。また、『日興上人』・『日目上人』の一部には、日興門下の往来に関連する解説がなされている⁽²⁾。このような先行研究を参照しつつ、本節では日興文書や門弟文書に見られる日興門下の往来の記述に着目したい。そして往来の記述から、日興在世中、特に日興が身延を離れ富士に活動の拠点を移して以降、日興門流内でのどのような目的の往来が行われ、その往来が当時の生活や布教活動とどのように結びつき、門流の教線拡張へとつながっていったのかについて、より具体的に考察検討してみたい。

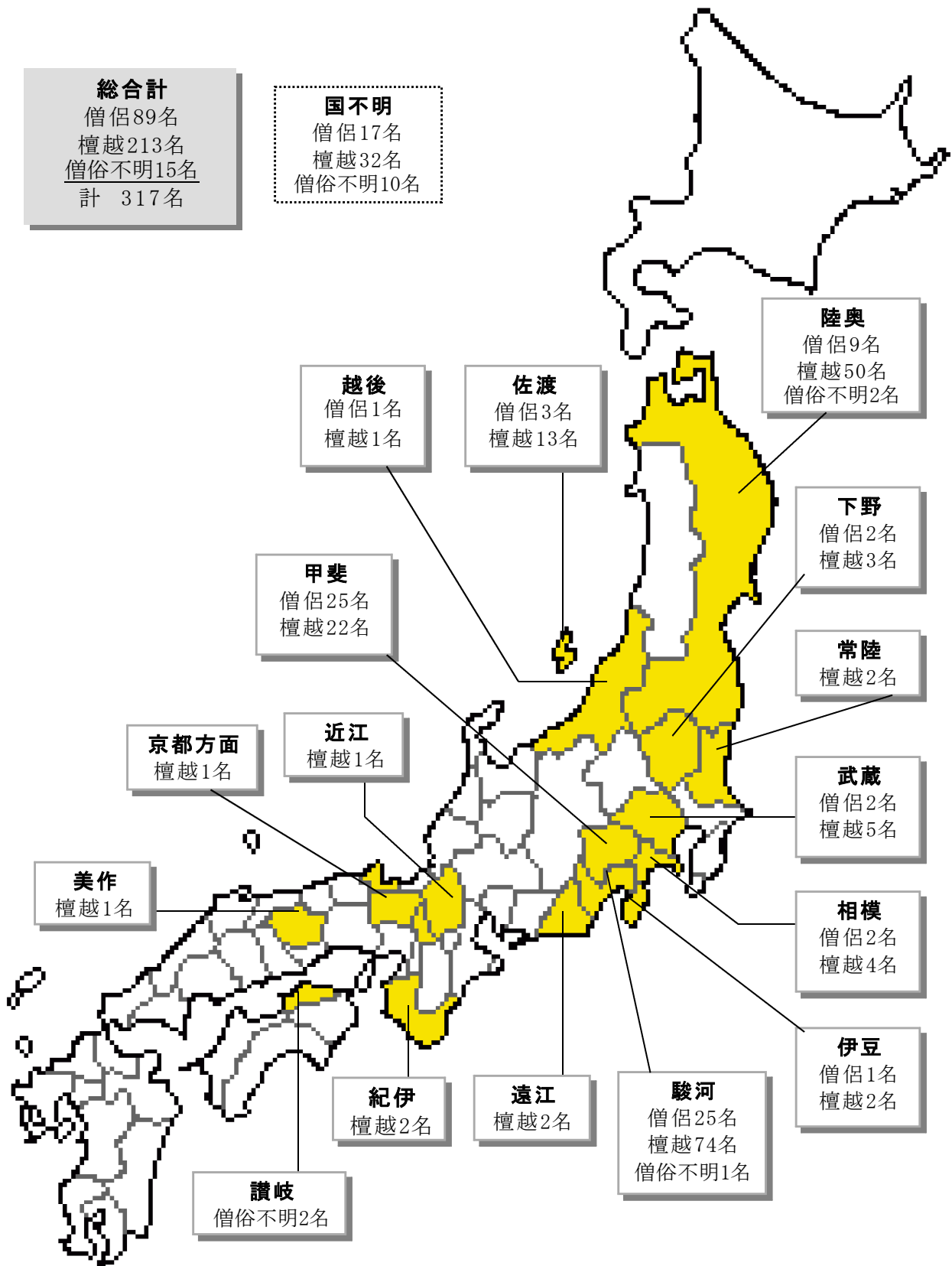
なお、日興の弟子日目は、日興入滅の九ヶ月後に病によって遷化するが、日目文書の中にはその九ヶ月の間に記されたものが一部ある。本節では、日目入滅が日興入滅から間もないことから、日興滅後に記された日目文書

もまた考察対象に含めて検討していくこととする。

第一項 日興在世中における弟子檀越の分布

往来に関する考察の行う前に、その第一段階前の作業として、まず所在地別に見た日興門下の数について把握しておきたい。日興門下とその広がりに関する先行研究としては、まず高木豊稿「日興とその門弟⁽³⁾」が挙げられる。この中で高木氏は、日興筆『弟子分本尊目録』の記述や日興曼荼羅本尊の授与書・書写年月日等に重点を置いて分析し、地域別に日興門下の動向を述べ、日興門流の原初的狀態について総合的かつ体系的な考察をされている。その後発表された山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について⁽⁴⁾」では、日興曼荼羅本尊の授与書に見える門下を地域別に整理した上で、一人一人の事績についてより詳細な分析を試みている。これらの先学による研究業績を踏まえつつ、ここでは高木氏・山上氏が考察対象とした『弟子分本尊目録』と日興曼荼羅本尊に他の文書・記録等を加え、それらの中から改めて日興在世中の弟子檀越と判断される人物を抽出し、その人数を国別に掲出した。それが表一三である。表中、黄色で表示した国が、日興の弟子檀越の在任が確認できる国である。なお、弟子檀越の中には時期によって移住している者や、同一人物と確定できずに都合上別人として扱った場合がある。そのため、実際の弟子檀越の数は表に示した数値よりも多少の増減が見込まれる。したがって表一三内の数値は、あくまで概数であることを注記しておきたい。

鎌倉期における日蓮教団は、日蓮聖人滅後関東を中心に展開し、また肥後阿闍梨日像によって早くから西国京都にもその教線が広げられた。さらに、中山門流日巖が正和二年（一三三三）に九州に弘通し、小城光勝寺建立へとつながる九州布教の基礎を築いたことや、中老僧の一人とされる一乗阿闍梨日門の奥州弘通による大仙寺（現・仙台孝勝寺）の建立などが伝えられるように、関東から遠く離れた地にも早くから日蓮門下の布教が展開されてい



【表一三】日興在世中における弟子檀越の分布

る。このような教団発展の中で、日興門流もまた着実に自門の教線を伸張させている。表一三を見ると、日興門流の二大拠点たる大石寺・北山本門寺の所在する駿河を中心に多数の弟子檀越を獲得しており、またその在り地は東は東北地方陸奥、西は四国地方讃岐に至るまで広域に及んでいることが看取できる。特に、駿河から遠く離れた陸奥や佐渡に多数の弟子檀越が確認できることは特徴的である。

なお、既に触れた通り、福岡県浮羽郡水繩村石垣観音寺に「駿河国富士山日興上人、華、一周忌御忌景三月七日也、元弘四年二月二十日沙弥蓮性敬白」との銘文を有する日興供養塔がかつて存在したことが指摘されており⁽⁵⁾、日興在世中、九州地方に既に蓮性という弟子檀越が居住していた可能性が考えられる。しかし、蓮性がこの当時九州に常住していたかどうかは断定できず、確実な史料では正和二年（一一三三）四月八日書写の日興曼茶羅本尊に「常陸国行形大□經二郎入道蓮性者伊豆国河野三郎□□□□悲母第三年書写之⁽⁶⁾」とあって、常陸国の住人と明記されているので、ここでは蓮性を常陸の住人として判断した。

日興は在世中に三〇〇幅超の曼茶羅本尊を書写し、その多くを弟子檀越に授与したことは既に第二章で述べたが、表一三に示した弟子檀越の大半は、その日興曼茶羅本尊に記された授与書によって知ることができる。日興の弟子檀越が各地に所在しているということは、それらの在り地と日興がいる駿河との間、または弟子檀越それぞれの在り地間を中心に日興門下による往来があったことが当然予想されよう。

第二項 日興と弟子檀越の往来

周知の通り、鎌倉時代には第三者による通信機関として鎌倉飛脚・六波羅飛脚と呼ばれる飛脚が整備されていたものの、これらはいくまでも公用便であり、江戸期に見られる町飛脚のような、一般民が利用できる通信機関は未だ存在していない時代であった。したがって、当時の一般民における文書の伝達方法は、専ら使者に託して

相手に届けていたものと考えられる。極端に言えば、存在する書状の数だけ人の往来があったと想定されるのである。本考察を進める上で、このような時代的背景をまず前提としなければならない。

先述したように、日興文書が多数存在していることは、すなわち日興門流において少なくともその文書を伝達するために、かなりの往来があったことを物語っている。そのすべての往来の様相を明らかにすることは困難だが、以下、往来の記述を目的別に分類した上で、考察していきたい。

一、使者派遣による往来

ここでは、日興およびその門弟のもとから使者が派遣された際の往来と、その時の状況について考察したい。まずは日興とその門弟の書状中に見える、使者派遣による往来を示す記述を以下に挙げる。

①日興書状『与了性御房書』（年未詳）九月九日

〔端書〕い（魚）をもとりもや（鳥）まい（病）のものに（命）はたひ候ていのちいけて（命）仏法ひろめ給へし。

民部殿の事、其後おほつかなく思奉候。かつさ（上総）房あまり足をやみ候間い（伊賀）かをまつまいらせ候し。かつさ房ハなさまにつけてもそれにかせ給てつかハせ給へく候歟⁽⁷⁾

②日目書状『与了性房書』（年未詳）九月九日

昨日伊賀房をまいらせ候しかとも、かんひやうのために上総房も用にや候とてまいらせ候。をきてかん病せさせ給うへし⁽⁸⁾

③日興書状『与曾祢鬼房書』（年未詳）八月二十八日

其後御いた（勞）ハリい（如何様）かやうにわたらせ給候らん。うけ給ハりに人をまいらせ候⁽⁹⁾

④日興書状『与了性御房書』（年未詳）八月二十七日

〔端書〕はるかに入御候ハぬ間おほつかなさに人をまいらせ候。(覚 東 無)

御いたハしけの事承候ハ如何。ふるの白米二升・こふわかめひと進候。(二)⁽¹⁰⁾

⑤ 日書状『与菊田の四郎兵衛殿書』 (年未詳) 十月二十五日

をくにて御らん候しさいしやうのあさり、いたわりかをこり候て大事に候ほとに、さハくのゆへまかり候。二七日はかりハ候ハんすらん。それうに候らん法花衆たちにさうしせさせ給候へく候。⁽¹¹⁾

⑥ 日書状『与了性御房書』 徳治二年(一三〇七) 七月十二日

坊主のほり給候了(中略)返々入道か沙汰の二問状よく御覧候へし。敵方より又子細候ハ、定被棄置候者歟。刃傷損物承伏ハ訴陳状に明白也。所詮法花衆たるに由て令損物云云。⁽¹²⁾

⑦ 日書状『与了性御房書』 (年未詳) 三月二十五日

平三郎入道ハいま二三日のほとにまいるへきにて候。かた／＼の訴訟人等事、さて御わたり候へハいつれも／＼きこしめすへく候。入道の下向時御文くハしくみまいらせ候ぬ。鎌倉中の災難事なを／＼しるし給てみまいらすへく候。⁽¹³⁾

⑧ 日書状『ひゑとりの御返事』 (年未詳) 六月十三日

公私御物沙汰急速に御さハくり候て可レ有ニ下向候。兼又弥三郎ハ無力之由申也。三郎入道をまいらせ候。よく／＼仰含られ候て近守・弥三郎等其外器量仁等をつけて奉行所へ可レ被レ出候歟。⁽¹⁴⁾

⑨ 日書状『与民部公御房書』 (年未詳) 七月二十七日

此訴訟人等于今不行返之間今一度為言上罷上候。⁽¹⁵⁾

⑩ 日書状『災難御返事』 (年月日未詳)

災難事承候了。三郎入道いま二三日程に罷立へく候。⁽¹⁶⁾

⑪ 日書状『曾祢殿御返事』 (年未詳) 正月十七日

なによりハ市王殿の御う(乳母)は他界御事申はかり候ハす。明日こそ人をもまいらせて御とふらひ申候ハめ。⁽¹⁷⁾

⑫ 日興書状『了性御房御返事』 正和四年（一三一五）七月十日

生瓜はなちてハ見候ハす候。返々くいし候了。御使者見候に候⁽¹⁸⁾

⑬ 日興書状『曾祢殿御返事』 （年未詳）八月二十日

夕方童部を給いてまいらせ候べく候⁽¹⁹⁾

以上、日興書状一通、日目書状二通、計三通に使者派遣に関連する記述を見出すことができる。これらの記述を通覧すると、日興らが使者を派遣する目的として、主に二つのケースを見出すことができる。まず一つには、病に関する使者の派遣であり、それが記される史料は①―⑤である。病に関する記述は聖人遺文中にも度々見られるところであり、聖人は仏教者としての立場と使命感から、病を患った弟子檀越に対して度々対処法を示していることが窺える。現代ほど医療技術が発達していない鎌倉期では、今日以上に一つの病が死へと直結するリスクも高かったことは想像に難くない。そのような時代において、やむなく病にかかった弟子檀越に対する日興らの対応の一端が①―⑤の記述に垣間見ることができるといえる。

① 日興書状『与了性御房書』と② 日目書状『与了性房書』は同日付であり、かつ内容がかなり類似していることから、同じ案件について記された書状と判断されている⁽²⁰⁾。両書状は日興本六人⁽²¹⁾の一人・了性房日乗に宛てた書状で、日乗の元にいる日乗の弟子・民部公日盛が病にかかり、その看病のために日興と日目が上総房と伊賀房（日世）を使者として派遣する旨が記されている。①によれば、使者二名の内、上総房は当時足を病んでいたため、伊賀房を先に派遣したと記されている。上総房の事績は不詳だが、伊賀房日世については日目の弟子とされ、日目書状『大石寺坊主事』の「伊賀房ハ武蔵房の謗法を申候処、彼坊焼失する間、伊賀之所以とて武蔵房、伊賀房、性善共追出候間、大石寺にハ人なく候⁽²²⁾」との記述から、大石寺に住坊を持っていた僧のようである。したがって、直接的には大石寺を管領する日目によって派遣されたものと推察される。

③ 日興書状『与曾祢鬼房書』では、曾祢氏の稚児と想定される鬼房⁽²³⁾が病を患い、その具合を窺うために日興

が使者を派遣している。稚児の病であったから、日興も一際心配したことであろう。その様子が③から窺える。

④日興書状『与了性御房書』では、日乗が病にかかったとの報告を受けたため、日興が使者を派遣すると共に、早期快復を願って供養品を送っている。これと同様のケースに日興書状『大弐公御房御返事』にも「きちひかんきやう候まゝ進候。甘草八人にこひて候へハこれはかり候とてたひて候をそへてまいらせ候⁽²⁴⁾」と見え、病の治療のために日興が種々の薬草を調達して門弟に送付している様子が確認できる。①②③の場合も文面には現れないものの、病気平癒のために供養品を使者に託して届けた場合があったことは大いに想定されよう。

また⑤日書状『与菊田の四郎兵衛殿書』は、病に関連した使者の派遣を伝える書状ではないが、陸奥にいた宰相阿闍梨日郷が発病し、「さハくのゆ」へ病気療養の為に二週間程滞在するので、その世話を常陸国菊田庄に住む檀越・四郎兵衛らに日目が依頼している内容である。したがってこの時の状況は、陸奥から日郷もしくはその関係者が発病した旨を日目に報告し、その後日目が日郷に成り代わりその旨を四郎兵衛に申し送ったものと考えられる。

ちなみに、「さハくのゆ」とは旧菊田庄、現在の福島県いわき市常磐湯本町三函に所在する常磐湯本温泉を指すと考えられており⁽²⁵⁾、『角川日本地名大辞典』等によれば「三箱湯」「三函湯」等と称されたと解説されている⁽²⁶⁾。時代は少々下るが、天正年間頃のものとして推定される年未詳十一月八日の田村顕康書状に「抑三箱へ為御湯治、御出張之由⁽²⁷⁾」と、また寛文年間成立と推定される葛山為篤著『磐城風土記』に「温泉味淡鹹家以^レ笕引^レ之能治^ニ諸瘡^一⁽²⁸⁾」と見え、三箱湯はこの時代においても湯治場として名を馳せた名湯であったことがわかる。この近辺に四郎兵衛をはじめとする法華衆が居住していたので、日目は地理的關係から四郎兵衛らに日郷の世話を依頼したのである。また菊田庄は陸奥と常陸の国境として、奥州三関の一つ「勿来関」が置かれた地域であり、交通の要所としての役割を担った場所であったとされる⁽²⁹⁾。後述するが、日目や陸奥の檀越らは富士と陸奥とを度々往復していたようであり、四郎兵衛をはじめ常陸在住の檀越は、日目らの陸奥下向の途次、菊田庄を訪れた際に教化されたものと推測されている⁽³⁰⁾。

これら①―⑤の記述から、日興・日目が病を患った弟子檀越の具合を案じ、病人のもとへ看病のために使者を派遣したり物品を届けるなど、日興らの配慮の一端を垣間見ることが出来る。また、日興は①に「い(魚)をもとり(鳥)もや(病)まい(命)のものにハたひ候ていのちいけて仏法ひろめ給へし」と記し、日乗に対して病人には栄養補給のために魚肉も鳥肉も食させよと指南している。かつて聖人は『守護国家論』に「唯持ニツ法華経ヲ為ニ持戒ト」⁽³¹⁾と述べ、末法無戒の立場から法華経の受持即持戒を説かれた⁽³²⁾。日興も師である聖人と同様の立場に立ち、法華経弘通者としてその受持すべき法華経の広宣流布のためには、まずはこの世に生き続けることが最優先であるとの認識を有していたことが窺える。①―⑤に見える日興らの病人に対する懇ろなる対応の背景には、このような認識があったものと考えられる。

二つ目のケースは訴訟事に関する使者の派遣であり、⑥―⑩がそれに該当する。これらの書状は、徳治二年（一三〇七）七月十二日の日興書状『与了性御房書』（⑥）を本拠として、日興門下周辺で勃発した「徳治二年の法難」と称される法難によって起こった訴訟に関連する可能性がある史料と見られている。徳治二年の法難については第五章で論じるので、ここでは割愛するが、⑥―⑩で日興から派遣された者としては、⑥の坊主（＝日目）、⑦日興書状『与了性御房書』の平三郎入道、⑧日興書状『ひゑとりの御返事』・⑩日興書状『災難御返事』の三郎入道の三名が確認できる。また⑥・⑦・⑨日興書状『与民部公御房書』の宛所は、鎌倉での活躍が伝えられる日乗と日盛であるため、この時の使者もまた鎌倉へ派遣されたものと考えられる。

平三郎入道と三郎入道については詳細な事績は不明だが、大黒喜道氏によれば同人である可能性が指摘されている⁽³³⁾。訴訟関係の書状にその名が見られることから、少なくとも訴訟に関する知識を有した人物であったことが想定される。また日目は日乗と日盛の師で、かつ権力者への諫暁活動や他宗僧との問答の実績が伝えられる僧であるから、訴訟の場での貴重な戦力となり得る日目を日興は派遣したのであろう。

このように、訴訟事に際して日興は、訴訟関連の知識人や大石寺管領を任せるほどの高僧である日目を鎌倉の日乗・日盛の元へと派遣し、訴訟対応の助勢にあたらせた。そして⑥に見られるように、日興もまた訴訟に関する

る具体的な指示を出すと共に、訴訟の進行状況把握にも努めていた様子が読み取れる。その背景には、弘安二年（一二七九）に日興門下周辺で勃発した熱原法難の悪夢が脳裏をよぎったと推察され、同様の惨劇を招かぬよう、日興は訴訟事に対して極めて慎重ともいうべき対応を取ったものと考えられる。

また、史料的には少数であるが、今挙げた以外の目的による使者の派遣も確認できる。⑪日興書状『曾祢殿御返事』では市王殿の乳母が他界し、その弔いのために日興より使者が遣わされている。⑫日興書状『了性御房御返事』では、日乗が日興のもとに供養品を届けるため使者が派遣されている。そして、その供養品を日興が食べている姿を使者に見られてしまったという、何とも微笑ましい情景が描写されている。⑬日興書状『曾祢殿御返事』では、日興が童部を曾祢殿のもとへ使いに出す旨が記されている。これらの内、特に⑫に見える物品伝達のための使者派遣に関連して、高森大乘氏が述べているように、聖人に対して布施や供養がなされる場合、門弟側から派遣された使者が施主の供養品を届ける形態が大部分であったと考えられる⁽³⁴⁾。日興やその門弟の文書中にも物品の授受に関する記述が多々散見されるが、日興在世中における物品のやりとりについても、主に⑫のように使者が物品の運搬役を務めて届けたものと思われる。またそれは物品のみならず、当然書状伝達の場合に関しても同様のことが言えるであろう。

二、布教活動に関する往来

次に、布教活動に関連した往来を見ていきたい。布教活動に関連する往来を示す史料としては、以下の①―⑪の日興書状一通、日興書状一〇通が挙げられる。

①日興書状『与民部日盛書』（年末詳）五月三十日

自奥州帰候て、次年五月にて候しか是も奥より上て次年五月までに候⁽³⁵⁾

- ② 日書状『進上伊与公御房書』 (年未詳) 十月二十八日
先度奥州へ罷下て候し時承候了⁽³⁶⁾
- ③ 日書状『与民部阿闍梨御房書』 延慶二年(一三〇九) 十月二十二日
奥人らををしへて、はこね山こし給いへく候⁽³⁷⁾
- ④ 日書状『与民部阿闍梨御房書』 正慶元年(一三三二) 十月二十五日
奥人上て候ハ、小杉殿に一結たてまつりて(中略) 義科ヨク、読シタ、メテ、二三月と下てこれにて若御房達、児とも可有談義候⁽³⁸⁾
- ⑤ 日書状『柳目殿御消息』 (年月日未詳)
十月奥より人ハ上て候⁽³⁹⁾
- ⑥ 日興書状『佐渡国法花講衆御返事』⁽⁴⁰⁾ 元亨三年(一二三三) 六月二十二日
さいしやうとの、御事しきふのきみのほんしやくのほうもんを申をきこしめいて御かう一とうにならせ給⁽⁴¹⁾
たるやうにき、候しあひた⁽⁴¹⁾
- ⑦ 日書状『与宰相阿闍梨御房書』 (年未詳) 五月二日
委細承海路之間無殊事云云。抑安房国者聖人御生国(中略) 相構々々法門強可被立候⁽⁴²⁾
- ⑧ 日書状『与宰相阿闍梨御房書』 (年月日未詳)
明年ハ春より十月までいて可有談義候⁽⁴³⁾
- ⑨ 日書状『与宰相阿闍梨御房書』 (年未詳) 十月二十五日
此十月ハ随分相待候処不被参候。無心本候。明春者自常陸湯直可有来臨候⁽⁴⁴⁾
- ⑩ 日書状『大石寺坊主事』 (年未詳) 三月十四日
大石寺にハ人なく候。(中略) 越中房たつねてさうせちもちてきて一二ヶ月坊主せよと候へ。(中略) 柳目の泉房をもさうせちもちてこよと申つかハして候也⁽⁴⁵⁾

⑪ 日目書状『与宰相阿闍梨御房書』 (年未詳) 十月十四日

何事よりも是に法師一人も候ハす候て、ときするものなく候。年越にかまへて／＼わたらせ給候へ。

(中略) 渡海おほつかなく候て皆ハ不遣候⁽⁴⁶⁾

まず、日興門下と陸奥国在住の檀越の往来について見てみたい。日興門流における陸奥布教の先駆けとなったのは、日興が永仁六年(一二九八)に重須に移住した後の大石寺を継承した日目である。周知の通り、日目は弘安六年(一二八三)以降、自身の血縁である新田氏の本貫地・陸奥に赴いて布教を展開し、陸奥教化の拠点とすべく本源寺・上行寺・妙教寺・妙円寺のいわゆる奥四箇寺と呼ばれる寺院の基礎を築いたことが伝えられている。高木豊氏によれば、日興門流の教線が広域に亘っている要因の一つとして、教化活動が血縁・族縁関係を通して行われたことにあると述べているが⁽⁴⁷⁾、日目の陸奥布教は高木氏が指摘する代表的な例といえよう。その結果、先の表一三に示したように、陸奥において新田氏を中心に六一名もの弟子檀越を獲得し得たのである。

① 日目書状『与民部日盛書』、② 日目書状『進上伊与公御房書』の文面からは、日目が陸奥へ赴いていたことを読み取ることができ、ここに見える日目の下向もまた陸奥布教の一環であったかと想定される。日目は嘉暦二年(一一三二)十一月には、甥の弁阿闍梨日道に宛てて『讓状』を記して陸奥と伊豆の所領を讓渡し、さらに上新田坊の講師を委任している⁽⁴⁸⁾。その後の陸奥布教は、日道が中心的役割を担うこととなった。したがって、①②の書状は執筆年未詳であるが、嘉暦二年以前のものである可能性が考えられる。なお、一の⑤『与菊田の四郎兵衛殿書』に「をくにて御らん候しさいしやうのあさり」との記述が見え、このことから目的は定かではないものの、日郷にも陸奥に赴いた一時期があったことが窺える。

日興門下の陸奥下向とは逆に、陸奥の檀越もまた富士登詣を行っていた。③ 日目書状『与民部阿闍梨御房書』では、日目が日盛に陸奥の檀越(＝奥人)を連れて箱根山を越えて富士に来るよう指示し、④ 日目書状『与民部阿闍梨御房書』からは、奥人が鎌倉の日盛の元を訪れる様子が窺え、⑤ 日目書状『柳目殿御消息』には、十月に

奥人が富士に赴く旨が記されている。これらの書状の日付および内容から、奥人が富士登詣を行うのは十月末頃で、かつ定期的に行われていたものと想定される。この件について坂井法暉氏は、毎年十月頃になると奥州の檀越が大石寺を目指して出発し、中継点に存在した鎌倉の日盛の住坊を経由して富士へ向かうのが通例になっていたとし、さらに他の日目書状に見える供養品のほとんどが奥州の檀越からのものであることから判断して、当時の大石寺の経済面は実質的に奥州法華信徒によって支えられていたとの見解を示している⁽⁴⁹⁾。奥人による富士登詣は、血族・新田氏をはじめ多数の弟子檀越を入信させた日目らによる陸奥教化の大きな成果の一つであり、それが結果的に檀越の富士登詣という信仰的活動を生み出すに至ったのである。ただし、奥人による富士登詣がなげ十月であったかは、現時点では不明と言わざるを得ない。十月といえば十三日の聖人御忌日が思い起こされるが、ここで挙げた書状の日付は忌日より後である十月下旬であって、そのための登詣とも考えにくい。しかし、坂井氏が指摘するように奥人の富士登詣が毎年恒例であったならば、これらの書状の日付のみで即断することもまた早計であろう。今後さらに検討を要する。

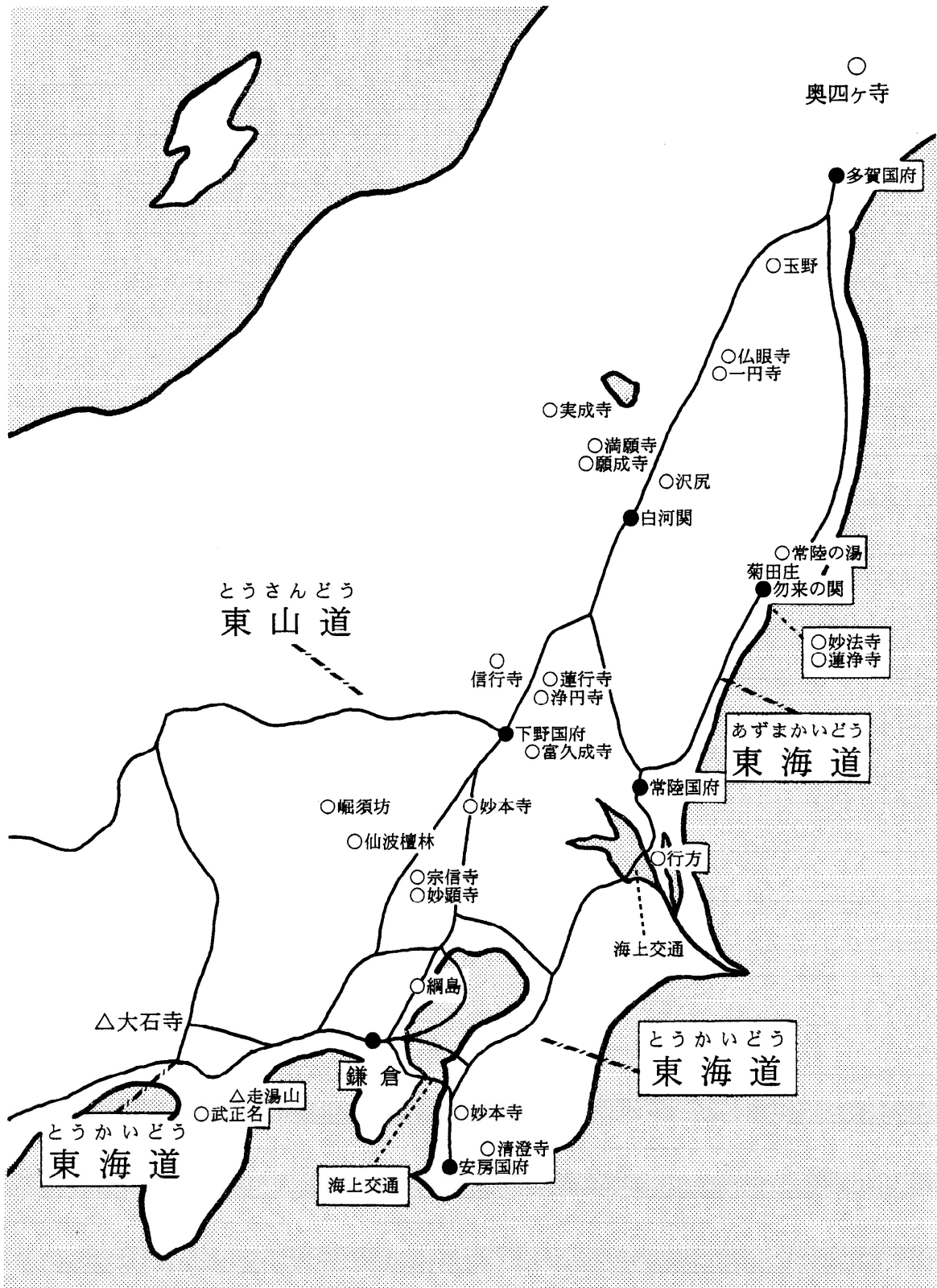
また、富士に登詣した奥人は大石寺のみならず、当然その足で重須の日興の元にも赴いたと考えられる。したがって、十月の日付で書写し、かつ陸奥の檀越に授与した日興の曼荼羅本尊は現在六幅⁽⁵⁰⁾確認できるが、これらは富士登詣した陸奥の檀越が、重須の日興の元を訪れた際に授与されたものではなからうか。

なお、日目や奥人らが陸奥と富士とを往復する際に通行した道程については、『日目上人』が二つのルートを描いて推測提示している。次頁に『日目上人』提示の地図を転載したので参照されたい。本書によれば、

〈1〉富士↓東海道↓鎌倉↓房総↓東海道↓常陸国府↓東海道↓奥州多賀国府

〈2〉富士↓東海道↓鎌倉↓鎌倉街道中之道↓下野国府↓東山道↓奥州多賀国府

の2ルートを指摘している⁽⁵¹⁾。そして〈1〉ルートを通る場合、現在の東京湾と霞ヶ浦では海路を利用したとしている。後述するが、⑦⑩の日目書状『与宰相阿闍梨御房書』には「海路」「渡海」の文字が見え、〈1〉ルートとの関連が予想される。



【図】 日目とその門弟の歩いた道（推定）

（『日目上人』103頁より転載）

次に、日興門流における佐渡教化⁽⁵²⁾についてである。日興門流では日興が⑥の書状『佐渡国法花講衆御返事』を佐渡の法華講衆に宛てて送っていることから、この頃佐渡にはすでに講衆と呼べるほど多くの弟子檀越が存在したことが想定される。事実、表一三に示した通り、佐渡には少なくとも一六名の弟子檀越の存在が確認でき、これらの人々も法華講衆と呼ばれる集団の一部をなしていたのであろう。そして、その内一五名に対して日興は曼荼羅本尊を授与している⁽⁵³⁾。日興門流では、聖人の佐渡流罪をきっかけに佐渡に弘まった法華信仰を、聖人滅後さらに浸透させるべく、継続して布教を展開しようという意図があったものと思われ、それが多数の弟子檀越獲得へとつながったと考えられる。

本書状⑥には宰相殿と式部公の名が見え、両師が佐渡国法華講衆の教化に関与していた様子が見受けられる。日興門下の宰相殿と式部公には、後に保田妙本寺を開創する宰相阿闍梨日郷と、北山本門寺二世を継承する式部阿闍梨日妙がおり、本書状における宰相殿・式部公もこの両師を指すと推測されているが⁽⁵⁴⁾、現時点では断定するには至っていない。しかし、法華講衆と呼ばれる集団を形成し、一五名もの弟子檀越が日興から曼荼羅本尊を授与されている事実から、佐渡の弟子檀越は非常に熱心な法華信仰を持っていたのであろう。その背景にはやはり、佐渡に常住する、しないは別にしても、指導的立場を担った僧侶が身近に存在していたと思う。したがって、日郷や日妙、または佐渡出身の弟子で後に日興から北陸道七箇国の弘通を委ねられたとされる如寂房日満⁽⁵⁵⁾等が、時期や期間は不明ながらも日興から派遣されてその役に当たったことは、可能性として十分あり得るのではないだろうか。そう考えると、⑥に見える宰相殿・式部公はやはり日郷・日妙である可能性が高いと思われる。

さらに佐渡在住の弟子で、日興から延慶三年（一一三〇）六月十三日に「佐渡国住侶大和房日昇者寂日房弟子也」⁽⁵⁶⁾との授与書を有する曼荼羅本尊を授与されている大和房日性（昇）は、その授与書から本六人の寂日房日華の弟子であることがわかる。高木氏は、日郷・日妙の佐渡派遣と日華の弟子日性の佐渡在住の事実から考えて、日華自身にも佐渡教化の一時期があったのではないかと推測している⁽⁵⁷⁾。日華・日郷・日妙が佐渡教化にあたりていたとすると、どのような理由からこの三師が佐渡布教の役に選ばれたかは定かではないが、日郷が越後出身

で佐渡と比較的近い地域に地縁があることや、日華と日妙が師弟関係にあることなどが、日興から佐渡教化を任せられる要因の一つであったと推測されよう。

日郷に関しては、佐渡の他にも安房に赴いて布教を展開したことが確認できる。⑦日目書状『与宰相阿闍梨御房書』は、日目が日郷に対して聖人の出生地・安房における布教を激励している書状である。書状中、「海路」の語が見え、当時安房への往来には海路を利用していたようである。同様に⑩日目書状『与宰相阿闍梨御房書』にも「渡海」の文字が見えるが、前述したように一の⑤『与菊田の四郎兵衛殿書』に「をくにて御らん候しさいしやうのあさり」とあつて、日郷が奥州に在住した時期があつたことも想定されている。したがって、先に挙げた『日目上人』指摘の富士―陸奥間の道程2ルートの内、片方の経路では海路が二箇所あり、また日郷には佐渡へ派遣された時期も考えられることから、⑩が日郷の安房在住時のものとは一概には言い切れない。本書状では日郷の元へ人を派遣するが、渡海は危険であるから大勢は派遣できないと記されており、日目が少人数ながらも使者を遣わしている。渡海の危険性を把握していても、安房へは海を渡るルートを利用していることから、当時安房へは海を渡るルートが利便性に優れ、度々利用されていたことが想定される。

また④⑧⑨⑩⑪の書状は、弟子に対して日目が大石寺登山を依頼する様子が見られるものである。その内④『与民部阿闍梨御房書』と⑧『与宰相阿闍梨御房書』には、学問目的の登山依頼が見られる。④では、日目が日盛に「二三月と下てこれにて若御房達、兄とも可有談義候」と、大石寺に来て若手に談義するよう依頼している。日盛については、日興書状『与民部殿書』に「御学門体如何。相構ていとなませ給へし。民部殿の御事ハ了性御房の御さハくり候あひた⁽⁵⁸⁾」と記されており、鎌倉の日乗の元で学問に励む日盛を日興が気にかけている様子が見受けられる。④の書状が記された正慶元年（一三三二）には日盛は四五歳と壮年期であつて、年齢的にも若手僧侶に学問を教える立場にあつたことがわかる。同様に⑧では、日目が日郷に対して春から十月にかけて大石寺で談義をするよう依頼している。④⑧両書状の記述から、日盛・日郷両師が門弟育成の一端に携わっていた様子が窺える。日盛の拠点は鎌倉で、日郷は安房等に布教していたことから、日目からの依頼があればその時には大石

寺まで赴いたのであろう。『日目上人』は④⑧等の記述から、大石寺では毎年春から十月頃までを一つの期間として勉強に励んでおり、この期間は若手育成のために設けられたものであると指摘している⁽⁵⁹⁾。また⑨『与宰相阿闍梨御房書』にも「明春者自常陸湯直可有來臨候」と、日目が春からの登山を期待していることから、これもまた学問のための登山依頼であろうか。

学問の内容については、④では日盛に「義科ヨク／＼読シタメテ」談義をするようにとある。よって、ここでは「義科」すなわち天台教学における研鑽論究を要する重要な科目について談義が行われたと考えられる。他の例を挙げれば、同じ④に日目が「今年モ四月ヨリ九月廿日此マテ無闕日御書談候了⁽⁶⁰⁾」と記して聖人遺文の講義を行っているし、重須談所二代学頭三位阿闍梨日順は『表白』に「講シ八軸ノ妙典⁽⁶¹⁾」とあって、法華経の講義を行っていたことがわかる。重須談所における講述内容については、丹治智義氏の論考に述べられているので、そちらを参照されたい⁽⁶²⁾。さらに日興には、図式で法華最勝を示した『法門要文』や諸宗の教判等を収録した『諸宗要文』等の著述があり、これらも門弟教育の場で使用された可能性も考えられる。これらのことから、日興在世中には聖人遺文をはじめ法華経や仏教学全般の広きに渡る学問が行われていたようであり、その様子の一端を垣間見ることができるといえる。ただし、当時の学問研鑽の具体的様相については不明点が多く、今後さらなる検討を要する。

⑩『大石寺坊主事』、⑪『与宰相阿闍梨御房書』には、大石寺のほうで人手不足に陥ったため、日目が弟子に登山を求める記述が見える。特に⑩では越中房に一、二ヶ月大石寺に来て「坊主」を勤めるよう指示している。その「坊主」については、⑩の文脈から判断して、当時日目が大石寺にいながら越中房に坊主を勤めよと依頼している点、そして五月晦日の日盛書状『消息』に「自^ニ明日^一御堂の番にて候、十五日までは可^ニ勤仕^ス候之間⁽⁶³⁾」と、日盛が六月一日から十五日まで「御堂の番」すなわち御影堂の番を勤めている点を考慮して、「坊主」＝御影堂の番であったと推測されている⁽⁶⁴⁾。

ここでは、門弟の各地における教化活動や陸奥の弟子檀越の大石寺登山など、日興門下の布教活動に関連する

具体的な人の動きの形跡を確認してきた。ここで挙げた①―⑩の史料の内、そのほとんどが日目書状であって、日目自身陸奥へ度々下向すると共に、弟子檀越に対しても往来を求める指示を度々出していることがわかる。これらの史料から、日興の重須移住後の大石寺を管領する僧として、日目が指揮をとる様子を看取することができ

三、諫曉活動に関する往来

日興や門弟の文書の中には、権力者に対して奏聞諫曉を行ったとする記録も見ることができ、その際にも日興門下の往来があったものと考えられる。なお、初期日興門流の諫曉活動の展開については第三章にて既に考察したところであるので、具体的内容についてはここでは割愛する。

さて、日興在世中の諫曉活動に関する史料として、以下の一一点が挙げられる。

- ① 日興曼茶羅本尊授与書 正応元年（一二八八）八月十七日
上奏新田卿阿日目授与之一中一弟子、日道相伝之⁽⁶⁵⁾
- ② 日興『申状』 正応二年（一二八九）正月⁽⁶⁶⁾
- ③ 日興曼茶羅本尊授与書 正応三年（一二九〇）十月八日
僧日仙授与之 日仙百貫房者賜聖人異名也、日興上奏代也⁽⁶⁷⁾
- ④ 日興曼茶羅本尊授与書 元亨四年（一三二四）十二月二十九日
最前上奏之仁卿阿闍梨日目⁽⁶⁸⁾
- ⑤ 日順『申定土代案』 嘉暦二年（一三二七）八月二十五日
日蓮聖人弟子日興房代官^{トシテ}依仏法事申上候⁽⁶⁹⁾

⑥日興『申状』 嘉暦二年（一三二七）八月⁽⁷⁰⁾

⑦日興曼茶羅本尊授与書 元徳二年（一三三〇）二月二十四日
為悲母一周忌書写如件、公家奏聞代官丸大進房日助授与之⁽⁷¹⁾

⑧日興『申状』 元徳二年（一三三〇）三月⁽⁷²⁾

⑨日興曼茶羅本尊授与書 元徳三年（一三三一）二月十五日
奏聞御代式部阿闍梨日妙武家三度公家一度⁽⁷³⁾

⑩日興曼茶羅本尊授与書 正慶元年（一三三二）十一月三日

最前上奏仁新田卿阿闍梨日目授与之、一中一弟子也⁽⁷⁴⁾

⑪日目『申状案』 元弘三年（一三三三）十一月⁽⁷⁵⁾

日興在世中の諫暁活動は、日興門流だけでなく他門流においても活発に行われており、日蓮門下諸師による申状や訴状を確認することができることは既に述べた通りである。その中でも日興の申状は三通（②⑥⑧）と最も多く、日興自身諫暁活動に対して強い意欲を保持していたことが窺える。今挙げた申状の内容や⑦⑨の日興曼茶羅本尊授与書から、日興在世中の諫暁活動は公家・武家の両権力に対して行われたことが読み取れる。当時は幕府は鎌倉に、朝廷は京都に所在していたから、単純に考えれば奏聞諫暁の際には諫暁者が鎌倉や京都まで赴いたことが想定される。

しかし、これらの史料からは単に諫暁先が公家または武家ということしか読み取れず、將軍や天皇に直接奏聞諫暁したのか、または代理人に対してであったのか、さらには実際に鎌倉や京都まで直接赴いたのかなど、諫暁活動時の具体的な状況を伝える史料が見当たらないため、即断することはできない。ただし、日目の⑩の申状提出に関しては、日辰著『祖師伝』に「日目は七十四才正慶二癸酉十一月十五日美濃国垂井に於て御入滅なり」と記されており、日目が奏聞のために上洛したことが伝えられている⁽⁷⁶⁾。ともあれ諫暁活動を行うために、少なく

とも日興門下が諸所を往来したことは間違いない。

またこれらの史料を見ると、諫曉活動を行った日興門下として、日目(①④⑩⑪)・日仙(③)・日順(⑤)・日助(⑦)・日妙(⑨)の五名が確認できる。その内日仙・日順・日助・日妙の四名には「上奏代」や「奏聞御代」等と記されていて、日興の代官として派遣されて諫曉活動を行ったことがわかる。日目については①④⑩いずれの史料にも日興の代官とは記されておらず、日目自身による諫曉活動であったと考えられる。日目は『御伝土代』によれば、弘安五年(一二八二)に伊勢法印と、永仁七年(一二九九)に十宗房と問答を行ったとされ⁽⁷⁷⁾、また一つ一つの詳細は不明ながらも、日目が生涯四二度に渡り奏聞諫曉を行ったと伝える史料もある⁽⁷⁸⁾。したがって、日目は対外的な問答に長けており、かつ日興から大石寺管理を委ねられた弟子でもあることから日興の信頼も一際厚く、日目の諫曉活動は日目自身に委ねていたのであろう。

これらの史料から、日興門下が諫曉活動実行のために公家・武家の元へと往来していたことが看取できる。

第三項 日興門流と他門流間における往来

外部との交流の一端を表す、日興門流と他門流間における往来については、二つの事例が確認できる。すなわち六老僧日頂の富士移住と、同日朗の日興訪問である。

日頂は元々駿河国富士郡重須郷出身で、聖人滅後、下総国真間弘法寺を拠点に布教を展開した。その後義父といわれる富木常忍との間に不和が生じ、弘法寺を退出して重須に移り、ここで没したことが伝えられるが⁽⁷⁹⁾、日頂の重須移住時期については諸説あって現状では判然としない。しかし、建武三年(一一三六)九月十五日の三位日順著『日順阿闍梨血脉』の巻尾には「南無久遠実成釈迦如来上行菩薩―後身日蓮聖人―本門所伝導師日興上人―日頂上人―日澄―日順・大妙⁽⁸⁰⁾」との血脉次第が記されている。つまり、聖人から称賛されるほど優れた学

力の持ち主であった日頂は、重須移住後もその才能を遺憾無く發揮したようで、この系譜から重須における日頂の位置づけを窺うことができる。

次に、日朗の日興訪問に関する史料として、次の①―④が挙げられる。

①日順『摧邪立正抄』 貞和六年（一三五〇）三月中旬

彼等之祖師日朗上人ハ帰ニ伏シテ富山ニ兩度下向ス⁽⁸¹⁾

②日眼『五人所破抄見聞』 康暦二年（一三八〇）六月四日

日朗ハ大聖人御入滅已後二十九年目ニ日興上人御同心有テ、初テ大聖ノ御影ヲ拜ミ御在生ノ時ヲ請ヒ悲歎シ玉フト也⁽⁸²⁾

③日時『御伝土代』 応永十年（一四〇三）九月二十三日

日朗上人ハ去正中ノコロ富士山入御アリ日興上人ト御一同アリ⁽⁸³⁾

④日教か『六人立義破立私下』（年月日未詳）

日朗ハ聖人御遷化以後三十六年ニ当年日興重須御座ノ時有ニ御参リ奉レ拜ニ御影ヲ⁽⁸⁴⁾

日朗の日興訪問の時期については、②日眼『五人所破抄見聞』では聖人滅後二十九年ニ延慶三年（一二二〇）、③日時『御伝土代』では正中年間（一二二四―一二二五）頃、④日教か『六人立義破立私下』では聖人滅後三六年ニ文保元年（一二二七）と記している。しかし、日朗入滅は元応二年（一二二〇）であるから、少なくとも③の記述は誤りである。③について『日蓮教団全史（上）』では、日興が身延を離山し永仁六年（一二九八）に『弟子分本尊目録』を記して鎌倉諸師等に憤懣の情を示したこの頃は、日興の対立意識が強かった時分であって、この時期に日朗が和解のため下向したと見て、正中は正安（一二九九―一三〇一）の誤記かと推測している⁽⁸⁵⁾。一方『上代事典』では、理由は不明ながらも正和（一二二二―一二二七）の誤記かと推測している⁽⁸⁶⁾。また①日

順『摧邪立正抄』には「兩度」とあり、日朗が二度日興の元を訪れたと記している。しかし、「兩度」と記すのは①のみであり、『日蓮教団全史（上）』はこれを誇張した記述だとして否定しているが⁽⁸⁷⁾、②③④に記される日朗下向の時期はすべて異なり、また②④の下向時期に七年も差があることから、日朗が日興の元を二度訪問した可能性も現時点では否定しきれない。

日朗の日興訪問の目的について、①には「帰ニ伏^{シテ}富山ニ」、②には「日興上人御同心有テ」、③には「日興上人ト御一同アリ」とあって、この度の日朗の訪問によって日朗が日興に帰伏したと伝えている。これに対し『日蓮教団全史（上）』では、前述した通り日朗は日興との和解を志して下向したと推測しており、日朗の日興帰伏もまた誇張した記述であると判断している⁽⁸⁸⁾。日興在世中の史料の中に日朗帰伏を伝える記述が見当たらないことや、日朗自身の事績を考慮すると、日朗が日興の元を訪ねたことは事実であったとしても、日朗が日興に帰伏したという説に関しては妥当性に欠ける。

小結

以上、日興在世中における日興とその門弟の往来という視点から、日興門流初期の動向について考察を進めてきた。先述した通り、本考察で触れた往来は実際に行われた往来のほんの一部に過ぎないが、考察の結論として、次の点を指摘したい。

まず第一に、日興在世中には、門弟が各地に赴いて教化活動を展開していた点である。それは日目の陸奥下向に代表されるように、血縁・族縁関係者の居住地という縁による教化活動や、日華・日郷・日妙らによる佐渡布教の可能性、そして日郷による安房教化などが挙げられる。また、早くから権力者への諫暁活動を展開し、時には日興の代官として門弟らが京都や鎌倉まで往来したと想定されることも注目すべき事柄であり、日興門下が布

教活動のために富士と各地との間を度々往復していた事実を確認することができる。

第二に、そのような各地における布教によって日興門流の教線は着実に伸張し、日興の居住した富士から遠く離れた陸奥や佐渡にも多数の信徒を獲得した。そして、次第に陸奥の檀越による大石寺登詣が開始され、それによつて大石寺の経済面が支えられたように、地方における布教が檀越による一つの慣習化した信仰活動を生み出し、それが僧院生活を送る僧侶の支えの一部となつていた点である。

そして第三に、本考察を通して、日興による往来を確認することができなかった点である。それは、大石寺を管領しつつも各地を往来した日目の行動とは正反対で、重須移住後の日興が諸所へ赴いたことを示す史料を見出すことはできない。日興は永仁六年（一二九八）に布教拠点を上野から重須へと移して以降、門弟の教育機関として重須談所を開設した。そして先述したように、現在確認できるだけでも三〇六幅の曼荼羅本尊の書写と二五編を数える遺文写本の作成を行った。これらを勘案して推測するに、日興は重須に移住した後は、門弟の指導育成と聖人が悟った法華経の世界観である曼荼羅本尊の書写、聖人遺文の集成に専念したいという意志を当初から抱いていたのではないだろうか。その背景には、聖人が身延入山後はほとんど身延の地を離れずに余生を過ごしたことがあったと考えられ、その様子を日興は聖人の傍で見えてきたわけである。また日興が大石寺から本門寺へ移住したのは聖人が身延に入山した時と同じ五三歳のことであるから、日興もまた聖人の生涯に倣い、移住後は本門寺に止住して法華本門の思想を末代に弘め遺すための門下教育に専念したいという意志があったのではないかと思うのである。

したがって、日興の往来に関する記述が確認できないのは、単に史料不足によるものではなく、日興の意図するところであつたと考える。

【表一四】日興在世中における往来関連記述一覧

| | 史料名 | 筆者↓宛先 | 年月日 | 往来の記述 | 往来 | 出典・備考 |
|---|-----------|-------|----------------------|--|------------|-----------|
| 1 | 坊主御返事 | 日興↓日目 | 永仁六年(一二九八) 十二月六日 | 石河殿より使者をたひ候間 | 石河殿の使者↓日興 | 『興全』一五六頁 |
| 2 | 与了性御房書 | 日興↓日乗 | 嘉元三年(一三〇五) 十月二日 | ゆい殿へ状をまいらせんとして候へハ、ふけうに御立候由申候し間、其旨を存て候へハ、あした日出ころに御渡候けると口覚候へく候 | 由比殿↓日乗 | 『興全』一六八頁 |
| 3 | 与了性御房書 | 日興↓日乗 | 徳治二年(一三〇七) 七月十二日 | 坊主のほり給候了 | 日目↓日乗 | 『興全』一六九頁 |
| 4 | 与民部阿闍梨御房書 | 日目↓日盛 | 延慶二年(一三〇九) 十月二十二日 | 奥人らををしへて、はこね山こし給へく候 | 奥人↓日盛↓日目 | 『日目』一六八頁 |
| 5 | 与民部殿書 | 日目↓日盛 | 延慶二年(一三〇九) 十一月十三日 | をくよりいせ殿・小三郎かようとうハしもちてのほりて候ハ、 | 伊勢殿・小三郎↓日盛 | 『日目』一七三頁 |
| 6 | 了性御房御返事 | 日興↓日乗 | 正和四年(一三一五) 七月十日 | 御使者見候に候 | 日乗の使者↓日興 | 『興全』一七〇頁 |
| 7 | 与了性御房書 | 日興↓日乗 | (一三一八年以前) 三月二十五日 | 平三郎入道ハいま二三日のほとにまいるへきにて候 | 平三郎入道↓日乗 | 『興全』一七六頁 |
| 8 | 了性御房御返事 | 日興↓日乗 | (一三一八年以前) | 伊勢公上候ハすとも文わ来て候 | 日目↓日興 | 『興全』一七八頁。 |

| | | | | | | |
|--|---|----------------------|--------------------------------|--|-------------------------------|-------------------------------------|
| 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | |
| 与宰相阿闍梨御房書 | 御返事 佐渡国法花講衆 | 与了性御房書 | 与了性房書 | 与了性御房書 | 与了性御房書 | |
| 日目↓日郷 | 法花講衆 日興↓佐渡国 | 日興↓日乘 | 日目↓日乘 | 日興↓日乘 | 日興↓日乘 | |
| 五月二日 (一三二四年以降) | 六月二十二日 元亨三年(一三二三) | 九月二十六日 (一三一八年以前) | 九月九日 (一三一八年以前) | 九月九日 (一三一八年以前) | 八月二十七日 (一三一八年以前) | 六月二十一日 |
| 墓候之間、我身も有度候へとも 安房国者聖人御生国其上二親御 委細承海路之間無殊事云云。抑 | を申をきこしめいて のきミのほんしやくのほうもん さいしやうとのゝ御事、しきふ | らん 民部殿平愈候者御下あるへくや | も、かんひやうのために上総房 も用にや候とてまいらせ候 | 候歟 にをかせ給て、つかハせ給へく さ房ハなにさまにつけてもそれ いかをまつまいらせ候し。かつ | かなさに人をまいらせ候 はるかに入御候ハぬ間、おほつ | 了。沙汰可有様を人に仰付て坊 主はとくだられ候へし |
| 日郷↓安房 | 宰相殿・式部公↓佐渡 | 日興 ●日乗または日盛↓ | 上総房・伊賀房↓日乘 | 上総房・伊賀房↓日乘 | 使者↓日乘 | |
| 『日目』二〇二頁 | 『興全』二二〇頁。 本書状は代筆または 写本の可能性あり。 | 『興全』一七五頁 | 『日目』一六三頁 | 『興全』一六六頁 | 『興全』一八一頁 | 本書状は日乗宛だが 内容には日目への登 山依頼が記される。 |

| | | | | | | |
|----------------|---------------------|---|---------------------|--|--|----------------------------|
| 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | |
| 与民部阿闍梨御房書 | 与民部阿闍梨御房書 | 与宰相阿闍梨御房書 | 与宰相阿闍梨御房書 | 与菊田の四郎兵衛殿書 | 与宰相阿闍梨御房書 | |
| 日目↓日盛 | 日目↓日盛 | 日目↓日郷 | 日目↓日郷 | 日目↓ 四郎兵衛 | 日目↓日郷 | |
| 十月二十五日 | 正慶元年(一三三二) 四月九日 | (一三二四年以降) | (一三二四年以降) 十月二十五日 | (一三二四年以降) 十月二十五日 | (一三二四年以降) 十月十四日 | |
| てまつりて、常綱島殿へも奉行 | 奥人上て候ハ、小杉殿に一結た | 明年ハ春より十月までいて可有 談義候(中略) 二月末ニハ必々 可来給候(中略) 委ハ越中ニ申 て候也 | 明春者自常陸湯直可有来臨候 | をくにて御くしん候しさいしや うのあさり、いたわりかをこり 候て大事に候ほとに、さハくの ゆへまかり候。二七日はかりハ 候ハんすらん | 何事よりも是に法師一人も候ハ す候て、ときするものなく候。 年越にかまへてかまへてわたら せ給候へ | 老体之間無其義候処、御辺居住 候へハ喜悅無極候 |
| 綱嶋殿↓奉行所 | 助房↓日目 日目↓鎌倉または富士 | 越中公↓日郷 ●日郷↓日目 | ●日郷↓日目 | 日郷↓陸奥↓常陸 | ●日郷↓日目 | |
| 『日目』一七九頁 | 『日目』一七六頁 | 『日目』二一一頁 | 『日目』二〇八頁 | 『日目』二二三頁 | 『日目』二〇五頁 | |

| | | | | | | |
|---------------|--------------------|-----------------------|--------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|---|
| 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | |
| 与曾祢鬼房書 | 曾祢殿御返事 | 与民部公御房書 | 与民部公御房書 | ひゑとりの御返事 | 新田刑部公御房 御返事 | |
| 日興↓ | 日興↓曾祢殿 | 日興↓日盛 | 日興↓日盛 | 日興↓某 | 日興↓ 新田刑部公 | |
| (一三三三二以前) | 八月二十日 (一三三三二以前) | 七月二十七日 (一三三三二以前) | 七月二十六日 (一三三三二以前) | 六月十三日 (一三三三二以前) | 五月三日 (一三三三二以前) | |
| うけ給ハりに人をまいらせ候 | 夕方童部を給いてまいらせ候べく候 | 此訴訟人等于今不行返之間今一度為言上罷上候 | 僧都御房御沙汰事も了性房これにをハしまし候時ハつねに承り候に | 道をまいらせ候 候て可有下向候(中略)三郎入道 | 公私御物沙汰急速に御さハくり候(中略)諸事御登山の時申つくすべく候 | 所へも出て事のやうきかせ給へと仰候へ(中略)ク木田ノ四郎キテトノイシテクレヨトよくゝ仰候へ(中略)二三月と下てこれにて若御房達児とも可有談義候 |
| 日興の使者↓曾祢鬼房 | 童部↓曾祢殿 | 日興の使者↓日盛 | 日興の使者↓日盛 | ●某↓日興 三郎入道↓某 | 新田刑部公↓日興 | くぼ田の四郎↓日目 ●日盛↓日目 |
| 『興全』一九二頁 | 『興全』二〇四頁 | 『興全』一八六頁 | 『興全』一八七頁 | 『興全』二二八頁 | 『興全』一九三頁 | |

| | | | | | | |
|---|--|---------------------------|---|--|---|--------|
| 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 | |
| 与又五郎殿書 | 大石寺坊主事 | 曾祢殿御返事 | 日澄写本 『本門取要抄』奥書 | 奏事の御消息 | 与そねのすけ書 | 曾祢鬼房 |
| 日盛↓日目 | 日目↓日郷か | 日興↓曾祢殿 | 日道(奥書) | 日目↓某 | 日興↓ そねのすけ | |
| 五月三十日 (一三三三以前) | 三月十四日 (一三三三以前) | 一月十七日 (一三三三以前) | 正慶二年(一三三三) 一月三日 | 十二月二十二日 (一三三三二以前) | 十月七日 (一三三三二以前) | 八月二十八日 |
| 不能参拜候之条(中略)侍従殿 不可参之旨、王松殿の仰候之間、 参候て可承候処に、少御滅之間 | ちてこよと申つかハして候也 略)柳目の泉房をもさうせちも きて一二ヶ月坊主せよと候へ(中 略)柳目の泉房をもさうせちも | 明日こそ人をもまいらせて御と ふらひ申候ハめ | 押) 崎西郡岨須坊、扶桑沙門日道(花 正慶二年癸酉正月三日辰、武州 | 返々此便ハ下著の次日たち候間、 夜中ニ書候程ニ略了(中略)此 使者弁阿の宿を知らしく候。か まへてかまへて返事とりて可候」 | 平綱殿ハはるかに入せをハしま さす候つるに、昨日の入御こと に恐悦に候よし、申させをハし ますへく候 | |
| 侍従殿↓日目 | ●越中房・柳目の泉房 ↓日目 | 日興の使者↓曾祢殿 | 日道↓武蔵 | 日目↓富士 日目の使者↓某 | 平綱殿↓日興 | |
| 『日目』一九八頁 | 『日目』二二九頁 | 『興全』二〇〇頁 | 『日目』二五九頁。 日道の奥書あり。 | 『日目』二三五頁 | 『興全』二〇六頁 | |

| | | | | | | |
|----------|-----------------------------------|--------------------|-------------------------------------|------------------|-------------------------|---|
| 39 | 38 | 37 | 36 | 35 | 34 | 33 |
| 沙汰の事御消息 | 災難御返事 | 進上伊与公御房書 | 与民部阿闍梨御房書 | 柳目殿御消息 | をさとの御返事 | 与民部日盛書 |
| 日目↓某 | 日興↓某 | 日目↓日興 | 日目↓日盛 | 日目↓奥人 | 日目↓某 | 日目↓日盛 |
| 年月日未詳 | 年月日未詳 | 十月二十八日 (一三三三以前) | 十月二十七日 (一三三三以前) | 十月以前 (一三三三以前) | 八月二十二日 (一三三三以前) | 五月三十日 (一三三三以前) |
| 愚身上洛やかて | し 三郎入道いま二三日程に罷立へく候(中略)又とく御下向候へ | 先度奥州へ罷下て候し時承候了 | くたらんとハし思ハせ給候ハ、このものを一日とよめてつれてくたらせ給候へ | 十月奥より人ハ上て候 | 九月廿八九日にハてんちやうふしへのほり候へく候 | 御方御申あるへく敷 自奥州帰候て次年五月にて候しか、是も奥より上て次年五月まで候(中略)又五郎と二郎めを指つかハし候(中略)虎王与大田兩人一とにつれてまいらすへく候 |
| 日目↓京都 | ●某↓日興 三郎入道↓某 | 日目↓陸奥 | ●日盛↓日目 日目の使者↓日盛 | 奥人↓富士 | 日目↓富士 | 日目↓陸奥 又五郎・二郎↓日盛 虎王・大田↓日盛 |
| 『日目』二四〇頁 | 『興全』二三九頁 | 『日目』一四九頁 | 『日目』一八三頁 | 『日目』二四九頁 | 『日目』二二六頁 | 『日目』一九三頁。 |

| | | | | | | |
|----|---------|--------|-------|----------------------------|---------|----------|
| 41 | 奥人御消息 | 日目↓日盛か | 年月日未詳 | 抑奥人未見候 | 奥人↓富士 | 『日目』二四六頁 |
| 40 | にわか事御消息 | 日目↓某 | 年月日未詳 | 富士へ状を令進候か。にハかの事にて候間人をハ上えず候 | 日目↓富士以外 | 『日目』二四四頁 |

※●は往來の依頼を表している。

注

- (1) 坂輪宣敬博士古稀記念論文集『仏教文化の諸相』（山喜房佛書林 二〇〇八年）所収。
- (2) 『日興上人』第七章「鎌倉末期の日興上人とその門弟」、『日目上人』第四章「各地の門弟」。
- (3) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』所収。
- (4) 『興風』一一号所収。
- (5) 『史蹟名勝天然紀念物調査報告書』一二輯四七頁、川添昭二稿「九州日蓮教団の展開」（影山堯雄編『中世法華仏教の展開』所収）五二二頁。また山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」（『興風』一一号所収）二九頁によれば、観音寺日興供養塔は現在行方不明とされている。
- (6) 『興本』一六頁。
- (7) 『興全』一六六頁。
- (8) 『日目上人』三八〇頁。
- (9) 『興全』一九二頁。
- (10) 『興全』一八一頁。
- (11) 『日目上人』三九〇頁。なお『統合システム』二〇一三年度版収録の本書状では、「をくにて御らん候し」の箇所を「をくにて御くしん

候し」と訂正して収録している。

- (12) 『興全』一六九頁。
- (13) 『興全』一七六頁。
- (14) 『興全』二二八頁。
- (15) 『興全』一八六頁。
- (16) 『興全』二三九頁。
- (17) 『興全』二〇〇頁。
- (18) 『興全』一七〇頁。
- (19) 『興全』二〇四頁。
- (20) 『上代事典』六〇八頁。
- (21) 建武三年（一二三三）の三位日順『日順阿闍梨血脈』によれば「准^{ニテ}望^{シテ}法主^ノ佳例^{ニテ}授^ニ与^ス六人^ノ名言^{一ヲ}、頗^ル上聖^ノ値遇^ノ古老^{ナリ}、仍^テ過半^ニ先立^テ逝去^ス、往古^所ニ^{ナル}カ^ル治定^{スル}故^ニ云^フ本六人^ト」（『宗全』二卷三三五頁）とあって、聖人が生前に六老僧を選定したことに倣って日興が定めた本弟子六人のことをいう。具体的には永仁六年（一二九八）の日興『弟子分本尊目録』に「此六人者日興第一弟子也」（『興全』一二二頁）として挙げられる寂日房日華・卿公日目・下野公日秀・少輔公日禪・撰津公日仙・了性房日乗の六名を指すとされている。
- (22) 『日目上人』三九一頁。
- (23) 『上代事典』二二三頁。これに対し堀日亨著『富士日興上人詳伝』七八五頁は「鬼房大弐公の日寿」と記し、鬼房を讃岐本門寺三世日寿に比定している。
- (24) 『興全』一九一頁。
- (25) 『日目上人』二二三頁。なお、堀日亨著『富士日興上人詳伝』五三八頁によれば、堀氏は「さかくのゆ」を聖人遺文『波木井殿御報』に見える「ひたち（常陸）のゆ（湯）」（『定遺』一九二四頁）と同一であると断定している。これに対し宮崎英修稿「波木井殿御報」常陸の湯」について（『大崎学報』一二五・一二六号〈立正大学仏教学会 一九七一年〉所収）一四一頁では、堀氏の説を否定している。

なお、宮崎氏の論考は後に同著『日蓮聖人研究』（山喜房佛書林 二〇一一年）に再録されている。

- (26) 角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典 7 福島県』（角川書店 一九八一年）三九四頁、平凡社地方資料センター編『日本歴史地名大系第七巻 福島県の地名』（平凡社 一九九三年）一三一頁。
本歴史地名大系第七巻 福島県の地名
- (27) 福島県編『福島県史』七巻 資料編2 古代・中世史料（福島県 一九六六年）八七三頁。
- (28) 国書刊行会編『続々群書類従』第八（続群書類従完成会 一九七〇年）九一六頁。
- (29) 『角川日本地名大辞典 7 福島県』六一四頁。
- (30) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』五三八頁。
- (31) 『定遺』九五頁。
- (32) 立正大学日蓮教学研究所編『日蓮聖人遺文辞典 教学篇』（身延山久遠寺 二〇〇三年）一三五頁。
- (33) 大黒喜道稿『日興上人全集』正篇編纂補遺（『興風』一一号〈興風談所 一九九七年〉所収）三一五頁。
- (34) 高森大乘稿「日蓮の情報網と連絡網―門弟と書簡の往来を分析する―」（『印度学仏教学研究』四九巻一号〈日本印度学仏教学会 二〇〇〇年〉所収）二三八頁。
- (35) 『日目上人』三八六頁。
- (36) 『日目上人』三七八頁。
- (37) 『日目上人』三八二頁。
- (38) 『日目上人』三八三頁。
- (39) 『日目上人』三九四頁。
- (40) 坂井法暉稿「日興写本をめぐる諸問題について」（『興風』二二一号所収）二六八頁によれば、坂井氏は本書を日興の代筆もしくは写本と推測している。
- (41) 『興全』二二〇頁。
- (42) 『日目上人』三八七頁。

- (43) 『日目上人』三八九頁。
- (44) 『日目上人』三八八頁。
- (45) 『日目上人』三九一頁。
- (46) 『日目上人』三八八頁。
- (47) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一六三頁。
- (48) 日目『讓状』(『日目上人』三七八頁)。
- (49) 坂井法暉稿「道郷論争と大石寺東坊地の係争」(『興風』一三号所収)一〇七頁。
- (50) 『興本』収録の日興曼荼羅本尊 No. 6・No. 19・No. 43・No. 195・No. 251・No. 252の六幅。
- (51) 『日目上人』一〇二—一〇五頁。
- (52) 榎木境道氏は、上代における佐渡の法華信徒はすべてが日興の教化に預かる信徒のみで、他の五老僧門流の教化は及んでいなかったと断定している。しかし『本化別頭仏祖統紀』によれば、鎌倉期、他門流では朗門の九鳳に挙げられる妙音阿闍梨日行(一二六七—一三三〇)が、晩年佐渡へ巡拝して日朗山本光寺を建立したことを伝えている。榎木境道著『富士門流の歴史 重須篇』(妙教編集室 二〇〇七年)八七頁。日蓮宗全書『本化別頭仏祖統紀』二八九頁。
- (53) 第二章参照。
- (54) 『上代事典』五七九頁。
- (55) 日興『定補師弟并別当職事』(『興全』一三三頁)。ただし、本書については筆跡や年号の書き方等に問題点が指摘されている(『上代事典』六二三頁)。
- (56) 『興本』一四頁。
- (57) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一五六頁。
- (58) 『興全』一八四頁。
- (59) 『日目上人』九五頁。

- (60) 『日目上人』三八四頁。
- (61) 『宗全』二卷三一四頁。
- (62) 丹治智義稿「重須談所の教育史的考察」(高木豊・冠賢一編『日蓮とその教団』所収)二八一頁以降。
- (63) 『宗全』二卷五〇二頁。なお本書状は『日目上人』三八七頁では『与又五郎殿書』と改題されている。
- (64) 『日目上人』二三二—二三三頁。
- (65) 『興本』正誤表六頁。
- (66) 『興全』三一八頁。
- (67) 『興本』五頁。
- (68) 『興本』二四頁。
- (69) 『千葉県歴史』資料編 中世3 県内文書2 三四三頁。
- (70) 『興全』三二一頁。
- (71) 『興本』二八頁。
- (72) 『興全』三二三頁。
- (73) 『興本』二九頁。
- (74) 『興本』三〇頁。
- (75) 『日目上人』三七七頁。
- (76) 『富要』五卷三二頁。また日精『富士門家中見聞』中巻にも「日目上人正慶二癸酉十一月の初^メに富士を御立あつて奏聞の為に御上洛なり」(同一九一頁)とある。
- (77) 『宗全』二卷二五七・二五八頁。
- (78) 日眼『五人所破抄見聞』(『宗全』二卷五一八頁)、日精『富士門家中見聞』中巻(『富要』五卷一八五頁)。
- (79) 日蓮宗全書『本化別頭仏祖統記』二二六頁。なお、日頂が重須へ赴いた時期については、影山堯雄編『新編日蓮宗年表』四八頁では弘

法寺十世日感著『真間山濫觴記』（『日蓮教学研究所紀要』一〇号所収「史料紹介」）の記述から、正安二年（一三〇〇）の出来事とする一方、日精著『富士門家中見聞』（『富要』五卷一六九頁）や六牙院日潮著『本化別頭仏祖統記』（日蓮宗全書『本化別頭仏祖統記』二二六頁）では、乾元元年（一三〇二）に位置付けている。また中尾堯著『日蓮宗の成立と展開』八九頁・九五頁は、日頂の重須移住の明確な時期については触れていないものの、日頂の弘法寺追放は正応五年（一二九二）から永仁二年（一二九四）の間頃の出来事とする説を提示している。

- (80) 『宗全』二卷三三八頁。
(81) 『宗全』二卷三六三頁。
(82) 『宗全』二卷五一七頁。
(83) 『宗全』二卷三五二頁。
(84) 『富士学林教科書 研究教学書』四卷（富士学林 一九七〇年）七〇四頁。
(85) 『日蓮教団全史（上）』九〇頁。
(86) 『上代事典』五四三頁。
(87) 『日蓮教団全史（上）』九〇頁。
(88) 『日蓮教団全史（上）』九〇頁。

第二節 日興門流における物品の授受について

前節で考察した往来に関する記述と同様に、日興文書における注目すべき点としてもう一つ挙げることができ、それが、布施・供養品等の物品のやりとりに関する記述が多数見られることである。聖人の遺文中にも数多くの物品名が散見され、聖人と弟子檀越との間で度々物品の授受が行われていたことは周知の事実であるが、一〇〇通近く伝来している日興書状の中で、物品授受が記されるものは六五通を数え、そこに記される総物品数は一〇四種類にもものぼる。

これらの物品は、年中行事・仏事に際しての供物や、弟子檀越から日興への供養の品が大半であるが、中には日興から弟子檀越への贈与品も見受けられる。盛本昌広氏によれば、中世社会においては物品の贈答行為は日常的に行われ、当時の人々の生活はこのような贈答品への依存度が極めて高かったことが指摘されている⁽¹⁾。このような観点から、多数の物品授受が記される日興文書は、当時の日興と弟子檀越との関係を伝えるだけでなく、聖人遺文同様鎌倉期における日興とその周辺の生活状況や文化の一端を紐解くための貴重な文献史料として位置づけることができよう。しかし、今日まで日興文書に見られる種々の物品に着目した研究は非常に少なく、未だ検討の余地が多く残されている課題の一つと言えよう。

そこで本節では、日興文書研究の一環として、日興書状に記される物品の授受に着目したい。そして、贈与者と物品との関係や年中行事・仏事における物品授受の視点から、日興在世中の生活状況や文化の一端を探ると共に、日興と弟子檀越または門弟と弟子檀越の間で互いにどのような生活的サポートがなされていたのか、その具体的様相について少しく考察してみたい。

第一項 日興文書にみえる物品の数々

かつて中村練敬氏はその著『日蓮聖人と諸人供養』において、聖人遺文にみえる物品を計一六項目に分類した上で、物品個々に関する考察を行っている⁽²⁾。また坂井法暉氏は「重須本門寺と大石寺」において、日興書状にみえる物品研究の第一作業として、それらの全品目を列挙して提示している⁽³⁾。これらの先行研究を元にして、ここではまず日興書状に記される物品を種類別に分類し、整理する作業を行った。それが左の表一五である。分類方法については、すでに中村氏が『日蓮聖人と諸人供養』において聖人遺文にみられる物品を一六項目に分類していることから、その分類を基準として行った。なお、【】内には『興全』の収録頁数を示した。

【表一五】日興書状にみえる物品一覧

①衣料品（一種類）

- ・かたひら（帷子）【223、236】

- ・むき（麦か）【232】
- ・粟【202】

②銭貨（一種類）

- ・用途【156、161、166、182、199、223、225、226、227、237、247】

④餅類（三種類）

- ・もちろ（餅飯）【161】
- ・くさのもちろ（草の餅飯）【227】
- ・ちまき（粽）【172、227、235】

③糧饌品（六種類）

- ・米【203、211、226、236、360】
- ・白米【161、165、173、181、188、194、215、224、225、227】
- ・わせやきこめ（早生焼米）【229】
- ・おこにめ（おこし米か）【188】

⑤酒（四種類）

- ・御酒【155、158、165、172、188、190、196、205、215、217、224、225、230、232、233、235、236、250】
- ・清酒【160、161、227】

- ・濁酒【160、227】
- ・こす（御酒か）【194、214】

⑥調味料（四種類）

- ・みそ（味噌）【227、236】
- ・しほ（塩）【227】
- ・ぬか（糠）【251】
- ・かす（粕）【236】

⑦菜蔬類（三三種類）

- ・瓜【191、201、252】
- ・熟瓜【155、170】
- ・ひさく（瓢・夕顔）【173、203、250】
- ・牛房【165、203、227】
- ・はしかみ（薑）【187、198、202、203】
- ・わさひ（山葵）【188、227】
- ・たかな（竹子・筍）【233、240】
- ・しのへ（篠芽）【227】
- ・せり（芹）【196】
- ・ふうき（落か）【227】
- ・かふら（蕪）【165、188、189】

- ・ねぎ（葱）【213】
- ・たら（たらの芽）【227】
- ・わらひ（蕨）【227】
- ・つくし【171、227】
- ・あさみ（薊か）【227】
- ・まめ（豆）【227】
- ・ささけ（大角豆）【236】
- ・手ささけ（手大角豆か）【173】
- ・わせささけ（早生大角豆）【191】
- ・芋【161、165、198、227、251】
- ・わせいも（早生芋）【213】
- ・山のいも【227、233】
- ・ふるのいものくき（芋茎）【213】
- ・芋殻【209】
- ・この芋【161】
- ・ぬかこ（零余子・やまのいものこ）【175、186】
- ・根芋【173、250、360】
- ・ところ（野老）【227】
- ・くすのこ（葛粉）【161、227】
- ・えひね（海老根）【161、227】
- ・きのこ【227】

・しいたけ【161、185、186】

⑧藻類（一〇種類）

・河苔【161、186】

・あまのり（甘海苔）【227】

・かちめ（搗布）【165、227】

・こふ（昆布）【181】

・わかめ【181】

・とさかのり（鶏冠海苔）【188】

・みる（海松）【188】

・かいさう（海藻か）【224】

・ひしき（ひじき）【227】

・あをのり【188】

⑨果実類（一〇種類）

・わせもも（早生桃）【214】

・柑子【206】

・ありのミ（梨）【249】

・くしかき（串柿）【211】

・かふち（橙）【206】

・くるみ【189】

・くり（栗）【227】

・わせくり（早生栗）【229】

・あをくり（青栗か）【249】

・ひさいくり【188】

⑩副食物（六種類）

・うちたうふ（宇治豆腐か）【165】

・すりたうふ（すり流し豆腐か）【165、188】

・こたうふ【161】

・納豆【165】

・にまめ（煮豆）【227】

・香物【177】

⑪甘味類（なし）

⑫文房具（四種類）

・筆【161、188、244】

・墨【188】

・紙【161】

・すくし（宿紙か）【189】

⑬薬餌品（五種類）

- ・きちひ（橘皮）【191】
- ・ほしはしかみ（干し薑・かんきょう）【185、191】
- ・甘草【191】
- ・せんこ（前胡）【227】
- ・ひゑとりのくすり【228】

⑭御馬（二種類）

- ・御神馬【182】

⑮土地（二種類）

- ・田【159】

⑯調度・什具類（四種類）

- ・飯桶【161】
- ・はし（箸）【227】
- ・おしき（折敷）【189、227】

- ・にとうき（煮陶器か）【189】

⑰その他（五種類）

- ・竹すたれ（竹すだれ）【217】
- ・たたみのへりのぬの（畳のへりの布）【247】
- ・すみ（炭）【207、217、241】
- ・わらくさ（藁草か）【251】
- ・きくの花（菊の花）【171】

⑱品種不明（六種類）

- ・具足【194、200、215、224、230】
- ・富士郡の珍物【197】
- ・御手作の一桶【195】
- ・さかな（肴か）【205、233】
- ・大王【188】
- ・いものさす【227】

以上、日興書状にみえる物品は一〇四種類確認でき、それらを中村氏の提示した分類を基準として一八項目に分類した。

右の表一五によると、②銭貨、③糧饗品、⑤酒の授受が特に頻繁に行われていることがわかる。これら日興書

状に見られる物品の品目と聖人遺文に見られる品目とを比較してみると、その種類にさほど大差は見られず、また銭貨・糧饌品・酒の授受も共通して多く見られる。しかし、日興書状では聖人遺文に比べ、加工食品である副食物の種類が多く見られる点や、『上代事典』に指摘されるように、追善供養のための土地すなわち田の献上がみられる点は特徴的である⁽⁴⁾。

物品個々の詳細については不明な点も多いが、その点に関しては別の機会に検討することにし、本節では物品授受を通じた日興と弟子檀越の関わり合い方等を中心に考察していきたい。

第二項 贈与者別にみた物品の授受

前項では、日興書状にみえる物品の種類について概観してきたが、次にこれらの物品授受と贈与者・被贈与者との関係について注目したい。日興書状にみえる物品授受の記録を贈与者別にまとめると、以下の表一六のようになる。表一六では、前半が日興から弟子檀越への物品贈与、後半が弟子檀越から日興への物品贈与をまとめている。

なお、日興から弟子檀越への物品贈与が記される日興書状は一二通確認できるが、その内被贈与者が特定できない書状が一通ある。また、弟子檀越から日興への物品贈与が記される日興書状は五六通確認できるが、その内贈与者が特定できない書状は二〇通（内、表一六④『御しゆ御返事』は、文脈から二名の贈与者の存在が想定され、一名はいよ尼と判明するものの、もう一名は不明である）ある。表一六には、物品の贈与者と被贈与者が判明している日興書状に限って収録することとしたため、日興から弟子檀越への物品贈与が記される書状一通と、弟子檀越から日興への物品贈与が記される書状三七通（先の『御しゆ御返事』含む）の、計四八通を収録した。また表一六「物品項」の（一）内は、授受された物品の量を表している。

【表一六】贈与者別にみた物品一覧

| 日興 | | 贈与者 | | 被贈与者 | | 物品 | | 日興書状名 | | 系年 | | 『興全』頁 | | |
|--|--|---------------|-------------------|-----------|---|------------|----------------------------------|-----------|--------------------|----------|----------|------------------|-----|--|
| 日興 | 日興 | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | |
| ⑬ | ⑫ | ⑪ | ⑩ | ⑨ | ⑧ | ⑦ | ⑥ | ⑤ | ④ | ③ | ② | ① | No. | |
| 御酒(一具)・白米(三升)・牛房(一把)・蕪 ・芋(五升)・搗布(五把)・うちたうふ(一 紙・筆・飯桶(一) | 清酒(大瓶一)・白米(一斗)・餅飯・芋(莫 大)・この芋(一籠)・葛粉・しいたけ・河 苔(八帖)・こたうふ・海老根・用途(一結 紙・筆・飯桶(一) | 柑子(百)・かふち(十五) | あをくり(二升)・ありのみ(二十) | 粽(一束) | 蕪(五)・くるみ(二十)・すくし(三)・折敷 (二束)・にとうき(三束) | 橘皮・干し薑・甘草 | やまのいものこ(一紙袋)・しいたけ(五連) ・河苔(一帖) | 薑(十把) | しいたけ(一紙袋)・干し薑(一紙袋) | 零余子(一紙袋) | 用途(百文) | 白米(二升)・昆布・わかめ(一) | | |
| 『新田阿闍梨御房 御返事』 | 『卿僧御返事』 | 『与そねのすけ書』 | 『鬼房殿御消息』 | 『了性御房御返事』 | 『美濃公御返事』 | 『大式公御房御返事』 | 『与民部公御房書』 | 『与民部公御房書』 | 『民部公御房御返事』 | 『与了性御房書』 | 『与了性御房書』 | 『与了性御房書』 | | |
| 一月十二日 | 四月二十四日 (正中二年か) | 十月七日 | | 五月四日 | 十二月二十九日 | 六月二十九日 | 七月二十七日 | 七月二十六日 | 二月十八日 | 九月二十六日 | 九月九日 | 八月二十七日 | | |
| 一六五 | 一六一 | 二〇六 | 二四九 | 一七二 | 一八八 | 一九一 | 一八六 | 一八七 | 一八五 | 一七五 | 一六六 | 一八一 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|----------------|-----------------|----------|-----------|-----------|----------|----------------------|--------------------|---------|----------|------------------|----------|-------------|
| | 美濃公 | 大式公 | 日道 | 日妙 | 了性房日乗 | | | | | | | | | |
| | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | | | | | | | | | |
| | 日興 | 日興 | 日興 | 日興 | 日興 | | | | | | | | | |
| ②⑦ | ②⑥ | ②⑤ | ②④ | ②③ | ②② | ②① | ②① | ①⑨ | ①⑧ | ①⑦ | ①⑥ | ①⑤ | ①④ | |
| 芋殻 | ・蕪・ひさいくり・鶏冠海苔・海松・あをのり・すりたうふ・筆(二十管)・墨(五連)・大王 | 瓜(一)・早生大角豆(三束) | 用途(三貫文)・御神馬(一疋) | 御酒(一具) | 香物 | 御酒・粽(一束) | つくし・菊の花 | 白米(二升)・瓢・根芋・手大角豆(莫大) | 熟瓜(十五大小) | 御酒 | 田(一段) | 御酒(一具)・熟瓜(二籠二十五) | 清酒・濁酒 | はち・すりたうふ・納豆 |
| 『曾祢殿御返事』 | 『美濃公御返事』 | 『大式公御房御返事』 | 『弁阿闍梨御返事』 | 『式部殿御返事』 | 『了性御房御返事』 | 『了性御房御返事』 | 『了性僧御返事』 | 『了性御房御返事』 | 『了性御房御返事』 | 『卿僧御返事』 | 『西坊主御返事』 | 『西御坊御返事』 | 『西坊主御返事』 | |
| 嘉元三年(一三〇五)閏十二月十四日 | 十二月二十九日 | 六月二十九日 | | 九月六日 | 六月八日 | 五月四日 | 一月二日 | 文保二年(一三二八)七月十三日 | 七月十日 正和四年(一三一五) | 十二月二十九日 | 八月十日 | 七月七日 | 一月十四日 | |
| 二〇九 | 一八八 | 一九一 | 一八二 | 一九〇 | 一七七 | 一七二 | 一七一 | 一七三 | 一七〇 | 一五八 | 一五九 | 一五五 | 一六〇 | |

| 新田殿御方 | 六郎入道 | ぬくま殿 | にし殿 | さへの四郎 | 南条殿 | 曾祢殿 | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---------------|----------------------------|---------------|-------------------|------------------|-------------------|----------|----------|----------|-------------|----------|----------------------|----------|-------------|----------|----------|--------------------|
| ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | | | | | | | | | | | |
| 日興 | 日興 | 日興 | 日興 | 日興 | 日興 | 日興 | | | | | | | | | | | |
| ④⑤ | ④④ | ④③ | ④② | ④① | ④④④ | ③⑧ | ③⑦ | ③⑥ | ③⑤ | ③④ | ③③ | ③② | ③① | ③① | ②⑨ | ②⑧ | |
| 用途(莫大) | 米(紙袋二)・串柿(五連) | 葱(三把)・早生芋(一籠)・ふるのいものくき(十連) | こす(莫大)・早生桃(一) | こす(大瓶二)・白米(一斗)・具足 | 御酒・炭(一太)・竹すだれ(一) | 御酒(大瓶二)・白米(一斗)・具足 | 御酒(初穂)・芹 | 炭(一駄) | 御酒・さかな | 芋(一桶)・薑(一丸) | 富士郡の珍物 | 米(二升)・夕顔(三)・薑・牛房(一束) | 御手作の一桶 | 粟(一束)・薑(一ツ) | 瓜(一籠十五) | 具足 | 用途(二〇〇) |
| 『坊主御返事』 | 『六郎入道殿御返事』 | 『ぬくま殿御返事』 | 『ぬくま殿御返事』 | 『にし殿御返事』 | 『与さへの四郎書』 | 『南条殿御返事』 | 『曾祢殿御返事』 | 『曾祢殿御返事』 | 『曾祢殿御返事』 | 『曾祢殿御返事』 | 『曾祢殿御返事』 | 『曾祢殿御返事』 | 『曾祢殿御返事』 | 『曾祢殿御返事』 | 『曾祢殿御返事』 | 『曾祢殿御返事』 | 『曾祢殿御返事』 |
| 十二月六日 永仁六年(二二九八) | 十二月二十八日 | 七月十九日 | 六月十三日 | 七月十三日 | 十二月二十四日 | 七月十三日 | 十二月二十三日 | 十二月十三日 | 九月十二日 | 九月一日 | 八月二十七日 | 八月十七日 | 八月四日 | 八月二日 | 七月二十四日 | 一月十七日 | 八月六日 文保元年(二二一七) |
| 一五六 | 二二一 | 二二三 | 二二四 | 一九四 | 二一七 | 二一五 | 一九六 | 二〇七 | 二〇五 | 一九八 | 一九七 | 二〇三 | 一九五 | 二〇二 | 二〇一 | 二〇〇 | 一九九 |

| | | | | | | | |
|-------|---|----|----|-------------------------------------|------------|----------------------|-----|
| 妙性尼御前 | ↓ | 日興 | ④⑥ | 用途(御料として二筋、薬料として三筋)・ 畳のへりの布(一きれ) | 『妙性尼御前御返事』 | 正和三年(一三二四) 八月二十一日 | 二四七 |
| いよ尼 | ↓ | 日興 | ④⑦ | 帷子(一) | 『御しゆ御返事』 | 六月八日 | 二三六 |
| 由比殿 | ↓ | 日興 | ④⑧ | 米(二)・根芋(一升) | 『与由比氏書』 | | 三六〇 |

一、日興↓弟子檀越への物品贈与

まずは表一六の前半部分に挙げた、日興から弟子檀越への物品贈与について見ていきたい。日興から弟子檀越への物品贈与が記される書状は一通確認でき、物品贈与を受けた弟子檀越は僧侶四名檀越三名の計七名を見出すことができる。日興からの物品贈与が記される日興書状(表一六の①―⑪)の中には、日興が弟子檀越に対して贈った物品と共に、その時の弟子檀越側の状況を示す記述を見出せるものが八通確認できる。それらを以下に列記する。

◎日興↓了性房日乗

①日興書状『与了性御房書』 (年未詳) 八月二十七日

御いたハしけの事承候ハ如何⁽⁵⁾

②日興書状『与了性御房書』 (年未詳) 九月九日

民部殿の事、其後おほつかなく思奉候(中略)ようとう^用候ハす^途はくたりうち候ハめ⁽⁶⁾

③日興書状『与了性御房書』 (年未詳) 九月二十六日

其後民部殿御芳如何委細可三示給⁽⁷⁾候

◎日興↓民部公日盛

④日興書状『民部公御房御返事』 (年未詳) 二月十八日

なによりもかま鎌倉くらの大怪おとろきおほえ候⁽⁸⁾

⑤日興書状『与民部公御房書』 (年未詳) 七月二十六日

さては鎌倉中災難事承候了⁽⁹⁾

⑥日興書状『与民部公御房書』 (年未詳) 七月二十七日

京都院中災難事勿体無もたいなくおほえ候。さては坊主御勞之由承候ハ僧都御房御事にて候歟⁽¹⁰⁾

◎日興↓大式公

⑦日興書状『大式公御房御返事』 (年未詳) 六月二十九日

きひちかんきやう候まゝ進候。甘草ハ人にこ請ひて候へハこれはかり候とてた給ひて候をそ添へてまいら

せ候。御勞本覆由承て悦て候へハさやうに又おとらせをハしまして候覽御事もんたいなく覺候⁽¹¹⁾

◎日興↓鬼房殿

⑩日興書状『鬼房殿御消息』 (年月日未詳)

鬼房殿のつれくおもひやりまいらせて候へともおさない人のなくさみになり候ぬへきもの候ハて

不(12)

日興の本弟子、いわゆる本六人の一人に挙げられる了性房日乗に宛てられた日興書状①―③からは、その日乗の弟子民部公日盛や日乗本人が病を患い、その具合を心配する日興の様子が窺える。民部公日盛に宛てた書状④―⑥には病に関する記述は見られないが、日盛は若年の頃、鎌倉の師日乗の元で勉学に励んでいた。その様子を日興は年月日未詳の書状『与民部殿書』に「御学門体如何⁽¹³⁾」と、また⑥の書状『与民部公御房書』に「御学問候覽に紙などをもまいらせす候事無三心本⁽¹⁴⁾候」などと記し、しばしば気にかけていたようである。④⑤はその

日盛がちょうど鎌倉で勉学中の書状であろうか、鎌倉で起こった「大怪」や「災難事」を日興に報告していることが読み取れる。一方、⑥では鎌倉ではなく京都における災難事を日盛が日興に報告したことがわかる。

また大式公に宛てた書状⑦では、病に臥した大式公のために日興が菓草を贈っているし、さらに鬼房殿宛書状⑩では、幼い鬼房殿の退屈な気持ちがあつても紛れるようにと、日興が果物を贈ったことが記されている。日興の稚児に対する配慮の様子が窺える。

これらの日興から弟子檀越へと贈与された物品の種類を見てみると、銭貨(用途)、糧饗品(白米)、餅類(粽)、菜蔬類(零余子・しいたけ・薑・蕪)、藻類(昆布・わかめ・河苔)、果実類(くるみ・あをくり・ありのミ・柑子・かふち)、文房具(すくし)、菓餌品(橘皮・干し薑・甘草)、調度・什具類(折敷・にとうき)と、種類が比較的多岐に渡っており、これらをすべて日興自身が調達したものは考えにくいように思われる。桜井英治氏によれば、中世においては手元に届いた贈与品をそのまま別人への贈与に充てることが一般的に行われ、いわゆる贈与品の流用が当時の物品の供給ルートの一つとして存在したことが指摘されている⁽¹⁵⁾。おそらく日興の場合も例外ではなく、別の弟子檀越からの贈与品を流用したケースもあつたと考えられる。日興は言うまでもなく門流内の指導的立場であり、かつ拠点寺院に居住しているため、最も物品の贈与が多く想定される環境の中に身を置いているのであるから、なおさら有り得よう。もしそうであれば、日興だけに限らず他の弟子檀越からの贈与品の場合もまた同様に、流用品であつた可能性も想定できるのである。

日興からの物品贈与は、弟子檀越側の現状改善を願い、激励の意をこめて贈った事例が多く見られ、ここに日興の弟子檀越に対する配慮の一端を見ることができるといえる。

二、弟子檀越↓日興への物品贈与

次に、弟子檀越から日興への物品贈与が記される日興書状は三七通確認でき、日興への物品贈与を行った弟子

檀越は、僧侶六名檀越一〇名の計一六名を見出すことができる。

その内僧侶では、日興が永仁六年（一二九八）に上野から重須へ移住した後、大石寺の管理を委任された日目に注目したい。日目は今述べた通り、日興門流の中心寺院の一つである大石寺の管領役を任せられた日興の高弟の一人であるが、その日目から日興への物品贈与は頻回であったらしく、六通の日興書状（⑫―⑰）に日目から贈与があつた旨が記されている。

日目からの物品贈与における特徴の一つは、年中行事・仏事に際した供物の贈与が多い点である。表一六に収録した日目宛日興書状六通（⑫―⑰）の内、五通（⑭以外）にみえる物品贈与がそれに該当し、年中行事・仏事のための物品贈与に対する日目の積極的な姿勢が窺える。なお、年中行事・仏事と物品授受の関係については後述したい。

また、日目は日興の元へ芋や野菜、米などの農作物を届けているが、これに関連する記述を以下に挙げる。

[1] 民部公日盛書状『与又五郎殿書』（年未詳）五月晦日

又満園の作物等、皆草深くしげり候の間、指しはて候、二文字、はじめ、きたね、なす、ひる、**五**
ようのものは草はとり候えども、よのものは、さのみかなわず候

[2] 日興書状『西御坊御返事』（表一六の⑯）（年未詳）七月七日

御手作の熟瓜二籠二十五（中略）聖人御影の御宝前に申上まいらせ候了

[3] 新田頼綱『讓状』正和元年（一三一二）十一月十一日

卿殿（日目）のて（手）□（つ）□（く）□（り）の田耆段

[4] 日目書状『与大進公御房書』元亨元年（一三二二）八月十日

手作の田一反**令**進上候也

[5] 日目書状『奥人御消息』（年月日未詳）

日本国にふき候ハぬ風、上野・重須上方はかりにふきて、田ハ一も無候。麦は損候了。⁽²⁰⁾

[1] 『与又五郎殿書』は、日盛が大石寺で日目の留守居を務めていた時の書状であり、本書状の記述から、大石寺周辺の畑にて二文字（菰）・薑・きたね・茄子・蒜をはじめとする種々の農作物が栽培されている様子が窺える。[2] 『西御坊御返事』では、西御坊Ⅱ日目が手作の瓜を日興の元へと届けており、本書状はその事に対する礼状である。[3] 『讓状』・[4] 『与大進公御房書』の記述からは、日目自身が稲作を行っていたことが読み取れる。また[5] 『奥人御消息』では、日目自身の作物かどうかは判然としないものの、麦の栽培も行われていた可能性が読み取れる。

『日進聖人仰之趣』には「(第七) 一、聖人ノ物作ハ講坊ノアトニ田ノ広サ円^{クシテ}タ^ミ四五帖シキ代^{ニシテ}波木井殿ヨリ苗ヲ百把御コイアレハ無相違二百把マイリタリ 其ノ苗ヲ老僧連ヲサウトメニベウタヲウタエナト^レ仰ウエサセ給^{ヒケル也}」(第九) 一、聖人マメ麦アハ時^ニ随^テ老僧連ニアテ^ト□ノ上^ニ三本四五本^ツ植サセ給^{ヒケル也}」⁽²¹⁾とあり、この史料によれば聖人在世中に聖人の元ですでに耕作が行われていたことを伝えているが、[1]―[5]の記述から、少なくとも日興在世中に大石寺周辺の田畑において、日目をはじめとする弟子達によって積極的に耕作が行われていたことがわかる。ここで収穫された農作物は、大石寺住僧の食膳にも当然のぼったであろう。また、今挙げた農作物の中で実際に日興の元へ届けられたことが確認できるものは、[2]にみえる熟瓜のみであるが、収穫された他の農作物もまた供養品として日興の元へ、また他の弟子檀越の元へと届けられたものもあつたことが推察されよう。⁽²²⁾

この他にも、表一六の⑩を見ると、日目は日興の元へと筆や紙等の文房具類を届けていることがわかる。次に挙げた[6]―[8]の書状には、文房具の授受に関する記述を確認することができる。

[6] 日目書状 『与民部公御房書』 (年未詳) 十二月二十一日

扇三本給候ぬ（中略）又了性御房墨筆たしかに候（中略）あふきたん扇して檀いのもの、かいてたひ候へと申て候しかとも、はやかハせ給て候ハ、たひ候へく候⁽²³⁾

[7]日興書状『与民部公御房書』（表一六の⑥）（年未詳）七月二十七日

御学問候覧に紙などをまもらせす候事無⁽²⁴⁾心本⁽²⁴⁾候

[8]日興書状『つぼねの御消息』（年月日未詳）

上品のふて筆十管給候て聖人の御見参⁽²⁵⁾入まいらせ候ぬ。此程大事の聖教をか、せ候つるに井中にてハすへてよきふて筆にあひ候ハぬに返々悦入候く⁽²⁵⁾

[6]の日目書状『与民部公御房書』によれば、日盛と日乗から日目の元へ扇・墨・筆が届けられ、さらに日目が扇・檀紙等の購入を日盛に依頼している様子が見受けられる。また、[7]『与民部公御房書』・[8]『つぼねの御消息』の日興書状二通の記述からは、日興周辺の生活環境においては紙や良質の筆を入手しにくい状況にあることが窺え、日興が某より良質の筆を届けられたことを大いに喜んでいる。

ここでポイントとなるのが、[6]の書状に登場する日乗と日盛である。既に述べたように、日乗の活動拠点は主に鎌倉であり、その日乗の元で弟子の日盛は学問や布教活動に励んでいたことが諸文献に散見される⁽²⁶⁾。大石寺や本門寺近辺では手軽に文房具が入手しづらい環境にあったことは明らかであるから、日目は[6]にあるように、商業都市・鎌倉に居住する日乗・日盛らに文房具の買い物を依頼したのであろう。したがって、今見たように当時の文房具の入手経路として、代理人による鎌倉からの購入品がみられることから、日目が日興の元へと届けた筆や紙は、主に日乗や日盛が鎌倉で購入してきた依頼品であった可能性は大いに考えられよう。先述した通り、日興は確認できるだけでも三〇〇幅以上の曼荼羅本尊を書写している。また、それらの中には縦一〇〇cmを超す大幅なものも多数見られる。この事実だけでも、当時かなりの量の本尊紙を必要としたのである。これらの多くもまた、鎌倉での購入品ではなからうか。

一方、檀越では曾祢殿による物品贈与が頻回であり、その様子が記される曾祢殿宛日興書状は一二通（表一六②⑦―③⑧）を数える。前述した通り、日興は永仁六年（一二九八）以降、自身の活動拠点を大石寺から重須本門寺へと移すが、②⑦と②⑧の書状の年月日がそれ以降であることから、日興の重須移住後における曾祢殿との交流が確認できる。曾祢殿の具体的な人物名は不明だが、元徳三年（一三三一）十一月十八日の南条時光『讓状』に「大行さし（差）あい（合）のあいだ（間）、まへ（前）をばそ（曾）ね（根）どの（殿）にかゝ（書）せて候⁽²⁷⁾」とあること、そして正和五年（一三一六）三月十六日の同『置状』に「だい（代）くわん（官）そ（曾）ね（根）のすけ（亮）⁽²⁸⁾」とあることから、曾祢殿とは南条時光との親交があつた人物であり、かつ時光の代官を務めている「そねのすけ」と同人である可能性が高いとされている⁽²⁹⁾。曾祢殿は、日興から計一四通の書状を送られており、この数は日興の檀越の中では最も多い。この点から、日興と曾祢殿が非常に親密な関係にあつたことが窺える。

曾祢氏は本来甲斐国東八代郡曾祢を本領とする一族であるが、③④『曾祢殿御返事』に見られるように「富士郡の珍物」というものを日興に贈与している点や、八月二十日の日興書状『曾祢殿御返事』に「夕方童部を給てまいらせ候へく候⁽³⁰⁾」とあり、日興が夕方に曾祢殿のもとへ童を派遣している点などから推測して、曾祢殿は重須近隣に居住していたのではないかと考えられている⁽³¹⁾。

曾祢殿からの物品贈与は表一六記載の曾祢殿宛書状一二通の内、半数の六通（②⑦③⑩③①③②③⑤③⑧）において、年中行事や仏事とは無関係な時期に行われている。そこに記される贈与は、いわゆる日常的な供養であつたと推測される。また曾祢殿からの贈与品は、一度の贈与における品数が比較的少ない。このように、少量の供養品を度々贈与している事実から、曾祢殿はすでに推測されているように、重須近隣の住人であつた可能性が高く、日興に對して普段から芋や野菜をはじめとする供養の品々を届け、日興の重須での生活を支えた檀越の一人であつたと考えられるのである。

第三項 年中行事・仏事における物品の授受

次に、物品の授受が行われるタイミング、特に年中行事や仏事との関係性について検討してみたい。日興書状に見える年中行事・仏事⁽³²⁾に際して行われた物品（供物）授受の記録をまとめると、以下の表一七のようになる。表の前半が年中行事に関する物品贈与、後半が仏事に関する物品贈与である。

【表一七】年中行事・仏事別にみた物品の授受一覧

| 行事・仏事 | 贈与者 | | 被贈与者 | | 物品 | 日興書状名 | 系年 | 『興全』頁 |
|------------|-----------|---|------|--------|---|-----------------|---------|-------|
| | 贈与者 | ↓ | 被贈与者 | ↓ | | | | |
| 【行事】 元旦 | 日興 | ↓ | 美濃公 | ↓ | ① 御酒 | 『卿僧御返事』 | 十二月二十九日 | 一五八 |
| | 美濃公 | ↓ | 日興 | ↓ | ② 御酒（一具）・白米（七升）・蕪・山葵・鶏冠海苔・海松・あをのり・すりたうふ・筆（二十管）・墨（五連）・大王 | 『美濃公御返事』 | 十二月二十九日 | 一八八 |
| | 日興 | ↓ | 美濃公 | ↓ | ③ 蕪（五）・くるみ（二十）・すくし（三）・折敷（二束）・にとうき（三束） | | | |
| | 不明 | ↓ | 日興 | ↓ | ④ 芋（一駄）・糠（一駄）・わらくさ（二駄） | 『わらくさ 一駄御消息』 | 十二月二十六日 | 二五一 |
| | 了性房 日乗 | ↓ | 日興 | ↓ | ⑤ 米・用途（一貫文） | 『用途一貫文 御返事』 | 十二月二十八日 | 二二六 |
| | | | | ⑥ 御酒・粽 | 『了性御房 御返事』 | 五月四日 | 一七二 | |

| 月命日 聖人 【仏事】 | 孟蘭盆 | | | | | 七夕節句 | | 端午節句 | | | | |
|---|----------|----------|----------------|-------------|----------------|----------|--------------------------|----------------|------------------|----------|---------------|-------|
| | 曾祢殿 | 不明 | 由比殿 | 南条殿 | にし殿 | 日興 | 了性房 日乗 | 不明 | 日目 | 不明 | 日興 | |
| ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | |
| 日興 | 日興 | 日興 | 日興 | 日興 | 日興 | 不明 | 日興 | 日興 | 日興 | 日興 | 新発御房 | |
| ⑳ | ⑱ | ⑱ | ⑰ | ⑯ | ⑭ | ⑬ | ⑫ | ⑪ | ⑩ | ⑨ | ⑧ | |
| 御酒(一具)・白米(三升)・牛房(一把) ・蕪・芋・搗布(五把)・うちたうふ (一はち)・すりたうふ・納豆 | 富士郡の珍物 | 用途(三百文) | 御盆料 | 米(二)・根芋(一升) | こす(大瓶二)・白米(一斗) | 用途(一筋) | 白米(二升)・瓢・根芋・手大角豆 (莫大) | 御酒(一具)・麦(数多) | 御酒(一具)・熟瓜(二籠二十五) | 御酒・粽 | 御酒・竹子・山の芋・さかな | 粽(一束) |
| 『新田阿闍梨 御房御返事』 | 『曾祢殿御返事』 | 『ぼんの御返事』 | 『御ぼんれう 御返事』 | 『与由比氏書』 | 『南条殿御返事』 | 『にし殿御返事』 | 『了性御房 御返事』 | 『七月七日の 御返事』 | 『西御坊御返事』 | 『御節供御返事』 | 『よき酒御返事』 | |
| 一月十二日 | 八月二十七日 | 七月十四日 | 七月十三日 | | 七月十三日 | 七月十三日 | 文保二年(一三二八) 七月十三日 | 七月六日 | 七月七日 | 五月五日 | 五月五日 | |
| 一六五 | 一九七 | 二三七 | 二三一 | 三六〇 | 二一五 | 一九四 | 一七三 | 二二二 | 一五五 | 二三五 | 二二三 | |

| | | 十三年忌 | | | 三七日忌 | 二七日忌 | | |
|----------|-----------|---|--|--------------------|----------|---------------|----------|----------|
| 日目 | 了性房 日乗 | 不明 | 日目 | 曾祢殿 | 日妙 | 曾祢殿 | 曾祢殿 | 曾祢殿 |
| ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| 日興 | 日興 | 日興 | 日興 | 日興 | 日興 | 日興 | 日興 | 日興 |
| ⑳ | ㉔ | ㉗ | ㉖ | ㉕ | ㉔ | ㉓ | ㉒ | ㉑ |
| 田(一段) | つくし・菊の花 | <ul style="list-style-type: none"> ・芋(一俵) ・山の芋 ・葛粉 ・野老 ・き のこ ・豆 ・煮豆 ・栗 ・甘海苔 ・搗布 ・粽(三把) ・あさみ ・海老根 ・味噌 ・塩 ・前胡 ・用途(三貫文) ・折敷 ・箸 ・いものさす | <ul style="list-style-type: none"> 清酒(瓶子一具) ・濁酒(大瓶一) ・白米 (一駄) ・草の餅飯 ・たらの芽 ・つくし ・わらび ・ふうき ・牛房 ・篠芽 ・山葵 用途(一結) ・筆 ・紙 ・飯桶(一) | 用途(二口口) | 御酒(一具) | 米(二升)・夕顔(三)・薑 | 炭(一駄) | 御酒・さかな |
| 『西坊主御返事』 | 『了性僧御返事』 | 『白米一駄 御返事』 | 『卿僧御返事』 | 『曾祢殿御返事』 | 『式部殿御返事』 | 『曾祢殿御返事』 | 『曾祢殿御返事』 | 『曾祢殿御返事』 |
| 八月十日 | 一月二日 | 三月七日 | 正中二年(一三三五) 四月二十四日か | 文保元年(一三一七) 八月六日 | 九月六日 | 八月十七日 | 十二月十三日 | 九月十二日 |
| 一五九 | 一七一 | 二二七 | 一六一 | 一九九 | 一九〇 | 二〇三 | 二〇七 | 二〇五 |

| | | 故人供養 (年忌等 不明) | | 曾祢殿 さへの 四郎 | 曾祢殿 ↓ |
|---------|---------------------|---------------------|------------------|------------------|----------|
| 不明 | | 不明 | | ↓ | ↓ |
| 日興 | | 日興 | | 日興 | 日興 |
| ③④ | ③③ | ③② | ③① | ③① | ③① |
| 御酒 | 大瓶(一)・白米(一斗)・用途(一筋) | 御酒(大瓶一)・白米(二斗)・海藻 | 御酒・炭(一太)・竹すだれ(一) | 御酒・炭(一太)・竹すだれ(一) | 具足 |
| 『御酒御返事』 | 『白米一斗 御返事』 | 『白米二斗 御返事』 | 『与さへの 四郎書』 | 『与さへの 四郎書』 | 『曾祢殿御返事』 |
| 二月二十八日 | 一月七日 | 一月七日 | 十二月二十四日 | 十二月二十四日 | 一月十七日 |
| 二二〇 | 二二五 | 二二四 | 二二七 | 二二七 | 二〇〇 |

右の表一七に示した通り、年中行事・仏事に際した物品授受の様子が記される日興書状は三二通確認することができる。これらの日興書状の内、年中行事に際した物品授受が記されるものは一七通であり、そこに見える年中行事は元旦、端午節句、七夕節句、盆、秋季彼岸の五行事が確認できる。

年中行事に関しては、日興・弟子檀越の両方からの物品の贈与が見られる。年中行事と物品の関係で特徴的なものとしては、端午節句における粽の贈与(⑥⑦⑨)が挙げられる。日本において端午節句に粽を食する習慣は、文献上、平安期の宇多天皇の頃から見られることが指摘されている⁽³³⁾。また、『窪尼御前御返事』にも「粽五把・箒十本・千日ひとつ、給ヒ了ス⁽³⁴⁾」とあって、端午節句に際した粽の贈与は聖人遺文の中にも見ることがわかる。

⑥⑦⑨の記述から、当時日興の周囲でも端午節句に粽を食する習慣が一般的に取り入れられていたことがわかる。一方、仏事に際した物品授受が記される日興書状は一五通確認することができる。これらの書状によれば、仏事に関する物品授受は、そのすべてが弟子檀越からの贈与であり、日興が他者へと贈与した記録は現時点では確認することはできない。また仏事の種類については、二七日忌、三七日忌、十三年忌、そして聖人の月命日に際しての供物の授受が確認できる。既に述べた通り、この他にも日興曼荼羅本尊の授与書や書写年月日から、春季

彼岸や五七日忌、百箇日、一周忌、三年忌、七年忌、三十三年忌等の忌日が見受けられ⁽³⁵⁾、日興在世中においてははいわゆる「十三仏事」が執り行われていたことが窺える。

日興在世中の仏事の展開に関して松村壽巖氏は、聖人在世中の「十仏事」から「十三仏事」への年忌数の増加について触れ、聖人滅後の教団が在地への定着を果たしていく上で、経済的一面から死者追善の行儀を取り入れていかざるを得なかったと推察している⁽³⁶⁾。こういった年中行事や仏事は、日興らの生活における行事として定着すると共に、定期的に物品授受が行われる一つの場面でもあった。そこで日興らの元へ届けられた物品は、最終的には日興とその門弟らの生活の中で使用されたであろう。表一七からわかるように、年中行事や仏事に多数の物品が供えられている事実から、年中行事や仏事に際する物品授受が日興らの生活の支えとなったことは間違いないのではないだろうか。このような側面が、教団内における年中行事と仏事営為の定着化と発展を促していたと考えられる。

なお、少々余談ではあるが、七年忌仏事と三十三年忌仏事の初見史料について触れておきたい。かつて圭室諦成氏は「葬式法要の発生とその社会経済史的考察」⁽³⁷⁾において年忌仏事の初見について触れ、七年忌は貞治三年（一三六四）、三十三年忌は元弘二年（一三三二）に見られることを提示した。その後、高木豊氏は「日興とその門弟」⁽³⁸⁾において、元亨二年（一三二二）六月十五日に書写された「聖人御弟子蓮持尼七年」の授与書を有する日興曼茶羅本尊（『興本』一二二頁）と、延慶三年（一三一〇）七月十三日に書写された「民部房外祖父為三十年也」の授与書を有する日興曼茶羅本尊（『興本』一四頁）を挙げ、両曼茶羅本尊に記される授与書が七年忌と三十三年忌の初見史料として圭室氏の見解を遡るものであることを指摘した。そして近年、望月友善氏が「鎌倉時代の忌日供養塔婆について（下）」⁽³⁹⁾において、埼玉県北埼玉郡（現在は合併により加須市）の真言宗智山派西円寺に在する「右志者為慈父聖靈往生極樂／弘安十一年二月彼岸第六番／右志者為悲母聖靈第七年也」との銘文を有する板碑⁽⁴⁰⁾と、兵庫県加西市の曹洞宗西福寺に在する「右志者相当三十三年忌辰／（中略）嘉元三年十月十六日 孝子 敬白」との銘文を有する板碑⁽⁴¹⁾の存在を紹介している。この両板碑は、弘安十一年（一二八

八)における七年忌と、嘉元三年(一三〇五)における三十三年忌の存在を伝えるものであり、高木氏の説を年次のにさらに遡る史料として、望月氏の報告は注目すべきものである。

さて、表一七を通覧すると、これらの年中行事・仏事における供物には酒と糧饗品が非常に多く見受けられることに気付く。前述の表一五に挙げたように、酒の記述は日興書状中二五箇所に見られるが、その内一九箇所が年中行事または仏事の際の供物である。また同様に、糧饗品では一九箇所中一三箇所(白米に限れば一〇箇所中九箇所)がそれに該当する。したがって、酒や米は当時最も代表的な供物として度々使用されていたものと考えられる。もちろん今挙げた箇所ばかりでなく、先述した日興曼荼羅本尊の授与書等にみられる年中行事・仏事の際にも同様に、弟子檀越から日興のもとへ酒や米をはじめとする様々な供物が届けられたことであろう。

こうした年中行事や仏事における弟子檀越からの供物は、聖人の御影前に供えられ、僧侶によって法要が営まれていたことが、次の(1)―(4)の史料から看取できる。さらには法要を勤めた僧侶に対して振る舞う僧膳に関する記述を(5)(6)に見ることができる。

(1) 日興書状『美濃公御返事』(表一七②③) (年未詳) 十二月二十九日

恒時聖人の御節料、筆二十管・墨五連御宝前に備見参候了⁽⁴²⁾

(2) 日興書状『用途一貫文御返事』(表一七⑤) (年未詳) 十二月二十八日

正月朔日大衆重栖御影供を仕候程⁽⁴³⁾

(3) 日興書状『にし殿御返事』(表一七⑭) (年未詳) 七月十三日

ほんれうの御ために、こすたいへい一・はくまい一と・さいくの御くそく、をそれ入て給候ぬ。心をいたして大しうら御きやうよみまいらすへく候⁽⁴⁴⁾

(4) 日興書状『南条殿御返事』(表一七⑮) (年未詳) 七月十三日

ほんの御ためにきうたちみな御よりあい候ていとなませ給候よし、ほとけしやう人の御けんさんに申し

あけまいらせ候ぬ⁽⁴⁵⁾

(5) 日興書状『式部殿御返事』(表一七②) (年未詳) 九月六日

故寂日房三七日佛事御酒一具みまいらせ候ぬ。これにハ如レ形僧膳をこそしまいらせ候へ⁽⁴⁶⁾

(6) 日興書状『白米二斗御返事』(表一七③) (年未詳) 正月七日

八箇日故^(御前)こせんの御ための御そうせんれう白米二斗・御^(酒)す大へい一・御くそく^(具足)御ふみのことく給ハリ候て(中略) ことさらハかいさうハイまた^(今年)ことしハめつらしく候にありかたく候⁽⁴⁷⁾

(1) 『美濃公御返事』によれば、日興は美濃公からの供物である筆二十管と墨五連を仏前に供え、供物献納の旨を聖人に報告したと書状に記している。他の日興書状、例えば年未詳七月七日の『西御坊御返事』にも「聖人御影の御宝前に申上まいらせ候了⁽⁴⁸⁾」と、(1)と類似した表記が見られる。このような表記は、弟子檀越からの物品贈与が記される日興書状五六通中四一通で確認できるものである。このことから、年中行事や仏事の際の供物に限らず、日常的な供養の場合でも、日興は物品が贈与される度に仏前に供え、読経等をもって聖人の御影に報告するのが常であったと考えられる。そして日興は物品贈与に対する感謝の念を込めて、その旨を札状に度々書き綴ったのであろう。日興のこのような行動は、聖人が供養品を届けた檀越へ宛てた書状『兵衛志殿女房御返事』に「此御心は法華経の御宝前に申^シ上^ケて候⁽⁴⁹⁾」等と記したことと類似しており、供養品に対する聖人の行動を日興もまた踏襲したものと推察される。

年中行事に際しては、法要が行われたことを示す記述も見られる。(2) 『用途一貫文御返事』では元旦に「大衆重栖御影供を仕」った^(公達)そうであり、(3) 『にし殿御返事』には「大し^(衆等)うら御^(経)きやうよみまいらすへく候」、(4) 『南条殿御返事』には「き^(公達)うたちみな御よりあい候ていとなませ給候よし」とあって、盂蘭盆に法要が行われた様子が窺える。(4)の場合は、文脈から南条氏のもとの法要であったと想定される。ただし、他の年中行事、すなわち端午節句や七夕節句の際に法要が行われたかどうかについては記述がなく、現時点では不明と言わざるを得ない。

い。先述した通り、日興は弟子檀越から物品が贈与される度に仏前に供え、その旨を聖人の御影に報告していたものと推察されることから、このような法要の際も当然仏前に供物が供えられたことであろう。

また(5)『式部殿御返事』には「これにハ如レ形僧膳をこそしまいらせ候へ」とあり、仏事に際して僧膳を用意する様子が窺え、当時法要に出仕した僧に対しては膳が振る舞われていた可能性が考えられる。ここでの僧膳が具体的にどのような献立であったかは定かではないが、鎌倉時代における食文化は、武家は一般的に粗食中心の簡素な食風をとっており、また禅宗寺院においては菜蔬類を中心とした精進料理が大いに発達した時代でもあった⁽⁵⁰⁾。したがって、これらの時代性と日興書状に見える物品等を勘案すると、当時の日興門流における僧膳も菜蔬類を中心とした、いわゆる精進料理に類似した形式の膳であったのではないだろうか。もともと(6)『白米二斗御返事』には、僧膳料との名目で白米、酒、海藻の名が挙げられているが、これらは僧膳料つまり費用としての贈与であるから断定はできないものの、これらの品目が僧膳の一部として使用された可能性もあり得ると考えられる。

このように、日興とその門弟によって年中行事や仏事が営まれ、それに伴って種々の供物が仏前に供えられたことを確認してきた。このことはすでに聖人在世中から見られたことであるが、高木氏によれば、これらの年中行事や仏事の営為が日興の段階において一層広がりを見せたことが、日興と弟子檀越とを結びつける要因の一つとなり、ひいては教団の定着化を進行させた⁽⁵¹⁾と指摘している。先述した通り、年中行事・仏事の際に供えられた供物もまた、日興とその門弟の食や生活を支える貴重な供養となったのであろう。

小結

以上、日興書状に見える物品授受という視座から、日興と弟子檀越との交流や生活状況について考察してきた。

弟子檀越から日興への物品贈与は、年中行事や仏事の際はもとより、日常的に種々の物が日興の元へと届けられ、日興もまたそれらの弟子檀越に対し激励の意を込めて物品を贈っている様子が窺える。また、日興は弟子檀越からの物品が手元に届くと、その物品を聖人の御影前に供えて聖人に報告するという行動を常日頃とっていたようであり、その旨を礼状に認めて弟子檀越に送っている。これらの日興と弟子檀越とのやりとりから、物品を贈与してくれた弟子檀越への感謝の意と共に、日興の聖人に対する随順の念が窺える。本考察を通して、物品授受に関する記述から、日興やその門弟が鎌倉期という時代において僧侶としての生活を送る中で、多くの人に支えられ、また支え合う様子を確認することができ、日興門流周辺における当時の具体的な人間関係の一端を垣間見ることができた。

繰り返すことになるが、中世社会は贈答行為が非常に頻繁に行われた時代であった。今回考察対象とした日興書状に見える物品授受はあくまでも氷山の一角であって、日興在世中における物品授受は実際にはより頻回であったものと想定される。このような度重なる物品授受が、日興とその門弟の生活を支えたであろうことは想像に難くない。また高木氏が指摘するように、物品授受を通して日興と弟子檀越が結びつきをより一層深め、門流内の親密性と連帯性を高めるにつながったものと考えられよう。

なお、本論では物品個々についての詳細な検討を行うことができなかった。その点は今後の課題としたい。

注

(1) 盛本昌広著『日本中世の贈与と負担』（校倉書房 一九九七年）五一頁、同著『贈答と宴会の中世』（吉川弘文館 二〇〇八年）二二六頁。

(2) 中村練敬著『日蓮聖人と諸人供養』（平楽寺書店 一九七二年）。中村氏は聖人遺文に見られる供養品を、本書目次の二から十七までの計一六項目に分類して考察している。

- (3) 坂井法擘稿「重須本門寺と大石寺」(『興風』一一号〈興風談所 一九九七年〉所収) 一二八―一三二頁。
- (4) 『上代事典』五八九頁。
- (5) 『興全』一八一頁、『宗全』二卷一五三頁。
- (6) 『興全』一六六頁、『宗全』二卷一五六頁。
- (7) 『興全』一七五頁、『宗全』二卷一五六頁。
- (8) 『興全』一八五頁、『宗全』二卷一六六頁。
- (9) 『興全』一八七頁、『宗全』二卷一九八頁。
- (10) 『興全』一八六頁、『宗全』二卷一六六頁。
- (11) 『興全』一九一頁。
- (12) 『興全』二四九頁。
- (13) 『興全』一八四頁、『宗全』二卷一六七頁。
- (14) 『興全』一八六頁、『宗全』二卷一六六頁。
- (15) 桜井英治稿「日本中世の贈与について」(『思想』八八七号〈岩波書店 一九九八年〉所収) 一六頁。
- (16) 『日目上人』一九八頁、『宗全』二卷五〇一頁。
- (17) 『興全』一五五頁、『宗全』二卷一五〇頁。
- (18) 『富要』八卷二二頁。
- (19) 『日目上人』三八九頁。
- (20) 『日目上人』三九四頁、『宗全』二卷二二六頁。
- (21) 室住一妙著『純粹宗学を求めて―室住一妙遺稿集―』(山喜房佛書林 一九八七年) 三二二頁。
- (22) この点に関しては、『日目上人』九二頁にも指摘されている。
- (23) 『日目上人』三八五頁、『宗全』二卷二一〇頁。

- (24) 『興全』一八六頁、『宗全』二卷一六六頁。
- (25) 『興全』二四四頁、『宗全』二卷二〇〇頁。
- (26) 日乗の鎌倉在住を示す史料としては、日興『弟子分本尊目録』（『興全』一二二頁）に「鎌倉住人丁性房日乗者日興第一弟子也」、日興書状『与了性御房書』（『興全』一七六頁）に「鎌倉中の災難事なをくし給てみまいらすへく候」等がある。さらに徳治二年（一三〇七）七月十二日の日興書状『与了性御房書』等に散見される鎌倉日興門下に加えられたとされる法難について、日興が当法難に関する裁判の対処を日乗に指示していることも挙げられる。また日盛に関しては、日興書状『与民部殿書』（『興全』一八四頁）「御学門体如何。相構ていとなませ給へし。民部殿の御事ハ了性御房の御さハくり候あひた」、日興書状『与民部公御房書』（『興全』一八七頁）「鎌倉中災難事承候了。猶々聞食事者可仰候」等が挙げられる。
- (27) 『富要』八卷二八頁。
- (28) 『富要』八卷二五頁。
- (29) 『上代事典』二二三頁。
- (30) 『興全』二〇四頁、『宗全』二卷一八四頁。
- (31) 『上代事典』二二三頁。
- (32) 表一七の孟蘭盆と秋季彼岸については仏教行事の一つでもあるが、加藤友康・高埜利彦・長沢利明・山田邦明編『年中行事大辞典』（吉川弘文館 二〇〇九年）五四三頁「年中行事」の項目には「原則として一年ごとに、一定の日にくり返される一連の行事」との解説がされている。そこで本論ではこの解説に従い、孟蘭盆・秋季彼岸の二行事を年中行事として扱うこととした。
- (33) 山中裕著『平安朝の年中行事』（塙書房 一九八八年）二〇五頁によれば、端午節句に粽を食した記録の初見として『師光年中行事』引用の『宇多天皇御記』の「五月五日五色粽」の文を挙げている。
- (34) 『定遺』一五〇二頁。
- (35) 第二章参照。
- (36) 松村壽巖著『日蓮宗儀礼史の研究』（平楽寺書店 二〇〇一年）一四頁。

- (37) 圭室諦成稿「葬式法要の発生とその社会経済史的考察」(日本宗教史研究会編『日本宗教史研究』(隆章閣 一九三三年)所収) 一九六頁。
- (38) 高木豊稿「日興とその門弟」(川添昭二・高木豊・藤井学・渡辺宝陽編『研究年報 日蓮とその教団』四集所収、のちに『中世日蓮教団史攷』に再録)。
- (39) 望月友善稿「鎌倉時代の忌日供養塔婆について(下)」(歴史考古学研究会研究部編『歴史考古学』二七号(歴史考古学研究会 一九九〇年)所収) 五頁。
- (40) 『歴史考古学』二二二号「石造品銘文集(一)」一三五頁。
- (41) 『歴史考古学』二四号「石造品銘文集(二)」六九頁。
- (42) 『興全』一八八頁、『宗全』二卷一六八頁。
- (43) 『興全』二二六頁、『宗全』二卷一九五頁。
- (44) 『興全』一九四頁、『宗全』二卷一五一頁。
- (45) 『興全』二一五頁、『宗全』二卷一七六頁。
- (46) 『興全』一九〇頁、『宗全』二卷一六三頁。
- (47) 『興全』二二四頁、『宗全』二卷一九四頁。
- (48) 『興全』一五五頁、『宗全』二卷一五〇頁。
- (49) 『定遺』一七一頁。
- (50) 河籬実英稿「中世人の生活―衣・食・住・行事・甲冑―」(『国文学 解釈と教材の研究』七卷一―号(学燈社 一九六二年)所収) 一三六頁、渡辺実著『日本食生活史』(吉川弘文館 二〇〇七年)一一四頁―一三四頁、江原絢子・石川尚子・東四柳祥子著『日本食物史』(吉川弘文館 二〇〇九年)八六―九一頁。
- (51) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一四一頁。

第五章

日興門流史における諸課題

はじめに

前章でも述べた通り、日興門流に関する研究は今日に至るまで様々な研究者・研究機関によって進められているものの、未だ解明するには至っていない問題点が多く散積している。その中には、日興門流史に深く関わるような、極めて重大な事柄であるにも関わらず、それに関する史料が乏しいことであるとか、史料と史料の関連性を見出せないなどの理由から、今一つその全容を明らかにすることができていない課題も存在している。

その例を挙げると、まず一つには、日興から書状を送られた「六郎入道」という檀越に関する問題が挙げられる。この六郎入道に関しては、従来波木井実長と同一人物である可能性が指摘されているものの、それを確定づける根拠が見当たらないまま現在に至っている。もし六郎入道＝波木井実長であるならば、六郎入道宛日興書状は日興と波木井実長の関係性を伝える史料として注目されよう。

もう一つ、徳治二年（一三〇七）頃に日興門流周辺において、法難と思われる事件が起きた形跡が見られることが挙げられる。これは、日興門下が法華衆であることを理由に迫害を加えられたとされるもので、当時の法華信奉者に対する不信奉者の対応が窺えるものであるが、その全容は不明のままである。

これらの事柄は、日興門流史のみならず日蓮教団史にも関わる問題であり、特に全容解明が待たれる重要な課題である。

そこで本章では、初期日興門流史の中で、従来史料不足等の理由から研究の進捗が困難であった右の二つの課題を取り上げて、改めて考察を加えてみたい。本考察によって、右に挙げた課題に関する研究が一步でも前進し、日興門流史の内に散在する不明点が一つでも解決されることを期待したい。

第一節 日興書状にみえる「六郎入道」について ―波木井実長との同異をめぐって―

『興全』には、「六郎入道」という檀越に宛てた日興書状が三通収録されている。この三通の書状の受取人である六郎入道について、宮崎英修著『波木井南部氏事蹟考⁽¹⁾』、『興全⁽²⁾』、『上代事典』等によれば、甲斐国波木井郷の領主で聖人の身延入山の際に外護の任にあたった、波木井南部氏の祖とされる波木井実長に比定する可能性が指摘されている。以下に『上代事典』の解説を挙げる。

日興消息「六郎入道殿御返事」(興全二二〇)、同「六郎入道殿御返事」(同二二一)、同「与六郎入道殿書」(同二一二)の三通を賜っている。六郎入道といえは南部六郎入道Ⅱ波木井実長が連想されるが、可能性は高いものの、両者を同人と確定できる材料はない⁽³⁾。

このように諸書において、六郎入道が波木井実長に比定される最も大きな根拠として考えられるのは、永仁六年(一二九八)の日興筆『弟子分本尊目録』に「甲斐国南部六郎入道日興第一弟子也。仍所_ニ申与_一如_レ件⁽⁴⁾」と記され、日興が波木井実長を南部六郎入道と称して聖人曼荼羅本尊を申し与えていることが挙げられよう。また鈴木一成氏は、日蓮門下の中で六郎入道と称される者は『上野尼御前御返事』に見える松野六郎左衛門入道⁽⁵⁾、『弟子分本尊目録』に見える南部六郎入道と高橋六郎兵衛入道⁽⁶⁾の三名のみであることを指摘している⁽⁷⁾。これらの点を勘案して、日興書状に見える六郎入道を波木井実長に比定する可能性が示されているものと考えられる。

この六郎入道が、実際に波木井実長と同人であるならば、波木井実長は永仁五年(一二九七)九月二十五日に七六歳で逝去したことが伝えられるので、日興の六郎入道宛書状三通は当然それ以前の書状となり、日興と波木井実長との関係性を伝える貴重な文献として位置づけられよう。しかし、前掲の『上代事典』の解説に示される通り、六郎入道Ⅱ波木井実長説は可能性は高いものにあくまで推定であり、両者を積極的に同人と確定できる材料はないとされている。このような理由から、本件については従来あまり深く検討されてこなかったようであり、

関連する先行研究もほとんど見出すことはできない。

そこで本節では、波木井実長宛の可能性を有するという重要な意義をもつ六郎入道宛日興書状三通に着目したい。そして、各書状の内容や系年を再検討し、果たして六郎入道Ⅱ波木井実長であるのか、それとも別人であるのか、その可能性についてここで改めて考察してみたい。

なお、六郎入道宛日興書状三通は、当然ながら同一の六郎入道が三通の書状を賜ったのではなく、別々の六郎入道がそれぞれ日興から書状を賜った可能性も想定される。しかし、現在確認されている日興書状の中で、宛書の人名表記が同一であるにも関わらず、それが別々の人物に宛てた書状であることが判明するものは確認できない。この前例に従い、本節では同一の六郎入道が日興から書状を三通賜ったものと前提した上で、考察を進めていきたい。

第一項 日興と波木井実長の関係について

本題に入る前に、まずは日興と波木井実長との関係性について確認しておきたい。上述した通り、『弟子分本尊目録』には「甲斐国南部六郎入道日興第一弟子也。仍所_ニ申与_ニ如_レ件」とあり、日興が波木井実長に対して聖人曼荼羅本尊を申し与えていると共に、両者が師弟の関係にあったことを伝えている。

聖人滅後に至り、聖人の三回忌を待たずして墓所輪番が頓挫すると、日興は地頭波木井実長らの許可を得て身延住山を開始した。この頃の様子を波木井実長は、弘安八年（一一八五）正月四日の書状『与白蓮阿闍梨御房書』に「御わたり候事、こしやう人の、御わたり候とこそ、思まいらせ候へ⁽⁸⁾」、年次不明二月十九日の書状『与白蓮阿闍梨御房書』に「わたらせ給候ことは、ひとへに、しやう人のわたらせ給候と思まいらせ候に候⁽⁹⁾」と述べ、日興の身延住山をまるで亡き聖人が登山されたかと思うほどであるとの喜びを表明している。

ところが日興の身延住山後、日興と波木井実長の関係に大きな転機が訪れる。それは『原殿御返事』に記されるように、後に身延に登った学頭日向の教導によって、波木井実長がいわゆる「三箇の謗法」を犯したことである。これを受けて日興は、波木井実長に日向の教導を捨てて初発心の師である自身に改心するよう求めたが、最終的に波木井実長は「我は民部阿闍梨を師匠にしたる也⁽¹⁰⁾」と述べたようであり、これが引き金となって正応二年（一二八九）正月、日興は身延を離れて富士へと布教拠点に移すこととなる。

しかし日興は『原殿御返事』に、波木井実長が犯した謗法行為について「此事共は入道殿の御失にては渡らせ玉ひ候はず。偏に諂曲したる法師の過にて候へ⁽¹¹⁾」と述べており、その原因はあくまでも日向の邪義にあるとして、波木井実長をかばっている様子が窺える。さらに「又君達は何れも正義も御存知候へは悦入候。殊更御渡候へは入道殿不宜に落はてさせ給候はしと覚⁽¹²⁾候」とも述べ、本書状の受取人である実長の子息らが正法を保持しているから、君達が父である実長にその法を説き続けければ、実長も悪い方向には進まないであろうと教示し、日興が今もなお実長の改心を期待していることが看取できる。

そして『原殿御返事』が記された約一ヶ月後、正応二年（一二八九）正月二十一日付と推定される⁽¹³⁾波木井実長書状『与越前公御房書』には、波木井実長の日興に対する心情が綴られている。本書状の受取人である越前公については、『弟子分本尊目録』に「甲斐国波木井住越前房者日興弟子也。仍所⁽¹⁴⁾申与⁽¹⁴⁾如⁽¹⁴⁾件」と記される、波木井郷に居住する日興の弟子・越前房と想定される。本書状は末尾に「以⁽¹⁵⁾此趣⁽¹⁵⁾可⁽¹⁵⁾レ⁽¹⁵⁾有⁽¹⁵⁾ニ⁽¹⁵⁾披露⁽¹⁵⁾候」とあることから、波木井実長が書状の読み上げを越前公に依頼した、いわゆる披露状であることがわかる。越前公が読み上げる相手は当然師の日興であり、書状の内容もまた日興に宛てたものとなる。本書状において波木井実長は「イマダミ⁽¹⁶⁾ノ⁽¹⁶⁾ブ⁽¹⁶⁾サ⁽¹⁶⁾ワ⁽¹⁶⁾ニ⁽¹⁶⁾ワ⁽¹⁶⁾タ⁽¹⁶⁾ラ⁽¹⁶⁾セ⁽¹⁶⁾ヲ⁽¹⁶⁾ハ⁽¹⁶⁾シ⁽¹⁶⁾マ⁽¹⁶⁾シ⁽¹⁶⁾候⁽¹⁶⁾御⁽¹⁶⁾事⁽¹⁶⁾恐⁽¹⁶⁾悦⁽¹⁶⁾無⁽¹⁶⁾レ⁽¹⁶⁾極⁽¹⁶⁾候⁽¹⁶⁾、仏⁽¹⁶⁾法⁽¹⁶⁾ハ⁽¹⁶⁾ン⁽¹⁶⁾ジ⁽¹⁶⁾ヤ⁽¹⁶⁾ウ⁽¹⁶⁾ノ⁽¹⁶⁾御⁽¹⁶⁾事⁽¹⁶⁾ウ⁽¹⁶⁾タ⁽¹⁶⁾ガ⁽¹⁶⁾イ⁽¹⁶⁾ナ⁽¹⁶⁾ク⁽¹⁶⁾候⁽¹⁶⁾ハ⁽¹⁶⁾ン⁽¹⁶⁾事⁽¹⁶⁾シ⁽¹⁶⁾ヤ⁽¹⁶⁾ウ⁽¹⁶⁾ガイ⁽¹⁶⁾ノ⁽¹⁶⁾ヨ⁽¹⁶⁾ロ⁽¹⁶⁾コ⁽¹⁶⁾ビ⁽¹⁶⁾タル⁽¹⁶⁾ベ⁽¹⁶⁾ク⁽¹⁶⁾候⁽¹⁶⁾、今⁽¹⁶⁾ハ⁽¹⁶⁾万⁽¹⁶⁾事⁽¹⁶⁾タ⁽¹⁶⁾ノ⁽¹⁶⁾ミ⁽¹⁶⁾イ⁽¹⁶⁾リ⁽¹⁶⁾マ⁽¹⁶⁾イ⁽¹⁶⁾ラ⁽¹⁶⁾セ⁽¹⁶⁾候⁽¹⁶⁾也⁽¹⁶⁾」⁽¹⁶⁾と述べ、日興がこの頃まだ身延に滞在していることを非常に喜んでいいる様子が窺える。

これらのことから、三箇の謗法を発端に日興と波木井実長との間で種々のやりとりがあったものの、日興の批

判の対象はあくまでも日向に対するものであり、波木井実長が日向を師とすることを公言した後も、実長は日興の身延滞在に喜びを表明しており、日興と実長の関係がこじれていた様子を見出すことはできない。それはやはり、日興が実長の改心を期待し続けていたことが大きいと思われる。

しかし、波木井実長には六月五日の日付をもつ『与伯耆阿闍梨御房書』という書状がある。本書状については、日精著『富士門家中見聞』に「悪口の状⁽¹⁷⁾」と評価され、従来その内容は波木井実長の日興に対する悪口が書かれた決別の書状として解釈されてきた。そのため本書状は、先の『原殿御返事』や『与越前公御房書』より後の、正応二年六月五日のものと推定されて扱われてきた。その解釈の一例として、以下に『日蓮教団全史（上）』の記述を挙げる。

日興離山ののち、日向は身延の住持となり経営・教化に任じたが、日興はなおも実長やその一門に対し教誡を加えようとしている。しかし翌正応二年六月五日、実長は日興に書状を送り「日円は故聖人の御弟子にて候也、申せば老僧たちも同じ同朋にてこそわたら給候に、無道に師匠の御墓を捨てまいらせて、失なき日円を御不審候はんは、いかで仏意にもあひ叶はせ給候べき」と反撃するに至って両者は完全に音信をたつたようである⁽¹⁸⁾

このように、本書状は波木井実長が日興を非難した書状として位置づけられ、それゆえ本書状をもって日興と波木井実長の関係は完全に決裂したと理解され、この解釈が通説となつていったのである。

この『与伯耆阿闍梨御房書』を決別の書状として正応二年のものと推定する通説に対し、池田令道氏が新たな見解を提示している。池田氏は「無年号文書・波木井日円状の系年について⁽¹⁹⁾」において本書状の内容を再検討し、実長の花押の相貌が正応二年のものとは考えにくいことや、従来日興に対する非難とされてきた文言がそもそも日興ではなく鎌倉の老僧達に対するものであること等を検証し、本書状を弘安七年（一二八四）十月十八日の日興書状『美作房御返事』と関係性のあるものと判断して、その系年を弘安七年と推定している。つまり、本書状は日興の身延離山後のものではなく、身延離山とは無関係のものとするのである。池田氏の見解を依拠とす

るならば、身延離山関係の史料は正応元―二年の『原殿御返事』と『与越前公御房書』の書状二通が最後となり、日興と波木井実長の関係は決裂をもって終わったとする通説についても、現存の文献からは日興と波木井実長との間にそのような悪関係を見出すことはできないということになる。

この両者の関係性が大いに関わってくるのが、『弟子分本尊目録』の記述である。本目録には、日興が聖人曼荼羅本尊を申し与えた弟子檀越の名の下に、違背した者についてはその旨が注記されている。つまり、ここに記される違背者は、『弟子分本尊目録』が記された永仁六年（一二九八）時点での違背者ということになる。

前述した通り、波木井実長もまた本目録に「甲斐国南部六郎入道日興第一弟子也」と記されて名を連ねているが、本目録では波木井実長が日興に違背した旨は記されておらず、逆に日興の第一弟子として特別視されている。波木井実長は『弟子分本尊目録』が記される前年の永仁五年（一二九七）に逝去したことが伝えられるため、本目録内の波木井実長に関する記述は、日興の波木井実長に対する最終的な評価であると言える。先の『与伯耆阿闍梨御房書』を決別状とする通説を史実と仮定して、『弟子分本尊目録』の記述へとつながる過程を考えてみると、日興と波木井実長の関係が完全にこじれ、違背したにも関わらず、日興は波木井実長の改心を期待し続け、『弟子分本尊目録』においても実長を特別扱いしてまで違背の旨を記さなかったということになる。つまり、この場合の両者の友好関係は、図示すれば「日興↓実長」ということになる。

一方、池田氏の見解を史実と仮定して考えると、実長は日向を師とすることを公言したものの、それによって日興と実長の関係がこじれたわけではなく、日興は実長がいずれ改心することを期待していた。したがって、日興自身に実長が違背したという意識がなかったから、『弟子分本尊目録』にも違背した旨が記されなかったと考えられるのである。つまり、この場合の両者の関係は、「日興↕実長」となる。実長が日興に違背したにも関わらず、それを特別扱いしてまで本目録に違背の旨を記さなかったのであれば、他の五老僧が天台弟子と号した行動を例外なく批判していることも不整合となろう。よって、これまでの考察から総合的に判断すれば、池田氏が指摘するように日興と波木井実長の間に完全なる決裂状態は見出せず、それが『弟子分本尊目録』の記述に反

映されていると考えるほうが妥当かと思われる。

以上のように、日興と波木井実長の関係性という観点から六郎入道宛日興書状を見てみれば、旧来両者の関係が悪化したと考えられてきた日興の身延離山後においても関係が悪化した痕跡は認められず、日興が波木井実長に対して書状を送ることは何ら問題ないと思われる。したがって、日興が三通の書状を送った六郎入道が波木井実長である可能性はこの時点では否定できない。

第二項 六郎入道宛日興書状の内容検討

次に、本節の考察対象である六郎入道宛日興書状三通それぞれに記される内容について確認してみたい。以下、書状三通の全文を挙げた上で考察を進めていく。

【1】日興書状『六郎入道殿御返事』⁽²⁰⁾ (年未詳) 正月十三日

(前欠) □□候へく候。へいけの□さんもん□□しうにてきたい候て御こしに□たち候しかは三ねんのうちに□□しやうの入道ほろひ候き。□まりにほくゑにあたをなし候てつゐにかゝるせうしひきいたし候ぬ。しやくもんにはこれよりこそしんたいすへく候へ。ふけのはからひとしてきたい候事しミくとおほえ候。これらの事もしやう人のほくゑにあまりあをなしやしみ候つるかなりつるすゑにて候也。恐々謹言。

正月十三日

白蓮(花押)

謹上 六郎入道殿御返事

【2】日興書状『六郎入道殿御返事』⁽²¹⁾

(年未詳) 十二月二十八日

こめ^米のかみ^紙ふくろ^袋一・く^串しかき^柿五れん^連しろしめして候やうにいつれもこれにてはめつらしさ申はかりなきも
のにて候。めい^〳に給候事おそれ申ハかりなく候。なを^〳御せけん^{世間}こそおもひやり^{思遣}まいらせて候にす^{種々}
にあつかり候事しやう^聖人の御ほう^宝せん^前に申上まいらせて候。恐々謹言。

十二月廿八日

白蓮（花押）

謹上 六郎入道殿御返事

【3】日興書状『与六郎入道殿書』⁽²²⁾（年未詳）八月十一日

さゑもん二郎につけての御ことつけ、よろこひてうけ給候ぬ。さしたる事候はぬほとに、つねにも申さす候。
御いたわりこそ返々なけき給て候へ。十月はいら^入せ給へきよしうけ給候へは、よろ^万つけ^見さんの時申うけ給へ
く候。恐々謹言。

八月十一日

白蓮（花押）

謹上 六郎入道殿

【1】【2】の『六郎入道殿御返事』は、現在下条妙蓮寺に所蔵されており、【3】の『与六郎入道殿書』は大
石寺に所蔵される書状である。この内【1】と【2】に関しては書状の写真が『興全』に収録されており、⁽²³⁾そ
の筆跡を確認することができる。今のところ、これらを日興筆とすることに異論は提出されていない。三通とも
書状という史料的人格から執筆年次は記されておらず、月日のみしか知ることとはできない。

【1】の書状は前欠であり、かつ所々判読不能な箇所があつて、全体的な趣旨を把握することは困難である。
現在判読されている部分から内容を窺ってみると、まず本文に「へい^平けの^家□^山さん^門も□□^敵しうにてきた^対候て御
こしに□たち候しかは三ねんのうちに□□しやうの入道ほろひ候き」との記述が見られる。『日興上人』によれ
ば、これに関連するものとして、弘安三年（一二八〇）の聖人遺文『孟蘭盆御書』の次の記述を挙げている。

心をこり身あがり、結句は神仏をあなづりて神人と諸僧を手ににぎらむとせしほどに、山僧と七寺との諸僧のかたきとなりて、結句は去治承四年十二月二十二日に七寺の内ノ東大寺・興福寺の両寺を焼_キはらいてありしかば、其大重罪入道の身にかゝりて、かへるとし養和元年潤二月四日、身はすみ（炭）のごとく血は火のごとく、すみのをこれるがやうにて、結句は炎身より出_テであつちじに（熱死）に死ににき⁽²⁴⁾

これは平清盛の事績について聖人が述べた箇所である。清盛は治承三年（一一七九）に院政を停止して単独政権を樹立して以降、始め比叡山と手を組んでいた。ところが、この記述にあるように、次第に比叡山や七大寺との間に対立が起こり、それが発展して治承四年（一一八〇）十二月二十二日に東大寺・興福寺の両寺を焼き払った。清盛はその翌年養和元年（一一八一）閏二月四日に熱病によつて死去するが、聖人は清盛の死去について諸寺破却の大重罪が身にふりかかった結果であると述べている。

『日興上人』では、先に引用した【1】の文はこの平清盛の結末を述べたものと推定している⁽²⁵⁾。日興はこれに続けて「□まりにほく_法ゑに_華あたをなし候てつゐにかゝるせうしひきいたし_出候ぬ」と記し、清盛は比叡山の法華経迹門の教えに敵対したために、死去という結果を引き出したのであるとしている。そして、このような清盛の事績を例証として、「これらの事もしやう_聖人のほく_聖ゑに_怨あまりあたを_末なし_賤ていやしみ候つるかなりつるすゑにて候也」と述べて書状は終わっている。この末文について『日興上人』は、聖人に恨みを抱き賤しんで滅亡した人物、平左衛門尉頼綱のことを指して述べた文ではないかと推定し、さらに平頼綱が正応六年（一二九三）四月二十二日に死去していることから、本書状を日興身延離山の五年後頃のものとして位置づけ、日興は身延離山後も波木井実長と音信を続けていたと推測している⁽²⁶⁾。

次に、【2】は十二月二十八日、すなわち年の暮れに記された書状であり、日興は六郎入道から米の紙袋を一つ、串柿を五連届けられたことが読み取れる。おそらく新年を迎えるにあたり、御宝前に供える供物として送つたものである。本書状はその供物の贈与に対する礼状である。

日興は六郎入道から届けられた供物を「いづれもこれにてハめつらしさ申はかりなきものにて候」と、日興の

居住地周辺ではなかなか手に入らないものであると述べている。前章で考察した通り、日興は弟子檀越から布施・供養品として米類を送られていることが日興書状の中に度々確認できるが、串柿の贈与が見られるのは本書状一例のみである。したがって、日興が「めつらしさ」と述べたのは、特に串柿のことを指しての文言であろうか。ちなみに串柿とは干し柿・枯露柿のことで、渋柿の皮をむいて串に刺し、天日に干して甘みを出したものである⁽²⁷⁾。日興はこれらの供物の贈呈に対し、「しやう人の御ほうせん^{宝前}に申上まいらせて候」と記し、聖人の御影前で六郎入道の厚志を報告した旨を述べている。このような記述は、物品贈与に対する日興の礼状の中にしばしば見られる書式である。

【3】は【2】同様、短編の書状である。本書状には、六郎入道の関係者として「さゑもん二郎」という人物が登場する。本書状によれば、以前に六郎入道がさゑもん二郎に対して日興への伝言を依頼したようで、その伝言をさゑもん二郎から受けた日興は「よろこひてうけ給候ぬ」と述べている。続けて、この頃は日興周辺では特に報告するような変わった状況はなかったが、「御いたわりこそ返々なけき給て候へ」とあつて、さゑもん二郎から六郎入道が病気を患ったとの報告を受け、日興が心配している様子が窺える。そして、十月には六郎入道が日興のもとを訪問するようであり、その際に種々話をしましょうとの一文をもつて、本書状を締めくくっている。『上代事典』によれば、さゑもん二郎は『弟子分本尊目録』で日興から聖人曼荼羅本尊を申し与えられている南部六郎次郎（実長の次男）かと想定している⁽²⁸⁾。

これらの書状の記述から、受取人である六郎入道を特定するためのポイントを整理すると、左記の通りである。

- ① 日興が六郎入道に対し、平氏の事績と法華経の教義との関連性を述べていること（【1】）
- ② 六郎入道が日興のもとに、米と串柿を供物として届けていること（【2】）
- ③ 六郎入道からの供物を日興は「しやう人の御ほうせん^{宝前}」に供えていること（【2】）
- ④ 六郎入道の関係者にさゑもん二郎という人物がいること（【3】）

⑤ 十月頃に六郎入道が日興の元を訪れる予定であること【3】

⑥ 【1】【2】【3】の書状すべてにおいて宛書を「謹上 六郎入道殿」と記していること

以上の六点が挙げられよう。現時点では六郎入道Ⅱ波木井実長と推測されているが、もしそうであるならばこれらの記述が実長の事績と合致している必要がある。①―⑥の中で実長の事績と矛盾する点があるかどうか、また別人の可能性があるのかどうか、その確認作業をこれ以降行っていきたい。

まず①の、平清盛と想定される平氏が法華経の教義に敵対したために死去するに至った例証を挙げ、それと同様に聖人の法華信仰に背いた人物の結末を日興が述べた点である。波木井実長は、『尊卑分脈』によれば、甲斐源氏を興した新羅三郎義光の曾孫・加賀美二郎遠光の子で南部氏の祖である南部光行の子とされ⁽²⁹⁾、甲斐源氏の末流にあたり、波木井南部氏の祖と伝えられる。波木井実長からすれば平氏は敵対した氏族であるから、その棟梁たる清盛が没落したことを始めとして、書状に平氏の事績が記されることは何ら不自然ではないと思われる。むしろ武士であれば、清盛の死去などは周知のことであったかもしれない。

また文脈から考えれば、日興が【1】の末文に「これらの事もしやう人のほくゑにあまりあ^怨たをなしていや^賤しみ候つるかなりつるすゑにて候也」と述べた対象を平左衛門尉頼綱に比定する『日興上人』の推測は、可能性が高いと思われる。ただし、【1】は前半部分を欠失しているため、現存部分の内容だけでは【1】を波木井実長宛と断定することは難しい。少なくとも書状の受取人である六郎入道は、平氏の事績に関する知識と法華経の教義的理解を有した人物であったことは間違いないであろう。

次に②の、日興の元に六郎入道が米の紙袋と串柿を供物として届けている点である。米の紙袋とは、具体的にどのようなものであろうか。単に紙袋に入った米なのか、もしくは別の種類のものなのか、現時点では定かではない。ただ米の贈与に関しては、聖人遺文にも日興書状にも、様々な檀越から度々贈与されている様子が窺える。米は当時においても主食であったし、また仏事の際などに供える供物として代表的な物品の一つであったから、

贈与する檀越も贈与される回数も自然と多くなつたと想定される。よつて、仮に米の紙袋⇨紙袋に入った米ならば、米の贈与を波木井実長が行つても違和感はない。

柿に関しても、古来より日本全国で栽培され、今日では平核無（新潟県）・刀根柿（奈良県）・甲州百目（山梨県）・富士（愛媛県）など、串柿の元となる渋柿の品種も多数存在している⁽³⁰⁾。したがつて、串柿という物品からも贈与者を特定することは難しいと思われる。ただし前述した通り、日興の弟子檀越の中で日興に串柿を贈与したことが確認できるのは六郎入道ただ一人であるが、聖人に対して串柿を送つた檀越は、南条時光⁽³¹⁾・四条金吾（信濃からの供養）⁽³²⁾・南条時光尼⁽³³⁾の三名が確認できる。南条時光とその尼は日興と同じ駿河に居住する檀越であるから、串柿自体は日興の近くでも比較的手に入りやすい物であつたと考えられる。にも関わらず、日興が【2】に「いづれもこれにてハめつらしき申はかりなきものにて候」と、なかなか手に入らないものであると述べているのは、環境的に駿河周辺の状況と矛盾している。六郎入道から供物が届けられたこの頃には、日興周辺ではこれらの物がなかなか手に入らない状況に変化していたのであろうか。

③の、日興が供物を「しやう^聖人の御ほう^宝せん」^前に供えている点についてである。日興は永仁六年（一一九八）、布教拠点を上野から重須へと移転するが、重須移住後に弟子檀越から受けた物品贈与に対して差し出した礼状には「聖人御影の御宝前に申上まいらせ候了」⁽³⁴⁾、「御影の御見参に申上まいらせ候了」⁽³⁵⁾、「法華聖人の御宝前に申上まいらせ候了」⁽³⁶⁾などと度々記されている。したがつて、「しやう^聖人の御ほう^宝せん」と記述される【2】の書状が記された時の状況として、堂内に聖人の御影が安置されていたものと考えられる。六郎入道⇨波木井実長であるならば、実長の没年が永仁五年（一二九七）であることから、日興の重須移住以前、すなわち身延在山中と上野在住中に聖人御影を祀る御堂のようなものがあつたかどうかが争点となる。

日興が身延を離れる直前の正応元年（一二八八）十二月五日に波木井清長が認めた『誓状』には、「おほせ（仰）の候御ほう（法）もん（門）を一ぶんもたがへ（違）まいらせ（進）候はゞ、ほん（本）ぞん（尊）ならび（並）に御しやう（聖）人の御（み）ゑい（影）のにくまれ（憎）を清長が身にあつく（厚）ふかく（深）かぶる（被）

べく候⁽³⁷⁾」との記述が見られる。すなわち、日興が身延に住山していた頃の堂内には、曼荼羅本尊と聖人の御影が安置されていたことが窺える。日興は身延を離山した後、上野で九ヶ年を過ごすこととなる。この上野期において、聖人の御影が祀られている様子を知り得ることができる直接的な史料は見当たらない⁽³⁸⁾。

高木豊氏は、聖人の門弟が建立した寺院の成立について、次のように述べている。

廟所輪番がおこなわれなかったとはいえ、弟子たちはそれぞれ日蓮を追慕しているのであって、このことは、このころようやく創建されはじめた寺院において共通なことであった。いいかえれば、師日蓮を追慕想起するため、寺院が創建され、かつ維持されたのである。日蓮在世時からの檀越と弟子の紐帯はまさしくこの日蓮への追慕であった。かかる傾向をあらわすものが、日蓮御影像の制作・造立である。(中略)弟子も檀越も、御影像を安置した御影堂において、在世時の師日蓮を偲び、御影像に対して追慕と想起のひとつきもち得たのである。この御影像―御影堂が日蓮教団の最も原初的な寺院形態であった。寺院の諸堂舎のなかで、最も早い建立はこの御影堂であったと考えてよいであろう。⁽³⁹⁾

このように高木氏は、聖人入滅後、師を追慕する意識から門下によつて早々に御影像と御影堂が造立された例証を挙げ、これが日蓮教団最初期の寺院形態であったとの見解を示している。既に述べた通り、日興が上野から重須に移住するに際し、重須にはまず御影堂が建立された。そこには当然聖人の御影像が安置されたので、先に引用したような「聖人御影の御宝前に申上まいらせ候了」という日興の発言へとつながってくるのである。

一方、大石寺における御影堂の存在については、坂井法擘氏によれば、年未詳三月十四日の日書状『大石寺坊主事』に供養の品を「仏の見参」に入れたと記されることから、日目在世中に御影堂が存在したと推測している⁽⁴⁰⁾。これより以前、日興が上野に居住している時期にすでに御影堂が存在したかどうかを知り得ることはできないが、聖人の廟所がある身延を断腸の思いで離れた日興にとって、師に対する追慕の念はこの頃特に強かったであろう。そう考えると、九ヶ年の上野在住期においても、御影像か御影堂かあるいは他の形の何物か定かでないにしても、聖人を追慕想起するための何らかの対象があつて当然ではないだろうか。本題に戻るが、もしそ

うであるならば、日興が【2】に供物を「しやう人の御ほうせん」^{聖前}に供えたと述べたことは、日興の身延期・上野期を通して矛盾する記述ではないと考えられるのである。

続いて④の、六郎入道の関係者にさゑもん二郎という人物がいる点についてである。前述したように、六郎入道を波木井実長と仮定した場合、さゑもん二郎は『弟子分本尊目録』で日興から聖人曼茶羅本尊を申し与えられている南部六郎次郎（実長の次男）かと『上代事典』では想定している。

六郎入道に関しては、正和五年（一二二六）八月二十七日書写の日興曼茶羅本尊に「陸前国三村六郎入道円連、為慈父第十三年也」との授与書が見られ、三村六郎入道円連という檀越の存在が確認できる。しかし、この授与書は日興筆ではなく他筆である可能性が指摘されているため、⁽⁴¹⁾円連が日興在世中の檀越であると即断できない。また円連の事績自体も不明であり、関係者にさゑもん二郎という人物がいるかどうかもわからない。この他、日興の檀越となった者の中で、関係性のある六郎入道とさゑもん二郎の両者を見出すことはできない。

ただし、一つ注目すべき史料がある。それは嘉暦四年（一三二九）五月十三日に日興が書写した曼茶羅本尊内に加筆された「岩沢左衛門二郎貞行日目申与之」との日目授与書である。⁽⁴²⁾これは、岩沢左衛門二郎貞行という檀越に日目が日興曼茶羅本尊を申し与えた旨を記したものであり、岩沢左衛門二郎貞行については陸奥国一迫柳目の住人と考えられている。そして菅野慈俊氏によれば、この岩沢左衛門二郎貞行は建武元年（一三三四）七月二十一日の南部家文書『北畠頭家国宣』⁽⁴³⁾に武家方として見える八戸の工藤左衛門次郎と同人であり、さらに同年六月十二日と推定される同家文書『北畠頭家御教書』⁽⁴⁴⁾に見える三戸新給人・岩沢大炊六郎入道と同族と断定している。⁽⁴⁵⁾つまり、陸奥に日目の弟子として岩沢左衛門二郎貞行という武士がおり、その同族に岩沢大炊六郎入道という人物がいたということになる。ただ大炊六郎入道が左衛門二郎貞行と同様に日興の檀越であったかどうかを伝える史料は、現時点では見つからない。しかし、日目が曼茶羅本尊を授与または申し与えた弟子檀越の大半が陸奥の人であり、⁽⁴⁶⁾また高木氏が主張するように、日興の教化が血縁・族縁関係を通して行われていること⁽⁴⁷⁾を勘案すると、左衛門二郎貞行と同族である大炊六郎入道もまた日興の檀越であった可能性は少なからず想

定されるのではないだろうか。

⑤の、十月頃に六郎入道が日興の元を訪れる予定である点についてである。六郎入道を波木井実長と仮定した場合、書状の文脈から考えて【3】は身延離山後の書状となる可能性が高い。その場合、十月に日興の元を訪れるということは、聖人の命日の仏事に参加するため身延から富士へと下向するということであろうか。もちろんそれ以外の目的があつたのかもしれないが、現時点では波木井実長の十月下向の目的を特定することは困難である。一方、六郎入道を波木井実長ではない他の人物と仮定した場合、十月下向と言え、陸奥の弟子檀越（＝奥人）が毎年十月頃に鎌倉の民部日盛の住坊を経由して定期的に富士登詣を行っていたことが想起される⁽⁴⁸⁾。果たして【3】に見える六郎入道の十月下向が、奥人による一連の富士登詣であるかどうかは即断できないが、奥人による富士登詣の事実を考慮すると、六郎入道が陸奥の檀越である可能性も浮上してくると思われる。その場合、④で触れた岩沢大炊六郎入道もまた陸奥の人であつて、この点は合致する。

最後に⑥に挙げた、【1】【2】【3】の書状すべてにおいて宛書を「謹上 六郎入道殿」と記している点である。日本では平安時代以降、書状（書札）をはじめ院宣・綸旨・令旨・御教書などの書札様文書を作成する際に守らなければならない、書札礼と呼ばれる儀礼と故実が規格化された。書札礼に関する記事は、まず平安時代末期に中山忠親が著した『貴嶺問答』⁽⁴⁹⁾に初めて見られ、次いで守覚法親王著『消息耳底秘抄』⁽⁵⁰⁾に見ることができ、鎌倉時代に入ると『書札礼付故実』⁽⁵¹⁾や『弘安礼節』⁽⁵²⁾が著され、書札礼に関する規定がまとめられた。例えば弘安八年（一二八五）十二月二十二日に撰定された『弘安礼節』には、大臣・大納言・中納言・参議等それぞれの在任者が、他の官職に就く相手に書札を出す際に守るべき公家の書札礼が収録されている。

『弘安礼節』によれば、書状を奉る場合、上位者に対しては直接本人には宛てず家司に宛て、宛書に「進上」という厚礼の上所を用い、同位者に対しては直接本人に宛てて上所に「謹上」を用い、下位者に対しては上所は書かないとされている⁽⁵³⁾。ただし、このような書札礼は専ら公家の書札様文書における規定であつて、一般民衆における書状の書札まで規定したものではなかったが、日興在世中にこのような書札礼が存在していたことがわ

かる。

そこで日興書状を見てみると、日興から書状を送られた弟子檀越の内、日興が上所に「謹上」を用いた弟子檀越は日目⁽⁵⁴⁾・日乗⁽⁵⁵⁾・日道⁽⁵⁶⁾・日盛⁽⁵⁷⁾・新田刑部公⁽⁵⁸⁾・六郎入道の六名が確認できる。顔触れを見てわかる通り、六郎入道以外はすべて僧侶である。逆に「進上」「謹上」を使用せず、上所を記さずに書状を出した弟子檀越は四名確認することができ、その大半が檀越である。このことから、日興は書状の受取人に応じて、『弘安礼節』で規定されたような書札礼にある程度準じて書状を認めている様子が窺える。

したがって、日興が「謹上」との上所を用いて書状を送った六郎入道という人物は、少なくとも日興が日目・日乗らを始めとする弟子と同等の位に見ている檀越ということになる。六郎入道Ⅱ波木井実長であるならば、波木井実長は『弟子分本尊目録』で日興から本六人と並び「第一弟子」と称されていることから、日興が上所に「謹上」を使用することは自然なことと言える。また上述の大炊六郎入道の場合でも、給人という立場から謹上書が用いられても不自然ではなからう。

以上、本項では六郎入道宛日興書状三通を内容面から検討し、これらの書状の受取人と推測される波木井実長の事績と合致するかどうかの確認作業を行った。その結果、受取人を波木井実長と断定し得る決定的な根拠を見出すことはできなかったが、逆に波木井実長との推測を否定し得る決定的な矛盾点も得られなかった。しかし、特に④⑤の考察から、これらの受取人が波木井実長ではない別の人物である可能性も不鮮明ながら見えてきたと思う。次項では、異なる視座からさらなる受取人の検討を試みたい。

第三項 六郎入道宛日興書状の年代検討

次に、先に挙げた六郎入道宛日興書状三通の執筆年次について検討したい。先述した通り、これらの日興書状




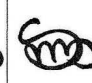
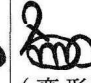
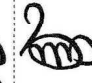

にはどれも月日しか記されておらず、文面からは書状の執筆年次を知ることができない。このような書状における執筆年次を推定する場合、その花押の形態が一つの有力な手掛かりとなるであろう。

すでに聖人遺文においても、そこに記される花押の変化に着目して年代推定の指標とする研究がなされていることは周知の通りである。⁽⁵⁹⁾ 日興の場合、今日まで数多くの文書類が伝来していることから、比較対照する史料も他の諸師よりも豊富にあることは利点と言える。このような観点から、本項では花押の相貌を視座として、六郎入道宛日興書状の執筆年次について検討してみたい。

日興の記した花押の変化に関する先行研究としては、山口範道著『日蓮正宗史の基礎的研究⁽⁶⁰⁾』と『興本』が挙げられる。山口氏の研究では、日興書状三五通に記される花押を臨写して一覧にまとめているが、その変遷に関する本格的な検討は行っておらず、史料集的性格が強いものである。一方『興本』では、日興が書写した曼荼羅本尊に記される花押に着目し、年代による花押の変遷を1型―6型に分類している。⁽⁶¹⁾ 『興本』の研究は、日興花押に関する研究として、今日最も成果を挙げているものであると言えよう。

『興本』によって提示される1型―6型の花押の形態と年代は、左に挙げた表一八の通りである。

【表一八】花押分類型一覧（『興本』41頁より転載）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|--|---|---|---|
|  (変形) |  |  |  |  (変形) |  |  |  |
| 6 | 型 | 5 | 4 | 3 | 型 | 2 | 1 |

6
型

——
嘉曆三年（一三二八）——正慶元年（一三三二）

5
型

——
正中二年（一三二五）——嘉曆二年（一三二七）

4
型

——
元亨四年（一三二四）——正中二年（一三二五）

3
型

——
正安三年（一三〇一）——元亨三年（一三二三）

2
型

——
弘安十年（一二八四）——永仁七年（一二九九）

1
型

日興における花押の筆順は、まず鍵手を書き、続けて楕円状に運筆し、その楕円形の中で山状に筆を走らせた後、楕円形の右外へと円を描くようにして運筆するのが通常の形と見られる。表一八を見ると、中には2型または3型の変形型のように、もう一面の線が追加されて記される場合や、4型・5型のように、鍵手部分の筆の入りが通常とは異なる場合も年代によって見受けられることもわかる。

ここで問題となるのは、表一八の『興本』による花押の分類はあくまでも曼荼羅本尊に記される花押を対象に

して行ったものであつて、本節における考察対象は書状であることから、そもそも史料自体の種類が異なるという点である。実際、日興は曼茶羅本尊に「日興（花押）」と署名しているのに対し、書状では「白蓮（花押）」と署名しているものが多く見られ、史料の種類によって相違が見られる。したがって、曼茶羅本尊に記される花押と書状に記される花押とは当然ながら相貌の変遷が異なる可能性があり、果たして表一八の分類分けに六郎入道宛日興書状に記される花押をそのまま当てはめて考察してよいものかどうかを、前提としてまず検討する必要がある。

そこで、まずは『興本』に提示される日興曼茶羅本尊内花押分類型一覧とその年代分けが、日興書状に記される花押の場合にも適用することができるのかを確認する作業から始めたい。その上で、六郎入道宛日興書状の花押について検討したい。

日興書状の中で、執筆年次が判明している書状、もしくは年次推定が提示されている書状に記される花押を、表一八の分類分けの年代に合わせて左に挙げた。なお、日興の名に仮託して作成された可能性のある書状に関しては、ここでは除外した。

(1) 「1・2型」 弘安十年（一二八四）―永仁七年（一二九九）の期間に該当する書状の花押

① 『坊主御返事』⁽⁶²⁾

永仁六年（一二九八）十二月六日



1型または2型の花押形態が見られる弘安十年（一二八四）から永仁七年（一二九九）までの一六年間に記されたときれる日興書状の花押は、右に示した①『坊主御返事』の一例のみ確認できる。あいにく写真が少々不鮮明で、花押の相貌をはっきりと確認することは困難である。

表一人を見ると、この時期における日興の花押の特徴は、楕円状に運筆した後に記す山の数が二つであり、かつその山が先に記した楕円形の外側上部に飛び出す程の筆勢で記される点が挙げられよう。①の花押を見ると、はつきりとは窺えないものの、楕円形の中に記される山は二つのように見える。しかし、その山の頭は楕円形の外側に飛び出してはおらず、少なくとも①の花押が1型または2型の特徴と完全に一致しているとは言えない。この一例だけでは一致不一致を判断しかねるので、他の花押の相貌も見ていきたい。

(2) 「3型」正安三年（一二〇一）—元亨三年（一二三三）の期間に該当する書状の花押

② 『了性御房書』⁽⁶³⁾



嘉元三年（一二〇五）十月二日

③ 『了性御房書』⁽⁶⁴⁾



徳治二年（一二〇七）七月十二日

④ 『妙性尼御前御返事』⁽⁶⁵⁾



正和三年（一二一四）八月二十一日

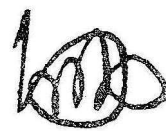
⑤ 『了性御房御返事』⁽⁶⁶⁾



正和四年（一二一五）七月十日

⑥『了性御房御返事』⁽⁶⁷⁾

文保二年（一一三一）七月十三日



⑦『かたびら御返事』⁽⁶⁸⁾

元応二年（一一三〇）七月九日



⑧『西坊主御返事』⁽⁶⁹⁾

元亨元年（一一三一）八月十日

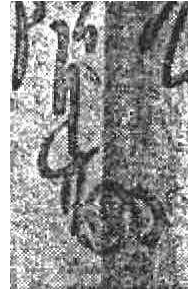


次に、3型の花押形態が見られる正安三年（一一三〇一）から元亨三年（一一三二三）までの二三年間に記されたとされる日興書状の花押は、右に示した②―⑧の七例が確認できる。表一八によれば、この時期の日興花押は楕円状に運筆した後に記す山が三つであり、かつその山が楕円形の内側に収まるのが特徴と考えられる。またもう一画、線が追加して記される変形型もあるとされている。②⑤など若干写真が不鮮明なものもあるが、その3型と②―⑧の花押を比較すると、②④⑤⑥⑦⑧の花押は3型とほぼ一致しているように見える。特に④⑤⑥⑦⑧の花押は相貌が近似している。年代的に見ると、②④⑤⑥⑦⑧の執筆年の上限と下限は嘉元三年（一一三〇五）と元亨元年（一一三二一）であって、表一八に示した3型が対応する年代分けとも合致している。したがって、この期間に記された書状の花押は、ほぼ同形の傾向にあると言えよう。ただし③については、その他のものと比べて楕円形の中の山がはつきりと記されており、省略されたような形で記されている。その点では他の花押と明らかに異なって見える。3型の相貌が見られる期間は二三年間と長きに渡るため、書状に記される花押の場合はその期間内でも微妙に相貌が変化した可能性も想定される。

(3) 執筆年次は不明だが、文保二年（一一三一）以前のものと判断される書状の花押

⑨『了性僧御返事』⁽⁷⁰⁾

(一三二八以前) 正月二日



⑩『与了性御房書』⁽⁷¹⁾

(一三二八以前) 三月二十五日



⑪『了性御房御返事』⁽⁷²⁾

(一三二八以前) 五月四日



⑫『了性御房御返事』⁽⁷³⁾

(一三二八以前) 六月八日



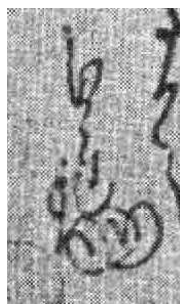
⑬『与了性御房書』⁽⁷⁴⁾

(一三二八以前) 六月十三日



⑭『与了性御房書』⁽⁷⁵⁾

(一三二八以前) 九月九日



⑮『与了性御房書』⁽⁷⁶⁾

(一三二八以前) 九月二十六日



また、書状の執筆年次は不明ながらも、受取人の寂年から書状の執筆年次をある程度絞ることができるものがある。右に挙げた⑨―⑮の七通の書状はすべて日興本六人の一人、了性房日乗に宛てた書状である。所伝によれば、日乗は文保二年(一三二八)に遷化したと伝えられる。したがって日乗宛書状は、少なくとも文保二年以前に執筆されたものということになる。日乗に宛てた日興書状は現在一四通確認されているが、その中で日興の花押が記されているものが⑨―⑮である。文保二年以前の執筆ということとは、花押の相貌は1型・2型・3型のいずれかの相貌で記されていると予想される。

1型・2型・3型と⑨―⑮の花押の相貌を比較してみると、まず⑨は楕円形の中に記される山が二つのように見える。写真が不鮮明なため断定することはできないが、(1)①『坊主御返事』に比較的近い相貌ではないかと思われる。時期的には、1型・2型の期間に記されたものであろうか。次に⑪⑫⑭では、楕円形の中に記され

る山は三つ確認することができる。この内⑩⑭は、3型の特徴とほぼ一致した相貌であることがわかる。⑫に関しては、山が三つ記されて3型のように見えるが、山が若干楕円形の外側上部に飛び出しているようにも見え、1型・2型の特徴も有しているかのようにも見える。しかし、1型・2型の期間に書写された曼茶羅本尊を見ると、明らかに山が三つ記されているものは一例も確認することはできない。この点に立脚すれば、上部に飛び出した山は筆勢によるものと推測され、現存史料から言えば⑫の花押は3型に最も近い相貌と判断されるのである。それは(2)④にも同様のことが言えよう。また⑩⑬⑮の花押は、写真で見ると限り楕円形の中の山が省略されて書かれており、(2)③『与了性御房書』に見られる花押とも類似した相貌に見える。これらは、現時点では1型・2型・3型のいずれの型にも当てはまるとは言い難い。もしかしたら書状の場合、曼茶羅本尊には現れない花押の変遷があり、その一例がこれらの花押なのかもしれない。

なお、ここまで1型―3型に対応すると思われる日興書状内の花押について見てきたが、4型―6型の期間、すなわち元亨四年(一二三四)以降に執筆されたと確定できる日興書状は見出すことができないため、その期間の花押の比較照合は現時点では行うことができない。

以上、『興本』に提示される日興曼茶羅本尊内花押分類型一覧とその年代分けが、日興書状に記される花押の場合にも適用することができると確認する作業を行ってきた。本作業で日興書状内の花押を一五例掲示した。結論として、以下のことが言えよう。

まず③⑩⑬⑮の四例は、1型―3型のどの型にも合致しない相貌であると思われる。したがって、表一八の日興曼茶羅本尊花押の変遷の他にも、書状には新たな花押の変化が存在する可能性が考えられる。これらを除いた一一例中、1型・2型に属すると思われる①⑨の二例については、相貌の特徴が一致する箇所と一致しない箇所両方を有しており、現時点では表一八の花押の変遷とこれらの書状の花押が、時期的に一致するかどうか断定することはできない。残りの②④⑤⑥⑦⑧⑪⑫⑭の九例に関しては、書状の年次および相貌が3型とほぼ一致するものと判断することができる。したがって、『興本』が提示した曼茶羅本尊内花押の年代的分類分けの内、3

型の期間、少なくとも嘉元三年（一三〇五）—元亨元年（一三二一）の期間には書状においても概ね曼荼羅本尊と類似した相貌を示していることが想定されよう。先に述べた通り、史料的な問題から、本作業で曼荼羅本尊の花押と照合し得たのは1型—3型の期間に当てはまる書状の花押のみであり、その結論は極めて限定的なものと言わざるを得ない。しかし、現時点で執筆年次が特定されていない他の日興書状を通覧すると、4型と同形の花押が記されているものも確認することができ、少なくとも日興の花押の変化が書状の場合でも4型へと展開していることがわかる。これらのことから、日興書状における具体的な花押の変遷についてはさらなる検討が必要だが、『興本』が指摘した曼荼羅本尊内花押の年代的分類分けと日興書状内の花押の変遷は、そう大きく異ならないのではないかと推測される。

この検討をもとに、改めて六郎入道宛日興書状内に記される花押を見ていきたい。まず、六郎入道宛日興書状三通の内、写真版により花押が確認できるものは正月十三日の日付を有する【1】『六郎入道殿御返事』と十二月二十八日の日付を有する【2】『六郎入道殿御返事』の二通である。今、この二通に記される日興の花押を左に掲示する。

【1】『六郎入道殿御返事』⁽⁷⁷⁾

（年未詳）正月十三日



【2】『六郎入道殿御返事』⁽⁷⁸⁾

（年未詳）十二月二十八日



【1】の花押については、表一人の分類型で言えば、明らかに3型の相貌を表している。つまり、【1】は正安三年（一一三〇一）から元亨三年（一一三二三）までに記された書状である可能性が高い。先に検討した日興書状の花押から言えば、その範囲はさらに縮小し、嘉元三年（一一三〇五）―元亨元年（一一三二一）のものということになる。【1】の花押は、正和四年（一一三一五）七月十日の⑤『了性御房御返事』や、元応二年（一一三二〇）七月九日の⑦『かたびら御返事』の花押の相貌が特に近いと思われる。

また【2】の花押については、写真が若干不鮮明で断定はできないが、楕円形の中に山が二つ記されているように見える。この特徴から言えば1型・2型の相貌に近いように思われるが、前述した通り1型・2型の期間に記された花押については、曼荼羅本尊と書状とで一致していると断定することはできていない。【2】の花押が1型・2型と同形であるならば、弘安十年（一一二八四）から永仁七年（一一二九九）までの期間に記された書状である可能性が高くなるが、現時点ではそれも言えないであろう。

これまでの検討を通して、【2】の花押からは現時点では執筆年次を推定することは難しいが、少なくとも【1】の花押からは正安三年（一一三〇一）以降の書状である可能性が高いということがわかった。そうであるならば、前述したように、波木井実長は永仁五年（一一二九七）の逝去が伝えられることから、波木井実長が【1】を受け取ることは不可能である。したがって、花押の相貌という点から考察すると、書状の受取人である六郎入道は波木井実長ではない別の人物の可能性が想定されるのである。

小結

以上、本節では六郎入道宛日興書状三通に着目し、各書状の内容や花押の相貌の面から、果たして六郎入道Ⅱ

波木井実長であるのか、それとも別の人物であるのかについて改めて検討してきた。考察の結果、諸書において六郎入道Ⅱ波木井実長と比定される従来の推測を支えるような決定的な根拠を、本考察においても見出すことができなかった。その一方で、総合的に勘案すれば、日興から書状を賜った六郎入道が波木井実長ではない別人である可能性を有していることを、新たに指摘することができた。

特に書状に見える花押の相貌から言えば、受取人の六郎入道が波木井実長とは考えにくく、また各書状の内容と合致する部分を多く有している別の六郎入道として、陸奥に居住する武士で三戸新給人・岩沢大炊六郎入道が、検討の結果新たに浮上した。本考察を通して、岩沢大炊六郎入道が日興から書状を賜った六郎入道である可能性が想定されるのである。ただし前述した通り、そもそも岩沢大炊六郎入道が日興の檀越であったことを示す直接的な史料はなく、また推定に留まった部分も多くあって、六郎入道Ⅱ岩沢大炊六郎入道とする新たな推論は提示できたものの、現状多くの課題が残ったのも事実である。

日興と六郎入道との書状のやりとりは、聖人の直弟子である日興の事績の一つであり、初期日蓮教団における動向の一端として、非常に重要な意義を有している。もしこの六郎入道が波木井実長であるならば、尚更である。今後本考察を足掛かりとして、波木井実長とする従来の説と岩沢大炊六郎入道とする説の両方の可能性をさらに検討しつつ、日興とその門弟の動向について紐解いていきたい。

注

(1)宮崎英修著『波木井南部氏事蹟考』（孔官堂出版部 一九五〇年）一三二頁。なお、本書は二〇一一年に山喜房佛書林より復刻版が刊行されている。

(2)『興全』二一一頁頭注。

(3)『統合システム』二〇一三年度版所収『上代事典』「六郎入道」の項。

- (4) 『興全』 一二四頁、『宗全』 二卷一一四頁。
- (5) 『定遺』 一八九〇頁。
- (6) 『興全』 一二五頁、『宗全』 二卷一一四頁。
- (7) 鈴木一成稿「高橋入道と妙心尼」(『大崎学報』 一〇一号所収) 一一頁。
- (8) 『日蓮教団全史(上)』 六九頁。
- (9) 『日蓮教団全史(上)』 七一頁。
- (10) 『興全』 三五五頁、『宗全』 二卷一七三頁。
- (11) 『興全』 三五五頁、『宗全』 二卷一七三頁。
- (12) 『興全』 三五六頁、『宗全』 二卷一七四頁。
- (13) 『日蓮教団全史(上)』 七七頁、『上代事典』 六六九頁。
- (14) 『興全』 一二四頁、『宗全』 二卷一一三頁。
- (15) 『宗全』 一卷一九八頁。
- (16) 『宗全』 一卷一九八頁。なお、『日蓮教団全史(上)』 七七頁では、本書状の内容を日興ではなく越前公に対するものとして扱っている。
- (17) 『富要』 五卷一六〇頁。
- (18) 『日蓮教団全史(上)』 七六頁。
- (19) 『興風』 一一号所収。
- (20) 『興全』 二一〇頁。
- (21) 『興全』 二一一頁、『宗全』 二卷一九三頁。
- (22) 『興全』 二一二頁、『宗全』 二卷一七六頁。
- (23) 『興全』 五五八・五五九頁。
- (24) 『定遺』 一七七四頁。

- (25) 『日興上人』一一〇頁。
- (26) 『日興上人』一一一頁。
- (27) 日本国語大辞典第二版編集委員会編『日本国語大辞典 第二版』四卷(小学館 二〇〇一年)八二五頁。
- (28) 『上代事典』六一〇頁。
- (29) 黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系』六〇卷上 尊卑分脈 第三篇(吉川弘文館 二〇〇五年)三三四頁。
- (30) 平宏和・芦澤正和・梶浦一郎・竹内昌昭・中井博康編著代表『食品凶鑑』(女子栄養大学出版社 二〇〇六年)二二六―二二七頁。
- (31) 『上野殿御返事』(『定遺』一四五〇頁)、『上野殿御返事』(『定遺』一七二九頁)。
- (32) 『四条金吾殿御返事』(『定遺』一六〇〇頁)。
- (33) 『上野尼御前御返事』(『定遺』一八五七頁)。
- (34) 『西御坊御返事』(『興全』一五五頁、『宗全』二卷一五〇頁)。
- (35) 『西坊主御返事』(『興全』一五九頁、『宗全』二卷一五〇頁)。
- (36) 『了性御房御返事』(『興全』一七三頁、『宗全』二卷一六一頁)。
- (37) 『富要』八卷一〇頁。
- (38) 『富士門家中見聞』(『富要』五卷一五九頁)によれば、日興が身延離山に際し「板御本尊、生御影、其外御書物御骨等まで取り具して離山し」たと記述しており、堀日亨著『富士日興上人詳伝』二二二頁はこの内「生御影」と「御骨」の持参については肯定している。
- また『上代事典』一九六頁でも、先に挙げた重須移住後の書状に散見される「聖人御影」「御影」等について、「宗祖の御影木像を指し、恐らく身延で造立され、それが日興上人身延離山と共に富士へ移されたものと推測される」と解説している。
- (39) 高木豊著『日蓮とその門弟』二九七―二九八頁。
- (40) 坂井法暉稿「重須本門寺と大石寺」(『興風』一一号所収)九六頁、『日目上人』二二二頁。
- (41) 山口範道著『日蓮正宗史の基礎的研究』一八二頁、『統合システム』所収『上代事典』「円連」の項。
- (42) 『興本』三二六頁。

- (43) 鷲尾順敬著『南部家文書』（吉野朝史蹟調査会 一九三九年）一四頁。
- (44) 鷲尾順敬著『南部家文書』一一頁。なお、本書では「岩崎大炊六郎入道」と表記しているが、菅野慈俊稿「断碑出土について」（和党編集室編『小倉山房遺稿集』所収）一二七頁、同稿「建武元年新田孫五郎国宣執達状をめぐる奥法華衆の考察（その一）」（『仙台郷土研究』二二卷二号〈仙台郷土研究会 一九六二年〉所収）六頁では、「岩沢大炊六郎入道」と表記している。また、『上代事典』六〇・六一頁では、前掲注(43)の文書と本文書を「留守文書」と解説しているが、これは「南部家文書」の誤りであろう。
- (45) 菅野慈俊稿「断碑出土について」（和党編集室編『小倉山房遺稿集』所収）一二七頁、同稿「建武元年新田孫五郎国宣執達状をめぐる奥法華衆の考察（その一）」（『仙台郷土研究』二二卷二号所収）八頁。
- (46) 第二章第三節参照。
- (47) 高木豊著『中世日蓮教団史攷』一六三頁。
- (48) 第四章第一節参照。
- (49) 塙保己一編『群書類従』九輯（統群書類従完成会 一九八〇年訂正三版第四刷）四三八頁。
- (50) 『群書類従』九輯五七八頁。
- (51) 『群書類従』九輯五九〇頁。
- (52) 塙保己一編『群書類従』二七輯（統群書類従完成会 一九八〇年訂正三版第四刷）三六頁。
- (53) 『群書類従』二七輯三六頁、国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』七卷（吉川弘文館 一九八六年）六九四頁、上島有稿「草名と自署・花押―書札札と署名に関する一考察―」（日本古文书学会編『古文书研究』二四号〈吉川弘文館 一九八五年〉所収）。
- (54) 『卿公御房御返事』（『興全』一六二頁、『宗全』二卷一四九頁）。
- (55) 『与了性御房書』（『興全』一六八頁、『宗全』二卷一五五頁）、『与了性御房書』（『興全』一六九頁、『宗全』二卷一五八頁）、『与了性御房書』（『興全』一七四頁、『宗全』二卷一六二頁）、『与了性御房書』（『興全』一七五頁、『宗全』二卷一五六頁）、『与了性御房書』（『興全』一七六頁、『宗全』二卷一五七頁）、『与了性御房御返事』（『興全』一八〇頁、『宗全』二卷一五九頁）。
- (56) 『弁阿闍梨御返事』（『興全』一八二頁、『宗全』二卷一六二頁）。

- (57) 『民部公御房御返事』（『興全』一八三頁）、『与民部殿書』（『興全』一八四頁、『宗全』二卷一六七頁）、『民部公御房御返事』（『興全』一八五頁、『宗全』二卷一六六頁）、『与民部公御房御返事』（『興全』一八六頁、『宗全』二卷一六六頁）。
- (58) 『新田刑部公御房御返事』（『興全』一九三頁、『宗全』二卷一六四頁）。
- (59) 山川智応著『日蓮聖人研究』二卷（新潮社 一九三一年）、鈴木一成稿「日蓮聖人の花押の変化について―遺文系年推定の資料として―」（『大崎学報』一〇〇号〈立正大学仏教学会 一九五三年〉所収）。
- (60) 山口範道著『日蓮正宗史の基礎的研究』二一七―二二九頁。
- (61) 『興本』四一頁および三九〇頁以降。
- (62) 『興全』五一〇頁より転載。
- (63) 『興全』五一七頁より転載。
- (64) 『興全』五一八頁より転載。
- (65) 『興全』五七九頁より転載。
- (66) 『興全』五一九頁より転載。
- (67) 山口範道著『日蓮正宗史の基礎的研究』二二七頁より転載。本花押は山口氏による臨写。
- (68) 『興全』五六六頁より転載。
- (69) 『興全』五一二頁より転載。
- (70) 『興全』五二〇頁より転載。
- (71) 『興全』五二四頁より転載。
- (72) 『興全』五二一頁より転載。
- (73) 『興全』五二五頁より転載。
- (74) 『興全』五二二頁より転載。
- (75) 『興全』五一六頁より転載。

- (78) 『興全』 五五九頁より転載。
(77) 『興全』 五五八頁より転載。
(76) 『興全』 五二三頁より転載。

第二節 徳治二年の法難について

聖人在世中に生じた法難の一つに、熱原法難が挙げられる。周知の通り熱原法難は、弘安二年（一二七九）に駿河の日興とその門弟に対して加えられた信仰的弾圧事件であり、熱原滝泉寺院主代平左近入道行智らによって捏造された苅田狼藉事件をきっかけに百姓信徒二〇名が理不尽に捕らえられ、鎌倉へと連行された。聖人は、熱原法難が政治権力が絡んだ宗教的弾圧事件であることから、被害が拡大することを懸念し、当法難を駿河一地域に限った弾圧ではなく教団全体に関わる重大な弾圧として捉えた。そして、駿河を中心に教導していた日興らを鎌倉に派遣して裁判の対応にあたらせると共に、聖人もまた日興らに書状を送り、裁判の対応に関する指示を与えた。しかし、最終的には捕縛された二〇名の内三名が斬首され、残り一七名は禁獄されるという苛酷な処罰を受けるに至り、熱原法難は日蓮教団全体に多大な影響を及ぼした法難の一つとなった。

熱原法難という苦い経験をした日興とその門弟であったが、聖人入滅後、日興門下の周辺において再び法難と思われる弾圧事件が発生したようである。その本拠は、徳治二年（一三〇七）七月十二日に日興が了性房日乗に宛てて送った書状『与了性御房書』に見ることができ、本書状によれば、日興門下が法華衆徒であるからという理由で迫害を受けたようであり、それによって裁判沙汰となるような争いが勃発した様子が窺える。

この法難に関しては、すでに『富士日興上人詳伝』や『日興上人』、『上代事典』等の諸文献⁽¹⁾において「徳治二年の法難」と称されて考察されているもの、史料的な制限から断片的な場面しか読み取ることができず、法難の全容解明には至っていないのが現状である。しかし、『与了性御房書』の記述から、当法難が信仰的弾圧事件の性格を有していると思われることから、日興にとっては少なからず先の熱原法難と重なって見えたであろうことが予想される。そのような背景の中で、日興とその門弟が徳治二年の法難に対してどのような対応し、どのように乗り越えていったのかについては大変興味深い点であり、また日興門流史における諸課題の一つとして解明すべき

重大な事象であると考ええる。

そこで本節では、先の『与了性御房書』を本拠とする「徳治二年の法難」と称される事件について着目し、当法難に関連する史料を改めて整理分析して、法難に対する日興門下の対応と法難の動向について検討してみたい。

第一項 法難の本拠史料

前述したように、徳治二年の法難の本拠となる記述は、次の『与了性御房書』に見ることができる。

①日興書状『与了性御房書』 徳治二年（一三〇七）七月十二日

坊主のほり給候了。毎事あひさへくるべく候。民部殿へも指事候ハぬほとに申さす候。御労平愈之由承候へハ悦入候。治部公もこれにて治候に候。返々入道か沙汰の二問状よくく御覧候へし。敵方より又子細候ハ定被_ニ棄置_ニ候者歟。刃傷損物承伏ハ訴陳状に明白也。所詮法花衆たるに由て令_ニ損物_ニ云云。上□□□方の傍例を□□くひ□□給へく候歟。恐々謹言。

七月十二日

白蓮（花押）

謹上 了性御房

「徳治二（以上三字他筆）」⁽²⁾

本書状は、日興が徳治二年（一三〇七）七月に本六人の一人に数えられる了性房日乗に宛てて送った書状である。末尾に見える「徳治二」の三字は他筆とされるが、『上代事典』によれば書状の到来年を日乗が記したものと判断している。⁽³⁾

本書状には「刃傷損物承伏ハ訴陳状に明白也。所詮法花衆たるに由て令ニ損物ニ云云」との記述が見られる。すなわち、法華衆徒であるという理由から「刃傷損物」、つまり刀で切られる・物を破壊されるといった被害を蒙ったとされており、この記述が徳治二年の法難が発生したと判断される根本の箇所である。また「二問状」「訴陳状」等ともあり、日興門下が「刃傷損物」の被害を受けたことをめぐって、鎌倉で訴訟が起こされた様子が窺える。さらに本書状中に「入道か沙汰の二問状」とあることから、この「入道」が訴訟に関わる中心人物の一人であると考えられる。

鎌倉時代における訴訟手続きについては、元応―元亨年間成立と推定される幕府の訴訟手続解説書『沙汰未練書』⁽⁴⁾に明確に詳しく解説されている。これによれば、当時の訴訟はその対象によっておおそ所務沙汰（所領の田畑に関する争い）・雑務沙汰（利銭・出拳・替銭・替米等に関する争い）・検断沙汰（謀反・強盗・刃傷等に関する争い）の三種に分類されている。したがって、所務沙汰と雑務沙汰は現在で言うところの民事訴訟、検断沙汰は刑事訴訟と言えよう。そして、各沙汰によって鎌倉幕府の管轄の訴訟機関が異なっており、所務沙汰は引付、雑務沙汰は問注所・政所、検断沙汰は侍所が担当していた。この度の徳治二年の法難による訴訟は、日興門下が受けた「刃傷損物」の被害を訴えた訴訟と考えられることから、検断沙汰ということになる。

そして当時の裁判の方法は「三問三答」⁽⁵⁾の形式が採用されていた。すなわち、訴訟の訴人（原告）が訴状に具書（証拠書類）を添えて問注所に提出し、問注所は訴状を論人（被告）に開示して書面による陳弁を求め、これを受けて論人は反論を記した陳状を提出し、それが訴人へと渡される。この訴人と論人との文書によるやりとりを三回まで繰り返すことを三問三答という。訴人が提出した第一回目の訴状を本解状・初問状、第二回目の訴状を二問状、第三回目の訴状を三問状と称した⁽⁶⁾。したがって、①の書状が記された時点では、少なくともこの度の訴訟が二問状提出の段階まで経過していることが看取できる。本文中「返々入道か沙汰の二問状よく／＼御覽候へし。敵方より又子細候ハ、定被ニ棄置ニ候者歟」とあるように、日興が二問状提出に際しての訴訟への対応を日乗に対して指示したのが、本書状の主な内容である。なお、後半部の「上□□□方の傍例を□□／＼ひ□□給へく候歟」の

一文は判読不能箇所が多いが、こちらも二問状に関する日興の指示かと思われる。

第二項 法難における門弟の動き ―日目・日乗・日盛を中心―

前項で確認した①の書状には、書状の受取人である日乗の他に「坊主」または「民部殿」という門弟の名前が確認できる。日興は永仁六年（一二九八）以降、今まで居住した上野大石寺から重須本門寺へと布教拠点に移した。日興の重須移住後の大石寺は、これも本六人の一人に数えられる卿阿闍梨日目がその管理を委任された。日興はその日目に宛てた書状の中で日目を「西御坊」⁽⁷⁾、「西坊主」⁽⁸⁾等と呼称している。この呼称は、日目が住持を任ぜられた大石寺が、重須の日興から見て西側に位置していることによるものであると考えられている⁽⁹⁾。また日興は日目に対し、単に「坊主」⁽¹⁰⁾と呼んでいる日興書状も見受けられる。①の書状には「坊主のほり給候了」とあり、日興が日乗に対して坊主が当法難に関する訴訟の舞台である鎌倉へ向かったことを伝えている。これらのことを勘案すると、日興の側から鎌倉へ向かう坊主として考えられるのは、日興から「坊主」と称された日目を指す可能性が高い。

また「民部殿」については、日乗の弟子・民部公日盛を指すものと考えられる。後述するが、徳治二年の法難に関連すると思われる日興書状には日乗と日盛宛のものが多く、また①において日目が鎌倉へと上っている様子が伝えられることから、僧侶では日目・日乗・日盛の三師が中心となって徳治二年の法難の対応にあたったものと推察される。

この三師の関係性を示す史料として、以下の(1)―(9)が挙げられる。

(1)日興曼荼羅本尊授与書 正安三年（一三〇一）十月十三日

奥州新田卿公弟子了性房日乗授与之⁽¹¹⁾

(2) 日興筆『日盛本尊相伝証文』 元徳四年（一三三二）二月十七日

自二日乗_二弟子日盛相_二伝之_一⁽¹²⁾

(3) 日目曼茶羅本尊授与書 元弘三年（一三三三）十月十三日

日目弟子大学民_二阿闍梨日_二城_一授之⁽¹³⁾

(4) 大石寺十四世日主著『日目弟子事』 （年月日未詳）

日乗 弟子其の数之多し（中略）日盛大学民部阿は日乗俗人の時の子息の故に⁽¹⁴⁾

(5) 日興筆『弟子分本尊目録』 永仁六年（一二九八）

鎌倉住人了性房日乗⁽¹⁵⁾

(6) 日興書状『与民部殿書』 （年月日未詳）

御学門体如何。相構ていとなませ給へし。民部公の御事は了性御房の御さハくり候あひたこれよりは沙汰申さす候⁽¹⁶⁾

(7) 日興書状『与民部公御房書』 （年未詳）七月二十七日

御学門候覧に紙などをもまいらせす候事無_二心本_一候⁽¹⁷⁾

(8) 日興曼茶羅本尊授与書 嘉元二年（一三〇四）八月十五日

大学了性房日乗授_二与_一之⁽¹⁸⁾

(9) 日目書状『与了性御房書』 （年月日未詳）

大衆の方さまにも無別事之由申させ給へし⁽¹⁹⁾

(1) の日興曼茶羅本尊授与書によれば、日乗は日目の弟子とされる。日盛（城）については、(2) 『日盛本尊相伝証文』では日乗の弟子とされ、(3) 日目曼茶羅本尊授与書では日目の弟子と記されている。日乗は『新編相模国風土記

稿』によれば「常在寺 本興山と号す、法華宗 駿州富士郡北山本門寺末 宗法の諸仏及日蓮、開山日乗 文保二年三月廿七日寂す、日蓮の法孫大学了性房と号す」との記述がなされており、在世中に鎌倉に常在寺を開創し、文保二年（一一三一八）三月二十七日に遷化したと伝えられている。⁽²⁰⁾ この寂年の月日に関しては異論が提出されているが、⁽²¹⁾ (2)は日乗滅後の文書と考えられることから、日盛は日乗滅後に日目の弟子となったものと想定される。また(4)『日目弟子事』の記述によれば、日盛は日乗が出家する前の子息として両者を親子と位置づけているが、この件については山上弘道氏が否定的な見解を示している。⁽²²⁾

日乗は、(5)『弟子分本尊目録』の記述にあるように鎌倉在住の僧侶であり、その日乗のもとで弟子の日盛が勉学に励んでいる様子が(6)『与民部殿書』と(7)『与民部公御房書』から窺える。また年末詳七月二十六日の日付を有する日興書状『与民部公御房書』には「鎌倉中災難事承候了。猶々聞食事者可候」⁽²³⁾とあって、日興が日盛から鎌倉の災難事について報告を受けたことが記されている。この記述からも、日盛の鎌倉在住を窺うことができる。そして(3)と(8)の授与書が示すように、日乗・日盛共に「大学」と冠称されていることがわかる。大石寺四世に連ねられる弁阿闍梨日道には『大学阿闍梨御房』⁽²⁴⁾と『大学殿御返事』⁽²⁵⁾という書状があり、これらの受取人である「大学阿闍梨」「大学殿」は(3)と(8)の記述から、日乗または日盛である可能性が考えられる。日乗が大学と称されたことについて、堀日亨氏は次のように解説している。

かつて京洛に上り、漢書国文に長け学府に仕えしか、大学の名を得られた（中略）長児の民部公を携えて富士に上り、ともにその門に出家しなお大学の敬称を受けられた⁽²⁶⁾
父子ともに「大学」の冠称あることより考えても、京都の大学寮の属官でありしことによるかと思う。例せば比企大学三郎等のごとし⁽²⁷⁾

堀氏によれば、日乗は学問に長けた人物で、京都の大学寮の属官を務めたのではないかと推測しており、これらことから日乗は大学と称されたとしている。日盛に関しては、日興晩年の頃にあたる正慶元年（一一三三二）十月二十五日の日目書状『与民部阿闍梨書』に「義科ヨク／＼読シタメテ、二三月と下てこれにて若御房達、兒と

も可有談義候⁽²⁸⁾」とあって、日目から若輩の門下に対して勉学を教えるようにとの指示を受けており、門弟教育に携わる様子も見受けられる。日盛は若年の頃日乗のもとで弟子として学問に励み、後にその才能を発揮させたため、日盛もまた大学と称されたと見られる。これらのことから、徳治二年の法難に関する訴訟において日興から指示を受け、日乗と日盛が中心となって対応にあたったのは、両師が鎌倉に居住しているという地理的利点と、学問に優れ訴訟に対処する上での適任者であったからということが要因かと推測される。

前述したように、①の書状には「坊主のほり給候了」とあって、日興が日乗らの元へ日目を派遣する様子が記されている。日目は、正応元年（一二八八）八月十七日の日興曼荼羅本尊に「上奏新田卿阿日目授与之一^カ中ノ一弟子⁽²⁹⁾」との授与書があることから、正応元年以前における諫曉活動の実績が知られる。また『御伝土代』の「永仁元年、大仏殿ノ陸奥守探題之時、十宗房ト問答アリ、号^ニ西脇之道智房^ト云也⁽³⁰⁾」との記述から、永仁七年（正安元年、一二九九）に道智房（十宗房）と問答を行ったことも伝えられている。日興は訴訟への対応に万全を期すために、日乗の師であり、かつ他者との法論経験が豊富な日目を鎌倉へ派遣したものと考えられる。

当時の日乗は、(4)や(9)『与了性御房書』の記述にあるように、多数の弟子檀越を抱えていたとされる。日乗とその周辺の状況について『日目上人』によれば、鎌倉に「講」または「僧団」があり、日乗はその統率的役割を果たしていたのではないかと推測している。⁽³¹⁾ (4)の「弟子其の数之多し」や(9)の「大衆の方さま」との記述が、鎌倉における日興門下を表しているのであれば、講や僧団の存在とそれらの統率的立場にある日乗の姿は、大いに想像できよう。

既に述べたように、徳治二年の法難は法華衆徒に対する怨念によって引き起こされた法難と考えられる。鎌倉の法華衆徒が講や僧団をなすような大きな規模の集団であったならば、法難の規模や被害もおのずと大きくなったであろうことが推察される。

第三項 法難の関連史料

『日興上人』によれば、徳治二年の法難の本拠とされる①の書状の他にも、日興書状の中に訴訟事に関する記述を有するものを見出せることが指摘されている⁽³²⁾。それらを今挙げると、左記の②―⑧の七通である。

②日興書状『与了性御房書』 (年未詳) 三月二十五日

何事のわたらせ給候らん。平三郎入道ハいま二三日のほとにまいるへきにて候。かたくの訴訟人等事、さて御わたり候へハいつれもくきこしめすへく候。入道の下向時御文くハしくみまいらせ候ぬ。鎌倉中の災難事なをくしるし給てみまいらすへく候。ゐ中にハ別の事当時まで候ハす。麦作□□しほいりて人民なき申候へ。くハしくハ石河殿御物語わたらせ給へく候。恐々謹言。

三月廿五日

白蓮 (花押)

謹上 了性御房⁽³³⁾

③日興書状『ひゑとりの御返事』 (年未詳) 六月十三日

〔追書〕ひゑとりのくすりかすのことくみまいらせ候ぬ。とりの病一時になをり候ぬ。

ゐ中に別事候ハす候。公私御物沙汰急速に御さハくり候て可_レ有_二下向_一候。兼又弥三郎ハ無力之由申也。三郎入道をまいらせ候。よくく仰含られ候て近守・弥三郎等其外器量仁等をつけて奉行所へ可_レ被_レ出候敷。尼御前も御出候て彼仁等歎申之由仰給て候ハよく候なん。其旨ハそれにてちかひ申させ給へ。恐々謹言。

六月十三日

白蓮 (花押)

御返事⁽³⁴⁾

④日興書状『了性御房御返事』 (年未詳) 六月二十一日

〔追書〕伊勢公上候ハすとも文わ来て候了。沙汰可^レ有様を人に仰付て坊主はとく下られ候へし。

御ふミハみまいらせ候ぬ。さてはる中に別の事候ハす。御沙汰事御悦と承候へハ悦入候。なにさまに付てもとく御くたり候ハよろしかるへく候。法界に怪かましき事おほく候あひたとく御下候へかしとおほえ候。御状とく御したゝめ候ていますこしとく御下候へと思候也。石川殿の御状ニもとく道行へきやうに承候しか其後如何候覧。返々御沙汰をハ了性御房に仰付まいらせて坊主ハとく下給へかしと申合候。心へられ候へし。恐々謹言。

六月二十一日

伊与

了性御房⁽³⁵⁾

⑤日興書状『了性御房御返事』 (年未詳) 六月二十九日

(前欠)三郎入道いのちのかく程仕候て、にはかの便宜にて候間、民部殿へも別に申さす候。恐々謹言。

六月二十九日

白蓮(花押)

謹上 了性御房御返事⁽³⁶⁾

⑥日興書状『与民部公御房書』 (年未詳) 七月二十六日

僧都御房御沙汰事も了性房これにをハしまし候時ハつねに承り候に此程ハおほつかなかもひまいらせ候つるに御状にあつかり候事為悦に候之由可^レ令^レ申給^レ候。さては鎌倉中災難事承候了。猶々聞食事者可仰候。便宜よく候し間はしかみ十把まいらせ候。これハ御辺へわたくしにまいらせ候也。御やとにたふへく候。恐々謹言。

七月二十六日

民部公御房⁽³⁷⁾

白蓮

⑦日興書状『与民部公御房書』 (年未詳) 七月二十七日

京都院中災難事もたいなくおほえ候。さては坊主御勞之由承候ハ僧都御房御事にて候敷。何様の子細候哉。又此訴訟人等于今ニ行返ニ之間今一度為ニ言上罷上候。自身のらうまいをもち候し間とさんなんとをまいらせす候。やまのいものこ一かみふくろ・しゐたけ五つらぬき・かわのり一帖まいらせ候。御学門候覽に紙などをもまいらせす候事無ニ心本ニ候。毎事期ニ後信ニ候。恐々謹言。

七月二十七日

白蓮

謹上 民部公御房⁽³⁸⁾

⑧日興書状『災難御返事』 (年月日未詳)

〔追書〕又とく御下向候へし。ゐ中世間もすさましく候。

災難事承候了。三郎入道いま二三日程に罷立へく候。かさい殿の御方の忿々も一七日歟二七日歟にハすき候ハし。さ申程ニ世間も忿々なる事も候。又いつをいつと勸農時にも越へく候。相構て起請文の事此にて御存知申様に訴陳明白上を起請文になされ候事、無レ術次第之由をいくたひも申てかなひ候ハすハ、大方へ申させ御覽あるへく候。(後欠)⁽³⁹⁾

以上の七通である。この内②④⑤の三通は日乗宛、⑥⑦の二通は日盛宛のものであり、両者が訴訟事に関わる状況にあることが窺える。

これらの日興書状の関連性を探る上で、二つの大きな問題点が挙げられる。一つは書状の系年が不明な点である。

そのため、内容やその他様々な視点から書状の系年を検討する必要がある。そしてもう一つは、これらの書状に見られる記述がすべて徳治二年の法難に関するものとは限らない点である。徳治二年の法難の動向を探る上で、この二つの問題点が存在していることを念頭に置きながら、以下①の書状と②―⑧の書状との関連性について考察していきたい。

一、「入道」と徳治二年の法難

まず①『与了性御房書』に「入道か沙汰の二問状」と記され、本訴訟の中心人物の一人と想定される「入道」について検討してみたい。

②『与了性御房書』には、日興が鎌倉の日乗の元へ「平三郎入道」という人物を使者として派遣している様子が記されている。また③『ひゑとりの御返事』と⑧『災難御返事』には、「三郎入道」という人物が誰かの元へと派遣される様子が記されている。そして⑤『了性御房御返事』には、その「三郎入道」が命危うき状況に陥っている様子が読み取れる。

今挙げた平三郎入道・三郎入道、そして①の入道の三者が具体的にどのような人物を指すのかは、徳治二年の法難の動向を紐解くための重要な問題と思われる。この件について大黒喜道氏は、平三郎入道と三郎入道を同人と見なし、さらに①に見える入道とも同人ではないかとの見解を示している。その根拠として、これらの入道の名前が登場する②③⑤⑧の書状すべてに、徳治二年の法難に関するような内容の記述が見られ、さらにこれらの入道が訴訟事に深く関与している様子が読み取れることを挙げている。⁽⁴⁰⁾ これらの書状では、平三郎入道と三郎入道は何らかの訴訟に対処するために派遣されていることから、訴訟に対する知識を有する人物であったと推測できる。これら三者の入道に関する史料は現時点では他には見当たらないが、どの書状においても訴訟と関わっている様子が窺えるという共通点から、大黒氏が推測する通り三者同一である可能性は比較的高いのではないだろうか。

また③には、三郎入道をそちらへ向かわせたとの記述の他に、「器量仁（＝大きな物事をやり遂げる能力のある人）」である近守と弥三郎⁽⁴¹⁾、さらに尼御前の名前を挙げ、これらの人を伴って奉行所へ出向き、歎いている旨を申し出よとの日興の指示が記されている。このような内容から、③の書状は訴訟事の比較的初期の段階における書状ではないかと推測される。ただし堀日亨氏は、③の書状の内容は①を依拠とする徳治二年の法難とは別のものであるかと推測している⁽⁴²⁾。

⑧『災難御返事』には、「起請文の事此にて御存知申様に訴陳明白上を起請文になされ候事、無_レ術次第之由をいくたひも申てかなひ候ハすハ、大方へ申させ御覧あるへく候」と記述され、起請文に関する日興の具体的な指示が記されている。本書状は後欠のため受取人は不明であるが、訴訟に関する指示が記されることから、鎌倉で徳治二年の法難の際に主に対応にあたったと考えられる日乗または日盛への書状であろうか。本書状に見える三郎入道の派遣の事や理不尽な状況に陥っている様子などは、徳治二年の法難の本拠史料である①の記述とよく似ており、両書状の関連が予想される。そのような点から、⑧の書状は徳治二年の法難に係る書状である可能性が極めて高いと考えられる。

平三郎入道・三郎入道・入道という檀越の名前が見える①②③⑤⑧の書状において、大黒氏が推測する通り入道三者をすべて同人と仮定した場合、推論ではあるが次のような経過で法難が進行した可能性が考えられる。

まず鎌倉の日興門下が、法華衆徒であるからという理由で「刃傷損物」なる迫害を受けたことが日興のもとへと伝えられ、日興はこの度の迫害の旨を奉行所へ訴えるため、訴訟事に精通している三郎入道らを鎌倉に派遣して、日乗らと共に対応にあたらせようとした（③六月十三日『ひゑとりの御返事』）。その後、迫害に対する訴訟が起こされ、鎌倉での現況を把握した三郎入道が一旦富士へと戻って日興にその状況を報告した。日興は三郎入道からの報告を受けて、鎌倉の日興門下へ本訴訟に関する指示を与えると共に、再度三郎入道を鎌倉へと向かわせようとした（⑧年月日未詳『災難御返事』）。そして、訴訟は進んで二問状提出の段階まで至り、日興はさらに日目を助勢役として鎌倉へ派遣すると共に、それまで弟子の中で主に訴訟の対応にあっていた日乗に、訴訟に関する具体

的な指示を出して継続して対応にあたらせた（①徳治二年七月十二日『与了性御房書』）。以上のような経過で、徳治二年の法難とその訴訟が進行していった可能性が想定される。この場合、③⑧の書状の系年は①同様、徳治二年である可能性が高くなる。しかし、今示した経過はあくまでも推論であり、先述の入道三者が別人であるならば、当然この推論も成り立たなくなる。今後さらに検討が必要である。

また②に関しては、平三郎入道と本書状の受取人である日乗が何らかの訴訟事に関与している様子が読み取れ、①の入道＝平三郎入道であるならば、これもまた徳治二年の法難に関わる書状である可能性は捨てきれない。ただしその場合、②の日付は三月二十五日と、法難の本拠史料①と比べて日付が四ヶ月程離れているため、②の内容は現時点では徳治二年の法難が発生する前の出来事か後の出来事か判断することが困難である。

⑤『了性御房御返事』については、本書状が記された頃三郎入道が命危うい状況にあることが看取できる。『日興上人』によれば、①の書状に記される「刃傷損物」によつて「三郎入道のちのかく程」の被害を受けたとし、徳治二年の法難と⑤の書状とが直接的に関連するものであると位置づけている⁽⁴³⁾。しかし⑤は、富士の日興が三郎入道の命危うき状況を鎌倉の日乗へと急いで伝えている書状であり、「刃傷損物」なる迫害が鎌倉で発生したのであれば、⑤の状況はむしろ日乗から日興へと伝えられるはずである。また本書状には、法難に関する記述も見ることができない。したがって、三郎入道が命危うき状況に陥った原因が徳治二年の法難の「刃傷損物」によるものであるとは一概には言い切れず、⑤が前欠であることを考慮しても、現時点では当法難と⑤が関連するものであるかどうか断定するには至らないと考えられる。

また④『了性御房御返事』には「御沙汰事御悦と承候へハ悦入候」とあり、日興が日乗から訴訟が順調に進んでいるとの報告を受けたことが読み取れる。本書状の「沙汰事」とは、徳治二年の法難による訴訟のことであろうか。④には「御沙汰をハ了性御房に仰付まいらせて、坊主ハとく下給へかし」とあり、訴訟のことは日乗に任せて日目はすぐに富士に戻ってくるようにとの指示が何度も記されている。日興が日目に帰還するよう強く指示した理由は不明だが、①にみえる「坊主のほり給候了」との文に対応する記述であることも推測できる。そういう点から、確

定するには至らないが、④が徳治二年の法難の状況を伝える書状である可能性も否定できない。少なくとも④の書状からは、日目が訴訟事に関連して鎌倉へと往来し、日乗の近くにいた様子が窺える。

二、「災難事」と徳治二年の法難

次に「災難事」の記述について検討してみたい。先に挙げた日興書状の中で、「災難事」が記される書状は②⑥⑦の三通である。

②には「鎌倉中の災難事なをくし給てみまいらすへく候」とあり、日興が日乗に対して鎌倉中の災難事を逐一記して知らせよと述べ、⑥『与民部公御房書』では「鎌倉中災難事承候了。猶々聞食事者可仰候」とあって、日盛に対して引き続き鎌倉中の災難事の状況を伝えよと述べている。この②⑥両書状に記される災難事に対する表記からは、日興に対して鎌倉で発生した災難事の報告がすでに何度かなされた後の書状のようにも思われる。また⑦『与民部公御房書』には「京都院中災難事もたいなくおほえ候」との記述が見られる。さらに今挙げた日興書状以外にも、年末詳六月十三日の日興書状『与了性御房書』には、「災難事おとろき入候。なおくし給へく候⁽⁴⁴⁾」とあって、災難事が発生したという報告を受けて日興が驚いている様子が窺える。したがって、これらの災難事が同じものを指すと仮定した場合、災難事に対する表記の仕方という点から、六月十三日状は②⑥以前のものである可能性が高いと思われる。

②⑥⑦に述べられる災難事が、徳治二年の法難のことを指しているかどうかを決定づける根拠は現時点では見つかからないが、②の日付が三月二十五日であることから、②における「鎌倉中の災難事」とは徳治二年（一三〇七）三月二日に発生した関東大地震による被害を指す可能性も考え得る。また徳治二年七月十七日の日朗書状『報日像御房書』には「折節セウマフニ御経モモタズ候ツルニ⁽⁴⁵⁾」と、日朗の住坊が焼亡した旨が記されているが、これを徳治二年の法難における被害の一つとする見解もある⁽⁴⁶⁾。ただし『龍華秘書』によれば、『報日像御房書』に記

される日朗の住坊焼亡の件について「但焼亡ノ事アレトモ比企近辺ノ小火ナルベシ」と注記しており、⁽⁴⁷⁾この注記の通りであれば徳治二年の法難との関連性は薄くなるであろう。この点についても今後さらなる検討が必要である。

なお、今挙げた⑥『与民部公御房書』と⑦『与民部公御房書』についてだが、両書状の日付は七月二十六日と二十七日で一日違いである。二日連続で同じ人物に対して書状を送るのは少々不自然であり、両書状とも日興が日盛に対して異なる供養品を贈った旨が記されることから、日興が連日日盛に宛てて書状を記したとは考えにくいように思われる。したがって、⑥⑦両書状の執筆年には少なくとも一年以上の差があると考えられる。

また⑦に記述される「京都院中災難事」については、京都御所内で起こった災難事という意味であろうか。この災難事が具体的に何を指すか、また徳治二年の法難との関連があるものかどうかについても不明だが、京都妙顕寺日像は徳治二年（一三〇七）五月二十日、院宣によって土佐幡多に流罪となっており、⁽⁴⁸⁾このことを指すとも考えられる。そうであれば⑦の書状の執筆年も、徳治二年となる可能性が高くなると思われる。また『仁和寺諸記抄』所収の「亀山殿御談義雜記拔萃」には、徳治二年三月十三日に越後房日弁が申状を提出した旨と、法華法門の宗を京都から追却すべきとする徳治三年（一三〇八）五月二十日付の後宇多上皇の「院宣案」が記録されている。⁽⁴⁹⁾これらを指して「京都院中災難事」と記したことも想定できるが、この場合⑦の書状の執筆年は、院宣案の系年である徳治三年以降となる可能性が高いと考えられる。いずれにせよ、現時点では⑥⑦の書状が徳治二年の法難と関連するものであるかどうかは判然としない。

三、関連史料の系年考 — 花押の相貌を中心に —

ここまでの考察において、改めて日興書状の系年問題が大きな課題であることを痛感した。そこで以下では、書



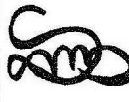





状の系年を探る上での手掛かりの一つとされる花押の相貌をもとに、先に徳治二年の法難の関連史料として挙げた日興書状の系年とその関連性について、少しく検討してみたい。

既に前節で述べた通り、日興の花押に関する先行研究には『興本』が挙げられる。本書では、日興の曼茶羅本尊に記される花押の相貌の変遷を年代別に分類している⁵⁰⁾。もちろん曼茶羅本尊と書状とでは花押の筆跡が異なる

ことが想定されるため、『興本』に示される花押分類型だけを依拠として書状の年代を推定することはできない。そのため、前節では『興本』所収の日興曼茶羅本尊内花押分類型一覧とその年代分けが、日興書状に記される花押の場合にも適用することができかどうかを確認する作業を行った。その結果を参照しながら、ここでは先に挙げた日興書状①―⑧の書状の中で花押が認められる①②③の書状の花押を比較対照していききたい。

左に、『興本』所収の日興曼茶羅本尊内花押分類型一覧と①②③に記される花押の相貌写真を掲示した。これら三通の書状の内、執筆年次が伝わるものは①の徳治二年（一三〇七）のみであり、②③に関しては記された月日しかわからない。これらの花押を比較すると、①②③の書状に見える花押はどれも『興本』の分類型とは異なっているように見える。ただし①―③の花押の相貌は近似しているといえよう。具体的に言えば、通常ならば楕円形の内側に山状に運筆される部分が、①②③では山が記されず、省略したような形で運筆されている。前節で考察したように、①②③の花押は曼茶羅本尊には見られない相貌であり、書状独自の花押の変遷の一例ではないかと思われる。あるいは3型の草体とも言うべきであろうか。そうした場合、①は徳治二年に記されたものであるから、②③の書状は①が記された徳治二年とさほど離れていない時期に記された書状ではないかと推測されるのである。また①②に関しては日乗宛であって、日乗の没年は文保二年（一三一八）と伝えられることから、少なくとも系年が確定していない②はそれ以前に記されたものということになる。このことは、②③が徳治二年と近い時期に記されたものとする推測とも合致するものである。

このように、①②③の書状における花押の相貌の面から見ても、これらの書状が徳治二年の法難近辺の時期に記された書状で、さらに法難とも関連するものである可能性は十分に考えられよう。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|--|---|---|
|  (変形) |  |  |  |  (変形) |  |  |  |
| 6 | 型 | 5型 | 4型 | 3 | 型 | 2型 | 1型 |

日興曼荼羅本尊内花押分類型（『興本』41頁より転載）



③ 『ひととりの御返事』の花押（『興全』五六九頁より転載）



② 『与了性房御書』の花押（『興全』五二四頁より転載）



① 『与了性房御書』の花押（『興全』五一八頁より転載）

小結

以上、徳治二年の法難に関連すると思われる日興書状と、そこに現れる人物の動向や災難事等の記述を中心に考察を加えてきた。その結果、現時点ではあくまで推測の域を出ないが、本節で考察対象とした①―⑧の日興書状の内、①③⑧の書状が当法難と関連する書状である可能性が高く、その順序は③↓⑧↓①と経過したと考えられることを指摘した。また②の書状に関しても、花押の相貌から見れば当法難に関連するものである可能性が考えられることも述べた。

徳治二年の法難は、法華衆徒に対する怨念から日興門下が刃傷損物等の被害を蒙り、それによって訴訟が起こされたものであり、その対応には主に鎌倉の日興門下である日乗とその弟子日盛があたった。しかし訴訟は理不尽な状況下で進められていったようであり、その状況を打破すべく日興は度々日乗らに宛てて書状を送って訴訟への対応を指示した。さらに日乗らの助勢のため、日目をはじめ多くの人物を派遣した様子も窺える。その背景には、過去に起きた熱原法難における悪夢があったと考えられ、日興は同じ結末を生じさせないためにも慎重かつ万全な措置をとり、法難を乗り越えようとした様子が、種々の史料から窺い知ることができる。

ところで、徳治二年の法難を引き起こした直接的な原因は何だったのであろうか。堀日亨氏によれば、当法難は申状提出、すなわち権力者への諫暁活動による波紋の一つで、それによって他宗僧侶から迫害を受けたのではないかと推測している⁽⁵¹⁾。また坂井法暉氏は、先述した越後房日弁の申状提出が徳治二年であることから徳治二年の法難との関連を示唆し、日弁の申状提出の影響が関東方面にも及んだ可能性もあろうと推測している⁽⁵²⁾。聖人滅後、六老僧をはじめとする各門弟が権力者に対して度々申状を提出し、邪法停止と正法建立を要請していることを考慮すると、申状提出によって他宗からの反感を買い、それが契機となって当法難が発生した可能性は十分に有り得る

かと思われる。

先に述べたように、徳治二年の法難については史料の系年問題が根底にあり、史料の系年が不明瞭であるが故に推測に留まった部分や、半ば強引な推論となってしまう箇所も多々あったかと思う。また徳治二年の法難の結末をはじめ、多くの不明点について説明することができなかった。それらの点は研究課題として、今後さらなる検討と分析を行っていきたい。

注

- (1) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』四二四頁、『日興上人』二〇九頁、『上代事典』二六三頁。
- (2) 『興全』一六九頁、『宗全』二卷一五八頁。
- (3) 『上代事典』六一〇頁。
- (4) 史籍集覧研究会発行『続史籍集覧』二冊(すみや書房 一九七〇年)四〇五頁、佐藤進一著『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(岩波書店 一九九三年)三九頁。
- (5) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』六卷(吉川弘文館 一九八五年)六一八頁、佐藤進一著『鎌倉幕府訴訟制度の研究』一〇〇頁。
- (6) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』八卷(吉川弘文館 一九八七年)六三八頁。
- (7) 日興書状『西御坊御返事』(『興全』一五五頁、『宗全』二卷一五〇頁)。
- (8) 日興書状『西坊主御返事』(『興全』一五九頁、『宗全』二卷一五〇頁)。
- (9) 『上代事典』五八九頁。
- (10) 日興書状『坊主御返事』(『興全』一五六頁、『宗全』二卷一五二頁)。
- (11) 『興本』六頁。
- (12) 『興全』一三五頁、『宗全』二卷一四一頁(本書では『与了性房書』と表記)。

- (13) 『日目上人』三九六頁。当曼茶羅本尊授与書にあるように日盛は日城とも表記されており、音で通用させていたと考えられている（『上代事典』四二二頁）。
- (14) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』四七五頁。
- (15) 『興全』一一二頁、『宗全』二卷一一二頁。
- (16) 『興全』一八四頁、『宗全』二卷一六七頁。
- (17) 『興全』一八六頁、『宗全』二卷一六六頁。
- (18) 『興本』八頁。
- (19) 『日目上人』三八〇頁、『宗全』二卷二〇六頁。
- (20) 蘆田伊人編集校訂『大日本地誌体系④ 新編相模国風土記稿』三卷（雄山閣 一九九八年）三三三頁。
- (21) 『上代事典』四二二頁によれば、日興が日乗に宛てた『了性御房御返事』（『興全』一七三頁、『宗全』二卷一六一頁）の日付「七月十三日」の上に他筆で「文保二」と記されていることを挙げ、この三文字が日乗による到来筆であるならば、日乗の寂年が文保二年七月十三日以降になる可能性を示唆している。
- (22) 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」（『興風』一一号所収）二五頁。
- (23) 『興全』一八七頁、『宗全』二卷一九八・一六五頁。
- (24) 『宗全』二卷二六四頁。
- (25) 『日蓮正宗歴代法主全書』一卷二八六頁。
- (26) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』四九三頁。
- (27) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』四九五頁。
- (28) 『日目上人』三八三頁、『宗全』二卷二一六頁。
- (29) 『興本』正誤表六頁。なお本正誤表によれば、当曼茶羅本尊は正慶元年（一三三二）十一月三日の「最前上奏仁新田卿阿闍梨日目授与之、一中一弟子也」との授与書を有する日興曼茶羅本尊（『興本』三〇頁）と同一である可能性が指摘されている。

- (30) 『宗全』二卷二五八頁。本引用三字目「元」の字については、頭注に「元恐剩敷」とある。
- (31) 『日目上人』一六〇頁。
- (32) 『日興上人』二一一頁。
- (33) 『興全』一七六頁、『宗全』二卷一五七頁。
- (34) 『興全』二二八頁、『宗全』二卷一九六頁。
- (35) 『興全』一七八頁、『宗全』二卷一五四頁。
- (36) 『興全』一八〇頁、『宗全』二卷一五九頁。
- (37) 『興全』一八七頁、『宗全』二卷一九八・一六五頁。
- (38) 『興全』一八六頁、『宗全』二卷一六六頁。
- (39) 『興全』二三九頁。
- (40) 大黒喜道稿、「『日興上人全集』正篇編纂補遺」（『興風』一一号所収）三一五頁。
- (41) 『興全』二二八頁頭注によれば、「弥三郎」ではなく「孫三郎」と読む可能性も指摘されている。
- (42) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』四二五頁。
- (43) 『日興上人』二一三頁。
- (44) 『興全』一七四頁、『宗全』二卷一六二頁。
- (45) 『宗全』一卷二四頁。
- (46) 『日興上人』二一三頁。
- (47) 『宗全』一九卷五頁。
- (48) 『龍華秘書』（『宗全』一九卷一三〇頁）。
- (49) 『統群書類従』三一輯下四一七頁。
- (50) 『興本』四一頁、「御本尊相貌分類型一覽」（同三九〇―三九五頁）。

- (51) 堀日亨著『富士日興上人詳伝』四二五頁。
- (52) 坂井法擘稿「日蓮教団の宗号とその実態」(『興風』二二二号所収)二二五―二二六頁。

終
章

以上のように本論文では「初期日興門流史の研究」と題し、日興とその門弟が師・聖人の思想と行動をどのように実践・継承しつつ自門の教線を拡張していったのか、聖人滅後における日蓮教団の原初的動向の一端を考察してきた。その方法として、本論文では全五章にわたって曼荼羅本尊の書写・諫暁活動・人々の交流などの視点から、初期日興門流の具体的様相について検討した。各章毎の結論は各章の小結において述べたところであるので、ここで繰り返すことは避けたいが、本研究を大観した結論を述べておきたい。

門祖日興を筆頭に初期日興門流に関連する中世史料は実に豊富に伝来しており、教団初期の状況を紐解く上で有力な手掛かりとなり得ることは言うまでもない。それは六老僧をはじめとする聖人直弟を門祖とする日蓮教団諸門流中、史料の現存数は日興門流が極めて顕著であり、日興門流の特色の一つと言えよう。それらの史料を中心に本論文では種々の考察を行った結果、日興とその門弟の布教活動や弟子檀越の広がり、生活の様子など、激しく移り変わる時代の潮流の中で門流の興隆を目指して奔走した日興らの具体的な行動の一端を、史実として明らかにすることができたと思う。特に、諸文献を通して日興在世中に三〇〇名を超す弟子檀越の存在が伝えられることは、当時の日興門流の具体的広がりを示す重要な事実である。また布教活動の一つとして本論文で取り上げた曼荼羅本尊の書写・授与や諫暁活動では、聖人の直弟以降も門流問わず代々の門下によって継続的に行われているが、直弟として聖人が説き顕した教義の真髓を少しも変えることなく後世に伝え遺そうとして行った日興の布教方法・主張が門下によって受け継がれ、それが日興門流の独自性となって継承されている様子が窺えた。日興門流がこれだけ多くの弟子檀越を獲得し得たのは、まぎれもなく日興とその門弟の布教活動が効果的であったからであり、その輪の中心で日興が先導者として門下を統率し、強い求心力を發揮していた結果であると考えられる。

日興滅後には、門弟の間で教義や土地をめぐる度々対立抗争が見られるが、既に述べた通り、対立が生み出した門弟の分派によって各地に新たな拠点寺院が建立され、結果的には日興門流全体の教線の広域な拡張へとつながっていった。対立による分裂にはどうしても負のイメージがつきまとうが、今日に至る日興門流の発展へと

つながる契機となった事跡として、極めて重要な史実であると言える。

しかし、日興文書をはじめ日興門流関連の中世史料が今日まで多数伝来しているとはいえず、それらはいくまでも氷山の一角に過ぎず、実際に作成された文書の数は現存数よりもはるかに多かつたであろう。今後未見の文献が調査によって新たに発見・公開され、点と点が線となるように、日興門流研究がさらに進展することを願ってやまない。

日興門流発展の基礎を築いた日興の生き方は、まさしく師・聖人の生き方に追従するものであった。元々天台宗僧侶として仏道を歩み出した日興が、当時の仏教界において独自の教学を展開する聖人と出会い、その思想と行動に強い感銘を受け、自らの信仰を擲って聖人の門に身を投じた背景には、相当の決意と確信があつたに違いない。そうして入門した日興にとって、聖人滅後六老僧の一人として教団の先頭に立ち門下を牽引していかねればならない立場となった時、自らの歩むべき道の指標となったのは、間違いない師・聖人の思想と行動である。本論文において聖人滅後、日興が本弟子六人を撰定したこと、曼荼羅本尊の書写と授与に力を注いだこと、諫曉活動を展開したこと、多くの聖人遺文を書写したこと、聖人が五三歳の時に身延に入山したように日興もまた五三歳で大石寺から重須本門寺へと拠点を移したこと、弟子檀越からの物品贈与に対する礼状の書式が聖人の礼状に酷似していることなどを確認してきたが、これらの史実はすべて聖人が生前にとつた行動に倣ったものであろうと考えられる。

成立してまだ歴史の浅い当時の日蓮教団にとって、聖人というカリスマ的指導者の入滅はまさに痛恨の極みであると共に、大きな転換期であつた。弟子としての門下から、指導者としての門下へと立場が大きく変動したのである。そのような状況下において、六老僧の一人日興が以後の布教活動で拠りどころとしたのが、法華経に直参した聖人の生き方であつた。日興は聖人の直弟として、最も近くで聖人の思想と行動に深く触れてきた。その日興にとって、自らが信奉した聖人の生き方こそが何よりの手本であり、明鏡であつたに違いない。

ただし、これは日興のみに限つた話ではない。他の五老僧をはじめとする聖人の直弟子・孫弟子らもまた、そ

れぞれの布教地で、それぞれの解釈をもって聖人に追従しようとしたことは論じるまでもない。そのような共通意識のもとに、門弟各々が聖人の遺してくれた教団の存続と発展のために命懸けで奔走したことは、一層評価されるべき功績であろう。

本論文では、生涯を通じて聖人に直参する姿勢を身をもって示してくれた、決して異端僧ではなく高僧と称するに相応しい聖人の弟子・日興の姿を改めて窺うことができた。そして、日興が体現した門下の進むべき方向性を基軸として、初期日興門流が展開していく様子の一端を垣間見ることができたのではないかと思う。まだまだ解明しきれていない点は多々散在しているが、それらについては今後の研究課題としたい。

なお、私事ではあるが、思い返してみれば平成十七年四月に立正大学に編入学して以来、早いもので既に八年が経過した。筆者が生まれ育った寺院が属する日興門流の成立と展開について深く究明したく、大学院進学を志したのが平成十九年のことであつた。幸運にも同年より日蓮教学研究所に設置される日蓮宗宗費生、次いで平成二十四年より宗費研究員に採用して頂き、宗門から経済面で大きな恩恵を蒙つた。また、日蓮教学研究所に所属することで諸先生方の緻密な研究に常日頃接する機会を得られたことは、大変貴重な経験であつた。これらの御支援と御厚情なくして今日まで研究を継続することは到底不可能であつた。厚く御礼申し上げたい。

末文となつたが、研究を志して以来、研究の方向性を見失い行き詰まることも多々あつたが、本論文執筆にあたり、主査松村壽巖先生・副査冠賢一先生・副査寺尾英智先生をはじめ宗学科の諸先生方には、今日まで格別なる御指導を賜つた。深く感謝申し上げます。また北川前肇先生には、本論文執筆を後押しして頂いた上に終始助言と暖かな支援を賜つた。さらに、立正大学日蓮教学研究所の研究員研究生の諸氏には多大な御協力を頂いた。厚く御礼申し上げます。

引用・参考文献一覧（年代順）

【史料・資料】

- 加藤文雅編『日蓮聖人御遺文』（日宗社 一九〇四年）
- 日蓮宗宗学全書刊行会編『日蓮宗宗学全書』全一八卷（日蓮宗宗学全書刊行会 一九二一年―）
- 堀日亨編『富士宗学要集』全一一卷（雪山書房 一九三五年―）
- 『史蹟名勝天然紀念物調査報告書』一二輯（福岡県 一九三七年）
- 鷺尾順敬著『南部家文書』（吉野朝史蹟調査会 一九三九年）
- 立正大学日蓮教学研究会編『昭和定本日蓮聖人遺文』全四卷（身延山久遠寺 一九五二年初版）
- 堀日亨編『富士宗学要集』全一一卷（富士宗学要集刊行会 一九五五年―）
- 山中喜八編『日蓮大聖人御真蹟 御門下御本尊集』（立正安国会 一九五七年）
- 立正大学日蓮教学研究会編『日蓮宗宗学全書』全二三卷（山喜房佛書林 一九五九年―）
- 千葉県史編纂審議会編『千葉縣史料』中世篇 諸家文書（千葉県 一九六二年）
- 静岡県編『静岡縣史料』（角川書店 一九六六年）
- 福島県編『福島県史』七卷 資料編2 古代・中世史料（福島県 一九六六年）
- 菅野慈俊監修『奉藏於奥法宝』（一九六七年）
- 荻野三七彦・柴辻俊六編『新編甲州古文書』三卷（角川書店 一九七〇年）
- 国書刊行会編『続々群書類従』第八（続群書類従完成会 一九七〇年）
- 史籍集覧研究会発行『続史籍集覧』二冊（すみや書房 一九七〇年）
- 『富士学林教科書 研究教学書』四卷（富士学林 一九七〇年）

- 竹内理三編『鎌倉遺文』（東京堂出版 一九七一年―）
- 正本堂建立記念出版委員会編『日蓮正宗歴代法主全書』一―七卷（大石寺 一九七二年―）
- 日蓮宗全書『本化別頭仏祖統紀』（本山本満寺 一九七三年）
- 日蓮宗全書『日蓮上人伝記集』（本山本満寺 一九七四年）
- 『埴谷抄』（『日蓮教学研究所紀要』一号〈立正大学日蓮教学研究 一九七四年〉「史料紹介」所収）
- 日蓮聖人真蹟集成法蔵館編集部編『日蓮聖人真蹟集成』全一〇卷（法蔵館 一九七六年―）
- 埴保己一編『群書類従』九輯（続群書類従完成会 一九八〇年訂正三版第四刷）
- 埴保己一編『群書類従』二七輯（続群書類従完成会 一九八〇年訂正三版第四刷）
- 大田区史編さん委員会編『大田区史』資料編 寺社2（大田区 一九八三年）
- 『真間山濫觴記』（『日蓮教学研究所紀要』一〇号〈立正大学日蓮教学研究 一九八三年〉「史料紹介」所収）
- 永岡淳正編『龍華御本尊集』（便利堂 一九八四年）
- 山口照子監修『日親上人全集』（日親上人第五百遠忌報恩奉行会 一九八五年）
- 日蓮聖人門下歴代大曼荼羅本尊集成刊行会編『日蓮聖人門下歴代大曼荼羅本尊集成』（日蓮聖人門下歴代大曼荼羅本尊集成刊行会 一九八六年）
- 本法寺文書編纂会編『本法寺文書一』（大塚巧藝社 一九八七年）
- 歴史考古学研究会研究部編『歴史考古学』二二二号「石造品銘文集（一）」（歴史考古学研究会 一九八八年）
- 歴史考古学研究会研究部編『歴史考古学』二四号「石造品銘文集（二）」（歴史考古学研究会 一九八九年）
- 埴保己一、補・太田藤四郎編『続群書類従』三一輯下（続群書類従完成会 一九八九年）
- 宮崎県編『宮崎県史』史料編 中世1（宮崎県 一九九〇年）
- 妙頭寺文書編纂会編『妙頭寺文書一』（妙頭寺 一九九一年）
- 静岡県編『静岡県史』資料編6 中世2（静岡県 一九九二年）

- 中尾堯編『中山法華経寺史料』（吉川弘文館 一九九四年）
- 日興上人御本尊集編纂委員会編『日興上人御本尊集』（興風談所 一九九六年）
- 日興上人全集編纂委員会編『日興上人全集』（興風談所 一九九六年）
- 静岡県編『静岡県史』通史編2 中世（静岡県 一九九七年）
- 編纂委員会編『日興上人全集・日興上人御本尊集正誤表』（興風談所 一九九七年）
- 蘆田伊人編集校訂『大日本地誌体系^② 新編相模国風土記稿』三卷（雄山閣 一九九八年）
- 実成山久成寺縁起誌編纂委員会編『実成山久成寺縁起誌』（実成山久成寺 一九九八年）
- 藤井教公編『御本尊鑑 遠沾院日亨上人』（身延別院内『御本尊鑑』再版刊行会 一九九九年）
- 立正大学日蓮教学研究部編『昭和定本日蓮聖人遺文』全四卷（身延山久遠寺 二〇〇〇年改訂増補第三刷）
- 千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史』資料編 中世3 県内文書2（千葉県 二〇〇一年）
- 黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系』六〇巻上 尊卑分脈 第三篇（吉川弘文館 二〇〇五年）
- 伊東市史編纂委員会・伊東市教育委員会編『伊東市史』史料編 古代・中世（伊東市 二〇〇七年）
- 伊東市史編纂委員会・伊東市教育委員会編『伊東市史』史料編 近世Ⅱ（伊東市 二〇一一年）
- 渡辺宝陽・小松邦彰編『日蓮聖人全集』全七巻（春秋社 二〇一一年新装版）
- 中尾堯・寺尾英智編『【図説】日蓮聖人と法華の至宝』一巻 曼荼羅本尊（同朋舎メディアプラン 二〇一二年）
- 中尾堯・寺尾英智編『【図説】日蓮聖人と法華の至宝』二巻 真蹟遺文（同朋舎メディアプラン 二〇一二年）
- 中尾堯・赤尾栄慶編『【図説】日蓮聖人と法華の至宝』三巻 典籍・古文書（同朋舎メディアプラン 二〇一三年）

【著書】

堀慈琳著『熱原法難史』（雪山書房 一九二二年）

- 身延山久遠寺編『身延山史』（身延教報出版部 一九二三年）
- 山川智応著『日蓮聖人研究』二卷（新潮社 一九三二年）
- 早川一三著『富士日興上人身延離山の研究』（不二之根社 一九三六年）
- 堀日亨著『日興上人身延離山史』（大日蓮社 一九三七年）
- 宮崎英修著『波木井南部氏事蹟考』（孔官堂出版部 一九五〇年）
- 影山堯雄著『日蓮教団史概説』（平樂寺書店 一九五九年）
- 堀日亨著『富士日興上人詳伝』（創価学会 一九六三年）
- 立正大学日蓮教学研究部編『日蓮教団全史（上）』（平樂寺書店 一九六四年）
- 鈴木一成著『日蓮聖人遺文の文献学的研究』（山喜房佛書林 一九六五年）
- 高木豊著『日蓮とその門弟』（弘文堂 一九六五年）
- 身延町誌編集委員会編『身延町誌』（身延町役場 一九七〇年）
- 中村練敬著『日蓮聖人と諸人供養』（平樂寺書店 一九七二年）
- 中尾堯著『日蓮宗の成立と展開——中山法華経寺を中心として——』（吉川弘文館 一九七三年）
- 多田隅豊秋著『九州の石塔』下卷（西日本文化協会 一九七五年）
- 執行海秀著『日蓮宗教学史』（平樂寺書店 一九七六年）
- 渡辺宝陽著『日蓮宗信行論の研究』（平樂寺書店 一九七六年）
- 高木豊著『鎌倉仏教史研究』（岩波書店 一九八二年）
- 『日興上人日目上人正伝』（大石寺 一九八二年）
- 本門寺並直末寺院縁起編集委員会編『本門寺並直末寺院縁起』（本門寺 一九八二年）
- 日本歴史学会編『概説古文書学 古代・中世編』（吉川弘文館 一九八三年）
- 執行海秀著『興門教学の研究』（海秀社 一九八四年）

- 室住一妙著『純粹宗学を求めて―室住一妙遺稿集―』（山喜房佛書林 一九八七年）
- 山中裕著『平安朝の年中行事』（塙書房 一九八八年）
- 堀慈琳著『熱原法難史』（中国報編集室 一九八九年復刻版）
- 出版委員会編『日興上人』（継命新聞社 一九九〇年）
- 池田令道著『富士門流の信仰と化儀』（興風談所 一九九三年）
- 佐藤進一著『鎌倉幕府訴訟制度の研究』（岩波書店 一九九三年）
- 山口範道著『日蓮正宗史の基礎的研究』（山喜房佛書林 一九九三年）
- 富谷日震著『本宗史綱』（本山要法寺 一九九四年）
- 本間守拙著『日蓮の佐渡越後』（新潟日報事業社出版部 一九九四年）
- 寺尾英智著『日蓮聖人真蹟の形態と伝来』（雄山閣出版 一九九七年）
- 盛本昌広著『日本中世の贈与と負担』（校倉書房 一九九七年）
- 日目上人出版委員会編『日目上人』（継命新聞社 一九九八年）
- 大隅和雄・中尾堯編『日本仏教史 中世』（吉川弘文館 一九九八年）
- 目黒きよ著『日蓮聖人と女人の食供養』（株式会社講談社出版サービスセンター 一九九八年）
- 南部町誌編纂委員会編『改訂 南部町誌』上巻（南部町 一九九九年）
- 百瀬今朝雄著『弘安書札礼の研究―中世公家社会における家格の桎梏―』（東京大学出版会 二〇〇〇年）
- 松村壽巖著『日蓮宗儀礼史の研究』（平楽寺書店 二〇〇一年）
- 高橋肅道著『日蓮正宗史の研究』（妙道寺事務所 二〇〇二年）
- 佐藤進一著『「新版」古文書学入門』（法政大学出版局 二〇〇三年）
- 佐藤博信著『中世東国日蓮宗寺院の研究』（東京大学出版会 二〇〇三年）
- 仏教書総目録刊行会編『仏教のすすめ―仏教の歴史―』（仏教書総目録刊行会 二〇〇五年）

- 富士学林研究科著『日興上人身延離山史』（大石寺 二〇〇六年）
- 榎木境道著『富士門流の歴史 重須篇』（妙教編集室 二〇〇七年）
- 金原明彦著『日蓮と本尊伝承―大石寺戒壇板本尊の真実』（水声社 二〇〇七年）
- 渡辺実著『日本食生活史』（吉川弘文館 二〇〇七年）
- 高木豊著『中世日蓮教団史攷』（山喜房佛書林 二〇〇八年）
- 盛本昌広著『贈答と宴会の中世』（吉川弘文館 二〇〇八年）
- 江原絢子・石川尚子・東四柳祥子著『日本食物史』（吉川弘文館 二〇〇九年）
- 高橋肅道編著『興門資料』（妙道寺事務所 二〇一〇年）
- 宮崎英修著『日蓮教団史研究』（山喜房佛書林 二〇一一年）
- 宮崎英修著『日蓮聖人研究』（山喜房佛書林 二〇一一年）
- 宮崎英修著『波木井南部氏事蹟考』（山喜房佛書林 二〇一一年復刻版）
- 佐渡阿闍梨日向上人第七〇〇遠忌記念誌編集委員会編『佐渡阿闍梨日向上人』（身延山久遠寺 二〇一三年）

【論文】

- 圭室諦成稿「葬式法要の発生とその社会経済史的考察」（日本宗教史研究会編『日本宗教史研究』（隆章閣 一九三三年）所収）
- 鈴木一成稿「日蓮聖人の花押の変化について―遺文系年推定の資料として―」（『大崎学報』一〇〇号（立正大学 仏教学会 一九五三年）所収）
- 鈴木一成稿「高橋入道と妙心尼」（『大崎学報』一〇一号（立正大学 仏教学会 一九五四年）所収）
- 河緒実英稿「中世人の生活―衣・食・住・行事・甲冑―」（『国文学 解釈と教材の研究』七卷一一号（学燈社 一九六二年）所収）

- 菅野慈俊稿「建武元年新田孫五郎国宣執達状をめぐる奥法華衆の考察（その一）」（『仙台郷土研究』二二卷二号）
 〈仙台郷土研究会 一九六二年〉所収）
- 菅野慈俊稿「建武元年新田孫五郎国宣執達状をめぐる奥法華衆の考察（その二）」（『仙台郷土研究』二二卷三号）
 〈仙台郷土研究会 一九六二年〉所収）
- 菅野慈俊稿「建武元年新田孫五郎国宣執達状をめぐる奥法華衆の考察（その三）」（『仙台郷土研究』二三卷一号）
 〈仙台郷土研究会 一九六三年〉所収）
- 宮崎英修稿「興門初期の分裂と方便品読不読論―五人所破抄の著者について―」（『大崎学報』一二二号）（立正大学仏教学会 一九六七年）所収）
- 宮崎英修稿「波木井殿御報「常陸の湯」について」（『大崎学報』一二五・一二六号）（立正大学仏教学会 一九七一年）所収）
- 高木豊稿「日蓮と日蓮宗教団の形成」（中村元、笠原一男、金岡秀友監修・編集『アジア仏教史 日本編Ⅴ 鎌倉仏教3』）（佼成出版社 一九七二年）所収）
- 川添昭二稿「九州日蓮教団の展開」（影山堯雄編『中世法華仏教の展開』）（平楽寺書店 一九七四年）所収）
- 宮崎英修稿「江戸中期における諫暁活動」（『棲神』四八号）（身延山短期大学学会 一九七五年）所収）
- 菅野慈俊稿「断碑出土について」（和党編集室編『小倉山房遺稿集』）（和党編集室 一九七六年）所収）
- 菅野慈俊稿「日道上人御開創「三迫本道寺」及「一迫妙円寺」について（一）」（和党編集室編『小倉山房遺稿集』）（和党編集室 一九七六年）所収）
- 高木豊稿「日興とその門弟」（川添昭二・高木豊・藤井学・渡辺宝陽編『研究年報 日蓮とその教団』四集）（平楽寺書店 一九七九年）所収）
- 宮崎英修稿「富士戒壇論について」（仏教史学会編著『仏教の歴史と文化』）（同朋舎出版 一九八〇年）所収）
- 「西山本門寺重宝調帖―日省上人調」（『興統』二二号）（日蓮宗興統法縁会 一九八一年）所収）

- 井上博文稿「初期日蓮教団における寺院の成立と性格」(宮崎英修先生古稀記念論文集刊行会編『日蓮教団の諸問題』(平楽寺書店 一九八三年)所収)
- 片岡邦雄稿「窪尼御前について―持妙尼・高橋入道・妙心尼―」(日蓮宗研究刊行同人会編『日蓮宗研究』1(法華ジャーナル 一九八四年)所収)
- 上島有稿「草名と自署・花押―書札札と署名に関する一考察―」(日本古文書学会編『古文書研究』二四号(吉川弘文館 一九八五年)所収)
- 大平宏龍稿「日隆聖人と東国法華宗」(『興隆学林紀要』創刊号(興隆学林専門学校 一九八六年)所収)
- 目黒きよ稿「日蓮聖人の食生活について」(『大崎学報』一四一号(立正大学仏教学会 一九八六年)所収)
- 望月友善稿「鎌倉時代の忌日供養塔婆について(下)」(歴史考古学研究会研究部編『歴史考古学』二七号(歴史考古学研究会 一九九〇年)所収)
- 池田令道稿「無年号文書・波木井日円状の系年について」(『興風』一一号(興風談所 一九九七年)所収)
- 坂井法暉稿「重須本門寺と大石寺」(『興風』一一号(興風談所 一九九七年)所収)
- 菅原関道稿「日興上人本尊の拝考と『日興上人御本尊集』補足」(『興風』一一号(興風談所 一九九七年)所収)
- 大黒喜道稿「『日興上人全集』正篇編纂補遺」(『興風』一一号(興風談所 一九九七年)所収)
- 山上弘道稿「日興上人御本尊脇書について」(『興風』一一号(興風談所 一九九七年)所収)
- 桜井英治稿「日本中世の贈与について」(『思想』八八七号(岩波書店 一九九八年)所収)
- 西村浩子稿「鎌倉時代の申状に見られる裁許要請文言の類型について」(『鎌倉時代語研究』二二一号(鎌倉時代語研究会 一九九八年)所収)
- 丹治智義稿「重須談所の教育史的考察」(高木豊・冠賢一編『日蓮とその教団』(吉川弘文館 一九九九年)所収)
- 池田令道稿「大石寺蔵日興上人書写御書の考察」(『興風』一三三号(興風談所 二〇〇〇年)所収)
- 坂井法暉稿「道郷論争と大石寺東坊地の係争」(『興風』一三三号(興風談所 二〇〇〇年)所収)

高森大乘稿「日蓮の情報網と連絡網―門弟と書簡の往来を分析する―」（『印度学仏教学研究』四九卷一号〈日本印度学仏教学会 二〇〇〇年〉所収）

池田令道稿「大石寺蔵『御伝土代』の作者について」（『興風』一六号〈興風談所 二〇〇四年〉所収）

菅原関道稿「中山法華経寺聖教に見える異筆文書の考察」（『興風』一六号〈興風談所 二〇〇四年〉所収）

大谷吾道稿「日睿筆「類集記」について」（『興風』一八号〈興風談所 二〇〇六年〉所収）

池田令道稿「日興筆『転重軽受法門』―依智における日興上人―」（『日蓮大聖人御書システム』

<http://www5f.biglobe.ne.jp/~gosyosys/>）所収コラム「平成十九年五月」）

佐藤博信稿【史料紹介】安房妙本寺所蔵「宗祖一期略記 日我御記」（『千葉大学人文社会科学研究所』一五号

〈千葉大学大学院人文社会科学研究所 二〇〇七年〉所収）

山上弘道稿「『富士一跡門徒存知事』について」（『興風』一九号〈興風談所 二〇〇七年〉所収）

小林正博稿「大石寺蔵日興写本の研究」（『東洋哲学研究所紀要』二四号〈東洋哲学研究所 二〇〇八年〉所収）

佐藤博信稿【史料紹介】安房妙本寺所蔵「富山一流草案」（『千葉大学人文社会科学研究所』一六号〈千葉大学

大学院人文社会科学研究所 二〇〇八年〉所収）

菅原関道稿「日興本『立正安国論』と紙背文書」（『興風』二〇号〈興風談所 二〇〇八年〉所収）

高森大乘稿「日蓮遺文にみる門弟の往来」（坂輪宣敬博士古稀記念論文集『仏教文化の諸相』（山喜房佛書林 二

〇〇八年）所収）

坂井法暉稿「日興写本をめぐる諸問題について」（『興風』二二号〈興風談所 二〇〇九年〉所収）

中尾堯稿「『真蹟に触れる』第二九二回（日蓮宗新聞社発行『日蓮宗新聞』連載 平成二十一年十一月二十日号）

坂井法暉稿「日蓮教団の宗号とその実態」（『興風』二二二号〈興風談所 二〇一〇年〉所収）

東佑介稿「富士大石寺所蔵『御伝土代』の成立と価値」（『法華仏教研究』八号〈法華仏教研究会 二〇一一年〉

所収）

池田令道稿「大石寺藏『御伝土代』の作者について（補遺）」（『興風』二三号〈興風談所 二〇一一年〉所収）
佐藤博信・坂井法暉稿「安房妙本寺文書の古文書学的研究―特に無記名文書の筆者特定について―」（『千葉大学
人文社会科学研究所』二三号〈千葉大学大学院人文社会科学研究所 二〇一一年〉所収）
長谷川信達稿「熱原法難の周辺に関する一考―伝承再考に向けての試論的覚書―」（『富士学報』四四号〈富士
学林 二〇一一年〉所収）
佐藤博信・坂井法暉稿「安房妙本寺藏 日興写本『一代五時鶏図』・某筆『王代記並八幡菩薩事』」（『千葉大学
人文社会科学研究所』二四号〈千葉大学大学院人文社会科学研究所 二〇一二年〉所収）
都守基一稿「『立正安国論』の再確認」（『身延山大学東洋文化研究所報』一六号〈身延山大学東洋文化研究所
二〇一二年〉所収）

【レジュメ】

寺尾英智稿「諸門流先師の曼荼羅本尊について」（日蓮宗勸学院講座発表レジュメ 平成二十五年二月十八日発
表）

坂井法暉稿「日興上人の生涯と思想に関して―現況と課題―」（興風談所定例勉強会 平成二十五年六月七日発
表）

【辞典・事典】

国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』全一五卷（吉川弘文館 一九七九年―）
角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典 7 福島県』（角川書店 一九八一年）
日蓮宗寺院大鑑編集委員会編『日蓮宗寺院大鑑』（池上本門寺 一九八一年）
日蓮宗事典刊行委員会編『日蓮宗事典』（日蓮宗宗務院 一九八一年）

立正大学日蓮教学研究編『日蓮聖人遺文辞典 歴史篇』（身延山久遠寺 一九八五年）
角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典 19 山梨県』（角川書店 一九八四年）
平凡社地方資料センター編『日本歴史地名大系第七巻 福島県の地名』（平凡社 一九九三年）
大黒喜道編著『日興門流上代事典』（興風談所 二〇〇〇年）
日本国語大辞典第二版編集委員会編『日本国語大辞典 第二版』全一四巻（小学館 二〇〇〇年―）
立正大学日蓮教学研究編『日蓮聖人遺文辞典 教学篇』（身延山久遠寺 二〇〇三年）
平宏和・芦澤正和・梶浦一郎・竹内昌昭・中井博康編著代表『食品図鑑』（女子栄養大学出版部 二〇〇六年）
加藤友康・高埜利彦・長沢利明・山田邦明編『年中行事大辞典』（吉川弘文館 二〇〇九年）

【年表】

富士年表作成委員会編『日蓮正宗富士年表』（富士学林 一九六四年―）
富谷日震編『日宗年表』復刻版（本山要法寺 一九八五年）
身延山短期大学仏教文化研究所編『身延山史年表』（身延山久遠寺 一九八五年）
影山堯雄編『新編日蓮宗年表』（日蓮宗宗務院 一九八九年）
吉川弘文館編集部編『誰でも読める日本中世史年表』（吉川弘文館 二〇〇七年）
富士年表増補改訂出版委員会編『日蓮正宗富士年表』（富士学林 二〇〇八年）

【目録】

山中喜八編『御本尊集目録』（立正安国会 一九七四年）

【データベース】

『統合システム』二〇一三年度版（興風談所 二〇一三年）